(2)

地域開発における伝統的環境の活用と保全に関する基礎的研究

－農村集落・都心市街地・発展途上国－

増井正哉

地域開発における伝統的環境の活用と保全に関する基礎的研究
－農村集落・都心市街地・発展途上国－

序　論

序　章　研究目的と方法

第1部　農村集落における伝統的環境保全

第1章　傾斜地における集落景観保全とコミュニティ
　　－京都市西京区灰谷地区の景観保全の事例から－

　1-1　歴史的背景と民家の特徴
　1-2　景観構成とその分析
　1-3　環境管理システムとコミュニティ

第2章　集落整備事業にともなう伝統的環境保全
　　－京都府八木町美里地区における整備計画策定を通して－
　2-1　調査対象地区・美里地区と集落整備事業の課題
　2-2　集落形成と景観の特徴
　2-3　住民意向調査
　2-4　集落整備計画と歴史的環境保全
　2-5　集落の社会組織と環境管理計画

第3章　スプロール地域における歴史的環境保全
　　－京都市山科区西野地区のオープンスペースの保全と活用－

　3-1　スプロール地域の計画課題とオープンスペース
　3-2　山科地区の市街化と伝統的集落の特徴
　3-3　伝統的集落とその周辺のオープンスペースの存在形態と利用・管理の状況
　3-4　新市街地のオープンスペースの存在形態と利用管理の状況
　3-5　オープンスペースの空間機能と利用機能の変容
　3-6　既存オープンスペースの計画的活用

第4章　農村集落における伝統的共用空間の形成とその保全
　　－京都府南部「鎮守の森」調査から－

　4-1　「鎮守の森」研究の意義と方法
　4-2　鎮守の森の形成過程
　4-3　鎮守の森の現況と問題点
　4-4　鎮守の森の再評価

第2部　伝統的都心市街地における伝統的環境保全

第5章　伝統的高密度居住地における環境管理システム－大阪・谷町の長屋街区

5-1　大阪における伝統的高密度居住地の形成過程
5-2　伝統的高密度居住地の形態的特徴と近年の空間変容
5-3　路地単位でみた環境管理の実態
5-4　現在の環境管理と環境評価
5-5　伝統的集住形態の再評価

第7章　伝統的都市祭礼の空間的基盤・社会的基盤　　京都山鉾町

6-1　京都における都心市街地の諸問題と歴史的環境保全
6-2　京都における都心市街地の形成過程
6-3　京都における都心市街地の現状
6-4　都市祭礼における空間利用と演出
6-5　都心コミュニティの変容
6-6　伝統的共用施設の現代的機能－町会所について－

第3部　発展途上国における伝統的環境保全

第7章　パキスタンにおける遺跡保存と伝統的集落の環境保全

7-1　ガンダーラ遺跡の現況と保存の問題点
7-2　パクトゥン族とブネール県ハド・ヘル地域
7-3　農村集落における伝統的環境の現状とその問題点－ブネール県ノーグラム集落
7-4　近年の空間的社会的変化と環境管理をめぐる問題
7-5　関連プロジェクトとその評価

結　論

序　論

序　章　研究目的と方法

第1部　農村集落における伝統的環境保全

第1章　傾斜地における集落景観保全とコミュニティ
－京都市西京区灰谷地区の景観保全の事例から－

1-1　歴史的背景と民家の特徴
　1-1-1　灰谷集落の形成過程
　1-1-2　民家の特徴
　　(1)民家の類型
　　(2)改造の傾向
　　(3)民家の改造と景観の変化
1-2　景観構成とその分析
　1-2-1　集落全体の景観（外からの景観）
　　(1)境界とアプローチ
　　(2)石垣とたな田・家なみ
　　(3)家なみ
　　(4)立体的景観
　1-2-2　集落内の景観
　　(1)集落内部の概観
　　(2)集落内における景観構成要素
　　石垣／地形の起伏／曲折したみち／民家／樹木／たな田・段々畑
　　(3)辻～東細谷川の景観分析
　　山側と谷側の比較／定点間における景観の評価／シークエンス
　　(4)集落景観の総括的特徴
1-3　環境管理システムとコミュニティ
　1-3-1　コミュニティの組織とその変遷
　　(1)人口、戸数
　　(2)コミュニティの構成
　　保と区／町／組／親戚づきあい／となり近所
　1-3-2　伝統的生活環境とコミュニティ
　　(1)環境管理の実態と変容
　　山林／水／水／みち／橋／家屋／石垣
　　(2)伝統的コミュニティによる管理の問題点
　　(3)ハードの継承とソフトの継承

第２章　集落整備事業にともなう伝統的環境保全
－京都府八木町美里地区における整備計画策定を通して－

2-1　調査対象地区・美里地区と集落整備事業
2-1-1　調査対象地区・八木町美里地区の概要
(1)対象地区の概要
八木町の概要／美里地区の位置／地形条件／人口と世帯数
／営農状況
(2)土地利用と集落環境
土地利用／集落環境
2-1-2　集落整備計画の課題
(1)地域活性化と農業振興
(2)整備課題
土地利用／農業生産環境／生活環境／景観・史跡保存／住民協定
2-2　集落形成と景観の特徴
2-2-1　美里集落の形成過程
(1)古代・中世
(2)近世
(3)近代
2-2-2　集落景観の分析
(1)建物
分析手法／地区建物の概観／主屋の特徴／離れ／蔵／納屋・物置
(2)屋敷地の空間構成
「ニワ」との関係からみた空間構成／屋敷地へのアプローチ
(3)境界要素
境界要素の種類／集落別の特徴
(4)文化財
西光寺と荒井神社／その他の地域文化財
(5)集落景観の特徴
みち景観／ヴィスタポイントからの景観／水路の景観
2-3　住民意向調査
2-3-1　第１回意向調査
(1)生活環境に対する評価
(2)地域整備について
(3)歴史的環境の保全について
2-3-2　第２回意向調査
(1)集落整備について
(2)歴史的環境の保全について
2-4　集落整備計画と歴史的環境保全
2-4-1　土地利用計画・農用地整備計画
(1)土地利用計画
基本方針／地目別の内容

(2)農用地整備計画
基本方針と農道計画／用排水計画
2-4-2　景観整備計画
(1)景観整備の基本方針
(2)景観整備計画
家屋配置／建物の外観／境界要素（塀・垣等）
／屋敷地外農業施設／大規模建築物の修景手法
(3)個別修景計画
西光寺荒井神社参道付近整備方針／新・公民館計画
／「さいのかみ」小公園計画
／府道の拡幅計画における景観上の配慮／水路景観の保全
(4)集落の自主管理方法
土地利用協定／景観保全協定／集落－工場間協定
2-5　集落の社会組織と環境管理計画
2-5-1　住民組織と活動の概況
2-5-2　伝統的社会組織－「株」と「組」
(1)「株」と「組」の性格
(2)旧雀部地区
(3)旧広垣内地区
(4)旧神田地区
(5)集落統合後の組
2-5-3　その他の住民組織
2-5-4　集落の活動と住民
(1)集落の年中行事
(2)環境管理
水路の整備／道路の整備／共用施設管理／生活互助
2-5-5　新しい管理対象と環境管理計画

第３章　スプロール地域における歴史的環境保全
－京都市山科区西野地区のオープンスペースの保全と活用－

3-1　スプロール地域の計画課題とオープンスペース
3-1-1　研究の目的
(1)市街地の特徴と問題点
(2)スプロール地域とオープンスペース
(3)研究の目的
3-1-2　オープンスペースの概念と定義
(1)オープンスペースの概念
(2)本研究におけるオープンスペースの定義
3-1-3　研究の方法と対象地域
(1)研究の方法
(2)研究の対象地域

3-2 山科地区の市街化と伝統的集落の特徴
3-2-1 山科地区の地理的・歴史的特徴
3-2-2 都市基盤の発達
3-2-3 人口動態と地域の性格の変化
(1)人口動態
(2)ベッドタウンとしての山科
3-2-3 市街地の拡大とその背景
(1)新市街地の形成と都市計画制度
宅地開発指導要項とその効果／新都市計画法とその影響
(2)山科の市街化過程
昭和37年段階／昭和44(45)年段階／昭和50(52)年段階
／昭和62(57)年段階
3-2-4 オープンスペースの分布状況
(1)交通用地
(2)樹林地
(3)生産緑地
3-3 伝統的集落とその周辺のオープンスペースの存在形態と利用・管理の状況
3-3-1 西野集落の変容過程
(1)集落の空間構成
(2)伝統的集落領域の変容
土地利用の変化／街路の変遷
3-3-2 集落をめぐるコミュニティの状況
(1)学区変更によるコニュニティ単位の変化
(2)集落の構成とコミュニティ
3-3-3 共同空間としてのオープンスペース
(1)共同空間の概念
(2)寺内町遺構
寺内町の建設と崩壊／近世における寺内町跡地
／御土居と堀跡の消失と現状／寺内町関連の寺院と墓所
(3)道路
(4)堀とため池
(5)広場と集会所
(6)その他の寺社
3-3-4 集落周辺のオープンスペース
(1)生産緑地
(2)駐車場
3-4 新市街地のオープンスペースの存在形態と利用管理の状況
3-4-1 ミニ開発地区とオープンスペース
(1)コミュニティの現状
(2)オープンスペースの活用
3-4-2 山科団地とオープンスペース
(1)団地の構成とコミュニティ

(2)集会所とオープンスペース
3-5 オープンスペースの空間機能と利用機能の変容
3-5-1 御土居の消失とその社会的背景
3-5-2 オープンスペースの空間機能・利用機能の変容
(1)所有・管理・利用形態の変化
所有形態／管理形態／利用形態／空間形態の変化
(2)空間機能変化の実際
道路／土居堀跡／六兵エ池／おちり池／御旅所広場
／集会所／西宗寺
3-5-3 新市街地のオープンスペースの特徴
(1)利用からみた空間機能
(2)立地条件と利用状況にみる児童公園の性格
3-6 既存オープンスペースの計画的活用

第4章 農村集落における伝統的共用空間の形成とその保全
－京都府南部「鎮守の森」調査から－

4-1 「鎮守の森」研究の意義と方法
4-1-1 鎮守・氏神・産土
4-1-2 研究の方法
(1)研究の内容
(2)調査内容とその方法
構成要素／植生／日常の利用状況／氏子組織／管理・保全
(3)調査対象
4-2 鎮守の森の形成過程
4-2-1 環境形成史の方法
4-2-2 鎮守の森の起源
(1)森と社と神社
(2)山をおりる神
(3)涌出宮の遺跡と神事
4-2-3 古代における鎮守の森－「荒ぶる神」と「畏こき神」
(1)「夜刀神」の伝説をめぐって
(2)「夜刀神」その後
(3)古代計画集村説と神社
4-2-4 庄の鎮守から惣の鎮守へ
(1)井手郷古図に見る村落と神社
(2)荘園鎮守社の勧請
4-2-5 「村の鎮守」の成立
(1)村の安定と鎮守の成立
(2)「寺社類集」にみる氏神・鎮守
(3)「鎮守の森」の景観形成
(4)株座から村座へ

塩津の宮座b)棚倉の宮座c)巨椋神社の修覆講
(5)村のくらしと「鎮守の森」
4-2-5 国家神道と「鎮守の森」
(1)国家神道の歴史的意味
(2)神社祭式の制度化とその影響
(3)神社合祀
(4)神社トシテノ要件
4-3 鎮守の森の現況と問題点
4-3-1 鎮守の森の立地と景観
(1)南山城の地勢景観
(2)自然地形による立地
(3)集落との関係
類型／類型別の特徴／本殿の向きと集落の関係
4-3-2 鎮守の森の形態
(1)鎮守の森の構成要素
本殿／拝殿／その他
(2)鎮守の森の空間構成
空間構成の諸形態／相楽型社殿配置
4-3-3 鎮守の森の植生
(1)南山城地区の植生
(2)鎮守の森の自然
(3)修景の伝統
(4)保存状況
4-3-4 鎮守の森の変容
(1)社寺境内外区別図と現在の比較
史料と方法／明治大正期の変容／戦後の境内地の変容
(2)鎮守の森と集落の変容
分析の方法／立地形状の特徴／変容状況
4-3-5 氏子と宮座－鎮守の森・利用管理の主体
(1)氏子について
奉仕と崇敬／新住民と氏子
(2)宮座の現況
4-4 鎮守の森の再評価
4-4-1 鎮守の森に見る地域性
4-4-2 コミュニティの核－新・旧の交流の場として
4-4-3 「守ってきた自然」と「つくってきた自然」
(1)守ってきた自然
(2)つくってきた自然
4-4-4 地域開発と鎮守の森

第2部 伝統的都心市街地における伝統的環境保全

第5章 伝統的高密度居住地における環境管理システム－大阪・谷町の長屋街区

5-1 大阪における伝統的高密度居住地の形成過程
5-1-1 大阪における都市居住の伝統
(1) 路地と長屋建
(2) 研究対象地区と史料
5-1-2 近世における市街地開発
(1) 瓦土取場の性格
(2) 開発過程
(3) 所有者と役負担
5-1-3 近世末，近代初期の市街地
(1) 開発過程
(2) 所有者と役負担
5-1-4 明治期以降の変遷
(1) 製蝋業の衰微と長屋街区の形成
(2) 昭和初年の状況
5-2 伝統的高密度居住地の形態的特徴と近年の空間変容
5-2-1 路地と長屋の基本的形態
(1) 街路の構成と街区の形態
(2) 路地の形態と分布
(3) 裏長屋の形態
(4) 基盤施設の分布
5-2-2 戦後の空間変容
(1) 土地と家屋の所有形態の変容
(2) 増改築の動向
5-3 路地単位でみた環境管理の実態
5-3-1 路地の現況
(1) 路地の景観
(2) 長屋の開発形式と路地の平面類型
5-3-2 環境管理の事例
(1) I字型路地
(2) T字型路地－石丸会－
(3) 直線型
(4) 屈折型
(5) ループ型－末広会－
5-3-3 戦前・戦後の比較からみた高密度居住地の環境管理
(1) 戦前の環境管理
(2) 戦後の住環境の変容とその管理
5-4 現在の環境管理と環境評価

5-4-1 地域構造
(1) 人口動態と世帯構成
(2) 住宅
5-4-2 居住環境評価
(1) 地域への愛着度
(2) 環境の満足度
(3) 居住理由
(4) 住まいの満足度
5-4-3 コミュニティ活動
(1) 活動実態
(2) コミュニティ活動への評価
5-4-4 長屋と路地の環境とコミュニティ
(1) 維持管理と住民意識
(2) 近所づきあい
(3) 相隣問題と解決方法
5-5 伝統的集住形態の再評価

第7章 伝統的都市祭礼の空間的基盤・社会的基盤 京都山鉾町

6-1 京都における都心市街地の諸問題と歴史的環境保全
6-2 京都における都心市街地の形成過程
6-2-1 史料の検討
6-2-2 近世京都における集住形態
(1)町割と町空間の特性
(2)宅地利用のパターン
6-3 京都における都心市街地の現状
6-3-1 都心市街地における歴史的環境の評価手法
(1)単位空間の設定
建築空間／ 建築群／町／街区／都市空間／
「建築空間」と「建築群」の関係／「建築群」→「町・街区」の関係
(2)建築群における歴史的環境の評価
安全性／快適性／親近性
(3)「町」単位からみた歴史的環境の評価
町なみ景観／コミュニティ
(4)「街区」単位からみた歴史的環境の評価
土地利用の特徴／路地・図子
(5)京都都心部における歴史的環境の構造
6-3-2 建築群－町家とその相隣関係
(1)敷地相互の関係パターン
(2)敷地内の建築パターン
(3)建築群の設定
(4)ケーススタディ

松本家住宅（元本能寺町）／伊藤家住宅（芦刈山町）／
杉本家住宅（矢田町）
(5)建築群評価から町・街区評価へ
6-3-3 「町」単位でみた歴史的環境の評価
(1)六角町（新町六角～蛸薬師六角）
町家の相隣関係／町なみ景観
(2)矢田町（新町綾小路～西洞院綾小路）
町家の相隣関係／町なみ景観
(3)町相互の比較を通してみる街路特性
6-3-4 「街区」単位でみた歴史的環境の評価
(1)A－1街区
町家の相隣関係／街区の土地利用／路地・図子
(2)B－2街区
町家の相隣関係／街区の土地利用／路地・図子
(3)街区相互の比較を通してみる裏街区特性
A街区／B街区／C街区／D街区／E街区／F街区
6-4 都市祭礼における空間利用と演出
6-4-1 伝統的市街地の形態と空間利用
(1)都市祭礼からみた伝統的町なみの特質
(2)祇園祭と町なみ
6-4-2 現在の市街地利用
(1)町なみの現況
(2)街路の利用と演出
山および鉾／町両端の高張提灯／露店
(3)路地の利用と演出
(4)オープンスペースの利用と演出
公園、神社、学校のアプローチ／駐車場／セットバックスペース
(5)建築空間の利用と演出
前面、軒下／ピロティ、ガレージ／室内、土間／中庭
(6)「町」単位の空間利用
「町」空間の性格／町ごとの特徴
6-5 都心コミュニティの変容
6-5-1 京都における都心コミュニティの歴史的変遷
(1)「町」共同体の成立
(2)自治組織の機能の変容
「町」共同体／維新後の地域構造変化
(3)山鉾町の社会史
(4)山鉾町コミュニティの歴史的役割
6-5-2 現代における山鉾町の社会構造
(1)戦後の町内自治組織の変遷
(2)山鉾町の戦後の地域構造と人口動態
(3)山鉾町内組織の種類とその機能

(4)祭礼運営組織の分化
(5)町内自治組織と祭礼運営組織の機構的関連
町内会の活動と組織構成／保存会の活動と組織構成
／町内会と保存会との関連の類型化
6-5-3 祭礼行事の運営形態
(1)当番の組織的分担
(2)町構成員の参加状況
(3)山鉾町コミュニティの現代的役割・祭礼時
6-5-4 町コミュニティの日常的機能
(1)町内会の日常活動の現状
(2)町内の集会施設の分布
(3)共用施設の維持管理
(4)山鉾町コミュニティの現代的役割（Ⅱ）
6-5-5 今後の町コミュニティ
(1)町コミュニティの機能の変化とその社会的背景
(2)祭礼運営基盤の確立問題
祭関係者の育成／町会所の建て替え問題
(3)将来予測～祇園祭と山鉾町コミュニティ
(4)地域コミュニティの活性化に向けて
6-6 伝統的共用施設の現代的機能－町会所について－
6-6-1 町会所の成立と変容
6-6-2 山鉾町町会所の現況
(1)町会所の建築的特徴
(2)所有者と借主
6-6-3 町会所の日常用途と管理形態
(1)集会
(2)収蔵
(3)管理形態
6-6-4 祭礼時の利用
(1)お飾りに使用する建物
(2)お飾りの種類
(3)お飾り場の諸形態
表屋型・会所表二階飾り渡廊下付／表屋型・表二階飾り
／裏別棟会所飾り／表屋型・表一階飾り／町会所以外のお飾り場
(4)街路に対する演出
6-6-5 伝統的共用施設の将来
(1)町会所の現代的機能と存在意義
(2)保存の問題点と建て替え動向

第3部 発展途上国における伝統的環境保全

第7章 パキスタンにおける遺跡保存と伝統的集落の環境保全

7-1 ガンダーラ遺跡の現況
7-1-1 タクティ＝バヒ遺跡の概要
(1)タクティ＝バヒ遺跡の研究史
(2)今回の調査の概要
(3)遺構の分布
7-1-2 タクティ＝バヒ遺跡の現状と保存の問題点
(1)ガンダーラの救済と保存修景計画
(2)タクティ＝バヒ遺跡とその周辺の現況
遺跡の保存管理体制／遺跡周辺の現況
(3)保存修景計画
調査と整備事業の位置づけ／調査と整備事業の反復／緊急の課題
／核となる施設
7-2 パクトゥン族とブネール県ハド・ヘル地域
7-2-1 パクトゥンのその居住地
(1)民族と言語
(2)遊牧パクトゥンと定着パクトゥン
(3)部族支配地域の内外
(4)パクトゥヌワレイ－部族の集団規範
(5)パクトゥン集落に関する既往研究
7-2-2 ブネール県ハド・ヘル居住地域
(1)ハド・ヘル居住地域の概要
(2)スワートユスフザイ族とハド・ヘルの歴史
(3)集落
7-3 農村集落における伝統的環境の現状とその問題点－ブネール県ノーグラム集落
7-3-1 集落の形態と調査の経過
(1)集落の基本的形態
(2)土地分類
可耕地／非耕地
(3)調査の経過
7-3-2 集落の社会構造
(1)パクトゥン族における系図の意味と大家族制
(2)ノーグラムにおける大家族
(3)パクトゥン以外の住民
7-3-3 共有地と共用施設
(1)共有地
(2)モスク
村のモスク／タバル（ポリミアガン）のモスク

(3)フジラ、ベトック
(4)学校
(5)井戸場
(6)店
(7)道のヒエラルキー
7-3-4 住居の形態と住まい方
(1)住居の形態と類型
(2)実測住居と住まい方
7-3-5 社会構造変容からみた集落形成プロセス

7-4 近年の空間的社会的変化と環境管理をめぐる問題
7-4-1 社会変化
(1)人口急増と成年層の流出
人口動態／出稼ぎの実態
(2)伝統社会の変容
7-4-2 空間的変化
(1)土地の細分化
パクトゥンの相続法／土地細分化と共有地の減少
(2)「環境問題」の発生
新しい施設／相隣問題／農地保全
7-4-3 伝統的環境管理システムの限界
(1)伝統的な環境管理の方法
パクトゥヌワレイによる生活管理 イザット／ジルガ／パルダ
居住地管理 境界確定／住居更新／共有施設管理
(2)近年の環境変化に対する対応
土地管理／基盤整備
7-5 関連プロジェクトとその評価
7-5-1 パキスタンの農村開発
(1)土地政策
(2)住宅政策
(3)農業政策
7-5-2 ブネール開発計画
(1)計画の概要
(2)計画の実際とその評価

結 論

序 論

研究目的と論文の構成

「伝統的環境」の活用と保全の現状

本論文の表題にした「地域開発における伝統的環境の活用と保全」のコンセプトは、今や常識化してきたかにみえる。じっさい、町なみ史跡の保存事業には注目すべき成功例を数多くあげることができる。制度的にも伝建地区制度のほかにも、景観整備、環境整備のメニューも出そろってきた。

また「町づくり」だけでなく「村づくり」でも伝統・地域・文化はトレンドである。生産基盤中心の集落整備から居住環境整備へ、そして、景観・環境を重視した計画が、農村計画の大きなテーマである。またそれを促進する制度も整備されている。活性化施設の名称で、農村公園や親水広場が数多く生み出されている。

そのいっぽうで、京都の都心部に代表される歴史的都心の現況ははげしい。町家の更新、相隣問題、夜間人口減と居住者の高齢化など、問題は深刻であり、複合的なものである。建物の「高さ」が主たるテーマになった感のある景観問題は、現時点で歴史的都心市街地の将来像を描くことの困難さの、一側面に過ぎない。こうした現状に対して、さまざまな主体がさまざまな取り組みをしている。じっさいすぐれた事業・提案も存在する。しかし、建築基準法、都市計画法等、現行制度という、共通の、しかも大きな壁が存在するのである。

規制市街地の問題という視点で、最初に述べた「歴史や文化を活かした町づくり」の活況を改めてみてみると、また別の評価が必要なプロジェクトもある。行政のパンフレット、市勢要覧などで、伝統・歴史などの語のはいらないキャッチフレーズをさがすほうがむづかしい。キャッチフレーズだけでなく、歴史を前面に打ち出したプロジェクトが各地で進められてる。史跡保存や博物館・歴史資料館の建設などのほか、いわいる都市整備の領域でも注目すべき事例がある。たとえば、滋賀県彦根市の新町、三重県伊勢市お蔵い町の例など静岡県掛川市の城下町復原構想など、既成市街地の近くに、歴史的な町なみを復原しようとするものである。

これらのプロジェクトに共通するのは、地域固有の伝統、歴史性を町の特化、価値の創出に活用しつつも、既成の歴史的市街地の伝統的環境を保全・整備していこうとするものではない点である。既成市街地は、それらの抱える問題とともに、放置されているのである。

これらの事例は比較的成功した例といえる。たしかに地域活性化という点では十分その目的を達している。しかし、これらの町なみが本当に後世に残っていくものなのか、ポストモダン期の一時的流行の所産に終わらないか、危惧を感じるのは筆者だけではあるまい。また、集落整備においても、地方性や伝統を無視した「親水護岸材料」や「景観材料」がふんだんに利用されている。また、集落のスケールや、固有の景観特性を無視した施設計画もいまだに多い。歴史的市街地、伝統的集落の危機的状況と、「歴史を活かした」町づくり、村づくりの活況とは皮肉な対照なのである。

都市計画・農村計画の問題点

建築基準法をはじめとする現行の制度体系には、伝統的集落や歴史的都心市街地の保全の観点からは、数々の矛盾と不備があることが指摘されている。それにくわえて、筆者は、都市計画・農村計画プロセス自体に、伝統的環境の継承を困難にする要素があると考えている。既成市街地を対象とした従来の都市計画のプロセスでは、ニーズの把握が出発点であり、あるコンセプトにしたがって、目標が描かれていく。こうしたプロセスでは、伝統的なストックは、活用対象としてとらえられるもののみに焦点があたることになる。計画フローのなかで、当初のコンセプトにとけ込んでいかないストックは、放棄されるか、あるいは発見されずに消滅してしまうことになる。現状の問題に対処する手法と、ストックを掘り起こす必要性の両方が求められているのである。

たとえば、すぐれた町なみ景観、歴史的建造物の保存計画のように、保全の対象が明確化され、伝建地区制度や各種の景観整備事業制度がうまく機能すれば、すぐれた成果があがるが、一般的な既成市街地では保全の対象が明確にならないのである。

いまひとつの問題点は、住民の意見を集約し、環境を制御し、実際の環境に働きかけていくシステムが見えてこない点である。既成市街地に代表される伝統的環境は、それが意識的であれ、また無意識的であれ、そして一時的であれ、継続的であれ、人間社会が環境に働きかけ、つくりだしきたものである。また環境から人間社会への働きかけも継続的に存在した。すぐれた伝統的環境は、その相互の働きかけの良好な蓄積とみることもできよう。

環境を生み出してきた主体は、もちろん住民であり、またその社会組織であった。この点からみると、現在の諸問題の多くは、社会と環境相互の働きかけのアンバランスに起因するものも多いと考えられる。さきに述べた、町づくり・環境コントロールの主体が見えてこないのは、まさにこの点に原因があるのではないか。この社会から環境への働きかけを環境管理といいかえることができよう。

もちろん、かつて集落や「町」単位の環境管理が良好に機能していたと無条件に認めることはできない。また多くの場合、環境管理の主体が「封建的」社会組織であったことも

事実である。ただ、現存する既成市街地が、かつての環境管理システムから生み出されたこともまた事実である。この意味で、かつての環境管理システムを学ぶこととのみならず、現行システムとの相違点、システムの歴史的転換点を明らかにすることは重要である。

保存修景計画の立場から既成市街地・集落をかんがえる

「伝統的環境の歴史的研究と保全計画の立場から何がいえるのか」が、本論文の立場である。ただ、先述の問題点に保存修景計画の立場から答える意味で、2つの目的を加えたい。

ひとつは「研究対象の拡大」である。これは、保存修景計画の概念を積極的に一般的な既成市街地、集落に拡大しようとするものである。保存修景計画の理念は、質の高いストックの保全のみをめざすものではなく、「地域文化財」の概念に見られるように、対象を「質の高い」「珍しい」「歴史的に価値のある」町なみ・文化財に限定してきたわけではない。ただ、その成果をみると、「質の高い」「珍しい」「歴史的に価値のある」対象が多かった。この背景には高度成長期の急速な開発があり、そのなかで質の高い対象の保全が急務であったことにもよろう。

もうひとつは「調査研究手法、評価手法の多様化」である。環境形成プロセスのなかで、社会と環境の相互の働きかけを明らかにすることの重要性をのべたが、この領域の歴史的研究は都市計画研究者の手に余り、また現代との継続性という点で歴史研究者の関心の外にあった。保存修景計画からの環境管理システムの研究は重要である。

また現環境の評価手法の多様化がもとめらる。歴史的環境をどのように理解するか、分析・評価の深化が必要であるなのである。とくに、研究対象を一般的既成市街地、集落に拡大することによって、従来の評価手法とは別の手法が求められる。本論文では、現住民の環境評価と歴史的空間の形態との関連、既成市街地の空間性能の評価に非日常的利用の側面からの評価を試みている。

本論文の構成

本論文は、3部7章からなる。すなわち、第1部4章で農村集落における問題、第2部2章で都市、とくに大都市における歴史的都心市街地の問題を検討し、最後の第3部1章を発展途上国における問題の検討にあてる。

第1部は4章からなり、山腹立地の小集落、市街化区域外の都市近郊集落、スプロール地域内の集落と、それぞれ性格の異なる集落をとりあげ、伝統的環境保全の問題を検討している。また、農村集落における代表的な伝統的ストック、いわいる「鎮守の森」の保全

についても１章をたてた。

第１章では京都西京区の集落・灰谷をとりあげる。灰谷は京都市の南西部、西山の中腹に位置する。集落は上ノ町と下ノ町からなり、下ノ町が街村的景観を示すのに対し、上ノ町は民家が急な斜面にはりつき、まわりの自然環境と一体となって独特の集落環境を形成している。本章は　上ノ町のこのすぐれた集落環境の実態を明らかにし、その保全について、コミュニティがどのようにかかわってきたかを考察する。

第２章では、京都府船井郡八木町の美里地区を事例に、集落整備事業策定プロセスのなかで、伝統的環境の活用と保全をどのようにあつかうかを検討している。美里地区は、桂川沿いにひらけた田園地帯に立地する典型的な近郊農村で、過去の洪水の経験からほとんどの民家が山麓に位置し、石積の擁壁をもつ宅地にたつ。集落環境整備も、従来の生産基盤整備から居住環境整備に重点が移されてきており、地域活性化と農業振興等の集落整備計画の通常のメニューに、歴史的調査の結果をふまえて、景観保全、水環境保全を位置づけを試みる。また、集落整備事業を支援する環境管理計画では、伝統的社会組織が、どのような役割を果たすことができるかを検討する。

第３章では、大都市近郊のスプロール地域における伝統的環境の活用と保全の問題を検討している。都市計画的立場からは、スプロール地域は問題の多い地域であるが、大規模な計画的開発がなされなかった分、農村集落とその近傍には良好な伝統的環境が残されている。本章では、京都市山科区西野集落を事例に、スプロールの過程における集落の空間構造の変容、集落近傍のオープンスペースの状況と利用・管理の問題を考察する。

第４章では、京都と奈良の中間に位置し、学術研究都市関連の開発が進む京都府の南山城地区において、農村集落におけるもっとも身近な伝統的環境ともいうべき「鎮守の森」の保全について考察する。鎮守も森の環境は、信仰を背景にした住民の環境感によって、ある時代は積極的に手を加えられ、またある時代には保存されて形成されてきた。住民の利用と管理に着目した環境形成の歴史的過程、現環境における空間構成、境内林の現況、住民の利用管理の状況の分析から、地域開発における鎮守の森の価値づけを試みる。

第２部は２章からなる。第５章では大阪谷町の長屋街区、第６章では京都祇園祭山鉾町を取り上げている。ともに歴史的都心市街地であるが、第５章で高密度居住地、第６章では、商業機能が集積した都心市街地を取り上げている。

長屋住まいは、大阪の伝統的な居住スタイルであった。第５章でとりあげる谷町地区は、大阪では珍しく戦災を免れた戦前長屋街区である。長屋街区の形成過程の歴史的研究、路地と長屋の形態の考察に、ヒアリングによる戦前戦後の環境管理の変化、アンケート調査による住民の環境評価を加えて、高密度居住地から継承すべきストックを明らかにする。

京都の都心市街地に関する研究の蓄積は豊富である。第６章では、わが国を代表する伝統的都市祭礼・祇園祭における市街地の空間利用、祭礼を支える社会組織の調査を通して、歴史的都心の伝統的環境の活用と保全に関する問題を考察する。祭礼時の空間利用の調査からは、歴史的市街地における建物・街路の空間性能の再評価、社会組織に関する調査からは、近世において環境管理の主体であった「町」共同体が、機能を特化された２つの社会組織に分化していく状況を明らかにする。

第３部では、パキスタンの農村をとりあげ発展途上国における伝統的環境の活用と保全に関する問題を考察する。研究対象は、北西辺境州に所在するノーグラムという農村である。この地域にはイラン系のパターン人が住んでいるが、彼らは世界最大規模の部族社会を形成していることで知られ、パクトゥヌワレイとよばれる部族集団規範をもってる。ノーグラムでも、居住環境管理の規範がやはりパクトゥヌワレイである。ところが、近年の社会的、物的変化は、パクトゥヌワレイによる環境管理の限界をこえるものがある。第７章では、伝統的管理規範との関わりのなかで、ノーグラム集落の空間構成・社会構造を明らかにする。さらに近年の変化、とくに農村開発事業の進め方と伝統的管理規範との整合について検討を加える。

第１部第１章は、新谷昭夫氏（京都市文化財保護課技師）、第２章は、高橋強氏（京都大学農学部教授）と松本康夫氏（岐阜大学農学部教授）との共同研究である。また、大学院生塚本大輔君（現・ＪＲ西日本）の協力をえた。第３章は、文部省科学研究費奨学寄付金（奨励研究Ａ：伝統的ストックを活用したスプロール地域における環境整備に関する研究）をえて行った調査である。京都大学大学院生中村純氏（現・大林組）、小宮山保氏（現・大成建設）の協力を受けた。また、筆者が委託を受けた京都市文化財環境保全地区調査の結果も使用している。第４章は、京都府文化財環境保全地区調査参加時に収集した資料にもとづいている。調査では、益田兼房氏（当時京都府文化財保護課技師・現文化庁主任文化財調査官）の指導、八木雅夫氏（現・明石高専助教授）の協力を受けた。。

第２部第５章は、『町に住まう－大阪都市住宅史』の史料収集のための調査をもとにしている。太田潤氏（現・住宅都市整備公団）、内村俊彦氏の協力をえた。また文部省科学研究費奨学寄付金（奨励研究Ａ：伝統的高密度居住地における環境管理の変容と再編）による研究成果の一部でもある。第６章は、谷直樹氏（大阪市立大学助教授）、新谷昭夫氏の助言によるところが大きい。また文部省科学研究費奨学寄付金（奨励研究Ａ：近代都市成立期における居住地管理に関する研究）を受けた。京都大学大学院生中村淳氏（現・積水ハウス）、中尾達雄氏（現・大林組）、田中敏宏氏（現・住宅都市整備公団）の協力をえた。

第３部は、京都大学中央アジア学術調査「ガンダーラ仏教遺跡の総合調査」（隊長：西川幸治教授）参加時に、調査し収集した資料に依っている。

第1部　農村集落における伝統的環境保全

第1章　傾斜地における集落景観保全とコミュニティ

－京都市西京区灰谷地区－

灰谷は京都市の南西部、西山の中腹に位置する。集落は上ノ町と下ノ町から成り、下ノ町が街村的景観を示すのに対し、上ノ町は10軒の家が急な斜面にはりつき、まわりの自然環境と一体となって独特の集落環境を形成している。本章は　上ノ町のこのすぐれた集落環境の実態を明らかにし、その保全について、コミュニティが、どのようにかかわってきたかを考察する。

１－１歴史的背景と民家の特徴

1-1-1　灰谷集落の形成過程

本論にはいる前に、灰谷集落の形成過程について述べたい[1)]。

灰谷が位置する西山のこの一帯は、善峰寺、三鈷寺、金蔵寺、十輪寺といった天台宗延暦寺末の寺院や大原野神社など、古い由緒をもつ社寺が点在しており、古代から開けていたことがわかる。「荒野新田」と呼ばれる平安時代末期に開発された善峰寺領の荘園について、享保８年（1723）の識語（善峰寺文書）には、「案古呼荒野新田者、疑指灰谷、蓼平、長峰、坂本等数巴、連山下者及椙谷間…」とあり、灰谷もその頃から開発されていたものと考えられる。ただ、灰谷という地名が史料に現れてくるのは近世にはいってからである。元禄７年（1964）の三鈷寺付近古地図（三鈷寺蔵）に、三鈷寺道を東へ行ったところの山に「灰谷山」、「灰谷村山、小塩村山」とみえているのは、もっとも早い例であり、遅くとも、17世紀末には集落が形成されていたらしい。じっさい、元禄８年の『元禄郷帳』には灰谷村の村高は 139石９升９合、領主今大路道三と記されている。なお、享保14年（1729）の『山城国高八郡村名帳』、天保５年（1834）の『天保郷帳』によると、近世を通じて村高の変動はなかったようである。

村の戸数については、元禄２年成立の『京羽二重織留』から知ることができ、これには、

三鈷寺　四里一町也東西三町南北八町あり
　家数二十七軒内二間は草庵但三鈷寺の末寺なり
　石高百三十九石九斗九升九合　道三領

とみえる。村名が記されていないが、道三の知行地は灰谷村と長峰村で、『元禄郷帳』によれば長峰村の村高は66石６斗６升６合であった。とすると、村高が多少異なるが、新谷

昭夫は、『京羽二重織留』の上の記述は灰谷村を示しており、村高については書き誤りと判断して間違いないとしている[2]。つまり、灰谷村の戸数は25軒で、ほかに三鈷寺末の寺院が２軒あったことがわかる。ここで寺院２軒とは、宝歴４年（1754）成立の『山城名跡巡行志』の「石作寺」の項にみえる浄福寺と西念寺を指すと考えられる。現在浄福寺は廃絶し、その跡は上ノ町の集会所として使われている。また西念寺も下ノ町にあったが廃絶されている。

ところで、灰谷をはじめ灰方、出灰といったこの付近に多い灰字地名は、石灰を産して朝廷に貢したことによると伝え（『山城名勝志』）、その真偽はともかく、灰谷においても石灰を産していた。文政７年（1824）正月の銀子借用証（M．S家蔵）には、「此山二付灰焼　毎年為道年貢米七升宛可被納候」とあり、また、普請願絵図が利左衛門の絵図には、敷地の東北部に１間×１間半程度の「灰小屋」がみえている。

灰谷村はその後、明治元年（1868）に京都府に所属し、同８年には長峰・坂本・灰方とともに石作村となり、さらに同22年には大原野村の一部となった。昭和34年、大原野村が京都市に編入されたことにより京都市となり、現在に至っている。

1-1-2　民家の特徴

(1)民家の類型

集落景観のもっとも重要な構成要素である民家について、これも新谷昭夫の論考[3]にしたがって、まとめておきたい。

灰谷上ノ町の現存民家のうち、建て替えられた２棟を除く８棟について行った復原調査の結果、間取りは３タイプに分類され、また建築年代については大半が明治以降に大きな改造を受けていることがわかった。

間取りについてみてみると、明治末年に建て替えられたM．O氏宅を除き、入母屋造、妻入で、片側に土間を通してもう一方に居室を配した摂丹型に属する。M．O氏宅は切妻造の平入で、民家類型的には別のタイプに分類される。

建築年代を明らかにする資料としては、N．C氏宅の小屋の棟束より見つかった享保13年（1728）の棟札が唯一のものである。しかし、当家は明治末年に「骨抜き」と呼ばれる、小屋組だけを残して軸部はすべて取り替える改造を受けており、当初材は小屋組に残るのみである。他の家でも、同様の改造が明治以降に行われている。

(2)改造の傾向

復原的研究によって当初の間取りが明らかになったのは８棟である。この８棟について、どのような改造がなされてきたのかをみると、ウマヤや土間を居室（床を張った部屋）としたり、屋根にトタンを被せ、鉄板仮葺とすることはよくみられる。

ウマヤの居室化は、５例みられ、時期的には昭和44～5年以降のことで、形態は変えずに小部屋や子供部屋にする例が多い。土間の居室化については６例みられ、時期的には昭和44～5年以降となっている。

以前は、毎年茅を天井裏に蓄えておいて、数年に一度片面ずつ葺き替えていたが、茅の手入れや茅刈を行うことが困難になり、また茅葺職人も少なくなったため、茅の葺き替えが困難となりトタンが被せられたもので、茅葺が完全に残っているのは２例のみである。鉄板仮葺は昭和40年頃から始まっていたという。はじめは波板しかなかったが４～５年前からは鉄板瓦が使われるようになった。

その他、増築や室外空間の室内への取り込みが多く、居室空間の拡大という傾向がうかがえる。なお、増築の場合、下屋として広げられている。

(3)民家の改造と景観の変化

民家の間取りの変遷と改造の傾向について、それが集落景観にどういう影響を与えてきたかをまとめておきたい。

まず間取りは、摂丹型の１列型が２列型へ移行するが、これは景観への影響はほとんどなかった。ところが、明治末年に別の民家類型に属するものが現れ、これらは屋根の妻面を谷へ向けているため、集落景観は大きく変化した。

つぎに、民家の改造では、ウマヤや土間の居室化は内部に限られるので、景観への影響はないが、屋根のトタン葺はテクスチャーが異なるため、趣きがないものとしている。いっぽう、増築は下屋として出されるものが多く、景観的には問題ないといえる。

１－２　景観構成とその分析

灰谷上の町は西山の中腹に位置し、豊かな緑の中で自然・家屋・石垣が一体となった集落環境を形成している。傾斜地にたつという立地条件は集落全体の景観を特徴づけるとともに、集落内の景観を変化に富んだものにしている。本節では集落を外からみる集落全体の景観と、集落内を縫うように走るみちからの景観の２つのレベルについて、それぞれ分析・考察する。

1-2-1　集落全体の景観（外からの景観）

(1)境界とアプローチ

三方を山に囲まれている本集落は、東（洛西ニュータウンの方角）にのみ開けている。背後と両側に壁立する山は、この集落の三方の境界を形成し、また集落の東南を流れる大

川がつくる深い谷は、もう一方の境界を決めるエッジを形づくる。したがって本集落は、山と谷によって明快に区切られた空間領域を持ち（図1-2-2）、それがまとまりのある景観をつくりだしている。

下の町からアプローチしてゆくと、その景観的境界を明確にとらえることができる。集落はアプローチ付近にある藪のためすぐ直前まで見えず、突然視界に現れる。集落を囲む山は、家なみの後ろにたつ壁となって境界をつくり、またすぐ足もとの深い谷は境界となって、集落の空間をアプローチ側と切り離している。前面の深い谷は、境界を知覚するための重要な要素である。

(2)石垣と棚田・家なみ

山と谷で囲われた領域の高い部分には民家が集中し、低い部分は棚田だけで、はっきりと区別される。その地形の傾きは高い方から低い方へと方向性を持ち、それが背後の山と両側をおさえる山とによってさらに強められている。家なみと棚田の間の上・下の関係が明快になり、集落の景観上の正面となる。

この集落の景観を特徴づける構成要素の一つに石垣がある。棚田の側面や家の敷地の擁壁のほとんどすべてに用いられている（図1-2-2）。棚田の石垣は高さが1ｍ程度のものが地形に沿ってゆるやかなカーブをえがき、それが幾重にも重なっている。石垣には植物の緑が付着し自然石と調和してやわらかな印象を与えている。いっぽう、家の擁壁の石垣は棚田の石垣とはやや様相を異にする。個々の宅地は、棚田より山に近いため、自然地形の傾斜が急であり、しかも大きな平坦部を必要とするため、石垣も高くなり、壁立するようになり、一部は3ｍをこえる。

低い棚田の石垣と高い宅地の石垣の組み合わせが、上の町集落景観を特徴づけているのである。また、家屋の敷地とその間にある段々畑の高さ・向きはさまざまで、またそれらを結ぶみちが集落を縫うように走っている。したがってそれらを形づくる石垣も、多様な幅を持ち、三次元的に変化し、ダイナミックな動きをみせている。

(3)家なみ

現在、10棟の民家の母屋がそれぞれ高さの違う敷地の上にたっている。前節で述べたとおり、その大部分は、摂丹型の民家で、ほぼ同じスケールを持つ。それらは、立地上の条件から等高線に沿って建てられており、棟線も等高線に平行になるが、地形にあわせて多様な方向を向いている。同じスケールの民家が多様な向き、高さに建てられ、景観上の変化を生み出している。さらに納屋・倉等のスケールの違う建物の混在によってさらに変化に富んだ家なみをみせている。

しかし、これらの建物はそれぞれが点在し、まとまりのないものとしてとらえられるのではなく、視覚的に連続してとらえることができる。

集落全体の配置をみると、山から谷へと前後に２～３軒の家が建ち、それが山すそに沿って続いている。全体として向かって右奥が高く、左手前が低い。これらを景観としてみると家々は互いに近接し、重なっているが、高低差のため、お互いをおあくすことがない。これらの家の連続は、背後（西側）の山腹を背景に、前面の棚田によって立体的に境界づけられた内で、左上の民家から右下の民家へと奥ゆきのある三次元の帯状にとらえられる。

したがって、この家なみは多様な変化を持ちながらも、その視覚的な連続性によって一つのまとまりとしてとらえられる。

これらの家なみの中央に切妻の民家が建っている。以前はこれも摂丹型の民家であり、この他にも現在空地となっているところに同様の民家が地形にそって建てられていた。往時の景観を復原的に考察してみると現在よりも家なみのつくる帯は密なものであり、さらに屋根は全戸茅葺きで統一感にすぐれ、しかも石垣とあいまって自然によく調和した景観をつくっていたと考えられる。

(4)立体的景観

この集落は自然の地形による明快な境界をもつことを(1) で、さらにその境界づけられた領域が傾斜地であることからくる立体的特性を(2)で考察した。さらに(3)では集落の家なみが多様な変化をもちながらも空間的にひとつのまとまりとして知覚されることを記述した。以上のようにこの集落はその地形的条件から生まれる立体的空間としてとらえられ、集落景観の重要な特徴となっている。

1-2-2　集落内の景観

(1).集落内部の概観

灰谷上の町は前項において述べた外部からの景観的特徴のほか、集落内部においても石垣・みち・民家・田畑などの構成要素が互いに絡み合い、注目すべき景観となっている。灰谷橋から集落内に入り別れみちを左に登ると、お稲荷さんの祠の配置された辻へでる。ここでみちは三方向に分岐し、うち１本は北の東細谷川方面へと延びていく。本節では、第一に集落内部において景観を構成する各々の要素について記述し、つぎに、前述の辻から東細谷川方面のみちをサンプルとして取り上げ、視界深度・景観の変化等について分析・考察する。

(2)集落内における景観構成要素

a)石垣

図1-2-2 からわかるように、集落内では随所に石垣がみられる。傾斜地における生活では、宅地・みち・田畑などの平坦地は斜面を造成しなければ得られないわけであるが、当

集落では田のあぜに至るまで、あらゆるところに石を積んである。石垣は永年の歳月の経過により、苔や草に覆われたり、風化して自然の中にとけ込んでいる。集落内の景観を考察する場合これは重要な構成要素になっており、視界を狭く限定したり、また視線に方向性を与えたりして景観を秩序だてているといえよう。

b)地形の起伏

石垣で造成しながらも、地形に逆らうことなく構成された当集落は、等高線に垂直な方向にはダイナミックな、平行な方向には繊細な高低の変化をもっている。

起伏が景観に与えている影響は大きく、民家が様々な方向から見えたり、細い通路のような交錯したみちが見下ろせたりして、集落景観を立体的に体験させるはたらきをなしている。

c)曲折したみち

みちは大部分が石垣によって造成されており、大別して等高線に平行なものと垂直なものに分けられる。比率としては前者が圧倒的に多く、後者は当然急勾配のものが多い。また、地形の性質上みちは絶えず折れ曲がり、それに伴って歩行方向の景観は大きく変化を繰り返す。

d)民家

いずれにおいても民家のスケールは近似しているが、斜面を這うように配置された家々は地形の微妙な起伏によって、互いに棟の高さを異にする。当地では平坦地における集落とは異なり、みちを上下することによって景観が動的に移り変わっていく。つまり、建物を下から見上げるだけではなく四方から眺められ、また足元に民家の大屋根を見おろすことができる。

e)樹木

山なみは集落を三方から取り囲むように分布しているが、樹木は集落の内部には少ない。大きな樹木は特に存在せず、内部景観が樹木によって妨げられていることは希である。これは石垣の存在・家なみの高低差に富む構成をきわだたせる。

f)棚田・段々畑

集落の東側を流れる大川（灰谷川）との間に広がる棚田は閉鎖的になりがちな農村の環境を解放的にし、集落内部からの遠望を良くしている。民家群と耕地が上下に明確に分割されているのも特徴的である。

(3)辻～東細谷川の景観分析

本項では前節で述べた石垣・地形の起伏・みち・民家・樹木・田畑等の各景観構成要素を統合し、実際に集落内でどのような景観を形成・展開しているかについて、辻～東細谷川間のみちを対象として分析・考察する。

a)山側と谷側の比較

山側はごく一部を除いて、大部分が石垣によって視界を妨げられており、これに対し、谷側は頻繁に視界が開け遠方が見渡せる。これは地形上当然予想されうる景観の特徴である。

b)具体的定点間における景観の評価

図1-2-5でC～E間は狭いみちの両側に高い石垣がそそり立っており石のテクスチュアがじかに伝わってくる閉鎖的な空間である。これがE～F間に至ると右（谷）側が徐々に開け始め一軒の民家が視界にはいってくる。さらに、F～G間では、みちの上昇にともない民家の景観が平面的にも、また立体的にもダイナミックな変化を遂げ、視界が開けたときには眼下に横たわる屋根瓦の一枚一枚と、遠方の曖昧な眺望とが心地よい対比をなす。

これら一連の石垣の高さの変化、民家の動的・立体的な景観の変化、足元と遠方との景観の対比が灰谷の内部景観の特色のひとつと言えよう。

c)スケッチパースでの考察

図3-2-5でCからHまでの前方方向の景観をスケッチにより模式的に表現したものが図3-2-7である。坂みちを折れ曲がりながら登るにしたがって石垣はゆるやかなカーブを描きつつバランスをかえて迫ってくる。こうしてみちの領域・方向性、さらに視界等が決定され動的な変化に富んだ景観がつくられる。

(4)集落景観の総括的特徴

集落は、傾斜地のもつ垂直方向の変化と共に等高線のカーブによる水平方向の変化を加え３次元的に構成されている。それは集落全体をみるときの景観構成にあらわれ、集落内を歩くときのダイナミックな景観の変化として体験できる。

集落全体は山と谷で囲われた領域である。その豊かな自然環境の中で建物・石垣・田畑といった人為的なものが自然と調和しながら集落景観を形成している。その中でもこの集落の大きな特徴である石垣はそれ自体は人工的な構築物であるにもかかわらず、地形になじんだカーブをえがき、石という自然材料に植物が付着しているため、集落まわりの自然環境に違和感なくとけこんでいる。

また茅葺きの屋根や土壁・板壁などの自然材料を用いた伝統的工法による民家は周辺環境と調和している。近年見られるようになった伝統的な工法によらない仮設的な付属屋や林立する電柱は自然環境に不調和であり景観上の考慮が必要であろう。

この集落は美しい自然環境と一体になって存在しており、集落景観のみならず周辺の自然景観に対する配慮が必要である。下ノ町では圃場整備が行われ、グリット状の田畑がつくられている。もし上ノ町でも同じことが行われれば、上に示した集落景観の特徴は大きく損なわれることになる。

1－3　環境管理システムとコミュニティ

灰谷地区の伝統的生活環境はながい営みのなかで、住民自身の手によって形づくられたものである。本稿では伝統的集落環境の諸要素のなかから、前節でとりあつかった住生活と景観の構成要素がコミュニティがどのよう関わっているかを考察する。

後述するように現在の灰谷の集落では急速にコミュニティの活動、とくに生活環境の保全にかかわる活動が少なくなってきている。そのため、古老からの聞き取りと、灰谷に伝わる古文書からかつてのコミュニティの活動をあきらかにした。聞き取りの対象はM．S氏（明治41年生）、N．M氏（昭和元年生）、N．C氏（昭和元年生）の男性３人と、女性M．T氏（大正14年生）の合計４人であった。近世資料としては、庄屋等に伝わる基本史料となるべき村明細帳が失われており、集落全体の基本構成を検討する資料が見あたらなかったが、M．S家の所蔵文書（正徳３年・1713～）と、当番持回りで引き継がれている区有文書（明治20年・1887～）を資料とした。

1-3-1コミュニティの組織とその変遷

(1)人口、戸数

江戸時代の数字をあきらかにする資料は乏しい。その１で紹介した『繊留』にいう「戸数二十七軒、二軒草庵」が管見では唯一の資料である。ただM．S家文書中の『祝儀帳』（文久元年・1861）では灰谷中として23軒、『棟上之通帳』（慶応元年・1865）では22軒が確認され、江戸時代を通じてこの程度の規模が維持されていたと思われる。明治期にはいると、区有文書中の『蓼平　灰谷』（戸長役場から引き継がれた文書で、戸籍に相当する書類）の転入、出生、死亡の記録から集落の構成が分かる。これに区有史料と現況調査のデータを補足したものが表1-3-1である。これを見ると、昭和45年まではあまり変動がなく、それ以後急に下の戸数がふえる。また昭和初期、すでにかなりの兼業農家があったことが注目される。

(2)コミュニティの構成

灰谷はさまざまなレベルのコミュニティ単位がある。ここではとくに伝統的環境とふかく関わっているコミュニティの単位を抽出して、その構成を記述する。

a)保と区

灰谷の民家の内19軒は「平右衛門」、「新助」、「作右衛門」等といった屋号をもっている。これは江戸時代に各戸の当主が名乗っていたものが屋号となったもので、M．S家文書で宝暦まで遡れる名もある。この19軒は、すべて農家で独自のコミュニティをもっている。このコミュニティには、とくに呼び名はないが、ここでは旧・保としておく。「保」

は元来江戸時代の「村」をひきついだ、明治初期の行政村の単位であり、新しい住民が多数入ってくるまでは、村落自治は「保」の名称のもとに行われていた。

もちろん、旧・保のような伝統的コミュニティとはべつに、新しい家をふくめた自治会があり、行政末端の役割が中心である。これが「区」である。

b)町（上ノ町と下ノ町）

すでに述べたように灰谷は上（９戸）と下（22戸）に２分される。灰谷では、「かみのちょう」、「しものちょう」と呼んでいる。昭和30年代までは、上下の戸数のバランスがとれていたが、近年は下ノ町の戸数が急増している。

c)組（北と南、東と西）

町を地域的に２つに分けるのが組である。主として冠婚葬祭時に機能する。昭和45年ごろまでは、各組５～６戸でバランスがとれていたが、下の東組の戸数が急増している。

d)親戚づきあい

これはあいまいな集団であるが、個々で取り扱う伝統的生活環境とふかく関わっているので敢えて取り上げる。図3-3-2にしめす親戚関係は聞き取り調査をおこなった４人のうち３人までが指摘した関係のみを図示したものである。もともと集落内の婚姻は珍しく、明治20年から昭和18年の間に３組しかない。分家も灰谷内に独立したものはわずかに１例をみるのみである。ただ嫁の里が同じ家である例が５例あり親戚づきあいの範囲を広げている。戦後は灰谷内での婚姻３組あるほか、子弟に家を建ててやる例が５例あり、これが下ノ町で戸数が増えた理由である。

e)となり近所

これも漠然とした集団であるが、環境保全にふかく関わる単位である。

1-3-2　伝統的生活環境とコミュニティ

(1)環境管理の実態と変容

ここでは、その前２節で検討した伝統的生活環境、景観の構成要素が、コミュニティのどのようなレベルと関わっているかを、聞き取りデータに加えて、区有文書の『人足帳』（保の共同作業の出勤簿・昭和４年～・一部欠）、『保費支払原簿』（明治42年～昭和51年）を参考に時代を遡りながら考察する。

a)森とコミュニティ

森は荒れている。全国的にみて林業が不振に陥っている現在、森林の荒廃はは１村落の問題ではない。ただ京都近郊の山林のみがかかえる問題もある。つまり官有林が少なく、山林の所有権が細かく分轄されている点である。かつて灰谷は300町歩をこえる共有林を持っていた。ところが明治初期にこれらが一部住民に譲渡され、さらに明治15年ごろ、石作村の財政難から大部分が個人に転売された。M．S家文書にはこの時の山林取得の記録が

8点のこり、同家は20反歩以上購入している。また『地租名寄帳』（区有文書・大正初年ごろか）によると、周辺の山林はほとんどが灰谷住民の所有で、1戸あたり平均約15反歩所有していた。また昭和34年、京都市に編入されたときに、共同登記が認められず、昭和42年までに3人の代表者名の登記となった（M．S家文書）。元来、保のレベルで管理に加わるのは共有林・氏寺三鈷寺の山林・早尾神社の宮山に、山道作り・下草刈の人足がでるだけである。これらはあわせても周辺山林の10%弱である。その他の私有林での共同作業は全く行われていない。

b)水とコミュニティ

昭和55年、井戸水にたよっていた下ノ町に水道が引かれ、これをきっかけに家がたちはじめる。一方上ノ町はその立地上、豊富なわき水に恵まれており、独得の給排水システムをもっている。裏山には、4つの水源地があり、戦前まではそこから水を引いていた。現在は、上流の集落の圃場整備事業や砂防ダム工事によって水源が変わったが、システムは変わらない。水源地から樋ドイで水を引く。樋ドイは石垣の上端に掛けて固定される。水は各戸の調理場と庭先の洗い場に流れる。排水は生活排水が樋ドイを通って直接川に、庭の洗い場の水は石垣を通して集落下の田に流す。水の汚れに応じた排水システムである。これを維持するために、終戦直後までは、町単位で清掃が行われていた。近年では水源を同じくする家（隣近所のレベル）が共同で維持に当たっている。

c)川とコミュニティ

いうまでもなく、川は生活用水ばかりでなく、田畑への水を供給する。さらにここ灰谷では、集落景観に大きな影響を与えている。川は元来入会地であり共有地に近い性格を持っていた。明治20年からは京都府の管理下に入るが、昭和8年の大水害のとき、復旧に協力くした記録が区有文書に見えるだけで、実質的には灰谷の管理が続いていた。『人足帳』、『保費支払原簿』によると、かなりの人員が川の管理に費やされている。とくに大きな工事は川マチ積であった。これは川底に石を敷いて、レベルを調整し、用水の安定供給を計るものであった。石の準備や施工は、他所から技術者を招くことなく、保の成員のみで行った。この技術も自然に継承されていた。

d)みちとコミュニティ

『人足帳』によると、道普請を行う道人足は全人足数の約30%を占める。昭和34年の市制編入までは、集落内に舗装した道はなく、道の管理は灰谷の最重要課題であった。路面と路肩の補修が主な作業であり、もちろん保の成員全員が参加した。昭和42年、舗装工事完了後は、集落内のわき道の草刈等が、道人足で行われているに過ぎない。

e)橋とコミュニティ

その2で述べたように、橋は集落の結界をしめす重要な景観構成要素である。橋もまた市制編入時まで、架設、装飾、着色、保守のすべてが、保レベルの人足によって行われた。木造の橋のため、10～15年に1回架け替えが必要であった。橋の架設は高度の技術が求められるが、この場合も他所から技術者を呼ばずに、コミュニティのもつ技術のみで架けられた。昭和41年までにすべての橋がコンクリートになったため橋人足は行われなくなった。ただ橋の心木につかう神木は現在でも共有林で守られている。

f)家とコミュニティ

『倹約締結書』（明治34年）によると、本宅の上棟式の時は保の成員が、納屋などの場合は町の成員が、風呂場などの場合は組の成員が、壁下地用の縄（現在は金一封）をもちよった。江戸期には何等かの互助システムがあったとかんがえられる。

3-1節では、材料の確保が屋根葺のネックであることを述べたが、コミュニティの面からは、作業補助員の不足が問題である。茅葺屋根は8～10年ごとに葺替が必要で、年に1、2戸が葺替えることになる。明治期には保（修理時には町や組）が補助員として交代で参加していたが、現在は親戚筋にかろうじて頼める程度であるが、経験の乏しいものが多い。この作業補助は屋根葺き職人の助手をするわけだが、かなりの経験を要する。素人の補助員では作業日数が何倍にもなるという。

g)石垣とコミュニティ

灰谷の石積みには、3種類の技法が使われている。このうち上の大部分の石垣は穴太積みの影響を受けている。隅の算木積みも高度な技術である。これらの石積みの年代はもちろん不明であるが、灰谷の住民の手によって積まれたものであることはまちがいなく、補修も住民の手によって行われていた。石垣の補修は各戸の力では無理で、おおむね町単位で共同で行われてた。この場合、経験のふかい年長者が指揮をとった。住民は共同で石垣を直すことによって石積みの技法を学び、河岸、自分たちの田畑の石垣の補修に応用した。昭和48年、M．O氏宅の石垣修理が最後の大工事となった。この時指揮をとったH．M氏（当時74才）は、若いころから灰谷の石垣修理に参加し、また他所に人夫に出るなかで、高度の技術を身につけ、石の面の見分けかたなど「達人」と呼ばれていた。氏は昭和53年に死去し、その技術は継承されなかった。また昭和48年以降、共同の石垣補修は行われていない。ほとんど個人か親戚レベルで作業が行われている。

(2)伝統的コミュニティによる管理の問題点

以上のように、灰谷の伝統的生活環境は、住民自身の「手づくり」で形をなし、高められてきた。ところが表1-3-2を見ても分かるとおり、新・住民の参加は極めて少なくコミュニティの共同作業は沈滞し、環境を「手づくり」することがむずかしくなっている。伝統的コミュニティの側にも問題がある。地理的特性からか、昭和初期から兼業かが進んでいた。そのため農村的なコミュニティ活動はその時から問題をはらんでいた。またM．S家の『御祝儀帳』などから江戸期から京都との交流が盛んであったことがわかる。近郊農村の特徴からか、「村づきあい」の意識はかなり希薄であったらしく、戦前から農業生産でも共同作業はほとんどなかった。そして人足欠席時の負担金納入制度（昭和38年に明文化

されたが大正期から存在した）や棟上げ祝いの制度など、「合理的」なシステムがつくられていった。こうした土壌に多くの非農家の新・住民が加わって灰谷のコミュニティは大きく変わっていく。

(3)ハードの継承とソフトの継承

その２で景観保全の面から伝統的環境のハードな面の継承を検討した。ここではここでは灰谷の住民が営んできた環境を「手つくり」でまもり、高めるシステム（ソフト）の継承をつけ加えたい。ただ、旧・保の成員より、新住民の奉加、灰谷の環境の特質についてよく理解し、評価している。ここに灰谷の将来への展望があろう。これらの人々が気軽に参加し、環境の「手づくり」を楽しめる方策が求められる。

[1] 新谷昭夫、西川幸治、増井他「灰谷・傾斜地における伝統的集落環境に関する考察－その１　民家間取りの変遷について－」『日本建築学会近畿支部研究報告集・計画系』p. 569、1987年

[2] 前掲1)

[3] 前掲1)

第２章　集落整備事業にともなう伝統的環境保全

－京都府八木町美里地区における整備計画策定を通して－

２－１　近郊農村の計画課題と伝統的環境保全

2-1-1　調査対象地区・八木町美里地区の概要

(1)対象地区の概要

a)八木町の概要

八木町は、京都市内から北西へ約20kmの距離に位置し，人口約１万人、面積約50km²、東西約10km、南北約７kmあまりの町である。丹波丘陵の入口にあたり、北から東を日吉町、京北町、京都市、南を亀岡市、西を園部町に囲まれ、町の西南部を国道９号線とＪＲ山陰線が併走している。町の中心部は、町のほぼ南端に位置する旧山陰街道沿いに発達した宿場町、現在のＪＲ八木駅付近にあり、この一帯は最近、急激に市街化が進みつつある。

本町西部に広がる平野部は、稲作を中心とした田園地帯となっている。本町において、市街化が進行している地区はＪＲ八木駅周辺のみであり、これ以外の平野部では、水田、畑などの農地がほとんどを占め、その中に集落が点在している。

昭和35年からの人口の推移をみると、昭和40年に11,000人を割ってからはほぼ横ばいの傾向を示しているのに対して、世帯数は漸増の傾向にあり、１世帯数当たりの人口の減少による核家族化の進行がみられる。

b)美里地区の位置

美里地区は、八木町の西部に位置し、図2-4-1に示したようにＪＲ八木駅から北西へ約４km遡った位置にある。地区は、背後に山林を控え、前面を桂川及び園部川によって隔たれた、面積約112haのほぼ帯状の区域である。雀部、広垣内、神田の３集落から構成されていたが、平成２年４月より、これら３集落が合併して、美里地区として、地区の運営や行政などに対応することとなった。すなわち旧雀部（以下、雀部）は美里１組、旧広垣内（以下、広垣内）は美里２組、３組、旧神田（以下、神田）は美里４組、５組、６組として再編成され、新生「美里」として今後の集落運営が期待される。

c)地形条件（図2-1-2）

美里地区は、桂川沿いにひらけた田園地帯の一角をなし、西北を園部町と境を分かつ標高270ｍ前後の脊梁山体（通称「入相山」）、東を桂川、南を園部川に囲まれた段丘沖積地からなる。山体は、神田集落背後で最も侵食が進み、扇状地が形成され、深く切れ込んだ

谷筋が西方及び西北方に延びる。この山体に沿ってＪＲ吉富駅から八木町北地区（新庄地区）に向かう府道が縦貫し、これにそって北から雀部、広垣内、神田の３集落がほぼ連なる。各集落の農家は、過去の洪水の経験からほとんどが山麓に位置し、石積の擁壁ををもつ土地にたつ伝統的民家が多い。広垣内の一部農家のみは、低位段丘面のわずかな微高地に建てられているが、いずれも上流側を強固な石積みにして洪水に備えている。

桂川とは、雀部東部から広垣内東部に延びる本堤防によって分断されているが、雀部東部の堤外地にはかなりの水田が帯状に分布している。神田集落の南側を東に流れる園部川一帯は最近改修を終え、強固な堤防によって堤内地と画されている。神田東側の桂川に沿っては、簡易な堤体に蛇篭を積んだ応急的な堤防が残され、これに広垣内東部に向かって北に延びる農道兼用の低い堤防が接続している。この農道兼用堤防の外（東）側にも水田が見られる。

桂川に面した堤体および堤外地の一部には、竹林が広がる。山林部の沢を控えた集落の背後にも竹林が残されている。西光寺一帯は、杉林に囲まれた荒井神社本殿をはじめ、桜や紅葉の雑木林が良好に保存され、その一角では、新たに沢筋の水田を盛り立てて本地区の墓所が設けられている。

d)人口と世帯数

美里地区の人口と世帯数の推移は表2-1-1のとおりである。昭和60年現在、人口は219人、世帯数は50世帯である。世帯数に大きな変化はみられないが、人口の減少傾向は顕著で、昭和40年から60年までの20年間で、雀部が16人（28.6%）、広垣内が26人（29.9%）、神田が13人（9.9%）の減少を示しており、とくに雀部と広垣内で人口の減少が著しいことがわかる。本地区の年齢別人口構成は60歳以上の割合が24.6%と非常に高くなっている。

e)営農状況

美里地区の専兼別農家数の推移は表2-1-2に示されたとおりである。雀部は昭和55年以前の農林業センサスの資料が集計されていないので不明であるが、総農家数に大きな変化がなく昭和60年現在の農家率は雀部100%、広垣内92.9%、神田85.7%となっており、八木町の中でも農業に対する依存度が非常に高いことがうかがわれる。しかしながら専業農家数は昭和35年以来大きく減少しており、昭和60年現在、神田集落に４戸みられるのみである。第二種兼業農家の割合は雀部50%、広垣内92.3%、神田79.2%と高くなっており、兼業化の波が本地区にも押し寄せていることがわかる。

(2)農村環境と土地利用

a)土地利用

美里地区は、水田約35ha、畑約１ha、山林原野約71ha、宅地等６haから構成され、山林を除くと標高110m程度、勾配1/100～1/300、用排兼用水路掛かりの低平な不整形・未整備水田を主体とする。低位段丘面は全て水田として利用されており、高位段丘面は、主として宅地の他に山地部の沢から用水の得られるところが水田、それ以外は畑ないし樹園地である。雀部集落の北及び東のみはやや例外で、高位段丘面に水車灌漑に依存した水田が分布する。これらの水田は、かつて宅地であったといわれ、水害に悩まされた農家が転出した跡が水田として開発されたものである。

b)集落環境

現在、高位段丘面の水田は、ほぼ常畑として利用されている所が多く、農振白地にはこのような農地が含まれる。農用地として指定された低位段丘面の水田の畑地転換は、いわゆるバラ転である。ほぼ５分の１の転換畑に八木町特産の山ノ芋が作付されているが、排水が悪いため、休閑地として放置されている水田も多い。

神田集落内には工場跡地を受け継いだ不動産会社管理地が見られる。また、広垣内集落には転出宅地（盛土更地）がある。この付近には、後述するように洪水にそなえた高い石垣の上に格式ある妻入り入母屋造の民家が残っている所であり、これらの景観を損なうことのないよう、その跡地利用に当たっては十分な配慮が必要である。

また本地区では、地域住民の就業機会の確保と交流の場を確保することにより、若年層の定住と地域の活性化を図るために、圃場整備の機会に非農用地を捻出して工場を誘致したいとする住民の意向がみられるが、無計画的な農地の転用を防ぎ、優良農用地の保全を図るための土地利用計画を策定することが大きな課題といえる。

最後に、桂川に面した堤体や堤外地の一部は、竹林が占める。山林部の沢を背後に控えた集落の背後にも竹林が残されている。また西光寺一帯は、杉林に囲まれた荒井神社本殿をはじめ、桜や紅葉の美しい雑木林が良好に保存されている。このような竹林や背後山林もまた、本地区独特の景観を構成している重要な要素であるが、園部川筋の竹林は河川改修のため既に伐採されている。土地利用計画の策定に当たっては、景観保存の観点からこれらを良好に保全することが大切である。

2-1-2　集落整備計画の課題

(1)地域活性化と農業振興

本地区は、ほとんどの世帯が農家（農家率100%）という農村地帯であるが、ＪＲあ山陰線や国道９号線を利用して、京都市まで１時間程度という立地条件にもめぐまれて、ほとんどが通勤兼業を主とする第二種兼業農家となっている。そのため将来の農業経営についても第二種兼業志向か農業は自家用程度という農家が大半を占めている。また本地区では人口の減少が著しく、とくに若年層の減少により農業就業者の高齢化が特徴的である。このため将来の農業経営に不安を抱くものが多く、作業委託や農地の転用・売却により経営規模を縮小したいと考えている農家も少なくない。後継者のいる農家についても、後継者は通勤兼業か離農を考えている者が多い。本地区の農業振興は非常に厳しいといわざるを得ない。

しかしながら、本地区では八木町内でも比較的まとまった集団的農用地が存在する地区であり、有数の農業地帯である。水稲のほか、本地区特産の山ノ芋をはじめ大豆、野菜の栽培が盛んで、経営規模を拡大したいと考えている農家も存在する。このような規模拡大希望農家を中心として農地の利用権集積を図り、機械化による大規模経営を可能にするとともに、農地の汎用化を進めて、山ノ芋、野菜、大豆等の出荷量の安定を図ることが、本地区の農業振興の重要課題といえよう。本地区の農家はほとんど兼業農家であるという実態を踏まえると、規模拡大の母体としては、前記規模拡大希望農家を中心とした営農組合がふさわしいと考えられるが、営農組合の組織化とそれへの農地利用権の集積を進めるには、圃場整備がよい機会となろう。

本地区では地区住民の就業機会の確保と交流の場を確保することにより、若年層の定住と地域の活性化を図るために、圃場整備の機会に非農用地を捻出して、工場を誘致したいとする住民の意向が強い。アンケート調査結果を見ても、農地転用で認められるものとしては工場等の建設が70%と、地区住民の住宅、公共施設、一般の住宅開発に比べて著しく高い値を示している。また、工場誘致の方法についても、「圃場整備の機会にみんなで土地を出しあって誘致する」というのがやはり全体の70%近くを占めており、「工場誘致は必要ない」という意見は1戸（2%）のみであった。工場誘致は事業負担の軽減方策としても期待されていると考えられる。

しかしながら、本地区の農用地のほとんどは農振農用地区域に指定されており、八木町内でも集団的に存在している優良農用地の一つである。したがって工場用地の位置選定に当たっては農業振興地域整備計画の見直しが必要であり、その際には優良農用地の保全と土地利用秩序の形成に十分留意しなければならない。そのための土地利用計画の策定が第二の課題となろう。また、誘致することになればその工場は、単に地域の活性化に役立つばかりでなく、農産物の加工など地域農業の振興に資する農産加工施設が望ましい。したがって土地利用計画の策定とあわせて、地域農業の振興構想も確立しておかなければならない。

第三に、本地区は西光寺、荒井神社をはじめとする文化財にめぐまれ、また、”やけもり”、”武器塚”、”さいのかみ”などといった史跡が存在する。さらには山林や竹やぶを背景として、石垣の上に格式ある妻入り入母屋造の民家がたち、独特の景観を作り出している。かんがい用水車が回っているのどかな雰囲気も本地区特有のものである。これらのことを考慮すれば、本地区の整備に当たっては、八木町アメニティタウン構想に即して、自然環境保全と景観形成、並びに地域文化財の保存等に留意することが現在に生きる者の使命であり、これが第三の重要課題といえよう。

(2)整備課題

本地区の現状並びに住民意向を踏まえ、上述した地域整備と農業の振興を図るためには

圃場整備と集落内の生活環境整備が必要であるが、そのための計画課題としては次のようなものがあげられよう。

a)土地利用

・優良農用地の保全と工場等非農用地の確保を図るための総合的土地利用計画を作成し、将来にわたって土地利用の秩序化を図ること。

b)農業生産環境

・営農組合の組織化等により経営規模の拡大を図るとともに、利用権集積による農地の流動化が可能となるような圃場条件に整備すること。そのためには農地の区画形状の改善と集団化、並びに機械化営農を可能にするための農道網の整備を中心とした圃場整備が必要である。

・地域農業の振興を図るため、農地の汎用化を前提とした地区内排水、圃場排水施設の整備を行うこと。

・農作業機械の共同利用、集出荷施設の整備を行うこと。

c)生活環境

・府道の拡幅整備とあわせて集落内道路網の整備を行うこと。

・背後地山林からの流出水を安全に地区外に排除するための集落排水路を中心とした排水路網の整備を行うこと。

・地区住民の生活の快適性、保健性の向上と水質環境の改善を図るため、集落排水処理施設の整備を行うこと。

・三集落統合の実を上げるため、本地区のシンボルとしての農村公園・多目的集会施設の整備を行うこと。

d)景観・史跡保存

・西光寺、荒井神社をはじめとする文化財の保存はもちろんのこと、自然環境保存や景観形成に十分配慮し、アメニティの向上に努めること。

・整備計画に当たっては、現存する集落景観を保全・修景するばかりでなく、すぐれた景観を積極的に見せ、また新しい施設によるすぐれた景観を創り出し、美里地区全体として統一感を持たせるとともに、それぞれの集落の特徴を活かした景観づくりを図ることも大切である。

e)住民協定

・上記の農村整備課題を早期に実現するための計画づくりに住民自らが参加し、それを実効あるものにするために、村づくり協議会（仮称）を設置し、住民間で十分に論議を深めること。

・施設整備後の維持管理の体制と方法を確立しておくこと。

・将来の農地の転用・売却に当たっては、長期的展望に立って優良農用地の保全と土地の有効利用が図られるよう、住民間の協定によりその実現に努めること。

・石垣や妻入り入母屋群などといった地域特性を十分配慮し、住宅、車庫、納屋、生産施設等の新設、改修の際には、将来の生産、生活様式に対応した景観形成に配慮すること。

2－2　集落形成と景観の特徴

2-2-1　景観の形成過程

(1)古代・中世

神田地区に所在する荒井神社は式内社に比定され、周辺の開発は古代にさかのぼると考えられるが、その詳細は不明である。美里地区の姿が歴史に登場するのは中世からである。神田については、その名が室町初期から各地の文書に散見される。紙背文書に承安４年(1174)の記事があり、室町期の姿を描いたとされる「丹波国吉富庄絵図」[1]（図2-2-1）には、神田にあたる位置の山麓に「上田村（こうだ）」と記入され、７棟の民家が描かれている。北には「雀部村」の文字が見え、隣村の「熊厘村」（熊原カ）には取水用の水車が描かれているのが注目される。当地区の農業用水は現在も熊原から取水している。当地区の灌漑施設をふくめ、集落の基本的構成は中世には整っていたらしい。

(2)近世

当地は園部藩に編入される。管見の近世史料からえられる基本データは表2-2-1の通りである。石高が近世前半で飛躍的に増大しているが、治水事業による耕地の安定とともに、近世半ばには低位段丘面における水田の開発が完了したことが理由であろう。また園部藩々政史料によると特産品として綿が紹介されており[2]、また「郡邑綱目」[3]には等級のついた田、畑のほか菜畑が地目としてあげられており、これも高位段丘面の利用と関係があるかも知れない。このほか、雀部、神田にはまとまった村有文書はのっこっていないが、広垣内公民館には、慶安元年（1648）、天保11年（1840）、嘉永６年（1853）の検地帳が保管されている。これによると、広垣内の耕作範囲は、雀部、神田にひろがっており、現在見られるように、各地区の領域が当時から錯綜していたことがわかる。

近世史料の中には集落の具体的な景観がわかるものもある。近世の村落社会では破風は家格を端的に表わすものとして重要視された。園部藩では破風の扱いについてはさまざまな規制があり、大庄屋役の家についても、主屋の建築後何年も建ってから破風の取り付けが許されていた。「破風入衆」とよばれた広垣内の松本家は文化年間に破風取り付け願いをだすが、決裁されたのは８年後であった[4]。妻入り民家は破風を家の正面に誇示することができ、この地方独特の妻入り摂丹型民家の分布と関係が深い[5]。現在広垣内にのこる妻入り摂丹型民家はこの系譜を引くものであろう。たしかに妻入り民家は封建的権威のシンボルでもあったが、現在ではすぐれたランドマークとなっている。

『寺社類集』[6]は園部藩寺社奉行所が、藩内の寺社を各村ごとに、名称、創立沿革、堂舎の名称と規模、境内規模等を書き上げたもので、全12巻からなる。当地区については、巻二に記載が見え、表2-2-2にしめしたような社寺があげられている。このうち現在宗教法人として残るものは、産神荒井大明神（荒井神社）、西光寺のみである。「関屋森」、「川岸森」など「森」は、建物の記述がなく、注記に「無社森」と記されれ、おそらく森や林じしんが信仰の対象になっていたのだろう。野や山が信仰の対象となっていた時代の豊かな集落環境を知ることができる史料である。現在、これらの「森」の所在した位置は不明だが、現在の小字名「川岸」、「妙見」は、記載寺社と関連があろう。また広垣内の検地帳では、「せきや」、「さおう」、「ざを」（蔵王）、「大上くん」（大将軍）等の小字名が見える。

(3)近代

明治35年作成の地籍図によると、水路網や分筆状況は現在とほとんど変わらない。ただ、昭和50年代までの地目変化が朱書されており、近代における土地利用変化がわかる。雀部では水害の被害が大きく、宅地が農地に転換され、また新しい宅地も扇状地端へ移動している。もっとも活発に地目変更が見られるのは神田の高位段丘面で、近代初期には散居的であった景観が列村的に変化していった（図2-2-2、表2-2-3）。

2-2-2　集落景観の分析

(1)建物

a)分析手法

建物は住まう場、生業の場であるとともに、集落における重要な構成要素でもある。本節では景観分析の視点から、ここの建物の外観形態と屋敷地の空間構成について分析する。

美里地区の建物の総数は241棟で、その用途別内訳は、「主屋」51棟、「離れ」34棟、「蔵」24棟、「納屋・物置」58棟、「作業場」12棟、「その他」67棟であった。（ただし複数の用途が重なっている場合はそれぞれ別々に計算）その分布状況を示したものが図2-3-1、2-3-2である。

現地における調査項目は「建物用途」、「建築年代」のほか、建物の外形を決める要素（以下「フレーム」と呼ぶ）、フレームのなかに組み込まれる要素（「エレメント」）、そして、建物の色に関する要素（「色彩」）に関して調査をおこなった。調査細目は次のとおりである。

・「フレーム」　「構造」、「階数」、「屋根形式」、
・「エレメント」　「壁形式」、「屋根被覆材」、「庇被覆材」、「壁材料」

「建具」

・「色彩」　　「屋根色彩」、「庇色彩」、「木部」、「壁色彩」

「建築年代」は「江戸時代」、「明治時代」、「大正・戦前」、「戦後～昭和40年」、「昭和40年以降」の５つの時代に区分している。

b)美里地区建物の概観

・「フレーム」について（図2-2-3、2-3-4、2-2-5、2-2-6）

「構造」は木造、鉄骨造、ＲＣ造などがあるが、８割以上が木造である。「階数」は平屋、つし２階、本２階に分けられ、平屋は非居住施設に、つし２階、本２階は居住施設と蔵に多く見られる。「屋根形式」は入母屋、切妻、その他（複合形式や寄棟）に分け、入母屋はさらにくず屋形式とそれ以外のものに分けることとした。入母屋は主屋や離れに多く、切妻は全ての種類に一様に見られる。

・「エレメント」について（図2-2-7、2-2-8、2-2-9）

「壁形式」は真壁と大壁に分かれる。真壁は居住施設に多くみられるのが特徴である。「屋根被覆材」は瓦、鉄板、茅などがあるが、鉄板であっても茅を覆うものは別に考えたが、瓦は全ての種類の建物でみられ全体の６割近くを占めている。鉄板は約３割となっている。「庇被覆材」も「屋根被覆材」と同じ傾向で瓦が約６割、鉄板が約３割となっている。「壁材料」は小舞壁のように土（泥土）を材料としたものとモルタル塗り壁が主流をなし、それぞれ腰板などがつく。これは主に居住施設に顕著で、付属施設には鉄板などの簡易なものが用いられる場合が多い。「建具」はサッシュのみとサッシュと木の併用が多く、一部には京風の千本格子も見られる。

・「色彩」について（図2-3-10、2-2-11）

「屋根色彩」と「庇色彩」は黒／灰系統が約７割を占める。他に赤／茶系統と青系統が併せて２割程見られる。「壁色彩」は腰板の影響で白＋茶や白＋黒が比較的多くみられる。「木部」は素木とベンガラで赤褐色に着色されたものがあるが、ベンガラは主屋を中心に用いられている。

c)主屋の特徴（図2-2-12、2-2-13、2-2-14、2-2-15、表2-3-1、2-2-2、2-2-3）

主屋は51棟あり、それらの地域別棟数は雀部８棟、広垣内14棟、神田29棟となっている。

当地区の主屋は元来全てがいわゆる「くずや型」の民家であった。たとえば、明治17年の『建家台帳』（広垣内区有文書）によると、規模の大小こそあれ、広垣内の「本家」（主屋）18棟すべてが「藁葺」（くずや）であった。

「フレーム」をてがかりに、主屋の形式を分類すると、「くずや－平屋型（便宜上タイプ１とする）」、「入母屋－つし２階型（タイプ２）」、「入母屋－本２階型（タイプ３）」、「切妻－本２階型（タイプ４）」にわけられる。これらの４つの型を年代別にプロットしたものが表2-2-4である。その結果、「江戸時代」、「明治時代」ではタイプ１、「大正、戦前」、「戦後～昭和40年」ではタイプ２とタイプ３、「昭和40年以降」ではタイプ３とタイプ４がそれぞれの典型例と考えられ、当地区の「フレーム」の変遷が読み取れる。

つぎに「エレメント」についてみると、主家の場合「壁形式」はほとんど（86%）が真壁である。「屋根被覆材」は鉄骨プレハブ造の２棟を除き全て茅葺または瓦葺に分けられる。ただし、茅葺（14棟）に関しては、純粋な茅葺は１棟のみで、他は鉄板瓦葺、または鉄板平葺であるが、これらはすべてタイプ１の建物であり、逆にそれ以外は瓦葺となる。「壁材料」は土の占める割合が大きく、これをさらに土壁のみ、土壁＋腰板付き（タテ板とヨコ板に細分される）、土壁＋腰壁以外（タイル張り等）の３つに分類すると、それぞれ、土壁のみ16棟、土壁＋腰板付き18棟、土壁＋腰板以外８棟、その他９棟となる。その他とはモルタル塗りなどであるが、これは主にタイプ４に見られる。「建具」に関しては木、サッシュ、併用が各タイプにまんべんなく見られるが、これは後の改変がかなり大きい。

「色彩」の「屋根色彩」はほとんど黒／灰系統である。しかしタイプ１の鉄板平葺などでは赤／茶系統がかなり見られる。「壁色彩」は白、黄土色＋黒、茶という組合せがほとんどで、すべてのタイプにわたっている。「木部」はベンガラが64%をしめている。

d)離れの特徴（図2-2-16）

いわゆる離れは34棟あり、それらの地域別棟数は雀部10棟、広垣内10棟、神田14棟となっている。「離れ」の「フレーム」としては「２階＋入母屋」と、「２階＋切妻」の２形態が顕著である。次に「１階＋切妻」、「中２階＋切妻」の２形態も見られるが、「離れ」の外観形態は大別してこの４形態に集約される。また切妻屋根が全体の53%を占めることも注目される。　壁形態は「真壁＋土壁のみ」と「大壁＋その他」の２形態がよくみられる。前者の７棟中４棟までが戦前に建てられたのに対して、後者の７棟中６棟が昭和４１年以降建てられている等建築年代との相関関係も見受けられるようであるが、この点も含め建築年代との相関関係は今後検討していきたい。

e)蔵の特徴（図2-2-17）

蔵は24棟あり、それらの地域別棟数は雀部５棟、広垣内６棟、神田13棟となっている。１棟の「２階＋入母屋」を除いて全て「２階＋切妻」の形態をとるが、この１棟は元々離れか納屋であったものを転用し蔵としたもののようである。こうしてみると当地区においても蔵は２階＋切妻の典型的な形態をとる。

壁形態については、１棟のみ真壁のものが見受けられるが、これはさきほど述べた転用された建物である。これ以外についてみてみると「土壁のみ」と「土壁＋腰板」の２つがほとんどを占めている。「土壁＋腰板以外」はいずれも鉄板を張り付けているもので、いわゆる「なまこ壁」は存在しない。蔵は２棟を除きいずれも戦前に建てられたものでこれも重要な伝統的ストックといえるであろう。

f)納屋・物置の特徴

納屋・物置は58棟あり、それらの地域別棟数は雀部10棟、広垣内15棟、神田33棟となっている。納屋・物置はいままでの３例とはかなり違った様相を見せている。「構造」に関してはこれまでの３例はほとんどが木造であったが、納屋・物置では６割程度となっている。「階数」は３例が中２階、２階がその中心をなしていたのに対して、６割が平屋建てである。「屋根形式」も圧倒的に切妻屋根が多く、その「色彩」の約半数が有彩色である。屋根の材料も瓦屋根が３割程度しかなく他の３例と趣を異にしている。しかしながら、建築年代については主屋や離れと顕著な違いはみられない。このことは納屋・物置が規模や経費の面で比較的容易に造りやすい反面、エレメント、色彩のヴァリエーションがおおきく、建物によっては、景観上周囲と調和しにくいことを示している。

ちなみに前述の『建家台帳』（明治17年）によると、「納屋」（現在、「離れ」とよんでいる建物もふくまれる）は総数15棟で、藁葺８棟、瓦葺７棟で、主屋より瓦葺への移行が進んでいたことがわかる。

(3)屋敷地の空間構成

a)「ニワ」との関係からみた空間構成

屋敷地の農村生活の重要な舞台のひとつであり、その空間構成も歴史的社会的意味はふかい。同時に集落景観にもふかくかかわっている。とくに農村集落において各戸の敷地内では作業用オープンスペースとしての「ニワ」の存在が重要な位置を占める（図2-3-18）。そこで今回はこの「ニワ」を中心に置き、それに対し各建物がどのように配置されるかによって空間構成を次のように分類してみた（図2-2-19）。

・０型…屋敷地内に「ニワ」を持たないもの。　…２軒
・１型…「ニワ」に対して主屋しか面していないもの　１２軒
・２型…「ニワ」を主屋と他の建物が直角に囲むもの。１７軒
・Ⅱ型…「ニワ」を主屋と他が対面して囲むもの。　４軒
・３型…「ニワ」を主屋と付属屋２棟が囲むもの　…　１３軒
・４型…「ニワ」を主屋を含み四方で囲むもの。　…１軒

これらを地域別に示したものが図2-3-20である。この表から地域別に傾向があることが分かる。すなわち雀部では３型が目立って多く、広垣内（府道沿い）では１型、２型、３型がすべて存在する。広垣内（圃場内）では２型とⅡ型のみ見受けられ、神田では１型及び２型がその多くを占める。このような配置類型の傾向は地形や敷地面積によるところが多いが、集落景観を考察するにあたって見逃すことのできない要素である。

b)屋敷地へのアプローチ（表2-3-4）

屋敷地とみちの関係は、とくに近景、みち景観をかんがるうえで重要である。地区ごとのアプローチの特徴を見ると、雀部では屋敷地と「みち」は接する場合が多いが「ニワ」にはある程度アプローチを通らねばならない。広垣内（山側）は屋敷地と「みち」との間に高低差があり、その場合すべてスロープで双方がむすばれる。広垣内（平地部分）はほとんどの屋敷地で「ニワ」まで短いアプローチを持つ。

神田では多くの屋敷地が「みち」に接しており他の２地区に比べみち景観に及ぼす影響が多い。これらの３分の１が「ニワ」と「みち」が近接しており比較的開放的であるが、その一方ですぐに主屋入口が「みち」に面している例も６軒ある。

(3)境界要素（図2-2-21、2-2-22、2-2-23）

集落の景観を特徴づけるひとつの要素として、それぞれの屋敷をとりまく生け垣や石垣などある。ここではこれらを境界要素と呼ぶことにする。

a)境界要素の種類

まず、土台はほとんど全てが石垣である。そのなかでも野石、乱石乱積みと間知石谷積みがほとんどを占め、わずかに間知石布積みが見られる。またいわゆる塗り込め目地はほとんど見られない。図では野石と間知石に分けて表記している。

土台の上につくられる境界要素は植物を使用するものとそれ以外を使用するものに分けられる。図では、前者のうち低木で構成されているものを植栽、中高木で構成されるものを植樹として表現している。後者はブロック塀、土塀（築地塀）がほとんどで竹柵、金網などもみられる。

b)地区別の特徴

雀部には１カ所ある大玉石乱積み以外はさほどスケールの大きな石垣はない。植栽も全体としてよく手入れが行き届いており、築地塀と併せてこれらは比較的良好な景観の要素であるといえよう。ただし他の地区に比べブロック塀が多い。

広垣内では、雀部の境界要素が比較的小規模で植栽などが中心であったのに対し、スケールの大きい石垣がその境界要素の特徴となっている。その内、府道沿いの屋敷地では、石の種類の違いはあるが道路沿いに連続して切り石積の石垣がならぶ。またこの地区では石垣上が植栽され、伝統的な建物が接している場合が多い。圃場内屋敷地の場合はそれぞれの屋敷地をとりまく形で石垣が見られ、道路沿いの集落とは全く異質の景観をつくっている。石垣上は、生け垣に築地塀を併用する。

神田ではスケールの大きな土台はあまり見られない。材質は間知石より野石のほうがやや多い。土台の上の境界要素は、植栽を中心として多くの種類を見いだせる。なかには荒井神社の玉垣のように異質なものもあるが、周囲とよく調和している。

(4)文化財

a)西光寺と荒井神社

西光寺は「神田のお大師さん」として親しまれている真言宗の古刹で寺伝では開基を良弁とする。また文覚上人出家の地としても知られ、付近の集落には文覚の旧跡を各所に伝

える。京都神護寺の末寺で、江戸時代には北坊、奥坊、禅学院などの諸堂があったが、現在では本堂を残すのみとなっている。境内は神田集落背後の山腹に東西にひろがり、本堂はその最奥に立地する。本堂は細部の様式からみて、19世紀初頭の建立とかんがえられる。向拝まわり、内部の彫刻装飾はすばらしく、園部町の摩気神社本殿とともに南丹地方における代表的な江戸時代後期の建築である[7]。

当地区住民が檀家となっており、毎年8月に行なわれる六斎念仏（府指定文化財）などの民俗行事をつうじて、住民の信仰の中心となっている。参道の北側に新しい墓地がつくられており、ここから南方、東方に視界がひらけている。神田地区公民館も境内地につくられている。

荒井神社は西光寺の麓に立地する。本殿（町指定文化財、府登録文化財）は様式からみて室町時代に遡る可能性がある。また茅葺（鉄板仮葺）の覆屋内にあり保存状態もきわめて良く、境内地は府指定文化財環境保全地区に指定されている。境内の社務所は、以前には神田地区の集会所として使われていた。

両者とも全体として閑静な環境を提供しているが、参道入口周辺は、道路幅員もせまく、良好に整備されているとはいえない。六斎念仏が最初に奉納される場所でもあり、スポット的な整備、修景の必要があろう。

b)その他の地域文化財

こうした指定文化財のほかに、一般的な学術的、美術的価値は認められないが、美里地区の空間を特徴づけ、住民の生活を律動させる文化財がある。ここではこのような文化財を地域文化財と呼ぶ。

・八幡神社　広垣内の山裾に所在する。明治12年の『船井郡神社明細帳』に「八幡社　一社」とあり、すでに現在のすがたを整えていた。先述の『寺社類集』には見えないが、明治初年の神社統制の際に名称を変えた可能性もある。住民に「モリサン」として親しまれている。先述の「無社森」との関連をおもわせる呼称だが、丹波地方では血縁集団である「カブ（株）」の同族神を「モリサン」とよぶ場合が多い[8]。広垣内では、現在でも3つの「カブ」が機能しており、そのいづれかの同族神の系譜を引くものではないかと考えられる。

・水車　水路の景観を特徴づける。中世の姿を描いた絵図にもすでに描かれており、それが今日まで継承されてきた点からも、さらに地区の住民自身の手によってまもられてきた水利の知恵の記念としても貴重な文化財といえる。圃場整備の中で水車を残すことは難しいが、集落景観整備や地域施設の修景のさいに移築し、環境を演出する装置として活用できよう。

・神社跡地　広垣内の圃場内水路脇にスギの低木がならぶ微高地がある。石谷の八幡神社境内にある「愛宕山」の灯籠（明和9年(1772)製）は、ここから運ばれたといい、地元では神社の跡地と伝えられている。『寺社類集』に記載された寺社のいづれかに比定され

よう。

・さいの神　広垣内の水田の中に土を盛り上げた塚があり、「さいの神」あるいはと呼ばれている。この塚は水害を受けるために積もった土を集めてつくられ水害よけの神をまつる。神社の跡地とも伝え、あまりランドマークのない水田のなかにあって、独特の景観をもつ。広垣内区有文書の検地帳に「志やノ神」（慶安分）、「才の神」（天保分）の小字名がみえ、近世にはなんらかの信仰の対象になっていたのだろう。

このほか、雀部の「はちまんさま」、神田旧道ぞいの小祠、両墓制の遺制である旧墓地、冠婚葬祭のときに使われる「ほんみち」とよばれる古道、戦国期に武器をうずめたと伝えられる塚や園部藩主の鮎狩場のあとと伝える「やけもり」という場所等の地域文化財がある。田地のなかにあるものは、整備事業にあたって残すことは難しいが、記録保存をする必要があろう。

(5)集落景観

集落景観の分析手法は、さまざまであるが、ここでは、居住区域内および府道からに視点をおくみち景観・圃場および堤防に視点をおく景観・遠景にわけてかんがえる。また最後に水路景観についてもふれる。

a)みち景観　近景を構成するのは屋敷の景観である。屋敷地を構成する建物・境界要素・それらの空間構成が景観を構成する。以下、地区別にみてみよう。

雀部地区では、道の両側に視界がひらける。ここでは水車が重要な点景である。

集落内にはいると、ニワをみち側にとった空間構成をもつ屋敷はおおく、手入れのよい築地塀もあるが、閉鎖的な印象を受ける。みち側に接して、ＲＣ造、鉄骨造大壁の高い建物がたつことが原因している。ただ居住区域北端にあるタイプ1の屋根がアイストップになっており、印象的な景観である。

広垣内地区では、1)で述べた集落の基本構成が知覚される。東側には堤防の竹林にいたる視界のひろがりがあり、西側には屋敷の境界要素と山林、水路が交互にあらわれる。とくに山腹の屋敷の長屋門、意匠に富む入母屋屋根、切妻屋根のの妻面、豪壮な石垣が順次あらわれる。また屋敷地と府道の高低差と両者をつなくアプローチが、景観に立体感をあたえている。景観の阻害要因としては、周囲と調和しない素材、色彩をつかった倉庫、車庫の存在があげられる。また、府道東側の建物は、視野内の点景としてふさわしくないばかりでなく、視界をせばめ、みち景観の基本的構成をそこなう。

広垣内圃場内の町道を東側にむかうと、適度なワインディングによって、広垣内山側の屋敷の石垣護岸が、屋敷地内の建物が角度を変えて見え、単調な直線の道よりも、変化をもたせている。

神田地区では道のワインディングによってつぎつぎと景観がかわるシークエンスの変化が特徴的である。視野枠にあらわれる景観構成要素としては、生け垣、板塀などの境界要

素のほか、荒壁の土蔵、土塀にはめこまれた祠、神社の鳥居など多様である。また、さまざまな高さの屋敷地内の樹木が、「見越しの松」的にあらわれる。またブロック塀のような閉鎖的な境界要素が少なく、また建物が町道に接してたつのは２例のみであり、建物とニワの位置関係によって、個々の屋敷の景観を奥行きのあるものにしている。ただ、植栽のなかにあまり手入れの行き届いていないものもあり、よりよい景観づくりのためには今後改善していかねばならないっであろう。また、居住区域中央にある資材置き場の金網も落ちついた景観を阻害する要素として今後検討していかなければならない。

b)ヴィスタポイントからの景観

前年度おこなったアンケートで「どの場所からどの方向を眺めるのが最も印象深いと思いますか」の問い（問い34）に対して、背後の「圃場東端がら西側」、「堤防上から西側」の回答がえられたが、たしかに見通しのよい、眺望は、当地区の特徴的な景観であるといえる。ここでは、この２方向の景観と、集落への入口となる橋からの景観をとりあげる。

圃場および東側堤防からの景観は、背景としての入相山の山林、遠景としての住居、そして田地のなかに外観意匠のすぐれた住居が中景として存在し、重層的である。居住区域まで、さえぎるものがなく景観を特徴づける石垣や屋根がみえる。ほとんどの住居の棟線が南北方向を向いているため、屋根の平側が景観に大きく影響する。また屋敷構えが開放的であるため、付属屋をふくむ住居の壁面も同様である。現在のところ多くの住居の屋根や壁面は背景の山林とよく調和している。ただ、自然環境や住居の伝統的意匠になじまない素材や色彩をつかった倉庫、車庫、作業場等の非居住用施設が、府道脇にたち、景観にわるい影響を与えている。

橋からは、「山林－居住区域－府道・水路－圃場－堤防－川」土地利用秩序が、明確に知覚されるとともに、山、堤防とその竹林の存在によって完結性の高い景観となっている。この場合も、背景となる山、堤防まで遮るものがな支線が確保されることが条件となる。

(6)水路の景観

地区景観の特徴として、さまざまな場所で水が知覚されることがあげられる。
本節では、地区を南北に流れる幹線水路について、景観面から上流より順次考察する。

a)水路系統の現況

美里地区の幹線水路系統は、図2-2-32に示した通りである。本地区以北に隣接する熊原集落より取水された幹線水路は上流より雀部南までは低位段丘面を流れるが、雀部南で一部分水された後は府道に沿って神田北まで高位段丘面上を流れる。神田北に到った幹線水路は府道を横切って漸次、低位段丘面との境から神田東で分水されて低位段丘面を流下する。分流した水路も含め、いずれの水路も、他の水路からのわずかな取水や水田落水が入り交じるなど、用排水系統が未分離の状態にある。

b)水路断面の分析

今回の水路現況調査の結果、水路断面があるまとまった地域ごとに特徴的な断面形状を持っていることが判った。各地域の主要な水路断面を図2-2-32に示す。

まず高位段丘面上の水田沿いに低位面を流れる水路では、低位面側に農道を持つものと高位面側に農道を持つものとに分けられる。前者には、幅・両岸深さが1.8mで農道（幅1.3m）から1.4m下に低位水田のあるもの、幅1.5m・高位水田側深さ1.0m・農道側深さ0.6mで農道（幅0.5m）から0.3m下に低位水田のあるものなどがある。後者では、幅1.5m・両岸深さ0.8mで農道対岸の上端より堤防斜面の立ち上がるもの、幅1.0m・両岸深さ0.7mで岸に緩やかな傾斜のついているものなどが代表的である。

府道沿いに高位面を流れる水路は、幅1.4m・府道深さ0.8mで、対岸は民家の石垣壁が底面より2.4mの高さに一定の法で立ち上がる。府道（幅5.5m）を横切り1.4m下には低位水田が広がっている。

低位水田の間を流れる水路には幅1.7mで両岸深さ1.0mのもの、幅・両岸深さが1.1mのものがある。

c)水路護岸の技法

断面形状のみならず、護岸の素材やその技法に関しても様々な種類のものが見受けられる。

まず、伝統的な護岸の技法として石積みがあげられる。全流域の約８割が石積みの護岸となっており、本稿で扱う幹線水路の半分は石積み２面張りとなっている。素材は主として砂岩系で、大部分が野石乱積であるが、構成する野石には大小の差異がある。また民家の石垣壁が水路の内壁を兼ねる部分では間知石谷積みが用いられている。空積みが殆どだが、雀部南の農道下の一部では目地をセメントで補強した部分もある。

コンクリートも代表的な護岸技法である。３面張りあるいは片側のみの補強に用いたり、間知ブロック（30×30cm）の網の目積みなどの形態も見られる。

これらの素材のいずれも用いない土水路も多く存在する。豊かな植生が土を引き締め、岸を守っている。

d)水路設備の分布

高位段丘面に水田を持つ雀部では、灌漑施設として杉製の揚水車が10ヶ所に設けられている。また、雀部南に２ヶ所、広垣内の集落沿いに５ヶ所ほど、石貼りによる「洗い場」が設けられ、鍬などの農具や農作物の土落しなどに利用されている。

e)集落景観における水路の役割

本節では、集落景観における構成要素のひとつとしての水路の重要性について、上流より順次考察する。

最上流の雀部東の導水部付近では、水量調節ゲート及びコンクリート３面張り水路のむき出しになった上端が周囲との調和を乱しているが、下流に進むに従い高位段丘面側に低

い石積みが上乗せされ、目地を覆い尽くす植生とあいまって、上端の強い印象を和らげている。雀部南までの石積み２面張り水路は、雑木林・竹林・水田を背景とする純自然風な景観の中にうまく溶け込み周囲との調和を保っているが、町道からは水路の存在は確認できない。

雀部南では、堤防あるいは高位段丘面との境界として水路は明確な存在である。堤防沿いの水路は堤防上からも集落側からもあまり意識されないが、堤防沿いを離れた水路では高位水田側の石積み護岸が堤防上の道路から明確に見える。また、点景としての水車の存在が、集落側からの水路の確認をも容易にしている。

広垣内では、府道沿いの水路は常に知覚される。民家敷地内への湾曲部が親水空間を形成しながら民家の裏に回り込み、格式ある石垣壁を伴って再び現れる、といった府道側のシークエンスの変化の重要な要因となっている。

府道沿いを離れ低位段丘面に流れ込む神田北では、水路は再び圃場の中に溶け込んでいく。またほとんどが土水路である。神田南の幹線水路はほぼ全域がコンクリート３面張りで、上端が盛土に生えた雑草などの植生に覆われている。

本調査を通じ、集落内水路の断面形状・護岸技法の多様性、及び集落景観の中での重要性を知ることができた。集落整備計画のなかで、活用性の高いストックと評価される。

２－３　住民意向調査

2-3-1　第１回意向調査

本地区の農業経営の現状と将来の営農意向、並びに農業生産基盤、生活環境の問題点と課題を把握するために、平成元年７月に第１回目の住民意向調査を行った。

対象は本地区内に居住する全ての世帯と地区内に農地を所有する全世帯であり、回答数は雀部８戸、広垣部14戸、神田27戸及び地区外農家12戸の合計61戸であった。

その結果については、報告書にまとめられているので詳述することはさけるが、本論文に関連する質問項目についてのみ、紹介したい。

(1)生活環境に対する評価

生活の安全性について尋ねた結果は、雀部では「浸水の危険性」を、広垣内、神田では「交通事故や通学路の危険性」を訴える声が過半数を越えている。これらに次いで「街路灯が少ない」、「崖崩れの心配」が多く指摘されている。

保健衛生面では、集落によって若干の差異があり、雀部では雑草やごみの問題、広垣内では水路の汚れ、神田では蚊や蝿などの指摘が多くみられる。

快適性については、子供の遊び場やスポーツ施設の不備に関するものが全体的に多いが、この他、雀部、広垣内では公民館の老朽化を指摘する声が大きくなっている。本地区では家庭雑排水は、ほとんどが未処理のまま農業用用排水路や集落内排水路に放流されており、これが下流側に位置する神田集落での水質汚濁の一因となっていると考えられる。し尿処理については、水洗化されているものは２戸のみで、ほとんどは自家処理か汲み取り収集によっている。

生活環境整備への要望について尋ねた結果は、３集落とも「集落内排水路の整備」「集落内道路の整備」が多く、いずれも60％程度以上を占めている。この他、雀部では「幹線道路の整備」が、神田では「下水道の整備」が60％以上を示している。また、雀部では「集会施設の整備」が、広垣内では「公園・緑地の整備」が比較的多くみられるのが特徴的である。

(2)地域整備について

農地の将来の利用意向を尋ねた結果は、将来とも農地として所有・利用したいとする農業利用地の割合は全体で70％程度であるが、地区外の農家ではその割合が少なくなっている。逆に10年程度以内に売却したいと考えている売却予定地の割合は地区外農家が１６％と高くなっており、地区内農家に比べて農地の保全意向は低いといえる。

今後の土地利用や地域整備のあり方を尋ねた結果を示すと、「地区内の農地は転用を許さず、そのまま保全すべきである」と考えている農家は10％以下で、大半の住民は「一定区域内に限って転用を認めたい」と考えていることがわかる。さらに、「もっと積極的に住宅や工場を誘致して開発すべきである」と考えているものが20％以上にものぼり、とくに地区外農家では40％程度にものぼっている。

そこで、どのような種類の開発なら認められるかについて尋ねたところ、工場等の建設がいずれの集落とも最も多く、一般の住宅開発は少ない。本地区の住民は工場誘致による就業の場を確保することによって地域の発展を願っているといえよう。

自己や家族のための住宅用地の必要性について尋ねた結果、地区内の別の場所に移転したい、分家住宅を建てたいという回答はみられなかった。集落整備の必要性について尋ねた結果は、「集落整備のためには自分の土地の一部を提供してもよい」と積極的に推進を希望しているものが全体の44％を占めており、提供してもよい農地面積は全体で3.2haに上っている。このほか、「自分の土地を提供するつもりはないが、集落整備は進めてほしい」と考えているものが18％存在し、「集落整備は必要ない」と答えた農家は10％に過ぎなかった。

(3)歴史的環境の保全について

最後に、景観や地域文化財の保存等について尋ねたところ、地区内で景観上とくに優れ

ていると思われる所としては西光寺及び荒井神社の周辺があげられ、それに対して景観上問題があり、修景を中心とした整備をしてほしい所としては神田の不動産会社管理地及び雀部では新庄橋西詰が指摘された。地区内で残してほしいと思われる史跡、文化遺産としてはやはり西光寺と荒井神社が、よく訪れ、また親しんでいる場所としても西光寺と荒井神社が多く集中して指摘された。

2-3-2　第２回意向調査

第１回意向調査の結果の概略を住民に説明した上で、圃場整備や集落整備の進め方について、平成元年11月に第２回目の住民意向調査を行った。回答数は、雀部８戸、広垣内16戸、神田29戸及び地区外７戸の合計60戸である。

(1)集落整備について

工場誘致の方法において再度尋ねたところ、「圃場整備の際に皆で土地を出しあって工場用地を確保したい」という意見が70%近くを占めていた。工場誘致は必要ないと答えた農家は１戸のみであった。工場誘致の場所としては集落から離れた場所で、その規模としては１～３ha程度というのが大方の意見であった。

集落内道路の整備必要箇所を尋ねた結果は、雀部では新庄橋西詰から熊原集落へ抜ける町道が、広垣内では東部水田地帯内に位置する宅地への連絡道が、また神田では集落内を縦貫する町道（一部農道を含む）に多くの指摘がみられた。これらはいずれも一車線分の幅員しかなく、しかも広垣内の道路は未舗装のままである。次に集落内水路の整備必要箇所としては、府道沿いに走る農業用水路兼用の排水路のほか、裏山からの排水路の整備が多く指摘された。これらは宅地の問題点として既に指摘されたように、降雨時には流出水が増加して宅地内にあふれることが懸念されるものである。

公園や広場の整備については、本地区全体としてまとまったものが１ヵ所ほしいという意見が80%を占めていた。また集会施設については、地区全体のシンボルとして新しく統合した集会施設が欲しいという意見が50%を占めていた。比較的新しい地区公民館を有する神田の住民でも半数以上が統合施設を望んでいるということは、三集落合併が前提となっているからであろう。集出荷場の整備については、共販体制を強めるためにも新しく統合した施設を望む声が比較的多くみられた。

(2)歴史的環境の保全について

まず背後山林の利用について尋ねた結果は、「景色のよい所を選んで遊歩道等を整備する」というのが半数近くを占めていたが、「現状のまま開発はなるべくさしひかえる」という意見も30%程度に上っていた。

圃場整備と景観保全については、「景観より働きやすさを重視すべき」というのが半数近くを占めていたが、「景観を重視した新しい圃場整備方式を考えるべき」というのがあわせて30%程度に上っていた。水車かんがい施設の保存について、「現状のままで保存すべき」と言うのは一人だけであったが、「かんがい施設としての水車のみ保存」が２２%、「公園内に移設して保存」が16%、「町の資料館に保存」が20%程度となっており、何らかの形で保存すべきであるという意見があわせて58%にも上っていた。水田地域内に残っている”神社跡地”や”さいのかみ”などの史跡の保存については、「史跡の保存と調和のとれた圃場整備」を望む声が最も多く、40%を占めていた。本地区では史跡や景観保全に対する住民の意識はかなり高いといえよう。

２－４　集落整備計画と歴史的環境保全

集落整備計画は、

①土地利用計画
②農用地整備計画
③集落用地整備計画
④景観整備計画
⑤換地計画
⑥集落地域の自主管理方法

からなる。これらのうち、上記の歴史的環境調査が直接かかわるのは、④景観整備計画であるが、他の項目にも歴史的環境調査から明らかになった事項が盛り込まれている。集落整備計画に歴史的環境保全がどのように盛り込まれているかを中心に計画全体を概説する。

2-4-1　土地利用計画・農用地整備計画

(1)土地利用計画

a)基本方針

本地区の土地利用計画の基本方針は、原則として、現存の伝統的土地利用形態を維持しつつ、自然環境や景観の保全を図りながら、農業生産環境と生活環境を調和させた土地利用形態を形成していくことを基本方針とし、図2-5-1に示す計画を策定した。

b)地目別の内容

土地利用計画は農用地・集落用地・公共施設用地・緑用地・農産加工施設用地の５種類の地目から構成されている。

・農用地　農用地についてみてみると、府道東側に展開する集団的農用地は、後述する農村公園・多目的集会施設用地、農産加工施設用地をのぞいては、原則として、将来にわ

たって農用地としての利用を増進する区域とする。府道西側の西側の集落居住地域内に介在する農地については、集落の有縁として位置づけ、自家用農業や余暇的農業に利用する区域とする。

・集落用地　集落用地ついては、ほぼ現在のままとし、一部分家住宅の必要用地の拡大は既存宅地周辺部にとることし、一部圃場のなかにランドマークとなっている民家は換地においても移動せず、そのまま残すこととする。

・公共施設用地　公共施設用地として、地区中央部に農村公園・多目的集会施設整備のための用地を確保する。雀部・広垣内では公民館が老朽かしており、3集落統合を機会に新しい集会施設の新築を望む声が強い。そこで、3集落統合のシンボルとして農村公園・多目的集会施設を設けるが、その用地は本調査で明らかになった神社跡地一帯をあて、あわせて景観保全をはかる。

・緑用地　緑用地については、地区西側の背後山林地は、西光寺・荒井神社周辺の緑用地とあわせてほぼそのままの形で緑用地として保全し、一部修景整備を行うにとどめる。また桂川の堤体と堤外地の竹林はそのまま保存する。

西光寺・荒井神社周辺の樹林は地区内でももっと良好な自然景観が残されており、地区住民にも親しまれている。住民意向調査でも、景観上最も優れている場所、残してほしい史跡や文化遺産、よく訪れ親しんでいる所のいずれにも西光寺・荒井神社一帯があげられていた。また西光寺の裏山は眺望のよい場所であり、住民がよく訪れる所となっている。これらの緑用地は、ほぼそのままの形で保全を図ることとする。

桂川沿いの竹林は、平坦な本地区の田園風景の背景として重要である。河川敷の竹林は、洪水時の通水を妨げ、また雀の以上発生の原因にもなるなどの問題点も指摘されている。竹材の需要も減ってきている。ただ景観保全、自然環境保全の観点からは、このような竹林は貴重なストックである。

・工場用地　住民意向調査によると、圃場整備にあたって工場を誘致したいという意見が全体の70%近くを占め、土地は提供したくないが工場誘致には賛成と意見を含めると90%が工場誘致を望んでいることがわかった。しかし、本地域が農業を振興すべき地区であることから、農産物加工など地域農業の振興に貢献するものでなければならず、集団的優良農用地の保全を妨げるものであってはならない。この2点に注意しながら、地区南端の河川合流付近に農産加工施設用地を設定した。

(2)農用地整備計画

a)基本方針と農道計画（図2-5-2）

将来にわたって農用地としての利用を増進する区域については、利用権の集積による大規模営農や水田汎用化による多様な農業が可能となるような圃場整備を行う。集落農園については、畑地や菜園としての利用や自家用農業が行われる農地であるところから、小区画

の圃場とする。

圃場整備については、とくに現存する地区特有の景観や史跡等の保全に配慮しながら、道路や用排水路周辺に多少の余地を残し、その修景を図るものとする。

土地利用計画にしたがい、農用地としての利用を進める区域と集落農園にわけて圃場整備を行うが、この際、問題になるのは農道・水路や区画の平面形態である。直線的な農道や用排水路をつくる従来の圃場整備に対しては、農村景観が単調になる欠点が指摘されている。住民意向調査によると、「景観より機能を重視したい」とするものが約半数、「整然とした区画割りこそ現代的である」とするものが17%を占めていた。その反面、農道や用排水路周辺に多少の修景を望むもの20%、景観を重視した圃場整備を望む声も10%に上った。

また雀部の水車については、現状のまま保存した方がよいとする農家はきわめて少なく、無理をして残す必要がないという意見が35%をしめた。とくに水車を維持・管理してきた雀部では、水車は不必要であるとする考えが強い。ただ、圃場整備にあたって灌漑施設として残した方がよいとする意見も約20%、さらに資料館や農村公園に移設して残す考えも35%に上っている。

地区内に点在する史跡の保存についても同様で、とくに貴重なものは残したい、資料館等に残したいとする意見が76%にも上っている。本地区の水田には「さいのかみ」と呼ばれる塚や神社跡地の樹木が残っており、平坦で単調な水田の景観の中でランドマークとなっている。これらを道路、用排水路などの路線選定の目安にし、公園用地にあてる。

以上のような考えをもとに策定されたのが、図2-5-2に示した農用地計画である。とくに、茅葺き民家、神社跡と「さいのかみ」を保存し、十字路とT字路を組み合わせ、等高線にそってゆるやかにカーブする道路計画に特徴がある。

b)用排水計画

用排水路は原則として幹線農道に並行に配置する。既存の府道沿いの石積み水路は改修のうえ、地区内下流部の幹線用水路として使用する。これらの用排水路は、原則として維持管理の容易なコンクリート製のブロックや柵渠で護岸することとするが、集落の周辺部においては、景観を考慮した親水護岸とする。

排水路については、背後流域からの洪水の速やかな排出と桂川の増水期においても地区内排水に支障のない配置及び構造とする。

小用排水路は、用排水分離を原則とし、耕区ごとに独立した水管理が行われるようにする。

用排水路を区画短辺に沿うように配置すれば、必然的に幹線農道に並行となる。これにより、農村公園・多目的集会施設用地は用水路に接することになり、ここに水車を移設して親水公園を設けることができる。また、既存の府道沿いの幹線用水路は、石積みの用排水路を望む農家はきわめて少なく、全体で7～8割の農家が安価で維持管理の容易な既製

のコンクリートブロック張りないし柵渠でよいと考えている。しかし、これらは修景上、好ましいものではないので、せめて府道沿いの集落周辺部だけでも景観に優れた護岸を考慮することが望まれる。例えば、既存の石積みを有効に利用するとか、コンクリート製の擬木で護岸することなどが考えられる。

本地区の用水は、圃場整備後も不足する恐れはほとんどないと考えられるが（基礎資料編「用水計画」参照）、将来の作物体系、営農体系に対応した総用水量を確保するものとし、用水慣行に対しては調整する。非かんがい期の水路維持用水については、現有の清浄な沢水の有効利用を考えることとする。

本地区は過去に何度も大きな浸水被害を受けており、地区内の浸水被害の防止については地区住民の最も懸念しているところである。園部川は現在改修工事中であり、桂川の改修計画は未定であるが、現状では河川高水位と圃場面の標高差からみて、河川増水時には地区内排水に支障を生ずることも考えられる。地区内には農家住宅が立地していることを考えると、宅地内の浸水は避けなければならないので、早期に桂川の改修を行う必要がある。排水路は、開水路を原則とし、必要に応じ洗掘崩壊防止の護岸を考慮する。

2-4-2　景観整備計画

(1)景観整備の基本方針

美里地区は、長い歴史のなかで形成された土地利用秩序、屋敷地、みち、水路、数多くの文化財がおりなす、すぐれた景観をもつ集落である。当地区のすぐれた集落景観を保全することが、景観整備計画の基本的な考え方である。

ただ、整備計画に当たっては、現存する集落景観を保全修景するばかりでなく、すぐれた景観を積極的に見せ、また新しい施設によるすぐれた景観をつくり出し、三郷市区全体として統一感をもたせるとともに、それぞれの集落の特徴を生かした景観づくりをはかることも大切である。

具体的には、土地利用計画による建築制限による景観保全と、建物の新築・更新および改修時に推奨する外観を採用することによって、集落景観向上させる施策を並行して行なう。

また景観整備計画をより有効にすすめるために、集落協定に景観協定、緑化協定をとりいれ、ソフト面でフォローアップをはかることも重要である。

またみち景観や絵画的な遠景は、伝統的な土地利用秩序を背景になりたっている。また変化に富むみち景観のシークエンス的変化は、みちの構成原理（とくに適度なワインディング）がつくりだしている。こうした、集落空間の構成原理を土地利用計画や施設計画にいかすことが、集落景観の質をたかめることになろう。

(2)景観整備計画

a)家屋配置の原則

屋敷地内の建物配置の原則は、気候風土、農作業上の利便性、パライバシー等、さまざな要因で形づくられてきた。景観計画のうえからも、ニワを中心に建物を配置し、また道路に接して建物をたてない基本的な２原則が、集落景観を特徴づけている。建物の新築、更新にあったては、この２つの原則をまもるものとする。

b)建物の外観（図2-4-3）

建物の外観は、集落景観の構成要素のうち、最も重要なものであるばかりでなく、その更新、改修は、集落景観の質をたかめる手段となる。

具体的な施策としては、新築、改修時に、家屋の外観調査から抽出された、基本的外形（屋根形式、階数等、以下「フレーム」とよぶ）と、フレームの内側の諸要素（壁形式、屋根被覆材等、以下「エレメント」）、「色彩」から適当なメニューをえらび、外観を構成する方法をとる。

主屋、離れは、屋敷地内の基本的な建物であり、フレームはかならず、推奨の４typeからえらぶ。またエレメント、色彩についても、できるだけ伝統的なものをえらぶのが望ましい。

その他の付属屋については、主屋、離れよりもエレメントの選択幅を広くとるものとするが、あくまで集落景観と調和するものとする。

共同施設の外観は、創出して行くべき景観の核となるべきものである。もちろん選択メニューから外観を決定するが、共同施設を他の建物から差別化するために、集落景観と調和する範囲で、主屋、離れよりも、選択幅を広げることをみとめる。

c)境界要素（塀・垣等）の原則

当地区でもっともよく使われ、また集落景観を特徴づけている境界要素は、石垣土台と生け垣の組合せである。これを基本的な境界要素として推奨する。板塀、築地塀も、生け垣との連続性を損なわない範囲で用いてもよい。ブロック塀は、奥行きのある屋敷地の景観を損なうので用いない。また植樹は背の高いものは道にそって植えず、境界から奥まった場所に植えることが望ましい。

d)屋敷地外農業施設の原則

府道沿いにたつ車庫、倉庫、農作業用の小屋は良好な景観の阻害要因となる。景観のみをかんがえた場合、府道沿いには、こうした建物を作らないことがのぞましい。しかし、こうした建物は農業をいとなむうえで、不可欠の施設である。将来、農業の集団化がすすんだ場合には、こうした施設も数がへると予想されるが、当面は府道西側に集中することがかんがえられる。この場合、景観上での配慮がとくに必要である。建物の性質上、外観は推奨外観のフレームを要求することは困難であるが、エレメント、色彩を推奨メニューから選ぶことによって、集落景観との調和をはかるものとする。

e)大規模建築物の修景手法（図2-4-4、2-4-5）

たしかに、本研究では当地区の将来を安定した農業地域として位置づけている。しかし将来ある程度の規模の建築物、工作物がたつ場合も予想される。それが圃場内に建設される場合は、視界をさえぎり、当地区のすぐれた景観をそこなうおそれがあり、その敷地選定は慎重に行なわなければならない。さらに、こうした施設は当地区の既存建物にくらべて大規模で、スケール感があわなくなる場合が多い。このような問題にたいして、できるだけ周囲の景観と調和させるための修景手法を提案したい。もちろん、素材、色彩等は個別新築時の建築の原則にしたがうことはもちろんである。

遮蔽　もっとも消極的な手法は、背の高い植栽で、外部から建物を見えなくしてしまう方法である。

建物後退　建物は敷地境界からできるだけはなして建て、オープンスペースをとる。周囲にたいする圧迫感をやわらげるとともに、当地区に特徴的な奥行きのある屋敷地の景観に近づけることができる。建物後退によってできるオープンスペースは、この施設の従業員の利用に共するばかりでなく、できるだけ地域住民に開放し、両者の交流の場となるような利用法をかんがえたい。

分節　建物のスケール感をあわせる手法には、町なみの修景で使われる分節（アーテキュレイション）がある。大規模な建築物を周囲の町家群と調和を生み出すために、庇による水平線や柱による垂直線によって壁面を分割し、既存の町なみに固有なスケール感にあわせる手法である。これを当地区に応用すれば、階高が３階以上の場合、あるいは、軒高が１０ｍを越える場合で、かつ道路から十分にセットバックできない場合、付け庇をつけ、水平線で分節することが有効となろう。　また、建築面積が大きくなる場合は、傾斜屋根を分節し、既存建物のスケール感に合わせる。また、機能別に建物をクラスター状に配置するとより効果的である。

(3)個別修景計画

a)西光寺荒井神社参道付近整備方針

西光寺、荒井神社は、古い歴史を有する文化財であるばかりでなく、第１回アンケート調査において「集落の顔」（33人）として、「最もよく訪れる場所」（18人）として、地区住民によく親しまれている。また京都府指定重要民俗文化財である六斎念仏の奉納される場所として重要な場所である。荒井神社境内は京都府指定文化財環境保全地区に指定され、保護されているものの西光寺入口付近は、墓地への進入路となるが、幅員が狭い。入口南側の小祠前は六斎念仏が最初に奉納される場所であり、それにふさわしい雰囲気づくりが必要である。また府道からの入口は、車庫や不動産業者管理地の金網等がつづく雑然とした景観であり、アンケートでも修景を求める声があった（８人）。また町道も幅員が狭い。集落を代表する歴史的、文化的施設へのアプローチにふさわしく、周囲の景観にあ

った休憩施設や、サインボードを整備したい。

b)新・公民館計画（図2-4-6）

広垣内の圃場中央にある神社跡地と伝えられる一角に、新しい公民館を計画する。集落整備事業の記念する施設、また３地区統合のシンボルとなる施設としたい。また「集落の歩み」（水害とのたたかい、六斎念仏の復興等）、「集落整備事業の記録」等、集落の歴史を展示するスペースを設けたい。すでに存在している３つの公民館は、用途を特化して有効に使う。

外部空間では、神社跡の築山を公民館の庭園にとりこむ。また雀部地区で使われてるスギ製水車を移設し、庭園の点景とする。また建物の外観は、傾斜屋根をつかった和風の外観とする。

c)「さいのかみ」小公園計画

一般に圃場内の景観は平坦で単調となりがちである。さいわい当地区では、圃場内に「さいのかみ」とよばれる塚があり、景観上のランドマークとなっている。この塚を保存するとともに、隣接して休憩施設を設けたい。

d)府道の拡幅計画における景観上の配慮

当地区における水路の石積み護岸は、重要な文化遺産であるとともに、みち景観、水路景観におおきな役割をはたしている。機能的に問題がない限り、できるだけ残すこととする。また府道からのみち景観、あるいは圃場、堤防からの眺望を妨げないように、あまり背の高い街路樹は好ましくない。

e)水路景観の保全

すでに述べたように、当地区では、平成３年度から圃場整備事業が実施される予定である。それにともなって水路網が整備され、用排水分離に関する諸問題は解決されることになる。

また居住区域東側の府道拡幅が計画され、一部着工している。当地区の幹線水路は府道にそって設置されており、拡幅事業が水路を取り巻く環境に与える影響は大きい。その概要は図2-4-7に示すが、この工事にともなって、農業用水路としての側溝が道路東側につくられ、現在の幹線水路は一部廃棄され、残る部分も、西側の山からの落ち水と家庭排水用の水路となる。

・既存水路と石積みの活用　「もの」としてのストックの保存と活用には、原位置で凍結的に保存する場合、現位置で修景を行う場合、移築・移設を行う場合などの方法がある。また既存ストックそのものの保存が困難な時、構築技術、維持管理手法等のソフトの保存が図られる場合もあろう。さらには関連する歴史的事象あるいは遺構のうち、活用可能な場合は復原する。これらの保存活用法を集落整備の基本要求に照らして、取捨選択しなければならない。この考え方を念頭にストックの活用法を提案したい。

・水路系統　当地区では、用排水の分離は基本的要求である。しかし、土地利用、水路

の配置などが歴史的な所産であること、良好な景観をもつことから、基本的な水路系統は維持していきたい。

・水路　良好な水路そのもの保存する。

・石積み　新しい水路にはできるだけ伝統的な石積みを活用する。とくに府道拡幅にともなう新設用水路は現存する幹線水路を継承し、また府道のみち景観の重要な構成要素となる。この水路護岸は、とくに伝統的な素材、技法で行いたい。また圃場整備によって創出する農村公園に石積みを使った親水空間をもうけたい。

・洗い場　農具の洗浄、手足の洗浄、取り入れ時の収穫物の土落としなどに用いられている。新設の水路においても、設備をもうける必要がある。この場合も、既存設備のスケール感、素材感を継承したい。

・水車　雀部の揚水用水車は、中世末の絵図にもすでに描かれており、当地区における水環境のシンボルである。ただ新しい水路計画では、原位置で残すことはむづかしい。新しく計画される農村公園に移築し、当地区における水利史の記念にしたい。

(4)集落の自主管理方法

集落計画を実効あるものにするために、地域住民による自主管理方法を確立しておかねばならない。本地区では、土地利用協定、景観保全協定、それに外部から入ってくる工場等の施設に対応するための集落－工場間協定を策定する。また協定締結の主体は、対象に応じて変える必要がある。

a)土地利用協定

・目的：将来にわたって優良な農用地を保全すると同時に、集落用地の計画的な整備を進め、もって農村環境の総合的な整備の推進させること。

・主体：例えば、地権者からなる土地利用組合

・内容：土地利用目的別区域の設定とそれにおとづく転用規制に関すこと。
遊休農地の管理と利用に関すること。

b)景観保全協定

・目的：地区内景観の保全と形成を促し、コミュニティの活性化を進めること。

・主体：地区内居住者の組織（例えば自治会）

・内容：公共用地（農村公園、排水処理施設、道路など）の緑化と清掃、管理に関すること。
水路の清掃と水質改善に関すること。
宅地内の緑化と清掃関すること
建築物の形態・意匠・色彩に関すること
水車・石積みなど伝統技術の継承に関すること

c)集落－工場間協定

・目的：工場の誘致が地域の振興とコミュニティの活性化に役立ち、また景観の保全・形成に配慮し、集落整備の推進に役立てる。

・主体：地区内居住者の組織（例えば自治会）

・内容：周辺の農村景観に配慮した建築物の形態、意匠、色彩などに関すること
オープンスペースの確保と周辺緑化に関すること
グラウンド等、工場内施設の開放と利用に関すること

2－4　集落の社会組織と環境管理計画

2-4-1　住民組織と活動の概況

前節でもふれたが、集落整備計画を実効あるものにし、集落環境を維持・管理していくためには、環境管理計画を策定し、住民の社会的組織とのリンクをはからねばならない。その前提として、本節では、美里地区の既存社会組織について述べる。

美里地区においても集落の互助組織としてのいわゆる「株」や「組」、また、長寿会などの年齢階層別の組織や消防団などの機能別組織が存在する。3集落統合後、それらの組織は基本的な組織と機能は大きく変わっていないが若干の変化があったものもある。そこで本節では、美里地区におけるこれらの組織やそれに伴う各種委員について一覧していく。

合併前の集落の自治組織には、区長（雀部、広垣内、神田各1名）、農業委員（各1名）の他、井堰や用排水路の維持管理、ゲート操作を担当する井堰委員（各1名）、道路、堤防の保守、農道の砂利敷、草刈等を担当する土木委員（各2～3名）、寺（西光寺）総代（各1～2名）、神社（荒井神社）総代（各1～2名）などがあったが、合併後は区長1名になった他、美里地区活性化推進委員会（14名）及び関係者全員で組織する美里地区圃場整備推進協議会が設けられ、地区の運営にあたっている。これらの自治組織によって年1回の山うち、年2回の水路・道普請などの共同慣行が良好に保たれている。

また、毎年8月には西光寺一帯で京都府指定重要無形文化財である六斎念仏踊りが盛大に繰り広げられる。

このように美里地区は、合併前の旧集落組織を引き継ぎながら、新生「美里区」としてその運営が次第に軌道に乗りつつある。

2-4-2　伝統的社会組織－「株」と「組」

(1)「株」と「組」の性格

農村の基本的な組織としては、江戸時代の「五人組」以来、いわゆる「組」が、その中心をなしてきた。明治時代以降も、「組」は制度化はされなかったものの、農村地域の隣保制度という性格を伴い多くの集落で存続している。しかし、屋根の葺き替え等の共同作業が、鉄板葺や瓦葺の普及など、いわば社会状況の変化といえるものに伴い行われなくなってきたことなど、共同組織がその機能を持ち、働くことのできる場が、どんどん狭くなっていることもまた事実である。美里地区においてもこの「組」にあたるものがあるが、その機能は、他の一般的な集落と同様に縮小されてきた。以下にその内容をみていくが、その内容はもともと3地区により異なっていたので、ここではその旧3集落に分けて話を進めていく。

(2)旧雀部地区

この旧雀部地区と次の旧広垣内地区では「組」組織と同じ位置にある組織としてのいわゆる「株」がある。この「株」と旧神田地区の「組」との性質上の相違は、神田の「組」が地縁的な関係をもとに成り立っているのに対して、これらの「株」はどちらかといえば同族や姻戚などの血縁（氏族）的な関係が反映されているということである。また、美里地区では「株」が3世帯前後のきわめて小さな集団であるのに対して、「組」は9世帯前後の集団となっている。

さて、旧雀部地区の8世帯では全部で3つの「株」があり、それぞれ家の名前を冠して呼ばれている。先ほど述べたようにこれらの「株」は氏族的な関係で成り立っているのだが、この地区ではその分布が地理的にまとまっていることや、家の名で整合しないものがあることを考えると、ある程度地縁的な要素も加味されたきたのでは」なかろうか。株内では主に葬式の世話や新年会などをしきるのであるが、やはり多くの機能を他の新しい組織に移してしまったようである。それぞれの構成戸数は4戸、3戸、1戸となっているが、1戸しかない「株」は過去に複数戸で構成されたいたが、転出などで1戸だけになってしまったもので、事実上「株」としての機能は失っているものと考えられる。

(3)旧広垣内地区

旧広垣内地区の「株」は2戸から5戸の範囲でおおよそ4株に分けられる。しかしながら、例えば1つの家が、違った種類の「株」に同時に所属したりする場合があるので、明確な区別はしにくい。これはいわゆる本家－分家という関係が重なって現れたものと考えられ、旧雀部地区に比べると血縁（氏族）的関係が多く残っていると考えられる。しかし、この地区においても、それらの持つ機能は小さくなっており、現在は、葬式のときぐらいしかこの「株」は意識されないようである。例えば婚姻の場合も昔は自らの家で披露宴等をし、その世話に株内が働いたようであるが、現在ではその場所が京都市や近郊の式場などに移ってしまい、「株」の代表がそれに関与する程度になってしまっている。

ところで、この地区の14戸のうちで「株」に入っていないものが2戸あるのだが、この2戸は後からこの地区に転入してきた家である。この2戸に関してはいわゆる向こう三戸両隣的な関係で互助しているようである。

(4)旧神田地区

先の2地区と異なりこの旧神田地区は「組」がその中心的役割を果たしている。これは別名「となり組」と呼ばれるように全く地縁的な関係の上に成り立っており、「東組」、「中組」、「西組」の3組に分かれる。また、通称としてそれぞれ「うえんじょ」、「したんじょ」、「にしんじょ」と呼ばれている。「組」の構成は各組とも9戸ずつでそれぞれ当番制の組長がいる。その機能であるが、他の2集落の「株」に比べると葬式の世話など共通点があるが、より組織的で、集落内での意志の伝達機関という要素が大きい。これはこの地区が他の地区に比べてその構成戸数が多いことを考えれば理解できることと思われる。

(5)集落統合後の組

3集落統合後、集落内の伝達機構として新たに6つの組がつくられている。すなわち、旧雀部地区が1組、旧広垣内地区が2、3組、旧神田地区4、5、6組とされた。旧神田地区ではいわゆる「東組」、「中組」、「西組」がそれぞれ4、5、6組に対応したのに対し、旧広垣内地区では「株」組織を背景にせず、地縁的に、具体的には道路を境界として2組と3組に分けられている。このことは逆に考えると「株」組織がもはや「組織」としてさほど重要な位置を占めていなかったことを示している。今後はこの新しい組を中心に集落のコミュニケーションが図られていくと考えられ、「株」は機能を持つ組織としてではなく、むしろ「家」という言葉とともにひとつの概念として存続していく可能性が残る。

2-4-2　その他の住民組織

前節で取り上げた「組」、「株」はいわば水平的な地域区分であり、一般的な集落のほとんど全ての成員が「家」を単位としてその組織に加入していた。これに対して、全く別のレベルで集まった組織集団も農村集落には多くある。それらには「年齢階層集団」、「宗教上の集団」、「檀徒集団」等が挙げられる。まず、「年齢階層集団」とは子供組、若者組、中老組、老年組などある限られた年齢層で構成された集団である。また婦人会もこのなかにいれることができよう。これらの系譜としては青年会や消防団なども考えられる。「宗教上の集団」とはこの場合氏子や講集団をさす。講集団は米や金を持ち寄って飲

食するもの（山の神講、田の神講、庚申講、日待講、大師講）、有名社寺に代参するためのもの（伊勢講、金比羅講、秋葉講）、その他（子供の講、子安講、観音講、念仏講）などに分けられているがいずれも元来の宗教的な集まりから、娯楽中心の集まりに変わっている。最後の「檀徒集団」については檀徒は必ずしも村落内でまとまっているとは限らないのであるが、逆に集落のほとんど全部の家が同じ檀家である場合も多いので無視はできない。ところで、これらの集団は農村集落がまだあまり娯楽的要素の影響を受けなかった時代にはひとつの娯楽集団としての機能を果たしていたのであるが、昨今の娯楽施設が発達した時代にあってはそれらはやはり衰退していく傾向にあるといえるのである。

さて、以下に美里地区での実際の住民組織を取り上げていく。

まず、年齢階層別の組織には「長寿会」と「子供会」が挙げられる。「長寿会」は年齢が60歳以上の人々で構成されており、主として神田の公民館で催される。講演会や年に２、３回の会食、毎月１回の茶会など多岐に渡って活動している。これは集落統合以前からのもので、統合以後も変更はない。（以下の組織では変更のないものについては特に記述しない）役員は会長が１名、副会長が２名でそのうち１名が会計も兼ねている。次に「子供会」であるが、これは美里区独自の組織ではなく、吉富小学校区の「育英会」が行っている。いわゆる「青年会」というものは当地区において特に設けられていない。しかしながら盆踊りなどの行事はやはり青年層、中年層が取り仕切るようである。

次に、「婦人会」は各戸から１名加入することになっており、会長、会計など５名の委員よりなっている。旧三ヶ区地区では別の組織であったものを（しかし実際の活動は一緒に行っていた）、集落統合後ひとつの組織に変更している。また、これとは別に「すずらん会」という婦人の組織があるが、これは有志だけの集まりであり、いわゆるサークル活動の一種といえる。

特定の機能を持つ組織としては先の「育英会」と「消防団」、「六斎念仏保存会」（別項で述べる）が挙げられる。この「消防団」は八木町で組織されているものである。すなわち八木町を東、南、西、北と神吉地区の５つに分けたうちの西地区第４部にあたるものである。「消防団」の行事は１月の第一日曜日の出初式、夏の防火訓練、年末（１２月２８日から30日）の防火巡回などがあるが、いずれも美里地区独自のものではなく八木町として行われるものである。「消防団」の成員は区長により選ばれる。

最後に宗教上の集団と檀徒集団であるが、美里地区には荒井神社と西光寺、また旧雀部地区と広垣内地区にそれぞれ八幡宮があり、広垣内のものは特に「モリサン」と呼ばれているようである。荒井神社の氏子は美里地区全戸と隣の室河原地区の一部で構成されている。また、西光寺の檀家は美里地区全戸と地区外の10軒で構成されている。このように美里地区においては全戸が荒井神社の氏子であり、西光寺の檀家でもある。従って毎年夏に行われる荒井神社、西光寺の整備も形としてはそれぞれの氏子、檀家が行うが、結果として集落全体の仕事となっている。雀部と広垣内の八幡宮はそれぞれの旧区の住民で管理さ

れている。

2-4-3　集落の活動と住民

(1)集落の年中行事

いわゆる住民の組織が実際に機能する機会として、冠婚葬祭や伝統的な行事が重要な役割を果たす。まず、最初に美里地区における年中行事を列挙していく。

「新年会」－１年の始まりを祝って会食する。

「伊勢講」－伊勢神宮への代参。昔は講田があったようである。

「愛宕参り」－毎年４月の祭日には区民が総参りをしていたが現在では２軒毎の代参となっている。

「二十三夜講」－月待の行事で正月の23日前後に行われる。講員は夕方当番の家に集まり、床に勢至菩薩の軸物をかけて礼拝した後、簡単な料理で神酒をいただき、夜中に出て来る月を待つというものである。江戸時代末期に始まったこの講は最初42名の講員で構成されていたが、その後社会情勢の変化にともない昭和３年にはわずか６名となった。また回数も正月、５月、９月の３回に渡っていたものが現在では正月の１回だけとなっているようである。

「八幡さんのまつり」－雀部と広垣内の八幡宮を祭るもので年に一回９月15日に行われる。集落の成員で八幡宮の掃除をするとともに子供たちにお菓子を与えたりする。それぞれ年当番を決めてとり行う。

「おせんど」－田植えの後、荒井神社において農家が各地区毎に集まり会食をする。

「立ち参り」－集落総出で墓参りをする。８月７日と11日の２回に分けて行っていたが、最近は11日の１回だけに統一された。また雀部では８月９日に行っている。当地区では両墓制を取っており、「みはか」と「卵塔墓」の２種類の墓がある。

「地蔵盆」－毎年８月の下旬に地蔵盆が行われる。昼間は３地区共同の映画会が催され、夜は広垣内で「じゅずくり」、神田では「六斎念仏」が行われる。

「西光寺六斎念仏」－六斎念仏は平安時代、空也上人により始められた踊躍念仏に始まり、後に六斎日に行われるようになったといわれ、またいつのまにか盂蘭盆に結びつき、盆の行事として伝承されている。美里地区ではいつ始まったかの定かな史料はないが、鉦の銘からみると約270年前頃から始められていたことがわかるが、現在では８月20日と23日の両日に神田の西光寺で行われている。構成は鉦３人、太鼓10人が基本であり、鉦方に対して向かい合うように太鼓方が立つ。念仏に始まり御詠歌で終わる念仏中心の六斎で、「六鼓」、「花振」の２曲に別れる。この２曲は太鼓の持ち方が変わる程度で基本構成は変わらないが、そのうちかたに芸能化していく六斎念仏の原型を見ることができ、昭和60年、京都府無形民俗文化財に指定されている。

戦前は、長男は15歳になれば青年会に入会し、青年会会員で15歳から25歳までの人は必ず六斎念仏に参加し、人員が足りないときは２５歳を過ぎても参加することとなっていた。入夫も青年会に入会し、入会後５年間は年齢に関わらず参加しなければならないという不文律があった。当時は夜店などもかなり多くたち、それらから場代をとったり、足りない太鼓を調達するのは、新参者の役目であったという。しかしながら、戦争により、この六斎念仏も無期限中止となってしまう。

戦後、六斎念仏の復活のきざしが現れたのは昭和30年ごろのことである。昭和32年に神田地区の有志により六斎念仏が奉納されたのをきっかけに、徐々に人員を増やし奉納が行われた。昭和47年には雀部、広垣内両区と、西光寺住職の協力を得て、「西光寺六斎念仏保存会」が設置されその伝承や後継者の育成につとめているが、集落の統合により、今後さらに活発な活動が期待される。

(2)環境管理

農村地域では環境整備は生活上、必要不可欠なものである。美里地区の環境整備の体系は水路の整備、道路の整備、施設の整備、その他に分けられる。

a)水路の整備

水路の整備を取り仕切るものとして「井堰委員」がおかれている。これは各集落より一人ずつ選ばれる。受持ちは上流より2:3:4の割合で行われるが、費用は耕作面積割である。不参加の場合は不参加料として3000円を支払うことになっている。年に５月と９月の２回行われるが５月は農家だけで行われる。しかし、圃場整備後の水路の整備によりこのシステムも変わっていくであろう。

b)道路の整備

道路や堤防の整備は「土木委員」によって指揮される。これは雀部より２名、広垣内より３名、神田より３名選ばれる。集落の成員で道路の整備は春と秋の彼岸に行われ「みちつくり」と呼ばれている。

c)共用施設管理

その他の環境整備としては、彼岸に「みちつくり」と同時に行われる墓そうじ、婦人会による公民館周辺の整備等がある。また、過去においては集落外（日吉町天若）に山を持ち年に４、５回山の管理に出かけていったようであるが、最近は年に１、２回になっている。

d) 生活互助

葬式などの冠婚葬祭時において主として虚礼廃止のため集落内で取り決めが行われている。内容は変わりはないが、神田では「神田区規約」という形で成文化されており、ほかの２集落ではいわゆる不文律として認識されていた。ここにも神田と他の２集落との性質の違いが現れている。規約は大きく仏事に関する事項、お見舞いに関する事項、宮参りに関する事項、節句に関する事項に分けられ、見舞いの白米の量など細かく取り決められている。

2-4-4　新しい管理対象と環境管理計画－水環境を事例に－

環境調整の技術は水利権の問題と深く関わり、集落間、地区間、各戸間の調整が必要となる。元来、当地区は上流の熊原からの導水に加えて、西側の山からの落ち水も豊富で、農業用水不足が問題で集落間・地区間の争いがおこったことは少ない。区有文書にも近世の山論関係文書は６点見られるが、水論関係の記録はなく、集落間・地区間の調整は友好的に行われてきた。すなわち上流の熊原と当地区間、および雀部・広垣内・神田の３地区間の利用水量がきめられ、その運用を行うのが、近世以来の系譜を引く井堰委員による管理制度である。すでに述べたように、井堰委員は３地区から１名ずつ選ばれ、使用水量の調整にあたってきた。３地区合併後、新しい組織が必要である。

また毎年春と秋に全水路の清掃が行われ、集落全戸が参加する義務を負う。３地区から１名ずつ選ばれた農業委員の指揮で清掃にあたり、護岸崩落箇所の修理もこの時に行われる。こうした共同作業は、集落の住民自身による環境管理である。

こうした公式化し、また成文化した管理技術の他に、「ゴミをすてない」、「汚水を流さない」といった日常的な規範がある。用排水未分離の当地区ではとくに重要な規範であった。成員の移動が少なく、安定した農村社会が持続していけば、成文化しないまでも、管理慣行が維持できようが、将来的な社会変容を前提にして、整備事業の祭に成文化するべきだろう。

施設・設備の製作技術としては石垣と水車の製作に関する技術があげられる。かつて当地区の住民は家屋の基礎や畦の補修にには専門の石工をよぶことなく、住民同士が協力し合って工事を行ってきた。たとえば昭和40年代までは、雀部の「名人」が存命で、荒井神社の石垣普請や堤防の護岸の石積みなどの指揮をとっていた。

現在でも、年２回の水路清掃の際、石積みの修理を行うのも住民自身である。整備事業においても、水路整備技術の担い手として、住民が参加する機会をつくりたい。

杉製の水車を維持できるのは５年ほどであるという。現在集落の成員はだれでも水車をつくることができるという。しかし、水車灌漑がなくなり、水車製作の必要性がなくなると、この技術も途絶えることになるだろう。農村公園におかれるべき水車の更新を、ある年度ごと（５年ごとか？）に行うことによって、伝統ある技術を継承していきたい。また技術の継承のための組織づくりをはかりたい。

[1] 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成(下)』所収、昭和52年

[2] 船井郡教育会編『船井郡誌』p.120、大正4年

[3] 園部町教育委員会編『園部町史 史料編 第二巻』所収、昭和56年

[4] 広垣内、松本愛之助家文書「書付之事 破風取付之件」等

[5] 永井規男「摂丹型民家の形成について」『日本建築学会論文報告集 251号』、昭和52年

[6] 園部町立図書館蔵、京都府文化財保護基金編『京都の社寺建築 乙訓・北桑・南丹編』に一部紹介されている。昭和55年

[7] 京都府文化財保護基金編『京都の社寺建築 乙訓・北桑・南丹編』、昭和55年

[8] 平井松午「丹波地方におけるムラの規模・形態と同族集団」『人文地理』30巻6号、1978年

第3章 スプロール地域における歴史的環境保全

－京都市山科区西野地区のオープンスペースの保全と活用－

3－1 スプロール地域の計画課題とオープンスペース

3-1-1 研究の目的

(1)市街地の特徴と問題点

日本の市街地形成について、並木昭夫は都市計画制度を反映して4つに分類できるという[1]。第1は、土地区画整理事業によって都市基盤を整備するもので、「土地区画整理型」である。第2は、新都市開発と呼ばれている大規模な公的住宅地開発（主として新住宅市街地開発事業）による周辺市街地形成である。これは「新都市開発型」と呼ぶことができる。この類型は周辺市街地というよりも、それ自身がひとつの都市に準ずる都市施設と土地利用の体系を有している。第3は、公共・民間の団地開発（公団・公営・公社による公的団地開発および開発許可等による民間団地開発等）による周辺市街地形成である。「団地開発型」である。この類型では、都市全体の構成にかかわる都市施設や土地利用の体系化は自治体にゆだねられ、個々の団地は、街区または地区レベルの市街地形成にかかわるのみである点に特徴がある。第4は、バラ建ちや位置指定道路による1000㎡以下（開発許可対象以下）の小規模開発を主とするスプロール状の周辺市街地形成である。これは、「バラ建ち・小規模開発型」と呼べる。立場によっては異論もあろうが、都市計画制度からの分類としては、妥当なものであろう。

これらの類型は、通常混じり合って出現し、全体として周辺市街地を形成する。これを都市全体の構成からみると、いずれの類型が優越しているかによって、都市の特質が生み出される。本章であつかう京都市山科区では、第1、第3、第4の類型が局所的に現れ、全体として無秩序な市街地形成が起こってしまったと考えられる。特に第4章で考察する西野地区では、農村集落を囲むようにして第3、第4の市街化が起こった。

第1、第3、第4の類型の特徴を、並木の所説に筆者の見解を加えて、以下にまとめることにする。第1の「土地区画整理型」の特徴は一般には次のようなものである。

・都市基盤整備の観点からは、土地区画整理が進んでいる都市は高く評価される。

・市街地景観は一様で単調であることが多い。また、区画整理事業に伴う土地造成により在来の緑地が失われ、建物の移築、改築等により伝統的建築物がなくなるなどの点も、その市街地を魅力のないものにしている。都市の個性や魅力が問われてきた今日では、こ

の点が課題である。

・土地区画整理事業一般に共通の問題として、基盤整備が行われた市街地であっても建築のデザイン・コントロールがなく、形態規制の穏やかなわが国の制度のもとでは、ビルトアップされた市街地の形状は無秩序で混乱したものになりがちである。ただ近年は景観のコントロールを加味した事業もあらわれている。

・建築の容積率の制限は、区画整理済地区では穏やかであるのが通例であるため、区画整理の計画で想定した人口を上回る人口定着が進行して、義務教育施設が不足するなどの問題が起こることもある。土地区画整理を中心とした周辺市街地形成においては、建築物の計画規制が適切に行われることがきわめて重要である。

次に、第3の「団地開発型」の特徴をあげる。

・団地開発は、その団地内はある程度の整備水準を達成しているが、周辺を含めた市街地全体の整備水準は低いのが通例である。すなわち団地開発による地価急騰、人口急増による小・中学校等の公共公益施設整備の需要増大、これらによる財政のひっ迫等のために、団地以外の市街地整備が立ち遅れるからである。

・土地利用の規制制度が弱体なわが国では、団地の諸施設に依存して団地周辺に集まる戸建て住宅や小規模開発を規制することができず、団地とスプロールのモザイク状市街地が形成される。

・これらの団地開発や、その周辺のスプロールに対し、都市の骨格的道路が整備されず、全体として都市構造が弱い。また体系的な住区形成も難しい。

・団地開発やスプロールにより自然環境や歴史的環境が失われることも大きな問題である。。

最後に、第4の「バラ建ち・小規模開発型」の特徴と問題点をまとめておく。

・土地利用上は農地と宅地が混在し、まとまりのない市街地が形成される。

・道路は、建築基準法上必要とされる最低限の道路が無秩序につくられてしまう。このため、道路の段階的な構成やこれに応じた土地利用の形成がなされず、交通上の不便と危険、消防など緊急時の活動の困難など多くの道路にかかわる問題が発生する。

・狭小で無秩序な道路しかないため、下水道の設置は困難となるほか、広く拡散した開発のため、上水道・電気・ガス等、いずれも効率の極めて悪い配置となる。

・個々の開発では、雨水の貯留機能、汚水処理機能が整備されないので、それらの対応策は自治体へとしわ寄せされる。

・小規模開発をも対象とする宅地開発要綱を持つ自治体を除けば、学校・公園・集会所、その他の公共公益施設の整備はすべて自治体の負担となる。

このように、「バラ建ち・小規模開発型」は、前2者と比較して、とくに否定的な存在とされている。

(2)スプロール地域とオープンスペース

1898年、エベネザー・ハワードは『明日の田園都市』のなかで、農業のための土地を永久に確保するため、また都市の物理的な広がりを制限するために、都市に不可欠な要素としてオープンスペースの必要性を説いた。

およそ1世紀を経た今日、オープンスペースという概念は、「都市環境を人間にとって快適なものにする」という目的のもとに、市街地整備を進めるためのキーワードである。例えば都市公園の設置は、オープンスペースの確保、整備の代表的な手法のひとつになっている。

さて、昭和30年代以降、スプロールによる急激な市街化が全国の大都市周辺で起こってきたなかで、大都市周辺の近郊農村集落もそれに伴い変容していった。生産緑地の大規模な宅地化による周辺環境の変化、という外部からの変化と、生活様式や産業構造の変化、という集落内部の変化の両面においてである。その過程を経た今、伝統的集落が保持してきた良好な空間のうち、あるものは消え、またあるものは変容しながらも残っている。一方、新市街地の居住環境は、伝統的集落とその周辺にオープンスペースを求めなければならないほどの状況であると考えられる。いいかえれば、オープンスペースという概念を集落周辺に誕生した新興市街地だけでなく、伝統的な集落空間にまで適用して考えなければならないほど、集落をとりまく状況は変化したと思われるのである。

しかし、伝統的集落の空間をオープンスペースという観点からとらえる場合、歴史的遺構や、集落内道路、入会地など近代以前から伝統的集落に保全されてきた空間は、既成のオープンスペースの概念の範ちゅうに入らなかったり、あるいはその意味や価値を十分にとらえることができないのではないか。一方それはまた、現在のオープンスペースの範ちゅうに、無理やり規定すべきものでもないであろう。

それを把握し位置づけるためには

①既存のオープンスペースの概念を拡張する。

②既存のオープンスペースとは別の概念をつくり、そこに分類・規定する。

のどちらかの方法が考えられる。

伝統的集落に観察されるような空間は、一般に多機能、多用途であり、集落にとって不可欠な空間であったが、存在自身はあまりに曖昧である。そのような空間を、枠を設けて分類することは困難であろうし、それじしん余り意味のないことであろう。したがって本論文では①の立場にたち、農村集落が今日まで共有し保全してきた空間をオープンスペースと認識し、積極的に評価していくことにする。

そのなかには現在、市街化のあおりを受けて変容した結果、活用されていない空間もある。しかし、オープンスペースとして残されてきたことは、伝統的集落の空間保全の表れととれるし、そのような空間は集落のアイデンティティを語っていると考えられる。よって地域の現況に合わせてそのようなオープンスペースを整備・活用していくことは、個性

ある居住環境の創出に役立つであろう。

さて、伝統的集落を侵食した新興市街地に眼を向けると、わずか20年余りの歴史ではあるが、活用の仕方に特色の現れたオープンスペースもある。ミニ開発による住宅地では、一べつしてオープンスペースが不足しているしていることがわかるが、少ないスペースを住民が有効に利用している様子もみられる。それは地域に生まれた個性の一面とみることも可能であり、そのようなスペースは有効なオープンスペースとして評価できるのではないだろうか。

(3)研究の目的

以上より本章の目的は次のようにまとめられる。
オープンスペースの概念を拡張し、スプロールによる市街化の進んだ大都市近郊の伝統的農村集落のオープンスペースを抽出し、集落構造の変容にともなうオープンスペースの変容と実態を明らかにする。加えて、周辺の新市街地のオープンスペースの特徴も明らかにする。そして事例とした地区で抽出されたような既存オープンスペースを、現在の地区的状況のなかで積極的に活用していく可能性を検討する。

5-1-2　オープンスペースの概念と定義

(1)オープンスペースの概念

イギリスでは1906年にオープンスペース法(Open Space Act) が制定され、その中でオープンスペースを次のように規定した。「囲まれていると否とを問わず、その土地の1/20以上が　建築物で蔽われていない土地であって、その全部または残　　部が庭園として設備せられ、またはレクリエーションの目的のために使用せられ、または荒蕪の儘で放置されていない土地。」ここでは、庭園の存在、レクリエーション利用に供されること、非けんぺい性を有すること、の３点をもってオープンスペースを規定した。この法律は、都市内にある大地主の遊休土地の公共利用をはかり、公共空間の確保をめざすものであった。そのため、公共のレクリエーション用地としてオープンスペースが規定されたのである。

アメリカでは今日、概ね次のように考えられている。都市のオープンスペースとは、都市内の自然が支配的な状態にある地域、または自然が回復している地域をいう。それは、レクリエーション地、保全地、風景地、あるいは都市開発をコントロールするための土地である。都市の中のすべての未開発な土地がオープンスペースではない。開発計画が未決定の土地は、上記のような目的で現在使用されているか、または使用される予定がなければオープンスペースではない。」すなわち、所有権が公共か個人かを問わず、自然的な状態で利用されることが決定されている土地をオープンスペースと考えているのである。イギリスのオープンスペース法よりはるかに概念が拡張されている。

日本では池田宏が大正10年、自由空地という名称を用い、次のように述べている。「市内における道路、河川、運河等の公共の用に供する造営物以の敷地以外の空地にして、建築をもって蔽われることなき空地を指す。公園、広場、運動場、植物園、動物園等の施設の類は言うを俟たず、法制の適用により建築物の周囲に存しむべき建築敷地内空地を含む。」池田は、都市内の交通用地を除いた空地を主体とする都市施設や、法制により永続性が約束された空地は所有権の如何にかかわらずオープンスペースと考えた。

また、昭和３年、関一は都市は、建築地と非建築地に分かつべきこと、非建築地とは永久に建築してはならない土地であって、これに自由空地と交通地域の２つに分かつべきことを主張し、自由空地について次のように説明している。「建築に付随せざる空地であって、大小の公園、競技場、墓地、農耕地、樹林地等のいわゆる緑地地帯である。」関は永久に建築されない土地に農耕地や樹林地も含めたものをオープンスペースとした。

以上を踏まえて高原栄重はオープンスペースを次のように定義し[2]、今日これらの条件を満足するものが一般的にオープンスペースとされている。

・土地・水・大気を主体とする非建ぺい空間であること。

・レクリエーション、生活環境の保護、歩行者の安全、市街地の形態規制等、非建ぺい空間にすることにパブリックな必要性があること。

・所有権が個人にあるか、公共にあるか、は問わないが、永続性が保証されていること。

(2)本研究におけるオープンスペースの定義

さてすでに空地という言葉がでているが、オープンスペースと似た内容を表す言葉に、空地、および緑地という言葉がある。都市計画法では「公共空地」という用語がもちいられ、その一つとして緑地が位置づけられている。都市公園法では「公園または緑地」に限定され、「空地」という用語はない。高原は、「緑地とは設置管理主体が公共であるか個人であるかは問わないが何らかの根拠によって公共性と永続性が保証されているようなオープンスペース」としており[3]、緑地をオープンスペースの下部概念と考えている。また、「『オープンスペースのうち樹木の植栽された土地』等の様々な定義を経て一般化し、今日では、広義の緑地はオープンスペースとほぼ同義であるとする考えが強い。」という見解[2]もある。空間の分類及び用語の設定の仕方は、それによってなされる作業目的に沿ってつくられるものであり、その目的が異なれば分類や用語も異なってくるのは当然である。本論ではオープンスペースの範囲を広くとらえるためにも、空地は非建ぺい地と同じ概念と考え、緑地はオープンスペースの一形態として狭義に考えることとする。

現在、市街地の再開発が日本中の都市で行われているが、高層建築群と人口土地の組合せによって、平面的都市構造ではみられなかった新しい形態のオープンスペースと考えられる空間が生まれている。この建築化されたオープンスペースは、新しい都市空間として今後期待されるが、特殊な空間であることや、対象地域では一般的でないことなどから、

本論の研究対象には含めないことにする。

オープンスペースの定義としては、前記のものでは、次第に宅地化されて消えていく市街化区域内農地や、庭などの個人園地は永続性、公共性の点で当てはまらないかもしれないので、範囲を広げて次のように定義する。すなわち、オープンスペースとは、「市街地内の非建ぺい地であって、所有権が個人にあるか公共にあるかに関係なく、存在に公共の必要性が認められる空地」のことである。

3-1-3　研究の方法と対象地域

(1)研究の方法

本研究では、山科のオープンスペースに関しての考察を進める前に、現在のようなオープンスペースの状況になるに至った歴史的背景をまとめる。

まず、近代までの山科が、地理的条件から生まれた２つの特性、すなわち「都市近郊地域であること」、「交通の要所であること」のもとに、どのような歴史的展開をたどってきたかを史料に基づいてさぐる。つぎに、昭和30年代以降におこった山科の急激な市街化の過程を、行政側の都市整備の状況をふまえて考察し、その特徴を明らかにする。市街化過程は年代別の都市計画図、航空写真によって調べ、行政の統計資料を参照する。そして、オープンスペースの分類および機能をまとめたうえで、市街化にともなっておこった山科のオープンスペースの変容を、統計資料、地図、航空写真などを用いて考察する。

以上によって、巨視的に山科のオープンスペースをめぐる状況が明らかにしたうえで、第３節以降では、対象地域を限定し、伝統的集落が市街化によってうけた構造上の変化に視点をおき、地区のオープンスペースを考察する。

第３節では、伝統的集落および新市街地のオープンスペースを抽出し、視察および聞き取り調査によって変容と現状を明らかにする。また適宜、文献史料を参照する。第４節で、第３節で明らかにされたオープンスペースの特徴の分析をおこなう。

第５節では、第４節までの考察をふまえて、住環境整備における既存オープンスペースの再生・活用の意義と指針を示す。そして論文の結びとして、西野地区の伝統的集落のオープンスペースの活用計画を検討する。

(2)研究の対象地域

本研究は山科盆地を、京都という大都市の影響下にある近郊地域として位置づけるとともに、地形的にはひとまとまりの地域ととらえて考察を進める。それゆえに、対象地域は山科盆地全域になるが、盆地南部では行政上伏見区に含まれる部分もある。必ずしも現在の「山科区」と一致しないが、行政区域にこだわる必要はないであろう。

第２節では、山科全域を対象とする。山科という地域を盆地全体からの視点で、あるいは京都との関連で考察した。第３、４節は対象を限定し、旧西野村の範囲に絞った。伝統的集落の市街化にともなう構造の変化に視点をおき、そのなかでオープンスペースを捉えることにした。

第３、４節で、西野地区を対象地域とした理由は次のことである。西野地区は近世においては農業集落として発達し、現在も集落の形態がほとんどそのまま残っている。その同じ場所に中世において、環壕城塞都市・本願寺寺内町が建設され、わずか50年に過ぎないが栄華を誇り、その名残である遺構が今なお存在する。昭和30年代以降の高度経済成長期には農村集落を取り囲むように、高層の市営団地と民間のミニ開発による住宅群が立地した。それにともなって伝統的集落は生活様式や生産構造といった内部からの変容と、集落内外の物理的環境変化という外部からの変化が急速に進んだ。現在、伝統的集落と新興住宅地が併存している環境には、古くは寺内町の時代から、新しくは最近造られた都市公園まで、様々なオープンスペースが存在している。そのため、様々な経緯をもつ特色あるオープンスペースが抽出でき、それらを地区環境の中で捉えなおすという本論文の目的には、十分に適当な場所であると考えられる。

西野地区は地理的に盆地中央に位置していることもあって、歴史的にも、また現在の環境からみても、良きにつけ悪きにつけ山科という地域の特色を色濃く反映しているのである。

３－２　山科地区の市街化と伝統的集落の特徴

3-2-1　都市基盤の発達[4)]

市街地化が進行するためには、その基礎となるべきインフラストラクチャー、すなわち都市基盤の整備が前提となる。とりわけ鉄道や幹線道路といった交通網の整備による人や物の大量輸送の実現が、地域産業を振興し、宅地化を進行させることになるのである。

山科は3-2-1で述べたように、古代以来、京都と他の地域を結ぶ交通の要所であったが、明治以降もその特質を受け継ぎ、交通機関が発展していった。まず最初に鉄道網の整備からのべると、明治13年７月に京都―大津間の鉄道線が開通した。開通時この路線は京都七条から東南に走って稲荷駅に到達し、そこから深草のトンネルを通過して勧修寺に至り、さらに東北に沿って逢坂山トンネルを経て大津に至るものであった。山科には勧修寺駅がつくられた。明治22年には東京までをつなぐことになり、東海道線が開通したのである。このことと後に述べる琵琶湖疎水の建設が、山科全域に大きな影響を及ぼした。明治２５年頃からそれ以前には５、６千人であった人口が急に７千人台に達し増加し始め、20年後の明治45年には約８千７百人にまで増加した。

大正元年８月には京阪電気鉄道による京津電車が旧東海道線沿いに運行されることになった。京都―大津間を45分で結び、山科地区では日ノ岡・御陵・毘沙門道・四ノ宮の四駅が設置されて、この地区では初めての都市間交通が完成したのである。これによって山科北部の開発が進むことになり、10年後の大正10年には人口１万４百人にも達した。

その大正10年には東山トンネルの開通によって東海道線の路線が変更され、勧修寺駅は廃止となり、新たに現在地に新山科駅が開設された。この新駅は大型貨物駅としての能力を持ち、山科の地方産業を進行させるのに大きな役割を果たすことになった。またこの駅は京津電車との接点を持ち、駅前開発による本格的な市街化開発が進むことにもなった。

昭和６年に京都市に編入されてから山科は京都の近郊都市・田園都市としての性格を強めていったが、戦前・戦後にかけての20数年間はほとんど大きな開発は進まず、都市化は比較的穏やかであった。しかし高度経済成長に伴う全国的な市街地の拡大のなかで、山科区にも大きな開発の波が押し寄せたのである。

昭和33年以降に始まる新交通大動脈建設計画がそれであり、まず昭和33年10月、名神高速道路が山科勧修寺地区で着工となった。昭和30年代の高度経済成長製作の一環として推進されたもので、廃線になった旧東海道線路線敷跡を利用し、昭和38年７月に当地区を含む滋賀県栗東町―尼崎間が完成した。山科地区の東部に国道１号線と結合する京都東インターチェンジが設けられ、山科地区は自動車交通の要所としても重要性を増した。この名神高速道路と相まって計画されたのが、国道１号線の「東山バイパス」京都―大津間の建設工事であった。交通量の増大で１号線の山科地区はきわめて混雑していたが、これと高速道路をつなぐインターチェンジが設置されるとなるとさらに渋滞がすすむことが予想されたので、その打開のために東山大谷―山科音羽間を新たに開通させ大津につなぐ計画が実施されたのである。昭和34年に着工し、同41年に完成している。また昭和39年には外環状線が開通した。これは奈良街道に代わる国道１号線と南山城方面を結ぶ南北方向の交通路として建設された。さらに同年、地区内交通ではないが日本の大動脈となった東海道新幹線が開通したのである。このような山科区の交通体系の整備で市街地化が進んだ一方、５条バイパスや外環状線などの広域道路の地区内の縦横の切断によって、以前からある集落が分断されて地区的な性格を損なってしまった点はいなめない。

山科区の都市基盤整備の中で、もうひとつ重要な役割を果たしたものに琵琶湖疏水の建設がある。これは大津―京都間を山科北部丘陵沿いに堀り進める山科運河開さく工事であって、明治18年から開始された。山科地域の距離は約４キロであった。この山科運河を開さくするにあたっては、北部山麓より流下する谷水がが遮断されることになるので、協定により「償水」として疏水路より分水することを取り決め、取水口として３ヶ所を設定して、この工事も行っている。明治23年に第１疏水が完成し、明治25年には京都疏水分水、四ノ宮分水が完成している。この山科運河の通水によって、音羽・大塚・大宅・東野各地区の用水が確保され、しばしばみられた干害に対応することができたのであった。この琵

琶湖疏水の建設は京都盆地側だけでなく、山科側にも大きな利益をもたらした。

以上が山科区に関する明治以降の主な都市基盤の発達である。最後にこれを簡単に年表（表3-2-1）にまとめておく。

5-2-2　人口動態と地域の性格の変化

(1)人口動態

昭和30年代以降の市街地化の進行とともに、山科区の人口は急増することになった。この節では、第２次大戦後の山科区の人口の変化を、京都市全域のものと比較しながらその特徴を明らかにしたい。表3-2-2[5]は昭和22年から昭和60年までの山科区および京都市の総人口と増加率を、５年ごと（最初のみ３年）に記したものであり、グラフ2-1は増加率を棒グラフに表したものである。

昭和30年までは、山科区も京都市全域も人口が増えながらもその増加率は減少している。しかもその時期は山科区よりも京都市全域の方が増加率が高く、山科区が依然として農村地区に過ぎなかったことを示している。しかし次の５年間の増加率は26.9%にはねあがり、京都市全域の6.7%のおよそ４倍にあたる。その後の増加は、44.7%、48.0%、34.2%と非常に高い数値を示し、ピークの40～45年には人口が５年間で1.5倍に膨れ上がったのである。この時期の京都全域の増加率が、6.2%、4.0%、3.0%とさらに減少していったことからも、山科の人口の変化が急激で、山科区の地区的性格に大きな変化があったことがうかがわれる。

次節で考察することであるが、昭和30年代から40年代前半といえば、高度経済成長にともなう急激な都市化が全国的にみられ、スプロールが顕在化する時代であった。山科区でも幹線道路の建設などを背景に、急激な市街化が起こったのである。　昭和50年以降人口増加は次第に鎮静化し、55年から60年までの増加率は、京都市全域とほぼ等しい0.5%にまで下がった。市街地化もほとんど鎮静化したと考えられる。

(2)ベッドタウンとしての山科

さて昭和35年以降の人口急増で、山科区は住宅地域、すなわちベッドタウンとして発展することになった。表3-2-3[6]は常住地による15歳以上就業者数及び通学者数を、山科区と京都市全域に関して表したものである。ここで①と③の割合、つまりは③÷①×100の数値を比較してみる。これは常住者のうちで、他市区町村で就業または通学する者の割合を示し、この数値が高いことがその地区が住宅地としての性格が大きいことを示すと考えてよいであろう。山科区では54.4%、京都市では11.3%と得られた。この割合を京都市内の他の区についても求めると次のようになった。

北区―46.8%　　上京区―42.3%　　左京区―45.4%

中京区—41.7%　東山区—42.7%　　下京区—42.1%
南区—43.4%　　右京区—48.3%　　西京区—63.7%
伏見区—53.7%

これらの数値より、京都市に常住する者の９割近くは京都市内で就業または通学していること、山科区は京都市の区の中で西京区に次いで、他地域で就業または通学する者の割合が大きいことが読み取れる。これにより、山科区が京都市の住宅地域としての機能が大きいことがわかる。

5-2-3　市街地の拡大とその背景

(1)　新市街地の形成と都市計画制度

山科区の市街地の拡大過程を述べる前に、戦後の市街地形成の一般的な動向と、それに対する都市計画関連の法整備の状況を概観しておくことにする。

第２次大戦後の復興期を経て1950（昭和20）年、３大都市圏への人口の集中は急速に増大しはじめ、広域的に市街化の外延化をもたらした。急速な市街化に対し、1919（大正８）年以来の都市計画法の体系と建築基準法とでは、市街地形成の秩序化を図るにはあまりにも不十分であった。たとえば東京都では、市街化抑制、過大都市化抑制を目的とした緑地地域が用途地域の変更の度ごとに縮小され、昭和30年代には緑地地域内の違反建築が増大し、ついに1966（昭和41）年には、この制度自体が廃止されることになった。市街地の外延化を抑制し得ない都市計画制度のもとで、地価の高騰もあってスプロールが広く進行したのである。粗雑な開発が農地・山林を破壊し、自然環境破壊・土砂崩壊・水害発生など様々な問題をひき起こした。これに対し宅地造成等規制法や住宅地造成事業に関する法律（昭和41年）が制定されたが、その規制力は弱く、整備水準の向上はきわめて不十分であった。建築基準法に基づく位置指定道路や２項道路による建築や開発が、膨大な劣悪市街地を形成していったのである。

a)宅地開発指導要項とその効果

昭和30年代を通じて、大都市圏諸都市の人口急増と市街地の急激な拡大は、市町村財政に深刻な影響を与えた。特に流入人口が若年夫婦中心であったため、昭和４０年代に入ると各市町村は、学童の急増に見舞われ、義務教育施設の新設・拡充が急務となった。人口急増都市では義務教育施設のみでなく、道路、排水施設の整備などに迫られるうえ、子供の遊び場や医療施設整備等に関する新住民の切実な要求にさらされていたのだった。こうして人口急増都市は、開発に対処するために行政運営上、多大な努力をはらわざるを得なくなった。しかし国の財政制度も地方財政制度も即座には対応できず、補助金に関しては市町村が多大な超過負担を強いられた。こうした状況を打開するために登場したのが市町村の宅地開発指導要項であった。

宅地開発指導要項は、1965（昭和40）年の川崎市の「団地造成事業施工基準」に始まるが、開発負担を盛り込んだのは、1967（昭和42）年の川西市が最初である。川西市はこの要項において、一定規模以上の住宅開発に対して、市との協議を義務づけたうえ、義務教育施設、道路、公園、ゴミ・し尿処理、排水施設、消防等公共公益施設の整備基準を定め、かつ、開発負担を義務づけたのであった。市町村の深刻な財政負担に対処するための緊急避難的な措置であったが、他の人口急増地帯に与えた影響は大きく、この方式は大都市圏内市町村に急速に普及し、特に1971（昭和46）年から73年の３か年には毎年、大都市圏内市町村の２割近くほどが宅地開発要項を定めるほどの状況になった。京都市では昭和47年に制定された。

指導要項の内容は、各種公共施設の整備に関する技術基準と、開発負担の基準を中心とし、開発主体と市町村が協議のうえ協定書を交わす手続きを示すのが典型である。開発にともなう諸行政費用の軽減に役立ったことは確かであるが、結局は開発に伴う諸行政費用の一部を賄うにすぎず、市町村財政の立て直しに著しい効果があったとは考えられない。むしろ、宅地開発指導要項の効果は次のようなものであった。第１は住宅地開発の整備水準を向上させたこと。第２は新都市計画法が制定され開発許可制度が導入された後は、開発許可の対象以下の開発に指導要項を適用する市町村が増えたことから、開発許可を補う効果があったこと。第３に、指導要項の実施により開発の抑制に効果があったので、市町村財政への負担が多少なりとも緩和されたことである。

b)新都市計画法とその影響

1968（昭和43）年６月に新都市計画法が公布された。この制度の体系は、都市計画区域を設定し、市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行うとともに、「整備・開発・保全の方針」を定め、これに基づいて地域地区、都市施設、市街地開発事業（および地区計画等）の計画を定め、都市計画制限と都市計画事業によってその計画を担保するしくみになっている。

周辺市街地の土地利用規制に関する新都市計画法の柱は３つある。第１は市街化区域、市街化調整区域の区分である。これは都市計画区域を、一定期間内に計画的に市街化すべき地域—市街化区域と、段階的、計画的市街化を図るため一定期間市街化を抑制または調整する必要がある地域—市街化調整区域に区分するものである。この区分は都市計画法の手続きによって行われるが、その過程で自然環境の保護、農林漁業の保全等の諸制度との土地利用上の調整が行われることになっている。

第２は、開発許可制度である。市街化区域内の一定規模以上（通常1000㎡以上）の開発は原則として全て開発許可の対象となり、開発許可の基準を満足する整備水準以上の開発でなければ許可を得ることができない。また、市街化調整区域においては原則として開発は禁止される。

第３は地域地区制度である。これは、用途地域、特別用途地区、その他の地区・街区を

指定することにより、建築物の用途、形態等の制限、その他の土地利用上の制限を行うものである。

新都市計画法は、都市的土地利用に関する規制制度を確立したものであるが、その後市街地により侵食される農地や森林等の自然環境の保全の視点からも、土地利用規制は大幅に強化されることになった。1969（昭和44）年７月に「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）が公布され、農用地利用計画を定め、農業振興地域を指定し、農業振興地域の農用地の転用がきびしく制限された。また自然環境保全法の制定（1972（昭和47）年６月）、森林法の改正（1974（昭和49）年）等によって樹林地・水辺地等の自然環境の保全措置も強化された。区域区分制度に加えてこのような諸制度が整備されたことによって、周辺市街地の土地利用は、以前と比較して著しく秩序化されることになった。

さて、新都市計画法施行後の市街地形成の状況はどうであったであろう。その実態と問題点に関しては４節で述べるが、以下に簡単に指摘しておく。

区域区分設定によって成立した市街化区域は一般的に、過大に設定されたと評価されている。すなわち市街化区域内の既成市街地の比率は当初きわめて低く、周辺市街地の面積が大きかったのである。この結果市街化区域内において、低密度市街地が急速にかつ極めて広範囲に広がっていった。地価高騰とそれによる住宅敷地の狭小化を考えると、極めて多くの農地等の空閑地を含んだ市街地が形成されていった。

そのような市街地の特徴であり、かつ問題点としては次の３つがあげられる。第１は、開発許可制度の適用規模以下の小規模開発の件数割合の増大である。このことは市街化区域内の小規模開発の総面積が同じであったとしても、その分布形態は、より細かくばらまかれる傾向が顕著になったこと、すなわち、小単位の宅地化によるスプロールが進行していくことを示している。第２は、敷地の狭小化であり、一区画の敷地規模には地域的に相当な差があるものの、全体として狭小化の傾向がある。第３は、排水処理、前面道路、公園等の基盤施設の質が極めて悪いことである。多かれ少なかれ、こうした問題を抱えた地域がたくさん発生していった。

(2)山科の市街化過程

ここでは都市計画地図を用いて山科盆地の市街化の過程を追い、地形との関連や人口増加の特徴等も考慮して、市街化の特徴を考察することにする。用いた地図は京都市発行の都市計画図で、昭和11年発行、昭和27年修正の3000分の１のもの８枚、それ以後のものは2500分の１で、山科全域で12枚あり、地区によって年代にばらつきがあるところもあるが、昭和37年、昭和44（45）年、昭和52（50）年、昭和62（57）の４段階をみることにした。ちょうど山科盆地の盆地庄部にあたる「山科」および「勧修寺」の２地区に関しては、昭和27年版のものはそのまま載せ（図3-2-4、図3-2-5）、昭和37年以後に関しては、「山科」は昭和62年の地図に、「勧修寺」は昭和57年の地図に、市街化の過程を色分けして表現し

た。

明治中期までは東海道、奈良街道沿いの街村状集落や、栗栖野、西野、東野などの農村集落が散在する程度であった。それらの集落は昭和初期までに若干、周囲へ拡大し、他に刑務所や鐘紡山科工場等が立地したが、旧東海道に沿う山科地区を中心にした市街地形成・集落立地パターンは、基本的には昭和30年代中期まで続いた。

図2-1、図2-2は昭和11年発行、昭和27年修正の盆地床部分の都市計画図である。この地図を見ると前記のことがよくわかる。旧東海道、国道１号沿いを中心として交通の便のよい盆地北部が市街化されている。まとまった広い敷地の得られる盆地中央の平野部では鐘紡山科工場（大正６年）、山科精工所、元禄醤油山科工場、福田重山山科工場などの工場や、山科刑務所（昭和６年）のような大規模施設が立地していた。

a)昭和37年段階

昭和37年版の都市計画図には次のような変化が現れた。東海道線よりも北部において、戸建住宅による宅地化が進行している。国道１号線と渋谷街道の間およびその周辺で、緩やかに市街化が進行している。既存集落も多少拡大する傾向にあったが、これら以上に大きな変化は低層公営住宅団地の建設開始であった（表3-2-4）。

山科では昭和27年の音羽の公営住宅が最初であり、それ以後昭和37年までには、御陵、音羽千本、日ノ岡、大宅、勧修寺第１、東野、椥辻、勧修寺第２、醍醐東、醍醐中、醍醐西の公営住宅団地が建設された。音羽は既存集落内、音羽千本は集落南部に隣接して立地した。御陵、日ノ岡は１号線の近くに、大宅は奈良街道沿いにそれぞれ設けられた。勧修寺第１、第２は合計232戸の大規模なもので、栗栖野の集落の東に近設された。これらの住宅は既存の市街地、集落の拡大とみることが可能だが、東野、椥辻の公営団地と民間による大塚団地は、集落から離れて独立して設けられており、スプロールの先端とみることができよう。醍醐の団地はその後も昭和61年まで建設が進み、低層、高層合わせて2401戸が設けられるが、この時点で830戸が建設されている。この場所は行政区では伏見区であるし、交通の便という面では国鉄奈良線、京阪宇治線につながる地域であるので、山科盆地内の市街化の進行とは性格が違う。

以上をまとめると、この時期までは山科の市街化は、盆地のもつ地域性を無視するほどに強い京都の影響を受けていなかったといえる。新しい宅地は、だいたいが高燥で湧水線に近い緩扇状地上や扇頂部の山麓地で、自然条件にもかなっていた。

b)昭和44（45）年段階

次に昭和44（45）年の都市計画図による考察に移る。すでに第１節で述べたように、昭和30年代から昭和40年代前半にかけて幹線道路を中心に交通網が整備されてくる。また第２節であげたように昭和35年以降人口が急増し、45年までの10年間で2.14倍にも増えた。それだけ急激かつ広範な市街化が進行し、スプロールが顕在化してくる時期であった。

主には次の現象がみられる。山地を崩しての宅地造成、山裾の宅地化、盆地床平野部に

おける水田の宅地化、五条バイパス沿いの施設立地などである。これらの個々について解説を加える。

山地を崩しての造成は日ノ岡封ジ山町、四ノ宮小金塚、滋賀県に入るが大津市茶屋、醍醐北伽藍町にみられる。四ノ宮小金塚の造成は12000㎡以上ある大規模なもので、ほぼ1/3にすでに住宅が建っている。

山裾の宅地化は上花山坂尻、小山谷田町、川田岡ノ西でみられるが、川田岡ノ西には土地区画整理事業によって、清水焼団地が完成している。清水焼団地は五条坂地区の清水焼関連業者の有志84社が協同組合を結成し建設したもので、昭和40年に着工、昭和44年に完成している。面積は19.6haである。その後の急速な都市化によって団地は住宅に囲まれ、地価高騰のため、新たな事業拡大は難しい状況にある。

五条バイパスには、ホテル、レストラン、マンション、自動車整備場、流通センターなどが立地した。これらはバイパスの利用を前提とした商業施設としての性格を持つ。

次に平野部の宅地化であるが、ここにスプロールの様子がみられる。音羽の集落と東海道沿いの集落間、椥辻・大宅の集落近辺、音羽・東野の集落間および近辺などには住宅の無秩序な虫食い的拡大が起こっている。川田菱尾田では２つの民間住宅団地が田の中に独立して建設された。醍醐北団地は京都市住宅供給公社の土地区画整理事業で、昭和41年に完成している[7]。最も大規模に起こったのは、北花山の集落の南東と川田の集落の東側に、五条バイパスをはさんで設けられた民間住宅団地である。バイパスよりも北側におよそ1000戸、南側におよそ1100戸が建設された。そのほとんどが間口２間らずの戸建住宅で、京都市の住宅地開発要綱が制定される前であるので、適切な公園施設などの公共地をともなわずに、ミニ開発の住宅だけによる広域な住宅地が形成されてしまった。ここは第４章のケーススタディの場所にあたるので、そこでもこの住宅地の問題点に触れるつもりである。

またこの時期にも公営住宅団地の建設は進み、醍醐西団地として324戸、勧修寺北団地が140戸、西野山団地が589戸建設された。西野山団地は、旧安祥寺川西部の丘陵地を平坦にして建設された。

昭和45年までの変化を地形との関連でみると、平野部の緩扇状地面ではスプロール的に市街化が進んだこと、丘陵地の平坦化や、これまで市街化を避けてきた扇状地と丘陵にはさまれた沖積低地（氾濫原）にも盛土が施され、市街化が始まったこと、山麓丘陵地の小規模宅地分譲開発がいくつか行われたこと、などがあげられる。山科盆地は、自然条件を無視して盆地全体に宅地化を中心に市街化が進行したのである。

c)昭和50（52）年段階

さて、昭和43年に新都市計画法が公布され、開発許可制度が導入された。この制度で、上花山、川田の集落近辺で進んだ大規模なミニ開発による宅地化は起こり得なくなったはずである。京都市では昭和46年に市街化区域、市街化調整区域の線引きを決定し、山科盆地全域は市街化区域とされた。山科全域を市街化区域としたのは過大な設定であったと考えざるをえず、これによって低密度な市街化が促進される下地ができ、今度は開発許可が不要な小規模な宅地開発が容認され、地区によってはスプロールがさらに進んだ所もでてきた。人口増加率をみると昭和45年から昭和50年にかけて、34.2%と依然として高い数値を示している。このような点を踏まえ、昭和50（52）年までに現れた変化を述べることにする。

主な現象として、線引きの結果による市街化の程度の違い、盆地南部の区画整理事業、高層公営団地の建設があげられる。　まず線引きの効果であるが、良きにつけ悪きにつけ、また行政側の思惑どうりか否かは別にしても、市街化に大きな影響を及ぼしている。山科区の用途地域についてみてみると、盆地平野部は、幹線道路沿いの地域や中央部や南部にかけての準工業地域を除いて、ほとんどが第２種住居専用地区に指定され、北部から西部にかけての山麓部は、清水焼団地を除いて、第１種住居専用地域に指定された。一般に１種住専の地域は、北部のようにすでに宅地化がほぼ済んでいるか、盆地西部から南部にかけてのように緩やかに進行し、農地がまとまって残っている。それに対し２種住専の平野部では、狭小住宅群の小規模開発が広く進んだ。川田菱尾田の民間住宅団地や、西野集落西部、川田集落東部の大規模住宅団地では、依然として敷地の小さい住宅郡が造られ続けている。東野、音羽一帯でも小規模な住宅郡建設によって、スプロールがさらに進んだ。しかし新たに造られた住宅郡の中には、小規模ながらも児童公園をともなうものが多く、その点は評価できる。一方、四ノ宮小金塚の造成地は２種住専とされてほぼ住宅が建ち終わったが、公園などのスペースが全くない住宅地になってしまった。また準工業地域に指定された清水焼団地一帯では、団地南部でミニ開発による小住宅群が建ち並び、用途地域指定がかえって居住環境を悪くさせたのではないかと思われる。全体として、用途地域制はスプロール抑制に効果があったとはいえない。

次に盆地南部の土地区画整理事業に関して述べる。これは昭和46年度から、都市計画事業として地区内の公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るために着手され、総面積106.2haを対象として現在も引続き行われており、盆地南部は盆地中央部に比べ宅地化が遅れている[4]。宅地化に先立つ環境整備として評価できるものである。

公営団地では山科団地と、醍醐地区に醍醐南および醍醐中山団地が建設された。山科団地は鐘紡山科工場跡地に昭和45年から46年にかけて建設された、11階建て、京都市最初の高層公営住宅団地である。山科区では当時、公園、学校等の公共公益施設の整備が急がれてもおり、中学校、運動場、保育所、消防分署、郵便局等の施設も併せて計画され、住宅は1072戸設けられた。この団地建設にともない、周辺にはスーパーマーケットやマンションなどが立地し、環境は一変した。

d)昭和62（57）年段階

昭和50年以降、山科の人口増加率は５年後で8.1%、さらに次の５年では0.5%と急激に減少し、京都市全域とほぼ同じになった。現在、市街化はほぼ鎮静化したと考えられる。最後に、昭和62（57）年の地図で、昭和50年以降に現れた変化を確認し簡単に述べておく。

2種住専地域では以前ほど多くはないが、やはりスプロール的なミニ開発がみられる。盆地中東部一帯、西野山団地の北西部、それにまとまった農地として残っていた西野の集落の西部などで進行した。そのうち盆地中東部一帯は現在、土地区画整理事業施行区域として決定されているが、すでにスプロールが進行してしまった後なので、南部のような整備が期待できるかどうかは疑問である。南部の土地区画整理地には緩やかに宅地化が進行し、地区公園の勧修寺公園が設けられた。1種住専地域では、醍醐団地北部のように新たに造成されたり、すでに造成済みの宅地に住宅が建設されたことなどがみられるが、市街化はほとんどおさまった。さらにこれは平野部全域にわたっていえることだが、マンションの立地が増えたことがあげられる。

以上が、昭和27年以降の山科盆地の市街化の様相である。

5-2-4 オープンスペースの分布状況

1節において都市のオープンスペースを分類したが、2節では、その中でも市街化にともなう変容が大きかった、もしくは山科の居住環境に大きな影響をおよぼしていると思われるオープンスペースに関して、山科盆地全域内での動向を巨視的に述べることにする。交通用地（街路）、樹林地、生産緑地について考察した。

(1) 交通用地

3-2-3で考察したように、山科盆地は統一的な都市計画や道路計画がないままに急速にスプロールが進んだので、屈曲した狭い道路が多く、交通の混雑が著しい。

図3-2-8は昭和2年の幅2メートル以上の道路網、図3-2-9は昭和61年の幅3メートル以上の道路網を示したものである。前者では道路網の密度は低く、しかも奈良街道を除けば、平坦部では古代の条理地割に規制された東西・南北方向の道路が多い。

しかし後者になると、幹線路の間を宅地開発の単位ごとに、屈曲した不規則な道路網がびっしりと高密度に分布している様子がわかる。バラ建ちスプロール地区では無秩序に、ミニ開発地区では地区内においては計画的であっても、その地区に法律上必要最低限の道路しか造られないため、広域的にみて段階的な道路構成がなされず、交通渋滞を引き起こす結果になっている。またそれぞれの道路が狭小なため、歩行者に危険であったり、災害時には2次災害を引き起こす可能性もある。

道路法にもとづく山科区の道路は、京都市の総延長の9.7%を占め、しかも3.5～4.5m幅の狭い道路が市全体の12.7%に達する。山科区の面積は市の4.7%に過ぎないから、山科区において幅の狭い道路がいかに高密度に分布しているかが数字のうえからもわかる。

(2) 樹林地

航空写真を用い山科の樹林地（山林・原野）の分布を1946（昭和21）年、1967（昭和42）年、1987（昭和63）年の3段階で調べ、分布図を作成した（図3-2-10～12）。黒丸は神社の位置を示す。樹林地のうちには個人の庭園地と思われるものもあったが、原野とか屋敷林の区別をつけず、また自然林、植林の区別もない。

1946（昭和21）年は急激な市街化が進行する以前で、分布図によると盆床部には多くの樹林地が存在していたことがわかる。地形との関連でみると（第1章1節参照）盆床の東西には山麓小扇状地・土石流堆積層が発達しているが、そこには特に樹林がよく残っていた。また盆地北東部から中央部にかけては音羽川・四ノ宮川・安祥寺川などの複合扇状地であるが、音羽川の堆積による部分が最も広範で、そこからちょうど盆地中央にあたる、西野・東野にかけても市街化以前には広く樹林が残存していた。

山科盆地には平地に9社、山麓に8社の神社がある。平地の神社も樹林地（いわゆる鎮守の森）を伴っているが、その中でも上花山の六所神社と東野の三ノ宮社は、境内外に広大な鎮守の森がひかえていたことが知られる。

1967（昭和42）年の分布図を見ると、樹林地の減少が特に盆床部において進んだことがわかる。3-3-2でも述べたように、当時は地形や自然条件を無視して、盆地全域に急激な市街化が進行中であり、盆床部のまとまった樹林はほとんどなくなってしまった。六所神社では境内外の樹林地は全てなくなり、三ノ宮社の樹林地も大半が失われ、境内地が孤立してしまった。1987（昭和63）年は市街化が鎮静化した後である。盆床部の樹林地はさらに減少して、自然林は鎮守の森を除いてもはや残っていないであろう。この20年間では山裾部分の樹林地が後退し、市街地の拡大が顕著である。

以上のように過去40年間で、山科盆地に存在した樹林地はほとんど消え失せてしまった。樹林地の持つ環境や生態の保護機能や、地区のアメニティの向上に果たす役割など様々な点から、安易な伐採が惜しまれる。

(3) 生産緑地

京都市は昭和46年、市街化区域、調整区域の線引きを決定し、山科区は盆床部全域が市街化区域に指定された。市街化区域が過大に設定されたために虫食い的スプロールが起こり、農業的土地利用と都市的土地利用の混乱が広くみられ、山科でもその現象が激しいのは以前に述べた通りである。ここでは山科の農地の減少の様子を述べ、農地のオープンスペースとしての役割をふまえたうえで市街化区域内農地の問題点を整理した。

表3-2-5は山科の農家数・農家人口・耕地及び山林面積を年度別に記したものである[8]。1975年までは山科区が東山区から独立する以前であるから東山区としての数値であるが、1985年の数値を見ると、現在東山区では農業はほとんど行われていないので、それ以前も東山区の数値を持って山科の農業ととらえてもさしつかえないものと思われる。

また、1960年～1985年で耕地面積は38.5%に減少し、5年毎に2割前後が無くなってい

った。農家数、農家人口も耕地面積と同様の減少をみた。

市街化区域内農地の評価については、農業地維持、緑地保全の役割をもつものとして積極的に評価する立場と、単に土地の値上がりを期待して所有されているにすぎないという消極的な評価をとる立場がある。市街化区域内農地をオープンスペースとして考えるならば、積極的に評価していくことが重要であることは言うまでもない。

市街化されずに残存しているだけでも、市街地の過密化をふせいでいる意味で存在効果はあるといえる。しかしそのような消極的効用だけしかないならば、容易に宅地化されてしまい、永続性は何ら保証されないであろう。しかも市街化区域内農地の宅地化を促進させるための農地の宅地並課税が、すでに大都市近郊地域で実施されることが決定されている以上、このままでは市街化区域内農地はすべて消滅する運命にあるといえる。

市街化区域内農地をオープンスペースとして残していくためには、消極的効用だけでなく、より積極的に市街化区域内農業と周辺住民の生活とを結びつけた土地利用がはかられるべきであると考えられる。その場合、市民農園や観光農園などレクリエーションの場としての利用があげられる。しかしそれも、土地所有者の判断によっていつでもやめることができるものであるならば非常に問題である。市民農園や観光農園は、市街化区域内に残存する農地の形態としては好ましいものだが、それを過途的なものでなく安定したオープンスペースとして都市緑地の一形態として位置づけることが必要なのである。その方法としては、農業公園などの形で都市公園のなかに組み込んでいくのがよいのではないだろうか。

3－3　伝統的集落とその周辺のオープンスペースの存在形態と利用・管理の状況

西野村はもとは東野村と合わせて野村と称され、延長年中（923～31）に開発されたという。中世には山科七郷のひとつで、七郷中単独で野村郷をなし、醍醐三宝院が領主であった。16世紀後半に、東野村と分離して西野村となった。明治14年で、戸数77戸、人口365人で、他の山科各村と比較して平均的規模の村であり、製茶、竹、茄子を特産としていた[9]。周囲で大規模な開発が起こった現在でも、伝統的な農村のコミュニティが生きており、集落内外に貴重なオープンスペースを保持している。集落をめぐるのコミュニティの状況と空間構成をふまえて、それらの変容と現状を考察する。

3-3-1　西野集落の変容過程

(1)集落の空間構成

西野村は集落形態としては西野街道沿いに発達した街村であった。西野街道を軸線として、この両側にはりつく形で、南北に細長い集落を形成していた。

村の住民のほとんどが檀家である西宗寺が集落の中心に位置した。集落の南東のはずれには山科川をはさんで村の鎮守である三ノ宮があり、集落の西には村の共同墓地があった。さらに、中世に築かれた山科本願寺・寺内町に関係するものとして、醍醐街道の東側に西本願寺山科別院、西側に蓮如墓陵があった。これらは、それぞれが集落と精神的な結びつきをもち、集落領域内で秩序づけられていた。村の共同施設としては、西宗寺の南側に西野公会堂があり、村の寄り合いに使われた。

さらに、山科本願寺・寺内町の遺跡として、集落の西側には御土居が残されていた。これは竹藪となっていたが村の入り会い地として村民が共同管理していた。これは三ノ宮の鎮守の森と蓮如墓陵の森とともに重要な緑地スペースであった。　集落領域の西端に沿って山科川が南北に流れていた。また、御土居には堀があった。これらは子供の遊び場でもあり、親水空間として機能していた。そして、田畑が領域内の残りの空間を充填していた。

これらの要素を集落内の道がつないでいた。それらの道は、農業生産と日常生活の両面において複合的な機能をもっていた。さらに氏子祭りのときの神輿の巡行路のように「ハレ」と「ケ」の両面においても複合的な利用がなされていた。また、西野街道、渋谷街道といった村の幹線道路は近郊農村としての集落を京都という都市に結びつける役割を担っていた。

(2)伝統的集落領域の変容

ここでは土地利用と街路に着目して空間秩序の変容を追った。

a)土地利用の変化

西野、東野の両地区で確認できた、地目の変化のパターンを類型すると、まず、藪地からの転用と、田畑からの転用の２つに大きく分けられる。藪地からの転用が多いのは、山科では元来、平野部においても竹藪が多く分布したためである。転用先は多岐にわたっているが、次のようなパターンが確認できた。

Ａ１に挙げたのは藪地から工場への転用を示したものである。藪地から工場への転用は大正期から昭和初期にかけてみられる。つまり、この時期は農地を転用する前に、藪地を転用していたわけで生産緑地は保全されている。

Ａ２は宅地への転用である。Ａ２１はまず田畑に開墾されてから、宅地に造成される場合である。この地区では、戦前、藪地を開いて田畑にしたが、条件が悪く田畑としても質が悪かった。このため、開発がはじまると真っ先に宅地化されていく。乱開発の初期によくみられた転用の形態であり、１０戸～３０戸程度の小規模開発が中心であった。Ａ２２も実質的にはＡ２１と変わらない。ただ、これは開発許可制度の盲点をつく形で、結果的に1000㎡を越える開発でありながら、それ以下の開発にみせかけるために、小規模な開発を繰り返して行なう場合が多い。Ａ２３は藪から直接宅地に転用される場合である。これ

は、開墾地のなかで断片的に残された藪地が、周囲の田畑が宅地化されていくのに同調するように宅地化されるというパターンが主である。一般にそのような藪地は不整形であり、宅地化はそのままの形状で行なわれることが多い。

Ａ３は商業施設への転用であるが、これは幹線道路沿いの部分によくみられる。Ａ３１は戦中の食糧不足の時代に開墾された後に、幹線道路建設に伴い商業施設となったものである。Ａ３２はＡ３１とほぼ同じだが、一度駐車場にしてから商業施設となる。これは規模が小さいため、24時間営業の書店など車でのアクセスで顧客を獲得するタイプの店舗となっている場合が多い。

Ａ４は田畑になった後、駐車場となっているタイプである。Ａ２１の場合と同様に開発許可制度の適用逃れがかなり含まれると思われる。

つぎに田畑からの転用について述べる。Ｂ１１は空地を経て工場へ転用されるタイプである。これは、東山バイパスに沿って南側によくみられる形態である。この付近は、新幹線が通っており、振動等の公害が深刻であるため住宅地には向かない。さらに、東山バイパスに近いという交通上の長所があるため、工場の立地をみることになったと思われる。

Ｂ２は宅地への転用である。これは、一筆ごとに手放すという小規模なものと、開発許可制度をうまくまぬがれながら行なわれる１０００戸程度の大規模開発の２つのパターンに分かれる。前者は、地価高騰の激しい最近によくみられるもので、マンションが建てられる場合である。後者は、昭和４０年代盛んに行なわれたタイプで、小規模な開発の連続的な繰り返しによって宅地化が進むために、劣悪な居住環境となっている。

Ｂ３は商業施設への転用であるが、これも、Ａ３と同様に、幹線通過交通路に面するところで見かける。

以上、土地利用の変化を類型化した。このように、土地利用の変化の形式と開発形態は関係がふかく、この関係を正確に把握することで、これからの土地利用に際して有効な指針を与えることも可能と思われる。

b)街路の変遷

既存の街路は、拡幅されたものとされていないものに分かれる。西野街道、渋谷街道、醍醐街道という従来の幹線道路であったものは、拡幅が行なわれて伝統的集落の外では道路に面してスーパーマーケットなどが立地し商業地区を形成するようになったところもある。

図3-3-1でみたなかで、隣村の川田との連絡路は伝統的集落内では現在でも拡幅されずにのこっている。西宗寺と蓮如上人墓陵を結ぶ道は、現在では大規模団地のなかを通っているが３で述べるように良好な景観を保っている。西野地区から三ノ宮への参道も残されている。これらの道は幅員が狭く自動車交通路として機能しないことが、かえって良好な環境を保つ結果となっている。

開発地域では、既存の街道、あぜ道を利用する形で開発が進行し、道路網が形成されて

いく。開発地区の新しい街路は地区内で閉じているために、地域の基幹交通は、既存の街道、あぜ道に大きく依存している。しかし、既存の道路は幅員も十分でないため、十分に機能を果たすことはできずに交通渋滞をひき起こしている。伝統的集落の中心部を貫通している街道では、集落内の環境を著しく損ねる結果となっている。また、昭和42年に五条バイパスと外環状線の２本の幹線通過交通路が建設された。これらは、集落領域内の空間秩序に対する配慮がなされないままに建設されたために空間秩序の分断をひきおこしている。

逆に言えば、旧街道やあぜ道が残っており、このために西野街道、醍醐街道といった街道沿いを中心に道標や地蔵もあり、昔の風情をとどめている。したがって、旧道を破壊せずに、伝統的集落を避けて幹線交通路をもうけ、そこに通過交通路としての機能を持たせることで、旧道は歩行者中心の道路として本来の機能を取り戻させることが最善だと思われる。

3-3-2　集落をめぐるコミュニティの状況

(1)学区変更によるコニュニティ単位の変化

江戸時代以来の農村集落であった西野村の領域内に、昭和40年代の中ごろから終わりにかけて、市営の高層住宅団地（山科団地）が建設され、大規模なミニ開発によって多数の民間住宅団地が生まれた。そして、新しい住民が急激かつ多量に増加し、それにともなって小学校区がたびたび変更された。小学校区によるコミュニティの活動が活発となっている今日では、従来から存在する字単位のコミュニティと、氏子区域によるコミュニティの活動が弱められる結果になっている。第２、３節において、それぞれの地区のオープンスペースを考察する前に、コミュニティの変容と現状を、それを形成している要素である、字境界、小学校区、氏子区域に着目して述べることにする。

字境界は山科団地、民間住宅団地の住民には行政上の区画ぐらいの認識しかないが、西野集落の住民にとっては、現在も旧隣村との境界付近に共有地を持ち、集落内での町組組織も機能しているので、昔からの境界として意識されている。小学校区は山科区では昭和37年に、鏡山、山階、音羽、勧修の４学区で始まった。その後の人口の急増で次々に小学校が増設され、現在では山科区には13の小学校がある。西野地区は現在４つの小学校区に分かれている。コミュニティ組織としては、小学校区をひとつの単位として、町内会の連合組織である自治連合会が存在する。

また、西野地区は字東野とともに三ノ宮の氏子区域（図3-3-5）にあたる。両地区は江戸時代初期に野村から二つ分かれて以来、たびたび芝地利用や水利権の問題で紛争を起こしており、その歴史を反映して、氏子会も、西野、東野で別々に存在し、１年ごとに交互に「かき番」になって祭りの運営を行うようになっている。さて、山科団地、民間住宅団地

ができる以前は、西野集落は依然農村集落として、字単位でひとつのコミュニティを形成していた。学区という面でも、西野は山階、鏡山の２つの学区に分かれてはいたが、西野集落はまとまって山階学区に含まれていたので、字単位と学区単位がほとんど一致しており、学区が昔からのコミュニティを壊すものではなかった。

山科団地や民間住宅団地ができると、人口の急増に伴い、昭和47年に山階南小学校が、昭和53年には西野小学校が開校した。現在は学区単位の自治会活動が活発であることから、学区の変更（図3-3-6）は、従来のコミュニティに変化を生じさせた。それを学区の変化ごとにみてみる。

山階南小学校の開設によるコミュニティの変化は次の二つである。

①西野集落のうちで、五条バイパス以南の十数戸のみが山階南学区に編入されたこと。バイパスによって空間的にも他の地域と隔てられ、集落の中心と切り離された形になっていたが、日常の自治会活動の面でも別々になり、ますます疎遠になった。

②民間住宅団地（この場合、3-3-1で対象にしたバイパス以南の地域をさす）の住民にとっては、自分たちの小学校ができたという意識が強く、西野集落とは氏子区域を同じくすること以外、つながりがなくなった。氏子祭でも、役員どうしで面識があるぐらいの関係しかないので、現在では全く別のコミュニティをつくっていると考えられる。

また西野小学校の開校によるコミュニティの変化は次のことである。

①山科団地も二つの学区に分断されたので、団地内でも学区が異なると、年１回の団地祭りの時以外には一緒に活動することがなくなった。

また、コミュニティの変化というよりも住民の意識上のものであるが、次のこともいえる。

②西野集落の住民にとっては、自分たちの通った歴史ある小学校（１００年以上も前に開校した）が、他地区のものになってしまい、非常に寂しい。

学区を中心に三者の関係をまとめると図3-3-7のようになる。

現在の状況をまとめると、学区では分断されたが、西野集落の住民には、冠婚葬祭のつきあい、西宗寺の檀家組織、共有地の所有などをつうじて、今も字のコミュニティが機能している。また、氏子区域は字を単位として機能しており、学区としては山科団地の住民を含めたかたちで活動している。山科団地と民間住宅団地の住民には、学区と氏子区域の意識があるが、氏子祭りが西野集落の主導で行われるため、学区の活動がコミュニティ活動と考えられている。しかし学区単位でも、新・旧住民との間には自治会以上のつきあいはなく、両者とも意識の上で一線を画しているのが現実である。

(2)集落の構成とコミュニティ

図3-3-8は大正11年測図、昭和27年修正の地図にみられる西野の集落である。これによると、西野街道とこれに平行に南北に延びる道、及びこの２本の道に直交する道を中心に、70戸程度の民家が集まっている。村１軒のよろず屋と御旅所が向かい合う四つ辻が集落の

中心であり、ここから四方へ延びる道が集落内の主要路であった。西野街道は勧修の旧山科駅から北に渋谷街道まで通り、当時は山科全域の幹線路のひとつであった。集落の北側を東西に走る渋谷街道は、東山を越えて洛中へ通じる京への連絡路であり、農作物を振り売りに行くときや、東寺の弘法さん参りなど、京へ出かけるときに利用された。

集落は行政上の町（小字）とは別に、５つの町に分けられている。西宗寺の表門一帯を門前ということで「門前町」と呼び、寺の北側一帯を「北出町」、寺の南で集落の中心あたりを「中島町」、西野街道の西側を「西出町」、中島町の南側を「南出町」と呼んでいる。

それぞれの町に、学区の自治連合会の下部組織としての町内会組織とは別に、近世からの「町組」が町（小字）単位に存在している。町組は１５戸くらいを単位に構成されており、冠婚葬祭などで助けあったり、農作業においても協力しあった。現在でも町組ごとに各戸が持回りで町内会長を務め、集落の共有空間の管理などをしている。水車組合という、自給用の米を精米するための水車を共同で維持するための組織も、町組単位で結成されていた。精米機が機械化され、また現在のように外部の業者に委託するようになると、組合の必要性はないのだが、今でも年１回水車組合で慰安旅行を行うなど、組織の活動は続いている。

(3)歴史的オープンスペースとしての寺内町遺構

本項では山科本願寺寺内町の遺構と関連の施設が、寺内町崩壊後から今日までどのような変遷をへてきたかを明らかにし、現在オープンスペースとして、地区環境のなかでどのような役割を果たしているかを考察する。

a)寺内町の建設と崩壊[10)]

３－１で寺内町建設の経緯に簡単にふれたが、ここで、寺内町の跡地と遺構の変遷を考察する準備として、山科寺内町の概要をまとめておくことにする。

文明10年（1478）、蓮如は山科野村郷に本願寺を再建することを決めた。当時、山科七郷のうちで最も有力な村であり、三宝院が領主ではあったが、この地域に対する権利は細分化されていて領有関係は複雑であった。そのような場所に広大な土地を取得できた経緯には諸説あるが、字内町全体の土地獲得は、時間をかけて、地元門徒の寄進あるいは、金銭による買得という手段によったと考えられる。山科野村郷の地は、北に洛中から東海・北陸へと続く三条街道、東に奈良へぬける大和（奈良）街道、西に洛中五条へぬける渋谷街道のはしる交通の要地であった。地形的には、四ノ宮川、音羽川、安祥寺川の氾濫する扇状地上にあり決して平坦な地ではなかったが、寺内町の建設になんの制約もなく、すでに数多くの寺内町の町づくりを進めてきた蓮如が、その経験や試みをもとに、意のままに町づくりを行うには絶好の地であった。

文明10年の春、後に西宗寺の開基となる海老名五郎左衛門が寄進した土地に草庵を構え、

翌年から建設は本格化し、文明12年には御影堂が完成して、大谷破却以来15年ぶりに本願寺再興がかなった。こうした作事と併行して寺内町の周囲には、「構の堀」の構築が進められた。「構」とは、応仁・文明の乱の後、洛中・洛外の人々がみずからの生活空間を戦火から守るため構築した防御施設のことである。山科寺内町の「構」もそのひとつであったが、規模は他の「構」に比較してけた違いに大きかった。

寺内町の構成は光照寺所蔵の「野村本願寺古御屋敷之図」や、西宗寺所蔵の「山科村古図」などいくつか残っている古図によって知られる。「野村本願寺古御屋敷之図」（元和３年（1617）作図と伝えられる）例にみててみよう（復原図3-3-9）。

この図は教団組織における階層性が平面構成にそのまま表れており、寺内町が第一郭御本寺、第二郭内寺内、第三郭外寺内の三郭から成り、それぞれが土居と濠で区画された環濠城塞都市であることを明瞭に示している。野村の地形に合わせて屏風のように折れ曲がる土居や堀に幾重にも取り囲まれ、要所ごとに出隅や入り隅を設けた様は、まさに「戦国の法城」とよぶにふさわしい構成であった。その境域は、現在の山科区西野山階町を中心に、西野様子見町、同阿芸沢町、同大手先町、同離宮町、同左議長町、同広見町にわたり、南北１km，東西0.8kmに及んでいる。第一郭御本寺は寺内町の西側中央の位置を占める。御影堂、阿弥陀堂、寝殿などの本願寺の主要施設はここに位置していたと考えられる。第二郭内寺内には、一家一族や坊官の屋敷、興正寺などの坊舎が建っていた。第三郭外寺内には寺内町が形成されて「八町の町」と呼ばれ、町衆の住区になっていた。

山科寺内町の東約１kmの所には、蓮如の隠居所南殿があった。延徳元年（1489）に建てられたもので、その様子は南殿旧地に建つ光照寺所蔵の「御在世山水御亭図」に詳しい。その図によると、御本寺と同じく周囲に土居と堀をめぐらし、３つの郭から構成されていたことが知られる。

「寺中広大無辺、荘厳ただ仏国の如し。在家また洛中に異ならず。居住の者各富貴。よって家々随分の美麗を嗜む」（二水記）と言われるほど繁栄したが、それも長くは続かなかった。領国支配の確立をめざす戦国大名と、宗教勢力から世俗勢力に変化し、領国の一円支配をめざす門徒が武力衝突を引き起こすのは避けられず、天正元年（1532）８月23日、本願寺と不和になった細川晴元や、晴元に味方する近江の六角定頼と日蓮宗徒の大軍に攻め入られ、翌２４日にあっけなく炎上し、50年余りの歴史を閉じた。

焼討ちにより烏有に帰した山科寺内町の跡地は、日蓮宗徒の支配下におかれた。寺内町は解体され、わずかに御本寺や内寺内の土居や堀にその痕跡を残すことになった。天文５年（1536）に寺内町跡地は再び本願寺のものになったが、本願寺そのものが帰ることはなかった。慶安年間に寺内町の旧地をめぐって東西両本願寺の論争がおこり、そのため寺内町旧地は論地として芝地のまま放置された。享保年間に至って、東西両本願寺が互いに寺内町旧地の外側に坊舎を建てることで決着し、享保17年（1732）に東西両本願寺の別院が現在地に建立され、天文元年より200年におよぶ空白に終止符をうった。

b)本願寺領有の寺内町跡地は芝地のまま放置されたのだが、西野村内に割付置かれていた（『西宗寺文書』元和２年（1616）10月６日の条）。東野村と合わせて弐拾石を収め、芝地として利用していたが、その帰属をめぐって東西本願寺と両村の間で争論があった（『比留田家文書』慶安３年（1650）年３月１日の条）。18世紀の中ごろは享保の大飢饉（1732）や天明の大飢饉（1782）をはじめとして、全国的に飢饉が発生した時期であったが、西野村でも本願寺に対して、年貢延納と土居芝地への植林を請願していた（『比留田家文書』宝暦２年（1752）７月の条）。その後は、蓮如墳墓の芝地利用をめぐって、東野村と西野村が相論がをくりかえされていた（『比留田家文書』文政10年（1827）10月の条）。

結局、寺内町跡地の開墾は許されないままであったが、明治維新後の明治２年７月に、西野村民が芝地を開墾して地租の埋め合せをしたいと請願したところ、京都府はこれを許可して、寺内町跡地はついに民有地となったのである。

c)御土居と堀跡の消失と現状

明治２年に寺内町跡地が民有地となったことがきっかけになり、それまで自然のままに残されてきた御土居も次第に壊されていくことになった。その直接の原因としては戦前は、開墾、河川改修、小学校の建設、工場建設、そして近年では道路設置、宅地化、駐車場にするための整地などがあげられる。それでは、戦前の御土居の状況をみてみよう。

最初に、大正15年発行の『京都府史跡勝地調査会報告　第七冊』に、山科本願寺遺跡の調査として御土居の状況が写真を付けて報告されているので、寺内町復元図（図3-2-9、図3-2-10[1]）や旧公図にみる山林と水路の分布（図3-2-11[2]）を参考に、当時の様子をまとめることにする。

第三郭に関して「四宮川ノ右岸ニ堅固ナル土壁ノ存セシコトノ知ラルルガ故ニ、東部ハコレヲ以テ本防禦線トセシナカラムカ。」と記載があり、図3-2-11にみられる四宮川沿いの土居はもともと自然の土手を利用したもので、当時は残っていた。安祥寺川が、その当時に現在地に通されたことを示すと思われる記述がある（旧公図には安祥寺川はない）。これとこれ以前の明治13年の山階小学校建設、明治42年の山科川およびその支流の改修工事によて、第二郭の東側一帯が壊されたことは、記述はないが住民の話にとって確かめられる。

第二郭の北側部分は旧公図では山林のままであった。「今ヨリ四五年前ニコノ部分ハ日本絹　布会社（現在鐘淵紡績会社ニ併合セラレ、ソノ工場トナル）ノ敷地トナリ、殆ンド破壊セラレ僅カニ東北ノ一部ノ保存セラルルニ過ギザレドモ、破壊前ニ踏査セシ所ニヨレバ、他ノ部分ニ比較シテ北部土壁ノ偉大ナルコトヲ実見セリ」と、他の部分より規模の大きい土居が巡っていたが、現在も山科中央公園内に残されている部分を除いて壊された。また西南部分は「コノ地ニ堀アリテシカモ排水口ニ当リシコトヲ明カニ観察シ得ベシ。」と、おちり池が存在し、一帯藪地となっていた。

第一郭では、工場の敷地となった部分（北東部一帯）は破壊され、南東部は開墾された。

この辺りの土居は現在も断続的に残っている。西宗寺の西側にも南北に走る土居があったが、「十数年前ニ悉ク開墾サレ現在ハ跡方モナク畑地トナレリ・・・」と既になくなっていた。

同報告書では、土居の保存状態を次のように統括している。「東部及ビ北部ハ総体於テ破壊セラレシガ、西部及ビ南部一帯ハ堀モ土壁モ比較的ヨク保存セラル。現在民有地トナレル竹林ノ伐採開墾セラレザル限リニ於テ、危険ノ差迫レリトモ考ヘラレズ。然シ今後住宅地ノ増大ニヨリテ、ソノ或ル部分ハ早晩破壊セラルル運命ヲ有スルヤモハカラレズ。」

結局、官有地の公共事業や工場立地による破壊で、大正末期の時点でかなりの部分が消失した。公図の上で山林とされ私有されていた部分は地図（図3-3-12）にみるように、ほとんどそのまま残された。その後は「比較的ヨク保存」されていた私有地の土居が、この時すでに予測されているように、周辺の開発のあおりをうけて壊されていった。

さて、御土居自体は寺内町が崩壊した時点でその本来の機能を失い、近世は芝地として、明治以後は残された部分は藪地として扱われて（利用されたとも言えるかもしれない）きたが、私有地として土居を所有してきた側は、自由に処分できる立場でどのように扱ってきたのか。現在も残っている第二郭の北西隅を明治以来所有している奥田氏に、戦前から今日までの利用、形態の変化、管理の様子と今後の扱いに関して聞き取りを行った。

前述の報告書には奥田氏所有の土居の大正末期の写真が載せられている。堀はかし川と呼ばれ、夏になると水が湧き、冬になると枯れた。川といっても水の流れはなく、川と呼べるほどの規模であったということである。奥田氏所有の土居の辺りは幅も広く、かなりの深さがあり、子供たちがたらい船にのって遊んだ。湧き水は冷たく澄んでいて、炊事などにも利用されたという。土居の一部を切り通して、堀端に至る道がつくられているのはその名残である。しかし、鐘紡紡績工場が地下水を多量に汲み上げるため次第に水は枯れていき、一方で工場排水を流すので堀が汚れ臭くなっていった。既に戦前には堀を利用することもなくなっていた。堀跡はそのまま残してきたが、10年ほど前に屋敷の西側に隣接してマンションが建設されるとき、西側の堀跡は埋め立てられアスファルトが敷かれ、進入路となる道路に変えられた。また、土居の北東隅は工場立地の際に切断された部分で、近隣の住人が土が必要になると採りにくる「土採り場」になっていたので、この部分の土居は崩されてしまった。土居が屋敷の北にあるので、昔から北風を防ぐ防風林になっていた。

管理に関しては、先代の御主人（昭和38年死去）は下枝を伐採するなど樹木の手入れをよく行っていたが、現在はほとんど何もせず手付かずのままである。落葉樹が多く、落葉が散らばって近隣に迷惑をかけることもあるという。土居の北西部分は築山として屋敷の裏庭にうまく取り込まれているが、北東部分の土居表面には落葉が厚く積み重なり荒れている。

京都市の文化財に認定されているが、それを知らずに堀を埋め立てたときには、勝手に

変形させたということで始末書をかかされた。そのこともあって所有者自身が文化財的な価値や、緑地としての価値を認識しており、気に入ってもいるので、できれば市に買い取ってもらうなどして残したい意向である。

図3-3-12は現在の土居と水路の分布状況である。奥田氏所有の第一郭西北角からおちり池まで、断続的に残っている土居は本来はひと続きのものであった。昭和34年からの東海道新幹線高架および五条バイパスの敷設工事によって100mほどが、また昭和48年には、バイパス北部の駐車場開設にともなって60mにわたって土居が削平された。堀跡は国道下は暗渠によって南に通じ、おちり池も暗渠になっている。この堀には今でも地下水が湧いており、おちり池の南端で西方に出て、灌漑用水路に流入している。昨年もバイパス以南の一部の土居が宅地造成のため壊された。

この部分はすべて私有地であるために、残すのも壊すのも所有者個人が決定できる状態にある。所有者としては、寺内町の遺構であることは承知しているが、文化財に指定されているわけでもなく、勝手に削平したところで形だけの始末書を書けばそれで済むのである。このままでは、土地を経済的に有効に利用することを目的に、土居の破壊が進むであろう。山科中央公園内に残されている土居は第二郭北東隅にあたる。公園は昭和45、46年に、鐘紡紡績工場跡地に市営山科住宅団地が建設されたのと同時に、「近隣公園」として設けられたものである。平成元年から2年にかけて土居の補修工事が行われている。公園の管理者である京都市建設局公園建設課に、土居の扱いに関して聞き取りをおこなった。

土居を公園内に残すことは、公園建設課が緑地としての利用を考えたことと、京都市文化財保護課が文化財として貴重であることを理由に保存を主張したことによって決定した。公園建設課としては、堀跡を利用してつくられていた紡績工場の貯水槽は埋めてしまいたかったが、文化財保護課の指導により、児童用プールに改修して利用してきた。しかし、土居の北側なので日があたらない、土居の法面から土が入り込む、排水の便がよくない、などで管理が大変だったことと、利用者が少なかったこともあって現在は、ゲートボール場に変更して活用している。土居は樹木に覆われた自然の小山として、付近の子供たちの格好の遊び場になっている。管理する側としては、散策路を設けているので法面には入ってほしくないのだが、もともと子供の遊び場としての機能も考えていたので、自由に遊んでかまわない考えである。法面を滑り降りたり駈け上がったりして遊ぶので、植物が育たず表土が現れて崩れてきたり、木の根がむき出しになって傷ついたりする。法面がこのままでは危険だという声が住民側からもあがり、管理側としては石積みを修復したり、表土を竪めるなどして法面を安定させる工事を行っている。また周辺が高層団地という環境内で、この土居は貴重な緑地としてまた子供の遊び場として住民に親しまれており、管理側は必要に応じて修復を行いながら、このまま残していく考えである。

以上まとめると、明治以降土居の処分が所有者にまかされるようになって、大正末期までに工場立地や公共事業によって東部、北部一帯が破壊された。しかし、西野の集落内部

に含まれたもしくは近接した西部（第二郭にあたる）の土居は、周辺の開発が進むまでそのまま残された。五条バイパス敷設による削平以後は、集落のすぐ近辺や集落内部の宅地化や駐車場の造成にともなって、所有者の意志ひとつで自由に処分されてきた。山科に乱開発が起こった時期には農村集落とともに残されてきたが、それ以後集落内部にまで開発がおよぶようになってから、再び破壊が進んだのである。現在の地域社会にとって御土居は文化遺産である以上に、緑地、環境資産として非常に貴重である。山科中央公園に取り込まれた土居のように、他の部分も今後の破壊を防止し、整備活用していく手だてが求められる。

d)寺内町関連の寺院と墓所

山科には、寺内町当時からのものとそれ以後のものも含めて、寺内町ゆかりの施設が数多く存在する。真宗の寺院は、東西本願寺の山科別院を含めると、13ヶ寺ある。そのうち光照寺は蓮如の隠居所南殿跡である。上人の墓には、寺内町の時代にここで亡くなった蓮如、実如、円如と、退転後にあえて山科の地に葬られた証如の墓がある。これらのうちで字西野に存在するのは、西宗寺と蓮如上人御廟所で、字境界に接するかたちで東西本願寺別院が立地している。この４つの施設について、変容とオープンスペースとしての性質を考察する。

・西宗寺

放鷲山西宗寺は、蓮如が山科寺内町を建設するにあたり、土地を寄進した海老名五郎左衛門が、文明13年（1481）に開基した寺である。現在の住職はその子孫であり、海老名姓を名のっている。この西宗寺の位置は、寺内町の西の守りに最適の位置にあり、「山科村古図」（西宗寺蔵）には西宗寺の西側にも土塁が描かれているので、出丸の役目も果たしていたと考えられる。本願寺の石山退転後も西宗寺はこの地を動かず寺内町旧跡や、蓮如・実如・証如の墓の管理にあたってきた。近世には、こうした旧地や墓の管理について、東本願寺派の光照寺と、長い間対立を続けてきた。

一方、西宗寺は近世から今日まで、住民全員が檀家である西野の集落の精神的支柱の役割を担ってきた。詳細は２節の西野集落のオープンスペースの考察のなかで述べるが、寺は宗教行事に使われるハレの空間であるとともに、児童公園や老人のための施設を設けていたなど、集落の広場として日常利用されるケの空間でもあった。

図3-3-13は宇治郡寺社境内外区別取調帳（明治16年）掲載の西宗寺境内図であり、図3-3-14は現在の配置および屋根伏図である。図3-3-13は固定資産税の土地台帳にしたものなので、正確な測量にもとづいている。長らく境内地はこの図のとうりであり、庫裏（居宅）の南を児童公園に、また居宅の一部は「老人憩いの家」という厚生施設に使用していた。しかし利用者が減り、社会的使命を終えたということで運営を止め、150年前に建造した本堂の修繕や居宅の新築のために境内地の一部を売却して、現在のようになったという。その際に鐘楼を北に移動させ、南門をとり壊した。売却した土地には現在11軒の住宅が建て

込んでいる。西宗寺が今も西野の旧集落の連帯の絆であることには変わりない。しかし山科団地の住民には、墓を西宗寺に移したり、葬式をあげてもらう人もなかにはいるが、ほとんど関わりのない存在である。ただし除夜の鐘を打つときは、もの珍しさからか大勢の人がやってくるので、最初の１回だけを住職が打ち、あとは好きなだけついてもらうようにしている。団地建設によって集落に直接かかわりない住民が増えたこんにちでは　檀家よりなる農村集落だけが存在した時代に果たしてきた広場や遊び場としての機能を西宗寺に求めるのは、無理なことだと思われる。団地も含めた西野の住民のためには、伝統的な農村集落としての景観を残す近辺の核として、寺の環境を保全していくことが求められる。

・蓮如上人御廟所′

山階小学校の北側に位置し、寺内町第２郭の北東の一角にあたる。蓮如上人は明応８年（1499）３月25日山科本願寺において85歳で入寂し、遺骸がここに埋葬された。本願寺が大坂石山に移ったのちも墓はこの地に残され、本願寺派末寺西宗寺が守ってきた。しかし寛文年間いらい墓地に関して東西両本願寺のあいだに紛議を生じた。明治維新後官有地となったが、明治15年に蓮如上人に慧燈大師の号を賜うと同時に、両本願寺に与えられた。それ以後は両寺の山科別院が管理している。

『京都府史跡勝地調査会報告　第七冊』に、大正15年当時の御廟所の様子が報告されているので抜粋した。

「・・・墳ハ丘状ヲナシソノ上ニハ樹木鬱蒼トシテ茂生ス。墳ノ周囲ニハ、石柵ヲ繞ラシ前部ニ檜皮葺入母屋造ノ拝堂一宇ヲ設ク。写真ニ見ユル石塔ハ更ニソノ外側ニ設ケラルルモノニシテ、前ニ石燈籠一対ヲ置ク墳墓ノ背後ニハ、二ノ丸土壁ノ一部隣接シテ残存シ。土壁ト墳墓トノ関係ヲ明カニセリ。・・・」写真4-13[6]に見るように墳丘の周囲に低い石垣をめぐらし、東面して拝堂を設けてあった。周辺は田で、参道が東に延びていた。

現在は石垣の周囲にさらに土塀をめぐらし、拝堂の正面に門を設けている。門は常に閉じられており、直接参詣することはできない。東側の田は緑地として残り池跡がある。

参詣に訪れる人はほとんどないが、樹木が鬱蒼と茂る状況は鎮守の森に匹敵する。安祥寺川沿いには散策路が設けられており、対岸の御土居跡とともに地域文化財として、周辺のアメニティを高めているといえよう。

・東本願寺山科別院

大谷派の別院で、蓮如上人御廟所の北にある。正式名を長福寺といい、俗に山科東御坊という。西本願寺山科別院と同じく享保17年（1732）、東本願寺17世真如上人によって創建され、本山寺内の長福寺の建物をうつして元文元年（1736）竣工した。庭内の茶室陽秋亭は南殿の遺構をうつしたものと伝える。境内は、１４８３０㎡余りある。図4-11に屋根伏を示した。

境内外の南側および東側の一部は駐車場であるが、現在境内地も駐車場に利用されている。日中は子供の遊び場として、また散策の場としても使われている。西隣りに中学校が

あるため、登下校時に通り抜けする生徒も多い。

境内地を駐車場に利用するのはやむを得ないが、子供の遊び場でもあるので、事故の危険性がある。また子供が遊ぶことで本堂など建物が傷つく等のことがあり、管理が大変である。宗教施設としての厳粛な雰囲気は損なわれているが、オープンスペースとしては積極的活用がなされていると考えられる。

・西本願寺山科別院

本願寺派の別院で、蓮如上人御廟所の南西、四ノ宮川のほとりにある。正式名を舞楽寺、俗に山科西御坊という。天文の法難後、山科本願寺の旧地は久しく荒廃のままになっていたが、享保17年（1732）住如上人が北山別院の建物をうつして再興をはかり、旧地は東西本願寺の論地であったので、旧地の外の現地に建てられた。その後寺域を拡張し、安永元年（1772）に完成した。境内は15800㎡ある。図3-3-15は屋根伏図である。

こちらは境内地を駐車場には利用していない。あくまで参詣の場所と寺側も考えている。境内の東側を流れる四ノ宮川沿いに良好な水辺環境が残されており、それと一帯となって快適な散策空間をつくっている。子供が遊び場に利用することはあるが、球技などは禁止しており、遊ぶ子供じたい少ない。境内地は整備がいきとどいており、宗教施設としての厳粛な趣を保持しているため開放的な空間ではなく、東本願寺別院とは対照的である。

3-3-3共同空間としてのオープンスペース

(1)共同空間の概念

かっては集落空間は「総有」というかたちで、いわば共同空間であった。総有というのは使用・収益権は個人に属しながら、管理・処分権は共同体にあるという、所有権が質的に分有されているような共同空間のあり方だとされている。

明治以降の近代化の過程で、この共同空間が公と私に分化していく。それは近代的な法体制が整えられるのと期を一にしている。まず、明治初期の地租改正で土地の共有や割替制度等が廃止され、農地の私有化が進んだ。水路や河川等の水面に関しては、大正年間に公有水面法によって公有化された。例えば大部分の入会山や共有林は国有林・県有林等の公有林と民有林に分化し、かろうじて継承された共有林や神社田等の共有財産は、形式の上では個人名義や法人化された。こうして所有権が分化し集落の成員の移動が頻繁になるにしたがって、共同空間の管理・運営が困難になってきた。しかし、今日いわゆる総有下の私有といわれるように、集落空間が何らかのかたちで共同の管理の網の目のなかにあるというのは、総有の観念が継承されているからである。この節では、西野の集落のそのような共同空間（共同的行為の空間）をひろいあげ、オープンスペースとしての変容および実態を述べる。図3-3-8に西野の集落と、抽出した共同空間の位置関係を示す。

(2)道路

西野集落の中心は、よろず屋と御旅所が向かい合う四つ辻である。ここから道が四方にのびている。ひとつは北へ進むと西宗寺の表門に至る道である。東へのびる道は旧御旅所へ、また西へ行く道は西野街道を経て田へ、また南への道は集落の南端まで通じている。このように辻からのびる道が日常生活で最も利用される道であった。実際に西野街道沿い以外の民家はほとんどが、これらの道に表の出入口を設けている。とりわけ四つ辻の辺りは、御旅所広場の奥に村の集会所である公会堂が立地していることもあり、人々がいろいろと利用する空間であった。舗装される以前は、おうとつができ道端には草が生い茂るので、年に1回、三ノ宮の氏子祭りの前に、集落をあげて修繕、清掃を行っていた。舗装されてからも共同で清掃する習慣は続いており、共同管理がなされている。

集落の外部に延びる道は、共同墓地や蓮如上人の墓、鎮守である三ノ宮、また隣村へと通じ、それぞれが目的地別に使い分けられていた（図3-3-8参照）。

西宗寺の表門から蓮如上人の墓まで通っている道は、蓮如上人御塚道と同様に、信仰が空間化した道として特異な道である。山科中央公園の南側が歩行者専用道路になっているので、現在も散策路の機能を持っている。

西野街道は昭和30年代の終わりごろ舗装され、同時に拡幅された。十字路付近には町内の掲示板も多く生活道路としての機能も残している。通過交通に利用されるのは昔からではあるが、現在は自動車の往来が激しいので歩行者には危険である。

西野街道以外の集落内道路は昔のままの幅員なので、通過交通は入り込まない。そのために共同空間としての機能を残し、景観面でも民家や寺の土塀や門が良好な状態で残っている。図3-3-16に地蔵、土塀、門および茅葺民家の分布を示した。街道沿いの集落などでは道路拡幅によって景観が一変してしまうことがよくあるが、ここの集落の場合は、幹線路が集落の中心から外れていたことが幸いしたといえる。

さて、日常とは異なる道空間の使われ方として、ハレの空間としての祭の巡行路があげられる。西野の氏神である三ノ宮の氏子祭にその模様をみてみよう。

氏子祭は現在でも山科全域で盛大に行われており、若宮八幡宮を除くすべての神社が、10月10日に一斉に催している。三ノ宮の氏子祭りは、団地建設やミニ開発により氏子の居住範囲が拡大したことで、神輿の巡行路が次第に延長されていった。

図3-3-17は市街化以前、図3-3-18は現在の巡行経路である。以前の経路は三ノ宮から醍醐街道を北上し、渋谷街道をまわって西野街道を南下し、御旅所に立ち寄って、また西野街道を下って三ノ宮に戻るコースであった。昔の御旅所は図3-3-17に示すように、西野の集落の東側の藪の一角にあった。ここは村の中心から共同墓地に向かう道の途中で、ちょうど三叉路にあたる。整地されて簡単な植え込みがしてあった。現在は住宅が建っている。御旅所が変更された後でも言葉だけは残っていて、今でもそこを通っていくことを「御旅をまわっていく」という。

氏子の増大で巡行路は図3-3-18のように変わった。ミニ開発の住宅団地内には三ノ宮の

分社があることから、そこも御旅所になり、御旅所は二つになった。巡行路が長く、全行程をかき手がかいてまわるのは時間的に無理であることと、五条バイパスは危険だということもあり、神輿をかき手がかく区間と台車に乗せる区間に分けている。氏子の居住域ではなるべくかき手がかくようにしているそうだが、隈なくというわけにはいかず、巡行経路は氏子会でしばしば問題となることもあって、毎年少しずつ変更している。それでも西野、東野の旧集落が巡行の中心で、人口では圧倒的に多い山科団地やミニ開発地区は一部しか通らない。そのため3－4で述べるように、ミニ開発地区では独自に子供神輿を企画して、地区内を隈なく巡行するようにしている。

このように巡行区域は拡大されたが、西野の集落内が東野の集落とともに巡行の中心的舞台であることは現在も変わりない。

先にも述べたように、祭の前には今でも集落をあげて道の清掃を行い、ハレの日にそなえるのである。

画一的な道路整備手法によって道それぞれの個性が失われ、道路景観も画一化され、ひいては共同空間としての質が低下することが多いが、西野の集落内道路に関しては維持管理も共同で行われ、今も良好なオープンスペースであるといえる。

(3)堀とため池

西野の集落の特色ある水空間としては、寺内町の堀と六兵エ池などのため池があげられる。寺内町の土居回りの堀に関しては記述が1節と重複する部分もあるが、本節では集落との関わりを中心に述べる。

近世までは寺内町跡地が東西本願寺の管理下にあったので、一帯が藪地のまま残され（図3-3-11参照）、土居と堀も自然のまま土手のように残っていた。それが明治以降藪地が個人所有となり、周囲の開発が進むにつれ、土居が崩されるとともに堀も埋め立てられていった。明治13年、それまで東野村の西本願寺山科別院内対面所を借りて開校していた小学校が、現在地に移転・新築され、山階小学校となった。このときに第二殻の土居の東側が壊されて整地された。それでも第二殻北側の土居は、山科中央公園内に残されている土居と同じスケールで残り、山階小学校からおちり池のほうまで土居の上をひと巡りできるほどであった。当時堀には冷たいわき水が涌いており、おちり池の南端に水門が設けられていた。水の流れはなかったが、かし川と呼ばれていた。場所によっては幅も深さもかなり大きく、奥田邸の付近では子供たちが泳いだり、たらい舟を浮かして遊んだ。土居の堀は集落内の水辺空間として、生活用水や子供の遊び場に利用されていたのである。大正6年に鐘紡紡績工場が、現在の山科団地の場所に建設されると、第一殻と第二殻の北側の土居はほとんどが壊された。図3-3-12をみてもわかるように、まとまって残るのは奥田邸の北側からおちり池にかけて、集落を縫うように抜けていく部分だけとなった。そして、現在の土居の状況は1節に述べた通りである。

ため池に関しては、江戸時代中期における西野村の水利の様子を述べた次の文書に、当時の状況が知られる。

「比留田家文書」　西野村明細帳之内書抜　　寛保三年（1743）六月

一、田畑水旱所之訳

当村田地字野色川と申所九町九反、字八幡田申二ヶ所溜池之　清水ニ而六歩通養ひ申候。残四歩通り之義は厨子奥之余り水、　亦は天水ニ而養ひ申候故、野末ニ至候而は田毎ニ池を堀（掘）　置、昼夜かへ申候而やしなひ申候。字八幡田と申古池・新池　二ヶ所之溜池より流出申候。田方之用水ニ遣ひ申候。尤御陵　村・厨子奥村之余り水なども流込申候。

一、溜池　二ヶ所

内

字古池

壱ヶ所　長廿六間、堤長拾七間、馬踏七にん。
　　横十二間、高五にん敷、五間。

壱ヶ所　長廿壱間、堤長廿一間、馬踏五にん。
　　横廿二間、同高壱間敷、四間。

字広海

外ニ溜池壱所　長壱町半。西堤長壱町、馬踏間半。
　　同高五にん敷、壱間。
　　横平均六間。
　　東堤本願寺□土手。

右之溜池尤余内ニハ御取候得共、当村東の村立会ニ而御　　座候。

右寛保三年亥六月、西の村明細帳戌六月廿七日、妙智院ニ而御役所へ差出帳書抜写。

文政九戌年六月廿七日

この文書によると、西野村は農業用水の6割を村の溜め池でまかない、残り4割は他村の余り水や雨水、田ごとに設けた池でやりくりしていた。水利にはあまり恵まれていなかったようであるが、三つの溜め池があった。このうち字広海の溜め池はおちり池であると考えてよいだろう。字八幡田にあった溜め池は大きさから考えると、現在もそこにある六兵エ池よりもはるかに小さいので、別のものであったのだろう。大正11年測図の地図（図3-2-4）には、六兵エ池の南東すぐのところに二つの小さなため池があるので、これがそれにあたるのだろう。

六兵エ池は昭和の初めに、西野村が山科盆地の東の山地に飛び地として所有していた山林の売却益で、池の所有者であった京都府から買い取ったものであった。ちなみに六兵エ池という名前は、池の北側に清水焼きの名人、清水六兵衛の別荘があったことに由来する。池を引き込んだ見事な庭園があったという。当時すでに農業用水としての役割は小さくな

っていたが、鯉など魚が多く釣りがよくされた。年に１度、集落をあげて大掃除が行われていた。

現在も共同所有であり、南側の半分ほどを埋め立てて駐車場にしている。市街化にともなう変遷過程を図3-3-19に示す。管理は個人に委託しているが、これまでに水の事故が起こったことはない。池の南西に地蔵が置かれ、今でも毎年12月の第１または第２日曜日に、竜神に無事故を祈願する「お火炊き」の行事が行われている。

池の管理状態はあまりよくない。池の回りにフェンスを巡らして出入りを禁じているが、２カ所ほど壊れているので事故が起こってもおかしくない状況である。粗大ゴミも含めてゴミが多く、非常に汚い。

おちり池も農業用水としては必要なくなり、土砂が入り込んで汚いので一部暗渠にして埋め立てられ、現在は駐車場に利用されている。それでも地蔵だけは残されている。

現在も六兵エ池とおちり池跡は昔からの住民の共同所有で、親泉会という管理組織を設けて共同管理がなされており、駐車場の収益は年に１度の慰安旅行に使われている。池として残っている六兵エ池は、住宅が建て込んでいるなかの貴重な水辺のオープンスペースとして、整備・活用していくことが望まれる。

(4)広場と集会所

現在、西野の集落内で広場といえるのは公会堂前の御旅所のみであるが、西宗寺の境内も以前には広場的利用がなされていた。10年ほど前までは、本堂の南側の境内地に児童公園があった。これは寺が自ら設置していたもので、ブランコや滑り台などの遊具もあった。公園とともに「老人憩いの家」というお年寄りのための施設も設けられていた。この施設は老人福祉法が制定された後に、京都市が主体となって30年ほど前に設置されたもののひとつで、当時、住職が福祉事務所に勤めていたこともあって、居宅の一部を提供し、寺が市から管理を委託されるかたちで運営していた。市内でも７、８番目にできたそうで、山科盆地では唯一の施設であった。ここで碁や将棋に興じたり、テレビを見たり、たまには慰問のあったりと、老人の娯楽が少ない時代でもあったのでよく利用されていた。

しかし、山科団地ができてからは子供が団地の公園で遊ぶようになったこと、老人憩いの家の利用者も減少し、また管理が大変であったこともあり、９年前に止め、寺の修繕、居宅の新築のために児童公園と憩いの家があった部分の土地を売却したとのことである（図3-3-13、図3-3-14参照）。また、団地ができてからは、中学生が夜中に本堂の下に集まってビールを飲んだり、浮浪者が寝泊まりするなどのことがあって、夜は寺の門を閉じるようになった。昼間は表門、裏門とも門横の木戸だけをあけておき、人の出入りを制限している。出入りを厳しくしたのは消防署の指導でもある。このように広場としての役目が減少したことに加え、物理的にも開放的な空間でなくなったために、寺の行事以外に境内が使われることはない。

西野公会堂と御旅所は図3-3-20に示したように、御旅所が公会堂のエントランス広場を兼ねる位置関係になっている。また公会堂の西側の民家にとっては通路の役目ももっている。公会堂は土地が個人のもので、建物は集落の共同所有、御旅所は三ノ宮の所有である。御旅所はアスファルト敷で東側に地蔵と植え込みがあり、門や柵もなく比較的ゆったりとしたスペースではあるが、２０年ほど前からは駐車場に利用されていて、祭の時だけ車を退かせるようにしている。

公会堂は戦後建て替えられたそうで、戦前の建物はもっと小さかったということである。40人ほどが入れる集会室に便所、簡単なキッチンがついている。昔から村の寄り合いに使われているそうで、戦前は青年会活動などにも利用され、今でもお年寄りには「夜学」と呼ばれている。集会などの他に、家が小さいときには葬式を公会堂で行う場合もある。小学校区が山階学区から西野学区に変更されてからは、学区の自治連合会の様々な集会にも利用されるようになり、利用回数が増えたそうである。自治連合会の集会施設の新築、改築には市から負担金がでるのだが、新たに場所を確保して建てるのは難しいので、学区の活動にも使われるようになったのである。西野の集落の５人の町内会長の１人が鍵を持ち、１年ごとの持回りで管理を行うことになっている。利用者は鍵を返却するときに、自治会の団体利用であったら半日1500円、個人的に利用する場合は半日3000円を支払う。例年、９、10月には運動会など行事も多く、ひと月で10回も利用されるという。

このように、西野公会堂は昔からの集落内での利用に加えて、学区の自治会活動の場でもあり、より大きな単位のコミュニティ活動の核となっている。

(5)寺社

集落には様々な寺社が存在し、それは普段は利用されないオープンスペースであっても、祭や行事の時には非日常的ハレ空間を創出し、人々の感興や記憶を喚起する象徴的な空間である。また祭祀空間ならずとも、祭の時には道空間などの生活空間もハレ空間に変化する。西野村の祭祀空間としては、寺内町の歴史を反映した蓮如上人御廟所や石碑などの山科本願寺関連の空間、西宗寺とその墓地、村の鎮守である三ノ宮とその御旅所などがあげられる。

山科本願寺関連の空間は、１節で述べたのでここでは取り上げない。しかし以前に寺内町が存在した空間に、集落空間が重なりあって存在するため、西宗寺から蓮如上人御廟所に向かって一本の道が通ったり、跡地そのものも藪地のまま残されるなど、信仰の場として村の歴史に深くかかわってきたことを強調しておく。

西宗寺は、西野村の住民全員が代々檀家であり、物心両面で村の核である。普通は神社が地域住民の精神的連帯の中心になるのだが、氏神の三ノ宮が隣村の東野村に位置しており、三ノ宮の神事に関して両村が抗争を繰り返してきた経緯もあるので、西野では集落内にある唯一の寺院の西宗寺が、今日までその役割を果たしてきた。近辺に新しく移り住ん

できた住民が檀家に加わることもあるが、寺の行事に参加するのはやはり昔からの集落の住民である。

先に述べたように、西宗寺および境内地が日常的に広場として利用されることは現在ではない。したがって住民にとっては散歩程度の個人的な利用を除けば、寺の行事の時だけハレの空間として集団利用されるのである。住民が参加する寺の行事には、春、秋の彼岸、盆、報恩講をはじめとする講などがある。彼岸には白みそのみそ汁をつくり、各戸が持ち寄ったご飯と一緒に檀家全員で昼食をとったり、また1月の講ではお勤めの前に寺でご飯を炊いて、男は粕汁と漬物、女は水菜と揚げ豆腐の夕食をとるなどの習わしがあったが、町組ごとに当番をつとめる檀家の側も負担が大きいこともあって、次第に簡略化されてきたそうである。形式が変わることはあっても、行事自体は檀家である集落の住民の参加のもとに現在も続けられており、寺が集落の精神的支柱であることに変わりはない。墓地の管理・清掃も檀家組織で行われている。

三ノ宮は集落から離れて立地しているので、西野の住民が広場として日常的に利用することはない。住民が三ノ宮にかかわるのは氏子として祭に参加するときであり、その時は、三ノ宮、御旅所、および神輿の巡行路となる道空間がハレの空間に変化する。それに関しては道空間の考察のなかで述べた。

5-3-5 集落周辺のオープンスペース

この項では、西野の集落周辺に存在する生産緑地とそれからの転用である駐車場に関して、オープンスペースという視点から考察を行う。

(1)生産緑地

図3-3-21に平成2年2月現在での西野地区の生産緑地の分布を示した。分布の特徴を以下にまとめてみる。

西野の集落の東側はこれまでに述べたように、明治以前は寺内町跡地として開墾が許されず、藪地のまま放置されていた。明治以降は一部が開墾されたが、現在残っているのは五条バイパスの北側にバイパスに接して存在する農地と、その南側に散在する農地だけである。

それに対して、集落の西側には渋谷街道から五条バイパスにかけてまとまった農地が残っている。その農地の南側と西側一帯は大規模なミニ開発が行われた地域である。そのためミニ開発が治まった後は、高校のグラウンドや小学校の立地はあったが、虫食い的なスプロールが広がることなく、農地は比較的によく保全されてきた。しかしごく近年になって大規模マンションの立地が進み、現在でも3棟が建設中である。周辺が農地のままであるから、結局はスプロールの延長が現在も続いているのである。

山科区全域が市街化区域である以上、西野地区の農地は最終的にはなくなることも考えられる。小面積で散在している農地に関しては、生産緑地としての機能はほとんどなく、存在効果の面でもメリットは少ない。しかしまとまって残る農地は、オープンスペースとしての価値を重視して今後の土地利用をはかることが大切である。

(2)駐車場

駐車場には山科団地内の住民用の駐車場や、五条バイパス沿いの商業施設の来客用駐車場などもあり、それらは大きな面積を占めている。しかしオープンスペースとして問題となるのは、農地から逐次転用される賃貸用駐車場である。

図3-3-22に西野地区およびその近辺の賃貸用駐車場（いわゆる月極駐車場）を、立地年代別に分けて分布を示した。この分布には次のような特徴がある。

①山科団地および、ミニ開発地区を取り囲むように分布している。

②ミニ開発地区の周辺の駐車場は、山科団地周辺のものに比較して、近年に立地したものが多い。

③西野の旧集落内部でも、近年になって駐車場の立地が起こっている。

山科団地周辺では団地建設後まもなく、農地の駐車場への転用が一斉に起こり、しかもひとつ当りの面積は比較的大きい。団地住民の駐車場の需要が大きかったのと、農地所有者である農家が農業の規模を縮小し、土地経営をしたい意向が一致した結果であろう。それに比べてミニ開発地区周辺では、土地所有者側が自らの必要に応じて逐次駐車場を設けているので、道路に面した農地の一角が転用され、小規模なものが散在する結果となっている。また、近年西野の集落内部につくられた駐車場は、屋敷内の農地が転用された。（御旅所は広場を駐車場に複合利用している。）これは山科団地の住民所有の車の駐車スペースが足りないことがひとつの原因であることが、聞き取りによって確かめられた。

自動車の保有台数が増え続ける限り、駐車場の需要は起こってくるであろう。また土地所有者側としても、コストがかからなくて現金が得られる手っとり早い土地経営の手段であるので、設置には積極的であろう。ゆえに今後も、農地の駐車場への転用は続くと考えられる。

駐車場は非けんぺい地ということから、存在効果のあるオープンスペースとして評価できる点もある。またミニ開発地区では3-1で述べるように、祭の休憩場に利用することもあるので、利用効果でも評価できるものもある。しかしいったん農地を駐車場にしたほうが、後に建設用地にしやすい事実があり、そのことが建設用地を前提とした農地の駐車場化を促がしている一面のある。全体的にみれば、永続性がなんら保証ず、土地所有者の判断ひとつでいつ建築化されてもよい状態である点に最大の問題があると思われる。

非けんぺい地として残るならば農地を駐車場に転用することがよい、という結論にはならない。しかし農地が全て建築化されてしまうと現在にもまして高密度な市街地が形成さ

れる結果になるので、駐車場の安易な建築化は避け、ある程度の永続性を保証していくことが必要である。

3－4　新市街地のオープンスペースの存在形態と利用管理の状況

3-4-1 ミニ開発地区とオープンスペース

(1)コミュニティの現状

第２章に述べたように、昭和37年から45年にかけて、北花山の集落の南東と川田の集落の東側に、五条バイパスをはさんで南北両側におよそ1000戸ずつの戸建て住宅が建設された。当時は建築基準法に定められた位置指定道路さえ設ければ開発が可能であったし、1000㎡以下の小規模開発の形で繰り返し行われたので開発許可も不要なため、幅員４ｍ余りの道路に面して間口２間程度の住宅群が形成された。

バイパスの南側の開発をみてみると、田畑と沼地であったところに昭和40年に埋め立てが開始された。当時、数本の農道とあぜ道しかなかったので、最初に現在商店街となっている大鳥井本通りがつくられた。これを中心に宅地化が進められ、最初一軒125万円で15軒建てられてから、およそ50ｍ単位で宅地化が進み、開発前にはわずかに２軒だったところが、昭和46年にはおよそ1000軒になった。現在この地区は大鳥井西部地区と称され、「若竹奉賛会」という地区独自の秋祭を運営する組織をつうじて、地域のコミュニティが形成されている。この組織の成立の過程と活動の様子を簡単に述べることにする。

大鳥井西部地区というのは五条バイパスの南側、竹田川を中心に旧安祥寺川と西野街道にはさまれた地区である。最初は、少しの雨でも竹田川や旧安祥寺川が氾濫するのでその修復の依頼、ゴミの収集の遅れの苦情などをとりまとめて市会や府会議員に掛け合う人間が必要となり、昭和41年、大鳥井西部自治会が発足し町会長が選ばれた。人口の増加にともない他に７つの町内会が発足して、それぞれに町会長がおかれた。その後の人口の急増で各町内の世帯数のバランスがとれなくなり、昭和47年に新たに町内の線引きが行われ、西野大鳥井西部自治会は発展的に解散して、それまでは「西野大鳥井西部自治会」として行われてきた地蔵盆も各町内ごとに運営するようになった。昭和48年、山階南小学校の開設にともない山階学区から山階南学区に変更されると、現在のような８町内会（図3-3-7参照）に再編され、町内の活動も活発になった。ちなみに「大鳥井西部」というのは、行政の運営を円滑にするために山階南学区を６つのブロックにわけたうちのひとつの名称とのことである。

小学校もでき、町内の組織もかたまりつつあり、次第に町としての機能も整ってくるなかで、８町内の町会長会で三ノ宮神社の秋祭に対する不満が口にされた。昔からの氏子を中心に運営されることや、西野、東野の集落だけでなく、神輿の巡行も本地区や山科団地

も含めて１日で行われるので、急いで通りすぎてしまうことなどから、新住民にとっては形だけで実感の伴わないものであった。そこで新開地であるこの地域に祭を定着させて、子供たちが大きくなった時の懐かしい思い出となり、町内が立派な「ふるさと」となるように、という願いを込めて地区独自の祭を催すことが決まった。宗教行事とは別に子供御輿を作り、子供のみならず町内あげて御輿を中心に祭をとり行うのである。この祭を運営するために、町内会とは別につくられた組織が「若竹奉賛会」であった。ただしその活動は、町内会との密接な協力のうえに行われている。

こうして昭和48年以来、10月10日に若竹奉賛会が主催する地区の祭りが行われている。昭和50年からは宵宮に竹田児童公園で子供相撲大会が、翌昭和51年には、女の子も積極的に参加できるものということでバトントワラーと踊りが加わった。昭和54年には、幼児も参加できるようにと稚児行列も始まるなど、今日まで活発な祭りが続けられている。

若竹奉賛会の役員は総勢220名で、地区全体の85％にあたるおよそ980世帯がこの会に加入していることから、４，５軒に１軒の割合で、役員として準備段階から祭りに参加していることになる。また毎年一定の割合で役員が入れ替わっていくため、役員同士のつき合いを通じて人々の交流も広がっていく。こうして新興地域では、祭りとその準備・運営の組織を通じて地域内の共同体意識が育っている。

(2)オープンスペースの活用

大鳥井西部地区にはオープンスペースが不足しているが、数少ないスペースを有効に利用することもある。その一例としてここでは若竹奉賛会の秋祭における、オープンスペースの利用の様子をとりあげる。

図3-4-2は10月10日、祭当日の神輿巡行路を示している。大鳥居湯（銭湯）前が御旅所であるので、向いの駐車場に本部が設けられる。巡行が始まり最初の休憩所は、竹田児童公園である。順次、大鳥井荘（アパート）、鳳ガレージ（駐車場）、大鳥井児童公園が休憩所に用いられる。また、10月９日宵の宮の子供相撲大会は、竹田児童公園を会場に行われる。大鳥居湯前の駐車場および竹田児童公園の空間利用の状況を、以下に紹介する。

大鳥居湯前には氏神である三ノ宮の分礼社があり、若竹奉賛会が鳥居を献納して御旅所としている。図3-4-2は当日の空間利用を示している。大鳥居湯の入口に紅白の幔幕が張られ、その前に受付が設けられる。社の前には鏡餅が、その左横には御神酒が供えられている。向いの駐車場にはテントが２つ張られ、そのなかに机と椅子を置き、御神酒やお茶の接待がされる。ここは若竹奉賛会の神輿の本部になるとともに、三ノ宮の神輿が午後１時に到着すると、三ノ宮の宮司、若竹奉賛会の役人らが中心となって神事がとり行なわれる。ここでは駐車場が、祭の日にだけ道路をはさんで向いの空間と一体になって、地域の行事に利用されるのである。同様の空間利用が、休憩所になる他の駐車場に関してもいえる。

竹田児童公園では宵の宮に子供相撲大会が催される。図3-4-3が空間利用の状況である。

公園の周囲の道路は柵が置かれて、相撲大会開催中は車両通行止めになる。土俵は第1回いらいの造り付けで、毎年大会前の10月2日に役員によってきれいに整備され、そこに櫓が組まれる。土俵の東側には大会本部や受付のテントがつくられ、参加者および見学者と、主催者側を仕切るロープが張られる。参加者である小学6年までの児童たちは土俵の西と南に整列して、自分の出番を待つのである。そして周辺道路も含めた土俵の周囲一帯が、観客のスペースになっている。公園北側の入口付近には、子供相撲大会ポスターコンクールの優秀作品も展示される。大会は午後6時に始まり、相撲だけでなく、太鼓の演技、バトントワラーなども行われて、3時間に及ぶ。この日だけは、公園の領域が周囲の道路まで拡張されて、日常とは異なる空間利用がなされるのである。

以上の例より、オープンスペースが量的に不足している地区において、本来の機能とは別の目的に利用（多重利用）したり、スペースを一時的に拡大して利用（領域拡大）するなどして、既存のオープンスペースを上手に活用していることが明らかになった。

3-4-2　山科団地とオープンスペース

(1)団地の構成とコミュニティ

山科団地には全部で10棟の高層住宅がある。図3-4-3にその構成を示した。1，2，3の各棟は市営の賃貸住宅で、A，B，C，D，E，F，Gの各棟は公社の分譲住宅である。C，D棟の東側に安祥寺中学校が、E，F，G棟の東側に山階小学校が位置し、そのあいだに地区公園である山科中央公園がある。児童公園は6つあり、今屋敷公園が最大である。

3-2-3で述べたように、山科団地は鐘紡紡績工場の跡地を利用して昭和45年に建設されたものである。公園、駐車場などの諸施設も含めた細かい全体計画のもとに建設された。公園も駐車場も団地住民の共同所有で、共同で管理がなされている。団地内部の環境は悪くないが、近年駐車場が不足気味で、団地内道路に路上駐車が多い。

学区は団地を東西に2分している道路によって分けられ、1，2，3，A，B棟が西野学区に、C，D，E，F，G棟が山階学区に属する。1，2，3棟はそれぞれの棟がひとつの町内会をつくり、その他はA，B棟でひとつ、C，D棟でひとつ、E，F，G棟でひとつの町内会をつくっている。町内会ごとにひとつの集会所を持っている。

2節2-1で述べたように学区が大きなコミュニティの単位であり、その下部組織の町内会が日常のコミュニティ活動の中心となっている。団地全体のコミュニティ活動としては、年1回、8月の第3もしくは第4日曜日に催される団地祭があり、これは学区に関係なく山科団地全体の催しとして行われるものである。このときを除くと、コミュニティ活動はすべて学区別に行われている。そのため、町内会の会長同士でも学区が異なるとあまり面識がないとのことである。

(2)集会所とオープンスペース

山科団地には各町内会ごとに集会施設がある（図3-4-4参照）。集会所の管理は集会所管理組合という団地全体からなる組織が請け負い、町内会ごとの部会がその町内の集会所の鍵を持ち、直接管理をしている。町内会で利用するときには管理組合に、使用料として1日1200円から1500円を支払うしくみになっている。

町内会としては通常月に2、3回ほど会合に利用している。地蔵盆や団地祭りの前には準備のため、利用が頻繁になる。会合以外にもバザーの会場になったり、団地住民の葬式にも利用される。そのほか集会所管理組合自体も会合に月に3、4回利用している。町内会活動が活発であるので、集会所の存在意義は大きい。

山科中央公園は地区公園であるので、グラウンドを使用するにはあらかじめ許可がいる。土居跡は子供たちの自由な遊びに、堀跡のゲートボール場は老人たちの娯楽に利用されているので、団地住民のレクリエーション施設としての役割も大きい。

3つある児童公園は小学校の児童や親子づれの、遊びや憩いの場として利用されている。また、団地祭の時には祭りの舞台に、三ノ宮の氏子祭の時には巡行の休憩所にもなり、普段の利用以外にも積極的に活用されているのである。

3－5　オープンスペースの空間機能と利用機能の変容

3-5-1　御土居の消失とその社会的背景

3-3-3で述べたように、明治以降の地域開発の過程のなかで御土居は次第に消失していったわけだが、本節では社会的背景と集落の変容からその特徴をまとめてみる。最初に明治政府の土地政策と、それが農村の土地利用に及ぼした影響を簡単にまとめておくことにする。

明治4年の廃藩置県、明治6年の地租改正を中心とする土地政策の目的は、土地の近代的所有権を確立することにあった。この近代的土地所有権の特色は次のことである。第1は、近代的土地所有権は個人の私的所有を対象とするものであること。それによって一村持、一村総持などの所有形態が否定された。第2は地主に土地を自由にする権利が与えられたこと。地主の所有地に対する権利は、売買・譲渡・質買入れという処分権の自由な行使にとどまらず、土地利用の面まで及ぶものである。自由な農業利用はもちろんのこと、非農業的土地利用に変換することも自由である。

この近代的土地所有権は、農業生産のために村単位で構成されている各種土地の有機的な結合関係を否定し、捨て去るものであった。例えば、入会い地は農業用肥料、燃料、建築資財などを供給することで耕地（とくに水田）の付属地的性格を持ち、入会山とともに村の農業生産を支えていたが、入会い権は否定され入会い地は個人に分割されたのであっ

た。農地の割替制度も同様に廃止された。結局、村を単位とする土地利用体系の否定、生産者の土地所有と土地利用との切断が、農業生産を前提に成立している「村」そのものを崩壊させる契機になったのである。しかしその崩壊は速やかに起こったわけではなく、戦前までは徐々に進行したのであろう。

さて、寺内町跡地は芝地のまま西野村の入会い地として利用されてきたが、明治２年７月に京都府より開墾の許可がおりた。民有地（私有地）と官有地に分けられ、所有権が確定するのは地租改正後のことである。

寺内町跡地のうち官有地となった所に、明治13年に山階小学校が新築された。また明治43年に山科川の付替え・改修工事が行われた。このときに土居が削平されてしまっている。民有地となった部分は、一部開墾によって壊された。明治15年には鐘紡紡績会社が御土居第二郭内にかなりの土地を取得し、その後工場を建設する過程で破壊が進んだ。このように明治から大正にかけて起こった破壊は、国の近代化政策の必然的結果であったといえる。

民有地のうちでも屋敷林として民家に取り込まれた部分や、芝地のまま放置された部分（具体的にはおちり池北部一帯）は戦後まで残った。それは土居自体よりも堀が農村集落における用水路の役割をもっていたことの影響が大きい。しかし高度経済成長にともなう市街化の過程で、農村集落はこれまでにない急激な変化に見舞われる。それは眼に見える集落内外の環境変化となって現れた。そのなかで再び御土居の破壊は進んだ。

日本の近代化過程における破壊が第１段階とするならば、昭和３０年代以降の山科の市街化における破壊を第２段階とみることができるだろう。昭和３４年に始まった五条バイパスと東海道新幹線の敷設工事による破壊は公共事業にともなう破壊である。その他に、マンションの進入路の敷設や駐車場の設置、宅地の造成などによる破壊が進み、現在も続いている。現在も西野はおだやかな市街化がすすんでおり、集落内部での宅地化（図3-3-2、図3-3-3参照）、駐車場の設置（図3-3-22参照）にみるように、集落内部自体の環境変化は以前よりも激しいとみることさえできる。このような状況下では所有者の自由な処分に任せるならば、私有地に存在する土居は遅かれ早かれ全てが消滅するであろう。

以上より今日までの土居消失の過程は、明治以後の近代化にともなう公共主体の第１段階の破壊と、昭和30年代以降の民間主体による第２段階の破壊に大別してとらえることができる。第２段階の破壊は集落内部の空間変容のひとつの表れと考えられる。

今後必要なことは御土居が貴重なオープンスペースとして価値があり、地域環境になくてはならないものであるとはっきり位置づけ、積極的に活用していく方策なのである。そのさいには公園に取り込まれ、活用されている山科中央公園の御土居がよい手本とされる。

3-5-2　オープンスペースの空間機能・利用機能の変容

(1) 所有・管理・利用形態の変化

本節では第４章で変容と実態を述べたオープンスペースの分析と考察を行う。そこで空間の持つ機能に関して、その意味内容を明確にしておきたい。

機能自体は使用者が介在しなくても、空間自体にそなわっている性質である。利用は使用する側に、機能とは使用される側に焦点をおいた見方である。利用するということは利用に値する機能がそなわっていることを意味する。つまり一般的には人の利用の対象となる機能は、空間の持ついくつかの機能のうちの一部と考えられる。そして、

①利用に値する機能の有無は、利用の有無で判断できる。

③利用機能を持っていた空間自体が無くなれば、その機能は失われる。

②機能の質の向上および低下は空間的特徴からみた利用のし易さ、しにくさから判断される。

とした。以下、利用と機能という言葉は厳密に区別して用いる。

(1) 所有・管理・利用形態の変化

第４章で、聞き取りと視察調査によって西野の伝統的集落の共同空間をオープンスペースとして抽出し、それぞれの変容と実態をのべた。ここではそれらを所有形態、管理形態、利用形態および空間形態の項目でまとめ、利用形態と空間形態の変化の要因とそれらの相関関係および、空間機能に関して、集落構造の変容をふまえて考察する。

考察の対象として取り上げたのは、道空間として集落の中心道路と西野街道、水空間として土居堀跡、六兵エ池、おちり池（跡）、その他に御旅所広場、集会所、西宗寺である（図3-3-1参照）。集会所は建物施設であるのでオープンスペースの定義からは外れるが、共同空間としては不可欠なものであり、御旅所広場と一体的利用もあることから付け加える。生産緑地は市街化以前は集落全体の生産の場として共同空間であったが、機械化によって共同作業がなくなったことと、非農業化が進んだことによって、利用という面から共同空間とはいえないと判断した。表3-5-1に項目別にまとめた結果を示した。変化の原因となる項目とその結果となる項目はそれぞれに異なるであろう。まず、項目別に説明と考察してみたい。

a)所有形態

所有形態で公は公共、私は個人所有、共は西野集落の共有を意味する。前節で述べたように明治以降、集落の「総有」という形での土地所有は否定されたので、土地の所有権は明確である。しかし実質的に個人所有といえるのは、御土居とともに個人の屋敷内に取り込まれた堀跡だけである。御旅所と西宗寺境内はそれぞれ三ノ宮、西宗寺という宗教法人の所有であるが、神社や寺自体が氏子や檀家である住民のものと認識するならば、これらも共有とみなしうる。

所有形態で特徴的であるのは、集会所、六兵エ池、おちり池が今も旧集落の共有であることである。明治政府が土地の個人所有政策を進めた際に、集落の入会い地はすぐには処

分できず、いったん官有地に編入し、それから民間の個人に有償で払い下げる方法をとった。また水路や河川等の水面に関しては、大正年間に公有水面法によって一律公有化にされた。その時に、六兵エ池もおちり池も所有者である京都府から西野村が買い取り、実質的に集落の共有にしたのであった。そういう手段で集落が共有財産を守ったともいえる。集会所についても土地は個人のものとなったが、建物は共有財産である。

b)管理形態

次に管理形態を考える。どの程度の内容までを管理とみなすか、問題があるところである。土居堀跡は土居とともに所有者の勝手な処分にまかされているので、管理者（実際に管理というほどのことはなされていない）は個人である。道や御旅所の共同管理は清掃を行うぐらいの内容である。道路改修というような費用のかかる管理は所有者（道路は市）の責任になる。

所有が集落の共同であるものは管理も共同である。集会所は町内会が、六兵エ池とおちり池（跡）は町内会とは別に設けられたに親泉会という管理組織がそれぞれ管理している。六兵エ池の実際の管理は個人に委託してあるのだが、フェンスが破れゴミの投棄が多い現状では、清掃や整備は行われていないのだろう。六兵エ池もおちり池も駐車場として活用されているので、親泉会はその収入管理が主たる目的なのだろう。集会所は利用の管理を町内会長が行っており、改修時は費用を市が負担する。

c)利用形態

ここでは人の積極的な使用の対象である利用機能を評価する視点にたつことにした。

利用形態は大まかに次の４つに分類した。

①再利用　　利用目的を変更して使う
②多重利用　　時間帯を変えて違う目的に使う
③多目的利用　同時に多数の目的に使う
④複合利用　　同時に２、３の目的に使う

さらに利用目的が拡大したもの、あるいは利用頻度が増したものは利用拡大と、利用目的が減少したもの、あるいは利用頻度が落ちたものは利用縮小とした。これに関しては利用頻度を統計的に調査したわけではなく、住民の聞き取りによって判断した。もうひとつ重要なことは利用主体である。集落の住民が現在も直接利用しているのか、それとも利用主体が集落外部にあるのかの違いである。

さて土居堀跡は農業用水路としての機能を失ってからは他の目的に全く利用されていない。六兵エ池とおちり池は農業用ため池としての利用がなくなったため、埋め立てられて（六兵エ池は半分程が池のまま残されている）駐車場として再利用されている。

御旅所広場は駐車場としても利用されているので複合利用と考えられる。御旅所としてのハレの日の利用と、日常的な広場・駐車場としての利用という面からは、多重利用ととらえられる。集会所は多重利用されており、西野学区の自治会活動の拠点となって利用回

数や利用人数が増加した。

伝統的集落の道空間は利用目的を限定できない多機能の空間であるがゆえに、自動車専用道路などと異なり、オープンスペースとして評価できる。

西宗寺境内地は多目的利用であったが、現在は宗教行事の場
でしかない。

d)空間形態の変化

空間的変化のなかった共同空間はひとつもない。池の埋め立ては水空間そのものの消失なので、原空間を否定して全く新しい空間を造ったことになる。その他の空間的変化は、空間の持つ属性の変化と考えられる。

(2) 空間機能変化の実際

利用形態や空間形態の変化は、(1)で考察したそれぞれの項目の変化が原因となって起った結果であるし、その変化が新たな変化を引き起こすとも考えられる。全ての変化の根源に明治以降の近代化と、戦後の急激な市街化があるのは当然のことである。ここでは共同空間それぞれにつき、項目間の因果関係と、それにより判断した機能の有無、増大・低下を市街化による集落の変容を明らかにしながら考察したい。なお空間の持つ機能の増大・低下は、利用の対象となる機能に関して述べているのであり、空間的特質から判断している点を改めて指摘しておく。

a)道路

西野街道は昭和38年に拡幅され舗装された。五条バイパスの開通による通過交通の増大に対処することが、直接の原因であった。集落内で西野街道沿いに駐車場が３カ所立地したことは、集落内に自動車交通が入り込んだことを証明している。拡幅という空間的変化が生活道路としての機能低下をまねいた。その逆に集落の中心道路は拡幅されず、自動車交通に適応しないことで、機能と道沿いの景観が守られている。また、アスファルト化は住民の管理を簡単にした。

b)土居堀跡

土居堀跡に関しては、集落の産業構造が変化し農業用土地利用が減るにしたがい農業用水路としての機能を失ったこと、私的所有になって処分が個人に任されたことの２点が、今日の埋め立てなどのそれぞれ勝手な空間的変化を引き起こしたと考えられる。

c)六兵エ池

土居堀跡と同様に農業用ため池としての利用がなくなり、機能を失ったことが今日の状況の原因である。しかし集落の共同所有であることで、安易な建築用地化が避けられたとも考えられる。共同所有している側としては、土地の経済的有効利用を考えて、駐車場としての機能を与えている。集落から離れていて直接の清掃管理が不可能なため、このままでは池全てが埋め立てられてしまうことになるだろう。

d)おちり池（跡）

六兵エ池と背景は同じであるが、こちらは既に全て埋め立てられた。勝手な土地利用ができないので、ある程度の永続性は保証されているとみてよいだろう。六兵エ池もおちり池跡も再利用によって、利用者自体は集落住民から新市街地の住民に変化している。

e)御旅所広場

駐車場に利用されるようになった背景には所有者である三ノ宮の財政的事情が原因としてあるが、山科団地の駐車場不足による駐車場需要が大きいことも一因であろう。アスファルト化され自動車が置かれるようになった空間的変化が、広場そのものの機能を低下させ、住民に疎外感を与えている。景観的にも魅力が乏しくなったといえる。

f)集会所

戦後の改築によって収容人数が増大したことが、集会機能を増大させた。地区人口の増大で新たに西野学区ができ、西野旧集落の集会施設だけでなく、西野学区の自治会活動の、すなわちより広いコミュニティレベルの施設としての機能が加わった。利用者・利用頻度ともに増加した。

g)西宗寺

西宗寺境内地は児童公園と老人憩いの家がなくなってからは、広場、レクリエーション施設としての機能を失い、宗教行事の場という本来の機能だけが残った。児童公園がなくなったのは、山科団地内により規模の大きい児童公園ができて利用が減ったためで、それは集落外に代替空間が成立したことが一因である。老人憩いの家の閉鎖も利用が減ったことが一因であるが、その背景には生活様式の都市化が進み、老人の娯楽が多様化したこと考えられる。

集落に近接して山科団地ができたことで、集落外の人間が日常的に集落内へ出入りするようになった。山科団地から西野小学校への通学路も、旧集落内部を横切っている。西宗寺では集落外の人間が境内に入って不始末を行うので、門を閉じて出入りを制限している。こうして境内空間が閉鎖され、広場的機能は全くなくなった。

共同空間は村落共同体時代の総有に根ざしており、明治以降の近代化の過程で、とりわけ高度経済成長期以降の市街化のなかで解体されていく運命にあった。しかしこれまでの考察で、今なお集落空間には様々な共同空間が存在することが確認できた。

現行法体系のもとでは建物・土地の所有権が公と私に明確に分けられ、一般的にそのなかに共同体が入り込む余地はない。しかしそれらの利用や管理の実際的な面においては、共同性を明瞭に感じ取ることができる。つまり共同空間の背後には、暗黙に認められた「共同的生活慣行」が存在しているのである。

共同空間は、集落の面・線・点を構成する空間要素であり、集落空間の領域や骨格を形成する。そのような共同空間の変容と現状を把握して、その特徴に応じてオープンスペースとして保全・整備していくことが大切である。結章で、これまでにとりあげた共同空間をオープンスペースとして活用していく指針を探りたい。

3-5-3　新市街地のオープンスペースの特徴

ここでは、第4章3節でとりあげた伝統的集落周辺にできた新市街地（ミニ開発地区と高層団地）のオープンスペースを考察したい。(1)では伝統的集落のオープンスペースと同様に利用機能を中心に、新市街地のオープンスペースの空間機能を考察した。また、(2)では児童公園の性格を、利用状況調査をおこなって考察した。

(1)利用からみた空間機能

利用状況の調査から、利用に特徴がみられる空間として、ミニ開発地区の児童公園・駐車場・中心道路でない道空間、山科団地の児童公園・集会所をとりあげた（図3-4-1、図3-4-4参照）。所有形態、管理形態、利用形態を表3-5-2にまとめた。

利用の特徴は、住民側が必要に応じて既存の空間をうまく使いこなす点にある。ミニ開発地区では、地区独自の祭の舞台として、児童公園や駐車場をハレの空間に変化させている。山科団地の児童公園も同様である。

要するに行政側から用意された空間に、住民側が新たな機能を与えているといえる。その際にはその機能を増大させるために、例えば公園周辺の道路を通行止めにして道空間との一体的活用を計るなど、利用しやすいように空間形態を変化させる工夫もなされるのである。このような住民側の積極的な空間利用は評価でき、多機能なオープンスペースが増えることは居住環境を豊かにすると考えられる。

しかし一方、ミニ開発地区の狭い街路空間に、子供の遊び場としての機能を求めざるをえないとしたら、それは非常に問題である。ミニ開発地区の既存スペースの活用には、そのような他に適当なスペースがないための止むを得ずの空間活用という側面もあることを見逃してはならない。

(2) 立地条件と利用状況にみる児童公園の性格

山科団地には3カ所の、ミニ開発の大鳥井西部地区には地区内に2カ所の児童公園がある。立地条件や規模は異なっているが、ともに貴重なオープンスペースである。山科団地内、ミニ開発地区内それぞれ1カ所ずつの児童公園を代表として選び、日常の利用状況を観察によって調査した。調査は平成元年12月5日（火）午後1時30分から4時30分までの3時間おこなった。天候は晴天で12月にしては暖かい日であった。

山科団地内ではA棟とB棟の間にある公園（通称タコ公園）を抽出した（写真3-1）。ここは団地祭の会場や、三ノ宮の氏子祭の際には巡行の休憩所に利用される公園である。A，

B棟の住民の共同所有で、管理者はA，B棟自治会である。

公園の西側は集会所である。東側に歩行者専用道路をそなえた幅員約14mの道路が南北に走っている。この道路は山科団地内の学区境界線である。渋谷街道と五条バイパスをつなぐ幹線路であるため交通量が多く、大型車もよく通る。面積は約890㎡である。固定遊具施設と砂場および藤棚が備え付けられている。

ミニ開発地区では東野竹田児童公園を選んだ。都市公園法で定められた児童公園として、ミニ開発が進んでしまった後の昭和49年に設けらた。後追い行政の典型的産物といえる。面積は629㎡である。大鳥井西部地区の南端にあたり、東側を除く3方は幅員6mの地区内交通路に面している。若竹奉賛会の子供相撲大会の会場として利用され、その模様は3-4-1で詳しく述べた。

さて、利用状況を利用者の数・階層、利用内容、滞在時間などでまとめ、表3-5-3、表3-5-4、図3-5-2に示した。

地区人口や立地場所、周辺環境など立地条件が異なること、調査時間が短いことなどから安易な比較はできないが、団地内公園の方が日常的にはよく利用されていると判断して間違いないだろう。幼児と親、あるいは祖父母の組合せでの利用が多く、児童公園としての機能が十分いかされていると考えられる。

逆に東野児童公園は公園としての機能は備えているが、十分活用されていないとみられる。ミニ開発地区では同時刻に、路上で遊ぶ子供や井戸端会議の母親たちが多数観察された。(1)でも指摘したように、公園に期待される機能を路上空間が果たしているのが現状である。しかし、東野児童公園は日常的な活用の度合が低いとしても、住宅が建て込んだ中の貴重な空地を提供している存在機能は重要視してよいだろう。

児童公園は周辺住民に利用されなければ、存在意義がないことは確かである。しかし東野児童公園のように、同じ住宅が規則正しく立ち並んでいるだけの単調な地区に存在するならば、存在機能を重視して、環境に変化と潤いを与えるように景観上の工夫をすることも考えるべきだろう。植栽の仕方や設置施設の選択、配置など改善できる点は多いと思われる。

3－6　既存オープンスペースの計画的活用

3－5の考察で、伝統的集落およびそれをとりまく新興地域のオープンスペースには、それぞれに特徴があることが明らかになった。本章ではまず、既存オープンスペースの再生・活用を、市街地の環境整備の一方法として位置づける。そして最後に、西野地区の生活環境の向上を目的としたオープンスペース活用の指針を示し、本論文の結びとしたい。

山科盆地のような大都市近郊農村の場合は、早くから都市経済に依存してその経済的基盤を安定化させてきたが、今日では大都市圏の無秩序な拡大がほぼ止まり、経済的にも空間的にも相対的に安定化した混住地域が形成されている。このような地域では、これ以上の工業的開発は求めていないだろうし、近代化が進んだ農業については、農業従事者が農外収入の増加で経済的に安定化したことによって、現状維持、もしくは段階的に規模が縮小される運命にある。安定化した混住地域では、現在と将来の混住化に対応した住環境整備、旧集落と新市街地を含む集落空間全体の生活環境整備、それらにともなう土地利用の再編等が集落空間整備の主な課題である。

たしかに、経済合理性という資本の論理で集落空間は変容してきた。しかし、いま残されている農村集落の空間はそれだけでは説明しきれない。外部からの「圧力」に抵抗する力が集落に内在しているからこそ、これまで空間を維持できた面がある。その力は、「共同的生活慣行」にもとづく共同的空間利用の伝統に発しているもので、いわば集落空間の保全力といえるであろう。集落空間整備を進めるさいに重要なことは、既存集落へ及んでくるさまざまな外圧がもたらす空間変容に対して、どのような価値基準を持って空間的対処を行うかにある。いま、この集落空間の保全力を重視して、生かしていく姿勢が求められることは論を待たないであろう。

そのような視点にたった集落空間整備を進めるときに、集落内外のオープンスペースの再生・活用は、ひとつの方法として有効だと考えられる。むろん新たに土地を取得して設けられた公園や新築された集会施設が、共同空間として十分な機能を果たすことも多い。それは本論文における新興地域のオープンスペースの考察でも明かである。しかし、伝統的集落の共同空間として歴史ある空間を、オープンスペースとして再評価することは、周辺新市街地を含めた地域のアイデンティティを再確認し再確立する意味でも意義あることだと考えられる。単なる保存でなく、新たな状況に対応しながらの保全がその精神なのである。

---

1) 並木昭夫編『新時代の都市政策3　都市整備』p.39

2) 高原栄重『環境緑地Ⅰ　都市緑地の計画』p.10

3) 高原前掲書

4) この節は、主として京都市編『史料京都の歴史11　山科区』、戸所隆「山科盆地の都市的発達とその問題点」『日本都市学会年報　第14巻』によっている。

5) 京都市編『京都市の人口』より作成

6) 京都市編『京都市統計書　昭和63年度板』より作成

7) 京都市住宅局編『京都市公営住宅の歩み』

8) 京都市編『京都市の農業　1985年農業センサス結果報告』より

[9] 京都市編『史料京都の歴史11　山科区』

[10] 西川幸治『日本都市史研究』、岡田保良、濱崎一志「山科寺内町の遺跡調査とその復原」『国立歴史民俗博物館研究報告　第８集』、西川、濱崎、増井他「蓮如の道－寺内町の形成と展開」『環境文化58号』

[11] 岡田、濱崎前掲書より作成

第4章　農村集落における伝統的共用空間の形成とその保全

－京都府南山城地区・いわいる「鎮守の森」の調査から－

4－1　「鎮守の森」研究の意義と方法

4-1-1　鎮守・氏神・産土

「鎮守の森」の形成や、その現代的役割について考えてみる前に、「鎮守」とは何かということに触れなければならない。現代では鎮守、氏神、産土（うぶすな）の区別も判然とせず、ただ村の神社といった意味に使われており、鎮守の森といった場合も村の社の森の景観が想い起こされるのである。しかし、この３者は全く別の概念であったと言える。

やや固く辞典風になるのだが、鎮守はある特定の土地や建物を守護するために祀られている神のことである。もとは中国の寺院の鎮守としてみられるような伽藍神であり、この伽藍神を祀る風習が仏教の伝来とともにわが国に入り、９世紀ごろから寺院の鎮守としてみられるようになったのが、その始源である。京都東寺の鎮守八幡、奈良東大寺の鎮守八幡などは寺院の鎮守であった。鎮守の概念は、このような寺院の鎮守から、国、郡郷を守護する鎮守へと広がるのである。尾張の熱田社、出羽の大忌社などは国鎮守であったし[1]、肥前の杵嶋郡の郡鎮守は五所社であった[2]。また武蔵国稲毛荘をなす郷々には郷鎮守が祀られていたし、荘園には荘園領主の手により鎮守の神が勧請され、荘民が起請文を記すときは、最後に荘鎮守とされる神の名をあげるのが例であるほど人々の生活と結びついていた。鎮守と人々の結びつきがより強化されるのは、人と土地が一体となって把握されるようになる江戸時代のことである。村の神社が広く鎮守の語で通用するようになった背後には、江戸幕府が政策として寺請制度を実施し、寺院守護の考えが普及したことによるものである。

氏神と産土についても見ておこう。氏神は古代社会で藤原氏の春日社、橘氏の梅宮社、秦氏の稲荷社のように、律令的官人社会を構成する各氏族集団の祀った神であったのが、本来の意味であった。律令制の解体から地域社会にねざした武士の成長は氏神を地縁的なものに近づけ、次第に生まれた土地の神である産土や土地を守護する鎮守の概念が混在するようになる[3]。もっとも現在にあっても福島県の田村郡下のように集落の神をウブスナ、各家毎に祀る神をウジガミ、村社や郡社をチンジュと呼んで区別しているところも見られる[4]。しかし、そうした例は稀れであり、氏神、産土、鎮守の３者が混同してしまっているのが現状である。ここでは、鎮守を広く「村の神社」といった意味に使い、「鎮守の森」

をその神社の景観、制度、祭祀などを複合的に呼ぶ場合に使いたい。おのずと鎮守の「」とは区別される。

ただ、ここで「村」というのは、現代の村であって、くわしく後述するが、こうした現代的村が成立するのは近世のことである。だから中世前の村には「鎮守の森」という形態も概念も存在せず、この場合は「神社」という語を使うことにする。

4-1-2　研究の方法

(1)研究の内容

歴史的環境としての「鎮守の森」の保全と活用のための研究は次の３つの過程からなる。

・史的研究

現環境とその構成要素の歴史的意味を明らかにする。ここでは、当然編年的史的研究が必要となる。その視点の中心は歴史的環境の形成過程にあることは言うまでもない。しかし、他の伝統的建築物や町なみのように、実証的な研究はむずかしい。そこに人々が神にいだいていた感情－宗教の問題も併存する。自ずと「鎮守の森」史独特の研究方法が求められるが、これは第１章のはじめに述べよう。

・現況調査

歴史的にその形成過程と各構成要素の意味が明らかになった「鎮守の森」は、現在どのような状況におかれ、またどのような現代的意味・機能をもっているのか。そしてどのような悩みをかかえているのかを、実地調査に寄って明らかにする。本論文では、京都・奈良の２大文化圏に挟まれ、独特の歴史的・文化的風土をもつ南山城地区の82社をとりあげた。当地区は、こうした歴史性の反面、近年大規模な宅地開発・市街化が進み、また南山城学園都市構想の対象地である。「鎮守の森」の現代的意味を問う上での最高のフィールドである。

・再評価

再評価は、１、２と密接に関連し、調査によって明らかになった「鎮守の森」の多面的性格が、現在の地域社会にたいしてもつ積極的意義をあきらかにし、新しい価値をうみだす作業である。

(2)調査内容とその方法

a)構成要素の調査

・社殿・境内建物及びその配置

境内地内にある社殿・境内建物・鳥居・小祠・石燈などの構成要素をすべて記録し、またその辺を含めた配置図を作成した。

・文化財の保全状況

境内地内には、本殿を含め、石造物等の「文化財」が多数存在する。これらの保全状況を調査し記録した。また、放水銃等の防災施設の有無も記録した。

・植生

「鎮守の森」に生える樹木について、樹種、高さ、分布範囲などを拡大地図に記入した。また下草等の刈り取りに見られる「住民の手の入れ方」の観察記録も行った。（樹種判定にあたって、京都府文化財保護記念物係技師・飛田範夫氏から指導をうけた。）

・写真撮影

記録保存用の境内および周辺環境の撮影

・日常の利用状況

地域住民が「鎮守の森」をどのように利用しているか、その方法と内容について神社関係者、特に氏子総代から聞き取りを行った。主な聞き取り項目は次のとおり。

祭・日参・おこもり・講・祈とう・結婚式・宮参り・会合・子供の遊び・見学

・氏子組織

神社を運営し、管理する主体である氏子について、その規模と組織について聞き取りを行った。また宮座が存続している場合は、その行事等についても記録につとめた。

・管理・保全

地域住民（氏子）が、神社をどのように日常管理しているか。樹木の保全や、社殿の修理は、どのような手続きで行われるかを聞き取り調査した。

(3)調査対象

調査は、宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・田辺町・井出町・宇治田原町・山城町・加茂町・笠置町・和束町・精華町・南山城村のいわゆる南山城地区３市10町１村の所在神社について行った。当地域には、宗教法人として神社庁に統括され、行政に登録されている神社が216 社ある。今回の調査では、昭和51年度に京都府教育委員会が行った近世社寺調査において、その建立が明治初年以前にのぼれる社殿を有することが判明した神社93の中から、地域性、歴史性を考慮して80社を選び、また、現地調査中に調査の必要性が感じられた２社を加え、合計82社を対象とした。

戦前の社格は、府社２社、郷社６社、村社62社、無格社12社である。このように、中・近世造立の社殿と有し、また、高い社格を持つ神社を調査することになったのは、本調査が、文化財環境保全地区指定に関する予備調査の性格をもっていたために、将来、「府指定文化財」になるであろう「未指定文化財」を有する神社を対象とせざるをえなかった為である。

「鎮守の森」イコール「神社」（特に社格を有する「由緒正しい神社」）でないことは、前章で明らかにしたとおりである。しかし南山城地区では、明治期の神社合祀も少なく、また延喜式所載神社のような「由緒正しい」神社が、そのまま残っている地域でもある。

4－2　鎮守の森の形成過程

4-2-1　環境形成史の方法

本章は、いわゆる神社進行の発生から、「鎮守の森」の現環境にいたる、歴史的環境の形成の歴史を追おうとするものである。現環境の構成要素と、「鎮守の森」自身の相方に歴史的意味付けを行う視座に立つことは言うまでもない。本章は必然的に神社史の形をとる。

しかし、従来の建築史や都市史の手法では、神社、特に村レベルの神社の史的分析は困難である。文献史料や絵図などには、ほとんど記載がなく、また、構成要素のなかでも古代・中世からの直接目にすることができる遺構もほとんどない。明治期に入ってからは行政史料が役立つ。

ここで本論では、人間が神に対していだく概念「神観」を手掛かりにして環境形成の歴史を考えたい。人をとりまく環境が固定的でなかったことは言うまでもない。長い営為の歴史を通じて、人は環境に対して働きかけ、そして改造を加えてきた。神社に関しても然りである。神社が本来、大いなる禁足の地として人が容易に近づくことがなく、古来からの状況がそのまま保たれてきたとするのは大きな誤解である。人々は神をひたすら恐れてきたのではない。あるときは神とたわむれ、またあるときは、神と戦ったのである。それとともに環境としての神社も、その成立以来、大きく形を変えてきたのである。本章に置いて「人が神をいかに考えたか」をポイントにするのはこの為である。

ただ、ここで断っておきたいことは、ここで論じようとする神観は、宗教学上の概念論的な神観ではない。概念論的な神観では宗教的空間としての神社の姿は浮かび上がってきても、その社会的な意味は理解しにくい。ここで教条的な引用をするつもりはないが、エンゲルスは、宗教には「自然的諸力とならんで社会的諸力も作用してくる。この社会的諸力も自然的諸力そのものと同じように疎遠な、初めはそれと同じ必然性の外観をもって人間を支配する」と述べている。本論で述べようとすることは、このような「社会的神観」とも言うべきものである。天皇を体現する「現こき神」や荘園鎮守神は、社会的に出現した神なのである。

かくて、この「社会的神観」を中心にすえて論考をすすめるが、手順としては、歴史学の業績を借りながら当時の村落共同体の有り様を復元する作業が第一となる。次いで、その社会的背景の上に立つ神の在り方を考える。（寺社縁起、神話、説話などが、その成立に強い政治的影響があるだけに社会的神観を明らかにするのに好都合である）そして、人々はいかに「神社」を形づくったかという歴史的復元の段階に至る。

ただ、史料的制約のため、時代により手順に疎密ができるのは当然である。古代村落の

神社についての形態は、未だに明らかではない。こうした時代を考察する場合は「神社（神）が村落社会内でいかなる意味をもったか」を明らかにするにとどまることを悔やむ。

4-2-2　鎮守の森の起源

上代の人々の信仰のありさまは、歴史学・考古学・民族学をはじめとして、国語学者に至まで、多くの研究者にとって興味つきない研究対象である。しかも、いわゆる「鎮守の森」のなりたちについて語ろうとするとき、避けて通ることのできない部分であろう。現在各地の「鎮守の森」を概観しても呪術的なもの、祖霊信仰など多種多様な信仰の形態の痕跡が見られる。これらを網羅的に述べるのは、もとより本論の目的ではない。ここでは「鎮守の森」の現景観とその祭祀に最も影響があると思われる「樹木に関する信仰」と「水に関する信仰」についてまとめておく。

(1)森と社と神社

古く神社や社の字を「もり」と呼んでいたことには、よく知られている「万葉集」の有名な歌「木綿かけていつくこの神社越えぬべく思ほゆるかも恋の繁きに」（1378）とか「山科の石田の社に布麻かばけだしわが吾妹に逢はむかも」（1731）とあるものにも明らかである「神社」や「社」が「もり」と呼ばれる例は多く、木村徳国氏によると万葉集中57例を数え、前後の関係から、微妙な意味の差異もあるという[5]。

「やしろ」と言えば、すぐに精霊をまつるところと考えられるが、社殿が造営されるのに先立ってヒモロギや、イワサカなどが存在したことはよく知られる[6]。建造物としての社屋の出現は新しい。桜井市の大神神社に本殿がないことは有名である。また和銅年間の「丹波国出雲神社古図」にも社殿は見られない[7]。また正倉院御物の「天平勝宝八歳東大寺図」を見ると現春日大社の回廊で囲まれたあたりに「神地」と見え、建物はない[8]。「出雲国風土記」をひもとくと樹木の茂るところを「社」「神社」と記すところがある。これらは古代の人々が聖なる樹林を神社や社と見なしていたことを示す。

漢字「社」の義は、耕作神を意味するものが少なくなったが、「周礼」が「二十五家為社」としるすように団体や組織を意味することもあった[9]。聖なる樹林を「もり」と呼び、これに「社」や「神社」をあてたもの、いわれあってのことだろう。

また「もり」は朝鮮語の「Ｍｏｒｉ」（山）と同源とも言われる[10]。

樹霊信仰の淵源は古く、稲作以前の時代にさかのぼってこれをうかがうことができる[11]。うっそうと茂る照葉樹林に囲まれた環境のなかで縄文人らの生活には、森林を神の住まいとするところとした信仰があったに違いない。その信仰は弥生時代から古墳時代へという大きな時代の変化を経過しながらも今日におよぶ。また「もり」に宿る神々が、人々に明確な姿をもって現れるのは、もっと後になってからである。

ただ、ここでことわっておきたい点がある。それは上代の「もり」が現在の「鎮守の森」に直接つながるものではないことだ。村々の神社林の多くは、その成立が新しい。社叢をともなう神社は歴史的に見て近畿地方に見られた特殊な例であり、関東、東北では鎮守の「森」の成立が近世を逆上らないとする説もある[12]。鎮守の「森」をやたら神秘化し古代からの「荘厳なる社叢」の中で「社前にぬかづく国民の姿」[13]こそ伝統的で日本固有の信仰の形態であると短絡的に考えることも慎まねばならない。

(2)山をおりる神

原田敏明氏によると、原初の神は「もの」そのものであった。権化とか象徴であるとかのために神聖視する行為は、すでに多少とも反省の加わった次の段階である[14]。ここに、よく知られた上代の信仰の三形態が生まれる。森に社があるのは、森に高い木があり、それが神そのものから、神の依代（ヨリシロ）に進化したものである。当初は高木の神の神名にあるように、その樹木が神体と考えられ、やがてその依るところとしての神坐（カミクラ）が生まれる。山頂に坐す場合は磐坐（イワクラ）で山そのものが神体として考えられることも多い。ことにその形の美しく笠をふせたような山は、神奈備（カンナビ）として崇められた。

大和の三輪山が大神神社の神奈備であることはよく知られている。また近江野洲の三上山は御神山であり御上神社の神体山であり、山頂に奥宮が岳大名神として祀られており、現在の油日神社は山口の里宮に迎えられる。まさに「御生れ」まつりである[15]。山城にも、こうした例がいくつか見られる。田辺町・薪の薪神社（35）は古くは新宮と呼ばれ、背後にそびえる甘奈備山がその古宮であった。賀茂の上下の社にしても同様である。下賀茂社の御蔭神社から神馬の鞍に御阿礼木による神を本社に移す祭であった。同じ日におこなわれる上賀茂社の御生れの神事も同じ様に、神山からの神の降臨であった[16]。

この時代の神々の在り方は様々である。縄文時代における呪術的な信仰は、土偶・土版や蛇形装飾のある土器のなかも見出せるが、農耕生活が定着し、拡大するに従って狩猟・漁労の生活を背景とする山の民・海の民の信仰のほかに、田の民の信仰が発展した。山頂から山口の里宮に神を迎える神事こそ祖霊、精霊「たま」を山上の他界におがんでいた呪術信仰から農事に不可欠の水の湧く地での祭祀への移行をしめす[17]。

起源の古いと思われる式内社の立地が、洪積台地端の湧水線上に点々と立地するさまは、農耕と「鎮守の森」の成立とのつながりの傍証となろう。

(3)涌出宮の遺跡と神事

山城町・平尾の和岐座天乃夫岐売神社（54）は、通称・涌出宮と呼ばれ、不動川の谷口扇状地端に立地し、その名のごとく湧き水が涌く神社である。この神社の東南角から、弥生式第２様式に属する土器が多数出土し、集落が営まれていたことを示す遺構が発見され

た[18]。この遺跡にかかわる人々は明らかに涌出の森を中心に農耕生活を営んだに相違なかろう。この泉のほとりに神坐をおいて神を迎える信仰がはじめられたのだろう。また涌出宮には居篭り祭りと呼ばれる神事が毎年正月の申・酉・戌の３日間行われる。今では神事の中心は宮座の行事となっているが、その期間中、１村すべて物音を立てることを慎み、厳粛に斎み篭もって、神事は望見もゆるされない禁忌に満ちた行事である。ここで興味がもたれるのは、第１日の「もりまわし」と呼ばれる神事で、不動川上流の「山の神」と呼ばれる小祠から神を迎え、村内各所の井戸をまわり、そして涌出宮の聖井に「もりまわす」[19]。やまから井戸へ神を迎えるこの神事は、集落発生当時の古態を伝えるものに違いない。

こうした水にかかわる「森」の信仰が特定の森に限定され、また具体的な形をもちはじめるためには、それを拝む人々の定着が必須となろう。農耕のはじまりを「鎮守の森」のはじまりとする理由のひとつはここにある。

4-2-3　古代における鎮守の森－「荒ぶる神」と「畏こき神」

(1)「夜刀神」の伝説をめぐって

「常陸国風土記」をはじめとする、各国の「風土記」は、その記述内容の歴史的正当性は、ともかく、古代の村々のくらしについて、さまざまな知見を与えてくれる。その「常陸国風土記」の中に次のような話がある。

継体朝（６世紀）、常陸国行方郡に箭括氏麻多智という者があった。彼は「谷の葦原をひ、墾闢きて新たに田を治」る開拓を行った。ところが「蛇の身にして頭に角」のある「夜刀神」が大挙してやって来て何かと耕作を妨害した。麻多智はたいそう怒って鎧を着て仗をもち、夜刀神を打ち払った。そして「山口に至り、標の　を堺の堺に置て」神に向かってこう言い放った。「此より上は神の地と為すことを聴さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝いと為りて、永代に敬ひ祭らむ。」そして、「社を設けて初めて祭」ったと言う。

この有名な伝承に関しては従来から数多くの多方面からの論説がある。山口昌男氏は、ここに文化に対する自然、秩序に対する反秩序を読み取る[20]。河音能平氏はその歴史観から「夜刀神」を開発労働に対する農民の抵抗としている[21]。「鎮守の森」の成立過程を調べる立場で、興味が引かれるのは、開拓者としての麻多智の姿、「標の　を堺の堺に置て」る結界を示し、そして「社を設けて」神を「祭る」行為である。これは神を祭る場としての社そして神域に関する重要な記述であろう。本節では、この話をもとにして、古代村落における社について考えたい。

原島礼二氏の現地踏査によると、現在の茨城県玉造町西蓮寺の谷間が伝承地に比定され、

この付近に泉が多いことからすると、麻多智の開発は泉を利用した開発であった可能性があるという[22]。現存する夜疑神社が夜刀神社の後身となるが、常陸地方の多くの神社が、鹿島・香取社の末社になっているにも拘らず、小社でありながら自立している。原島氏は古代来の伝統的な社のため存続したと考えている。

ここで注目したいのは、この社いわば約十町程度の中規模な開発として設立されたものであることだ。これは、5世紀代の大古墳の主張の開発とはことなり、まさに古代の村落共同体的スケールの農地経営だったのだろう。麻多智はこの共同体内のリーダーシップをとるべき人物である。

次に、ここにあらわれる夜刀神について考えよう。上代の「古事記」や祝詞では、たたりし、人間の生活に障害を与え、災厄をもたらす神を「荒ぶる神」と呼んだ[23]。夜刀神も麻多智らの開発を妨害する荒ぶる神である。蛇の形をとるところから見て、夜刀神は水神で、泉に住み、水系を司っていたのだろう。人間の営みに対する自然である。この自然は、荒ぶる神として人間をおびやかす一方では、水田に潤いをもたらす農神でもあった、麻多智は、この自然を克服する。開発にともなう神社の発生のひとつの姿であろう。

また、夜刀神は、土地神としての性格も合わせもつ。吉田晶氏によるとこれは、「大古墳の被葬者である首長たちが首長霊を体現する人格者であったことに対するアンチテーゼ」[24]ということになるか、夜刀という固有の名をもつ土地神と考えられるのが自然であろう[25]。また水神と土地神は不可分であった[26]。麻多智は、この土地神・水神の2重の性格を持つ祝いとなる。そしてこれは代々世襲されることになった。彼はここに、祭・政ともに古代村落共同体の首長となるのである。

この麻多智たちの村落共同体と夜刀神に代表される土地神・特に水神との関係は、このクラスの古代村落と神社の関係を一般的に語っていると言える。伊達宗泰氏は、石上神社とその水系を取り上げて、水利上の問題によって、その祭祀圏のみならず、祭祀機構まで、古代から近世に至まで規制をうけた例を上げている[27]。自然（水系）は時には荒ぶる神となり、時には農業の収穫をもたらす。古代村落共同体はその首長の祭祀を媒介に自然神と強く結びついていた。

(2)「夜刀神」その後

夜刀神の話には続きがある。8世紀初頭の常陸国行方郡の「古老」は、さきの箭括氏麻多智の開発伝承にひきつづいて、次のような開発伝承をつたえている。

「日本書記」が「大化の改新」が行われたと伝える考徳天皇の時代に入り、壬生連麿なる人物が、同じ谷を広く開発し、その谷田全体に大して恒常的潅漑を可能にしようと池の築堤工事を行おうとした。ところが、またまた夜刀神の妨害にあい、蛇の群れが椎の木に登って抵抗したのである。そこで壬生連麿は「此の池を修めしむるは、要は民を生かすにあり、何神、誰の祇ぞ、風化に従はざる」とさけび、「役の民」に対し「目に見える雑の物」などを「憚り懼るることなく、髄尽に打ち殺せ」と命じたところ、たちまちにして「神しき蛇」はかくれ去ってしまったというのである。この伝承において重要なことは、壬生連麿は、同風土記の別の条に「茨城国造」と並んで「茨城の地の八里を那珂の地の七里とを合わせて七百餘戸を割きて別きて」郡家を建てた人物であることである。一方における夜刀神社の祝家として麻多智の子孫が存在したにもかかわらず、彼はいままで祝家がおしすすめてきた開発の主導権を奪い取り、土地神である夜刀神をも力をもって押さえつけ、堤の工事を完成させる。天皇を頂点とする古代国家の地方官僚である彼は、谷田に生活を営む人々を役民とし使う大規模開発（吉田晶氏は条里制を想定している[28]の中で、在地の自然神・土地神である夜刀神を「神し」と位置づけ、その権威を否定するのである。「大化の改新」にはじまる律令制国家は、こうした村々の神々に対しても影響を及ぼしはじめる。

(3)古代計画集村説と神社

律令期の村落の形態と神社の景観を復元する史料は見当たらない。越中国東大寺領の開田絵画に8世紀中頃の村落の姿が描かれている。しかし、その性質上、田積計量用の絵図であるために、村人の家屋や神社は描かれていない。また当時唯一の村落所在神社を描いたものとして奥田真吾氏によって紹介された道守荘開田図中の有名な神社の絵は、萩原龍夫氏によって荘家の絵であるとして否定されている[29]。実際、古代村落の直接的復元は不可能に近い。

一方、地理学者の米倉二郎氏は、1933年古代計画集村説を発表し、国家的規模の条里施行と村落計画を結び付けたものとして当時脚光を浴びた[30]。氏の説は、近江平野の実地調査と文献史料の新解釈から生まれ、余り注目されていないが、宮地について興味深い若干の考察を行っている。氏の所説をその後に発表された2つの論文をまとめて、ここに紹介しよう[31]。

氏は、大化改新詔その四に「凡仕丁者、改旧毎卅戸一人而毎五十戸一人以宛諸司」とあることから、50戸1里制に先立って30戸1里制があったことを推測し、次いで「播磨国風土記」揖保郡の条に、「至上野大夫結卅戸之時号越部里」とあり、飾磨郡小川里のところに「庚寅上大夫為宰之時改為小川里」とあることから、上大夫＝上野大夫、庚寅年＝持統4年（690）とみなして「卅戸1里制は持統令に於ける村落制（50戸1里制はかくて大宝律令になってでてくるもので、改新詔の50戸1里制は後世のものによって補記した）と想定する一方で、近江湖東平野における実地調査を通して、30戸1里の計画集村と考えうる事例を示したものである。栗太郡大宝村10里（現栗東町）、蒲生郡鏡山村7里（現、長浜村）など、条里制の数詞里名を村名とし、条里制の1里を村域とする旧村が米倉のとりあげた

事例で、これらの村は、1坪＝方1町を4行8門32戸主分（内2戸分は社寺敷地）に区画して作られた計画集村の痕跡を残すことを主張し、さらに「条里に於ける方6町1里の耕地区画はこの30戸1里の耕地面積として構成されたものの如くである」と、条里制の里と村落制の里の整合をまで思い描いたのである。この氏の立論では、条里制は大化に近づくに従って夫妻同居・家長権の発達により、親族共同体的な紐帯を弱めつつあった自然集落を打破して国家の行政力の浸透を容易にするための農村計画であるとした社会制度史的視点も見過ごすことはできない。

神社敷地については、坪内を均給して屋敷地とした余分の地をあてたとし、「民家の如きも2間2面近い正方形の板屋又は草屋が行儀よく整列し、只千木を高くかかげた神社の屋根のみが梢に聳えてゐたであろう。」と集落内の神社の景観にまで話が及んでいる。

米倉氏の研究は、その後の村落史研究に大きな影響を与えたが、現在は否定的な見方をする研究者が多い。金田章裕氏は家地売券を使っての村落研究によって古代集村の存在をも否定している[32]。神社地についても、近江にはこういう例はあるにしても、山城、河内では見出しにくいという谷岡武雄氏の反論もある[33]。実際一部には開墾にともなってこうした計画集村も形成されたであろうが、大部分の原始共同体の系譜にある自然村落の改編までには至らなかったというのが定説になっている[34]。

しかし、こうした「研究史」上の評価は別として氏の描いた古代村落は、かつて律令制古代国家の為政者が描いた理想村落の1つの在り方であったと言えよう。また神社の立地・景観についても、律令の神祇制度の志向に符合するものである。現在近江平野に見られる村落形態と神社立地が古代起源になるものかどうか明らかではない。しかし、村落と耕地を井田法的な条里制に整合させ、かつ祭政の一致へ「村毎在神」の統制を目指した古代国家の村落制度、神祇制度の具体的有様を現景観から読み取ることができるのである。

4-2-3　庄の鎮守から惣の鎮守へ

(1)井手郷古図に見る村落と神社

南山城地区において、この時代の村落と耕地を直接復元できる絵図は残っていない。やや時期はさがるが、康治2年（1143）の井手郷古図がある。たびたびの転写によって、その真偽のほどは確かめ難いが、集落部分は、ほぼ実相を伝えたものと言ってよい[35]。現在天井川として有名な玉川も、絵図の頃はさほど河床が高くなく、小規模の扇状地であるため、扇面の開発は早くから行われており、聖武期には井手左大臣橘諸兄が居館を構え、また玉井頓宮が設けられた。

絵図にはこのほか、若干の貴族の邸宅がしるされているが、これらはたぶん古い伝承をそのまま受け継いで書き入れたにすぎないのではなかろうか。他方、比較的事実を伝えたと考えられる農民集落の立地については、＜上村＞を除き、6村が位置するのは、居館と

は異なり、扇裾の湧水線に沿ってであり、その中には、奈良の旧都と平安京とを結ぶ歴史的な幹線交通路に家屋が吸引されている集落がみられる。門前村的集落も形成されつつある。

またその北方に西春日と描かれており、この地域が春日社・興福寺と何らかの関係を持っていた可能性が強い。文永9年（1272）に経緯は不明だが、奈良春日社神人が石垣庄内に神木を建ててまわるという事件が起こっているが、玉川上流地域と何かのつながりがあったのかもしれない。また保延6年（1140）には石垣庄司が「先祖草堂」を興福寺西金堂に寄進するなど政治情勢も所領関係も相当複雑であった。

ここで思い出されるのは、春日大社旧殿の処分の記事に井手郷に関するものがある、「中臣祐春記」に弘安10（1287）若宮社旧殿を山城井手に33貫文で売却したとある[36]。この若宮社旧殿は絵図中の「玉岡春日社」か「西春日」に運ばれたものと考えられる。先述の事件のわずか15年のちであり、この買い手が下司、地頭クラスの在地の支配者であろう事実を考えあわせると、この本殿の処分は、荘園領主の荘民に対する精神的支配の意味を持つばかりでなく、下司・地頭クラスの荘民支配のシンボルともなり、また他領に対する政治的意味もより大きなものであったことは想像に難くない。

(2)荘園鎮守社の勧請

公地公民制を基盤とする古代的律令制が姿を消し、新しい封建的土地制度とも言うべき庄園公領制が日本全国をおおうようになったのは11世紀ごろと言われている。古代国家による、「畏こき神」を頂点に「村毎在社」をヒエラルキッシュに再編し、農耕祭祀を司る村落首長を行政末端に位置づけようとした神祇制度も当然消滅することになったが、それにかわって、古代的伝統を受け継ぐ庄園領主は、新たに「庄園鎮守神」を村々に持ち込み、自己の支配を精神的・宗教的に意義付けようとする。在地の村々では、この鎮守神の来訪をどのようにまつったのだろうか。また律令的神祇制度下でも守られてきた村落祭祀はどのような影響を受けたのだろうか。本節では、庄園について、このころ各地でつくられるようになる寺社縁起や伝承をもとにして、当時の神観を整理し、中世社会において村々の神社はどのような社会的意味をもっていたのか、また庄園絵図などに示された神観の具象化とも言うべき村々の神社の形態にどのような影響が合ったのかを考察してみたい。

古代末の頃で明らかにしたように、この段階では、古代的な土地神－「荒ぶる神」として現れる自然神の秩序が農耕社会の中で唯一のものではなくなってきた。例えば有名な志多良の神々の入京事件の際に、「月は笠着る　八幡は種蒔く　いざ我等は荒田開かん」[37]の詞に見るように、農民たちが八幡など、固有神を超越した新しい神を推載し、個々の地方を越えた大きな運動として、路次の人々をとらえながら都へ向かっていったことは、地方の土地神の世界の壁を大きく破ったことは、新しい視野の宗教観が生育してきたことを示す。もちろん、地方の土地神は、後々まで地方の農民の意識の中にあったが、先述の

村落社会の構造の変化のなかで、大きく地位が低下する。庄園鎮守神の勧請される素地は、庄園領主の側ばかりでなく、在地の農耕社会の側にもあったのである。

律令的古代国家にかわって、土地と農民の直接的支配者となった庄園領主は、古代村落の生産・生活・精神的連体の中核となっていた自然神、土地神にかわって、自家に関係のある有力神を地方庄園に勧請するようになる。よく言われることであるが現在も全国に春日社、日吉神社、賀茂神社が広く分布するのは、庄園鎮守として諸庄園鎮守神として諸庄園に勧請されることがいかに盛んであったかを示すものである。

この勧請には土地神との関係で様々のタイプがあった[38]。在地の土地神が、庄園領主の宗教的操作をへて庄園鎮守神に昇格する場合や、逆に新しい中央神が元の土地から姿を消して他所へ移る場合も見られた。近江国奥嶋神が中世大島・奥津島領庄鎮守に転化する道程はよく知られている[39]。

特に岩清水八幡宮では、自らの庄園の中心に必ず庄鎮守として八幡宮別宮をすえ、庄住人（百姓＝庄民）を岩清水八幡宮の「神民」として位置づけ、「神民皆これ神の器たり、・・・神領の神人愁ある時、吾は虚空に上りて種々の災をふらすべし」と言った託宣（天福元年五月日岩清水八幡宮護国寺所司言上状「岩清水文書五」「宮事縁事抄」）によって庄民を精神的に支配しようとしたのである。

岩清水八幡宮領の庄園で、庄園鎮守神が、在地にどのように定着していったかを示す史料に、丹波国氷上郡安田園における八幡神の例があげられる。

氷上東県司、長元七年十一月廿九日状に云わく、旧記を検するに、別宮国家鎮護の砌、大菩薩御躰を安置し奉る神事を終し奉る、爰に旧司寄人他行の後、相伝荘厳の人なし、然る間郷中比年旱魃病患すでに以て絶ゆるなし、仍て住人など祈祷の処、去る治安三年六月五日御託宣に云わく、破れは是れ八幡別宮に跡を垂れ、而して住人その勤めを成さず、これに因って我が致す所の禍難なりと云々、その後住人御躰を顕わし奉り、神殿を造立するの後、五穀成熟、郷土安穏なり。（「平安遺文」1083号）

すなわちここに引かれた当時の「旧記」によると、安田園には、早くから八幡大菩薩の別宮が、営まれ、神像を安置して神事が行われていたのである。ところが「旧司寄人」が他行して神事が廃れて以来、「郷中」では、年々旱魃や疫病が絶えなかったとされている。しかし、こうした危機に対して、八幡神は、庄園再建に神なるが故の力を示し、いわゆる「庄園鎮守神」としての地位を確立する。

この地方の土地神がなんであり、その場合どのような位置におかれたかは明らかにすることはできないが、庄園制の成立・完成の過程で、新しく勧請された八幡神か旧来の土地神が旧来の土地神が旧来の土地神が持っていた「荒ぶる」自然の体現者としてあらわれた。これは在地における神観の変遷と表裏をなすものであった。

(1)村の安定と鎮守の成立

近世的な「村」が成立するとともに、村の「鎮守」も歴史上に姿を現してくる。近世における村人の地位・身分の安定化・固定化と平行して、その村落共同体の精神的シンボルである「鎮守の森」の景観も明確なものとなる。中世の複雑で重層した所領関係・支配関係の中では、村の固定化・安定化は著しく損なわれる。荘内の諸社がそれぞれ自己の存在の基盤を不安定なままに持ちつづける。村落共同体が形をなさず、村人が村に定着しない時代では神々の地位も不安定であった。そのため、神々はあるときは、領主の伝統の正統性をとき、またあるときは、百姓の誓いを見守ることになる。

近世初頭に秀吉政権が検地を実施する。そこでは村の範囲が確定され、住民の出作、入作関係が整理される。村を構成する正メンバーである本百姓と、小百姓とが村の枠のうちで生活を展開するようになる。村の住人は原則として村からの移動、移転は認められない。

江戸時代に入ると、検地帳の他に、村高、貢租、家数などを記した村明細帳、村鑑の類がつくられ、そこに社寺の名称や規模が記されることになる。村のうちの社寺のうちでも中心となるものには、氏神とか鎮守の注記が書きこまれる。村の鎮守の社というものが固定化してくる[40]。

(2)「寺社類集」にみる氏神・鎮守

例として園部藩寺社奉行が元文５年（1740）に作成した「寺社類集」で村と神社のようすを見てみよう。神社については、「産神」「諸社」「無社林」にわかれる。「産神」は産土神で鎮守に近い社であろう。しかし、全体の村数186に対して、92社があるにすぎない。これは、地域的に較差があり、園部町や八木町北部では１村あたり0.9社あるのに、美山町では0.2社しかない。益田兼房氏は、具体的には前者の地区では一間社が格村ごとにあり、後者は三間社か旧荘園単位にひとつずつあるとする[41]。つまり、美山町では、中世的な荘園鎮守社がそのまま残存しているのである。この理由について、益田氏は、前者では、曹洞宗系の寺院が多く、後者地域では、真宗系の諸堂が、村の鎮守の機能を負っていたのだろう。

産神の規模は、間口でみると、諸社にくらべて大きい。多くは一間社クラスのものであるが、二間ない三間のものもある。宮寺をともなっているものも多い。

産神の他に諸社、無社森がある。諸社は各村に２社程度あり、村内の講や各座で祀られたものだろう。興味深いのは無社森で、数は諸社と同じくらいあり、その名には「卵塔の森」「往生の森」など種々である。境内は十間角以下のものが多く、おそらくは、巨木か岩のような社殿にかわるヨリシロがあったろう[42]。これらの現在の状況は明らかではない

が、園部町教育委員会の村松賢治氏によると、馬渓の奥に石を祀る場所が残っているという。これなども無社森として記されたものにちがいない。

（本節は園部町教育委員会で校註をほどこされた版によった。未刊の書であるが、本論文に使用を許されたことをここに謝しておきたい。）

(3)「鎮守の森」の景観形成

村の鎮守とされた神社の社地や境内は年貢の免除された除地となるのがふつうであった[43]。享保年間に書かれた『地方要集録』に「森と云は寺社等の境内等ニ木を植立茂りて材木薪ニも伐取ず立置候を森と云」とあり、除地とされた社地、境内の地は、そこの樹木をとることを禁ぜられたから、自然、森の形態に成長することとなる。中世に山国荘の領域で合った黒田宮村で延宝４年（1676）に神社の山　宮山の法度として「宮山ニテ杉檜何共用木之子種、かなき切事は不及申者、枝一本にても切取申間敷事。他所之山さかい尾越ニよらず木草共ニ一本も切取間敷事」が定められているのは、その一例である[44]。鎮守の森をなした樹々は、社殿の再建などの事由があり、かつ村役人一同の領主への申し出と領主の許可がない限り、それを伐ることが許されなかった。江戸時代の社寺関係の史料のうちにしはじは境内の樹木の伐採をめぐる訴訟がみられるのは境内や社寺の森をなした樹が保護されているため市場価値が高かったという理由による[45]。

近世になって村が固定化し、ほぼ１村に１社という形で鎮守が慣行されるようになると、境内の樹木の伐採規定によって木々保護され、森の景観が形成されることになった。特にこの現象は近世的村の固定化がおくれた関東や東北において顕著に見られる傾向だろう。しかし、近畿地方、とくに大和、南山城のように、一円化、集村化が進んだ地域では、森の形成を中世までのぼらせることが可能だろう。また、この方面にくわしい西垣晴次氏は、伐採規定を近世のものとしているが、『延喜式』に「凡そ神社の四至の内、樹木を伐り、及び死人を埋蔵するを得ざれ」とあり、また『万葉集』にも「山背の久世の社の草な手折りそ、我が時と立ち栄ゆとも草な手折りそ」と歌われており、神社林保護の伝統は古くからあったと言えよう。ただ両時代に共通して言えることは、ともに村落共同体が安定し、村が固定的であったことである。

(4)株座から村座へ

近世的な「村」の成立は、中世的村落共同体内の重層的な支配関係の解消をその基盤としている。神社祭祀においても同様のことが言える。

中世における祭祀組織の中心となったのは、特権的宮座であったことは言うまでもない。これは、現在各地にのこる株座的性格をもつものであったであろう。また惣村のヒエラルキーとも不可分の関係であった[46]。

地域差によるが、近世的「村」の成立と、百姓の自立によって、当然、この特権的祭祀

組織である宮座に対する反発や、圧力がかけられることとなる。また宮座座衆の中にも没落傾向が見られる[47]。（しかし、紀ノ川流域など一部地域では、近世に入って株座的宮座の再編成が積極的に行われた地域があっ[48]。）

a)塩津の宮座

たとえば、これは漁村の例となるが、和歌山県下津町塩津浦では、当浦蛭子神社を中心として48軒からなる特権的宮座が形成されていた。当社に残る元和５年（1619）の由来記によると、「北面某と言者一両人この加茂之庄に来テ漸く塩津州の磯辺に茅家を志津らい閑居して世の盛衰を恨徒ニ日日を送りぬ諺に日類を以友を呼之辞言にや其由緒を求メ浪人等追々此所に落来て住居す其末孫枝葉繁茂して今已に四拾八軒に及へり」（『元和五年、宮座由来伝記』と南朝関係の武士の土着人をもって48軒の宮座構成員ができたとしている。しかし、近世に入り、和歌山城下町の成立と漁法の発展によって急激に戸数が膨張する。慶長６年（1601）には163戸、元禄９年（1696）には415戸を数えている。こうした集落の成長にともなって宮座株保有者にも大きな変動があった。「寛政十二年申九月吉日」と書かれた『宮座・宮座仲人別帳』[49]には、「座株ゆつり候時之帳面名前相替り申候」と添え書きされ、慶長期から寛政12年（1800）の宮座仲間人別をしるしているが、この200年間に座衆が大きく入れ替わり、慶長以来の血統を伝えるものは、17%にすぎない。

また、宮座の運営資金に関しても、座を維持するために「配当いたし銀子お預り候一歳正九の御座は右の利前にて、両座相つとめらるべく者也」（『御定之事』として毎年の銀子の割り当てをきめ、割り当てに応じなかったものは座衆からはずすと定めている。宮座維持のための諸費用の納入も滞るという実態は、宮座の村落内における優位性が失われているだけでなく、かつてのこの地の名家グループでも落ちぶれている家も出ていることを示している。

その後の寛政や天保の記録を見ると、規約改正など、この宮座の権威の低落傾向に対する歯止をかけようとする動きが見られる。しかし、魅力を失いかけている宮座に対しては、その消滅への道しか残されていなかった。明治初年には唯ひとつの財産として残っていた座網も不漁続きで売却され、事実上宮座は消滅する[50]。

この塩津の例は漁村の例であるが、近世における村落構造の変化にともなう、宮座の自然消滅の例である。南山城地区では、特権的な宮座に対して百姓衆が、祭祀権の開放を要求して、新しい村座的性格をもつ宮座を成立させている。

b)棚倉の宮座

山城町・平尾の涌出宮（54）のある棚倉には、９つの宮座が残っている。このうち、女性の座である神楽座を除いて、他の８座は大きく２つのグループにわかれる。つまり、古川座・与力座・歩射座は２月の居籠祭を涌出宮で行う宮座である。地域的には、綺田と平尾にまたがり、家筋が厳格に決められているので株座的な様相を示している。一方大座・殿屋座・岡野座は９月の涌出宮秋祭（旧例祭）を行うための宮座で、平尾地区に限られ、

しかもほぼ全戸をカバーしているので村座的なものと言えよう。綺田には10月の天神夜祭を行う村座的宮座があったが、現在は全て廃絶し、隣組制度がこれに替っている。これらの諸座は単独に存するのではなく、例えば与力座の構成員は全て大座の構成員といった如く、限られた株座的宮座のメンバーは村座的宮座のメンバーでもある事は言うまでもない。

棚倉の宮座の中で特に目を引くのは、古川座が居籠祭において２度も饗応を受け、他の３座からは別格の扱いを受けている事だろう。古川座は居籠祭第１日の「門の饗応」と第３日の「拝殿の儀」において与力座より饗応を受けるのであるが、その座役としては第２日目に細縄で注縄を作るというささやかな役割を果たしているにすぎない。古川座がこのような特別な位置にあるのは何を意味するのであろうか。

堀一郎氏は古川座の例をあげて、それを先住信仰による、開発本家の宮座制－一族座と規定した[51]。確かに塩津の例に見られるように特権的宮座が開発本家とされる一種の先住信仰によっている例は多い。しかしそれは一旦特権的宮座が形成されてから後の合理化にしか過ぎず、歴史的な宮座の変遷をみる場合、どのような過程をたどって特別な地位が得られたかを知るには、それのみでは不十分である。特に古代において開発しつくされた畿内中心部にあってはなおさらである。

では宮座の中に古川座のような特殊な地位を与えた社会的条件は何であろう。ここで想い起こされるのは、中世後期にみられる在地土豪層の成長である。彼らは村落共同体「惣」の中で重要な地位をしめ、祭祀においても指導的な立場にあった。伏見御香宮における小川氏は祭礼への多額の助成を行って惣の乙名の地位を獲得した。また棚倉に近い山城多賀の高神社においては、殿原衆が社殿再建の費用を分担し、祭礼において彼ら「殿原サシキという特権的一団をなしていた[52]。

田遊びや予祝行事だけでなく、およそ農業生産と深いかかわりをもつ神社祭祀は中世前期において、主に名主層に管掌されてきた。彼らは土地と農具という生産手段を一手に握る人達であり、神を迎え、豊作を祈るところの、彼らの祭祀は精神的な意味での生産活動そのものだった。そして名主層の分解の中から生まれてくる土豪層たちは、自然と、これらの精神的生産用具を独占しようとする。その結果の一例が棚倉における古川座であろう。居籠祭における古川座の饗応とは単に諸座が古川を饗応するのではなく、むしろ神と同一視された古川座が饗応をうけるのである。

さて今までにみたような中世的宮座はいかにして今日まで持ちこたえたのであろうか。いかに神社祭祀が伝統を重んずるとは言え、やはり社会の歴史的な大きな変動から無縁でいられるわけはない。少なくとも、中世から近世への変わり目と、維新期から明治初期にかけての、２つの大きな激動期を経過していよう。だが史料的には近世初期の動向を示すものはない。宮座から村座への移行は全国的に見て一般的である[53]。現在の遺制からみて、成長しつつある地域を中心とする村座的宮座も、居籠祭にまで進出して古い株座的宮座を打ちこわす事はできなかった。したがって村座的宮座は秋祭に専念するようになって、こ

こに重層的な宮座組織が確立されたのであろう。また古川の地位が固定化するものも近世初頭かと思われる[54]。

こうした中世的遺制の株座的宮座が根強く残ったのは、やはり相楽郡内、とくに山城町、木津町、精華町であった。加茂町、笠置町では、株座的宮座にかわって村座が力をもち、一般的となって現在まで存続している。また北部地域の宇治市、城陽市では、株座的遺制が近世末には、塩津と同じような経過をたどって消滅したようだ。

c)巨椋神社の修覆講

また近世初頭からは、祭祀の中心は宮座から氏子に変わるのが一般的であった。そしてこの氏子制と村座とは制度上では極めて似た組織である。そして、祭祀にあたっては、氏子による講が組まれる場合もあった。宇治市・小倉の巨椋神社（７）では文化６年（１８０９）９月、庄屋・年寄・町惣代らが中心となって村民こぞって神社修覆講を営んでいる。たとえ不作・洪水のある年でも互いに扶けあって修覆講を継続するという、約束の固さが窺われる「定状」が残されている[55]。座的組織にかわって、氏子による講が修覆の主体となって、現在見るような氏子と鎮守神の関係が生まれてきたのである。

(4)村のくらしと「鎮守の森」

このように、近世的な「村」の成立は、制度的にも村落内部の構造からも、神社のもつ社会的意味を大きく変える。そして、「鎮守の森」は、村人たちにとって、地域的連帯のシンボルから、実質的な「村」の祭りの場として位置づけられるようになった。かつて、庄園領主への奉仕や、特権的宮座への儀礼が中心であった祭りも、今や、百姓衆の農耕儀礼祭りとしての意味を取りもどす。

現在も村の祭りが村の組織と強く結びついていることは、民俗学の研究成果がおしえるところである。祭りの日には、「鎮守の森」はハレの場として村の中心となる。そこでは神事が執行されているだけではない。境内では見世物芝居など、祭りに集まった人々を目あてに興行される。この見世物は「在々ニおゐて神事祭礼之節――（中略）――、遊芸、歌舞伎、浄瑠璃、踊の類惣て芝居同様之人集メ堅ク制禁たるへく候」（『徳川禁令考』）と幕府から禁ぜられる。しかし、この遊行の風潮は改まることなく、のちに法令は新規の見世物を禁止するだけになる[56]。かつて「田遊び神事」や「宝堅」のような、庄園領主や地頭、宮座の祭礼の場であった神社境内は、今や、「村」の衆の交歓の場として開放された。村の寺院が寺請制度によって行政末端に位置づけられたため、神社境内への公共的要求は大きなものであった。当初仮設的であった芝居の舞台も、近世中期には全国的常設化の傾向を見せる[57]。各地に残る農村舞台の遺構は、大抵この時代の造立による。１片の法令だけで消えぬ程、村人の祭礼の際の娯楽を求める気持ちは弱くなく、新規の娯楽を認めぬと支配者の態度を変えさせるほど強いものであった。

この芝居興行の例に見るように、近世の神と人の関係は極めておおらかであった。これ

が、村の百姓衆の氏神・鎮守と氏子の関係の確立によるものであることは、説明を加えるまでもあるまい。

「鎮守の森」は豊作を祈願、感謝する祭りの時だけ村人の生活と結びつくものではなかった。誕生した子供が村の公の場にまず登場するのは、宮参り、氏子入りの時であり、鎮守に参拝することで村人として認められるのである。氏子入りの序列が彼らが成人してから務める頭屋の序列にも反映する。村人の人生の折り目には必ず鎮守が姿をあらわす。この面でも鎮守は村人の生活と意識に強い影をおとすことになる。

このおおらかな神と人との関係は、「鎮守の森」の景観にも現れてくる。社殿修覆講についてはすでに述べたが、村人は積極的に「鎮守の森」に手を加える。御利益神の勧請による摂社の造立、献灯、植樹などで、景観に色どりが加えられていく。

4-2-5　国家神道と「鎮守の森」

(1)　国家神道の歴史的意味

国家神道は、近代天皇制国家がつくりだした国家宗教であり、明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約８０年間にわたって、日本人を精神的に支配した。１９世紀後半に登場した日本の新しい国教は、神社神道と皇室神道を結合し、宮中祭祀を基準に、神宮・神社の祭祀を組み立てることに成功した。「鎮守の森」の保全について語るとき、必ずこの国家神道の忌まわしい記憶が頭をもたげ、色々の障害を生む。現に国家神道体制が解体した今日でも、神社本庁として存続したその教権組織は、庁規に「神宮ハ神社ノ本宗トシ本庁之ヲ輔翼ス」（第６１条）とかかげ、国家的公的性格をはなれて神社神道はありえないとしている[58]。このアナクロニズムはさるものとして、現在、明らかにしておかねばならない事柄は、国家神道が「鎮守の森」をいかに利用し、形をゆがめたかという点である。それは、「鎮守の森」の本来的な意味を知る手がかりとなろうし、また国家神道的「鎮守の森」利用への戒めともなろう。

国家神道に代表される明治・大正の宗教政策は、「鎮守の森」に多大の影響を与えた。それは、単に制度上の影響のみならず、祭祀上や形態上の問題にまで及ぶ。ここでは祭式統一の問題、神社合祀の問題、そして形態上の統制となった「神社トシテノ用件」の３点について考える。

(2)神社祭式の制度化とその影響

一般神社の祭祀については、官国幣社から府県社以下へと祭式の制定が進められ、大正期までに宮中の祭祀を基準とする祭式の画一化が行われた。明治維新前から行われていた宮中祭祀は、実は大祭クラスで神嘗祭と新嘗祭およびその鎮魂祭のみであり、また小祭では、歳旦、祈年、賢所、御神楽の３祭にすぎなかった。しかし国家神道の祭祀の基準として再編成された宮中祭祀は、新たにつくりだされた国家宗教の儀礼にふさわしく、新登場の祭祀が大半であった[59]。

国家神道下の祭祀の制度化は、明治５年に官国幣社の中心的な祭祀である祈年祭の祭式を神祇省が達したのをかわきりに、ついで幣帛の奉献、祭典の式次第、祝詞、神饌、参向官に関する規定が整えられる。そして帝国憲法下に、祭祀制度も整えられることになった[60]。

現在、各地の神社で見る祭式の制度上の出発となったのは、明治４０年の内務省による「神社祭式行事作法」と大正３年の「官国幣社以下神社祭式」である[61]。

内務省の神社祭式はいわゆる例祭中心主義で各神社の祭典は例祭を軸に編成されていた。こののち神社祭式は、昭和に入って５回にわたる改編をうけたが、最終段階の神社祭祀令によると、祭祀は、大中小の各祭に分けられ、大祭は祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭であった[62]。中祭は歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、および神社に特別の由緒のある祭祀であった。それ以外の祭祀は小祭とされた。また、大祭・中祭にふくまれていない宮中祭祀については、それぞれ「遙拝」が規定されていた。こうして、全国津々浦々の神社で、すべての宮中祭祀に見あう儀礼が必ず営まれることになった。

また、こうした神社祭式では、祭典の次第が画一的に定められていた。ふつう、祭典では祝詞の奉上の併進、玉串奉呈と拝礼、直会等が行われ、祭典に奉仕するものは、内務省令が定める期間、身をつつしんで斎戒し、けがれを祓うために修祓を行うことが定められた[63]。国家神道では宗教儀礼の形式を内容はもとより、タブーの期間まで事こまかにきていしたのである。

近世においては、いわゆる「秋祭り」が最大の祭であった。国家神道では、「秋祭り」は例祭にあたり、この他にトシコヒの祈年祭とニヒナメの新嘗祭が祭祀の主力を占めていた。これは、全国の圧倒的多数の神社が、農耕社会の共同体の生産と生活のための祭祀を主要な機能としていたためである。皇室神道も神社神道も、原始、古代以来、日本社会の主要な生産が農業であった段階を通じて、発達してきた宗教観念を基本としているが、資本主義社会で成立した国家神道は、イネの儀礼に依拠する天皇の宗教的権威に立って、全国の神社の農耕社会に根ざす伝統を祈年、新嘗の２大祭を通じて、新たな国家宗教の大系に組み込もうとしたものである[64]。確かにこれは、古代律令国家の目ざした道であり、また荘園領主が惣社に、農耕神事を集めたことも、同じ政策基盤に立っていたと言える。

しかし、官製の祭祀令と祭式で画一化された神社祭祀は、もっぱら政治上の要請から整えられた宮中祭祀を基準にしていたから、多元的な源流をもつ中小の神社では、一部の特殊な神事は残されたらしいが、全体として見ると、旧来の伝統が断絶したり、人為的に改変されたりしたらしい[65]。また国家神道の祭祀に自らを合わせるために、祭典の日時や方式が壊れた例も少なくなく、祭りや現世利益で氏子の生活につながっていた神社は、祭式

の画一化によって、村人の神社から国家の神社への変質を強いられたのである。だがこうした国家神道策が、「鎮守の森」レベルの神社で、儀礼として、どれほど定着したかは疑問である。国家神道の主要な儀礼は、宮中祭祀の延長であり、村の生活からかけはなれたものとなって、社殿のなかで営まれる重々しい祭典にあまり関心を示すこともなかったようだ。現在、祈年祭や新嘗祭が、専門神職による神事のみとなっていることからもうかがえよう。

西垣晴次氏は、埼玉県秩父郡吉田町の一神官・田中千弥の日記を通じて、当人の村人が国家神道策におおらかに対応していた有様について紹介している[66]。

国家神道の祭祀が制度的に統一され整備された方も、現実に村人と神社を結びつけていたものは、土地と生産に結びついた祭りと、現世利益の欲求にこたえる祈願・祈祷であった。先の田中千弥も官人たる神官であったが、彼らは専ら狐つきのおはらいに追われている。制度的な改変は「鎮守の森」の本質をかえることは出来なかったのである。

(3)神社合祀

祭式の統一化と時期を同じくし、また地方の「鎮守の森」に対して、同様の大きな変化をもたらしたものに、神社の統合整理がある。政府は明治39年から、神社の大々的な合併に着手し、神社の統廃合は明治41～42年に頂点に達した[67]。この合併措置は、明治39年の勅令「神社寺院仏堂合併跡地譲与ニ関スル件」を機に、政府が積極的に神社の合併を勧奨し、地方神社がこれに答えるという形をとった[68]。この勅令は、合併によって不用となった境内官有地を、官有財産のために必要な部分を除き、合併した神社に譲与することを許可したものであった。地方当局は、内務省の意をうけて、半強制的に、規模が不十分であったり、奉仕の態勢ができていない神社を、適宜、他社に合併させ、原則として村社は行政村ごとに１社、無格社は旧村に１ないし数社に減らす方針をとった[69]。

要求された奉仕の態勢は言うまでもなく、祭式統一による社格別の奉仕態勢である。しかし、無格社クラスの小規模な神社では、到底無理な要求となった。神職職制では、無格社にも社掌をおくことになっていたが、現実には、小神社の数が膨大であるばかりでなく、これらの神社のほとんどは伝統的に神職をおかず、特定の俗人がまわりもちで、祭典を執行していたから、社掌が満足に奉仕できないのは当然のことであった。神社の合併は、もっぱら下級の非官社を対象に進められ、大正初年までに、約８万の村社、無格社クラスの神社が合併または廃止され、神社総数は一挙に11万余社にまで激減した[70]。合併は官僚の主導で強引に進められ、稲荷、八幡、金比羅、天神の４社を合併して稲八金天神社をつくる極端な例もあった[71]。

この強行措置によって、全国各地の由緒ある神社が破壊され、民間神道、習合神道の神事や行法も多く失われた。

東京府多磨村では、旧村８村に１社ごとあった神社が行政村に３社に合祀された。米地

実氏は、ここに明治政府による行政村の機能の確大を見てとる[72]。しかし、なお興味深いことは、この３社の祭りが連合祭事となったことである。大正４年から大正15年度までに、祭事の運営を各村から徴収した「多磨村社連合祭事費」からねん出している[73]。この連合祭事によって旧８社の例祭は形をとどめず、内務省の統一祭式が採用されることになった。

当時、こうした統合整理を推進した国家神道の側にたつ稲村貞文・宮尾詮は「神社合祀の必要なる所以」として、「神社は素より其数の多少を論ずべきにあらねど、（中略）、神社たる体面を保ち、神職を置きて祭祀の典礼欠くるになきものに至りては其数極めて寡なく」、その理由は氏子の負担能力が足りないためであるので、「神社の整理を計ると同時に、他方に於いて神社を合祀して基数を減少せしむるの便利」を重んじている。所詮、明治政府による祭式は地方の「鎮守の森」にはそぐわないものであった。国家神道による行政末端としての位置づけも不可能であり、また国民精神の発揚の場ともなることはなかったのである。このため、逆に神社合祀の強圧策をこうむったのである。

こうした政府の手によって強行された宗教的伝統の破壊は、日本古来の伝統的習俗や慣行を記録にとどめようとする柳田国男らによる日本民俗学の提唱の大きな動機となった[74]。南方熊楠のエコロジカルな立場からの反対運動もよく知られている。彼の目には、神社合祀は単に神社の問題ではなく、村社会全体の問題と映った。彼は、神社合祀による小村の荒廃を「村落は日を逐いて調落し行きけり」と嘆いている[75]。彼の「反対意見」はくわしく後述する。

一方、京都府における神社合祀は最もおだやかなものだった（図１－６）。とくに南山城地区では、明治16年～大正４年までの間に、井手町の高倉神社が、玉津岡神社（46）に合祀された事例を知るのみである。この理由を考えてみると、明治12年の神社明細帳に登録された神社数が根本的に少なかったことが注意を引く。現在でも当地区は人口千人あたり1.3社の神社数であるが、南丹地区の2.7社にくらべると、その１村あたりの人口から考えても非常に少ない。このことは、明治初年の段階で相当数、小祠類の整理があった事を想像させる。また、神社合祀の対象の中心が、祭神不詳などの「由緒正シカラズ」神社であったが、この地区は吉田神道や、白川神道の影響で、当初から祭神を確定し、社伝などの由緒書きを整えていたことも理由のひとつだろう。

またこの地区の近世的村落としての成立が早く、成熟度が高かったことも理由のひとつかもしれない。村の成立当初は、村内に多数の神社をかかえていたであろうが、農耕神事を中心に「鎮守」を中心としたヒエラルキーが早々に確立し、明治12年段階には、村内で相当の自主的「整理」が行われたと考えられる。

(4)神社トシテノ要件

「鎮守の森」の現景観に最も大きな変化を与えたものが、大正２年（1913）の内務省規定である「神社トシテノ要件」である。内務省の神社行政は官社を中心としてすすめられ、

府県社以下の神社について、神社としての要件をそなえ、とどこおりなく祭祀を行えるように、制度的な裏付けをし、必要最小限の経営の基盤を確保させることを目標とした。内務省は、神社の要件である祭神、祭祀社殿、社地、氏子崇敬者等を基準に社格に応じた形式を整備し、祭神の明かでない神社については、祭神を定めたほか、祭式の制定、社殿、社地等の確保についても、それぞれの由緒を考慮しながら、可能なかぎりの画一化をはかった。

社殿に関しての規定は、神の住処というたてまえから、門にあたるところに鳥居を立て、もっとも奥に祭神の鎮座する神殿を設け、その手前に神を拝する拝殿がおかれた。礼拝にあたって身を清める禊斎所と手洗所、神社の事務をとる社務所も設置された。神には、衣にあたる幣帛、食事にあたる神饌所がおかれ、また神を迎え入れる乗り物に起源する神輿をそなえ、神楽殿や神宝と調度に納める宝物庫もおかれた。

実際、南山城地区において、この時にどのような施設が建てられたのかは明かでない。しかし『各郡社寺境内外区別図』と現況を比較すると、社務所、手水舎など極めて多くの附属施設が建てられていることがわかる。また、宇治田原町・里の御栗栖神社（48）や精華町・北稲八間の武内神社（78）など仮屋（座詰所）や絵馬堂に建具をつけて社務所を急造した例も見うける。

また社地についての規定もあり、神社の威厳と、荘厳を保つために、とくに慎重に管理された。境内地では「杜」と呼んだ古来の伝統をうけて、樹々で森厳さを保つべきものとされ、ふつう神社林をつくって社地の雰囲気を整えることとされた。

こうした諸施設の建設、植樹による荘厳化は、とりもなおさず、「村の鎮守」の神々が、中央の「畏き神々」に再び統合され、その神大系の末端をになうべく行われたものである。近世の親しみやすい御利益の神や、土地の鎮守神は国家神道の中に大きく大系づけられ、再び、親しみやすい「鎮守の森」にもどるのは昭和20年の終戦を待たねばならなかった。

4－3　鎮守の森の現況と問題点

4-3-1　鎮守の森の立地と景観

(1)南山城の地勢景観

調査対象地域は、田辺（34）市辺（23）両集落を結ぶ線によって南北に2分される。等高線でいうと、両地域を分けるのはほぼ、22．5 mの線である。

北部地域は、狭義の山城盆地に属するもので、両側は男山丘陵、東側では黄ばくおよび宇治丘陵のごとく、広大な洪積世以前の丘陵が広がる。さらに、木津川・宇治川の両大河が流れ、北端には旧巨椋池の低湿地が存在する。洪積世以前の地層から成る丘陵の末端は崖をなし、その下には一部に湧水線が形成され、そこから狭い帯状の比較的新しい洪積層

の台地を経て、沖積平野へとなめらかに漸移している。この台地の末端は顕著な湧水線が見られるところで、それに沿って式内社をもつ歴史の古い集落が分布していることは既述のとおりである。この地域における沖積平野は、北東隅が山科川と宇治川に関するほかは、木津川およびその諸支流の氾濫源に属する。また大部分が木津川による数条の自然堤防および砂堆が発達し、それら相互の間および洪積台地との間はバックマーシュをなし、また旧湖岸にはデルタが形成されている。この自然堤防が集落と近郊農業型の畑地を提供している。

田辺～市辺以南の南部地域は、木津川の河谷平野と考えてよい。東側に山麓には、木津川の諸支流が刻んだV字谷の出口のところに扇状地が形成されている。その最大のものは、玉川がつくった井出扇状地である。しかもこれらの支流が本流に合する部分では、みごとな天井川が発達しており、これが北部地域と著しく異なった点である。さらに本・支流の氾濫源では、自然堤防とバックマーシュが区別されるが、北部地域とちがって、本流の自然堤防は断片的で、さほど連続していない。これは狭い谷河のために、流路が大きく変わらなかったことによるものと考えられる。

(2)自然地形による立地

4-1で明らかにしたように、神社の立地は、集落の立地と深いかかわりがあるばかりでなく、人々の神社に対する信仰のありかたを今に伝える。ここでは、調査対象の立地を自然地形について類型化し、考察を加えた。ここでいう自然地形は前項でのべた、広域的な地形である。これより、小さなレベルの地形－微地形は、社殿配置とともに神社自信の空間構成と深くかかわっているので、別項でとりあげたい。

付表の各神社の配置図集には、右下に2万5千分の1の地形図を添えている。この地図を見ながら、立地類型を行うと、下記の4通りにわかれる。

A型；平地に立地するもの。

B1 型；丘陵端に立地するもの。崇敬の対象とする山や小丘を背にして鎮座している。

B2 型；山や小丘を背景にして立つ点はB1 型と同様であるが、丘陵端というよりも、扇状地の下端に立地しているものである。

C型；山にかこまれた盆地に位置するもの。

D型；山間部に立地するもの。

この分類にしたがって作成したのが表2－4である。これによると、A型が宇治市・久御山町・八幡市の山城盆地南部や、木津町・宇治田原町の盆地部に多く見られ、C型、D型が加茂町・精華町の山地に見られるのは当然としても、B1 ・B2 型の分布は特徴的である。つまり、B1 型は、前項の田辺～市辺ラインの北部に多数見られ、B2 型は南部のみにしか立地しない。これは、前項で概説した、両地域の地勢の概説と対応するものである。つまりバックマーシュ端の湧水線上立地と扇状地端の湧水扇状立地に2分されるので

ある。これは、きわめて当然な結果とはいえ、水利を第一とした集落の立地が、現景観（ひいては生活環境）に、著しく地域的な個性を与えている証左でもあろう。B1 型は、なだらかな丘陵を周囲にもつため、開発のなかで市街地・宅地にとりまかれる傾向をもつ。逆にB2 型では、急に傾斜する雑木林をともなった扇状地を背後にもつため、宅地化は木津川に向かう平地方向に顕著である。集落から山すそにこんもりと「鎮守の森」が見える特徴的な景観を残しているのもこのためである。

(3)集落との関係

集落と神社の位置関係については、古くは内田銀三氏が『日本経済史の研究』で「氏神は村の近傍なる幽邃森厳たる林野に多く立てられる。」と述べているのをはじめ、多くの先学が関心を示してきた。社会科学の分野では主に水利や農耕との関連で論ぜられ、人文科学では、やはり崇敬信仰を問題にしている。建築学では、景観論が言うまでもなく中心である。樋口忠彦氏は、集落から見える空間領域全体を類型化して論じている[76]。また、空間論的なアプローチのものに、宇杉和夫氏、石原茂氏の研究がある[77]。ここでは、まず神社と集落との位置関係を分類してみよう。

a)類型

付図右下の地図は、各市町村で航空写真をもとに作成している２千５百分の１の地図をもとして、集落と神社の関係を示したもので、ドットは参道をしめす。藤本利治氏は、『門前町』において宗教施設と町家を、平面的位置関係で内在的位置・周辺位置・外在的位置・独立位置の４通りに類型した。氏は垂直的位置関係にふれていないが、「鎮守の森」は、先述のように水利と関係し、崇敬態度（神観）など社会的事情によって遷座をくりかえし、山・丘陵・平地を恣意的に使い分けている。本論では、各図を概観し、垂直的位置関係も加味して、集落と各社の関係を次のように分類した。（ただし、ここでいう集落は、氏子集落で、市街化が進行し、周囲が新住民の宅地で占められている場合でも、旧集落との位置関係を示した。）

A：集落と離れて立地している場合。これは、さらに細分化されて次の４とおりとなる。

a１ ；集落と神社が同一レベルのもの。

a２ ；同一レベルであるが、集落の上流谷口をさかのぼるもの。

a３ ；集落を見おろす山の山麓に立地するもの。

a４ ；集落を見おろす山の山頂或いは山腹に立地するもの。

B：集落の周辺に接して立地する場合。これもまた集落の外縁の内外によって２分される。

b１ ；集落外縁に外接するもの。

b２ ；集落外縁に内接するもの。

C：集落の中央部にあるもの。

b)類型別の特徴

前節の集落の自然地形上の立地分類と、特徴的な関係が得られたので、これについて述べたい。

・平地型集落：前節Ａ

Ａ－ａ１ が社と最も多い。ｂ１ 、ｂ２ 社でＣは２社にとどまる。山城盆地では集落から離れて立つ神社が多いことは第１章ですでにふれたが、本節で数字上で数字上で確かめられた。これは、中世における集落化現象の中でこの地方における神社の果たした役割を考える好材料と考えられる。つまり、大和国若槻荘において堂前の呼ばれた鎮守天満宮が公文屋敷とともに、集村化において核的機能を果たしたこと[78]。金田章裕氏は、興福寺雑役免田畠が存在し、また庄内に弐内社を有する６例について考察しているが、その添村地図から見る限り５例はｂ２ 型であり、唯一のａ１ 型である天理市海知の倭恩知神社も現在は遷座してｂ１ 型となっている[79]。また摂津国榎坂郷でも13世紀において２社を飲みこむ形で集村化が進行していた[80]。この集村化の現象は、南山城において推移を追う資料に欠け、残念ながら確かめるすべもない（例えば平安遺文に示される、この地方の家地売券はわずかに４例である。）またｂ１ の４社のうち八幡市・内里の内神社（28）と田辺町・草内の咋岡神社（42）に遷座の伝承があることにも興味が引かれる。

・山麓型集落；前節Ｂ

Ｂ１ －ａ３ 、ａ４ が２３社、Ｂ２ －ａ２ が２２社で、この関係の立地が最も多い。前節で、Ｂ１ 、Ｂ２ に両型が南山城を２分するマクロ的自然地形の特質が反映された立地であることを明らかにしたが、この対応も自然地形に対応する立地形態である。

Ｂ１ －ａ３ 、ａ４ は、集落の近傍の湧水線を形成する山麓や山腹に神社が立地する場合で、崇敬の点からも当然の立地といえる。

Ｂ２ －ａ２ は、一考を要する一地関係である。扇状地端に開けた集落は、天井川谷を形勢する山陵端とも接している訳で、神社立地がただ単に景観的に集落から仰ぎ見る場所とするならば、この山陵に鎮座があっても不思議ではない。しかし、実際には□社をのぞいて、扇状地と天井川とともにさかのぼった谷あいの斜面に立地するのである。しかも、この場合は集落から望める場所でないこともある（〔37〕、〔39〕、〔80〕など）。この事実は、神社立地が古来水利と深く結びついていたことを示すものだろう。

・盆地型、山地型；前節Ｃ、Ｄ

Ｄ－ａ２ が多い（12社中８社）ことも上記の理由によるものだろう。Ｃはａ１ ～ａ４ がまちまちである。

c)本殿の向きと集落の関係

各社本殿の向きと、神社から集落を臨む方位を示したのが表２－４である。これを見ると、本殿が南面している場合が52社で最も多く、対で東面が13社である。唯一北東方向を向くのは田辺町・天王の朱智神社（41）で、現在鬼門鎮護の神ということになっている。

南山城地域において、神社本殿は大旨南面していると考えてよいであろう。

次いで顕著に見られる特徴は、集落の方向と、本殿の向きが一致する場合（S－S、W－Wなど）で、32社を数える。本堂が南面し集落も南方にある場合（S－S）を除いても16社を数え、本殿西面東面合わせての26社の中でも占める比率がきわめて高いと言えよう。また集落が南面にある場合は必ず社殿は南面している。

この２つの特徴は、集落の自然立地、集落と神社の位置関係と深い関係をもっていると考えられる。ここで、集落の自然立地を中心に樹形図で類型化し、その数を表してみた。これを利用して特徴的な傾向を見てみよう。

本殿の向きに地形的な制約が加わることがないA－a1 型の神社では、全16社中13社の本殿が南面しており高い比率を示す。また、集落の方向が南面していない９社のうち６社が南面していることも注意を引く。

また逆にB2 型は地形的な制約を受けることが多いが、この場合、東面、西面を問わず、集落の方向と本殿の向きが一致している場合が多く15社中８社である。

また逆に、両者の一致する神社がどのような集落地域、神社立地をしているかを調べると、a3 型がA～Dを問わず、16社中９社を占める。a1 型は１社を数えるにすぎない。

以上、調査によって得られた傾向を総括すると、

□平地に神社が立地する場合は、本殿が南面する傾向がある。

□山腹、山間に神社が立地する場合は、本殿は集落の方向を向く傾向がある。

ことが、数的に明らかになった。この傾向について考えてみたい。

佐藤正彦氏は、春日大社旧社殿の鎮座地17社を京阪奈３府県にわたって踏査し、平坦部に鎮座する場合は全部南面し、山麓部の場合は部落や田畑の方向を向いており、南面する例を見なかったという[81]。本調査の結果とよく一致する。氏はさらに、南面の理由を春日大社本殿４社の向きの影響を推測しているが、本調査の結果からは、この現象は平地立地に一般的なものであって、特に春日大社旧社殿鎮座地固有のものではなくて、従って春日大社の影響とは考えにくいと思われる。春日大社の影響は、相殿の形式のほうにより顕著に見られるようである。志賀剛氏によると、この本殿南面の原則は仏教の外来思想の影響であり、元来は氏子集落を見おろす方向に必ずあったという[82]。確かに、a3 型及びa4 型が集落の方向を向くのは、社地が湧水地にあり、信仰の対象となった場所が集落を見おろす位置にあって、しかも、現在も地形的制約によって自由に社殿方向をかえられないことによる。これに対してa1 型においては、特に地形上の制約もなく、社殿の南面は（それが志賀氏の言うような仏教的外来思想の影響であるかはともかく）恣意的な操作が働いていると言えよう。

興味深いと思われるのは、平地において神社が集落の南方にある場合である。南山城ではa型の立地にみられず、b1 型に１例見られるのみで、ここにもある原則が感じられるのだが、奈良県飛鳥村岡の治田神社の例が志賀剛氏によって報告されている[83]。治田神社

は岡村の鎮守社であったが、社殿北方の岡村を向かず南面している。平地型における本殿南面の傾向はきわめて強いと言うべきであろう。ただa1 型ではないが集落との関係から本殿が北面している例もある。大永４年（1524）の山城国佐賀荘咋岡全図には、南の飯岡、草内の集落に向かって立つ咋岡神社（43）が描かれている。現在は、社地を東方にうつし、木津川に向かって東面する本殿をもつ。（ただ『綴喜郡誌』によると、この遷座は永享年間（1429～41）であるという。絵図の年代か、郡誌の年代にあやまりがあるのだろう。）

こうした例も見られるが、一般的に本殿が集落の方向を向いていたものから、南面する傾向が時代とともに生まれてきたとすることは、管見の史料から速断することは、当然のことながら出来ない。有名大社についてもこうした研究は少なく、在郷神社のクラスの本殿形式の成立年代も影響してこよう。ここでは、こうした傾向が神社の景観を特徴的なものにし、またそれが数的に明らかになったことを記すにとどめたい。

4-3-2　鎮守の森の空間構成

(1)鎮守の森の構成要素

a)本殿

調査対象82社の本殿形式は、流造と春日造に大別される。例外として、精華町・菱田の春日神社（76）本殿（重文）の一重入母屋造と、宇治市・神明の神明神社（３）外宮および内宮の神明造が見られる。

・流造系

切妻造平入の母屋の前方に正面一ばいに庇をつけ、母屋の流れをなだらかな曲線で庇の軒先までふきおろしていることに、流造の特徴がある。正面の柱間によって一間社流造、三間社流造などと呼んでいる。全国的にみて、重要文化財に指定されている中世の本殿遺構のうち、流造は全体の６割を数え、他の形式より圧倒的に多く、分布も全国的である。一間社と三間社が大多数を占めており、二間社・五間社・九間社・十一間社が少数現存する。一間社流造は小社殿が多く、末社・摂社・境内社が３分の１を占め、これに寺院の鎮守を含めると、全体の約半数におよぶ。この比率は同規模の一間社春日造の数に比べて、きわめて大きいものである[84]。

近世の流造の分布は明らかになっていないが、各地での近世社寺調査の中間報告を見る限り、流造本殿は全国的に相当多数分布している[85]。

南山城地区に限って言えば、一間社流造３４棟（うち中世建立の重文本殿３棟）、二間社流造３棟、三間社流造15棟（７棟）を数える。調査対象社外ではあるが、久御山町・玉田神社本殿は、明治期の四間社流造であり、非常にめずらしい例である。屋根形式は全国的に見てバリエーションが多いが、調査対象社のうちでは、宇治市の県神社（５）、城陽市の水度神社（18）の正面に千鳥破風をつけたもの、田辺町の酒屋神社（37）のように千

鳥破風と軒唐破風の両方をつけたものが見られる。

・春日造系

春日造は、言うまでもなく、奈良春日大社本殿に採用された本殿形式で、妻入の切妻造の正面に片流れの庇をつけ、母屋と庇の屋根をたくみに処理した社殿および、これに類似する社殿の一括した呼称である[86]。大多数が一間社で、少数の三間社が存在する。これらは、母屋と庇の納りに隅木を用いないもの（ふつうこれを春日造と呼ぶ）と、隅木を用いた隅木入春日造に大別される。本論ではこの2形式を一括して春日造系と呼ぶことにする。

この形式が春日大社を中心にして奈良やその周辺に多く見られることは周知の事実である。全国的な分布については、中世および近世初期造立のものに関する宮沢智士氏の研究がある[87]。これによると、春日造は、京都府南部、奈良県、大阪府、和歌山県に分布し、この範囲に隅木入春日造は分布せず、春日造の分布範囲をとりかこむように分布している。熊野三社信仰との関連も指摘されており[88]、東日本に数棟みられる中世の遺構もみな隅木入春日造である。

近世の分布情況は、報告が余り多くなく、その詳細は明らかにすることはできないが、少数の報告[89]を見ると、両形式の分布範囲は中世に比べると東北に至るまで大きく広がるが、流造に比べてその絶対数は少なく、ある種の特殊性をもった本殿形式であると言えよう。

調査対象社については、春日造の本殿をもつものは22社を数え、すべて近世および明治初期の建物である。隅木入春日造は城陽市奈島の賀茂神社（22）一社のみである。但し、この他に多数の、両形式による摂・末社があり、とくに和束町園の天満宮（75）は貞和4年（1348）造立の一間社流造の本殿（重文）をもつが、多数の春日造による摂・末社がある。このように、本殿は地形式であっても、摂・末社に多くの春日造がある例は、南山城に数多い。

・その他の形式

宇治市神明の神明神社（3）本殿は内宮および外宮に分かれ、唯一神明造と称しているが、実際は一間社流造を神明造風の千木・堅魚木で飾ったもので、明治初期の建物らしい。精華町菱田の春日神社（76）本殿は一間社入母屋造と称されている。南面平側に向拝をもつ。この様式は類例の尠いもので府下においては、この社殿のみである[90]。本社には春日若宮社の本殿を移築したとする注目に値する伝承がある[91]。

この他に宇治上神社（4）本殿があるが、最古の神社本殿の遺構として余りにも著名であり、本稿では説明をさし控えたい。

・細部意匠

本殿の細部意匠については、本論の目的とするところではなく、また筆者の力の及ぶところではないが、宮沢智士によると、この地域の中世遺構には、奈良系・大仏様系の細部がよく取り入れられているという[92]。

b)拝殿

井上充夫氏は、「建築の空間構成の上から考えると、神社を他の宗教から区別する最大の特色は、拝殿の存在にあるといって過言ではなかろう」[93]と述べている。。人はマツリを通じて神とかかわりをもつのだが，本殿と，本来的にマツリの場としての拝殿が独立した姿は確かに特異な形態であろう。特にマツリが地域の生活文化に結びついた「鎮守の森」では、拝殿は非常に重要な施設であることは言うまでもない。それ故、その地域のマツリの次第によって、その形態も地域的な特色を持たざるを得ない。また、本殿形式ほど、形式の継承に注意が払われなかったろうから、祭祀の変化に応じて形を変えていったであろう。

調査対象社についても、その形態的なバリエーションは極めて多い。正面が3間のもの、5間のもの。床をはるもの，はらぬもの。割拝殿的形態を示すもの。建具をつけるもの。門的形態をとるものなど様々である。こうした事例数で形式分類を試みることについての是非はともかく、今回はその詳細な分類は避け、伊藤延男氏による3種類の平面形による分類に従って整理しておく[94]。

・正方形正面

いわゆる舞殿形式であるが、他に横長拝殿をもたない神社では、殿と呼ばれる。また横長拝殿をもつ場合は能舞台（木津町・木津の岡田国神社（61））、神楽殿（城陽市・市辺の天満神社（23））などと呼ばれる。また、田辺町・大住の月読神社（36）では、舞殿形式の建物が拝殿の後方にあり前殿と呼ばれている。

柱間規模などはまちまちで、京中によく見られる3×3間の能舞台の寸法をとったものは、田辺町・松井の天神社（38）のみである。

この形式は、四周に建具を立てないものが多いが、宇治市・白川の白山神社（6）の拝殿（重文）には、建具が立てられているが、後補のものらしく、元来は軽快な能舞台であったのだろう[95]。当社を本所とした白川座の宇治猿楽の伝統をしのぶ貴重な遺構であろう。

・縦長拝殿

加茂町・北の岡田鴨神社（62）に仮設的なものが1棟見られるが、幣殿的性格のものであろう。

・横長拝殿

この形式が最も多く見られ、南山城地区においては一般的形式と言ってよいだろう。正面間数は3，4，5，7間の3種があるが、3間と5間が最も多く見られ、また地域的分布も明確である。すなわち、正面3間の形式は、城陽市・八幡市以北に集中して見られ、5間の形式はそれより南の木津川に沿った地域に分布する。また両形式には、より地域的に集中して分布する特徴的な形態のものがそれぞれある。

正面3間、奥行2間、入母屋形式で、側面に壁正面に建具をたてる。床は中央1間を切って割拝殿的平面をとり、しかも戸を立てる。この形式は八幡市・久御山町において1社

を除く全社がこの形式をとる。しかも、唯一の例外である、八幡市・内里の内神社（28）には横長拝殿ではなく舞殿のみである。しかも明治16年の区別図には横長の拝殿が描かれている。この他、隣接する田辺町・田辺の棚倉孫神社（34）も同形式である、この地域に特徴的な分布を示す形式である。中近世を通じて、政治的・経済的に石清水八幡宮との関係が深いだけに、その祭祀上の影響が推測される。

正面５間・奥行３間で、前後を吹放し、両側を敷き天井無しの形式は、山城町・椿井の松尾神社（57）、同・神童寺の天神社（56）、木津町・木津の岡田国神社（61）の３社に見られる。この形式は、同じく御霊神社（60）にも江戸初・中期のものがあったが、取りこわされて同じ規模の割拝殿が新築されていた。また『都名所図会』・『拾遺都名所図会』では，近くの幣羅坂神社拝殿（59）も、同じ形式である。この形式は、山城町、木津町周辺の鎮守社に一般的に見られる拝殿形式であったしい。これについては、社殿配置の項でくわしく述べる。

(2)社殿配置と構成

a)神域の構成

本殿まわりには垣をめぐらし、神聖な領域をつくるものが多い。これを神域と仮称しておく。その構成は多様であるが、２つ特徴ある形式が見られる。

１つの形式は、宇治・城陽を中心に北部に見られるもので、本殿の四周を木柵あるいは土壁でかこみ、神域内には若干の榊などを植えるが、摂末社などを本殿に入れることはなく、また入れる空間的余裕をもたない。平面的には縦長、あるいは方形となる。拝殿と幣殿で接続している場合が多い。流造形の本殿をもつ神社でとられる傾向があるがより地域的なまとまりを見せる（形式Ａ）。

他の１つは、南部の相楽郡を中心に分布する。山腹、平地を問わず高い壇をつくり、本殿末社、石燈篭を配する。平面は横長となり石玉垣か土塀を低く三方にまわす。益田兼房氏は「春日系の神々は横一列に並ぶ構成を好まれるのだろうか」[96]と述べているが、まさにその通りで、春日造系本殿をもつ神社はほとんどこの形式の神域となる。これは明らかに奈良春日大社の神域構成の影響と思われる。本殿２殿を横にならべた構成も５例見られる。また、江戸期の絵図では、４殿を横にならべた構成を見せるものが、山城町・椿井の松尾神社（57）、木津・市坂の幣羅坂神社（59）の２例あり、両社とも今は２殿横並びとなっている。

4-3-3　鎮守の森の植生

(1)南山城地区の植生

自然環境として神社林を考えるとき、多くの人々が、照葉樹林としての貴少性を説き、その保全について訴えている[97]。本節では、神社林自身について語る前に、これをとりまく山城地区の広域的植生について述べておきたい。マクロな植生を明らかにしておくことで、ミクロな鎮守の「森」の植生の特性がより正しく認識されると思われるからである。ここでは、1973年に行われた植生調査をもとにして考察したい[98]。

南山城地区は、気候区分上は暖帯に属している。その低地は市街や田畑となっているが、山地は、天然更新によるアカマツの二次林が多い。この林はこの地域の丘陵の大部分をしめる。千年の都京都をまかなった山城地区では、早くから自然林は伐られて、建築用材や薪炭材として運びさられた[99]。枯れ枝・落ち葉なども燃料にされた。極相が回復するとまもなく山は荒らされた。したがって貧栄養にたえるアカマツが優先することになった。特に山城地域のような花崗岩地ではかなり安定した林になる。

次に多く見られるのはスギの植林で、古くから地味のよい谷間に植林がされている。ヒノキも植えられる傾向があるが、スギほど広い範囲に分布していない。

この地域に特徴的に分布しているのが、コナラクリ林である。この林は、アカマツ林より地味のよいところに多く見られ、これまで薪炭林としてよく利用されていたために、大木はほとんどなく大部分は天然更新である。この樹林から、果実や薪炭林をとった歴史は古く、宇治田原郷に禁裏用の御栗栖がおかれ、宇治田原町・南の御栗栖神社（48）の成立にかかわっている[100]。また、明治初年の氏族授産のための南山城村・童仙房の開拓も、この林を経済的基盤に考えていた[101]。近年薪炭林をとることが希になり、手入れされなくなったので、アカマツが進入している例が多い。

神社林と最も関係が深いと考えられているシイ－常緑カシ林は、この地域には広域な分布は見られない。京都府の大部分を占めると思われる暖帯で、標高400 mあたりまでは、極相としてこの林になると思われるが、大部分は一度伐られて、常緑樹を下生えとするアカマツ林となっている。極相に近い林は、府の北部地方にしか見られない。

(2)　鎮守の森の自然

表は、調査対象社の主要植生をまとめたものである。ここでは、調査から得た自然林の相観からまとめたい。

カシ林（アラカシ、イチイガシを含む）	13
シイ林（コジイ、スダジイを含む）	14
タケ林（マダケ、モウソウチクを含む）	8
シイ・カシ混合林	10
タケ・カシ混合林	15
アカマツ林	2

カシ・アカマツ混合林　　2
自然林のないもの　　13

シイ・カシなどの常緑広葉林の単独林が27社、タケなどとの混合林をふくめると65社にものぼる。これは、照葉樹林としての自然林の貴少性を裏付けるものとなる。また、自然植生と比較すると明らかなように、周囲は２次林であるアカマツ林になっていても、神社林自身は、シイ・カシを主植生としている例が多く見られる（62社）。航空写真から見る限りでも明らかである。このことは、神社をとりまく人々が、神社林と他の山林とを区別し、伐採・採取の行為を制限してきたことの傍証となる。但しシイ・カシ林は、200 年程度で極相となり、神社林が古くからの森であるとしても、それが古代から続いてきたとするのは早計である（飛田範夫氏の御教示による）。ここでは、少なくとも近世中期からの森であるとしておきたい。

(3)　修景の伝統

しかし、人々は神社林を禁足の地として、何も手を加えないでいたのではない。適度な伐採と植樹も一部には行われていたらしい。たとえば、北野天満宮に咲くウメを全国の天神社に分植したことはよく知られており[102]、近年では、明治神宮外苑の森は、全くの人工の森である[103]。人々が、神観の変遷とともに自然にも手を加えてきたことは既に詳しく述べたとおりである。本項では、現在の神社林に付いて、どのように人の手が加わっているかについて報告したい。この「人の手」は、本来的には、造園学の用語であ「修景」という言葉が当たるだろう。

本節では、「鎮守の森」の木を自然林の他に下記の４種類に分けて考えたい。

植林；自然林の相観をおぎなうもの。あるいは自然林が伐採されたり、枯死したりした場合に補植されるもの。建材用として積極的に植林されている場合もある。

修景林；「鎮守の森」に景観的な効果をねらって植えられる木々。参道まわりに植えられるものと、境内に植えられるものに分けられる。

神木；幣帛を施され、その木自身が崇敬の対象となっているもの。

供木；主として本殿のまわりに植えられ、神事の際にその枝葉が神前に供せられるもの。

この分類法によって各神社の植生を表化したものが表4-3-4である。これを見ると、植栽林については、はっきりとした傾向が読み取れる。すまり、神社林の補植のために、スギ・ヒノキ、時にはクロマツを植える傾向が見られ、大半は20年以内の若木である。針葉樹は本来的な鎮守の「森」とはかなりちがった林相をもつが、これも現代人の自然観の表れと言ってよく、「すっきり」とした林相が好まれているようだ。また、周囲に一般的なアカマツ林に替わってスギ、ヒノキの植林が頻繁に行われていることの影響も考えられる。笠置町、北笠置の三神社（73）では、「社殿修理や神社の運営に役立つように」との理由

で、カシ、シイなどの「役に立たない雑木」が切られ、ヒノキが植えられている。また今回の調査の聞き取りで、スギ、ヒノキの植林の方針を確認できたところは17社にのぼる。

修景林は、当然のように多種多様である。参道まわりに最もよく見られるのはサクラで、８社を数える。最もポピュラーな参道の修景であろう。また次いでマスギ・ヒノキの並木も多く、マツも散見される。境内、特に社殿のまわりでは、カエデ、クスノキが多い。また花の咲く木（ツバキ、ナンテン）などが見られるのも境内林の特徴である。ここには、崇敬、畏こき鎮守の森のイメージはなく、地域住民が感ずるものは親しみ深い季節感であろう。春・秋の社頭景観をいろどる樹木が多数見られることは、新しい「鎮守の森」観を生みつつあるといえる。

神木は、スギの大木（希にヒノキの大木）に限られる。一方の供木がサカキを中心にモチ・ツバキなどの照葉樹に限られるのと好対象である。樹霊信仰について、単一の巨木信仰と社叢信仰が同一の信仰基盤上にあるものとし、両者の区別にさほど気をはらっていない説が多いが、崇敬の対象となる針葉樹の巨木と、照葉樹のこんもりとした社叢とは、性質のちがう信仰基盤と神観が感じられる。

植樹に関して蛇足的に付け加えておきたい例がある。田辺町・天王の朱智神社（41）では、氏子の子弟が小学校に上がる時に、それぞれ個人の記念樹林をしてもらっている。神社林の新しい試みであろう。

(4)　保存状況

京都府下における神社林の保存状態は、神社および氏子の考え方によって違っている。より自然に近い状態で保護されている森林を持つ神社は、広い面積をもつか、あるいは独立した丘陵部分が社有地である場合で、宇治市・白川の白山神社（６）、井出町・多賀の高神社（48）、笠置町・南笠置の栗栖神社（72）があげられる。とくに、栗栖神社のクヌギ林は、八幡町の岩清水八幡宮のアラカシ林とともに、前述の1977年の文化庁の特定植物群落調査の結果でも、その希少性は高く評価されている。

京都府下における神社林の保存状態は、神社および氏子の考え方によって違っている。

より自然に近い状態で保護されている森林をもつ神社は、広い面積をもつか、あるいは独立した丘陵全部が社有地である場合で、宇治市・白川の白山神社（６）、井手町・多賀の高神社（45）、笠置町・南笠置の栗栖神社（72）があげられる。とくに、栗栖神社のクヌギ林は、八幡町の石清水八幡宮のアラカシ林とともに、1977年の文化庁の特定植物群落調査の結果[104]。

また平坦地では人の出入りが多く、林床構造が単純化し、新しく住宅団地が開かれたところに隣接する神社林は平地林でなくても林床が荒廃しているのが認められた。田辺町・大住の月読神社（36）、精華町・菱田の春日神社（76）は新しく住宅地が開かれたために荒廃した例で、古くから人の立入りを許していた例としては、宇治市・伊勢田の伊勢田神

社（９）、城陽市・平川の平井神社（16）で、人口稠密地に多い。

さらに森林の利用すなわち植栽やしいたけの栽培によって森林が部分的にせよ人工林化している神社林は調査地のほとんどが該当するが、山城町・椿井の松尾神社（57）、加茂町・銭司の春日神社（63）、同・岩船の白山神社（65）、同・高田の白鬚神社（69）、南山城・野殿の六所神社（82）などは最近植栽が進められた神社である。また、施設が作られたために神社林が損傷を蒙ったところとして、木津町・南木津の岡田国神社（69）があげられ、施設のために境内地を売却し、著しく減少したところに精華町・山田の新殿神社（80）がある。（69）は結婚式場の建設で、神社より高所の台地に造成したことが問題である。新殿神社は学校建設のための用地の転売である。この例は、社殿が老朽化し、建替を迫られているという時点で、必要にせまられた結果といえよ。神社側（氏子を含む）も公共事業なら止むを得ぬという気持ちが無かったとはいえない。しかし、これによって立派な森林を失ったことは事実で、残念なことである。公共事業と「鎮守の森」との関係はくわしく後述する。

市街地の神社には市街地化の歴史の古さによって神社林の形態が保たれるかどうかの分れ目になるようで、古いところでは、宇治市・大久保の目椋神社（９）、八幡市・下奈良の天満宮（24）は、上記した伊勢田神社（８）とともに庭園状の植え込みとなっており、市街化の日は浅いが、精華町北稲八間の武内神社（78）もその傾向が極めて強い。この他、人為的にはゴミの投棄、汚水流入、土砂採取が目立ち、自然的には竹類の侵入４社である。

表に示したように、鎮守の森の木々はできるだけ人が手を加えないようにしてきたためか、タケがどの森にも見られる。木津川両岸の土壌はタケの繁殖には好適であり、スギ・ヒノキ等を植樹しても、短期間のうちにタケが卓越してしまう場合もある。また城陽市・市辺の天満神社では、タケが境内地を越えて広がり、水田に影響を与えるまでになっている。タケが神社林の維持管理に負担を加える例は多い。

そのため、氏子内でタケを意図的に切ってしまおうという動きも出はじめているが、神社林には手をつけない慣習の神社もあって、保全上むづかしい問題である。ところが、タケのみで構成されている神社林もある。宇治市・㘴島の蛭子島神社（10）、久御山町・藤和田の若宮八満宮（33）はタケのみの神社林をもつ。この２社では、積極的にタケの管理を行っている。

最後に、もっとも深刻な問題について述べておかねばならない。マツクイムシの被害である。この害が聞きとりで確認できたものだけで17社に及ぶ。被害の範囲は、広く南山城全域に広がっているようで、主植生としてのアカマツ林が大変化を受けている。スギ・ヒノキの植林がふえている理由のひとつもここにある。

4-3-4　鎮守の森の変容

(1)社寺境内外区別図と現在の比較

a)史料と方法

市街地開発が盛んな大都市近郊地域における、いわゆる「鎮守の森」のもつ価値は高い。今回、対象とした南山城地区は文化の回廊とも呼ぶべき京都奈良間に位置し、大阪・京都のベッドタウンとして開発が進み、近年京阪奈学術研究都市の予定地となって注目を集めている。京都大学西川研究室は1980～81年にこの地域のいわゆる「鎮守の森」の調査を行ない、その一部をすでに発表している。筆者はその後も継続してこの地域の鎮守の森の調査を行なってきた。本研究はその結果にもとずき、神社境内地の変容の様相を明らかにしようとするものである。また、変容の過程をおうためには、基準となる史料が必要である。とくに変容の激しい地域では、なおさらである。本研究では、南山城地区の82社を選び、明治期の『各郡社寺境内外区別図』（京都府総合資料館蔵のうち当該の宇治・久世・綴喜・相楽の３郡のもの）にえがかれた状況を鎮守の森の「原」環境とかんがえ、当時の変容を明らかにするとともに、『京都府神社明細書』の記載事項、現況調査の結果と比較し、戦後の大都市近郊開発のなかでの変容を検討した。（82社の選択にあたっては、京都府の未指定文化財の調査対象に従ったが、おおむね各地域の村の鎮守を網羅している。）

b)明治大正期の変容

『各郡社寺境内外区別図』（以下区別図）は、明治16年、京都府社寺課が神社の境内地を平板実測をもとに作成したもので、実測記録図とその浄書図面の２種類がある。浄書図面は境内地の土地利用を色分けでしめしており、現在の状況との比較に大変有効であった。これらの土地は府社寺課の監督を直接受けるもので、転用、貸与は堅く禁止されていた。ただ、この規定には特例があったらしい。『区別図』には大正14年までの変更事項は朱墨でメモされている。これによると、表１のような変容があった。

なお、戦後宗教法人法の施行に伴い、鎮守の森は、官有地から法人のものとなった。この時の申請書類が『神社明細書』（昭和28年　以下『明細書』）である。この史料は、『区別図』ほど詳細ではないが、法人所有地の面積と敷地内の施設について記述されている。『区別図』と比較すると、面積が減少例が見られる。これは、農地改革によって、神田、宮田が失われたためだが、この地区では元来神田などは狭いものが多く、また、村有地として引き継がれたものもあった。また山林はほとんどが法人所有地として残り、農地改革が景観に与えた影響は小さかった。

施設は、明治大正期に比べて、建物が多くつくられている。社務所、神セン所、手水舎ふえている。個別的に、建設年代を調べてみると、『神社トシテノ要件』が、昭和９年に内務省から出された時期にあたるものがあった。鎮守の森を国家神道の末端組織とすべく、村社クラスの神社の荘厳化をねらった布告であった。

c)戦後の境内地の変容

ここでは、82社の実測調査による境内および周辺の配置図と『区別図』とを比較して変容事項を地域別にまとめたものである。また変容事項のうち、「鎮守の森」の環境を明らかに損なっている事項の数もつけくわえた。ここで、『明細帳』を比較の対象としなかったのは、社有地内の敷地利用状況がわからないうえに、旧神田や社有林の範囲が明確でないのである。これらの領域は、社殿回りとともに鎮守の森の景観をかたちづくってきたのである。

変容事項：変容を事項別に眺めてみると、自然環境に関わるものと、それ以外にわかれる。大規模な造成（そのほとんどが学校、グラウンドの建設に関わっている。）や環濠の埋め立ては「鎮守の森」の自然環境を大きく損なっている。その反面、住民による植栽も盛んである。物的な変容としては、周辺住民の利用目的のもの、とくに公共的性格のものがほとんどである。なかでも学校・幼稚園は規模も大きく景観を一変させる。公園、グラウンドは規模もさまざまで、環境によくあった例も多い。

地域別の変容：A，B地域では、やはり変容が顕著である。とくに公園をつくる傾向が高く、早くから市街地化が進み、公共の公園が不足しているため、境内地にその空間を求めざるを得ない事情がある。ところが環境悪化の例は、市街地化の途上にあるC，D地区の方が率が高い。大規模造成や、施設の建築が目立つ。

この事情をはっきりさせるために表4をみよう。市街地化の目安として、市街化区域の内外で変容のあり方がいかにかわるかを表したものである。南山城地区では山麓に立地する神社が多く市街化区域に近接している場合が多いのでここではとくに一項目を設けた。これによると市街化区域内では確かに変容事例は多いが、景観阻害要因は少ない。公園も植栽による修景が行なわれている場合が多い。近接地域により顕著な変容がみられる。この傾向はやはりC，D地区の近接地に著しい。A，B地区は昭和４０年までに市街地化がある程度行なわれている。一方、C，D地区は開発の途上にあり、農村的な環境自体が大きく変わろうとしている。これらの神社では、まだ、氏子組織もしっかりしており、地域の核として活用していこうとする意識の現れであるといってよかろう。ただ、そうした活用のための施設が環境悪化の要因となることが問題である。開発にともなう生活基盤施設の整備に、社寺境内地が利用されやすいことは指摘されている。学研都市の建設が始まった地域だけに、適切な行政の指導がのぞまれる。　E地区，F地区はおおむね良い環境を保っているが、いったん開発の波がおよぶと、きわめて大規模な変容が起こる。例えば、木津町の２社では、約７万平米の山林を売却し、大規模な新社殿を造営している。

(2)鎮守の森と集落の変容

a)分析の方法

「鎮守の森」保全の問題は、集落との関係を切り放してかんがえることはできない。集落からみる「鎮守の森」の景観が信仰の対象になっていたこともちろん、参道鳥居などの

物理的な面、現在も祭りなどの文化的な面からも、両者は秩序ある伝統的生活空間を作りだしてきたのである。これは周辺の環境が変容をとげ、物理的には切り放されていても、景観や伝統行事などを通じて今も深く結びついている。また集落あるいは周辺市街地の環境整備を視座にふまえた、鎮守の森の環境整備をかんがえるとき、こうした伝統的生活空間の秩序を現況から読み取る作業は重要と思われる。ここでは前稿　に引き続いて南山城地区を対象に、集落と神社の立地関係を類型化し、その類型別に両者の周辺環境の変容状況の特質を記述して、保全計画策定の序論としたい。（表１にこの地域の特性を整理した）

現在の市街地化が進んだ状況では、集落と神社の関係が明確にとらえられない。ここでは明治18年の『仮製'2 萬分の１地形図』から伝統的集落の形態をもとめ、各郡の『神社明細帳』（明治16年）に記載されている神社のうち、現在まで存続している（宗教法人登録をしている）もの全部ををその地形図に落として、集落（もよりの氏子集落）と神社の関係を明らかにして類型化する。さらに昭和57年、61年の調査記録と現状の１万分の１地図と照らし合わせて、その周辺環境の立地類型別の変容の状況を考察した。

b)立地形状の特徴

この地区の集落は木津川・宇治川の沖積平野、および東部山間の盆地に立地するもの（ほとんどが近世までに集村化した集落）、東西の丘陵地端に立地する場合に大別される。開発状況を検討するにはまず集落立地による分類が妥当である。神社の立地は平面的には集落内、集落境界、集落外にわけられる。これらの組合せによって６種類の類型ができるが、さらに断面形状を考慮にいれた類型化を行ったものが図１である。とくに山麓立地型集落の集落外型は山麓を巻くようなアプローチをもつ神社がこの地域には多いので、１形式としてあつかった。以下立地類型を表すのに図１のように略記した。この類型に基づい

平地立地型は外-1が多い。とくにこの地域の環濠集落（22確認されている　）の旧村社はほとんどこのタイプである。奈良盆地の環濠集落と比較して特徴的である。ただ内部立地型（１例）、境界立地型（２例）みられた。後者はともに中世城郭跡に鎮座したものである。また山麓立地型では外-1が多い。とくにC地区の旧村社以上では、谷口集落と上流の鎮座地といった関係がほとんどで、対岸A、B地区の扇状地端・湧水線上集落の神社立地と対象的である。また山間部の麓・外-1と麓・境は完全に集村化していない集落の例で区別は難しい。また平地立地型、山麓立地型に共通するのは、集落内立地型、境界型では小規模な無格社が多い。これは面積的にも狭小なものが多く、辻の社、
サエの神的な性格をもち、集落の鎮守とは性格が異なる。ただ変容は少なく、地域文化財としての価値は変
わるところがない。

c)変容状況

北部の変容が激しいことは言うまでもない。変容の内容は周辺が市街地化されたことである。また変容がおこりにくいと思われる麓・外の２型も変容がみられるのは、山上、山

腹とはいえ、木津川右岸北部では、傾斜がなだらかなうえ、かつ水田に適さない土壌で、はやくから宅地化されたためである。またC地区の山麓型では周辺が大規模に造成される例が多い。公共用地の確保が目的である。集落内型、集落境界型は変容例が少ない。

表3をみるかぎりでは、A、B、C地区とD、E、F地区の変容事例の比率はほぼ同等である。これら変容は、立体的な変容（市街地化、造成等）と、平面的な変容（道路建設、土地区画整理、圃場整備等）に大別され、集落との関係に及ぼす影響も修景整備の緊急度も異なる。。D、E、F地区の事例は平面的変容が中心で、景観的には変容は顕著ではないといえる。ただ、A、B、C地区のような事例でも伝統的空間秩序を読み取ることが可能であり、それをベースにした修景手法がめられる。これは次稿で考察したい。

4-3-5　氏子と宮座－鎮守の森・利用管理の主体

「鎮守の森」をとりまく社会環境について、聞き取り調査から得られた知見に基づいて考察したい。ただ、氏子・宮座・際事関係の聞き取りは、現地でのさまざまな事情により、全社について行えず調査項目も、調査初期と後期では多少の変更があった。このため統計的な分析は行わず、代表的な事例を上げながら、問題点を明らかにして行きたい。

(1)氏子について

神社を運営、管理し、また生活空間として活用する主体は、いうまでもなく氏子である。氏子という概念は現在でもすこぶる漠然としたものである。「氏子・崇敬者」という法的な規定はあるのだが、その適用も各社まちまちで、神社庁もその実体を明確に把握していない。聞き取りにおいても、規模・組織・運営方法についても実にさまざまである。宇治市の県神社（5）の例のように氏子制を否定している神社もある。

規模は、久御山町・野村の常盤神社（32）の28戸といった小規模のものから、宇治市・五ヶ庄の許波田神社（15）の3000戸のような例もあるが、これは新住民をいかに氏子に組みこむかが影響しており、100～200戸の旧村規模のものが多い。

a)奉仕と崇敬

氏子は、氏神としての鎮守社に奉仕することが大原則である。実際、神主の有住・無住を問わず神社の維持、管理に当るのは氏子である。もちろん氏子全員が奉仕に当る例は数少ない。輪番制で当役（当番、頭屋などとも言う）を決め、奉仕に当らせる。この当役には、数々のタブーがあったらしいが今は伝承のみとなっている。

た、氏子内の年齢階梯制も、南部中心に根強く残っていて、村の組織と重層している。加茂町・里の春日若宮社（70）では、三老・中老・乙名・大夫・若衆の5段階の階梯となっており、それぞれに当役が当てられている。北部地域の氏子組織は、概して単純で、氏子総代と神主が中心となった宗教法人法に定める役員会が強い発言力をもっている。　また、

久御山町・佐山の雙栗神社（30）のように大規模な氏子組織をもつ神社では定住の宮守りを雇って境内地内に住まわせて、管理のいっさいを任せている例もある。

b)新住民と氏子

近郊の住宅団地に住む住民は氏子に入ることはほとんどない。宇治市・五ヶ床の許波多神社（13）のように、新住民を宮参りの階に把握して氏子化しているような例は他にはない。概して新住民が神社に関心が乏しいことは当然としても、旧住民たる神社の氏子の側は新住民に対して排他的であるようだ。ただ加茂町・東小の春日神社（64）では、氏子が主体となって新住民をむかえる伝統的な宮入り行事が残っている。このすばらしい行事も、急速な宅地化、人口増の波をかぶると継承していけるだろうか。

(2)宮座の現況

宮座は近畿地方を中心に西日本の村落社会でしばしばみられる、神社の伝統的祭祀組織である。一般に、家長および（もしくは）その継承者たる長男によって構成される。特定の家が代々その役を継承するものを株座、村の家全戸で構成されるものを村座という。南山城で宮座が多く見られることは、近江とならんで有名である。

今回の調査では、宮座の有無とその主要な行事について聞き取りを行ったが、廃された座もあり、井上頼寿の『京都古習志』[105]に座のあることが記されている32社のうち１７社で座が廃されている。高橋統一氏は、滋賀県において約300社について、肥後和男が近江において明らかにした数[106]と比較しているが、この場合も半数程度の宮座が廃され、減少傾向は都市近郊化が進んでいる湖南地方に強く見られるとしている[107]。南山城についても同様に、宇治市・城陽市の６社のうち５社で宮座を廃している。また宇治田原町奥山田の雙栗神社（52）には、「大座」「家座」「衛門座」「新座」「助座」の５座があったが、座衆に株を手放す人が多く「助座」１座に統合された。このような例は多く、座の実数の減少は先の数字より、はるかに大きい。また、笠置町・切山の八幡宮（71）の南北両座のように、座としての行事がなくなったものもある。南部で減り方が少ないが、特権的な株座でなく、村座的性格を持つものが残っている場合が多いことも指摘できよう。（肥後和男は、大阪府でもこの傾向があることを指摘している[108]。

宮座が廃される理由として、農地改革で座田を失って経済的に維持が困難になったこと。宮座の祭祀上の特権が、さほど魅力的に感じられなくなってきたこと。の２点が聞き取りの中で上げられた。中村彰氏の報告によると、山城町・平尾の湧出宮（54）では、居籠祭の中で、元来座田を持たなかったために奉仕負担の軽かった岡之座は座株保有者が増え、逆に広大な座田を有していた中村座が最近廃絶の危機に渉しているという皮肉な例もある[109]。

宮座組織（特に株座に関して）について、今日的役割＋機能を求めることは、かなりむづかしい。現に座入りを済ませた座衆が神社と直接かかわるのは、祭りの時だけである。

しかも、別個に氏子当屋制をもっている神社では、祭りの準備過程でもリーダーシップはとっていない。ただ田辺町・普賢寺の白山神社（39）の十八座では、神楽を伝承し、毎月1日に練習を続けている場合もある。また、山城町・平尾の湧出宮の居篭り祭りでは、古川座をはじめとする宮座神事はなくてはならないものだ。宮座には、こうした伝統芸能の伝承という機能がある。南山城地区のように伝統芸能が宮座祭祀として残っている場合はなおさらである。精華町・祝園の祝園神社（77）の居篭り祭り、宇治田原における3社祭の御田植など、宮座神事は欠くことができないものである。また逆に、こうした伝統芸能のような特殊な継承を持たぬ宮座は、その祭祀における特権が意味を持たなくなった現在、多かれ少なかれ姿を消す運命にある。

4－4　鎮守の森の再評価

本章では、4-2の歴史的研究、4-3の現況調査をふまえて、「鎮守の森」のもつ多面的な価値について、総合的に論じたものは少ない。管見で最も古く、最もすぐれた論とて南方熊楠の「神社合併反対意味」[110]にふれておこう。この論文は、彼の故郷・和歌山県で行われた神社合祀に反対する立場で書かれたものである（当時の和歌山県の神社合祀は大規模で、社数4.7分に減じた[111]）。たんなる感情的反対意見にとどまらず、合祀されようとしている小社の価値を明らかにして論を進める。南方によると、日本の神社は、常に森林におおわれている。高い樹の梢からつたってカミが降りてくるという信仰があり、樹々はカミのよりしろであるから、伐ってはならないという禁忌が長く伝わっていた。その下草もまた、生うがままに繁っていた。神社をこわすいうことは、すなわちそれをとりまく神林を伐採するということであった。伐採した樹木を払い下げることに利益があったから、地方役人と利権屋が結託して、神社合祀令を濫用することもしばしばあった。南方は、植物学者として、神林の濫伐が珍奇な植物を滅亡させることを憂えた。民族学者として、庶民の信仰を衰えさせることを心配した。また村の寄合いの場である神社をとりこわすことによって、自村内自治を阻むことを恐れた。森林を消滅させることによって、そこに棲息する鳥類を絶滅させるために、害虫が殖え、農産物に害を与えて農民を苦しめることを心配した。海辺の樹木を伐採することにより、木陰がなくなり、魚が海辺によりつかず、漁民が困窮する有様を嘆いた。産土社を奪われた住民の宗教心が衰え、連帯感がうすらぐことを悲しんだ。そして、連帯感がうすらぐことによって、道徳心が衰えることを憂えた。南方は、これらすべてのことを、一つの関連ある全体として捉えたのである。自然を破壊することによって、人間の職業と暮しとを衰微させ、生活を成り立たなくさせることによって、人間性を崩壊させることを、警告したのである。

彼はエコロジーの立場から神社林の保護を訴えコミュニティーの問題にまで話を進めている。本論は歴史的環境保全の立場から、「鎮守の森」のもつ価値を、歴史的視点から抽出しようとするものである。ここでは、大きく次の4点に話をしぼって論じることにする。

4-4-1　「鎮守の森」に見る地域性

「地方の時代」という言葉がよく聞かれる。この言葉は、明治以来おし進められてきた近代化にともなって、ともすれば忘れられ、見失われがちだった「地方の文化」－地方の個性とも言い替えられよう－の復権を求める声である。とくに高度成長期、全国的に広がった開発の波によって地方の個性的で親しみ深い空間が、姿を消していった。現在、歴史的環境の保全は、その地域的個性の体現として取り組まれようとしている。地域を狭く限定されても、地域的な個性の持つ価値は同じである。たとえば、南山城を例にとろう。この地域は京都・奈良両文化圏の相貫によって、郡レベル、村レベルに実に様々な個性的文化を育ててきた。ところが、近年の大都市圏の拡大によって京・大阪のベッドタウンとして注目されはじめた当地は、現在大規模な宅地開発が北部地域を中心に全域に及ぼうとしている。そして村々が持っていた個性的文化、環境の問題にしぼれば、個性的な景観も、ありふれた住宅地におきかえられつつある。今再び、村レベルの個性が求められている。

地域の個性というものを考える時、その個性を形づくっているものは、自然に関する要素と、歴史的・文化的な要素に大別されよう。「鎮守の森」を例にとれば、自然に関しては、立地と景観、歴史・文化面に関して言えば社殿などの人工物祭祀やその組織などがあげられよう。祭りに関しては、湧出宮（54）や祀園神社（77）の居篭り祭りや相楽神社（58）の田遊び神事など個性的な祭りが残されている。しかし、本節では景観と形態にしぼって考えたい。

4-3-1で述べたように、神社、集落の立地は自然地形に大きく影響を受けている。つまり、田辺～市辺ラインの南北では大きく地形が異なり、それにともなって古代集落の湧水線上立地環境も大きな違いを見せる。そして自然立地のちがいは、集落と神社の位置関係、そして社殿、参道にも関係し、著しく個性的な景観を呈している。

4-3-2では、社殿が歴史的な影響、特に本殿に関しては石清水領、春日社・興福寺領床園に関わる中世的な要素が大きい事を述べた。また拝殿や神域の構成は近世的要素が濃厚である。これも、京都・奈良の影響が強い。また、「相楽型社殿配置」は当地に大和猿楽の流れを引く「金春座」に関わる人物が住んでいたことを今にとどめる。「鎮守の森」の社殿は、地域の歴史的文化的個性を強く現景観にとどめている。

4-4-2　コミュニティの核－新・旧の交流の場として

南山城地区では、「鎮守の森」を守り育ててきた伝統的集落を大きく飲みこむように市街地化が進行している。また集落の周辺に、これとまったく無関係の形で大住ニュータウンなど住宅団地が建設されて、京・大阪の新しい「ベッドタウン」となりつつある。この奇妙な和製英語は「そこに住む住民が昼間、都市で働き、夜は寝るためだけの」町で、戦後の高度経済成長のなかで次々と生まれ、地域の風土や歴史と結びつくことはなく、親しみのない空間を形づくってきた。しかし、今こうした住宅団地に住む人々の間に、そこに定住し、新しい「ふるさと」にしたいという考えが生まれはじめている。

今回の調査においても、新住民の祭りへの参加の話を聞くことができた。また宮参りや七五三なども、地元の「鎮守の森」で済ませることが多いという。このあたりに、新・旧のへだたりをこえたコミュニティの核の可能性がひらかれていると言えよう。

歴史にてらして見ても、地域と神社は相互にはなれることはなく、強く結びついていた。それは神社が本来的に村落共同体の農耕祭祀の場であったことによる。また逆に地域と緊密に結びついているが故に、国家や荘園領主の支配の宗教的権威づけの役を背負わされようとしてきた。しかし、神社の本質である地域の祭祀は変わるところがなく、近世に、「鎮守の森」として、コミュニティの核となってくる。

今、近代化・都市化の進む各地で、「鎮守の森」が、新・旧交流の足がかりとなりつつあることは、村落共同体の核としての伝統の上に、新しい役割が加わりつつあることを示している。農耕儀礼としての祭りは、都市近郊の神社では、その使命を終えつつあると言ってよい。それにかわって、新しい「都市近郊型」の祭りも各所に生まれはじめている。

4-4-3 「守ってきた自然」と「つくってきた自然」

「鎮守の森」の自然については、「守ってきた自然」と「つくってきた自然」に大別されよう。第２章では、鎮守の「森」の植生を自然林と植林に大別したが、自然林が守ってきた自然、つくってきた自然が植栽や修景林がこれにあたる。古来の禁足によって形づくられた自然林と、人々が様々な願いをこめて植えつづけてきた修景林、植栽林、この２様の自然が、鎮守の「森」の魅力のひとつである。

(1)守ってきた自然

本論をまとめる段階にあたっていた1982年１月環境庁第２回自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の特定植物群落の結果が発表された。このうち京都府の調査分については、第２章ですでに触れたが、今回は全国的な情況が明らかになったのである。この中で、特に注意を引いた調査結果は、照葉樹林の極端な減少傾向だった。照葉樹林が残っていたのは、開発不可能な場所や、鎮守の「森」など、特殊なところだけとなった。

この調査は53,4年の２年間にわたって行われた。その結果、リストアップされた原生林

やそれに近い自然林は3833ヵ所が確認されたが、うち照葉樹は一般に、中部地方以西の高山を除く地域の自然植林とされているが、北限は太平洋側が岩手県・船越大島、日本海側が秋田県・象潟のタブ林、南限は鹿児島県・屋久島のヤマグルマ林だった。しかし、その面積になると、80％までが10ha以下の狭いもので、100ha以上は23ヵ所．1000ha超えたのは宮崎県・高岡と東京都・御蔵島で確認されただけ．面積の大きいものは九州に集中しており、大分、宮崎、鹿児島の３県で全体の43％を占め、これに東京都の離島部を加えると55％に達する。このほか、照葉樹林と確認されたもののうち、47％にあたる428ヵ所が鎮守の守や社寺林であったのも特徴的だった。

南山城地区の本調査対象社のうち、宇治市　道の宇治上神社（４）の裏手のシイ林。笠置町・南笠置の栗栖神社（72）の天然林があげらえている。1500haという最大の面積を残していた宮崎県・高岡の場合は、ほとんどが急な傾斜地、その他のところも離島など、いずれも開発の手が伸びにくい条件下にあった。人間が多く住む地域で残っているのは、社寺林など限られていた。こうしたことから物理的あるいは精神的な歯止めのなかったところでは、照葉樹林はほとんどきり尽くされたことがわかる。

照葉樹は、建材としての用途は少ないが、土に深く根づいて水害や山くずれを防ぐ。また（これは常用広葉樹一般に言えることだが）炭酸ガスの吸収度は針葉樹の２倍から４倍にもなる。また、神山恵三騒音防止やテンペン類の芳香性の有用さも論じている[112]。

このように有益な照葉樹が全国的に姿を消していくなかで神社林として保護されていることは重要かつ貴重である。特に南山城地区では周辺の山が２次林となっていても、鎮守の「森」は照葉樹林の極相が見られた。また吉良竜夫氏は、起源の古くない神社林でも放置されることにより原始林的な構造と景観をそなえるとした上で、古代からの原生林は別格として、「それぞれの地域の原始的な植生型－極相林生態系－の標本」としている[113]。鎮守の「森」の自然林は、まさに貴重な自然モニュメントであるといえよう。

(2)つくってきた自然

鎮守の「森」を取りまく人々は、ただ「手を加えない」保存で自然林を守ってきたのではない。身近な自然環境として、花や木を植え、四季にうつろう景観を楽しんできた。ウメやサクラが社頭に登場するのは古く平安時代にさかのぼるが、鎮守の「森」に色どりをえるのは近世に入ってからであろう。村の安定と親しき神観の確立によって植樹が助長されたにちがいない。

地域の住民は、禁足地の森と植栽林を意識的に区別している。自然環境の演出の伝統は今も村々に根づいていた。参道、境内地の樹種の選び方、神木、供木の区別など、たくみな構成である。２、３で紹介した田辺町・天王の朱智神社（41）の記念植樹は、極めて現代的感覚の伝統的境内地利用であろう。

また、この自然環境に対する修景の伝統は、「守ってきた自然」にも応用可能だろう。

いわゆる自然林を人工的に作る試みである。既に大阪市立の自然史博物館で自然林づくりが始められている。自然林の欠なわれた「鎮守の森」も数多い。そうした神社に人工的に自然林を作っていく。古老の言葉を参考にしたら、他の自然林の植生を参考にしたりして、長期の再生計画をたてる。実際、小さな面積でも100年単位の時間をとれば、十分に極相林が得られる。こうした修覆保存が地域住民自身の手で行われる時、正に「鎮守の森」は自然保護運動の「シンボル」ともなるだろう。

新しいバランスのたれた自然環境の創造十「鎮守の森」とそれを取りまく人々は、可能性を秘めている。

4-4-4　地域開発と鎮守の森

本項では歴史的環境としての「鎮守の森」に再評価を加えながら、その形態の保全について考察した。歴史的文化的な地域の個性を体現する社殿の保全、自然環境の保全、そして新・旧コミュニティの交流の場として位置づけた。これは「鎮守の森」の形態の保全と活用に他ならない。歴史的環境の保全というとき、形態の保全と活用のみが語られ、景観の修景で足れりとされる場合が多い。「鎮守の森」に関しては、保全と活用の「方法」についても伝説に学ぶ点が多い。古代の村落共同体の時代から、自然・神とのかかわりの中で、守るべき点は守り、新たに形づくる点は大胆な改変を行ってきたのは住民じしんである。その伝統を受けついでいるのが氏子を中心とした伝統的集落の住民である。その封建的体質を克服しながら、保全の「方法」を承していきたい。そして、この「方法」の伝説を周辺新住区の住民たちがともに学ぶ姿勢を見せ、そして「鎮守の森」の歴史的自然環境、歴史的文化環境の両面の保全と活用にとりくむ時に、真のコミュニティの核としての機能を果たすことになるだろう。

---

1) 伊藤邦彦「諸国一宮惣社の成立」『日本歴史355号』1977年
2) 西垣晴次「中世社会の形成と神社」『日本歴史論究』所収1963年
3) 原田敏明『村の祭祀』1975年
4) 大藤時彦『日本民俗学の研究』1968年
5) 木村徳国「社とモリと」『昭和57年度大会梗概集（九州）』1982年
6) 大場磐雄『神道考古学論考』1947年
7) 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成　下』所収
8) 稲垣栄三『神社と霊廟』1968年
9) 直木孝次郎「森と社と宮」『難波宮址の研究２』1958年

10) 上田正昭「古代の祭祀と儀礼」『岩波講座日本歴史　古代１』1975年
11) 岡本勇「原始社会の生産と呪術」『岩波講座日本歴史１　原始および古代１』1975年
12) 西垣清次「鎮守の森」『自然と文化　'76秋号』1976年
13) 中村直勝『神社文化史』1944年
14) 原田敏明『日本古代宗教』1970年
15) 景山春樹『神体山』1976年
16) 林屋辰三郎編『宇治市史３　近世の歴史と景観』
17) 上田正昭前掲書
18) 京都府教育委員会編『京都府埋蔵文化財発掘調査概報1969年』1969年
19) 伊東久之「棚倉・涌出宮　居籠神事と宮座」『芸能史研究39号』1970
20) 山口昌男編『文化と両義性』1975年
21) 河音能平「若狭一宮縁起の成立」『日本歴史153号』1971年
22) 原島礼二「日本古代社会論」『現代歴史学の課題』1971年
23) 原田敏明前掲書
24) 吉田晶『日本古代村落史序説』1980年
25) 桜井好朗『神々の変貌』1976年
26) 志賀剛『式内社の研究　第三巻　山城・河内・和泉・摂津』1977年
27) 伊達宗泰「遺跡分布より見た古代地域の考察」『近畿古文化論攷』1963年
28) 吉田晶前掲書
29) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』1962年
30) 米倉二郎「律令制時代初期の村落」『地理論叢２号』1933年
31) 米倉二郎『聚落の歴史地理』1949年、同『東亜の集落』1960年
32) 金田章裕「奈良・平安朝の村落形態について」『史林』54-3、1971年
33) 谷岡武雄「古代村落における条理制の諸問題－歴史地理より見たる古代村落」『立命館大学創立五十周年記念論文集』1951年
34) 藤岡謙二郎他編『歴史の空間構造』1976年
35) 谷岡武雄『平野の開発』1964年
36) 佐藤正彦「春日神社旧伝処分の慣行と春日造社殿の分布について」『日本建築学会論文報告集』222号、1974年
37) 守屋毅『京の芸能』1975年
38) 萩原龍夫前掲書
39) 志賀剛『式内社の研究　第１巻　概説・南海道』1960年
40) 西垣晴次前掲書

[41] 益田兼房『京都の社寺建築（乙訓・北桑・南丹編）』1980年
[42] 益田兼房前掲書
[43] 宮地直一『神道史　中』1958年
[44] 西垣晴次前掲書
[45] 同
[46] 豊田武「中世に於ける神社の祭祀組織について（下）」『史学雑誌』53-11、1942年
[47] 萩原龍夫前掲書
[48] 安藤精一『近世宮座の史的研究』1960年
[49] 下津町編『下津町史　上』所収、1974年
[50] 下津町編『下津町史　通史編』、1976年
[51] 堀一郎『民間信仰』1951年
[52] 谷直樹『中世神社建築における造営形態の史的研究』京都大学修士論文、1974年
[53] 原田敏明前掲書
[54] 伊東久之前掲書
[55] 林屋龍三郎編前掲書
[56] 西垣晴次前掲書
[57] 角田一郎『農村舞台の総合的研究－歌舞伎・人形芝居を中心に－』1968年
[58] 神社本庁編『神社本庁15年史』1961年
[59] 村上重良『国家神道』1970年
[60] 米地実『村落祭祀と国家統制』1977年
[61] 村上重良前掲書
[62] 宮地直一『神社要綱』1938年
[63] 同
[64] 村上重良前掲書
[65] 萩原龍夫「宮座と村の芸能」『歴史公論』第４巻10号、1978年
[66] 西垣晴次前掲書
[67] 岸本昌良「『神社合祀』の実態」『史潮』56-9、1981年
[68] 米地実前掲書
[69] 村上重良前掲書
[70] 岸本昌良前掲論文
[71] 村上重良前掲書
[72] 米地実前掲書
[73] 府中市教育委員会編『府中市史　史料編』所収、1977年

[74] 米山俊直、伊東幹治編『柳田国男の世界』、1978年
[75] 南方熊楠「神社合祀反対意見書」、鶴見和子編『南方熊楠』所収、1978年
[76] 樋口忠彦『景観の構造』、1975年
[77] 石原茂・寺田秀雄「神社とその地形について」『学会大会梗概集（北陸）』、1974年など
[78] 渡辺澄夫「環濠集落の形成と郷村制の関係」『畿内庄園の基礎構造下』所収、1970年
[79] 金田章裕前掲書
[80] 渡辺久雄「中世庄園に関する地理学的一考察」『人文研究』13-11、1962年
[81] 佐藤正彦「春日大社の旧社殿－鎮座地について」『日本建築学会関東支部研究報告集』、1972年
[82] 志賀剛『式内社の研究　第２巻　京中・大和』、1977年
[83] 同
[84] 伊原恵司「中世の神社建築」『文化財講座　日本の建築２』所収、1976年
[85] 清水真一「岡山県の神社本殿の形式分布について」『大会梗概集（関東）』1978年など多数
[86] 谷重雄「春日造の名称に関連して」『建築史』1-5、1939年
[87] 宮沢智士「中世神社本殿の形式分類とその地域的分布（上）」『日本建築学会論文報告集』151号、「同（下）」『同』152号、ともに1968年
[88] 佐藤正彦「春日大社社領地と一間社春日造社殿の分布について」『日本建築学会関東支部研究報告集』、1974年
[89] 狩野勝重、沢田亨「福島県内に於ける近世社寺建築の研究」『大会梗概集（九州）』、1980年など
[90] 京都府教育庁編『重要文化財春日神社本殿修理工時報告書』、1954年
[91] 黒田昇義「春日造社殿の分布に関する一考察」『建築史』4-4、1942年
[92] 宮沢智士「中世神社建築の細部意匠からみた地域性」『日本建築学会論文報告集』160号、1969年
[93] 井上充夫「拝殿の起源について」『日本建築学会論文報告集』62号、1959年
[94] 伊藤延男『重要文化財Ⅳ』1975年
[95] 杉山信三「中世美術の展開」『宇治市史２』1974年
[96] 益田兼房前掲書
[97] 吉良龍夫「社寺林の保護－琵琶湖周辺の調査から」『自然保護の思想』所収、1972年、品田譲『都市の自然史』1974年など
[98] 京都府編『第２回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書』1974年、文化庁

『植生図・主要動植物地図26　京都府』1976年

[99] 千葉徳爾『はげ山の文化』、1969年

[100] 中村直勝「荘民の生活（再び）－宇治田原荘－」『史林』12-1、1926年

[101] 田中真人「近代の歩み－童仙房」『山城のくに』所収、1978年

[102] 村山修一「日本中世に於ける歴史記念物の発生とその意義」『史林』31-1、1946年

[103] 吉良龍夫前掲書

[104] 文化庁前掲書

[105] 井上頼受『京都古習志』1940年

[106] 肥後和男『近江における宮座の研究』1938年

[107] 高橋統一『宮座の構造と変化』1978年

[108] 肥後和男『宮座の研究』1940年

[109] 京都府教育委員会『京都の田遊び調査報告書』1979年

[110] 鶴見和子編前掲書所収

[111] 岸本昌良前掲書

[112] 神山恵三前掲書

[113] 吉良龍夫前掲書

第2部　伝統的都心市街地における伝統的環境保全

第5章　伝統的高密度居住地における環境管理システム
-大阪・谷町の長屋街区-

5－1　大阪における伝統的高密度居住地の形成過程

大阪では旧清戦争後，本格的に工業都市として成長していくなかで，人口が急増するとともに，周辺部にスプロールが進行し，急速に市街地が拡大した。この産業革命以降の市街地の拡大過程は，寺内信氏をはじめとする先学の研究が知られる[1]。また大正，昭和期の耕地整理，土地区画整理による市街地開発，私鉄沿線の住宅地開発の研究も数多い[2]。遡って近世における市街地開発についても，内田九州男氏の難波新地の開発に関する研究をはじめ，詳細な研究がある[3]。しかし歴史的にも空間的にもそれらの中間に位置する，いわゆる旧三郷隣接部の市街地化と長屋街区の形成については，ほとんど知られていないのが実情である。

こうした地域に質の悪い長屋街区が形成され，その予防的対策として，近代都市計画の手法が整備されていった事実から，この地域の形成史を詳細に検討することは，都市計画史上，意義のあることと考えられる。

5-1-1　対象地区と史料

本研究の対象地区は末吉橋南東にあった寺嶋藤右衛門請地・瓦土取場である（図5-1-1）。この地区では後述する史料により，市街地形成について，近世と近代の双方の状況がとらえられる。

またこの地区は戦災を免れ，明治期の長屋街区の形態がよく残る。西半部(Ⅰ)では，表長屋の背後にループ型，あるいは直線型の路地を通し，裏長屋を配置する。排水は近世以来の背割り下水を活用し，裏長屋の背後にはくみ取り用の路地が通る。旧三郷で一般的に見られた形式[4]の長屋街区であった。東半部(Ⅱ)では，敷地の形状が多様なため，雑多な形式の長屋街区となり，多くの路地では，くみ取り路地も背割り下水もない。これらの長屋街区の形成時期は，遺構調査から明治20～末年であることが確かめられている[5]。

この地区は図5-1-2のような行政上の変遷をたどり，現在の南区谷町６丁目の一部となっている。ただし，近世においては，後述のように瓦土取場内の町家が南瓦屋町壱丁目等(現在の南区瓦屋町１丁目)に編入されていったため，近世の考察ではこの地区(Ⅲ，Ⅳ)も取り

扱う。叙述を進めるにあたって，明治期における西新瓦屋町，東新瓦屋町に相当する街区を，それぞれ西半部(Ⅰ)，東半部(Ⅱ)と呼ぶことにする[6]。

この地区の市街地形成について，土地所有および土地利用について記した大阪市立中央図書館蔵の水帳および付図(ただし元禄分の付図は欠)がほぼ完全な形で残っている。これら水帳と大阪府立中之島図書館蔵の「大阪瓦屋町地図」（図5-1-3），新発見の大阪城天守閣蔵「瓦土取場絵図」を基本史料とし，「寺嶋家文書」等の関連史料で補うことにする[7]。

上記の史料を用いて，市街地の形状，土地所有者の変化を編年的に考察し，市街地形成の過程をあきらかにする。またこの地区が近世，近代にまたがって市街化すすんだことに着目し，近世・近代の転換期における開発形状，土地所有形態にとくに着目したい。

6-1-2　近世における市街地開発

(1)瓦土取場の性格

寺嶋家はもともと天王寺あたりを本拠にする瓦師であったが，大坂の陣のあとに御用瓦師として独占的地位をえ，公儀の普請に関わる瓦御用一切を取り仕切り，山村与助，尼崎又右衛門とともに大坂城内出入りの由緒三町人のひとりとなった。寺嶋家は元和元年(1615)に「四万六千坪之地面」を拝領して南瓦屋町を開発し，さらに寛永７年(1630)に「南瓦屋町東北続高百三拾壱石之明屋敷地」を拝領し，御用瓦用の「瓦土取場」とした[8]。明暦３年(1657)の「新板大坂之図」によると，南瓦屋町や内安堂寺町以北の街区には，町家が充填されているのに，瓦土取場には，広漠とした土地に数条の畦道がとおるのみである（図5-1-4）。近世初頭，この地区は大阪三郷隣接部では唯一の空地だったのである。

この瓦土取場では実際に瓦土がとられ，すでに明暦年間には「土取跡大分荒候」[9]という状況であった。また元禄水帳前書に「瓦職之要用ニ遣申間外者，借屋敷之儀者不及申上，居屋敷ニ而も一切掘取申間敷」とあり，この地区の特異な性格がわかる。

『延享版難波丸網目』(1748)によると，南瓦屋町住の御瓦師として「瓦屋町寺嶋藤右衛門　瓦焼竈三拾余瓦師三十軒余(30年後の安永版では廿四軒)」とあり，寺嶋の屋敷を中心に瓦師が集住し，竈等の作業場もあった。同書のほか，古くは『難波鶴』(1679)によると南瓦屋町に焼物師が住んでいたことがわかり，瓦土取場では，瓦焼き用と陶器の焼き竈があったのだろう。

(2)開発過程

「大阪瓦屋町地図」(以下「地図」)は，寛政頃(1789～1801)の開発状況を伝える史料である[10]。「地図」には南北の御祓筋，善安筋が大道として描かれているが，高原通は谷町筋に達していない。すでに南瓦屋町と生駒町大道(現在の空堀通)にも町家がたっている。この北側一帯が瓦土取場で，このなかの土地については慶安３年(1650)，元禄10年(1697)，宝暦２年(1752)，明和７年(1770)，寛政５年(1793)の５回にわたって建家願がだされ，そのうち明和７年分までは，すでに建家がなされている。瓦土を取った後に宅地がつくられていったのだろう。さらに下水道が「水道」として記され，街区の背を割る形で南北に通っている。ただ個々の宅地の形状，所有者はわからない。

このように瓦土取場へ開発が進行していく過程を「南瓦屋町水帳」および「付図」を使って詳しく検討してみよう。これらの水帳は寺嶋家に伝わっていたもので，元禄８年，享保11年(1726)，宝暦３年，安永７年(1778)，寛政10年，文化12年(1806)，文政８年(1825)，安政３年(1856)の８回にわたって作成された水帳がほぼ完全な形で残っている。これらによると，前出の「大阪瓦屋町地図」に示された新建家は文政初年までは，南瓦屋町壱丁目に編入されており，その新建家の敷地割の状況や，所有者，管理者，役数などの状況がわから。図1-5は付図を「明治21年内務省大阪実測図」を参考に修整したものである(ローマ数字は図5-1-1に対応している)。図5-1-6は水帳にあらわれた宅地規模を整理したものである。なお寛政５年の建家願場所は，文化期水帳付図には瓦土取場と記されており，実際に宅地割がおこなわれ，建家がなされた可能性は少ない。

慶安以前から南瓦屋町壱丁目であった部分(以下「慶安以前分」)は間口の大小があるが，奥行は15間と20間のものが多い。慶安分，宝暦分は傾斜地につくられたせいか，間口・奥行ともに規則性がない。元禄分，明和分は奥行30間として整然と短冊状に割り振られている。この30間の奥行は，上町からのびる御祓筋と善安筋の間隔60間から割り出されたものだろう。ただ元禄分は，すでに存在していた楽焼師高原平三郎の作業場等，既存の土地をあらたに宅地として割り振った可能性がある。明和分は本格的な宅地開発といってよく，道路の拡幅や背割り下水の整備も行なわれている。

(3)所有者と役負担

慶安以降分に町役・年貢の両役が課されているのが注目される。本来町場は年貢負担がないはずであるが，瓦土取場は寛永７年(1630)に地子免除となったのち，寺嶋家が冥加銀の上納を申し出，数回の訴訟沙汰をへて，明暦３年(1657)から定免三ツ取りとなった[11]。これを新建家分にも年貢として負担させたのだろう。

また，明和元年(1764)，「大坂屋藤兵衛」なるものが，番所にとどけでることなく拝領地内の浜納屋に普請をしたとして尋問をうけ，「御拝領地にて御座候故，是まて仕来りにて，御番所へ者御断不申上候」と主張したが，「拝領地にても三郷町の内」として届け出るように触れがでている[12]。この地はまさに「市郡両属の地」であった[13]。

つぎに水帳記載の特徴から，この地区の土地所有について考えたい。通常水帳には間口・奥行等の各筆の寸法，役数等の負担，所有者・管理者および所有にいたった経過が記されている。当地区の水帳では，寸法，役負担のほかに

A：所有者のみ

B：所有者，家守(他町待ち，掛屋敷の場合)併記

C：所有者，地面支配人，借地借り主(地借り建家主)併記

の3とおりの記載例が見られる。すべての年次の水帳について，宝暦以前分では，A，B両例のみである。とくに慶安新建家以前分では所有者が他町に居宅を構える場合については，すべて「家守」である。

ここで注目されるのは，Cである。明和新建家分では，安永期の相続時から土地の所有者である寺嶋藤右衛門の下に「地面支配人」，またその下に「借地借り主」がいて管理するシステムになっている。「借地借り主」は寛政期から「地借り建家主」と表記が変わる。さらに文化期水帳では，「御貸地面」と記される代わりに寺嶋の名がはぶかれ，「地面支配人」，「地借り建家主」のみが表記されている。

「地面支配人」は寺嶋から直接新建家分の管理をゆだねられている層であろう。実際安永期の水帳では，瓦屋屋号をもつ2人の手代が「地面支配人」をつとめている。2人はそれぞれ「借地借り主」としても一筆ずつ名前が記されている。以後寺嶋の手代，兼安(寛政期水帳)，巨谷(文化期水帳)が「地面支配人」をつとめ，それぞれの水帳では世襲となっている。

地借りは大阪では少ないとされ，「守貞漫稿」には「江戸には地借と云て宅地のみ借用して家宅は自費をもって造り住む者多し，京坂には地借極て希とす」とあるが，「地借り建家主」はその名の通り，地面を借りて借屋経営を行なう層であろう。また「地借り建家主」は子あるいは親戚に相続される場合が多い。文化期水帳についてみと，「地借り建家主」のすべてが親からの相続である。かれらは新建家分の実質的な家主だったのだろう。ただし建物の形状や用途はわからない。「地面支配人」の主たる職掌は地代の徴収にあったと考えられる。「地面支配人」，「地借り建家主」が家守のように町政に参加できたかは不明である。

どうして明和分のみがCの形態をとるようになったのか。理由は開発手法の違いによると考えられる。慶安，宝暦新建家分は，規模も小さく，既成市街地に近接した部分で行なわれた。元禄分はたしかに規模は大きいが，宅地ではなく，作業場として使われていた土地の分筆である。ところが，明和分は，おそらく寺嶋が主体となった新しい開発で，地代収入をえることを目的としていた。そのため，Cの形態となったと考えられる。この地代収入目的の開発は，近世中期以降の寺嶋配下の瓦師の不振が関係していると思われる[14]。

6-1-3　近世末，近代初期の市街地

(1)開発過程

近世末から近代にかけての市街地開発を示す史料は文政4年(1821)の「瓦土取場絵図」，

明治8年の「民有地図」(大阪市土木局蔵，明治20年代以降の部分もある)，明治21年「内務省大阪実測図」である。

「瓦土取場絵図」は表紙に「摂州西成郡瓦土取場絵図弐枚之内西会所」とあり，文政4年に作成されたものを文政9年，弘化2年(1845)に改訂している。そこに描かれている範囲は慶安～明和新建家分をふくむ慶安期新建家以前の瓦土取場の範囲全域(図5-1-1のⅠ，Ⅱ)で，南瓦屋町水帳では知ることのできなかった明和期新建家東側の状況がわかる。また明治6年まで所在したとされる高原小屋が描かれており，おおむねこの時期までの，宅地割り，所有者の変化がおえる。

これをみると，西半部，つまり慶安～明和新建家分は奥行30間の整然とした宅地割りが継承されている。南瓦屋町に編入されず，したがってこれ以前の状況がよくわからなかった東半部(Ⅱ)では計画的な宅地割りがまったく認められない。水路も屈曲し，また敷地の仲を流れている。道路は高原通等の道路は貫通しているが，それぞれの宅地の接路性がわるく，幅1間から2間の路地風敷地で道路とつながる例がある。建家としては，高原通，善安筋ぞいの狭い筆にかぎられ，またその多くには「小屋」と記されている。また「空地」9筆，畑2筆などが見られ，「地図」に記された寛政5年の建家願い出が実際には行なわれなかったことがわかる。「天保町鑑」にいう「野漠(のばく)」といわれた荒涼とした景観をとどめていたのだろう。「野漠は諸工業の観物場」[15]であり，さらには観音坂を谷町筋にのぼったあたりには，遊所があったといい，まさに周縁的な場所であった[16]。

この絵図の最終期(明治6年頃)の状況を見ると，西半部では，寺嶋家配下の瓦置場屋敷が取り払われ，若干の合筆，分筆がみられるが大きな変化はない。東半部では狭小な宅地が集積され大規模な宅地が形成される。しかし道路，水路とも改善は見られず，既成市街地である西半部と接続をかろうじて保つ程度であった。

(2)所有者と役負担

元禄以降建家願場所の各筆の記号の凡例に「先年御年貢町役両役相勤候」とあり，南瓦屋町壱丁目からはなれて以降は，年貢負担のみとなったらしい。また間口奥行のほかに，各筆の面積が記入されている。近世都市においては役負担の間口割が通常であるが，これも年貢のみの負担となったことの傍証となろう。

新建家が町場から切り離され，ふたたび代官支配地にもどった理由はなんであろうか。次の2つの史料が参考になろう。ひとつは文化14年(1817)の「三郷火消年番惣代願書」にも「当時大坂市中ニ明借家多く，困窮仕候二付，追々掛屋敷等も離，其外渡世向も相窮メ」とあり，さらにこれまで表口10間の家を2軒に仕切って借家につかったり，「表住ハ裏店などへ仕替候向も有之故」と窮状をうったえ，難波新地や高津新地のように町続き在領も応分の負担をすべきとしている[17]。

また天保5年(1834)の「三郷惣代火消年番惣代願書」のなかに「近年市中続村方新建家

追々相増，当地借家之者，右在領へ引越，市中自分明借家多相成候」とあり，年貢銀のほかは，大阪市中では重要な負担であった川浚冥加金，御用人足賃銀，火消人足賃金等の諸役負担をおさめない。また下尿の処理代金の支払いに関してもトラブルをおこし，「市中建家と者格別勘定合宜敷故，在領段々繁盛仕，市中近来明家多有之段，相歎罷在候」と延べている[18]。

当地区の場合も，こうした近世後期の状況を考えれば，代官支配地の方が負担が軽く，さらに瓦土取場の年貢は定免三つとなっているのでなおさらである。

各筆には所有者の名が記されるが，「寺嶋」や「御貸地面」といった記載例はない。幕末には買得や譲渡によって寺嶋の手を離れていたのである。所有者の来歴をみると，地借り建家主の系譜を引くものが，西半部28筆のうち16筆あった。東半部では部分的に土地の集積がすすむ。とくに内安堂寺町住の陸田(播磨屋)金治郎は，文政期に１筆35坪の所有者だったが，明治６年までに10筆約4600坪の所有者となった。

6-1-4　明治期以降の変遷

「民有地図」(図5-1-9のベースに使用)によると，道路の幅員等若干の相違はあるものの，西半部に関しては，おおよそ近世の水帳付図に示された宅地割りを継承している。東半部に関しては，大小の筆が錯綜しており，計画的な宅地割りが行なわれなかった。明治21年の「内務省大阪実測図」によると高原通，善安筋，御祓筋の両側が市街地化されている。「遊所」や「小屋」の退転後そのまま市街地化したものと思われる。

また明治期になると居住者についても明らかになる。明治15～19年の諸商の規約[19]に連署された住所氏名から，当地区の居住者をぬきだしたものが表1-1である。これから蝋製造業が15軒あるのが目につく。この数は大阪市中製蝋業者(45軒)の３分の１にあたり，しかも13軒が西新瓦屋町(西半部，図5-1-1のⅠ)に集中している。

ここでいう製蝋業者は，おもに鬢付け油用の晒蝋(さらしろう)の生産者のことである。製蝋業は近世後期に生産独占体制がくずれ，大いに不振となったが，洋蝋燭用や糸の艶だし用に輸出が増大し幕末から近代初頭に活況を呈することになる[20]。当時の製法では晒蝋を干すために広い敷地が必要で，この地区のように，背割り水路が整備され，宅地割りが大きい土地が製蝋業に適してい[21]。また西側をながれる東横堀川が搬出入に役立っていたことは言うまでもない。

また東新瓦屋町(東半部，図１のⅡ)には小売業者が多く，善安筋や高原通りに面した敷地に居所をもつが，ほとんどが表借家の借家人であろう。

明治後期になると製蝋業者は激減し，大正初年には姿を消す。表1-2は明治後期の資産録[22]から作成したが，他の商売か，借屋経営（無職・金融がこれにあたる。）のを主たる収入源とする者がふえたことがわかる。。西半部の長屋街区は奥行30間の敷地を活用するために多くの路地がつくられることになる。この時期はちょうど大阪市の人口急増期に当たり，多くの製蝋業者が本格的な借家経営をはじめ，現在のような長屋街区が生まれたのである。一方，東半部では，土地経営規模の異なる他町居住の地主がそれぞれ長屋経営をおこない，長屋街区の形態も多様であった。

図5-1-10は当地区の土地所有者の経営の履歴をおったものである[23]。これらの例は500坪程度以上の土地所有者の典型例であろう。大正３年には大規模な文具製造業，中規模の印刷業者の存在が確認され[24]，それ以降，住工混合地域としての性格を強めていく。

(2)昭和初期の状況

今回の対象地区については、大阪市社会部による詳しい調査は行われていない。そこで、本項では、対象地区に極めて近くに位置し、開発状況が歴史的にも類似している谷町４丁目の調査報告[25]を通して、対象地区における昭和初年の状況を考察してみたい。

大阪市社会部による調査が行われた地区は、対象地区の北に隣接し、谷町筋以西東横堀以東の周囲に含まれる。この地区は、江戸時代初期、松平忠明の三の丸建設にともなって開かれ、元和５年に忠明が移封となり、大阪が幕府直轄地となると共に、下級幕吏の居住地となった。明治期以降に、幕吏の居宅が退転し、長屋街区となっていったと考えられる。

以下、報告書にしたがって、この地区の戦前における家屋状態、居住状態について述べる。

a)家屋状態

「本地区内に建築されている家屋の状態もその敷地と建物の関係や建物の大きさ或いは住宅そのものの構造設備に於いてまた住居の整頓その他の種々の点に於いてあまり不良のものはなく、密住地区で見受けられるような甚だしく非衛生的非文化的家屋はほとんど見当たら」ず、「従来調査した鶴橋中本方面及び泉尾三軒家方面のいわゆる密住長屋とは比較にならぬほど良質であ」り、この地区の状態が、決して劣悪なものではなかったことがわかる。

持家は全家屋数の約10％で残余の90％は借家である。これは、大正14年における『大阪市の家主及び借家統計』に示された総住宅数100に対する貸家数90.1とほぼ同じである。この地区における所有状態が、大阪市における平均的な住宅の所有状況であったことがわかる。一戸あたりの建坪を見ると、「３坪以上４坪未満の家屋が最も多く総数の38％を占め、次いで４坪以上５坪未満のものの25％３坪未満のものの14％の順序であり、一戸辺りの平均建坪は4.0坪」となっている。

次に家屋の様式は「すべて瓦葺木造建の普通長屋であり、棟割長屋、トンネル長屋の如き特殊なものは一戸もない」とする。中二階の長屋が存在せず、平屋建が71％、残りは二階建であることは特徴的である。

b)室数、畳数

家屋の室数に注目すると、２室の世帯が最も多く全体の67%に当たり、３室の世帯が16%、一室が13%となっている。平均室数は2.1室であり、町別にみれば1.6室から3.1室にわたって存在する。畳数は、平均が7.7畳であり、これも6.7帖から13.1帖まで分散している。

c)家賃・畳数

家賃はすべて月ぎめで、一ヵ月10円以上15円未満の家賃のものが最多で56%を占め、15円以上20円未満が24%、５円以上10円未満が16%となっている。また敷金は、一ヵ月以上一ヵ月半分未満にあたる家屋最多の21%を占める。そして、一ヵ月半分以上二ヵ月未満の18%がこれに次いでいる。おおよそ本地区では敷金は家賃の約２カ月分とみることができる。

d)居住者の職業と種類

報告書では、当地区の概要を総括して、「職業も洋服関係業者を始めとしてほとんど全部は比較的生活豊かな自営業者である関係等からして持家もかなりある」としているが、居住者の職業についても、くわしく報告している。

居住者の職業は、自営業が25%である。内訳はミシン及び裁縫業者に次いで印刷活版業者あるいは行商の魚屋・八百屋等となっている。そして俸給生活者が13%である。内訳は、商店員が多く、それより離れて会社員となっている。最後に一般労働者が61%と多い。大工、洋服工等が比較的多数であった。

社会部調査報告書から、対象地域の住居環境を検討すると、先に述べた状況よりもやや劣ってはいるが概略は同様のものであったと思われる。とくに対象地域の東半分は、成立事情も類似しており、ほぼ同等の環境であったといえよう。

その根拠は、

①空堀の位置が現在と同様であったとするならば、三の丸建設時に谷町地区とそれに隣接する北側の地区とは同様の開発を受けているはずである。

②明治期の地形図からその旧三の丸の地域を概観するに空堀以北には規則正しい東西70間南北32～3間の短形の町割の跡としての街区形態が残されているのに対し、空堀以南はそのような街区が見られず、谷町地区と北側に隣接した地区では地図上における市街化の状況が類似している。

③現在調査対象地区である谷町地区の主産業は印刷業であり、聞き取りに依れば、昭和初期には職人層が多数住居していたらしい。住民の財力としては谷町地区の方がやや劣るかも知らなかったが、職域が類似している。

④現存している谷町地区の建築物が、過去に不良住宅として調査されているような密住長屋と異なり、整然とした建築状況を現在も示している。

が、挙げられる。

現状から推察するに、明治期には谷町地区の方が中二階長屋やトンネル路地が多く存在

していたであろうと考えられるが、財力の差を考慮すれば、それも理解できる。

このように考えると、谷町の長屋街区における住居環境は、昭和初期にはa)～d)にみるようなそれぞれの点で北接する地域と大きくは変わらなかったであろう。わずかの範囲での地域的特性は存在しても、それより範囲を広げた地域としての共通点として、住居環境の類似性を挙げることは可能である。

5-1-5　まとめ

本稿では御用瓦師寺嶋家請地・瓦土取場の市街化過程を明らかにしてきた。その結果，西半部は寺嶋家の支配下である程度秩序ある開発がおこなわれ，奥行30間という大型宅地が生まれていた。道路，水路等の基盤整備も平行して行なわれた。近代初頭には，蝋商や製蝋業者が，規模が大きく，道路，運搬用水路，下水道などの基盤整備がある程度すすんだ西半部で蝋の生産をはじめた。そして人口急増によって住宅需要が増す中で，大規模な宅地には路地が通され長屋街区となっていく。東半部は近世には計画的な開発は行なわれず，明治の人口急増期をむかえ，不整形で，基盤設備不十分な敷地に長屋が建てられた。このため，環境が劣る長屋街区が形成されることになる。このように，明治期の長屋街区形成期の前段階における基盤整備の差異が，長屋街区の環境に大きな影響をあたえたといえる。

5－2　伝統的高密度居住地の形態的特徴と近年の空間変容

5-2-1　路地と長屋の基本的形態

(1)街路構成と街区の形態

前節で述べたように、対象地区は近世において主要な通りが縦横に通っており、その通り沿いに両側町がいくつか存在したが、それ以外の場所は全くと言ってよいほどに市街地化していなかった。

図5-2-1にあるように、対象地区を通る広幅員の道路としては、谷町筋側から「善安筋」「御祓筋」「骨屋町筋」の３本が南北に、東西には「観音坂」を通る「高原通り」が長堀通りと空堀通りの間に通っている。これらの開発以前の大道を「街路」と呼び、それによって囲まれた四角形の地域を「街区」とする。現在、大通りから街区の内側に向けて、直角に入りこむ細い道が多数見られる。この道を「路地」と呼ぶ。路地は、街区の中を東西南北に相互に連続したり、行き詰まりながら街区内部を伸びている。

また、対象地域内の北東部分に大通りではないが、近世から既に存在している路地にも見えるほどの南北通りの道が２本通っている。この道を路地とみなすかどうか意見が別れるが本論においてはこれらの道を路地とは考えない。それよりもむしろ大通りに近い性質を持つものとして考えることにする。

空堀通りは「街路」ではあるが、現在の商店街としての性格を考えた場合、他の大通りとは性格を異にする。そこで本論では、路地との関係における空堀通りの位置づけは行わないものとする。

近世古地図における対象地域の図と現在の地図を比較すると、観音坂の位置やそれぞれの大通りの呼称に合致する点が多くみられる。また対象地域における街路網の概形でも一致している。これらから、近世以来の街区の基本形が現存していると考えて差し支えない。本来、この地域は江戸時代に造られた街区であるから、谷町筋以西、東横堀川以東の町割に見られるように大略東西７０間南北32～3間の格子型である。１間を1.8ｍとすると、一つの街区の東西間隔は70間に対応するが、南北間隔が実際には32～3間に比べて、大幅に細長い。この原因を推察するに、近世における谷町付近が建築敷地造成を目的とした街区でないことから生じる不一致であろう。ただ、長堀通りが開通する以前に、長堀通りと一筋北を通る安堂寺町通りで造られた街区の長さを見ると、東西に走る主要通路の間隔はほぼ等しく、街区の縦の長さにも一定の規則性があったと思われる。　そして、昭和10年の長堀通りの開通によって不整形な街区が３つできる。空堀通り以南の谷町七丁目にも異なる大きさの街区が存在している。

本論では現在の谷町六丁目、谷町七丁目を北西にある街区から順番に番号をつけ、図5-2-2のようにⅠ～Ⅸの街区を決める。

(2)路地と長屋の開発単位

谷町地区において明治・大正期にまとまった長屋開発がされたことが予想されるが、その大家の名前は明治期の土地台帳にみることができる。それらの名前は聞き取りによって得られた借家形態を取っていた頃の大家の名前と一致しており、明治・大正による借家経営が行われていたことを示すものである。明治末期の地籍図において表されている敷地の所有者と借家形態を取っていた頃の最後の大家（現在も借家形態を取っている場合もある）とが同一家系であるものの地籍の分布を図に表したのが図5-2-3である。この内、街区Ⅲの南半分と街区Ⅳ、Ⅴの長屋建ての建物がおよそ明治時代の頃のものであると想像できるから、これらの街区のものについては図に表した地域で既に明治末期に彼らによる借家経営が始まっていたものと思われる。その時期に佐藤、大野、大矢、藤田、国枝、岡田、小森を筆頭に谷町地区を長屋開発し、少し遅れて浦谷、沢島、粟井、浅野らが長屋開発に着手し、遅くとも大正末期にはほとんどの長屋開発が完成されたのである。その中でも佐藤家による借家経営はこの地区においては多くの店子を抱えており、本家分家に分けて所有していたのである。その他には大野家が分家との所有を行っていたが、このような近隣地区において本家と分家とで所有している例は他にみられず、それほどの広さの敷地を谷町内に所有している例は少ない。

いずれにせよ、現存している長屋ストックというものが所有者をほとんど変えずに同一の経営形態で戦後、あるいは現在まで存続していることは谷町地区の居住環境において一つの特徴となっていることは否めないのである。

(3)裏長屋の形態

路地と長屋の形態を開発の単位ごとに整理したものが図5-2-4である。住戸平面は聞き取りからえた当初のものをしめす。建築年代は棟札等の史料で確認したものと、道路拡幅の時期等から推定したものがある。これによると表家に近世にさかのぼるものがあるが、裏長屋はおおむね明治20年代以降のものと思われる。

路地の形態は敷地の間口によって、広い場合はループ型、狭い場合は直線型になった。。角地には必ずＬ字型が採用された。汲取路地は近世の背割下水跡を利用している例が多い。また建築取締規則（明治42年）以降に開発された幅員の広い路地は街区Ⅶの西南部分の「佐藤うら」と街区Ⅵの東北部分の「浅野うら」のみで、住戸は新しい台所型である。平面の形態は敷地の奥行きが狭いためか、アイノマをとる余裕がなく（藤田うらのみ）室空間の構成はほとんど同じである。ここでは土間の形状で類型化できる。前土間型と片土間型がほとんど同数で時代差もみられない。トオリニワ型は数が少ない。共同便所は汲取路地が取れず、間口の関係からトオリニワをとることが困難な場合につくられている。

(4)谷町長屋の基盤施設の分布

a)井戸と共同水道の分布

谷町地区の上水道の分布について、『大阪市水道拡張誌図譜　大正４年』によれば、大正４年の上水道の分布のうち当初からあったものがほとんどであり、明治後期には既に存在していた。新しく付け加えられた水道は１ヵ所だけで、それは桃園小学校の南辺を東西に走る道の下を通る管である（図5-2-5）。そして、街区Ⅷの中ほどを東西に通っている管以外は、すべて街区間の大通りの地下を通っているのである。

明治44年の地籍図からわかるように、敷地はすべて大通りに面している。このことはその敷地が共同水道を備えているかどうかに影響してくる。なぜなら、大通り下の共同水道の管を長屋の敷地にひいてくるのに、他人の土地を通ることはできないからである。そのため上水道施設から直接に管を分岐しなければならなかった。その意味でこのような敷地の状態は、非常に好ましかったといえる。谷町の路地で共同水道がないところは１つもなかった。共同水道が存在しなかった地域は、各戸が早くから専用水道を備えていたと考えてよい。このことは、現在の空堀商店街の北側石垣よりも南側の部分についてもあてはま

る。各戸が空堀通りの上水道管から管を引いたに違いない。

次に井戸の分布状況を見てみると、各路地に少なくとも１つ存在している。この辺りは地下水が多かったようであり、戦前は谷町地区の多くの井戸が枯れることもなく地下水を供給していた。地下鉄の開通やビルの建設で後には出なくなるが、確かに長屋の集中する箇所に井戸も多く分布している。また街区Ⅸについては井戸も共同水道も分布図にほとんど見あたらないが，この外苦は大阪市の上水道網が細かく通っており、その必要がなかったのであろう。

井戸の分布と共同水道の分布を比較してみると、両者の分布状況には共通するものがある。井戸の位置と共同水道の位置が同じである路地が比較的多い。現在は井戸だけが残っているところも、昔はその横に共同水道があったという例もある。

井戸の位置は、その長屋の路地の形状によって決まるようである。つまり、行き詰まり路地は、その奥行きが長屋４～５戸分の場合は全体の中央部に位置する。奥行きが７～８戸分になると全体の手前に１つと奥に１つの計２つ配置される。これに対して通り抜け路地は、規則性のようなものは見あたらず、路地の傍らに配置されているだけである。ループ型路地になると、形が整形の場合は線対称に中央あたりに配置されている。不整形の場合は路地のそれぞれの直線部分に１つずつ配置されている。

井戸は明治後期から飲用に使われることはほとんどなかったはずであるから、１つの路地に多くは必要ない。共同水道も上の規則にそって作られており、井戸・共同水道ともに１つについて約8～10戸の住宅の必要を満たしていた。ただ、共同水道については、大通りに流れる本管から引いてくるのであるから、引くのに便利な位置のはずである。

ここで長屋の裏にある汲み取り路地の分布を合わせて見てみる。１つの長屋において複数の共同水道が存在する場合、それらを結ぶ線はこの汲み取り路地の線と一致することが多い。路地の中での配置はできるだけ経済的に行われているのである。

それでは、井戸と共同水道が同位置に存在することがあるのか。両者を同時に作るときは水廻りを同位置にして汲み取り路地をそこにとる。井戸の方が早く作られているのであれば、そのときに井戸廻りの空間が汲み取り路地を兼用し、さらにその空間を利用して共同水道を設けた場合が多いと考えられる。

b)上水道の分布

「大阪市第一回下水道改良誌　大正十三年」によると、全体としては西方向と北方向に下水を流している。この地区の地形的な特徴としては空堀通りの北に走る石垣を境に北は低く、南は高い。この北側の地域を３本の下水路が東から西へ流れているのである。最も北の水路は街区Ⅰ、Ⅱ、Ⅲからの排水を受けており、その南を流れる水路で街区Ⅴの全部と街区Ⅵの一部の排水を受ける。最も南の下水路は主に北の石垣の上から流れ込む雨水と街区Ⅴ、Ⅵの一部からの排水を受けるのである。これは途中で真中の水路に合流し、現南高校の裏の下水路に流れ込むのである。この分布図で気付くのは、第１に街区Ⅱとは反対

に下水の整備が行き届いていないことである。街区Ⅵの長屋では排水の問題が生活の上で大きな問題であったらしく、「昔は大雨の際などよく水がついた」という住民の声も聞かれた。

昭和17年の航空写真から起こした地域の屋根伏図に、この下水網を重ねてみるとすべての下水網に沿うように長屋の棟が並び、敷地上に長屋の配置を考える上で、排水経路が重要な要素であることは明らかである（図5-2-6）。下水網は必然的に敷地の境界を走る。旧三郷では、町割りの時点で敷地どうしの境界に背割下水が設けられたが多くの長屋が敷地境界に背中を向けていることは、これと同様に考えることができるのである。

c)共同便所と汲み取り路地の分布

図5-2-7に汲み取り路地の分布を示す。

街区Ⅰでは、整った形の長屋の裏には汲み取り路地が巡らされている。図に見るように長屋の棟が続いている場合、路地とは反対がわに汲み取り路地がないものがある。これは長屋を開発する際に、路地と住宅の奥行きを取った後に汲み取り路地の幅を取ることが不可能であったものである。ここでは、住宅平面をトオリニワ型にすることもゆるされず、やむを得ず共同便所を設けることによって問題を解決しようとしているのである。

街区の長屋は他の街区のものとは異なり、その建設時期が少々早いのではないかと思われる。これは先に述べたように大阪市の下水管が細かく巡らされていることからも推察できる。ただここでも長屋の裏に汲み取り路地が存在しており、長屋による開発の方法に大きな差はなく、その設備の充実という点にのみ違いが現れているのである。

街区Ⅳに見られる長屋はこの図からもわかるように、空間的にまとまった長屋が南北方向に並んでいる。この街区は下水道分布図で見ると中央を北から南へ向かって大下水が流れている。この大下水の上が汲み取り路地になっており、長屋の裏を連結しているのである。街区の北東部の長屋は家の裏の空間も狭く、住宅内にトオリニワもとることができない。ここでも共同便所が用いられていた。それ以外は汲み取り路地がないところでは住宅平面はトオリニワ型である。街区Ⅳの中央を東西に通る汲み取り路地は、石丸会長屋と末広会長屋の境界のものが最も大きい。この土地は現在でも帯状の細長い土地で、地籍図でも一筆地となっている。

街区Ⅴは汲み取り路地が最も多く分布しており、この街区に位置する長屋の平面がマエドコ型であることを示唆している。マエドコ型であればトオリニワの部分を意識的にとる必要がないのである。部分的には街区の北東部の長屋には、共同便所をもつものが存在していた。しかしそれを除けばほとんどが汲み取りによる処理を行っていたのである。この街区のような長屋と路地と汲み取り路地の配置が、普通の長屋の開発の状況であろう。街区の中央を東西に走る汲み取り路地は、昔は表の路地のように多くの人通りがあった。現在は１本南に地下鉄谷町６丁目駅へ抜ける道が通じているが、この図ではまだ見あたらない。またこの汲み取り路地と、先ほど述べた街区Ⅳの大きな汲み取り路地とは向かい合わ

せになっている。これは、「むかし肥汲み屋はほとんど汲み取り路地だけをとおって長屋の肥を汲んでいた」という意味をもつものかも知れない。

街区Ⅵは最近に桃園小学校の南側が新しくされたため、汲み取り路地のことは明らかではない。しかし、それ以外ではマエドコ型の住戸平面で汲み取り路地が裏に通っている。

街区Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの南の部分、つまり石垣の上の部分については、裏にそのような道をとることが不可能であり、敷地の面積も狭いので、共同便所を用いたのだろう。商店街沿いにもかかわらず、共同便所が３ヵ所も存在しているのもこのためかと思われる。

空堀以南については、街区ごとに述べることはできないが、たいていは汲み取り路地による。住戸平面についてもマエ土間型が予想されるのである。

このように見てみると、図上で長屋の棟の裏どうしが非常に狭いところでは、汲み取り路地は見られないことがわかった。そのような場合に奥行きがある長屋はトオリニワ型の平面を取る。奥行きもない場合は、共同便所を用いるようである。

5-2-2　戦後の空間変容

(1)土地と家屋の所有形態の変容

a)地籍図の分析から

谷町における土地の細分化を明治期、大正期、昭和戦後、現在の時点で比較してみることにする。明治の資料は前述の「大阪地籍図」明治４４年（図5-2-8）、大正期は「西部逓信地籍図」大正７年（図5-2-9）、戦後の資料は「大阪地籍図」、それに現在の地籍図（図5-2-10）である。

谷町地区は大きく西賑町、東賑町、田島町の３つの区域に分かれる。東西賑町の境界が、ちょうど街区Ⅱと街区Ⅴを半分に割るように、その中央を通っており、田島町の区域は空堀商店街の南側にある。明治期にはⅠ～Ⅳのそれぞれの街区は東西におおよそ２列から３列くらいの大きな敷地のまとまりに分けることができ、その分けられたそれぞれの敷地は、更に南北方向に数行に分かれていた。空堀商店街以北では西賑町部分がこのように規則正しく分けられている。東賑町部分は、大部分がこの規則にのっとっているが、街区Ⅲとその他の部分については細かく不規則に分筆されている。当然東賑町部分の筆数が多くなるわけである。

大正期の地籍図において、谷町地区の分筆状況を概観してみると、街区の東賑町の部分の最も北の地籍が３つに分筆されている。また東賑町部分の中央部付近で地籍の書換えがあったものと思われるが、それ以外は何ら分筆状態に変化は見られない。

ところが、昭和戦後の地籍図を見ると、大きな変化があちらこちらに見られる。まず昭和10年７月の長堀通拡幅完成によって、谷町地区の北部の街区が影響を受ける。特に変化を見せるのが西賑町に属する街区Ⅱであり、街区自体の面積が縮小してしまったのが解る。

それに、その西半分は御祓筋に平行に分筆を受けており、街区Ⅳの最も北の地籍もその一部分を御祓筋に面して４つ分筆させている。御祓筋のとの関係が重視されていたに違いない。

それと反対に東賑町の部分では、街区Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの部分でそれぞれ合筆が行われている。この西賑町における分筆状況と、東賑町における合筆状況という二つの相反する現象は対比的である。

谷町地区が時代に従って都市化される場合、住宅地として開発されてきたという歴史的な背景を考慮すると、本来の敷地は分筆を受けるのが自然である。だから、西賑町の街区ⅠやⅣに見られる分筆は予想されうるものであった。東賑町に含まれる街区ⅣやⅤに見られるような合筆は、借家ストックの併合、つまり借家規模の増大化を意味するのか、または工場の建設による敷地の増大化を意味するのかわからない。しかし、街区Ⅳの現在の長屋をみると、建て替えによる長屋ストック自体の変化はなかったものと思われる。

最後に現在の地籍図を見ると、谷町地区全体が非常に細かい分筆を受けていることが明らかである。街区Ⅳは南高等学校を、街区Ⅴは桃園小学校を街区の中に持ち、大きな面積の敷地が存在している。また、その中の数列は長方形の敷地が分筆を受けずに残存している。しかし、その他は明治期の地籍図に記された長方形の地籍が、それを区切るようにさらに細かく分筆されている。規則正しく分筆されているほとんどが、敷地の表通りに面した側に細かく間口を取って奥へ長方形が伸び、その内側に表通りと同方向の短冊形の敷地が規則正しく並んでいる。

b)敷地細分化と長屋開発

前述のように敷地の細分化に当たって、明治期において長方形の形をした敷地が現在のように細分化された状態を見るとそのすべてが長屋開発によるものであろうと思われる。これは後述の谷町地区の建物の分布状況を見ても、この地区のほとんど全てが長屋開発を受けたものであることが解るのである。長方形の敷地が現在のように規則正しく細分化された様子、つまり長屋開発を受けた敷地の細分化の様子にはいくつかの規則がみられる。

第一に長方形敷地の一辺だけが大通りに面している場合、敷地の大通り側にできるだけ多くの間口を取りＬ列表長屋を配置する。そしてそれよりも狭い間口で大通りから最も遠い側に１列裏長屋をとり、残った敷地を２列または３列に区切り同じ間口で裏長屋を並べる方法がある。この規則は基本の形であり谷町地区の長屋開発の後にみる分筆の方法はこの方地が最も多く、谷町区域内で17列見られるのである。ただ17列の中で２列は図に見られるように街区の内側に列がみられない。これはこの２つの敷地が所有者を異にしながらも大通りから垂直に敷地内を伸びる直線の路地を両敷地の境界で連結させるためであるものと思われる。

第二に長方形の敷地の隣合わせた２辺が大通りに面している場合、つまり長方形敷地が大通りの角地に存在する場合は、大通りに面している２辺は少し広い間口で表長屋を並べ、

残った内側の敷地に２列または３列の規則正しい敷地割を現在見ることができるのである。このような列は４列見ることができる。

三に長方形の敷地の向かい合った２辺が大通りに面している場合を見てみる。谷町に存在するこのような例は幅の薄いものしかなく、１列表屋があるのみとなっている。

第四に長方形の敷地の３辺が大通りまたはそれに類したとおりに面する場合、その３つの辺で少し広い間口の表長屋を並べ、その内の１つまたは２つの表屋の下をくぐって中に裏長屋がならんでいる。このことは地籍図では空白のままであり明確に現れてないが、おそらく未だ借家形態のままであり、分筆が行われていないものと思われる。谷町地区ではこのような例は２例見られる。うち１つは三角形の敷地である。

最後に長方形敷地の４辺すべてが大通りに面している場合、このような敷地は谷町地区の中では街区Ⅴに１ヵ所あるだけである。街区の幅が狭く表家を１列ずつ並べると、街区の内側に敷地が残っていないので、この敷地は表家ばかりの敷地となっている。

以上のような５つの大きな規則によって、現在の地籍図の状態に分筆されるのだが、それ以外にも前述のように分筆されないまま残存しているものがある。これには長屋による住宅開発を受けたものと、開発を受けないまま大規模な居宅となったもの、または工場となったものがある。空白な部分を地籍図だけで判別することは不可能である。しかし、谷町地区には本来小規模家内工業が多く、大規模な工場や居宅が少ないことを考えると、大部分の空白部分が借家形態であり、そのために分筆を受けていないと推察される。別図において、戦前の谷町地区の長屋による住宅開発が行われた地域を表したが、これから見ても、敷地細分化が長屋の戸別売却の結果と見なして間違いなかろう。

谷町に見られるこのような敷地の細分化は、戦後から現在にいたる間におこったものと考えられる。借家形式であった長屋の各戸が大家から土地と家屋を購入して、住人の所有となったとき地籍の上で分筆が行われるのである。

後で述べるが、今回行ったアンケートにおいて、借家形態の時分から居住していた人々にその土地と家屋の購入年代を尋ねてみた。裏長屋では、家屋の購入年代は昭和20年代初めから昭和50年代初めまでばらつきをみせている。その中で昭和21年から昭和25年までは特に多くの割合の家屋が購入されている。土地の方も同じく購入年代に幅があるが、昭和21年から昭和25に特に多くの購入が見られる。この散らばりはほぼ等しいものであり、特に昭和21年から昭和25年に多くのところで土地と家屋の両方が大家から購入されたと思われる。しかし、土地と家屋の購入年代の散らばりにも、少しながら年代分布の差が存在する。家屋の購入年代の方がわずかに早くから始まっており、昭和30年代までは土地購入年代よりも全体に少し早い方にずれている。これは家屋が先に購入され続いて土地が購入されたことを示す。この点で長屋における聞き取り合致している。

表長屋では、家屋の購入年代の散らばりは昭和21年から昭和62年まで見られるが、その大部分は昭和21年から昭和25年に固まっている。土地についても同じ様相を見せており、

土地と家屋ともに購入された事実は裏長屋に見られるよりも顕著に表れている。　表長屋と裏長屋ともに昭和21年から昭和25年にかけて、多くのところで大家から店子に土地と家屋が売却されたが、一部の裏長屋においては購入形式は両者一括というわけにはいかなかったようである。

このような土地の売却によって地籍が分筆を受けるのだが、この売却は戦後に徴収された財産税の納付が主な目的であった。

その根拠には、

①土地や家屋とともに、表長屋・裏長屋において昭和２１年から昭和２５年にかけて売却された事実と、財産税の徴収が時期を同じくする。

②長屋の聞き取りにおいて、購入の契機となったのが大家の財産税納付であったことが多くの人から聞かれた。

が挙げられる。

一方、借地借家法の改正や家賃地代統制令による影響も見逃すことはできない。借地借家法は、大正10年に制定されてから長屋の経営に対して幾分かの統制を行っていたが、わが国のそれは効果的な賃料拘束の規範を持たなかったという意味で、大家の側に有利な法律であった。しかし、昭和１４年の地代家賃統制令は、労働関係における最低賃金の保障や、小作関係における小作料の決定と全く同様に、憲法上の生存権理念の具体化のひとつである。つまり庶民を保護する立場をとるものであった。そうして、昭和32年には借地借家法の改正問題が起こることになる。

このような借家経営に関する法律の動きは、当然当時の大家に影響を及ぼす。一時的ではないにしろ、大家から店子への土地・家屋の売却が行われていったに違いない。本調査のアンケートにみられた長屋の売却においては、売却年代のすべてに対して、借地借家法や家賃地代統制令の影響がみられるのではないだろうか。

いずれにせよ、これらの２つの理由から、地籍の分筆が昭和21年から昭和25年にかけて多くみられ、その後も少しずつ継続的にみられたのである。

(2)長屋の増改築動向

谷町地区は戦前から建設されており、戦災による消失も免れている。現在の谷町の建築物の状況からも、それは容易に推察することができる。しかし、建築物の老朽化に対する方策として、増改築が年々行われるようになっていることも事実である。そこで、戦前・戦後の航空写真を比較することによって、当時の姿が明らかになるのである。そして、それだけでなく長屋の分布とその増改築の傾向も明らかになるのである。

ここでは、まず初めに昭和17年の谷町地区の屋根伏図から述べ、そうして昭和３５年までの変容、さらに昭和57年までの変容を順に述べていく。

a)昭和17年（図5-2-11）

この時期は、谷町の長屋の多くは依然として借家形態のままであった。地域の屋根伏図からもわかるように、大通りに面しては表長屋が建ち並び、それを中へ入ると裏長屋が軒を並べている。空堀通りの北を走る石垣と谷町筋の少し西を走る石垣（段差）よりも西北部分はまさに長屋地区とも呼べるべき状態である。

石垣が南にあるので、南側からの長屋へのアプローチは不可能である。そのため、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの街区では北側と東側、西側に表長屋が並ぶ。南北方向へ延びる北からの裏長屋の列は１列ほどでなくなり、東西方向に延びる長屋の列に変わっていく。

また街区Ⅳでは現南高等学校が、街区Ⅵでは桃園小学校が街区の核となって、長屋の配置に影響を及ぼしている。２つの学校がなければ、街区Ⅴよりも複雑な長屋群が存在しただろう。街区Ⅴには、中央に西賑町と東賑町の境界という秩序が存在するのである。

田島町の部分は西端部分が低くなっており、東西に行き来ができない。しかし、最も南の街区を除いて長屋の棟は東西に延びている。棟の並び方から最南の街区の北を通る道路がむかしはなかったことが推察されたが、昭和８年に新しく開通した道であったことが判明した。

b)昭和17年～昭和35年（図5-2-12）

終戦直後の航空写真をみると、第二次世界大戦における空襲によって谷町付近でも多くの家屋が失われた。しかし、谷町地区の西賑町・東賑町・南空堀町・田島町については、焼失したものはまったくない。それで、他の地域から焼け出されてこの長屋地区に入居した人々もいたのである。谷町に借家を持つ大家は、その多くを終戦後昭和３０年頃までに、手放さざるを得なかった。富裕税の徴収や家賃・地代統制令のためである。借家に居住していた人々と合わせて新しく入居してきた人々も、この機に持家として購入したのである。

昭和３５年では、多くの家屋が借家から持家になっているはずである。しかし、その増改築の様子は、それほどに激しいものではない。増築を行っているところはほとんどなく、大通りに面している家に僅かに見られるだけである。増築する場所としては、裏の空地が大部分である。改築は比較的多くみることができ、表長屋を含む表家が大半である。表屋に住む人々の方が経済力があったということか。裏家では、工場などが改築されただけで、裏長屋の改築が僅かしか行われていない。

街区別に分析すると、街区Ⅱの長堀通り沿いと街区Ⅴ、Ⅵの空堀商店街沿いに多く、街区Ⅴの表家も比較的多い。その他に、街区では区別していないが、松屋町筋と松屋裏町筋に挟まれた商店などの部分に多く見られる。

このように松屋町方面を含めて、この図において改築を行っている家屋は、表家のしかも商店を経営しているところが主であることがわかる。長屋の改築は、大通りに面する商業施設と街区内の大規模な工業施設から始まったと言えるのである。

c)昭和35年～昭和57年（図5-2-13）

この時期には増築はほとんど全く行われておらず、その代わりに改築が非常に大部分の

地域で行われた。谷町筋・松屋町筋をはじめ長堀通りに沿った地域は、ほとんどビル化され、御祓筋・善安筋・高原通り・空堀通りに面した表家で改築をしていない家もこの時期に行っている。そして何よりも、裏家の中でも多くの家がこの時期に改築を行っているである。１つの屋根として屋根伏図に書かれていたところが、細かく幾つもに分節された屋根を持つようになっている。裏家の建築物自身が耐久年数を超えており、改築を必要迫るものであったにちがいない。それと同時に改築に足る経済力を持つに至ったのである。街区ではⅣの全体とⅤの北半分、Ⅵの南半分が特によく改築されている。

このように、この時期に見られる改築は、表家ではｂ）の動きの続行という意味を持つ。そして同時に裏家では、居住環境の維持・管理のための改築という意味を持つのである。

(3)長屋建住宅の現況

図5-2-13は現在（昭和57年時点）の長屋建ての建物の分布状況を表している。他の２枚の屋根伏図と比較して、その中で大規模な増改築をおこなっていない部分の分布を表したのが図5-2-3-1である。街区Ⅰから街区Ⅸまで多くの部分で戦前長屋が残存していることがわかる。残存状況を表家と裏家で見てみると、明確な違いは見あたらず、ともに多く存在している。特に裏家だけについて、現在の街区Ⅰ～Ⅸまでについて長屋の残存状況を示したのが図5-2-14である。図には現状から推察できる限りの戦前の長屋の分布状況も併記している。

アンケート６番（３）の質問で、実際に増改築動向を住民に尋ねているが、

①増築・改築を行っていない…14.3%

②家全部を建て直した　　…24.2%

この結果をみても戦前の姿をそのままとどめている場合が14.3%あり、残りの61.5%のところでは、長屋自体は変わることないが何らかの増改築を行ったところである。つまり、全体の４分の３が依然として長屋であることになる。古い戦前からのストックは14%であるが、このストックがすべて良好であるというわけではない。

次に増改築は、一階二階の内外に関わらずどの改築の形式も３～４割が改築を行っており、裏の庭が存分に増築する例は12.1%であった。

そして増改築の年代は、裏家で昭和45年から50年である。一階の改築は昭和３５年～昭和４３年が多く、二階は昭和45年～昭和55年が多い。一階改築のラッシュと二階のそれとが段階的に訪れている点が特徴的である。また、裏庭に増築する例は特にどの年代が多いというのではないが、継続的に増築されている。

表家の資料は有効回答が少なかったため、ここではそれによる考察は控えるが、やはり裏家と同様の状況が想像される。

(4)まとめ

谷町は、近世以来、数度の開発を受けて今日の状態に至っている。当時の開発は、現在にも大きな影響を及ぼしていることが、地籍図の分析や古地図の分析から明らかになった。これらの開発が、地域の街区を形づくり、地域の性格をより明確なものとして与えたのである。

谷町では、近世以来の地籍の分筆状態から考えて、借家の経営を行うのに適していたといえるかも知れない。比較的整形の各敷地は、中に路地をとって長屋を片側、あるいは両側に建てるのに好都合であった。西賑町における数々の例の場合などは、その典型的な例である。

このような条件のもとで、明治期には多くの家主が谷町に借家を構えた。西賑町だけでなく、東賑町にも長屋が多く建てられたようである。戦前には谷町の借家経営はすでに方法的に確立していた。敷地の形状とそこに建てられる家屋の平面、そして汲み取り路地・共同便所などの生活に必要な設備の間には、明らかにパターン化された方法が見られる。ここに、谷町は借家経営の住宅地としての性格を持つに至ったのである。

この地域の長屋は、決して劣悪な環境にあったのではなく、むしろ良好な環境を形成したものと考えられる。家屋、設備、職業、いずれにしてもある程度の水準を維持していたのであろう。このような素地が、現在の谷町における長屋の生活を紹介しているが、谷町の長屋は、長屋ストックとしては良好であったに違いない。

戦後になって、家主と土地・家屋の売却により、多くの持家が誕生した。小規模でありながら多数存在する分筆地において生活する住民は、現在の谷町の主な構成要素になっている。

5－3　路地単位でみた環境管理の実態

5-3-1　路地の現況

(1)路地の景観

谷町六丁目、七丁目における路地は地域一円に分布しており、現在の地図を見ると東西南北にその伸びる方向や形を変え、あるものは行き止まりになっている。これらの路地を分析するにあたり、5-2節で述べたような開発単位ごとに路地の形を区切っていくと、路地群はその形によって分類できる。そして現在の路地群を、開発当時の路地の集合体として捉え、全体への分析へとつなぐものである。

一方、地域を区分する手段として、谷町地区では「振興町会」更にその下に「班」という単位を設けて、人々の生活の単位としている。この振興町会は南区に112存在するが、数

区分ずつにまとめて、全部で６つの連合振興町会にしている。この谷町地区は大部分がそれらの中の桃園・桃谷連合振興会の桃園地区であり、その中には４０余りの班が存在する。現在の班の線引きは、戦時中の路地の生活のまとまりを利用した「隣組」を利用したものである。「隣組」では、日常の生活をまとめる当番等のとりきめ、冠婚葬祭の互助やお互いの親睦を図るためのレクリエーション等が行われた。そして、「隣組」は開発単位である長屋の路地ごとのまとまりを利用して線引きを行ったものである。つまり、長屋ごと路地ごとのまとまりである開発単位が、戦時中の「隣組」を経て現在の「班」になったのである。したがって、開発単位による路地の区分は、地域の人々の生活を分析するにも効果的な方法である。

各類型別路地の居住環境と生活については、5-3-2項で述べるが、本論では、開発形態に起因する平面類型による分類が、その前提をなすものであることを記しておきたい。

路地空間の環境を構成するものとしてその両側の建築物の構造、ファサード（階数棟の連続も含めた意味での）が挙げられる。

現在の建物の分布はほとんどが長屋建住宅あるいはその改造を行ったものである。現在のさまざまな建築物に囲まれた路地も、当初の姿を復元してみるならば、平屋あるいは中二階、本二階の長屋を両側に持ち、棟の連続した瓦屋根の線をスカイラインに持つヒューマンスケールな景観を呈していたのである。それが個々の家の建て替えによって、一続きであった長屋の屋根は部分ごとに切り取られ、新しい構造、または異なったファサードを持つようになった。それらの変化は路地の居住環境、特に路地の景観に影響を及ぼしたのである。だから、現在の変容を知ることができる。また、建物分布によって路地景観の性質を見ることができる。図5-3-1は伝統的なファサードをもつかどうかによって路地を分類したものである。

(2)長屋の開発形式と路地の平面類型

6-1節で述べたように、谷町の長屋街区は歴史的に見ても、それぞれの敷地が開発の単位であったことがわかる。敷地の境界線は即ち、開発単位の境界であり、谷町地区の長屋群を分析するにあたって、このような開発単位を指標に定めることは有効な手法である。

長屋の内部を巡る路地群についても同様のことがいえる。長屋地区において、開発単位の境界は具体的に「切り戸」と呼ばれる長屋の路地どうしの間に設けられた戸によって表される。

対象地区である谷町六丁目、七丁目の長屋密集地区には長屋の至るところに「切り戸」が存在していた。これには長屋の密集地域に造られた一種の「非常口」の意味を持つ切り戸と、長屋の溝や裏に通ずる「サービス通路に設けられた戸」としての意味を持つ切り戸の２つがある。路地の類型化に当たって、大きな役割を持つのは前者の切り戸である。非常口の役目を果たす切り戸は普段は閉められたままであり、火事などの非常時にだけ通る

ことができた。そこは「袋小路」であった。現在錯綜したように見える路地群は、切り戸に象徴される長屋の境界によって細かく分節され、把握することができるのである。

具体的にはa)行き詰まり型路地（１）－直線型、b)行き詰まり型路地（２）－屈折型、c)通り抜け型路地（１）－直線型、d)通り抜け型路地（２）－屈折型、e)ループ型路地、の全部で５つの類型に分類され[26]、その分布状況を図5-3-2に表す。

開発形式と路地の平面形式との関係をみてみると、基本的に長屋の立地と敷地の間口によって決定されるようである。

対象地区においてこれらの類型によって分類を行うことにより、路地群の分布状況を更に類型別に把握することが可能となり、それによって路地と長屋を基本的な単位として、長屋地区における生活や環境を分析することができる。

a)行き詰まり型路地－直線型

大通りから、それとは垂直な方向に街区の内側へ向かって路地が入り込んでおり、そのまま大通りに出ることができない路地を「行き詰まり型路地」と呼ぶが、その中でも大通りからまっすぐに入り込み、すぐに行き詰まる路地のことを「直線型」と名付けることにする。アルファベットの「Ｉ」の字の形なので「Ｉ字型」と呼ぶこともあるが、この型の路地は、路地の行き詰まりが大通りから見えるという性質を持ち、最も簡単な形を持っている。いわゆる「路地」と言うときに普通イメージされるのがこの「Ｉ字型」の路地であると思われる。

b)行き詰まり型路地－屈折型

同様に行き詰まり型路地でも直線型とは異なりさらにそこから折れ曲がったり枝分かれをしている路地のことを「屈折型」と呼ぶ。これには様々なヴァリエーションがあり、行き詰まり型路地直線型よりもその覆う範囲は広いのであるが、その中でも直線型の突き当たりのところから左右両側に枝分かれをした形の路地を「Ｔ字型」と呼んでいる。その他にも屈折型は多くあるが、それらはひとまとまりにして「その他」としておく。

c)通り抜け型路地－直線型

大通りから街区の内側に垂直に入り込んでいく路地が、そのまま異なる大通りに出てしまう場合があるが、このような路地を「通り抜け型路地」という。そのうちの「直線型」というのは一直線の路地が異なる平行な２本の大通りの間をつないでいる場合の路地の形のことを示すものとする。実際には長屋による開発で生まれた路地についてのみ考えるのであれば、このような通り抜け型路地の明確な直線型というものが生じるということは、その路地とその両側の長屋が１つの敷地内に一斉に造られたことを示している。ところが谷町における街区を見てみると異なる平行な大通りの間隔が一般に大きいので直線型の例は非常に少ない。

d)通り抜け型路地－屈折型

同様に通り抜け型路地でも、路地の入口に面する大通りと出口に面する大通りとがお互いに垂直に交わっている場合がある。この場合この通り抜け型路地は鍵形になって通り抜ける形となる。このような形の路地を「屈折型」と分類することとする。屈折型における折れ曲がる状態は、升型のように大きく一回だけ折れ曲がるものである。Ｌ字型とも呼ばれる。

e)ループ型路地

最後の路地の平面類型として、大通りから街区の内側に入り込み街区の中を通って再び同じ大通りに戻ってくる路地を挙げることができる。このような路地を「ループ型路地」と呼ぶことにする。ループ型路地はＵ字型と呼ばれることのある路地でもあるが、街区の中では必ずしもＵ字型になっていないものも含めて、もとの大通りに出てくるものを総称してこう呼ぶものとする。また「通り抜け」ではないかという反論もあろうと思われるが、通り抜け型路地とは「同一の大通り」に通り抜けるか、「異なる大通り」に通り抜けるかという点で大きく異なり、そしてその違いは住民生活や居住環境を考える上で見逃すことができないと考えられる。よって本論では、「通り抜け型路地」とは分類を異にした方がよいと考えたわけである。またこの「ループ型路地」は本論で分類した路地の平面類型の５つの型の中では空間的には最も特徴的であることを付け加えておきたい。

以上のような路地の類型によって、特に路地群を把握しやすくなるのは、街区Ｖである。街区Ｖは特に路地が錯綜して入り組んでおり、この街区で切り戸の分布が重要になってくるわけである。図5-3-3-に街区Ｖの一部の切り戸の分布を示し、実例を示してどの様に類型化されるかを述べてみたい。

この図に見るとおり、路地はさまざまな区切り方ができる。しかし、聞き取りから得た切り戸の位置と開発単位の境界に注目すると、路地は類型化される。図の路地群は、１）行き詰まり型路地－直線型　２）行き詰まり型路地－屈折型の中でも特にＴ字型、３）ループ型路地、の全部で３つに分けることができるのである。ここでループ型路地の中の点Ａがうまく類型化されないように見えるが、ここは敷地の境界で、土地所有者どうしのつながりから切り戸を造らなかったらしい。

また図5-3-3では、現在人通りの多い路地として街区Ｖの中央を東西に一直線に通っているが、以前はこの中央に切り戸が存在した。この路地の存在する敷地は、本来一つの開発単位であり、この路地はループ型路地として考えることができる。点Ｂにも昔は切り戸があったか或いは所有者同志の間の合意によって切り戸が造られなかったのではないだろうか。点Ｂに今も残る段差も開発形態の違いによるものかもしれない。

このように現存する切り戸もあれば、現存しないものもある聞き取りにより、消えた切り戸は戦時中に取り払われたらしく、生活単位・開発単位としての路地が戦争という異常な状況のもとに防災面などの理由から「通路」としての機能を最重視され連絡できるよう

に取り払われたのではないかと考えられる。

以上のような考察から、谷町地区に密集する路地はその平面類型によって分類することが可能となり、その分布は図5-3-2のようである。

街区の大きさを見ると、街区Ⅰは三角形で他に比べて非常に狭いので、必然的に路地の数が特に少なくなる。北を走る長堀通のために、街区Ⅱと街区Ⅲも著しく小さくなっており、もとの街区の大きさをとどめているのは街区Ⅳ～街区Ⅵまでである。

路地の数について見ると、街区Ⅳには南高等学校が、街区Ⅵには桃園小学校が存在し街区の中にその面積を大きく占めているわけであるから、路地の数にも影響してくる。しかし、路地の数だけでいえば、路地による開発の程度はその分布によって街区□が最も著しいということができるかも知れない。

ここで路地に家の表側を面している家、いわゆる裏長屋の部分は、路地によって開発された区域である。街区Ⅳ～Ⅶに多くの路地が集中しており、開発が盛んであったことが分かる。特に街区Ⅴでは様々な形態の路地が混在している。

これらの街区で、谷町地区において一般的なものは街区Ⅳ、Ⅴ、Ⅵである。街区Ⅶはその中央部に北から南へ断崖が存在し、それを境界として東西の交通を阻む。このことは、そこにおける路地の形態を特殊にしており、敷地の境界付近の長屋の建て方に制約を加えることになる。つまり、行き詰まり路地やループ型路地による開発を行った場合、敷地の最も奥の長屋について、その裏のサービス空間（くみとりなどのための空間）をとることは非常に困難になるのである。また、災害時の避難の点からも変速的な路地を取らざるを得なかったのではないだろうか。とにかく一般的な街区であるⅣ、Ⅴ、Ⅵについては、そのほとんどが行き詰まり路地とループ型路地の二つの方法で開発が為されている。街区Ⅱ、Ⅴ、Ⅵの各地にみられるような通り抜け路地、屈折型による開発も一部見られるが、全体の路地数から考察するとそれらは例外であると見なしてよいと思われる。

それでは、行き詰まり路地とループ型路地はどの様に分布しているのであろうか。路地のタイプ別分布図5-3-2と前章で挙げた明治期における地籍図（図5-2-3）を比較すると、街区Ⅳ、Ⅴ、Ⅵにおいて、地籍図の開発単位と路地とがおおよそ合致することが分かるであろう。特に街区Ⅳ、Ⅴの西賑町の部分については、明治期の地籍のまま長屋開発を受けたことが明らかであり、東賑町の部分についても、おおむね同様のことがいえる。そして地籍図において、同一所有者の敷地が大通りに面する間口の巾の大小によって、その敷地が行き詰まり型路地による開発を受けるかループ型路地による開発を受けるかが決まることが分かる。すなわち、敷地の大通りに面する間口が最も狭い場合に行き詰まり路地による開発を受け、それよりも広い場合にループ型路地による開発を受けるのである。そして、間口が更に広い場合には、その敷地を２、３に分割して行き詰まり路地によって開発するか、あるいはループ型路地をさらに街区の中で屈折させることによって開発しているのである。ループ型の変形は、街区Ⅴの東南部分に見られる。街区ⅠとⅡにも間口の広い敷地

があるが、これは比較的新たに長屋開発を受けたものであり、建築上の数々の既製を受けたものなので、この地区では異例と考えられる。

また、通り抜け路地の分布に関しては、一般に数が少ない。直線型のものは、街区Ⅷなどに存在するだけである。Ｌ字型のものは街区の角地に立地する場合に存在し、街区Ⅶの西北部に存在するものは好例である。

5-3-2　環境管理の事例

(1)行き詰まり型－Ⅰ字型路地

Ⅰ型路地における長屋と路地の生活を簡単にまとめたものを表5-3-2に示し、以下に説明を述べる。

a)長屋と生活施設の配置

長方形敷地の中央を大通りから、路地が直線的に敷地奥まで入り込み、奥で行き詰まる。この敷地は明治時代には一筆地であり、後に昭和初期に長屋開発を受けることになる。谷町長屋としては比較的新しい長屋である。昭和17年の航空写真によると、現在の状況とほとんど変わらない。しかし、航空写真で見る限り昭和17年の時点では裏家は６軒長屋が２棟はっきりと識別できるのに対して、現在では屋根が細かく分節されている。これは、戦後の個々の買取りのため、連続した屋根が所々で途切れた状態を示している。

この長屋は、戦前は表家４軒と裏や12軒の計16軒でひとつのまとまりを形成しており、戦時中は隣組として受け継がれた。戦後に隣組が表家と裏家の２つに分割され、裏長屋12軒で１つの班を構成するようになった。一方、表家は他の表家と同じ班を構成するようになった。

宅地割りはすべて矩形で、表5-3-2のように各敷地は後ろ側の部分に裏庭（前栽）がとってあった。裏長屋各戸の裏庭の部分を通って、下水道が敷いてあり、生活排水はこの下水道によって排出されたのである。雨水は路地両側の溝を通り、途中で下水と合流して大通りの水管に流し込まれた。現在も、雨水は昔と同じ方法で流れており、下水は裏長屋各戸から大通りの本管に送られている。

上水道は、共同水道が表5-3-2の位置に配置されていた。２つの共同水道を表家、裏家共に利用していたのである。しかし、終戦後まもなく各戸に専用水道が敷かれ、共同水道は使用されなくなった。

戦前に路地の行き詰まりの場所に、井戸が配置され、主に物を冷やすために利用されたが、戦後水が止まり廃された。井戸のあった場所には昭和23年から地蔵が置かれた。

路地の奥には戦前から避難用の切り戸がある。また家と家との側面の間に汲み取り路地が存在しており、その入口にも縦長の切り戸がついている。この路地では２軒に１つの割合で、そのような空間と切り戸がある。サービス空間の様子は幅40cmほどで、長さは敷地

の奥行きと等しく敷地奥まで突き抜けており、この切り戸は現存する。

b)路地の構成要素

・舗装　長屋自体は比較的新しいので、当初から石畳敷の周囲をセメントで固めた舗装であったようだ。路地の両側には、当初から溝が設けられている。溝の縁石は自然石で、溝の内側表面はしっくいで塗り固められていたらしい。路地両側の溝を掃除することを「しっくい場洗い」と呼んでいた。

・井戸・水道　井戸は路地の行き詰まったところにあり、それを表家４軒と裏家１２軒で利用していた。明治初期の長家の井戸は、住民の飲料水供給の手段として必要不可欠であった。この井戸も当初はそうであったにちがいない。そして、さらに家主が共同水道を引き、飲料水を供給したのである。それに対して、共同水道は２ヵ所あり、それぞれの水道の利用範囲は奥行きの半分ほどで二つに分けられていた。井戸の水は洗濯に使ったり、すいかや豆腐を冷やしていたようである。共同水道水は飲料水や洗濯のすすぎにも利用されていた。

・便所　共同便所は、路地にはなかった。長屋建設の当初から、各戸には便所が設置されていた。汲み取りは、各住戸内の「トオリニワ」と呼ばれる、住戸を表から裏まで貫く細い空間を通っていたのである。

・門戸　路地の装置としての門戸は、路地を閉じた空間として、その性質を一層際立ったものにする。門戸は、表大通りから路地の奥方向への開き戸であり、縦格子が入っていた。この戸には門限があって、夜12時に貫抜きをかけて閉めていたのである。しかし、敷地入口の門戸は昭和42年の隣接する表家の建て替えを機に廃された。

・路地の景観　このような装置を持つ路地に、現在は植木や植栽がなされており、生活用具なども置かれている。これより次のことがわかる。

ポリバケツ等の生活用具はどこの家でも家の前に置かれており、植木を置いている場合は、１～２列である。それ以外はあまり物を置かず、路地の行き詰まり部分の物置に、地蔵用の道具が置かれている。

しかし、戦前期はこうしたことはなく、家守が長屋に住んでいた頃は、家主からの「路地にものを置いてはならない」という規則を家守によって徹底されていたと考えられる。この他にも「犬を飼ってはならない」など路地に関する生活についての長屋の規則がいくつかあったようである。

c)住民構成

昔は印刷屋の職人たちが多く住んだらしく、この点は前述のように谷町付近に戦前、印刷屋が多く居住していたことや印刷業が地区の地場産業的な意味を持っていたことと合致する。その上、現状では調査対象地区は「印刷業街」とされており、紙工業や糊工業の立地状況からも、納得できるのである。

d)路地の共用施設の維持・管理

路地の井戸・水道・溝・石畳などを管理するために、昔は当番を決めていた。その当番制は毎日交替するもので、その当番の印として拍子木が手渡されていたのである。

当番の主な仕事は

①軒に水をかける

②しっくい場洗い（表の掃除）

③路地を掃く

④拍子木を鳴らして夜回りする

⑤門限時に門戸の貫抜きをかける

である。②の「しっくい場洗い」とは表の溝掃除のことで、当初は溝を漆喰で固めたことを意味するのかも知れない。このうち③～⑤の仕事は女の仕事、④、⑤は男の仕事であった。これらの仕事は、現在すべてなくなっている。このうち②、③の仕事は、終戦後に消えてしまった。聞き取りによると、戦後女性が外へ働きに出るようになったため、それらの仕事が事実上不可能になったということである。

この他に、月の１日と15日の２回に６軒共同で下水（裏の溝）の掃除が行われていた。この下水は、各戸の裏庭をつなぐように流れていた裏の溝である。１戸だけが掃除することは不可能であり、非効率的であったのである。この裏溝掃除も、終戦後まもなく水洗化のため下水管が路地の下に通されたので消滅した。このように当番制は、戦争を機に次々に消えてしまったのである。

ところが戦後になって、この路地に地蔵が祀られるようになった。それからは当番制は、この地蔵の世話だけに行われるようになる。この時に生まれた当番が現在に至っているのである。

当番は３ヵ月で３軒（実質１ヵ月１軒）となり、その内容も

①地蔵の世話（月の１日と15日の花換え、毎日の水換え、お茶換え）

②隣組費の徴収（大部分を地蔵に費やす）

となり「月当番制」と呼ばれる。

また戦後は「班」の単位で区域を分割しているため、班長を各班に１人ずつ置いている。これを「年当番」と呼んで月当番と区別している。

このように路地の共用施設の利用に際して、戦前・戦後にわたって特別な規則はなかったようである。聞き取りによると、家主による借家経営が行われていた頃には、家守が統制をとっていた。家守がいなくなった後も、当時の話は住民のリーダー的存在である人物によって語られていたのである。家守が退いた後は、路地のたたずまいはそのリーダー格の住民の影響を受けるところが大きかったものと思われる。

e)長屋の単位としての住宅

長屋の各戸は、現在は部分的な増改築によって平面、立面ともに昔とは異なっている。もとは６軒長屋の各戸とも同様の平面を示しており、立面も同じであり、連続したリズム

を持っていた。この長屋では矩形の敷地に路地を挟んで二列に長屋が建てられている。

平面を図5-3-4に表すが、これは「トオリニワ型」と言われるもので、住宅の一階の一方の側面に沿ってトオリニワが抜けている。室空間はすべて建具または壁を介してトオリニワに接する。この長屋については前面から２畳、３畳、４．５畳の３室があった。表は出格子で、裏には縁が取り付けられ「センザイ」に面する。風呂はなく、便所が敷地奥のトオリニワの延長に造られていた。汲み取りは、表の玄関からトオリニワを通って行われていたのである。トオリニワは台所空間でもあり、へっついや流しなどの類が置かれていた。そこを汲み取り屋が通ったことになる。

一方、二階へ通ずる階段は表側の２畳の間の横、トオリニワと反対の側についていた。二階に上がると、６畳一間で裏に物干しがついている。

それぞれの部屋は、一階が表から順に「ゲンカン」「ナカノマ」「オク」と呼ばれており、ナカノマとオクが生活の中心になっていた。ゲンカンは接客・集金などの応対が主な用途であった。

ファサードは一階の千本格子が特徴で片引戸、二階は引違い窓１つに雨戸はなく戸袋もない。

f)家主による借家経営

この長屋は、表４軒裏12軒の借家経営であり、決して大規模なものではなかった。家賃は昔で15円～18円くらいであった。家賃については入居時期や入居家屋によって差があり、一概に裏家の方が安いとは言えない。同時に入居すれば、表家の方が裏家より家賃が高額であるのが当然であるが、入居時期が大きく違うために、かえって裏家の方が家賃が高額になった例も起こる。

聞き取りによると、この長屋住宅に入居するときには、既述したような完全な形の裸貸しは行われなかったようである。その代わりに入居時に「敷金」（家賃の約３倍）が必要で「敷金」は家主へ、「しにせ代」と呼ばれる畳・建具代は前入居者に支払われた。家主はこの契約を黙認していたようである。

裸貸しに対して「附け貸し」も見られた。これは家屋に畳・建具がついたもので、家屋や建具などの大部分が賃貸の対象になったものを言う。新しく引っ越してきた店子は同じ長屋の家々に引っ越しの翌日、マッチ箱、葉書、石鹸などを持って挨拶に回ったものである。

この長屋では、二階のまた貸しも行われていた。二階建て長屋では、店子が家主の了承の上、二階をまた貸しすることが許されており、経済的負担を軽くすることができた。

次に長屋の修繕についてみてみる。家主の借家経営のもとでは、昔は大部分の修繕を家主が請け負っていた。また専門の「おかかえ大工」が長屋におり、店子が家屋の修繕に金を出すことはほとんどなかったようである。例えば、多くの店子からの要望に応えて、広さ半間くらいの二階の物干しを無償で付設したこともあったという。

現在は、各戸が土地家屋を買い取っているので、各戸の請負であることは当然である。建て替えるときは、隣接する家屋との共通壁、共通構造材よりも内側に新しく建てるのが常であり、隣接する家屋の内先に建て替えを行った家屋は、壁面の部分の面積だけ敷地を減らして建て替えることになる。

家主が借家を経営するため、その管理人として家守を置いていたが、昔は家守の仕事として

①入居の際の立会い

②月末の集金

の二つがあった。しかし、戦前には家守は置かれなくなったようである。

g)長屋のつきあい

長屋と路地では、昔から親しい近所づき合いが持たれている。例えば家を空ける時に声の掛け合いをしたり、互いに荷物を預かったりしていた。これは現在も行われている。

昔は、長屋の住人同士でお金を集めてリクレーションとして年に２、３回くらい、旅行に出かけたことがあった。戦後になってからは、老人同士で旅行することはあってもその他はない。戦後の班としての行事は、昭和２３年頃から始まった地蔵盆だけである。

近所に祝い事や弔事があるとき、戦前は当番が各戸にお祝い金やお悔やみ金を集めて回った。祝い事で１軒につき５０銭、弔事で１軒につき１円という相場であったのである。これも現在は祝事・弔事ともに、その際のお祝いなどの額は長屋の老人たちが決める。この長屋のつき合いにおける長老たちの果たす役割は大きい。路地内での冠婚葬祭や諸行事等、特に後述する地蔵盆に関しては長屋の指導的存在であり、新入居者に対する長屋のまとめ役を担うこともある。

(2)行き詰まり型－Ｔ字型路地～末広会の場合～

Ｔ字路地における長屋と路地の生活を簡単にまとめたものを表5-3-3に示し、以下に説明を述べる。

a)長屋と生活施設の配置

この末広会の路地は、長方形敷地の中央を大通りより街区内側に向けて伸びる。そして、敷地の奥に大通りと平行に並んだ家並に行き詰まる。この敷地は古くから一筆地であり、測量の関係上、現在も一筆地のごとく描かれている。

戦前は表長屋５軒、裏長屋19軒の計24軒で一つの単位をなしていた。うち長屋建ては表に５軒建てが１棟、裏には８軒建て１棟・６軒建て１棟・４棟建て１棟の計４棟であった。戦前の長屋の面影を残すものは北並びに４軒、西並びに１軒、また表長屋に３軒である。また以前２軒であったものを改築して１軒としたものは３軒ある。

この末広会には、家賃の集金簿（現在では隣組費の集金簿）によると、昭和23年に26世帯が住んでいた。つまり、24軒に26世帯が住んでいたことになる。そして、昭和23年に26

世帯であったものが昭和35年には19世帯になった。現在、末広会には22世帯が含まれる。

末広会の宅地割は、長方形の敷地の上に御祓筋側に南北に向けて１列と、それと平行に敷地の最も奥に１列あり、残った敷地を２列に路地をはさんで区分している。そして全体の敷地のうち、御祓筋に接していない３辺にそれぞれ「汲み取り道」が設けられていた。これは裏長屋の汲み取りのため路地である。また当初はそれぞれの敷地には裏庭があり、「せんざい」と呼んでいた。小さいながらも緑に富んだ空間であった。センザイは、隣のセンザイとも汲み取り道とも塀で区切られていた。

このように宅地割された敷地の中で、戦前の下水道は表3-3のように流されていた。そのうち北側と南側に流れるものについては、大阪市が設けた下水管が入っており、昭和１０年位には既に通っていた。ところが、南並びの長屋には裏にそのような管が埋まっていない。必然的に、前の路地の両側を流れる溝に、生活下水を直接流していたのである。現在は住戸の裏には、すべて大阪市の下水管が整備されている。

一方、雨水は図のような径路で、御祓筋まで流されていた。これは現在も変わらない。ただ長屋の西並びの家の前には側溝が設けられておらず、この部分は裏側の下水の方へ直接流し込んでいると思われる。

上水道は、共同水道が図の位置に全部で３つ配置されており、戦前まで利用されていた。そのうち、最も表通り寄りの共同水道は終戦後早期に廃された。共同水道を使用しない現在は、各戸の前に水道管が埋められており、専用水道を引き込んでいる。

末広会には門戸がなかった。長屋の路地の入口がトンネル路地で、Ｉ型路地で聞いたような小さな屋根付きの門戸は存在しなかった。トンネル路地の部分は石畳敷きで、路地両側の壁は板壁が続いている。

この長屋の切り戸は、路地が南北に行き詰まる位置に設けられていた。この切り戸から汲み取り屋が裏の汲み取り道（市道）に入ったのである。普段は切り戸は閉まっている。これを開けておくと、路地以外の人が通るようになって用心に悪いのである。

b)路地の構成要素

・舗装　　末広会の路地は昔から石畳敷きで、現在は石畳を敷いた残余部分にセメントで舗装されている。路地の溝も昔からセメントで作られている。溝の縁は自然石で作られ、幅20ｃｍ位の現在の形とほぼ等しかった。

・井戸・共同水道　　路地の中に２ヵ所あり、そのうち奥に位置する井戸は昭和30年には存在していたことが聞き取りによってわかっている。他の１つは既に水が出なくなっていたが、同じ地点に共同水道が敷設された際に廃された。戦前には表家も使用していたことがあったらしい。しかし井戸が１ヵ所になってからは、井戸の水を得るために表家・裏家とも１つの井戸に集まることになった。そして残った井戸も昭和40年位に家の中に取り込まれ、現存しているが、使われることなくふたをされている。

共同水道は、前述したように井戸の後に設けられた１ヵ所を含め、計３ヵ所に設けられ

ていた。大通りに近い第１の共同水道は、表家５軒と裏家７軒ほどで利用された。第２はその奥の裏家７軒ほどで利用された。第３に最も奥の水道は、当初から「奥の並びの人のため」に作られたものらしい。これらの共同水道は、第１のものは家屋の建設によって廃され、第２は家に取り込まれ、第３は横の家屋の建て替え時に消えた。

共用水道が付設されて、井戸と共同水道とが併用されることになる。井戸水はもっぱら物を冷やすために使用され、共用水道水は飲料用、洗濯用に使用された。場合によっては、井戸水が洗濯用に使用されたこともあったらしいが、おおむね井戸水、共同水道水の使途は区別されていたようである。

・便所　　この長屋には昔から共同便所はなかった。表5-3-5を見てわかるように、敷地の中程に、裏の汲み取り道に通ずる細い空間がある。汲み取り屋はこの空間と、２ヵ所の切り戸を通って各戸の裏に到達していた。汲み取り口は汲み取り道上にあったからこれで用が足りた。現在は、汲み取り道も各戸の水洗化によって不要になり、隣接する家屋の建て替え時に室内に取り込まれたものもある。

・路地の景観　　現在の路地の状況を表したのが図5-3-10である。
数多くの生活用具が路地におけれており、生活用具が置かれていない所を植木によって演出する。路地の通路空間の部分に置かれているものは、植木鉢１～２列、自転車１列が標準である

昭和25年ごろまで、植木、植栽等が路地に出ていることはほとんどなかった。昭和30年には既に植木鉢が出ていたらしいが、現在では植栽、自転車、ゴミ箱などが出されている。戦前は、路地に物が出ていないばかりか、「住民たちが、路地の石畳を磨いて美しさを自慢していた」らしい。それほどに路地の環境に注意が払われていた。

c)住民構成

末広会は、現在はサラリーマンなどの多種多様な職業を持つ住民によって構成されている。昔は職人が多く住んでいた。全住民の４割程度は少なくとも職人であり、自宅で仕事をしていたのである。その中に大工の職人も必ずといってよいほど含まれていた。その大工は、家主の「おかかえ大工」であることが多く、末広会の場合もそうであった。彼らは長屋のメインテナンスを任されており、雨漏りや物干しの取り付けなどを修理していたのである。

d)路地の共用施設の維持・管理

戦前の路地の当番は「男は帳面をつけて、女は手伝いをする」という言葉からもわかるように、男は集金、女は仕事をすることであった。ここでいうように、戦前から路地の住民は、共役費のようなものを出していた。路地の生活を豊かにする試みを行っていたのである。

路地の管理には「長屋しゅうとめ」と呼ばれるリーダー格の人物による監督が、大きな影響を及ぼしていたものと思われる。現在も、長屋姑であった人物については住民に語り

継がれ、当時の影響力の程が推し測られるのである。

路地の共用施設の使用の際に、むかしは家主の規制というものはなかった。この長屋には家主と家守も住んでおらず、住民の生活に対する干渉は不可能であった。むしろ住民が自ら規則を守り、長屋姑によって統制がとられていた。戦前に「路地に物をおかないように」「洗たくものは路地側に干さないように」などの規則があったのも、成文化していたのではなく、長屋姑による不文律であった。ただし、決して長屋姑が単独でまとめているわけではない。例えば、住民を戒めるにしても、井戸端会議の中でたしなめるなどの方法を使ったのである。長屋姑が存在しない現在は、住民相互の牽制によって、路地の美観が保たれているようである。

現在の当番は、月当番と年当番（班長）の両者があり、前者は会費の集金が主な仕事である。月当番は昭和23年より始まり、当時は月額５円であった。月当番は集金したものを班長に渡して、班長がそれを保管していた。末広会には地蔵も稲荷もないので、そのための当番はない。

昭和23年の集金簿を見ると、支出用途の第一は、路地に備えつけられている街灯の代金とその電気代である。第二は、路地の溝フタ制作材料費に割り当てられ、残りは南区消防署建築費寄付金、南区役所修理費寄付金に割り当てられている。集金簿における記入項目の順を見てもわかるように、まず路地の住居環境（電灯、溝）に費用が割り当てられ、その後で公事に割り当てている。彼らにとっては、小額であろうと居住環境の改善が第一であった。集金簿には月ごとの集金当番が押印しているが、昭和23年から、毎月異なる印が記されている。これは、少なくとも月当番として集金の係が持ち回りで行われていたことを示す。

帳簿の中で月額が多いことがあるが、急な必要が生じたためと考えられる。例えば昭和23年12月に、24軒分と思われる計480円が集金簿に記されている。これは月額換算すると40円にもなるのである。

ところで先に「電燈代」と書いたが、末広会には電燈が路地の中ほどと路地の奥に設置されており、その２つの電燈は夕方になると毎日点灯されることになっている。前述した「街灯のための代金や電気代」は、この２つの電燈の費用やその電気代のことであり、これらは現在も存続している。毎月の末広会の会費にはこの電燈の電気代が含まれるのである。

ここでこの電気代と、各戸の長屋の中での配置の関係について触れることにする。ただし以下の記述において長屋の棟の配置を東側の棟（表長屋）を東棟とし、西側、南側、北側に位置する棟をそれぞれ西棟、南棟、北棟と呼ぶことにする。末広会集金簿の昭和25年３月以降の集金表を調べてみると、全19世帯のうち、東棟（表長屋）の５世帯は路地内の電燈を使用しないという理由で費用は50円に限られている。それに対して、２つの電燈が設置されている直線部分に面する北棟・南棟合わせて11世帯については費用は90円である。

つまり差額の40円は電気代に費やしていることになる。一方、奥に位置する西棟の３世帯は70円を支払っている。即ち電燈代に20円を費やしているのである。このように、路地の中での家屋の位置による電燈代の差は、末広会集金簿に現在に至るまで見られる。表に会費の移り変わりをまとめてみたが、そのすべてにおいて、北棟と南棟が最も多く電燈代を支払っており、次いで西棟、電燈代を支払わないのが東棟となっている。この電燈代徴収にみる家屋の配置と費用の関係は、路地に対する住民の意識を表していると考えられる。つまり、電燈によって家屋の前の路地の部分が照らされているかどうかが問題なのである。それと同時に、路地の中で、電燈２つが設置されている直線部分と、設置されていない直線部分を区別しているのである。この電燈代の差を決定した時には、特に長屋の「ならび」同士の間の区別が明確に行われていたと思われる。興味深いのは、西棟の住人は家屋に到達するために２つの電燈を使用するのに対して、北棟・南棟の路地入口側の住人は、１つの電燈を使って家屋に到達できる。西棟の住人の方が電燈を多く使用しているにもかかわらず、西棟の住人は北棟・南棟の住人よりも安い費用で済む。このことから、電燈を使用する人間ではなく、電燈によって照明を受ける路地によって費用が決定されていることがわかる。この区別が現在においても暗黙のうちに踏襲されていることも長屋の住人の気質なのであろうか。

e)長屋の単位としての住宅

末広会の長屋は、南棟の最も東の位置が家主の所有であった。それで南棟の裏長屋は長屋の平面としては特異であったと思われる。しかし、その他の長屋住宅は、一棟の長屋を構成する単位・ユニットの集合体として考えることができる。

入口から室内にはいると台所土間の空間が３畳ほどの広さであり、その土間と並んで西側に２畳の間がある。この２畳の間から二階は西側に階段がついているのである。２畳の間と土間のある一階の奥には６畳の間があり、階段のちょうど下の部分が押入れになっている。６畳の間の奥には幅40ｃｍ弱の板縁が敷いてあり、その縁の奥の西側に便所がつくられている。長屋の裏側は裏庭で「せんざい」と呼ばれる。二階に上ってみると、６畳の部屋が１つだけあり、表裏両側に窓が備えてあった。表の路地側に向く窓には、雨戸がなく、裏は物干しが設けられていた。その物干しは現存しているが、多くの家で増築の際に新しく修復を行っている。

各々の部屋の用途を見てみる。一階については２畳の間は主に食事に、６畳の間は居間兼寝室として使用されており、来客の接待も６畳で行ったようである。土間になっている台所では、炊事は路地の方向を向いたり、家屋の側面を向いて行われた。この向きは家によって違ったようである。子供のいるところでは、２階に子供を住まわせ、家で仕事をしている家は２階で専ら仕事をしていた。この家にも風呂がなく、住人は銭湯に行っていたのだろう。そして、どこの家にも裏手に奥行き６尺位の裏庭（センザイ）があって、周囲を高い塀で囲まれていた。現在はセンザイの場所に増築を行う家が多く、完全な形で残っ

ているものは少ない。

長屋のファサードは、同時の形をとどめるものはほとんどない。聞き取りより「中連子窓のように見える格子窓は当時は地面まで続いていた」らしく、入口の戸は片引き板戸であり、入口は一階ファサードの中央に位置していた。全体は本2階建てで、末広会の長屋は表家・裏家ともに本2階建ての長屋であった。現在は増改築のため、ファサードのリズムは失われつつある。戦前は、路地の石畳のリズムと相まって長屋の格子のファサードの繰り返しが見られた。また二階は雨戸がなく戸袋もない。これは、一階ファサードの連続性に対して二階ファサードの単調性を生み出しており面白い。

借家人が居住する場合、昭和3年に裸貸しが行われていたことがわかっている。戦前でも、借家形態の時期の後半になると裸貸しは存在していない。裸貸しが行われていた頃は、引っ越してくる時に建具、畳を持参してきていたのである。

f)長屋経営について

末広会の長屋は、長屋の中に家主も家守も住んでいない、ある意味では自由な長屋であった。家賃の徴収は、家主の番頭が月末に集金にまわってくる方法で行われていた。家賃は、これも他の路地と同様に、入居家賃の程度や入居時の家賃の相場によって決定されるのである。昔は、大体15円から18円ほどであったが、古くから入居している家はそれよりも安かったらしい。これは「据え置き」を意味している。戦後すぐには50円位であった。そうして戦後まもなく、昭和23年に借家経営が廃止されるのである。前述のように家主と店子の関係は厳しいものではなく、店子からすれば非常に住み易い長屋経営であったようである。家屋の修繕についても、すべて家主の請負であった。ただ「長屋では家屋を大切に使用していたし、それを誇りにもしていた」ので、家主による度重なる修繕は必要なかった。また、共用施設については、昔は共同水道代を長屋内の軒数で割って負担していた。井戸や共同水道はあまり破損しなかったというから、石畳の破損も家主による修復であったがそれほど大きい負担ではなかったであろう。現在では、長屋の入口にあるトンネル路地の部分が共有地となっており、この部分についてのみ共同負担することを決定している。共有地に関わる税金などの経費は、末広会の特別会計より支払われるのである。

g)長屋におけるつき合い

末広会には昔から地蔵がなく、日常的な生活の中でのつき合いが主体である。昔は、年に1、2回は末広会から旅行などのレクリエーションを行い、町会の運動会にも参加していた。末広会での旅行は消えてしまったが、運動会は現在も残っている。路地を媒介とした長屋全体の共同体は非日常的な行事を持たなくなってしまったのである。

それに対して、日常的な冠婚葬祭については、末広会独自の「きまり」として挙げている項目が、次に挙げるとおり幾つかある。（1）長屋内の住人に長男または長女の出産があったときに、末広会からの御祝いを贈る。（2）香前（こうぜん）、初七日、きり上げ、1年目の法事（一周忌）の御見舞金を贈る。（3）結婚祝を贈る。以上の3つであるが、

この他に「きまり」ではないが、高津神社の夏祭りの寄付金を払うというのがある。冠婚葬祭については上に挙げた以外にも、個人がそれぞれ有志で贈っているものがあるが、これは強制的な意味は全くない。このような末広会としての出費のために、月当番が各戸に月額を徴収して回るのである。その他特別な出費に対して、特別会計を設けている。

(3)通り抜け型路地－直線型

通り抜け直線型路地の例における長屋の路地の生活を簡単にまとめたものを表5-4-3に示し、以下に説明を述べる。

a)長屋と生活施設の配置

この路地は平面類型の中では、通り抜け路地－直線型に属する。この形は、戦前のまだ家主さんが借家経営をしていた時から変わらずに残っている。明治時代の地籍図には、この長屋の長方形の敷地は一筆になっており、そこに1列の裏長屋と1本の路地が存在する。長屋の各戸から路地へは南向きの間口が連続しており、路地は長方形敷地の南端を通っている。長屋は裏家12軒だけで一人の家主の借家であり、東賑町5番地と呼ばれていた。このまとまりは現在も続いており、数軒が改築・増築を行ったが、全体として長屋としての連続が見られる。この街区は表長屋がないので、谷町では珍しい。

各戸は住宅の裏側にセンザイをもち、住宅部分とセンザイとの間に、東から西へ向かって共通の溝が流れている。そうして東賑町と西賑町の境まで来ると、北向きと南向きに分かれてさらに大きな下水に合流する。各家庭からの生活排水はこの溝を流れる。一方、雨水は、路地の北側の側溝を東から西へ流れ、これも生活排水と同じく下水溝へ流れ込むのである。長屋の並びの北側には、昔の汲み取りのための空間の名残を見ることができる。昔はこの空間が間中（0.5間）の広さがあったらしい。汲み取り道の真下には下水管が通っており、昭和32年に水洗化された後は汚水は専らこの管を通るのである。しかし、裏の溝が以前と同様に使用されているのは、まだ下水の一本化が行われていないからである。

水道については長屋ができた当初から各戸に専用水道が設置されており、路地の下を通って善安筋のしたの本管に合流している。この長屋には入口の門戸は昔からなかったようである。また切り戸は、12軒長屋の並びの最も東側の裏へ抜ける入口に1つと、その並びの西から3軒目辺りに同様に1つあった。そして、この長屋の南隣りの長屋の中を通る路地の出口の切り戸が、図のAの部分に見られたそうである。戦時中に空襲の避難用にその戸は取り払われ、現在では路地への入口として人々が日常通っている。

b)路地の構成要素

・舗装　　現在の路地は路面がセメントで舗装されているが、これはかなり以前からのものであろう。長屋の路地の奥まで車が入ることがあるために、早くからセメント舗装がされていたのかも知れない。また既述のように、路地の北側だけに、セメントの雨水用溝がある。本来、路地の南側の並びからの雨水の受ける溝があるべきだが実際にはない。実

は南の並びは、この路地に面さない。間口は南に向けて開き、溝も１本南にある路地に設けられている。

・井戸・共同水道　　以前は長屋の裏手に古井戸があったらしいが、現在はその跡も全くわからず各住宅がどのように使用されていのか定かではない。この長屋は水道が非常に早くから整備されており、各戸には専用水道が引かれていた。大正期の大阪市の上水道管の分布図をみれば、この路地の下まで水道管が来ていることがわかる。そのため共同水道は、この路地には存在しなかったのである。

・便所　　各戸に便所があり、裏の汲み取り用空間から汲み取っていた。共同便所はなかったが、南側の長屋には共同便所があったらしい。敷地の幅が狭く、汲み取り道をとることも不可能であったのだろう。住宅の前後を路地に挟まれ、住宅内にトオリニワをとることもできない場合は、共同便所に頼らざるを得なかった。

・路地の景観　　現在の路地の状況を図5-3-6に表す。これより次のことがわかる。生活用具が置かれている場合は、植木は少なく、側溝よりも家の内側には、多くの植木鉢が並べているが、側溝よりも路地側には多くとも２列の植木が並べられている。この路地は、北側並びの長屋の私有であり、路地の南側には植木が少ない。また、車の進入があるため、通路としての路地空間に対して各戸が引いた形となっている。

以前は長屋と路地は非常に整然とした状況であった。植木などの植栽もなく、そのような余裕もなかった。しかし、戦後家主から土地と家屋を買い取った後に徐々に植木などが路地の傍らに置かれ始めたのである。

この長屋は路地の付近に共同施設が余り存在しない。したがって、住空間でその施設を巡る規則もたいしてなかったようである。ただ裏の溝については、特別なきまりはなかったが、現在は当番を設けて維持をしている。当番については次で述べる。

c)共同施設の維持・管理

この路地には共同施設と呼べるものが、唯一裏の溝だけであった。これは現在も変わりない。溝を維持・管理するために、戦後から「溝当番」を決め、月に１度、月末に溝当番が声をかけて、裏の溝を一斉に掃除しているのである。この当番は１月交代で各世帯に回される。

d)長屋の単位としての住宅

各住戸とも間口は３間あり、２間半のものがわずかにある。

ほとんどがマエドコ型の平面で、トオリニワ型のものはわずかに１軒～２軒であった。これは、裏に汲み取り道が存在していることと合致する。

この中の一つの平面を表したのが図3-7である。住宅の広さは、長屋の割りには広く、一階に３室、二階に２室あった。一階は各戸が仕事場にしており、決まったプロトタイプはなかったようである。裏はセンザイとの間に縁側が作られていた。センザイと汲み取り道の間には塀が立てられていたのである。

裸貸しではなく、おもに附け貸しが主流であったようである。またこの長屋には、二階の間貸しが行われていたことも明らかになった。

二階の物干しは長屋が建設された当初から、それぞれ家の北側に設けられていた。現在も物干しは残っている。

e)家主による長屋経営

昔から管理人である家守はおらず、家主の会社の社員が家賃の徴収にきたらしい。終戦前の昭和１９年に家賃が裏家で２０円前後、表家で３５円前後であった。家主はさほど厳しくなかったが、家や共同施設の修理は住民が負担していた。家主と店子は口をきくこともなかったようである。

戦後に家主は財産税納税の折り、物納の代わりに長屋売却の代金で納めた。しかし、店子の都合で売却も一度に行われたわけではなく、２～３軒は借家のままであった。その点では融通の利く家主であったと言えよう。

ｆ）長屋の中の冠婚葬祭の際は、現在は「お返しなしの500円」が通例になっている。これを「つなぎ」と呼んでいる。「つなぎ」は、出産・見舞い・厄年の時にも集められる。「つなぎ」を集める人は、通常は当番だが、班長の場合もある。気付いた人が集めるようである。

現在、班長が主体となって振興町会の回覧板が回される。班長は他にも町会費を徴収し、戦時中は隣組費として徴収された。

レクリエーションとしては、長屋から年に１回旅行に出ていた頃もあったらしい。そのために、住民は月掛けで費用を積み立てていた。昭和３０年～40年のことである。

g)路地における土地の占有意識

路地は現在それぞれの家の私有地となっている。つまり、南に並ぶ長屋の住人の所有ではないのである。といって南並びの家からの出入りを拒むわけにはいかない。そこで南側の長屋から路地に出るための戸は、例外を除いてすべて引戸になっている。自分の領域を守る意識がそうさせているのである。

(4)通り抜け型路地－屈折型

通り抜け屈折型路地の例における長屋と路地の生活を簡単にまとめたものを表3-5に示し、以下に説明を述べる。

a)長屋と路地の配置

この長屋は桃園小学校の南に位置している。直交する２つの大きな通りに通り抜けるＬ字型の路地であり、「大矢うら」と呼ばれていた。昔から路地の形は変わっていないようである。

Ｌ字型のそれぞれの直線部分で生活がまとまっており、ここでは南側の東西に通っている路地を調べた。この部分は全部で20軒あり、明治期の地籍図では敷地の形は長方形では

ない。表家の数軒を含んで非常に細長い敷地である。現在の班分けでは、路地の入口に変則的な家が1軒あるが、それ以外では昔と変わらない。

敷地は空堀の石垣に北接しており、その中央を路地が通り、その両側を一定の間口で裏長屋が東西に並ぶ。直線部分の突き当たりのところに稲荷がある。

昔は水路が表と裏に1つずつあるが、裏の溝は石垣から流れ込む雨水を排水するために使われた。その雨水は長屋中央で表の路地側の溝に合流し西に流れるのである。一方、各家庭からの生活排水はそれぞれ前の溝に流され、西へ流れる。雨水・生活排水が合流して稲荷付近で北へ向かう。そうして小学校南の下水に入るのである。この経路は昔からわからないが、現在は便所の水洗化に伴い、路地下の下水管に流れ込むことになっている。

路地の入口に門はなかったが、切り戸は2つあった。いずれも南並びの裏にある汲み取り道に通じる通路の入口にあり、開き戸であった。現在家屋の買い取りによって、この通路も取り込まれてしまった。

b)路地の構成要素

・舗装　路地は当初は石畳で舗装されており、昭和60年まで残っていた。現在はその上からアスファルトで舗装されている。両側の溝はセメントで造られており、昔から変わらない。

・井戸と共用水道　井戸は戦前に路地中央の北側に配置され、釣瓶井戸であったらしい。それが御堂筋に地下鉄が通り、水がでなくなった。そうして昭和14～15年に潰されてしまったのである。共同水道は以前は2つあった。1つはもとの井戸の場所から1軒分東へいったところであり、もう1つは長屋の並びの最も西にあった。後者は不便な位置にあると思われるが、大正期の大阪市の上水道の分布図を見ると、ちょうどその位置の真西まで本管が到達しているのがわかる。この位置が共同水道を設けるのに最も便利であっただろう。それぞれ自分の家に近い方の水道を利用していたが、約10軒ずつが1つの水道を使用していた。共同水道のまわりでは炊事・洗濯が行われていた。ところが昭和37年～40年に各家庭が専用水道を備えるようになると、必要なくなり廃された。

・路地の景観　現在の路地の状況を表したのが図5-3-8である。路上に植木鉢など生活用具が置きだされるのは、土地・家屋の買取り後である。戦前は家主が路地側に洗濯ものを干すことを禁止していたようだ。現在は住民間の牽制によるだけで、規則にはなっていない。

c)共同施設の維持・管理

戦前は路地の掃除当番を決めて、毎日木の札を回していた。戦後になって当番が正確に守られなくなり、掃除は各自が自分の家の前の部分をするようになった。

共同水道の修理は家主がその費用を負担していた。

稲荷は戦前から、月の1日・15日の2回当番制で掃除されている。

d)長屋の単位としての住宅

典型的なものを図5-3-7に示す。平面はマエドコ型である。各家が便所を持っており、裏の汲み取り道から排泄物を取っていた。トオリニワがないことは、この場合も裏との関係で合致する。裏の石垣が迫ってきているので、敷地にセンザイを取ることができない。汲み取り道を取るのに精一杯だったのである。

e)長屋経営

家主は長屋の路地の入口に家を構えており、家主が直接に家賃を徴収していた。終戦後で1軒あたり7～8円であった。終戦後、財産税の納付のために昭和26年に長屋の土地だけ大阪市に物納され、さらに家屋が物納された。昭和30～40年になって土地・家屋の買取りが行われたようである。

家屋の修理については、店子は家主の世話にはならなかった。雨漏りも各自で修理していたようである。

f)長屋のつき合い

昔は隣組が昭和12年ごろから始まっていたが、終戦後なくなった。現在は、対外的には班長が、対内的には月回りの当番が、その役割を果たしている。月回りの当番は、回覧板を回したり①町会費1100円を集めて班長に渡したり、②冠婚葬祭の際にお金を集める、③3月の初午に準備をする。結婚・葬式には1000円、見舞い・出産には500円である。また高津神社の寄付金も町会費から出している。

表家と裏家とは比較的親しかった。これには銭湯が役割を担っていた。戦時中は、町で銭湯を買い取って経営していたという。戦後、うち風呂が各家庭に作られてから、銭湯でのつき合いはなくなったようである。

(4)ループ型路地－石丸会の場合

ループ型路地の例における長屋と路地の生活を簡単にまとめたものを表5-3-5に示し、以下に説明を述べる。

a)長屋と生活施設の配置

石丸会の路地の形態はループ型であり、御祓筋に向かって2つの入口を持つ。いずれの入口からのアプローチも、表家一軒分ほど西奥へ行ったところで、わずかに北へ折れ曲がり再び西へ路地は伸びている。そして、西へ伸びた2つの路地は、奥で南北向きに連絡しており、全体としてはループ型を呈している。このようなループ型になった路地を挟む長屋の列は、表に1列と裏に4列ある。裏の4列は、石丸会の最も奥（西側）に南北に並んだ1列、それと表長屋の列との間に東西並びの列が3列並んでいる。明治時代には、石丸会の敷地は1人の所有であり、敷地の形状も大きな長方形であった。現在は各戸が土地を所有しているので、敷地自体は細分化されている。石丸会全体の集合を考えると明治期と何ら変わることはなく、敷地の上に5列の長屋の列が並んでいる。ここでは便宜上、表家の列を（A）列、敷地奥の列を（E）列、その間長屋のの列を（B）（C）（D）列と呼

ぶこととする。これらの形状は戦前から現在まで変わることはなく、一部の長屋が新しくなっているとはいえ、出入口やアプローチの状況などはほとんど変わっていない。唯一、変化が見られる点は（C）列の東側に位置する家の間口が、当初の北向きが南向きに変わったことである。これは、この家屋へのアプローチをより容易にするためである。

また、石丸会の戸数は現在で29世帯あるが、以前はより多かった。終戦後に、借家であった石丸会の長屋の店子に買い取らせた際に、一度に２戸、あるいは３戸を買い取ったところがあった。そのために石丸会の世帯数は幾らか減少し、そのまま現在に至っているのである。

石丸会という単位は借家時代に形成された単位である。ところが、戦時中に執政側から「隣組」という単位を強いられ、石丸会の中にも３つの隣組がつくられた。「西賑町13組・14組・15組」がそれである。隣組は戦中・戦後しばらく続いたが、現在はそれを基本として「班」がつくられている。現在、石丸会全体は２つの班を構成している。

次に、石丸会の宅地割と水路関係を見る。先に述べたように、５列の敷地の裏には「センザイ」と呼ばれる裏庭の部分がとられていた。現在は各戸がセンザイの部分に増築を行っているため、住宅の裏に残存する空間はわずかである。借家形態の時には、各戸の裏の空間がまとまって取られていたのである。各戸のセンザイどうしは板塀で仕切られており、センザイの裏側、塀の向こうに汲み取り路地が設けられていた。

現在、この石丸会全体の敷地の中心を、北から南へ走る水路が見られる。この水路は、昔から存在しており、当時はこの水路は石丸会の排水の役割をすべて引き受けていた。生活排水は各戸の裏の溝を流れてこの中央の水路に流れ込み、南向きに流れてさらに大きな「大下水」と呼ばれる水路に連絡していたのである。一方、雨水は路地の脇を流れる側溝を通り、これも中央の水路に入っていた。これらの水路を別図に示すが、これに示すように当初は水路と路地とが交わる辺りに「カイショ」という泥などのたまり場があった。排水のうち流れないものがここに溜まったのである。そして、これは大阪市によって定期的に汲み上げられていた。それでも不衛生なため、下水の整備が行われてからは、会所は埋められ北から南へのなだらかな水路とされたのである。この下水の整備は、便所の水洗化とともに戦後の昭和38年７月に全戸に完備され、その下水管は以前の溝の下を通っている。下水が整備されると、今まで石丸会の敷地の中央に集まっていた生活排水は、現在は下水によって東西両側へ向けて流される。そして、東は御祓筋の下の下水管に、西は石丸会奥の路地の下を南に流れて大下水に合流している。雨水については以前と同じく中央の溝を通って大下水と合流しているのである。

長屋と路地空間への入口として、石丸会ではトンネル路地が用いられている。これは、表長屋の棟の一階部分から、奥へと裏路地が続き、トンネル路地の両側は板塀で、路面は石畳で舗装されている。長屋によっては、トンネル路地に入る部分に戸が設けられている場合もあるが、石丸会の場合はなかった。また切り戸は、少なくとも（B）列の北の部分

については汲み取り道が設けられていなかったので、そのための切り戸もなかった。しかし、（D）列の裏には汲み取り路地があり、奥の路地が行き止まるところに切り戸が残存している。

b)路地空間の構成要素

・舗装　　石丸会の路地は、現在はアスファルトで舗装されているが、当初は瓦と土で舗装されていた。地面の中に、沢山の瓦を立てて埋めていたのである。後に石畳になおされ、現在のように舗装されたのは、「石丸会の長屋の各戸が水道をひいてから」らしい。戦後まもなく、各戸が家主から家と土地を買い取った後に水道を引き、その後で舗装したのである。

路地の両側の雨水用の側溝は、セメントで仕上げられている。溝の幅は約２０ｃｍで、前述の中央の水路に流れ込むのである。

・井戸と共同水道　　以前は井戸が２つあった。１つは（B）棟と（C）棟の間の路地中央北側に位置し、もう１つは（C）棟と（D）棟の間の路地の中央北側に位置して、両方とも会所付近にあった。そのうち北側の井戸は、ちょうど長屋の棟どうしの間にあり比較的広かった。それに対して南側の井戸は、住宅敷地内に切り取ったように、そこだけが板塀で囲まれた狭い空間であったという。戦前には井戸は冷蔵庫のかわりとして、物を冷やすために使用された。各家庭には、井戸の冷たい水は欠くことができなかったのである。そして、飲料用水や炊事・洗濯には、主に共同水道の水が使用されていた。

この共同水道は、先の井戸の傍らにそれぞれ位置しており、全部で２つあった。共同水道も非常に早くからあったらしく、井戸と併用されていたのである。井戸・共同水道回りの空間は、北側のものはある程度の広さが確保されており、炊事場がセメントで舗装されていた。それに対して南側は、共同炊事場が石畳で舗装されており、狭いながらも手入れの行き届いた空間であったようだ。井戸と共同水道は、長屋の住人はどちらを利用しても構わなかったが、家屋の位置によって利用する井戸と共同水道は決まっており、それは図5-3-9に示すとおりである。そのうち井戸については、戦後「松屋町にビルが建ち始めてから地下水が出にくくなり、ポンプ式の井戸にしたけれど結局だめで、洗濯に使うにも洗濯ものが赤くなっていけなかった」ので徐々に使用されなくなった。各家庭に冷蔵庫が普及したため、井戸で冷やす必要がなくなったことも理由の１つであったかもしれない。共同水道も、戦後戸別専用水道の整備によって不要になり、戸別改築時に家屋の中に取り込まれたのである。ここで、井戸が取り込まれる際に、その代金を石丸会に支払っていることは非常に興味深い。

・路地の景観　　このように井戸・共同水道・石畳・路面の瓦・両側の長屋によって構成される風景に、現在は植木鉢や植栽が彩りを添えている。現在の路地の景観を表したものが図である。この図より次のことがわかる。

表と裏では、裏の方が雑然と植木が置いてある。表の植木は、棚などを利用した整然と

した状況である。また生活用具だけがでている路地と、植木まで出ている路地の差が明確に表れている。

しかし、この路地の場合も借家形態のもとではそのようなことはなかったようである。「誰も路地に植木を出すほど余裕がなかった」からか、戦前は路地の植栽はされておらず、戦後昭和25年～26年ごろに各戸が徐々に出し始めたようである。家主がいた頃から、路地の各施設を利用する際に、家主と店子のあいだで特別なきまりはなかったようである。ただし店子のあいだでは、戦前から当番を決めて、路地の施設を管理していたようである。当番については後述することにする。

c)共同施設の維持・管理

路地の共同施設を維持するために、石丸会では戦前の昔から当番制をしいている。戦前には石丸会の中に3つの当番があり、それぞれが次のように行われていた。

①水道炊事場の当番－毎日井戸・共同水道の回りの石畳をたわしで掃除する。この当番の印として、木で作られた当番の札が回されていた。

②路地の当番－毎朝と夕方にそれぞれ掃除と水まきをする。

③稲荷の当番－毎日稲荷の石洗い、米洗いと米供え、花供え、塩供えをする。

この3つを見てわかるように、どれも毎日の当番である。住民が怠ることなくこれらの当番の仕事をすることは、困難と思われるかも知れない。しかし、石丸会は全員で29世帯で構成されており、すべての当番はほとんど月に1度の割合ということになる。つまり、各戸は月に3日だけ石丸会のために当番をすればよかったのである。

ところが、戦後になって店子の土地家屋の買取りを機に、各自で水道を引くようになり、共同水道が廃された。そして自動的に①水道炊事場の当番は廃止された。しかし②路地の当番③稲荷の当番の2つについては現在も続けられている。

このような当番制によって、路地にある共同施設を維持していたことは明らかになった。そして日常の管理だけではなく、共同施設の修理に関しても、住民の自発的な活動が行われていたようである。「なおしてくれるのは屋根の漏りだけで、それ以外は何もしてくれなかった。」「家主がいた頃に井戸水が出にくくなり、釣瓶式からポンプ式に改造しようというときに、その費用は一軒あたりで修理費を徴収していた。」ことからわかるように、共用の施設については、石丸会の家主はそれほど重要な役割を果していなかった。路地の脇の側溝が壊れた場合も、戦前から自費でその修理を行ったようである。また、これは共同施設ではないが二階の物干し台も自分で造ったようであり、この点では現在と変わってないと言えるだろう。

稲荷を世話するための費用も、昔から石丸会全体から出ており、家主の関知するところではなかったのである。

また、路地を照らす電燈を維持するために、各戸が費用を出し合っている。表家で路地に接している家（トンネル路地の隣の家）は20円、裏家で1軒だけのところは50円、2軒以上持っているところは1軒あたり30円の割で支払っているのである。

d)長屋の単位としての住宅

石丸会の長屋は、一般的に間口は2間で、例外として2～3軒が間口1．5間である。聞き取り調査を行った（B）列と（C）列の長屋住宅はほとんどすべてが戦前借家形態のときに“トオリニワ型”の平面を持っていた住宅である。これは即ち（B）棟の裏に汲み取り用の空間が設けられておらず、各戸への汲み取りはすべて住戸内の“トオリニワ”を通って行われていた事実と合致する。また、当初から住戸内にトオリニワがないものが（B）列にも2軒存在したが、いずれも中央の井戸空間に隣接する家屋であり、汲み取りは井戸空間から行っていた。（D）（E）列の長屋は、その裏側に汲み取り用路地が備えられており、戦前はトオリニワのないマエドマ型の長屋平面であったことが予想される。

ここでは、ほとんどの住戸が採用しているトオリニワ型の間取りについて述べる。向かって右側の玄関を入って、幅3尺ほどのトオリニワが住宅一階の右端を奥まで抜けている。トオリニワに面して左側に3つの部屋が配置され、手前から順に2畳、2畳、3畳小間中の広さを持つ。それぞれミセノマ、ナカノマ、オクと呼ばれていた、二階へはミセノマの左端の階段から上がるようになっている。そして、台所はトオリニワの途中にあり、ちょうどオクに面して配置されているのである。オクの小間中の分は板の間になっており、現存しないが最も奥に吊り床が設けられていた。住宅の裏にはセンザイがあり、わずかながら植木が植えらえていたのである。そのセンザイに便所が突き出ていた。二階は、先の階段から上がって6畳または4.5畳の部屋が1つある。以上のような間取りがトオリニワ型長屋の平面である。ミセノマは接客・応対に、ナカノマは居間として、オクは寝室として使われ、二階は子供用であった。この間取りは現在は改築されている場合がほとんどである。その様子は次のようである。

①ドマやトオリニワをつぶしてナカノマを3畳にして、台所を室内に取り込む。

②二階の物干し（バルコニー）を拡張する。

③センザイをつぶし、浴室や部屋を増築する。

④二階部分を増築する。

現在は便所も水洗化され、トオリニワも不要になった。また狭いセンザイをとっておくよりも、少しでも室内を広くとるべく増築をおこなっている。

長屋のファサードは、基本的には玄関が片引き板戸になっており、その横が中連子窓の格子になっている。2階は戸袋のない大きな窓が1つあるだけで、壁は漆喰で塗ってあった。現在ではそのような面影を残しているものは4～5軒であり、大半はモルタルで吹き付けた現代的な外観となっている。

最後に石丸会長屋の裸貸しについて記述する。長屋の裸貸しは、石丸会だけではなく他の谷町長屋にも見られる。しかし、店子が畳・建具のほかに裏の戸を持ち込み、さらに家主が壁を塗替えてくれた例はめずらしい。その建具は玉造の方面で既製品として販売され

ていたようである。

e)家主による長屋経営

石丸会の場合、家主の代理人が家賃の取り立てにやってきた。戦前で家賃は１５円～１６円であったという。このような家賃の交渉など金銭面の話はすべて世帯主が行っており、妻などその他の人間は全く口出しすることができなかったようである。

家主と店子の関係は、特別親しいとも険悪とも言えないが、家主としては厳しいほうであったのではないだろうか。戦後に各戸が家主から土地と家を買い取る際に、「買い取る余裕がないのであれば出て行け」などと言っていたらしい。また、家主と店子の間に儀礼的なもののやり取りといったつき合いはなかったようである。

家屋の修繕についても、家主はあまり面倒をみていない。各戸の物干しも各戸が自費で取り付けた。店子からすれば、家主にはあまり世話にならなかったという意識を現在もっているのである。

f)長屋におけるつき合い

石丸会は家主がいる頃から、会としての構造を確立させている。むかしから、長屋の（A）列～（E）列のそれぞれの中で１人ずつ、全部で５人を選び、石丸会の役員（幹事）としている。戦前は選出方法は特になかったが、戦後になって今より１０年～２０年位前から、選挙によって選出するようになった。（A）列から（E）列それぞれの中で、毎年選挙を行うのである。こうして選ばれた５人を中心として、石丸会の運営は行われてきたのである。

ところが戦時中に隣組の制度によって、石丸会の中に３つの隣組ができた。すると、それが契機となって、表家と裏家のつながりが密になり始めた。戦後に隣組がなくなってからも、そのつき合いは続いたのである。それがあってこそ、現在の石丸会の親しいつき合いが生まれたと言ってもいいだろう。

そして戦後は、班が石丸会の中に２つできている。つまり班長が２人いるのである。こうして石丸会には、５人の役員と２人の班長（さらには２人の当番）が生まれたのである。

現在、結婚・出産・不幸の際には、石丸会から500円と個人からそれぞれ500円を「返しなし」という約束で贈ることになっている。個人的につき合いの深い家は、それとは別に贈っている。

特に不幸があった時には、役員５人と不幸のあった家の両隣の家との10人程が、葬式に関する一切のことを仕切るのである。だから、不幸のあった家の人々は葬式の煩わしさに関わることがない。このような手伝いは家主の頃から現在に至るまで続いている。戦後しばらくは手伝ってもらった人々に、お礼として風呂券や石鹸を渡していたのであるが、現在は最後に「切上げ」と呼ぶ料理を料理屋からとって振舞うだけである。

石丸会の行事は３月～４月に稲荷さんと運動会（石丸会総会）を開くことである。稲荷については後述するとして、ここでは運動会について述べる。

運動会とは年に１度、日帰りの総会を行楽を兼ねて行う総会のことである。各戸から徴収している石丸会の会費1000円のうち、ほとんど全額がこの運動会に使われる。運動会は言ってみれば慰安旅行であり、戦前には春と秋の２回行っていたものが、戦後１回だけになったのである。

g)稲荷と石丸会

毎年、３月に路地奥の石丸玉姫大明神の初午が催される。戦前は、関東煮を炊いて振舞っていたようであるが、戦後になって菓子や供物だけになった。初午には、各戸が１軒あたり500円ずつ出し合ってその費用に当てている。その他にも、護摩木を当日に焚くのである。これも昔は200本程焚いていたようである。

(6)小結　～路地の形態と長屋の生活～

類型化した路地ごとに、生活施設の状態・共用施設を維持するための当番と規則・コミュニティのシステム・路地の景観・つきあいなどの項目について戦前と現在との移り変わりを明らかにした。

路地の各形態は、開発段階の敷地形状によることは既に述べた。それぞれの長屋と路地において、店子の生活を可能にさせたのは，路地の傍らに配置された共用施設であった。その施設を維持・管理することは店子にとって当然のことであった。店子はその管理を「当番制」という形式によって効果的におこなっていたのである。形態によって，施設が配置される場所はだいたい決まっており、どの路地にも奥行きの半分あたりに、井戸・共同水道があった。それを共同で管理していたのである。

戦後になって、共用施設はなくなっていった。それに対して、路地の様子は賑やかになった。路地の植木が置かれ始めたのである。これは基本的には、まず生活用具を置くようになってから植木を置くようである。路地の様子は、Ｔ字型と通り抜けＬ字型が類似しており、直線型はあまり路地にはみ出しては置かれない。

5-3-3　戦前・戦後の比較からみた高密度居住地の環境管理をめぐる問題点

近世から近代にかけて、都市における住宅に対する長屋の占める割合は大きいものがあった。もともと路地とその両側に建てられた長屋は、共同体によって居住環境を管理するという点では一つの成熟した形であり、現在の都心の長屋街区においても、こうした意味でたいへん魅力的な空間が作り出されている。本稿では、大阪・谷町の長屋の過去と現在を比較することによって、都心の長屋街区から学ぶべき点を明らかにし、長屋住民の生活施設の管理だけでなく、住生活全般に対する管理について明らかにする。

(1)戦前の環境管理

a)戦前谷町の生活環境

谷町において、長屋による住宅開発は明治時代末期にはすでに始められていた。時期続き大正、昭和初期にかけて長屋が建てられ、戦前の時期には当時の東賑町・西賑町のほとんどの部分において、土地所有者自身が家主となって借家経営が行なわれていたことが、聞き取りおよび登記簿の分析から明らかになった。それぞれの長屋には、住民の生活にとって必要な井戸・共同水道・排水溝が備えられ、路地奥に共同便所が備えてある路地もあった。図2-7はその分布状況を表したものである。長屋では、住民の生活は路地の共用施設とは不可分の関係にあり、路地空間には生活機能の多くが存在したのである。そして、路地の地蔵や稲荷も、路地の構成要素として長屋住民の生活を演出していた。長屋路地におけるこのような生活の状況を明らかにしたのが表1である。これからもわかるように、路地の生活と生活施設の維持・管理は、相互に切り離して考えることのできないものである。

b)長屋の管理形態の類型化

本研究の対象となった谷町の戦前長屋の事例では、その管理形態を3つに分類することができる。

①「家主型」・・・家主が長屋敷地内の表屋に居住して直接に長屋と路地を管理する方法。

②「店子型」・・・家主は長屋敷地内には居住せず他の町に居住し、長屋と路地を管理する方法。

③「家守型」・・・家主は他の町に居住し、その代わりに家守を長屋敷地内に住まわせて長屋と路地を管理する方法。

長屋の管理形態によって、谷町の長屋街区を分類したものを表5-3-6で示す。

c)管理の実際

聞き取りにより、各タイプの特徴と路地の構成要素の管理をそれぞれ明らかにしたものが表5-3-7である。

これによると、

①家主または家守が存在する場合、共用施設を管理するための住民間の当番制は、実質的には十分には機能していなかった。

②家屋の修繕は不在家主の長屋では家主の負担が多いのに対して、在住家主の長屋では店子の負担が大きかった。

③一般に家守型の借家経営の規模は大きく、店子型や大家型は小さい。

④地蔵や稲荷は戦前にはあまり見られなかったが、その管理は住民の当番制によった。しかし、家守の存在する長屋の中には、家守が地蔵などの世話をするところもあった。

⑤家主在住型は、家主と店子が経済的には緊張関係にある一方、同じ街区に住むことによって日常的に交流し、家族的に結びつき、高い信頼関係を築いていた例もある。それに対して店子型では、家主は賃貸契約の相手でしかないのである。家守型は両者の中間的存在であり、店子は家主とは家族的な結びつきを持つが、家主とはつながりが薄かった。

以上のことにより、戦前に建てられた長屋では、家主の経営規模と管理形態は相互に関係があったものと考えられる。それぞれの管理形態について、家主・家守・店子は相互に補管しあって居住環境を管理した。歴史的にみても、長屋の共同体による成熟した管理手法といえるだろう。その中でも店小型による長屋の管理は、住民が主体的に共同の管理を行なうという点で、現在の住環境の共同管理に対して示唆的である。

(2)戦後の環境の変化とその管理

a)路地の所有形態の変化と住民の環境演出

現在、この地区を歩いてみると、どこの路地においても植木鉢がならべられ、よく手入れがなされている。図5-3-5～6、5-3-8、5-3-10は路地の景観の実測図であるが、植木の他、自転車など多くの生活用具が家の前にあふれだしていることがわかる。しかし戦前は「路地に物を置いてはならない」という規則があったところもあるようで、現在よりも整然とした路地景観であったようだ。聞き取り調査によると昭和30年前後から次第に路地にものを置くようになったということであり、これには路地の所有形態が大きく影響していると考えられる。すなわち戦後昭和20年前半になると、財産税の物納を契機に借家であった長屋の多くは持ち家化し、路地も多くが分割して売却されたのである。この傾向はその後もかなり長く続いていくのだが、こうして谷町地区でも、路地が持ち地化するにつれて、家の前に緑を植えて外部空間を豊かに演出することが流行となっていったのである。また昭和30年代になると、専用水道の普及とともに井戸や共同水道、さらには水洗化によって共同便所や下水溝が不要になっていき、各戸の機能の充足は路地から住宅内に求められるようになった。と同時に路地空間の構成要素も次第に失われ、共用施設といえば、生活施設としての石畳や地蔵・稲荷だけになっていった。図5-3-11は現存する石畳、地蔵・稲荷の分布図である。このように生活の基盤施設が減少する一方で、路地の演出要素の占める割合が増加し、共有空間に対する住民の意識も変容してきたことがうかがえる。

以下、路地とその環境要素の所有形態・管理についてアンケート調査の結果より分析していく。

b)路地の所有と管理

現在の谷町に現存する長屋路地の所有形態の状況を表したのが図5-4-36である。約8割の路地が、家主の手を離れたことがわかる。各々の路地の管理形態との関係を図4で表したが、所有と管理の相関は見られない。いかなる所有形態においても、自分の家の前だけを掃除するところが大半である。また、他に比べて家主がいるところでは、当番制が少な

いこともわかる。これは戦前の家主型が現在も続いていることによると考えられる。

その中で、石畳の路地の管理形態を図５に表した。当番による管理は見られず、路地全体よりも「自分の家の前だけ」の特徴が強く表れている。

c)地蔵・稲荷の所有と管理

路地を演出する地蔵や稲荷について所有と管理の相関を調べる。

地蔵の場合を図5-4-39に表す。地蔵が存在する場合は、ほとんどが共有であり、その管理は約８割のところで当番制をとっている。稲荷の場合を図5-4-40に示すが、これもほとんどすべてが共有で、しかも当番制によって管理している。両者とも、所有形態と管理形態の間に強い相関をもつ。聞き取りによれば、そのほとんどの地蔵で「月当番」によって地蔵や稲荷を管理し、毎年地蔵盆や初午を盛大に行なっている。

また、住民の多くが、地蔵または稲荷の存在価値は、宗教的理由よりも相互の親睦のためであると認めており、これらがともに共同体意識の形成に寄与していることがわかる。

d)環境演出としての植木

図5-4-44は、路地の植木に対する住民の意識を調べたものである。環境演出としての植木に対して、全体として「１列～２列まで」という意識が働き、共有地の場合に特に顕著にこの傾向が表れている。路地環境の演出について、住民の暗黙の管理意識が表れていることがわかる。それとは反対に、「何を置いても構わない」と答えた人は、路地が区分所有になったところに多く、持地化と路地にものを置くという住民の行為の間に何らかの関連があることがわかる。いずれにしても、図5-4-46によると約７割の住民が路地の緑に満足しており、路地に魅力ある空間として受け入れられているようである。

戦後、多くの長屋は持地・持家化して、居住環境に対する住民の管理も、各戸の周辺だけに限られてきた。その中で、地蔵や稲荷に見られる当番制は、店小型の環境の管理手法を受け継いでいるのである。また路地の演出は、路地が区分所有されるようになって一層活発になりつつあるが、そこには共有空間を意識した適度の抑制も働いているのである。こうした環境に対する住民の意識の高さが、路地の環境を良好に保っているのである。

５－４　現在の環境管理と環境評価

5-4-1　地域構造

(1)人口動態と世帯構成

a)人口動態

明治後期から本格的な借家経営に転換していった谷町地区は昭和初期まで人口の増加を見せる。しかし昭和10年頃から人口は減少を始め、戦後わずかに人口の回復を見せるものの

の現在まで減少を続けている（図5-4-1～4）。ただし戦災を免れた当地区は、大阪市の人口変動に見るような戦争による人口の激減は見られなかった。

当地区について過去に詳しい調査で行われていないようであるが、昭和初期に当地区のすぐ北隣で行われた調査では「本地区内に建築されている家屋の状態もその敷地と建物の関係や建物の大きさ或いは住宅そのものの構造設備に於いてまた住居の整頓その他の種々の点に於いてあまり不良のものはなく、密住地区で見受けられるような甚だしく非衛生的非文化的家屋はほとんど見あたらない」（大阪市社会部報告95号）と記述されている。この社会部の調査地区と当地区とは、開発状況が歴史的にも類似しており、当地区においても住宅の環境は比較的豊かな自営業者が多かった。昭和10年頃からの当地区の人口減少は、このような比較的豊かな居住者で構成されていたための郊外流出で説明付けられると考えられる。良好とはいえある程度密集した居住環境であったと考えられ、住民は郊外の広い住宅を求めて流出していったのだろう。昭和５５年国勢調査によると現在当地区の人口は最大時の昭和10年と比較して40％程度にまで減少している。

b）居住年代と世帯構成

住民の居住年代は、当地区の借家経営が本格的に始まったとされる明治時代は１２．７％で、当初からの居住者はあまり多いとは言えない。（表5-4-1、図5-4-5）。昭和戦前までだと42.3％を占め、比較的人口の変動が少ないことを示している。昭和30年代までだと８割近くを占める。また、路地と表通りで大きな違いはなかった。

表5-4-2、図5-4-6に調査地域の年齢別人口構成を示す。路地と表通りを合わせた合計374人についてのデータである。最も多いのは50代の人口で全体の15.8％であるが、全体的に０歳～80歳までほぼ均等に10％前後の構成比を示しているのが特徴である。若年齢人口も決して少なくはない。65歳以上の高齢者人口は全体の19.8％を占め、大阪市の平均である9.2％（昭和55年国勢調査）とは大きくかけはなれており、人口の高齢化がやはり問題となっている。１世帯当たりの人数は２～５人の家族が最も多く平均すると3.2人であり（図5-4-7）、これは現代の日本での平均と大差ないと考えられる。

(2)住宅

a)住宅の建築年代

図5-4-8に路地と表通りを合わせた家屋の建築年代を示す。大部分は明治時代の建築で約半数を占めている。戦前までては90.4％を占め、住宅地としての古さを示している。建築年代を家屋の形式別に見たのが図5-4-9で、長屋の建築年代が戦前特に明治時代に集中していることがわかる。居住年代は借家経営が始まる明治期に必ずしも一致していなかったが、建築年代はよく一致している。当時建てられた長屋が戦災を免れたおかげで今日まで残存しているのである。

つぎに長屋の改造動向について述べる。図5-2-16は昭和57年の段階で昭和17年以来大規

模な改造や立て替えを行っていない長屋の分布を示してある。表家と裏家で残存状況に大きな差は見あたらず、いずれも多くの長屋が残っているアンケートによる改造動向は「増改築を行っていない」が14.3%、「新築した」が24.2%で、「なんらかの増改築を行った」のは残りの61.5%を占め、約４分の３は依然として長屋であることにある。改造動向を年代別に示したのが表5-4-6、図5-4-10で１階２階・内外を問わず増改築が行われていることを示しているが、特に１階の改造は昭和30～40年代、２階の改造は50年代に多く行われていることがわかる。ある程度段階的に改造を行ってきたのであろう。

b)土地と家屋の所有形態

当地区では現在持地・持家層が多く全体の約４分の３を占める（図5-4-11）。土地・家屋の入手状況をみると半数近くの人が「ずっと持地」「ずっと持家」と答えているが、「ずっと持家」の方が若干多い（図5-4-12）。これは借地・借家から持地・持家に至るまでの間に借地・持家という段階があったことを示している。

入手時期は図5-4-13に示すように昭和20年代に圧倒的に多い。戦後施行された富裕税の徴収や家賃・地代統制令のため、当時借家経営を行っていた大家の多くは長屋を手放さざるを得なかったのである。

c）住宅の用途

住宅の用途は長屋の性格上専用住宅が多く約４分の３を占める（図5-4-15）。残りの４分の１は併用住宅であるが、うち約８割は工場との併用になっている。当地区では借家経営が盛んに行われるようになるにともない、文具製造業や印刷業が行われるようになったという伝統を持っており、このような住工混合地域としての性格が現在まで受け継がれているのである。現在当地区は印刷・紙工業の盛んな地域として知られている。物品の搬出入に不便な路地でもおこなえる。場所をとらない家内工業として有効であると考えられる。

6-4-2　居住環境評価

(1)地域への愛着度

船場と同様谷町地区でも「わがまち」の範囲と地域への愛着度を調査した。図5-4-15は路地に住む人のみの結果を集計したものである。まず「わがまち」の範囲は、「南区」と答えた人が最も多く全体の38.9%を占める。次いで多いのが「谷町」と答えた人で全体の24.4%、両者を合わせると63.3%となり、過半数を占める。これ以外の範囲を「わがまち」と認識する人は回答にたいへんばらつきがあり、学区の10%以外はすべて、５%前後という低い数値を示している。船場の場合は親しみを持って近世以来呼び続けられてきた名称が「まち」と呼びうるある程度の広域であったため、「わがまち」の範囲で多くの人が

「船場」という回答を示したが、谷町地区ではそのような住民共通の認識が得られるような領域が非常にあいまいか、もしくは存在しないと思われる。路地に対する一種の帰属意識はおそらく持っているのだろうが、「まち」という聞き方では自分の住んでいる路地は余りにも狭すぎるのである。「南区」は「わがまち」というには少し広すぎるように思われるが、近世以降使われてきた名称であることを考慮すれば、妥当な結果かも知れない。一方「谷町」は近世になって使われるようになった住居表示であるため、面積的には「南区」よりもとらえやすいと思われるが、若干低い数値にとどまっている。他の地域の中で唯一「学区」だけが若干高い数値を示したのは町内会の活動がずっと学区単位で行われているからであろうか。しかしそれにしては長年存在している「学区」に対して住民がもう少し高い認識を持っていてもよいように思われる。

次に居住地域への愛着であるが、これはたいへん高く、船場よりも若干高い数値を示している。「たいへんある」と「すこしある」と答えた人を合わせると94.5%にも昇り、「ほとんどない」と答えた人はゼロである。先の「わがまち」の範囲とも一致しており、「わがまち」でその他と答えた人に愛着の少ないのが目だっている。

谷町の長屋に住む住民は船場のようにある広範囲での帰属意識は低く、「わがまち」と問われた場合には、行政上の区画を認識するようである。自分の住む地域への愛着は確かに高い数値を示しているが、船場のような定まった地域への愛着とは違った、もっと漠然とした生活圏もしくは生活環境への愛着といったものではないかと思われる。このような生活環境＝路地環境への愛着といった図式を次節では明らかにしていく。

(2)環境への満足度

谷町では特に路地に住む人に限ってその居住環境を調査した。図5-4-16は路地の環境に対する意識について「たいへん満足」と「やや満足」を合わせて満足度の高い順番にならべたものである。11項目のうち９番目の「路地の緑の多さ」まで過半数の人が満足しており、満足度が非常に高いことがわかる。

「犯罪のおこりにくさ」「路地の静かさ」「路地外のプライバシー」「路地の安全性」等は路地の治安に関わる要素と考えられ、これらの満足度の高さから路地が安心して住みうる空間であることを示している。一般に路地は私道であり、普段はせいぜい路地内部の人の通路でしかない。表通りから、２メートルばかりの幅の、人と自転車しか通れない閉ざされた空間へと急に変化してしまうわけであるから、外部の通過交通はまったく皆無に等しいと考えてよい。仮に外部の人間が訪れることがあっても、路地は外部のものを不安にさせるだけの一種の閉鎖性を持っている。路地の持つこのような空間的な要素が、内部の住民に大きな安心感を与えているのではないだろうか。路地空間は自分の家の庭のような住民にとってプライベートな空間なのである。マンションの閑散とした廊下とは違って特に夏場の路地は、開放的な長屋から顔見知りの住人の目が行き届いているのである。

ところが、顔見知りとはいえ路地の内部で、他人どうしが親密な生活を送っていると内部のプライバシー等を不満に思っている人はいないのだろうか。「近所づきあい」と「路地内でのプライバシー」の項を見ると、興味深い結果が出ている。「満足」「やや満足」を合わせるとどちらも非常に高い満足度を示していることがわかるが、「満足」のみに着目して順位をつけると、「近所づきあい」は２番目だったのが７番目にまで落ちる。「路地内でのプライバシー」は順位はほとんど変わらないが、「満足」より「やや満足」の人が若干多いし、また「やや不満」に思う人も10%をこえている。近所づきあいについて詳しいことは後で述べるが、大多数の人が満足しているとはいえ、親密すぎる路地の近所づきあいを多少不満に思っている人もいるのである。

次に「路地の緑の多さ」をみると不満に思っている人が約３分の１と以外と多いのに驚かされる。我々の印象としては路地は各戸の出した鉢植え等で溢れており、少なくとも表通りよりはずっと緑が多いのである。大阪の都心では幾分ぜいたくな悩みではないだろうか。

「路地の広さ」「路地の日当たり」は過半数の人が不満に思っており、平均236.5ｃｍの狭い路地の両側に２階建ての長屋が建っていることを思えば当然といえる。特に路地の内部で印刷・紙工業等の仕事をしている人にとっては車が入らないのはひとつの問題であろう。

住み手にとって路地と長屋の環境というのは決して広いとはいえなくても十分住みよい環境であることがわかった。大阪都市部の人口減少がひとつの社会問題とされている現在、大都市のきらびやかさはないけれども、優れた住環境をもつ路地空間がもっと見直されてもいいのではないだろうか。

(3)居住理由

図5-4-17は「谷町という大阪の都心に住む理由」について、当てはまるものにいくつでも○、最も当てはまるものひとつに◎（○がひとつだけの場合は◎として処理）をつけてもらい、◎と○を合計し多い順番に並べ替えたものである。

まず◎と○の合計についてみてみると、「買い物に便利」「通勤に便利」「都心に住みなれている」「通学に便利」といった都市的利便性を大きな理由として挙げている。やはり船場と同様、大阪都心に住んでいるということが生活をしていく上でたいへん好都合であるということである。

また他に選択の多かった「近所づきあいが盛んである」は、船場と非常に対称的で、親密な近所づきあいを嫌った一種の合理主義的な船場の住民と、下町的な雰囲気を残し大都市の中でも人づきあいを大事に受け止めている路地の住民の間には大きな隔たりがあるのである。

次に◎のみに着目して全体の傾向を分析する。ここで特徴的なのは先に６番目だった

「商売に都合がよい」がトップになっていることである。これに続くのが「買い物に便利」であり、このふたつが他と大きくかけ離れている。当地区では船場と比較して商売をしている人が少ないため◎＋○の順位は低かったが、回答者のうち自宅で商売を営んでいる人はそのほとんどが「商売…」に◎をつけたのではないかと思うほどの結果である。「買物…」に選択者が非常に多かったのは調査家屋の７５．４%が専用住宅であり人口の密集した住宅地であるということ、また当地区にはアーケードのついた日用雑貨店や生鮮食料品店の商店街が隣接しているということからもうかがい知れる。船場と同様文化や医療・福祉的なことには意識が低かった。

船場の住民も谷町の住民も基本的には都心に住む利便性を高く評価し積極的に都会生活を送っていることがわかった。しかし、伝統的に商業を生活の基盤として成り立ってきた船場と、近代以降路地と長屋の住宅地として成り立ってきた谷町の間には大きな相違点があり、特に人づきあいの面でまったく両極をなすものであることがわかった。同じ大阪の都心でありながらも、オフィスビルに囲まれ商業を中心として機能している船場と、ヒューマンスケールの路地と長屋で日常の生活を中心として機能している谷町では住民の考え方がこうも違うのである。

(3)住まいの満足度

図5-4-18に長屋に居住環境に対する住民の意識を示す。「くつろぎやすさ」「風通し」といった項目では過半数の人が、満足感を抱いているが、「使いやすさ」「広さ」「日当たり」では不満を抱く人の方が多い。「長屋の総合的住みやすさ」でも満足している人は45.3%と少ない。これは長屋が老朽化しているとともに、平均３～４人の家族が暮らしていくのに現在の長屋が決して広いと言えないことがうかがわれる。長屋の広さに対する不満とともに、日当たりについては路地の広さ（幅）に起因する。

ところが路地も含めた総合的な居住環境については満足している人が多い（図5-4-19）。これは長屋や路地の居住環境について特に面積的なところに不満は多いけれど、表と距離を隔てた閑静な路地環境を高く評価しているためであろうと考えられる。路地の環境については5-4-4で詳述する。

5-4-3コミュニティ活動

(1)活動実態

谷町における住民自治活動は、南区役所をその頂点として末端は路地にいたるまで周到に組織化されている。もちろんいわゆる町内会や自治会は住民の自主的活動であり、南区役所との関係は法的には一切持たない。しかし、日本の町内会の実態がどこもそうであるように、谷町においても行政の組織力だけでカバーしきれない末端的な作業を町内会が行

っている。

調査地区である桃園学区は現在桃園連合新興町会と呼ばれている。これは10の町会に分かれており、それぞれの町会は13前後の班に分かれている。この班が谷町の自治組織の最小単位であり、最大30戸前後でひとつの班が形成されている。班は戦前の隣組の伝統を受け継いで形成されたもので、およそひとつの路地にひとつの班と考えてよい。つまり桃園連合新興町会は南区役所をその指示機関とし、10の町会、132の班で形成されているのである。

南区では区内12の連合新興町会を月に１度召集し、各種行政事項の伝達を行っている。連合新興町会は伝達事項を自分の地域に持ち帰り、町会・班へとさらには路地の末端に至るまで情報が伝達されるのである。成人や金婚・長寿のお祝いなどもこれに含まれる。もちろん町会の仕事はこのような行政の下請けだけではない。連合新興町会単位に各地域独自の活動を行っている。高齢化対策等もそのひとつであり、毎週火曜日に独居老人にボランティアで昼食をサービスしているところもあるという。谷町でこのような組織的活動で会長等を務め、直接的に世話していくのは高齢者が多い。時間的な問題がこういった制約をもたらすのであろう。

（２）コミュニティ活動への評価

谷町における町内会の組織の構造や活動状況については前述したが、ここではそのような活動に対し住民がどのような意識を持っているかを分析する。図5-4-20～34は町内会等の組織的な活動に対する住民の意識を調査・集計したものである。グラフは上から順に表屋と路地を合わせた結果、裏長屋のみの結果、サンプルの数が少ないため若干資料価値が低いが表通りのみの結果を挙げてある。

谷町での町内会活動は非常に活発で、自治的にも、また行政末端機能的にも町内会を中心とした活動が盛んに行われていることは前述した通りである。では個々の住民はこれらの活動をどれくらい認識し、またどのような意識を持っているのだろうか。

谷町の地域活動に対する意識を表したのが図5-4-20である。「非常に活発」「割合活発」という肯定派は全体の59.5%を占める。否定派は12.9%で、かなりの住民が活動の存在を認めている。特に表屋だけをみるとその割合はもっと多い。家庭での地域活動の参加度も「たいてい参加する」が15.4%、「ときどき参加する」と合わせると62.4%で船場と比較してかなり高い数値を示している。「まったく参加しない」のは10%を切っている。地域活動に対する姿勢もおよそ４分の１に当たる26.5%の人が「幅広く積極的に」参加したいと思っており、地域活動の存在価値は79.6%の人が肯定的に価値を認めている。「ないほうがよい」「まったく必要ない」という否定派はひとりもいなかった。このような現状に対し、65.5%の人が満足感を抱いており不満を抱く人はわずか2.5%である。また表屋と裏長屋の住民を比較すると、以上５つの項目に対し各項目の選択肢１番目（「非常に活発」「たいてい参加する」「幅広く積極的に」「是非あったほうがよい」「たいへん満足」）を選んだ人はすべて表通りの方に多かった。

谷町の地域活動は船場と比較してすべての面でプラスの結果が出ている。同じ大阪の都心でありながら、町の成立過程や構造といった生活環境の違いが住民の意識や行動を大きく規定していることがわかる。都会的・合理主義的な船場と下町的な谷町の特徴がここでも顕著にみられるのである。

6-4-4　長屋と路地の環境とコミュニティ

(1)維持・管理とコミュニティ

路地はその幅が平均236.5cmという空間であり、表通りに対し閉鎖的といったイメージすら感じられる領域である。外部の人間の通過交通にはほとんど使用されず、専ら路地内部の人間の生活道路として機能しているといって差し支えない。

実際路地は私有地であり、その所有状況は区分所有が過半数をこえ55.1%、大家が所有する場合が23.1%、住民の共有である場合が20.5%となっている（図5-4-35）。路地を区分所有・共有している場合はほとんど持地・持家であり、また路地を大家が所有している場合は借地・借家が多い（図5-4-36）。また区分所有している場合は路地をその中心線で大きく２つに割り、各戸が自分の家の前の路地を所有してるケースが多い。

路地には生活施設等さまざまなものがあふれている。かつては井戸・共同水道・共同便所などがあり、現在は使用されていないが現存しているものもある。また長屋の裏手には長屋に挟まれる形で汲み取り路地が走っている。多くの路地には地蔵や稲荷がまつられており、現在では後述のように信仰心は薄れているが、住民の心のよりどころとして機能していたであろう様子がうかがわれる。路地の景観を構成する要素としては他にも様々なものがあり、図5-3-5～8にそのスケッチを示した。ところどころ残る石畳や各戸が路地に出している植物などは環境の向上に一役かっているといえよう。

a)生活基盤施設の維持・管理

ある路地では戦前「路地番」と呼ばれる１日交替の当番が存在し路地の環境の維持にあたっていた。主に拍子木を鳴らしての巡回や毎朝の溝の掃除・ゴミの世話等を行い、たいていは女性の役割とされていた。晩から翌朝にかけての当番で、朝自分の役割を終えると次の当番の人の家先に拍子木を置いて引き継ぎとしていたという。他にも毎月１・１５日に共同で表の路地と裏の炊事用水路の掃除を行うと様々な方法で環境の維持を行っていた。拍子木の伝達は昭和10年くらいにはなくなっていたが、路地の掃除は以後も続いていたという。当時この路地のある地区には町内会は存在しておらず、これらは専ら住民の接触は家賃の支払いの時くらいで、路地での当番制等にはほとんど関与していなかった。

多くの長屋は戦後まもない昭和20年代に住民によって買い取られた。それによって、谷

町一帯には持地・持家層が増加し、路地も区分所有が多くなったと考えられる。現在では既に述べたように持地・持家層が約4分の3、路地の区分所有が約半数を占めるが、このような所有形態の変化にともなって路地の環境の維持のしかたも変化してきたと考えられる。

図5-4-37は路地や溝の掃除が現在どのように行われているか集計した結果である。「各自が自分の家の前を掃除する」というのが最も多く全体の8割近くを占めている。これは区分所有の割合を大きく上回っており、路地が共有の場合や大家が所有する場合も「各自が各家の前を」掃除するケースが多いと考えられる。しかし、路地の石畳の修理となると過半数が「共同で修理を負担する」と答えており（図5-4-34）、区分所有で自分の家の前だけを掃除していても、共同で利用する路地の修理は共同で行うといったケースが存在することがわかる。また、大家が所有する路地は20%あまりあるが石畳の修理を大家が負担するという回答はなかった。

b)地蔵・稲荷の維持・管理

図5-2-7に示したように谷町地区では路地の随所に地蔵や稲荷がまつられている。入手方法や言い伝えなどこれらにまつわる話は様々であるが、いずれにしても住人の信仰心をきっかけとして設置され、現在まで受け継がれてきたのである。時代とともに住民の信仰心は薄れてきているだろうとは考えられるが、現在も住民による維持・管理がなされており、初午や地蔵盆等を路地の年中行事として行っているところもある。

現在地蔵・稲荷は約8割が住民の共同所有であり（図5-4-39）、昔の形態を踏襲しているケースが多いと考えられる。個人によって所有されているのは10%あまりである。これらの維持・管理は住民の当番制による場合が多く、共同所有とほぼ同数の8割近くを占める（図5-4-40）。共同所有の場合はその管理も共同でおこなうケースが多いのだろう。当番制の実施は路地によりさまざまであるが、3～4軒がグループとなり、3～4ヶ月を任期としておこなうという例が確認されている。1軒1ヶ月を原則とし、都合の悪いときにグループ内の者が代行するという形態である。

地蔵や稲荷に対する住民の価値観は「是非あるべき」が33.3%、「ある方がよい」と合わせると47.4%と半数に満たない。「ない方がよい」という否定派は極少数で1割に満たないが、3分の1は「どちらでもよい」という意識を持っている（図5-4-41）。地蔵・稲荷の存在理由は「御利益がある」という信仰心を理由として挙げる人は非常に少なく10%である（図5-4-42）。「親睦のため」「昔からの風習」がそれぞれ40%、45%で両者を合わせると85%にもなる。これらは谷町全域のアンケート調査で得たデータであるが、6つの路地のしっかい調査では半数以上が「親睦のため」と回答している。

地蔵や稲荷では現在でも路地の住民の共有財産であり、その維持・管理は共同で行われる場合が多い。しかし、かつてこれらを設置せしめたであろう信仰心は現在では希薄になっており、路地での人づきあいを円滑に行っていくための手段としての性格が色濃くなっている。地蔵・稲荷の管理という作業が、住民間のコミュニケーションの活性化に役立っているのである。

(2)路地の環境に対する住民の意識

かつて路地には洗濯物が干されていたが、景観上好ましくないという理由から住民の申合せでこれは廃止された。また、現在路地の景観を構成している代表的な要素である植木鉢等の緑は、特にこれといった取り決めのないまま住民の判断にまかされて路地に並べられている。住民による環境の維持を大別すると、申し合わせにより維持されてきたものと、特別な取り決めは存在しないが習慣的に維持されてきたものがある。ここではまず2つの例として洗濯物と植木鉢を取り上げ、住民が現状に対しどのような意識を持っているかを考察する。

a)洗濯物

路地の洗濯物について「見苦しくやめるべき」と答えた人は21.3%、「少しくらいならやむを得ない」は最も多く41.3%両者を合わせると62.6%の人が好ましくないと思っていることがわかる。「何とも思わない」人は33.8%であった（図5-4-43）。生活の都合上多少はやむを得ないと思っている人は多いが、大部分の人が景観上好ましいものではないと感じている。

b)植木鉢

多くの路地は植木鉢等の緑が置かれ環境の向上に大きな役割を果たしている。しかし路地本来の通路という機能を考慮すると、あまり物に溢れすぎるのは好ましくない。このような植木鉢のもつ二面性に対し住民はどのような意識を持っているのだろうか。表5-4-27、図5-4-44をみると「緑にうるおうので良い」と思っている人は16.3%「少しくらいなら良い」と合わせると87.6%を占める。「邪魔なのでよくない」などの否定派は8.8%で極少数である。では植木鉢を実際にどれくらい置いてもよいと思っているかについては、約9割の住民が「1～2列（30～40cm）」と思っており、「いくらでも」という人は3%に満たない（図5-4-45）。

洗濯物については路地の住民の間で申し合わせがあるが、そうでない植木鉢に対しても、環境を維持すると同時に大勢の利用する路地を使いやすいものに保っていこうという方向に住民の意識がコントロールされていることがわかる。たとえ区分所有により私有地化された路地であっても、共同生活を送っていく上でのルールが住民の間で形成されているのである。

次に路地の環境に対する住民の評価をさまざまな面から総合的に見てみよう（図5-4-46）。全体的な傾向として、「①路地の治安や緑」に関しては評価が高く、一方「②路地の物理的な広さ」に関しては評価が低い。①には「静かさ」「安全性」「緑」等が、②には「広

さ」「荷物の搬出入」「日当たり」等が相当する。広さには若干の問題があるものの、総合的にみて路地の居住環境はかなり優れていると考えることができる。

(2)近所づきあい

a)路地の近所づきあい

半ば閉ざされた空間である路地はその内部でさまざまな近所づきあいが活発に行われている。表5-4-30に示すように、谷町では４分の１の人がこの１年間に味噌や醤油を隣近所から借りたことがあると答えており、また「なまもの」をたくさん手に入れたときに84.1%が「近所におすそ分けをする」と答えている。現在の都市部ではほとんど見られないこのような行動が路地では活発に行われているのである。

では、路地の住民は具体的にどれくらいの人づきあいを行っているのだろうか。ここでは次の３つのレベルに分類して現状を述べる。

①簡単なあいさつをする程度の間柄

②道で立ち話をする程度の間柄

③一緒に遊びに行ったりするような親しい間柄

・あいさつの軒数（図5-4-47）

過半数の56.3%の人が「20軒以上の人とあいさつくらいはする」と答えている。10軒以上だと合計78.8%を占めている。

・立ち話の軒数（図5-4-48）

立ち話になるとその軒数はかなり減少するが、それでも47.8%が「10軒以上」と答えている。20軒以上は22.5%である。

結果を船場と比較してみると谷町の状況がよくわかる。船場は商売をしている人が多いためあいさつをする軒数は比較的多いが、それでも谷町とは比較にならない。谷町での立ち話の軒数と船場でのあいさつの軒数がほぼ同程度と考えて差し支えないくらいである。

・親しい家の軒数と親しくなったきっかけ

図5-4-49～53に親しい家の軒数と親しくなったきっかけを次の５つの範囲に分類して示してある。

①同じ路地で

②同じ班で

③同じ町内で

④同じ学区内で

⑤同業者の範囲で

それぞれのグラフをみた上での全体的な特徴を挙げると、

・「親しい家がない」という人は全体的には10%前後の人が答えているが、「同業者の範囲」では過半数をこえている。

・きっかけは「近所」「町内会」による場合が最も多く、次に「子供」と続く。

・特定の「趣味」や「スポーツ」をきっかけとする人は非常に少ない。

谷町ではやはり「近所」や「町内会」をきっかけとする場合が多かった。ここでも船場と比較すると谷町の状況がよくわかる。若干範囲の違いがあるが船場では「ない」と答えた人は50%前後で谷町の10%前後と大きな隔たりがある。船場で当然多いはずの「同業者」で、やっと谷町と同じくらいの軒数である。「同業者」で親しくなる可能性としては船場の方が当然谷町より高いはずであるが、谷町と船場では商売に対する姿勢や捉え方が違うのであろう。

谷町の人づきあいの現状を示す資料として最後に路地に新しく引っ越してきた人に対する住民の対応を示しておく（図5-4-59）。「相手があいさつに来るまで自分からは話しかけない」という人はわずか10.2%である。方法に違いこそあるものの大部分の人が知り合うように自ら努力していることがわかる。都市部のマンション等で長年住んでいても隣近所の住人を知らないという状況とは大きくかけはなれていることがわかる。

b)近所づきあいに対する住民の意識

ここでは路地の活発な近所づきあいに対し住民がどのような意識を抱いているか詳述する。図5-4-60～65は近所づきあいに対する住民の意識を表したものである。それぞれ谷町全域についての結果、路地のみの結果、表通りに面して住む住民の結果を示してあるが、まずそれぞれの結果について特徴を述べる。

図5-4-60～62は近所づきあいに対する姿勢を示したものであるが「大勢と親しく」という積極派はいずれも35%前後である。最も多いのは「親しい家数軒でよい」で41%前後である。「できることならしたくない」という消極派は１%に満たない。

谷町の近所づきあいに対しては「非常に盛ん」が約１５%、「割合盛ん」は表通りの方が多いが全体では４０．３%である（表4-34、図4-63～65）。「ふつう」は全体で４２%を示しており、盛んでないという否定派はわずか2.5%である。

各家庭での近所づきあいも谷町とほぼ同数の結果を示しており、全体では「非常によくしている」が17.6%「割合よくしている」と「ふつう」はほぼ同数で40%前後である（図5-4-66～68）。路地と表通りを比較した場合、谷町での近所づきあいは表通りの方が「盛ん」と思っている人が多いが、家庭での近所づきあいは路地の方に肯定派が多い。

最後の図5-4-69～71は近所づきあいに対する満足度を示したものである。「たいへん満足」は全体で9.2%とあまり多くはない。約７割の住民が「だいたい満足」と答えており最も多い。「どちらかというと不満」「非常に不満」という否定派は表通りの方が若干多く6.6%を示しているが、全体では3.3%である。

表通りの住民の満足度が多少低かったのは，路地と比較して表通りの方が近所づきあいが活発でないからではないだろうか。これは表通りの方が近所づきあいに対して「活発である」と答えた住民が、各家庭についてより谷町での方に多かった結果とも一致している。

自分の住む表通りを路地と比較して「非常に活発とはいえない」と判断したのであろう。船場の住民は近所づきあいが活発でないことの方に高い満足を示していたが、谷町の表通りに住む住民は路地と同様に活発な方に高い満足度を示してることがわかる。

(3)路地の環境と相隣問題

a)トラブルの原因

図5-4-72は路地内部でのプライバシーに対する住民の意識を示したものである。他人の視線が気になるかとの問いに対し、「いやである」が13.9%、「いやな時もある」と合わせると43%の住民が視線を気にすることがあるのがわかる。「まったく気にならない」はわずか6.3%である。

密接な人づきあいが行われている路地と長屋の生活は、住民の高い満足度が示すように多くの良い面を備えていることは事実である。しかしその反面、狭い路地空間でしかも長屋で壁を共有しながら他人が生活しているとさまざまな相隣問題も発生するのではないだろうか。本項では住民が問題をどのように解決しているかについて述べる。

図5-4-72は自分のたてる音に対して住民がどの程度気を使っているかを示したものである。「気を使う」が18.5%「気を使うときもある」と合わせると67.9%の住民がなんらかの形で気を使っていることがわかる。「全く気を使わない」のはわずか3.7%である。図5-4-74は具体的に「夜中の１１時頃に煙草の灰などをこぼしてしまった時に掃除機をかけますか」という質問をした結果である。「気にせずかける」は16.3%で、半数以上が「別の方法を」とり、約3分の1は「やむを得ずかける」となっている。少なくとも8割以上は気を使っているようである。

では逆に隣近所の音に対し住民はどのように思っているだろうか。「あまり気にならない」が最も多く50.6%を示している（図5-4-75）。「まったく気にならない」「たいして聞こえてこない」と合わせるとおよそ8割の住民がこれといった不満は持っていないようである。「たいへんうるさい」と答えた人はわずか2.4%である。　隣近所の臭いについてもほぼ同じ様な結果が出ている（図5-4-76）。82.6%の人が臭いという意識はもっておらず、「たいへん臭い」と答えた人は5%と非常に少ない。

音や臭いに対しては互いにある程度気を使い大きなトラブルはあまり発生していないようである。次に金銭等の住民の利害関係がからんでくるようなトラブルについて見てみる。図5-4-77はさまざまな問題に関して複数回答を求めた結果を示したものである。90人の回答者のうち「ない」と答えた人は50人で、トラブルは計70件起こっているので、経験者は平均1.8件のトラブルを体験していることになる。「土地の権利関係」「長屋の立て替え問題」等の深刻な問題をはじめとして、騒音問題などさまざまな問題が発生していることがわかる。

b)トラブルの解決

では以上のようなトラブルを住民はどのような方法で解決しているのだろうか。図5-4-78は騒音に対する処理をまとめたものである。過半数の54.4%が「黙って我慢する」と答えており、「第三者に愚痴を言う」と合わせると79%の人が本人には苦情を伝えないという結果が出ている。トラブルの性質上、日常的によほどひどくない限り苦情は言わないのであろう。

一方、図5-4-71で挙げた利害関係の絡んでくるようなトラブルに対する解決方法を図5-4-79に示した。「黙って我慢」したのは約4分の1の25.6%で「当事者どうしの話合い」が53.8%、「班や町内会を通しての話合い」が15.4%、裁判を行った例はなかったものの「弁護士等の第三者を通しての話合い」が5.1%存在した。「未解決」はなかった。

内容が深刻になるとやはり我慢する人は少なくなっているが、裁判等で必要以上に事を深刻化したりせず、話合い等の民主的な方法で解決に当たっていることがわかる。

(4)路地の居住環境とコミュニティ

狭い路地空間と開放的な長屋建築の中で生活する住民にとって、ある程度親密な人づきあいはなくてはならないようである。長年路地で暮らしてきた住民にとってこのような人間関係はそれほど苦痛になるものではなく、むしろ積極的におつきあいしていくことによって良好な人間関係を維持し、トラブルを未然に防止しているのである。

路地の居住環境についても同様で、区分所有された路地は各住民の私物であるが同時に共有物でもあり、路地の修理に対しては共同で負担しあう。自分達の居住環境を維持していくためには、所有者ではなく使用者の間で協力体制をとっていかなければならないのである。住民は自分達の生活空間である路地を積極的に協力しあうことにより、よりよい環境へと高めているのである。

(6)まとめ

a)地域的特徴

共に伝統的街区である船場と谷町長屋地区は、同じ大阪都心に位置しながらもまったく異なった性格を有していることがわかった。

近世に商業地区であると同時に居住地としての性格を持っていた船場は、近世以降の都市化にともない職住分離が進行していった。行政側も船場を居住地としては扱わず、商業地区として整備していったのである。このため現在の船場はオフィスビルの立ち並ぶ近代的な様相を呈している。このような時代の流れに抵抗しあえて住み続けてきた住民は極少数とはいえ、船場の伝統に愛着を抱きながら、都会の利便性を高く評価し強い永住意識を示している。

一方谷町は近代以降に発達した長屋街区であり、幸い戦災を逃れたため初期の路地と長屋をそのまま残しており、親しみやすいヒューマンスケールの路地空間は、庶民的なたた

ずまいを持っている。商業地区の船場とは対称的で、現在も住宅地として機能しているのである。

b)環境の形成・維持とコミュニティ

船場の居住環境は決して優れているとは言えない。少数の居住者に対する行政側の配慮は全くなく、都市の利便性と商売に適した土地柄ということ以外利点は少ない。住民側にも居住環境を良くしていこうという姿勢はなく組織的活動をはじめとして近所づきあいもほとんど行われていない。せいぜいあいさつ程度で、商売を基盤とした合理的な人間関係を特徴とし、必要以上の親密な人間関係はあえて避けているのである。したがって環境の維持は専ら行政に委ねられているのが現状である。

一方谷町は居住地として優れた環境を持っており、さまざまなレベルでの人づきあいも盛んである。親密な人づきあいを通して生活を豊かにしていこうという姿勢を持っており、環境の維持に対する住民の役割は非常に大きい。

これらの特徴はいずれも先代から受け継がれてきた生活の知恵であろうが、町の成立過程や身の回りの生活環境が長年住む住民の意識を規定してきたのだろう。都市生活を送る上でどちらの人間関係が優れているかということは必ずしも判断できないが、良好な居住環境が維持されている谷町地区の環境維持システムは、今後の都市居住を考えていく上でのひとつの参考になるのではなかろうか。

---

1) 寺内　信(1972)「産業近代化と地方都市の発展・大阪」、近代日本建築学発達史、pp.997-1007など

2) 玉置豊次郎(1980)大阪建設史夜話など

3) 内田九州男(1990)「都市の建設と町の開発」、日本都市史入門Ⅱ・町、pp.41-58など

4) 谷、増井他(1989)まちに住まう－大阪都市住宅史、pp.176-181

5) 増井、谷他(1988)「長屋街区形成過程の史的考察　大阪・谷町の路地と長屋の研究－その1－」、日本建築学会近畿支部研究報告集、第28号計画系、pp.469-472

6) この地区に関する都市史的な研究としては、宇津野金彦(1985)「近世大坂の南瓦屋町一丁目における町屋開発について」、日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)、pp.701-702

7) 隣接部には武家屋敷地、寺町、町続在領、農村部があり、三郷の間には虫食い状に空地あった。これらは代官支配地であり、町場ではなく、通常代官支配地の記録を研究せねばならない。

8) 町人由緒書、大阪市史、第4巻

9) 明暦三酉年御印書写、大阪編年史、第11巻

10) 地図には年号がないが、張紙に記された人物名（寺嶋三八）と各年次の水帳の内容から、寛政期(1789-1801)のものとした。

11) 一般の農村部負担である見立年貢四ツ八歩が減免された。

12) 大阪市史、第三巻

13) 大阪府全志、巻の二、p.526

14) 普請に際して寺嶋配下の瓦師を使うよう触れが多数でている。

15) 前掲13)

16) 上村行彰(1929)、日本遊里史、p.319

17) 大阪市史、第四巻

18) 同

19) 大阪商工業組合規約集、大阪経済史料集成、第7～9巻

20) 蝋ニ関スル調査一束、大阪商業史資料集成

21) すでに『安永版難波丸綱目』に南瓦屋町の製蝋業者が見える。

22) 大阪市京都市神戸市名古屋市商工業者資産録(1904)

23) 『人事興信録』、『大阪人名辞書』、『大大阪発達史』の比較

24) たとえば、西賑町では、明治27年の下水道整備に当たり、背割り下水に手を加えただけで、工事を完了したが、東賑町では、既存水路とは別に下水道をつくらねばならなかった。

25) 大阪市社会部報告95号　P.21

26) 分類は宮本又次『大阪の風俗』1972年によった。

第6章伝統的都市祭礼の空間的基盤・社会的基盤

6－1　京都における都心市街地の形成過程

6-1-1　都心市街地関連の史料の検討

本章は近世および近代初期の史料を用いて、都心市街地の形態、とくに「町」空間とその集住の形態を復原的に考察することを目的とする。この節では、本論にはいる前に取り扱う史料について検討したい。

「町」の空間的形態を明らかにする史料には、どのようなものがあるだろうか。

まず、大阪では水帳が特徴的である。前章で述べたとおり大坂三郷の土地所有者は同時に家屋敷所有者であるというのが原則であり、この層を家持と呼んだ。この屋敷地の台帳を水帳とよび、水帳に登録されることが家持の必須条件であった。

『大坂濫觴一件』[1]に「同（元和二年）二月丁割出来、始テ水帳差出候様被仰付」とあり、これが事実であるとすると、水帳の作成は町割および宅地割の実施、完成とふかく結びついている。あえていえば、最初期の水帳は、宅地の支給に対して、その管理主体である町が町割・宅地割を公儀に報告したものであるといえる。

水帳には1筆ごとに、家屋敷・地屋敷等の種別、役数、間口奥行き、所有者（他町持の場合は家守名）が記され、最後に町内総軒数（家屋敷数）、役高を書き上げ、町年寄等が押印する。

現存するものとしては明暦元年分がもっともふるく、以来、安政3年(1856)まで計12回作成され、現在、大阪三郷40カ町について88通の所在がしられている。とくにもっとも新しい安政三年分は32の町について残存し、幕末期大阪を広域にわたって考察できる貴重な史料となっている。

大阪の水帳について、もうひとつ特徴的なことは、「水帳絵図」あるいは「水帳附図」と呼ばれる図面が添えられていることである（以下「水帳絵図」とする）。

もっとも土地台帳に絵図が添付される例は大阪に限ったことではない。たとえば駿河国府中（静岡）の町方書上には、文書と同一紙、あるいは別紙に町内絵図を作成し、添付している[2]。（静岡市史）江戸では有名な沽券図がつくられている。沽券図は江戸町方の沽券地（私的に売買可能な私有地）について、その所有権の所在を地図に表記したものである。ただ大阪の水帳絵図のように一定の期間ごとに同一形式で更新されていったものはない。

水帳附図は、基本的には家屋敷の形状およびその連担状況をあらわした宅地割り図であるが、宅地一筆ごとに水帳の記載内容がすべて記入されている。それにくわえて、道路、溝（「水道」と記される）およびその寸法、隣町との境界の位置等がしめされている。各宅地の所有者の明示のほかに、公私境を明確にする目的もあったことがわかる。
庇下の占有が問題となり、たびたび庇下占有禁止の触れがでているが、こうした触が実効性をもつためには道路と宅地の境界が確定されなければならないが、水帳絵図に記載された道路幅が基準となったであろう。

時代は下がるが、明治５年（1873）の「地券発行竝地租納規則」に「従来道路ノ定制ヲ侵シ、家屋庇等建出シ候分ハ、右地坪丈相除キ水帳通リノ地坪ヲ以地券相渡事」[3]とあり、地券発行の際にも宅地境界確定の基準に水帳が用いられた。

このように水帳および水帳絵図は、宅地割について町ごとの特色を比較検討できるほか、さまざまな時期について広域的考察が可能である。また宅地割および経年的変化も負える。ただ宅地にどのような建物がどのように配置されているのか――建家状況はわからない。

京都には大阪における「水帳」のように定まった名称の史料は伝わっていない。じっさいその書式内容もさまざまである。すでに京都の宅地測定の諸記録については小川保氏の詳細な研究があるが、氏はこうした宅地実測の記録をいっかつして「間尺改帳」と名づけている[4]。本研究でもこの名称を使いたい。

近世初期に町割りが行われた大阪とちがい、京都は、その「町」共同体が自生的に形成されていったのと同様、「町」空間も、平安京の街区形態が再編されて形成された。豊臣秀吉による天正の洛中検地は、地子免除、新しい役負担の設定を目的に行われた*3が、京都における町空間の把握には、規制市街地の実測を行わねばならなかった。この事情は江戸時代に入ってもかわらなかった。京都の「間尺改帳」の特徴は、計画都市・大阪の水帳とちがい、既成市街地の実測調査をもとににしてである点であるといえる。

小川保氏によると間尺改帳の作成時期はおおむね延宝期、宝永期、享保期、明和期の四期に大別される。延宝期の間尺改は、徳川政権になって初めての洛中検地であり、宗門改と対になった調査であった。家屋敷の境界と所有者が確認され、後の改帳作成の際にこのときの寸法を基準にした町もあった。宝永期間尺改帳は宝永５年の大火直後、同年４月の道幅溝幅改めとそれに続く道路拡幅（実際に行われたかは不明である）に関連して作成され、延宝期改帳の所持者名を宝永期のものに変えて作成された。享保期間尺改めは同８年におこなわれた軒役改定の基礎資料をえるために実施された。間口軒数に応じた新しい軒役設定の資料とする目的のため、間口の総間数が記されている

明和期間尺改は、家屋敷所有権を確認する沽券状作成のため、洛中洛外建家のある地域全てについて行われた。この背景には家屋敷を担保とする金融が盛んになってきたことがある。「沽券改帳」は２枚作成された沽券状のうち一枚を帳面仕立てにして、町が保管し、再発行や担保の確認に用いられた。つまり、「沽券改帳」は、家屋敷の権利書を集めたものである。

これらは、軒役設定、道路、沽券状の作成といった特定の目的のために作成されている。また大阪の水帳のように長期間にわたって付箋を貼りついでいくものではない。このことは間尺改帳が日常的に家屋敷を管理する台帳ではなく、またそうした管理のための台帳が存在しなかったことを意味する。両都市における管理方法のちがいは、町共同体の性格のちかい、あるいは家屋敷所持の意味のちがいにもとめられるのかもしれない。今後の検討課題としたい。

また京都の特徴として大阪の水帳絵図に相当する町絵図がほとんど知られていない。管見の限りでは、上鍋屋町絵図を知るのみであり、この史料は大阪の水帳付図の内容に近い。すなわち所有者名、寸法、軒役、付箋を貼りついで、家屋敷所有者の変更・合筆分筆を明示し、町空間の最新の状況をしめしている。このほかにも近世の町絵図は現在16カ町分が知られているが、大阪における水帳絵図のように日常的に家屋敷の管理に用いられたものはなく、それぞれ、特定の目的のために作成されたと考えられる。たとえば、一条烏丸町には４点の絵図が残っているが、この町は所領が入り組んで存在し、その境界明示のための絵図と考えられる。また鴨川沿いの美濃屋町絵図は、浜地借用にかんする手続きのなかで作成された絵図である。六角町絵図は、宅地裏側までかなり正確に描かれた宅地割図であるが、所有名のみが記されている。付箋をはりついて使用された形跡もなく、軒役確定のための絵図であろう。明治初年、京都においても各町で町絵図が作成されるが、明治初年の絵図を見ると、もとになる絵図が存在していなかったと思われる町もある。

この背景には、技術的なむずかしさもあったにちがいない。大阪では裏行きがほぼ20間でそろっており、宅地の形態が把握しやすかったのにくらべ、京都は表間口こそ実測が容易であるが、奥行きの形状は複雑で正確な実測はむずかしかったに違いない。

たしかに大阪にみる水帳、京都の「間尺改帳」は、ともに家屋敷の「町」による把握が目的であった。水帳絵図は町割、宅地割という、都市計画とその事業実施に並行して作成されたものであるが、京都の間尺改は規制市街地の実状調査的な意味あいがあった。

水帳や「間尺改帳」によって、宅地の規模形状が判明するが、宅地にどのような建物がたっていたか：建家状況はわからない。

建家状況を明らかにしてくれる史料に竈図と呼ばれる絵図があり、大阪のものが数点知られている。記述の内容絵図ごとに一定しないが、すくなくとも建家の状況、持家・借家の別、所有者がしるされ、場合によって、裏借屋をふくめて居住者の職業、部屋の間取りまで記載される。ところが近世京都では、竈図に匹敵する内容の町絵図は知られていない。

ただ内容的に近いものとして、「文化五年天神山町絵図」が知られる。天神山町絵図は、宅地割図に居宅・借屋の別、所有者、軒役、土地の寸法が記入され、一部の宅地については建家状況も描かれている。ただ建家状況の描き方には宅地ごとにかなりの精粗がある。また表間口は正確に描かれているが、宅地裏側の描き方はきわめて不正確である。継続的

に使用された形跡もない。

小川保氏は、この絵図の作成目的について2点あげておられる[5]。ひとつには大火直後の再建の記念、いまひとつは、「宅地内路地の設置と分割借屋化による新しい宅地利用形態の把握」と町内の「共通認識」をえるためである。たしかに、京都では天明の大火後、家屋敷あるいは地屋敷所有者の異動が頻繁におこなわれた。小川氏は、「宅地内部に路地を設け棟割の表借屋・裏借屋を配」することは、近世初期の京都では一般的ではなっかったが、「江戸や大坂と一見類似した借屋経営」を目的とする宅地利用がこのころから、おこなわれるようになったとする。

梅忠町絵図は、町の北頬の連続平面図で、建家状況のほか、ここの町家の間取りも描かれている。家屋敷所有者名に屋号が用いられてることから、図中に下京四番組小学校が描かれていることから、明治初年の状況を描いたものとかんがえられる。ただ絵図を細かくみてみると、それぞれの町家は明らかに仮普請で、表に板囲いをして空地となっている宅地もある。こうした点から、慶応4年（1868）の禁門の変による戦火から、復興途上にある状況を描いた絵図であるとかんがえられる。絵図の製作目的も、復興事業に関連するものであったに違いない[6]。

このように京都では、大坂における竈図に匹敵する町絵図は知られていないが、町内各家屋敷のについて全戸の住戸絵図がつくられた町もあった。指物屋町の「文化五年地面家建之図」[7]は、町内各戸の間取りを描いた絵図を帳冊にまとめたもので、敷地規模、軒役、買得の時期等が記されている。文化五年以降ある時期に、所有者確認のためと思われる付箋が貼られているが、継続的に家屋敷管理に使用された形跡はない。奥書に次のように記されており、

去ル天明八年申年焼失後」御仁政ヲ以一流家建相揃難有」尤当時銘々勝手ニ付先々家建」相違ニ付如此図ニ記ス者也

天明大火後、全戸が建ちそろったのを記念して作成されたことがわかる。製作の目的をかんがると、特殊な史料と言えよう。（このほか「北之御門町絵図」がしられるが（未見・日向進氏が紹介している[8]）町空間の管理主体として、「町」共同体が町空間をどの程度まで把握する必要があるか、問題となるところである。しかし、現在まで明らかになっている近世「町」共同体に関する史料からみるかぎり、各町家の間取りまで把握する必要はなかったといえる。「一流家建相揃」う過程で、町共同体がはたした役割は不明であるが、「先々家建相違」うであろう将来へ、なにか記念になるものとして作成された史料に相違ない。

町共同体の機能のひとつに町の空間に関する情報をコントロールする機能があった。あるいは負担の割り振りは、間口割り、坪割等があったにせよ、負担が不動産を単位に賦課されていたことまた商業資本の発展によって、不動産の経済的価値が高まり、町が不動産に関する担保保障をおったこと等にも関連があろう。また、町境の確定、公私境の確定も

重要な問題であった。近世都市においては、都市空間を把握し、管理する目的でさまざまな調査が行われ、史料が作成されている。またこれらの作業が町を単位に行われたことも、その特徴といえよう。

明治期にはいると、さまざまな町絵図が作成される。本研究で取り上げるのは、番組単位にまとめられた町絵図である。ここでは「番組絵図」とよんでおく。ここでいう番組は、明治2年の町組改正で設定された地域単位で、のちに「学区」となった。番組絵図は、「下京四番組」（諏訪家旧蔵）、「下京十番組」（豊園小学校所蔵文書）、「下京十二番組」（永松小学校所蔵文書）、「上京三十一番組」（京都府総合資料館所蔵文書）の4点が知られる。これらの絵図はほぼ同一の記載内容をもち、はじめて京都の全域で同一の様式で町絵図が作成されたことになる。

明治2～3年という時期はは明治政府にとって、幕末の戦乱によって荒廃した市中の復興、混乱した諸制度の再整備が急務となっていた。明治2年1月に市中町組の改正実施後、3月に市中制法、町役心得条目を布達し、新しい組織がスタートした。明治3年1月には維新前後の動乱で、被災した市街地の復興をうながすため、市中閑地の有効利用を布達している。

また建家表間口3間を1軒役にさだめる府令が明治3年3月に出されたのをはじめ、同年9月には奥行き3間以内は表口3間に半軒役の割で軒役を徴収するように布達がでている。こうした役負担方法の改正も、しっかりとした空間の把握が前提であったことはいうまでもない。

番組絵図が作成されたのはこうした時期であった。下京十番組絵図は3組の町絵図の綴である。うち2冊はそれぞれ明治2年10月、他の1冊は明治4年3月の年紀をもつ。明治2年のものは、軒役、人数、沽券状数、物入、髪結床等の書き上げ、番組内の惣絵図、組内各町の町絵図30点に各町の年寄の押印がつく。各町の絵図には裏行きまで正確に描かれた宅地割図で、各筆に軒役、所有者名、宅地の寸法が記され、通りには番部屋、髪結床、物入、芥溜が描かれている。うち2冊には年紀がないが、のこりの「改正　麁絵図」と題された1冊は庚午年（明治3年）の年紀がある。そしてその把握行為の主体が町ではなく、町組となっていたことが興味深い。町年寄の押印ではなく、町組の中年寄、添年寄の押印となっている。上京三十一番組絵図も、同様の絵図と考えられるが、「御改軒役書」が添えられて、町ごとの軒役、組の総軒役、地坪数が記されている。下京四番組絵図は旧日彰学区の中年寄のつとめていた諏訪家に伝えられたものである。下京十二番組では各町絵図（字きり図、溝、木戸、出し店等、筆ごとの所有者、軒役、そのほかに町の総軒役、沽券数）に、中年寄、添年寄の押印のある「惣画図」がつく。

上京三十一番組絵図では、「御改軒役書」、「総絵図」（内容は下京十二番組と同じであるが、寺地、山口藩邸等が色分けされている。年寄の連印はない。）「各町の絵図（記載内容は下京十二番組とおなじ）、宅地所有者名は、屋号で記される。ただ上京三十一番

組絵図は、各町絵図に新しい絵図が張りこんであり、木戸、出し店等は描かれておらず、宅地所有者名には、名字が使われている。また「３間につき１軒役」の単位で軒役が割り振られている。

この布令にもとづいた軒役の割直しが行なわれたらしく、たとえば、上京三番組馬喰町文書には、軒役割直しの際に作成されたと考えられる３枚の絵図が残されれている。すなわち１）割直し前の絵図、２）割直し後の絵図（町控）、３）２）の下書きの３点である。１）は、１筆ごとに表口、裏行、所有者名（屋号）、軒役が記されている。この軒役は、すべて整数で割り振られている。また、間口は正確に図示されているが、裏行および裏の出入りは図示されていない。近世には、正確な町絵図が存在しなかったか、あるいは紛失したが、１）および２）作成時までは、作成の必要がなかったのだろう。

6-2-2　近世京都における集住形態

(1)町割と町空間の特性

京都の市街地形態を表現するのによく「碁盤の目」ということばが頻用される。そして、この町割は平安京建設時の形態を基本的に継承していることはよく知られている。いわいる上下京の古町といわれる地域ではむしろ「短冊状」という形容のほうが、よくあはてはまる。これは天正年間の豊臣秀吉による都市改造の結果、従来の南北街路の間に新しい街路をひらいて平安京以来の正方形の１街区を、都市空間の高度利用をたくらんだ結果にほかならない。

しかし、秀吉の施策にもかかわらず、方一町の正方形街区の形態をを維持したのが、四条室町のいわいる「鉾の辻」を中心とした山鉾町一帯である。この地域に秀吉の施策がおよばなかったのは、、山鉾町の経済的実力に秀吉が敬意を表したという説もあるが、むしろ正方形街区地域は、辻子とよばれる小道が発達し、都市空間の高密度利用がすでに行われていたことによる。また方一町に寺社が位置することも多く、開発の必要がなかったとみた方がよい。

図は、下京四番組の宅地割復原図である下京四番組は明治２年のいわいる第二次町組改正で成立した町組で、北は三条通をはさむ町から南は四条通に接する町まで、東は柳馬場通をはさむ町から西は烏丸通に接する町まで、合計28町からなる。これを見ると高倉通より東が「碁盤の目」状、西が「短冊」状の街区構成をもつことがわかる。

宅地の形状をこまかくみると、「碁盤の目」状街区では、宅地の奥行きが一定ではない。すなわち宅地の奥行きは街区中央ではふかく、街区のはしに行くにしたがって浅くなる。いっぽう方１町の街区の中央に小路（突き抜け）を通した「短冊」状街区では、旧街路に面する町　東西通

２、　〃　　南北通

３、突き抜けをはさむ町　もちろん南北通

ともに宅地の奥行が浅い。

１、２とくに１では街区のはしの宅地の奥行が浅くなる。

図6-2-2は、下京の東端にあたる地域の連続平面図である。日向進氏によると、祇園社参道である四条通沿いの御旅町、真町の開発は中世に遡る。また寛文期の鴨川新堤建設を契機に、高瀬川の経済的重要性が増し、川沿いに町地が開発された。さらに、享保期までに御土居を削平して、町地が広がった。このように下京十二番組は、下京地域の周縁部に位置し、一時期に広い地域が町割されてのではなく、四条通り近辺から順次開発されたため、街路も複雑で、したがって宅地割も不整形である。図6-2-3は斉藤町の明治３年の連続平面図である。斉藤町は、南北に通る西石垣通に面する町で、町の東側を鴨川、西側を高瀬川が流れる。船頭町は、南北に通る西木屋町通に面する町で、東を高瀬川がながれる。この地域は寛永期には四条通の両側および御旅町周辺まで開発されていたが、船頭町以南には街路見られず、近世初頭には大半が川原であった。こうした開発過程が町割にも読み取れる。

(2)都心部における宅地利用のパターン

近世京都において建家状況を知ることができる例は少ない。沽券状、間尺改からは宅地割がわかるのみで、建家状況がわからない。指図に相当する内容をもつものは天神山町のみである。そのほか梅忠町の絵図が知られるが、これは禁門の変による火災後の復興途上の姿を描いたものである。ここでは太子山町について明和の沽券改帳と文久２年の家並順を基本資料に検討した。

太子山町は南北に通る油小路をはさむ両側町で、祇園祭に太子山をだし、町名もこれに由来する。。寛政１４年(1637)の洛中絵図には「太子山ノ丁」と見える。

この町には、集住形態に関する資料としてつぎの資料が残る。

①太子山町沽券帳　明和４年11月

②太子山町新沽券写帳

③太子山町家並順住人軒数等取調書写　文久２年11月

④太子山町家屋敷買得出銀勘定帳　宝暦４年～明治４年

①は、天明８年から天保６年までに、合筆、分筆が行なわれた時、沽券が新しくつくられた時に新しい沽券が作成され綴られたもの。③は文久２年　翌年に予定される徳川家茂上洛にさいして、家士分宿の基礎資料をえるために調査を行ったとされる。同種の資料は古西町にも伝わっている。奥書等にこの史料の性格を明らかにする記載はないが、文久２年家茂の上洛を知らせ、各町に随行の家士が分宿する旨の町触がでている。

１、２階別に、室規模と室数、職業と居住者数を記録したものである。ただ、後述する大阪の例等と比較すると、町家の規模が全体的に小さく、家士が宿泊可能な室のみをリス

トアップした可能性も否定できないが、本研究では、高橋康夫、日向進両氏の所論にしたがっておく。これは、近世の町家の規模、形態が町単位で検討できる資料としては、唯一のものである。

図6-2-3は太子山町の宅地割の変遷をおったものである。明和段階では、東頬では20、西頬では19の宅地があり、間口軒数は平均２間３尺６寸、最大は西頬南よりに所在した銭屋次郎右衛門持地で７間４尺３寸６分、、また２間半に満たない宅地は１７筆で全体の44%をしめていた。また、沽券に記された家屋敷の購入年月から居住期間をみると、平均５０年程度で、寛文年間から「家屋敷年久敷持来」るものはわずか３筆であった。

この図と、史料③に記された家屋敷所有者の名前とを照合させると、史料③の家屋敷が町内のどの宅地に所在したかを明らかにすることができ、作成したものが図6-2-3である。

６－３　京都における都心市街地の現状

6-3-1　「町」単位からみた歴史的環境の評価

京都では前節でも述べたように、通りを中心とした両側町が形成され、町を単位とした自治組織が発達してきた。これは、通りが単に通行に使われるだけのものではなく、昔から生活そのものの中心であることをよく物語っている。本節では、近隣関係からみた歴史的環境を、町すなわち通りを中心に考察する。空間的な評価の基準は次の３点とする。

①統一された構造・デザイン

京都において町家がこれほどまでに発達した主要な要因に、京の三方を山に囲まれた自然条件がある。この東・西・北の山々とその山麓（洛東・洛西・洛北）は、町家住宅のこの上ない天然資源であった。

京町家は、木造２階建て平入りであり、建築年代によってツシ２階と本２階などの違いはあるものの、ほぼ統一されていた。色彩面でも、黒い桟瓦、白い漆喰壁、紅殻格子などで美しく調和がとられ、町家の建築年代が異なることによる色相の微妙な違いなどが、長い歴史・伝統を感じさせる。

また、町家には、虫籠窓・京格子・揚見世（バッタリ床几）・大戸・駒寄せ・竹矢来・煙出しなどの基本的なデザインエレメントがある。町家はこの基本的なデザインエレメントを踏襲した上で、ちょっとした変化を与えることによって、各戸がオリジナリティを出す工夫をしていた。

②抑制されたボリューム

建物のボリュームは、物理的には高さ、間口、奥行きのそれぞれのスケールによって決まる。この中でも町なみ景観に影響を与えるのは、高さと間口長さである。

町家は３階建も少しあるものの、２階建がほとんどであり、棟の高さがだいたい6.5～8.5mの範囲で揃っている。また、京都の通りの幅員は、小路の場合約6.5m前後のところが多く、一方、町家の２階軒高は平均すれば約５mぐらいである。よって、D／H＝1.3（D：街路の幅員、H：建物の外壁の高さ）程度となり、日本的なヒューマンスケールを形成している。

また、ボリュームの抑制には水平方向の分節も重要である。町家は間口が狭く、一軒あたり平均５mぐらいであり、これを逸脱するものはほとんどない。財政的に豊かな家は大きな町家を建てたが、それでも数棟に分けて建てており、１棟１棟を必要以上に大きくすることはほとんどなかった。D／Hと並ぶ町なみの指標としてW／D（W：街路に面する建物の正面幅）があるが、この値が約0.8程度であり、町なみにリズムと変化を与えている。

③調和のとれたプロポーション

町家において、連続した町なみを形成する主役となるものが、軒線である。町家の１階軒高は2200～2500mm、２階軒高はツシ２階町家の場合4200～4400mm、本２階町家の場合5000～5500mm程度で、ほぼ統一されている。１階・２階の軒線がある程度の高さの差で揃っていることが、町なみの連続性を高めている。また、町家が通りに対してセットバックしないで、前面に建てづまっていることも連続感を感じさせる大きな要因である。

また、 町の歴史的環境を考える手法として、＜町の全体特性としての建物構造・用途・高さ＞と＜建築群における相隣関係の集積としての近隣関係＞の二視点から考察する。また、同様に街区の歴史的環境を考える手法として、＜街区の全体特性＞と＜相隣関係の集積としての近隣関係＞の二視点から考察する。これらの考察方法を図6-3-1にまとめる。

なお各町の考察は、まず町内の個々の町家に着目し、相隣関係を示す。これら相隣関係および構造・高層化係数・用途の統計データに基づいて、相隣関係の集積としての近隣関係からみた歴史的環境の保全状態の評価を行う。なお、本章で行う町の考察は、町の細かい境界にこだわらずに、町を挟む交差点から交差点までの範囲で行う。また前述した高層化係数とは、通りに面する建物全体の高さを表す指数であり、以下の式で表される。

高層化係数＝Σ（建物間口長×その建物の階数）÷ 通りの長さ

高層化係数とは上式で表される係数で、通りの単位長さあたりの建物の平均階数を意味している。

(1)六角町（新町六角～蛸薬師六角）

六角町の建物の構造・階数を図6-4-1に、建物用途を図6-4-2に、オープンスペース・路地を図6-4-3に表す。ここで「セットバックスペース」というのは、街路に面してセミパブリック的に開いているスペースで、一般の人もある程度入ったり利用したりできるスペースをさし、サイドオープンになっているものもこれに含む。また、「庭などの園地」は、通りに面して開いていないプライベート的なスペースをさすものとする。

a)町家の相隣関係

六角町内にある町家を図6-4-4のように、a～lの記号をつける。それぞれの町家に相接している建物（向かって右隣・左隣とオモテ）の性質を表6-4-1に示す。なお、(ｱ)から(ｵ)は

(ｱ)中心町家との位置関係　(ｲ)外部空間　(ｳ)構造　(ｴ)階数　(ｵ)用途

とする。

このような六角町にあるa～lの町家をおのおの中心として、12の建築群が考えられる。それぞれの建築群の相隣関係からみた歴史的環境の保全に関する評価は、３章２節のケーススタディのように行なうことができ、それらの集積として、六角町全体の近隣関係からみた歴史的環境の保全状態を以下の視点で考える。

b)町なみ景観

・構造・デザイン

まず、構造については、通りの西側では、木造建物（６棟）の間口長の和が50m、非木造建物（４棟）の間口長の和が57.3mであり、東側ではそれぞれ木造（７棟）61.5m、非木造（９棟）51.1mとなっている（図6-3-6）いわゆる看板建築は全くみられず、西側は敷地を合わせて建て替わっているのに対して、東側は敷地の大きさ自体は変わらずに、それぞれに建て替わっているのが特徴的である。

また、六角町の歴史的な町なみ形成の核となっているのが、松坂屋・吉田家・町会所である。松坂屋は昔からこの町にある呉服卸の老舗であり、デザイン面においても、２階の窓をムシコ窓のデザインを踏襲したものするなどの工夫を凝らしている。吉田家では、今ではかなり少なくなったバッタリ床几がある。日常においてはほとんど使われることはないが、祇園祭のときは吉田家で行われる屏風祭の見物人に開放されている。

・ボリューム

建物の高さについては、西側高層化係数が2.39、東側高層化係数が2.47である。ほぼ東側西側とも同じでバランスがとれている上に、うまく低層に抑えられている。一番高い建物でも５階建が２棟あるだけであり、特に飛び抜けて高層のものはない。しかし、西側には逓信病院横に大きなサイドオープンスペースもあり、連続的に低層であるとはいえない。

セットバックスペースについては、逓信病院前のセットバック以外はとくに大きなものはない。逓信病院のセットバックは、町なみの連続性という点ではかなりマイナス要因ではあるが、町在住の人によると「建設時に、このスペースを祇園祭のときに使ってよいという約束があった」といういきさつがあり、このような側面を考えると、町には貢献しているといえる。

・プロポーションの適合性

六角町では、松坂屋と吉田家などがある中央部で、軒庇が揃うことによる町なみの連続性を感じ取れる。一方、北東部分には、中層で面一（つらいち）のビルが固まっており、ここでは町なみの歴史的環境は守られていない。路地は、西側にはなく東側に３本ある。このうち１本は、門も敷石もないが、あとの２本は入口に屋根がかかっており、軒線の連続を助けている。

(2)矢田町（新町綾小路～西洞院綾小路）

矢田町の建物の構造・階数を図6-3-11に、建物用途を6-3-12に、オープンスペース・路地を図6-3-13に示す。矢田町は綾小路通りを中心とする両側町で、京都の中心業務地区（CBD）である四条通に大変近い。しかし、杉本家などの本格的な町家も残っており、保存と開発の両面を垣間見ることができる。この矢田町での近隣関係からみた歴史的環境の保全状態を考察する。

a)町家の相隣関係

矢田町で通りに面している町家を図6-3-14のようにa～mの記号をつける。それぞれの町家に相接している建物（向かって右隣・左隣とオモテ）の性質を表6-4-2に示す。なお、(ｱ)から(ｵ)は１－１で述べたとうり

(ｱ)中心町家との位置関係　(ｲ)外部空間　(ｳ)構造　(ｴ)階数　(ｵ)用途

とする。

この表から矢田町には町家を中心とする13の建築群が考えられ、これをもとに矢田町全体の近隣関係からみた歴史的環境を考察する。

b)町なみ景観

・構造・デザイン

構造については、構造別間口長の和は通りの北側では、木造55.8m、看板建築5.8m、非木造39.4mであり、南側では、木造56.8m、看板建築5.8m、非木造42.8mである（図6-3-15）。このグラフからも矢田町は開発の波が押し寄せながらも、よく木造町家を残しているといえる。矢田町の町なみの核は、やはり杉本家である。杉本家は表屋造であり、虫籠窓・竹矢来・出格子・駒寄せなどの伝統的エレメントをほぼ完璧な形で残している。杉本家は近年、京都市指定有形文化財に指定され、財団法人の設立によって保存されることになった。この保存に関しては、矢田町住民全員が賛成しているとは言い難いが、矢田町の町なみ景観の維持のためには、この保存は大変大きな意義があるといえる。また、杉本家以外にも三上家・高野家・中田家・竹花家・柴山家などの伝統的な町家も数多く残っており、町なみにおける歴史的環境保全に貢献している。

・ボリューム

矢田町における高層化係数は、北側2.87、南側2.16である。北側が南側に比べて大きくなっているのは、町北側の東西端に比較的高層のビルが建っているからである。しかし、町の中心からは距離があるために、通りに対してはそれほど圧迫感を与えてはいない。

セットバックスペースは南側に少しみられる。町なみの連続感を損　なうほどのものはないが、セットバックをもつ建物はいずれも近年建てられた非木造建築である。また、南

側にある駐車場では、祇園祭の最中には琴演奏会が開かれており、近年新しく増えてきた空間の上手な利用の仕方がうかがえる。

・プロポーションの適合性

矢田町の連続立面図を図6-3-16に、立面図に表れているおのおのの建物の一階と二階の棟高を表6-3-1に示す。この表や図よりわかるように町家の軒高はよく揃っており、町なみの連続性を支えている。しかし、非木造や看板建築は間口長において占める割合は少ないものの、ファサードが面一になっており、庇線の連続性を損なっていることがわかる。また、北側に図子一本・路地一本、南側に路地二本あるが、南側の西にある路地は町家の一階軒線に合った屋根がかかっていることが、町なみへの貢献という点で評価できる。

(3)町相互の比較を通してみる街路特性

6-3-1では、六角町・矢田町について歴史的環境の保全状態のケーススタディを行なった。本項では、6-3-1で行なった考察に加え、対象地域全体をみた統計データをもとにして、町相互の比較を通しておのおのの街路特性を分析・考察する。

図6-3-20～22に、それぞれ町毎の木造間口長比・町毎の高層化係数・町毎の住居棟数比を示す。

町毎の木造間口長比：通りの長さに対して木造の建物の間口長が占める割合。

町毎の高層化係数：通りの単位長さあたりの建物階数。

町毎の住居棟数比：通りに面する全建物のうちの住居用途の建物の棟数比。

また、図6-3-23には、対象地域内の各町の位置をア～ヨで示した。これらからおのおのの街路特性を示す。

・烏丸通

京都都心の幹線道路であり、かつ都市計画道路である。銀行・保険会社・証券などの非伝統産業専用のビルが立ち並び、京都一のビジネス街となっている。それゆえ、住民不在化によって町コミュニティは衰退しており、祇園祭の山鉾町である笋町などは祭の存続に大変苦労している。

・室町通

元々、繊維問屋街で職住一致の構造だったが、現在はかなり業務専業化が進んでいる。業務ビルが建つことによって高層化も進んでいるが、室町通は
道路幅員が小さいため、D／Hが小さくなっている。また、特に白楽天町（チ）に代表されるように、セットバックが多く町なみの連続性は破壊されている。業務用途の車と通過交通の車が非常に多く、町のコミュニティをかなり圧迫している。

・新町通

昔から室町通とならぶ繊維問屋街であった。六角町（キ）のように町自治がしっかり行なわれている町が多い。まだ歴史的環境は比較的よく残っているが、今後開発がすすむ恐

れが十分ある。祇園祭の山鉾町が多く、六角町のようにセットバックも祭礼時に新たな使い方ができることを示している。

・西洞院通

別名「マンション通り」といわれているように、町家を複数とり壊してマンションを建てるなどの開発がかなりすすんでいる。蛸薬師通以南は道路幅員が大きく、京都特有の小路的な雰囲気はおまりしない。全体的に高層化係数が抑えられているのも空地や駐車場が多い（特に古西町(イ)と螳螂山町(カ)）からであり、町なみの連続性を損なっている。

・油小路通

西側がすぐ堀川通という大幹線道路にもかかわらず、町家が非常によく残っており、全体が低層に抑えられている。堀川の周辺が烏丸に比べてそれほど開発が進んでないことは、堀川は交通のための通りであって、ビジネス街ではないことを物語っている。

・六角通

西側は歴史的環境がよく残っており、比較的良好な居住空間を形成しているが、東側から徐々に開発がすすむ傾向にある。その中でも、A-1街区北東角に位置する中島家は伝統的なデザインをそのまま残す本格的な町家として、周辺の歴史的環境形成に大きな影響を与えているといえよう。

・蛸薬師通

西側は町家が比較的よく残り住民も多いが、東側はかなり開発が進んでいる。特に橋弁慶町（ニ）は、大きな駐車場やビルによって町なみは大変損なわれているうえに、町家型の町会所も改造する予定になり、祇園祭の山鉾町としての特質が失われる危機的状態である。

・錦小路通

西側は歴史的環境がよく残っているが東側は開発が進んでいる。しかし、占出山町（ハ）は烏丸通にすぐ近い位置にもかかわらず、町会所を伝統的な形態を残す方向で改築した。これは山鉾町としての特質を守ったことが評価でき、今後の伝統性保存への歩むべき方向性を示したといえよう。

・四条通

京都都心における東西方向の幹線道路であり、街路幅員が大きく、他の両側町とは形態・性質ともかなり異なっている。四条烏丸から四条室町の範囲では非木造は全くなく完全に高層ビル化されている一方、新町通より西側は高層化は抑えられており、例えば郭巨山町（フ）のように町家の看板建築化が多くみられる。

・綾小路通

矢田町（ミ）の杉本家のような本格的な町家も数多く残っており、それらは町の歴史的環境の核としての役割を担っている。これらにより、町全体である程度町なみの統一がとられている。ただし、やはり東側はかなり開発が進み、歴史的環境はあまり残っていない。

・仏光路通

西側は歴史的環境が大変よく残っている。しかし最近、木賊山（モ）のようにマンション紛争も時折おきており、今後開発が進む恐れがある。車交通は他の通りと比べてある程度少なく、比較的落ち着いた空間となっている。

・高辻通り

都市計画道路であり幅員は広い。ビル化はかなり進んでいるが、京都のごく中心からは少し離れるため、それほど雑踏はなく高層化も抑えられている。

対象地域全体をみると、四条烏丸を中心に開発が進んでいることがわかる。東西の通りよりも南北の通の方がビル化・高層化は進んでおり、通過交通も多いので、住民は住みづらく、両側町という通り中心のコミュニティがかなり圧迫されている状態である。また、対象地域全体でいえることだが、特に祇園祭で「鉾の辻」といわれている四条室町のビル化・高層化が進んでおり、伝統行事と業務両方の中心地であることによる軋轢が生じている。対象地域の中では西洞院と油小路の間の東西の通りが歴史的環境をよく残している。しかし、ここも徐々にマンションなどの進出がみられ、今後この歴史的環境が守られるという保証はない。

6-3-2 「街区」単位でみた歴史的環境の評価

京都都心部の近隣関係からみた歴史的環境を考えるとき、6-3-1項で考察した通り中心（町単位）の考え方と並んで、街区、とくに街区内部（以後、裏街区とよぶ）の歴史的環境を考察することが必要であると思われる。本章では、建築群における中心町家の両隣とウラの相隣関係の集積により、街区内の近隣関係が形成されると考える。そして、とくに裏街区の部分に着目し、街区の土地利用（建物とオープンスペース）や路地・図子空間に関する分析を中心に、街区の近隣関係からみた歴史的環境の保全状態を考察する。

(1) A－1 街区

A-1街区の他の街区と異なる特徴は、小川通が街区の中央を南北に縦貫し、背割二列型の二つの街区になっていることである。分析の便宜上、この二つの短冊型の街区の西側の街区をA-1a、東側の街区をA-1bとよぶ。

まず、A-1街区における建物の構造と階数を図6-3-24に、用途を図6-3-25に、オープンスペースと路地を図6-3-26に表す。

a)町家の相隣関係

A-1街区にある通りに面する町家（看板建築除く）を図6-3-27のように、a_1～a_{36}、b_1～b_{21}の記号をつける。それぞれの町家に相接している建物（向かって右隣・左隣とウラ）の

性質を表6-3-3に示す。なお、(ア)から(エ)は

(ア)中心町家との位置関係　(イ)外部空間　(ウ)構造　(エ)階数

とする。

b)街区の土地利用

街区の土地利用を考えるのに、その街区内にある構造別建物数を考える。構造別建物数は次の定義とする。

構造別建物数：構造的に分かれている建物を分けて数える。それゆえ、一軒の町家であっても、クラやハナレが主屋と構造的に分かれていれば、建物を別のものと考える。一方、二世帯が入っていても長屋ならば、一棟とみなす。

A-1a街区の構造別建物数は63棟、A-1b街区の構造別建物数は57棟である。つまり、A-1街区全体で構造別建物数は120棟に及び、これは一街区ではかなり多いといえる。このことから、この街区が巨大な建物に占拠されずに、空間的にうまく分節されていることがわかる。建物の階数をみると、A-1a街区は１～２階建てが60棟、３～５階建てが３棟であり、６階建て以上の建物は１棟もない。また、A-1b街区は１～２階建てが42棟、３～５階建てが15棟、6階建て以上は１棟もない。また、構造をみると、A-1a街区は木造53棟、看板建築7棟、非木造が3棟であり、A-1b街区は木造39棟、看板建築４棟、非木造14棟となっている。これらをグラフに表すと、図6-3-28のようになる。

このグラフからもわかるように、A-1街区は全体的に低層で、木造の町家がかなり残っていることがわかる。とくに、A-1a街区は、昔からほとんど建てかわりがない街区であるといえる。

このA-1街区は、短冊型の二つの街区（長辺129m、短辺63m）に分けられているので、他の街区のように、まとまった広い空地を街区の中にとっているわけではない。しかし、6-2節でも述べたように、個々の１筆１筆の敷地の中に、小さいながらもほどよくオープンスペース（空地）が配されていて、それらが単独で存在するのではなく連続（連担）していること、そして、そのオープンスペースを取り囲む周りの建物が低層であることが、良好な居住環境のためには大切である。これを考察する指標として、図6-3-30にA-1a街区とA-1b街区にある建物の奥行き長さ別棟数比を示す。このグラフから、街路に面している建物の奥行き別の度数分布がわかり、これらが一定の長さに集中していれば、その裏庭などは連担することが多いことが予想され、オープンスペース評価の目安になる。

グラフよりA-1a、A-1b街区ともに奥行き10mから20mの建物が多いが、A-1b街区には奥行き25m以上の建物が12棟ある。図6-3-26をみると、A-1a街区には空地が街区の中央部分で一度分断されているものの、その北と南で町家の坪庭タイプの空地がよく連担しているといえる。また、A-1aの裏街区にある建物は２階以下ばかりであり、低密度な土地利用がうまくなされているといえる。一方、A-1b街区は、町家の中に建てづまりの非木造建築の進出が少しみられ、空地率はA-1a街区に比べると低くなっている。街区の真ん中辺りに奥行の

長い建物が集中しており、ここでは裏の空地が小さくなっている。

c)路地・図子

路地・図子についてであるが、A-1街区には三本の路地（それぞれ図6-3-26のように①、②、③とする）がみられる。①は屈折型路地（L型）、②③は直線型路地である。①は一軒アプローチタイプの路地であり、入口には瓦屋根付きの門、路地面には石畳があり、昔ながらの雰囲気をよく残している。②も一軒アプローチタイプの路地であり、瓦屋根付きの門がある。しかし、路地面はコンクリートそのままであり、奥のアイストップの位置に5階建てのマンションがみえ、①の路地に比べると歴史的な雰囲気は少ない。また、③の路地は奥の5軒の長屋に通じているにもかかわらず、門はなく路地面もコンクリートがそのままになっており、単なる建物の隙間のような印象が強い。

次に6-2節で述べた路地の功罪面について考える。良い面は、①②③ともに車交通から安全であることである。しかし、①②は一軒アプローチタイプであり、③は雰囲気的に暗く不安感を抱かせる空間になっているので、三本ともよいコミュニティ空間とはいい難い。美しく落ち着きのある空間という観点では、①の路地が群を抜いている。

(1) B－2街区

B-2街区は室町・新町・蛸薬師・錦小路通の4つの通りに囲まれた街区で、一筋東の通りは烏丸通である。それゆえ街区の西側は木造町家がかなり残っているが、東側はビル・マンション化が進んでおり、その対比がかなり顕著である。烏丸通（東側）から開発が進むという対象地域全体の特徴が、ここでは街区レベルでみてとることができる。B-2街区における建物の構造と階数を図6-3-31に、用途を図6-3-32に、オープンスペースと路地を図6-3-33に表す。

a)町家の相隣関係

B-2街区にある町家（看板建築を除く）を図6-3-34のように、a_1～a_{26}、b_1～b_7、c_1、d_1～d_7の記号をつける。それぞれの町家に相接している建物（向かって右隣・左隣とウラ）の性質を表6--3-4に示す。なお、(ア)から(エ)は

(ア)中心町家との位置関係　(イ)外部空間　(ウ)構造　(エ)階数

とする。

b)街区の土地利用

B-2街区の構造別建物数は73棟である。この街区を真中から東側と西側に分けて考えると、建物は東側に23棟、西側に50棟となる。（建物が中心ラインに重なっている場合はその面積の大きい側に入れるものとする。）単に建物数からみても、西側に比べて東側に大きな規模の建物が集まっていることがわかる。建物の階数をみると、1～2階建が54棟、3～5階建が18棟、6階建以上が1棟である。また、構造をみると、木造53棟、看板建築6棟、非木造14棟である。これらをグラフに表すと図6-3-35のようになる。

以上のB-2街区の図やグラフからわかることは、街区全体における建物数の面での統計資料からみれば、1～2階建ての木造町家はたいへんよく残っている。しかし、建ぺい面積や高さなどのボリュームという観点に立つと、非木造の建物の街区に占める割合は大変大きい。特に室町通に面する部分は、大きなボリュームの建物に占拠されている状態である。

次に、図6-3-35にB-2街区における通りに面する建物の奥行別棟数比を示す。通りに面する建物全43棟中、奥行き10m～25mの範囲に27棟が集中している。しかし、奥行き40m以上の建物が5棟あり、これらによってきめの細かいオープンスペースは分断されている。他方、街区の中央に大きなオープンスペースが形成されている。街区におけるオープンスペースというのは、建築群単位でみた考察でも明らかなように、広くとれば通風・採光面で良好な居住環境に貢献するが、プライバシーの保護・親近性面で問題を抱えることになる。それゆえ、適切な位置に適度な規模の空地を設けることが重要であり、このB-2街区の中央の大きなオープンスペースはこの意味では歴史的環境を損なっているといえる。

c)路地・図子

B-2街区には3本の路地（それぞれ図6-3-33のように①、②、③とする）がみられる。①③は直線型路地、②は屈折型路地（T型）であり、①②③とも多数の長屋に通じる路地である。①の路地は現代和風的な瑞蓮寺と看板建築の間から街区内に進入しており、路地面はアスファルトがひかれている。また、アイストップの位置には5階建非木造モルタル塗りの業務ビルがあり、京都の路地本来がもつ歴史的な雰囲気とはほど遠い。②の路地は入口が個人住宅内に入っていくかのような雰囲気を与え、プライベート空間としての雰囲気が強い。この路地に面する位置に南観音山収納庫があり、町の空間としての用途側面もみられる。そして、③の路地は比較的幅員が大きく、路地面に石畳もひかれており明るい空間となっている。このようにB-2街区に存する路地は3本とも西側（新町通）から街区内に入っており、その本来の形は変えながらも路地に面する長屋の生活の中枢空間となっている。しかし、街区東側のビル化は東側の路地空間を事実上消滅させているだけでなく、西側の路地のアイストップとしてその大きなスケールをもつ姿を背後に表し、ヒューマンスケールをもつ路地空間の脅威となっている。

(3)街区相互の比較を通してみる裏街区特性

1節で行なったA-1街区とB-2街区のケーススタディでの考察をもとにして、本節では対象地域全体の街区特性、特に裏街区特性の分析・考察を行なう。その1指標として、図6-3-39、図6-3-40、図6-3-41にそれぞれ、街区毎の木造棟数比、街区毎の1・2Fの建物棟数比、街区毎の建物奥行長さ平均を示す。

街区毎の木造棟数比：街区内における構造別建物数に対する木造棟数比

街区毎の1・2Fの建物棟数比：街区内における構造別建物数に対する1・2Fの建物棟数比

街区毎の建物奥行長さ平均：街区内における通りに面する全建物の奥行長さ平均

また、各街区名を図6-3-38に示す。おのおのの街区の対象地域内での特徴は次のようになる。

a) A街区：A-1.A-2.A-3.A-4

対象地域全街区の中で、最も木造率が高く１～２Ｆ建物が多い街区である。特にA-1・A-2街区は背割りがなされており（小川通）、その通りは車交通も少なく、非常に居住環境はよい。A-1街区はきちんと２列型に町家が配されており、坪庭などのオープンスペースもうまく連担している。A-3街区には明倫児童公園があり、地域の施設として使われているが、あまり十分に整備・開放がされておらず、暗くて不安を抱かすような空間となっている。また、通信病院の周りに大きなオープンスペースがあり、これは相隣関係における通風・採光にはよく貢献している。しかし、病院内からウラを見られるという点では、プライバシー保護の面で問題がある。A-4街区には、直線型路地２本と通り抜けU型図子１本があり、いずれも歴史的環境をよく残している。

b) B街区：B-1.B-2.B-3.B-4

烏丸通に近い側から奥行の長いビルが建っており、裏街区への高層建物による圧迫がかなりある。B-2街区の中心には明倫幼稚園のオープンスペース、B-4街区内部には明倫小学校の運動場がありうまく空地がとられているが、明倫小学校は統廃合の問題が噴出しており、今後かなり変貌する可能性がある。B-1・B-2街区西側ではまだ建物のボリュームが守られているが、B街区群全体で現在大きな工事が数件行われており、今後その影響の西側への伝播が懸念される。

c) C街区：C-1.C-2.C-3.C-4

C-1・C-2・C-3街区には非常に大きな空地（駐車場）があり、特にC-1・C-3街区の西洞院通りに面しているところではこれが甚だしい。この空地は相隣関係からみた快適性・親近性の面で居住環境を阻害している。今後このスペースに大きなビル・マンションが建つ可能性があり、そうすると周辺環境は一変するであろう。C-1街区には四条通に面したところに、四階建ての非常に奥行の長いパーキングビルがあり、裏街区空間を圧迫している。C-2街区には直線型路地３本、屈折型路地２本の合計５本の路地がある。それらの路地には比較的町家もよく残っており、奥行やボリュームの面でもうまく分節されていて、駐車場進出を除けば歴史的環境はよく守られている。C-3・C-4街区は「炭之座図子」「膏薬図子」と呼ばれていた通り抜け型図子の周辺に歴史的環境をよく残している。しかし、C-3街区は西洞院側から駐車場等の圧迫をかなり受けている。

d) D街区：D-1.D-2.D-3.D-4

最も開発・建て替えが進んでいる街区である。D-1街区は３面に通り抜け図子があり、その図子には車もほとんど入らず比較的落ち着いた雰囲気を残しているが、街区東側はほぼ高層ビルに建て替わっている。D-2街区には大学があるため裏街区にオープンスペースがあり、physical面での居住環境は守られている。D-3街区では烏丸・四条・室町に面した街区の３面からは大きなビルがどんどん建っており、街区のごく中央に少しのオープンスペースを残すに過ぎない。錦小路通から直線型路地があり住宅地も少し残っているが、かなり生活を圧迫されている。D-4街区は五つの大きなビルが街区を占拠した状態となっており、居住地としての姿はそこにはない。

e) E街区：E-1.E-2.E-3.E-4

特に路地・図子空間が多く、町家が数件固まることによって歴史的環境を創り出している。E-1街区には、東側に一つ西側に二つ出入口のある対面通り抜け型図子があり、そこでは町家がいわゆる軒を並べて建っており、住民たちのコミュニティスペースとなっている。また、E-2街区は南北に走る通り抜け型図子とその東側に並行に走る直線型路地の周辺が、歴史的環境を上手に残している。その路地の行き止まりには小さな神社があり、アイストップとしてよい効果を出している。E-3街区には綾西児童公園があることが特徴的であり、これはコミュニティの場として使われているが、あまり清掃などの管理面が行き届いているとは言い難い。E-4街区は街区の中央に管大臣神社があり、落ち着いた神聖な空間をつくっている。

f) F街区：F-1.F-2.F-3.F-4.

全体的にかなりビル化が進んでいる。F-1街区は間口は狭いが奥行の長い業務ビルが多く、ウラのオープンスペースの連担状況は悪い。F-2街区は南北に走る通り抜け型図子があるが、その南側では図子に面した町家が取り壊されており、駐車場や空地によってかなり圧迫されている。F-3街区は中央部はほぼ大きなボリュームのビルやホテルによって占拠されていて、オープンスペースはビルの空隙状態のものがほとんどである。F-4街区は烏丸通に面している街区にもかかわらず、オープンスペースも比較的うまく連担しており、西側などはよく残っている方だといえる。

全体的な傾向として、烏丸通から西に向かって建て替わりがおきている。通り側からの大規模な建て替えにより、裏街区に大きな駐車場や奥行の長いビル・マンションが進出し、路地・図子空間や坪庭などのオープンスペースの連担から生じる歴史的環境を脅かしている。A-1街区やE-4街区などのように、建て替わりながらもボリュームを抑えている街区は歴史的環境は比較的よく残しており、裏街区の居住環境面では建物のボリュームとオープンスペースの配置が非常に大きな役割を果していることがわかる。

6－4　都市祭礼における空間利用と演出

6-4-1　伝統的市街地の形態と空間利用

(1)都市祭礼からみた伝統的町なみの特質

京都の伝統的市街地の形態については、6-2節で述べたとおり、既往研究が数多く知られる[9]。その形態の特徴として、碁盤目状の町割と、街路に建ちならぶ町屋群が構成する両側町であることの2点があげられる。碁盤目状の町割といっても、いわゆる上下京の古町といわれる部分では、むしろ短冊という形容があてはまる。これは、天正年間(1573～1592)の豊臣秀吉による都市改造により、従来の南北街路の間に新たな街路がひらかれた結果である。しかしこの施策にもかかわらず、今回の研究対象地域である山鉾町一帯は、平安京以来の方1町の正方形街区を維持している。よって町の東西幅が広く、宅地の奥行きが深いという特徴をもっている。正方形街区が維持された理由としては、辻子と呼ばれる小道が発達し、秀吉以前から高密度な空間であった点、中心に寺社が位置することが多かった点などがあげられる。また、街路をはさんだ両側を一つのまとまりとした両側町の発生は、応仁・文明の大乱前後とみられている。近世になると、両側町の両端の四辻には町木戸が建ち、防御に適する閉鎖的な空間となっていたのである[10]。

一方、街路に建ちならぶ町屋の様式は、慶長期(1596～1615)より変革がはじまり元禄時代(1688～1704)には定型化したといわれる[11]。その特徴としては、棟高が高くなり、瓦葺屋根、千本格子が多くあらわれること、厨子二階屋、塗屋造・土蔵造が多くなることなどである[12]。この様子は、天正以前の『洛中洛外図』（上杉本）、慶長以後の『祇園祭礼図』（八幡山保存会蔵）など、絵図を比較するとよくわかる（表6-4-1参照）。

今度は、建物が街路に面する部分に注目してみる。実際には若干の凹凸はあったが、基本的には軒先が揃った景観を呈していた。これは、整然とした町なみ景観を規定した町定などの積極的な景観規制の結果でもあった[13]。その一例として、見た目のよい町屋の建築が褒賞の対象になったこと、あるいは町内居住者の職種を制限することが、各職種機能にふさわしい構えをもっていた格子の意匠の統一につながったことなどがあげられる[14]。

このような伝統的な市街地の形態は、近年まで続いていた。ちなみに昭和21(1946)年米軍撮影の航空写真をみると、街路の両側に建物が連担する形態には全く変化がない。また、研究対象地域内の建物の棟数の約90%は、小規模な傾斜屋根をもち、ほとんどが伝統的町屋であったと考えられる。

(2)祇園祭と町なみ

祇園祭の神事が固定化されたのは近世においてであるといわれる。その近世において、祇園祭はどのように町なみを利用していたのだろうか。近世以前に描かれた『洛中洛外図』（上杉本）、『洛中洛外図』（舟木本）、『祇園祭礼図』（出光美術館蔵）には、現在みられるような提灯・幔幕はいっさいみられない。しかし、近世にはいり描かれた『祇園祭礼図』（八幡山保存会蔵）になると、町家の軒下に幔幕が飾られるようになる。また、この絵図には初めて1階軒ひさしが描かれている。よって、軒ひさしという新しい町屋の構

成要素がきっかけとなって幔幕があらわれた、と考えることができる。町屋の構成要素と祭の装飾装置との間に深い関連があるといえる。宝暦7(1757)年刊の『山鉾由来記』（図6-4-1）には、初めて提灯がみられるようになる。また、同時に町屋の前に柵が設けられるようになる。この柵は、町屋前面を完全に覆っており、町屋への出入りのための木戸が設けられていることを考えると、祇園祭の期間中だけ特別に設けられるものであると思われる。提灯は高張提灯で、この柵に取り付けられている。柵がなぜ設けられてのかについてはっきりとはわからないが、山鉾の大型化や見物客の増加にともなう事故防止のためではないかと考えられる。そして、順番としてはまず柵が設けられ、そして柵を単なる安全確保の道具として使うだけでなく、提灯をつけることによって更に有効に利用したのではないかと思われる。安永9(1780)年に描かれた『都名所図会』の中の祇園祭も、『山鉾由来記』と同じである。文化3(1806)年の『諸国年中行事図会』になると、柵はみられなくなり、現在見られるような高張提灯のスタイルとなっている。また、この図会にはこれまでのものと違い、見物人が非常に多く描かれている。このように、近世においては、祇園祭の神事が固定化されるとともに、装飾要素となる幔幕、提灯などがみられるようになる。そして、それらは町屋の構成要素とうまく一体化していたのである。

こうして個々の町屋に装飾がつけられるようになったのであるが、それらは町なみをどのように演出していたのであろうか。近世の町なみは、町屋のデザインが統一され、整然とした町なみであった。軒下に飾られる幔幕、釣提灯、町屋前面に立てられる高張提灯によって、町なみの連続性は高まり、さらに整然とした雰囲気が生み出されたのである。このように、提灯、幔幕による演出は、町屋を飾るという意味があるのはもちろん、それ以上に街路を演出する側面が強いといえる。またこの演出は、日常の町なみの骨格を変えることなく、日常の町なみをそのまま利用することによって、空間の意味を変化させているという点に注目しておきたい。日常の空間と祭礼空間が別々のものとしてあるのではなく、2つの空間の間に相互作用があるといえるであろう。その他、この時代の町には町木戸が設けられていたが、『祇園祭礼図』（八幡山保存会蔵）では、祇園祭の山鉾町とそれ以外の町との境の町木戸に、幔幕や注連縄が飾られている様子が描かれている。このように、祭の装飾装置は、町屋の構造のみならず、町空間とも一体化していたのである。

こうした近世の祇園祭の伝統的演出スタイルは、昭和初期になっても変わることはなかった。町屋軒下に幔幕を飾りつけ、前面には高張提灯を立て、整然とした町なみを生み出していたのである。

これら幔幕、提灯による演出のほかに、忘れてはならないのが屏風祭である。『祇園祭礼図』（八幡山保存会蔵）には、町屋の内部に屏風が飾られているのがみられ、現在の屏風祭のはしりと考えられる。この屏風祭は年々盛んとなり、明治27(1894)年刊の『京都祇園会図絵』には「神事の町々に於ては、軒毎に神燈を掲げ、各幔幕を張り、金銀書画の屏風を建て廻らし、或は珠簾を垂れ、花氈を敷き、銀燭硝燈を点じ、或は生け花、或は盆栽

を陳列し、以て来賓を饗す。（中略）其壮観美麗、実に人目を驚かす。これを観んが為に遠近より来り集まるもの、其幾千万なるを知らず。就中、山鉾町々の如きは頗る雑踏を極む。実に天下の奇観といふべし」とあり、宵宮の熱気が伝わってくる。この屏風祭が盛んになったのは、自分たちの財力を誇示しようという町衆の意識があったのはもちろんである。しかし、それを可能にしたのは、町屋の構成要素としての格子であるといえる。格子は、他の建具に比べると開放性が大きい。祭礼時にはこの格子が取り払われ、町屋の開放性は極限にまで高まり、人々は家の中から山鉾の巡行を見物することになる。これは、町屋の構造自体が開放的であるからこそ可能であったといえる。

この屏風祭もまた、街路に対する演出の側面をもっている。町屋の前面は、格子が取り払われ全面開放となり、見物人は街路から室内を覗きこみ、そこに飾り付けられた屏風を楽しむのである。現在でいえば、繁華街でのウインドショッピングのようなものである。屏風祭は、街路を歩く楽しみを生み出していたといえる。

6-4-2　現在の市街地利用

(1)町なみの現況

祭礼時の空間について考察する前に、現在の山鉾町の市街地特性について、簡単にまとめてみたい。山鉾町を含む32街区については6-3節でふれたが、本節では山や鉾をだす山鉾町35ヶ町（休み山鉾をふくむ）のみを取り出して検討する。その範囲は図6-4-2に示すとおりである。

まず、現在の山鉾町内の建物構造と規模についてであるが、山鉾町内において、通りに面する建物の構造の木造・非木造の間口長さの割合を表したものが、図6-4-3である。また、通りに面する建物の規模を考えるために、個々の建物の間口長さに階数を乗じ、それを町単位で合計し、各町の通りの長さで割った高層化係数という概念を導入する（図6-4-4）。これらをみると、現在完全に中心業務地区化している四条烏丸周辺が、最も非木造率・高層化係数が大きく、そこから遠ざかるにつれて、次第にそれらの値は低くなる傾向がある。特に場之町や函谷鉾町は、通りに面する建物に木造のものはひとつもない。通り別にみると、昔から室町通とならんで京都における伝統的な呉服問屋街であった新町通の木造建物の比率が高い。それに比べて、室町通ではビル・マンション化が進み、町なみはあまり残っていない。ただ、新町通にも着実に開発の波は押し寄せており、このままの状態では数年のうちに大きく変貌する可能性がある。

次に、建物用途についてであるが、図6-4-5は山鉾町の建物全体の構造と用途の関連を示している。この図の縦軸と横軸は、それぞれ構造別と用途別の軒数比を表している。なお、ここでいう伝統的な産業とは、繊維・工芸・和菓子等の業種をさす。この図から、山鉾町は併用住宅の方が専用住宅よりも多く、職住の近接した地域であるということがわかる。

今回の調査によると、住居以外の何らかの業務用途をもつ建物全737軒のうち316軒が伝統産業関係の業務であり、そのうち249軒が繊維関係である。このように伝統産業がかなり多く、その中でも繊維関係の業種が極めて多いことから、室町通、新町通などの呉服問屋街の名残があるといえる。しかし、伝統産業以外の業務用途に用いられる建物も次第に増えてきている。また、非木造の建物は、住居として使われているものは少なく、業務専用に使われているものが多い。しかもそれは伝統産業以外の業務に特に偏っているわけではなく、伝統産業関係の業務にもかなり使われている。これは地域の伝統産業も時代の波を受けていることを物語っている。

次に、最近増えてきた建物のセットバックスペースについて考察する（表6-4-2①）。セットバックスペース増加の背景には、京都都心部における駐車場の確保や、道路斜線制限の緩和をねらいとした土地の高度利用がある。京都市内のセットバックスペースは大部分が矩形で、間口長さ５～15m、奥行き２～６mの大きさに集中している。セットバックスペースは、実際駐車スペースとして使われることが最も多く、全163面中110面が駐車場を主な使用目的としている。それ以外のセットバックスペースは、単なるオープンスペースとして業務上の荷物置き場などに使われる。

その他、路地、駐車場、ピロティ空間について、その数を表6-4-2に示す。路地には、入口に戸があり日常は閉鎖されているもの、入口部分を隣の建物の表屋が覆っているもの、入口部分に戸も覆いもないものがある。戸も覆いもないものは、さらに通り抜け可能なもの、通り抜け不可能なものにわけられる。これらをそれぞれ、戸閉鎖型路地、トンネル型路地、通り抜け可能型路地、通り抜け不可能型路地、と呼ぶこととする。このうち、戸閉鎖型とトンネル型の路地は、町なみを分断する作用が少ない。駐車場については、ビル化した建物の裏につくられるケースが近年増加している。また、ピロティ空間もセットバックスペース同様、かなりの数にのぼっている。これは駐車に利用しているところが圧倒的であることからもわかるように、駐車スペース確保のため、町屋前面をガレージに改造する家が多いからである。

(2)街路の利用と演出

街路空間には、大きくわけて次の３つの祭礼装置がおかれている。祇園祭のシンボルである山および鉾、町の両端に立ち町の領域を示す高張提灯、それに露店である。これらの祭礼装置によって街路はどのように演出されているのであろうか。それぞれについて考察してみる。

a)山および鉾による演出

山および鉾は、祇園祭の宗教的シンボルであり、祭礼時の町空間の核となる。このことは、山鉾の位置に最も的確にあらわれる。山鉾は街路の中心におかれることが多い（図6-4-6）。これは、シンボルとしての山鉾を町の中心に置きたいという山鉾町の人々の意識の

あらわれである。また、お飾り場の近傍に置かれる山鉾が多いのもわかる。これは、山鉾がお飾り場と一体となって町空間の核となっていることを示している。もちろん、町の中心、あるいはお飾り場近傍に置かれていない山鉾もある。その理由としては、電線に山鉾がひっかからないようにするため、駒形提灯の電灯線を引ける場所がそこしかないため、その場所が最も道幅が広いため、といった運用面での理由があげられる。

この山鉾の建つ位置に、礎石をはめ込んでいる町もある。この礎石は、実際建っている山鉾の重量を支えるという意味より、むしろ山鉾を建てる際の土台としての意味が大きい。実際、この礎石のある位置で山鉾を建てるが、建て終われば別の場所に移動する町もある。また、重量がより重く建てるのに労力を必要とする鉾町には、すべて礎石が存在するのもそのあらわれである。重量の軽い山を出す山町には、実際には礎石は必要ない。各山鉾町の代表者に対するヒアリングによれば、実際山町にある礎石は、重量を支えるためでなくどの場所に建てるかで毎年悩まなくても良いようにするためという意味が強い。この礎石は、祭期間中だけの装置ではない。したがって、自動車交通の妨げになって迷惑であるという苦情もある。

山鉾は、それだけが建っているわけではなく、周囲に様々な付属装置を持っている。まず、山鉾が壊されないようにするために、埒あるいは舟形と呼ばれる囲いが設けられる。この舟形の中にはお供えの酒樽が置かれ、神聖な領域であることを示している。またこの舟形の中にテントを設営し、粽やお守りなどの売り場を設けている町もある。舟形の前後には、それぞれの山鉾の名前を書いた高張提灯が置かれる。いわば、山鉾の名札のようなものである。この高張提灯のすぐ脇には各山鉾について解説した案内板がある。そして、最も重要な付属装置として、駒形提灯が埒上部に掲げられている。このように、山鉾は祭のシンボルとして街路に置かれ、様々な付属装置とともに街路空間の核となって祭を演出しているのである。

b)町両端の高張提灯による演出

すべての山鉾町にあるわけではないが、町の両端には高張提灯が置かれる。この高張提灯は屋根付きであって、また提灯には山鉾名が書かれている。この高張提灯は町への入口を示すとともに、何という山鉾を出す町であるかを明らかにする。この高張提灯のおかげで、入口から山鉾の置かれている街路の中心に向かうまでのあいだ、見物人は次の山鉾への期待感を高めていくことができる。

c)露店による演出（図6-4-9）

露店は昔からあったものではなく、ヒアリングによると昭和30年代ぐらいから本格的にでるようになった比較的新しい装置である。そして、昭和50年代の観光ブームにのってその数は一気に増加した。街路演出における最も大きな変化であるといえるであろう。今回の調査で確認した総数は367店、種別でいえば、たこ焼き、お好み焼きといった食べ物関係が多い。また南北の通りに面した町で339店、東西の通りに面した町で28店と、圧倒的に南

北の通りに面した町に多い。これは、東西の通りは、本来は露店を出すことが禁じられているからである。東西の通りへの露店の出店が禁じられている理由は、東西、南北両通りへの出店を許可すると、救急車などの緊急車両が山鉾町内に入れなくなるからである。

露店のメリットとしては、日常の町なみを規定するラインを変化させる点である。露店の数がさほど多くないときにはそうでもないが、ぎっしりと隙間なく露店が立ちならんでいると、建物の壁面によって街路が規定されていたのが、露店によって街路が規定されるようになる。これにより、ビル化の進んだ町においては、セットバックによる町なみの凹凸をカバーでき、ヒューマンスケールな町なみを生み出せる。特に夜になると、全体的な暗さと露店の放つ明かりによる相乗効果であたかも露店のみが街路を取り囲んでいるかのようになり、よりヒューマンスケールな町なみとなる。

しかし、露店には、ゴミの問題、火災の危険性などのデメリットもある。とくに、祇園祭は文化財の宝庫であり、ひとたび火災となれば貴重な文化財が焼失してしまう。また、あまりにも数が多すぎ、通りと建築空間が完全に隔てられ、提灯、幔幕による伝統的な街路の演出を無意味なものにしてしまっている。露店は、屏風祭、提灯、幔幕の減少の一因ともなっている。

また町なみとの関連で述べておかねばならないのは、露店による演出の特徴が日常の町なみをそのまま活かしていない点である。このことは、日常の町なみが祭礼時の町なみの演出になんら関係ないと言いかえることができる。日常の町なみをそのまま活かしていた戦前の祭礼演出とは、その意味が大きく異なるのである。

(3)路地の利用と演出

路地の祭礼時の利用についてのデータを表6-4-3に示す。この表を見ればあきらかなように、路地はほとんど利用されていない。特に、路地内の建物に関しては、提灯などの装飾もほとんど見られない。利用に関してして重要なのは、戸閉鎖型とトンネル型の路地の入口に提灯を釣ることであろう。これらの路地は、もともと町なみを分断するというデメリットが少ない。そこに提灯が付加されれば、さらに町なみの連続性を高め、路地の存在を忘れさせる。同じ路地でも戸閉鎖型およびトンネル型路地の方が、祭の演出に対してはメリットがあるといえるであろう。

路地の利用については、特殊例として裏別棟型お飾り場への入口となる路地があげられる。裏別棟型お飾り場とは、文字通りお飾り場が街路に面さず、路地奥にあるタイプである。この裏別棟型お飾り場への路地入口には、各山鉾の名前入りの高張提灯および注連縄が飾られ、お飾り場への入口であること、そして神聖な領域であることを示している。また、路地の両脇の建物の壁には紅白幕が飾られ、入口の高張提灯と相まって見る人を誘い込む演出がなされている。なお、これについては次項で詳しく述べる。このように、路地については、若干の装飾はみられるものの、ほとんど利用されず、祭の演出にもさほど寄

与していない。

(4)オープンスペースの利用と演出

a)公園、神社境内、学校運動場・アプローチスペース

構成要素としては、山鉾町内では数は少ない。山鉾町内のすべての構成要素について、簡単にまとめてみよう。

・綾西児童公園

この公園は、山鉾町外であるが、山町のひとつの矢田町と接しているので、考察の対象とする。この公園には、公衆便所がある。多くの観光客を集める祇園祭だが、山鉾町およびその近辺を含め、公衆便所はたったの3ヶ所しかなく、ここの便所も長蛇の列である。またこの公園は、宵々山、宵山の夕方から夜にかけて、小学生、中学生のたまり場となる。

・大原神社

大原神社は、綾傘鉾を出す善長寺町にあり、社務所、拝殿がお飾り場として使われ、境内はそれらお飾りを見る人のたまり場である。また、空箱置場に使われたり、準備期間中に一時的な荷物置場として使われたりもする。その他、気候のいいときには、床几を出して祭の会合をおこなったりする。このように、大原神社は祭によく利用されているといえる。

・明倫幼稚園、明倫小学校、各致小学校、池坊短期大学

これら学校の運動場あるいはアプローチ空間は全く利用されていない。町の代表者によると、学校で宗教行事である祇園祭に関する行事・イベントを行なうのは問題がある、というのが理由の一つらしい。最も池坊短期大学では、校舎内ではあるが、平成3年(1991)に「祇園祭によせて」と題した生け花展を開催していた。

このように、大原神社は町のコミュニティスペースとして積極的な利用がなされているが、他は全く利用されていない。とりわけ学校では間口の長い何もない空間が広がり、演出の阻害要因になっているとすらいえる。

b)駐車場

駐車場の利用について、表6-4-4にまとめてある。この表を見れば明らかなように駐車場は、ほとんど利用されていない。これは当然のことであって、一般の駐車場は祭期間中でも日常と変わらず需要がある。しかし、会社専用駐車場では、祭期間中は会社が休みのため、駐車場としての需要のないところもある。その一つである矢田町の駐車場を取り上げてみる。

この駐車場では、7月15、16日のそれぞれ17、19、21時から「伯牙山琴の夕べ」と題した琴演奏会が開催された。図6-4-11に示したように、駐車場の屋根下に舞台がしつらえられている。また、駐車場入口および舞台前面には、球形の釣提灯がいくつも連続して釣られ、人目をひく工夫がなされている。演奏会中は、狭い駐車場が聴衆であふれ、矢田町の

祭礼演出の一つの核となっている。ただし、この核は、街路の山鉾やお飾り場といった核と違って、恒常的な核ではなく、演奏会の開かれる時間帯だけの核であることが特徴である。また、このようなイベント会場としての利用は、人が集まれるスペースであるという駐車場の特性を活かしている。

矢田町以外にも、駐車場を利用している町はいくつか見られる。橋弁慶町では駐車場に長イスをならべて、無料休憩所として開放している。休憩所としての利用は、祭礼演出の核とはなり得ないが、、これもまた駐車場の特性を活かした利用といえるであろう。その他、燈籠町では、駐車場の一部分をあけてもらい、関係者の詰め所として利用している。

このように、イベント会場、休憩所などいくつかの利用はみられるものの、基本的には駐車場はほとんど利用されていない。駐車場としての需要が祭期間中でも変わらないことを考えると、祭礼における駐車場利用の可能性も低い。また、町なみの連続性の阻害という日常の町なみに対するデメリットが、祭期間中も変わらずそのままであるといえる。

c)セットバックスペース

セットバックスペースの利用について、表6-4-5に示す。ほとんどのセットバックスペースは、鎖、自動車、露店により立ち入りが不可能になっている。ただし、中には鎖を乗り越えて入り込んでいる人もいる。また立ち入りが可能な所でも、何かに利用しているところは少ない。

利用法のうち、露店スペースとしての利用による場合、セットバックスペースを露店で埋めるという点で、街路に露店をならべてセットバックスペースを見えなくするのとは、大きな違いがある。よって、セットバックによる町なみの連続性の阻害を解消しているといえるであろう。また、露店による街路の占拠というデメリットも解消しているといえる。また、売り場、休憩所、消防・警察の詰め所としての利用については、人が集まれるスペースであるという特性を活かした利用である。お飾り場へのアプローチとしての利用は、ビル化したお飾り場にみられる。詳細については、6-6節で述べることとする。

このセットバックスペースは、祭期間中は休業する会社のビルに多くみられ、通常は会社の駐車スペースとして利用されている。よって、一般の駐車場と違い祭期間中はなにもない空間となり、その利用の可能性は高い。利用法としては、現在みられるような露店、テントスペースとしての利用がまず考えられる。とりわけ露店スペースとしての利用は、先ほど考察したように、多くのデメリットを解消できる利点がある。その他、その開放性の大きさを活かして、矢田町の駐車場でみられたようなイベント会場として利用することも考えられる。しかし、その利用のためには、所有者の許可が必要であり、そのためにはゴミの処理など解決しなければならない問題も多い。よって潜在的な可能性は持っているが、実際の利用は非常に困難であるといわざるを得ない。

このように、セットバックスペースは現況ではほとんど利用されず、なにもない空間がそのままである。また、有効利用の可能性はあるが、実現性は低い。セットバックスペー

スも駐車場と同じく、町なみの連続性の阻害といった日常の町なみに対するデメリットを、そのまま祭の空間に持ち込んでいるといえよう。

(5)建築空間の利用と演出

a)前面、軒下

建築物の前面、軒下には提灯、幔幕、注連縄などが飾られる。ここでは、はじめにそれら装飾物のうち、提灯の種類について簡単に説明しておきたい。

祇園祭に使われる提灯は、釣提灯と高張提灯とに大別される。釣提灯は、建物の軒下などに釣られるものであって、さらに、長円形をした提灯と、球形をした提灯に細分できる。以下それぞれを、長円提灯、丸提灯と呼ぶこととする。長円提灯は最も一般的な提灯であって、町屋の軒下、ビルの庇下によくみられる。各建物に対して一つ釣られるのが基本である。丸提灯は、お飾り場やイベント会場など、人目をひく必要のあるところに使われることが多い。一個だけで使われずに必ず何個も連続して釣られ、さらに赤色のものと白色のものを交互に並べるなど、人目をひく工夫をしている。一方、高張提灯は竿の先にとりつけ高く掲げるようにした提灯であって、さらに、傘や屋根をもたないもの、傘付きのもの、屋根付きのものに分けられる。以下それぞれを、高張提灯、傘付高張提灯、屋根付高張提灯と呼ぶことにする。さらに、屋根付き高張提灯には、背が低く、高く掲げるというよりは下に置くといった提灯があり、それについては、背が低いという注をそのたびにつけることとする。高張提灯、傘付高張提灯、屋根付高張提灯は、町屋の前面、ビル前面、お飾り場前面、町の両端に立てられる。間口の狭い町屋やビルの場合は建物の中央に立てられ、間口の狭い建物の場合には間隔が均等になるように２本立てられるのが一般的である。お飾り場の前面に立てる場合は、２本立てるのが原則である。この場合、提灯の色は赤色となり、また山鉾名あるいは山鉾のマークを入れるのが一般的であって、人目をひく工夫がなされている。町の両端に立てられる場合も２本ずつである。これら高張提灯は立てるだけでなく、建物に引っかけて固定している。一方、背の低い屋根付高張提灯は、セットバックしたビルの前面に２台セットで置かれている。この高張提灯２台と庇下の幔幕が、セットバックしたビルの装飾の典型例である。

これらの装置を用いた主要な装飾パターンを拾ってみると図6-4-7のようになる。このように、１階軒下に提灯を釣るのが最も典型的な装飾パターンである。これは、町屋の前面に高張提灯を立てるという戦前期までの典型的パターンから大きく変化している。これらの装飾パターンと建物の構造との組み合わせをグラフにしたものが図6-4-6である。このグラフから明らかなように、提灯などによる装飾は、町屋に多くみられ、看板町屋やビル化した建物にはあまり見られない。この理由として、町屋の方がビル化した建物や看板町屋に比べて装飾に適しているからである。一方、装飾パターンと建物の用途との組み合わせをグラフに表したものを図6-4-7に示す。このグラフより、一戸建て住居と伝統産業関係の

業務用途の建物に装飾が多くみられることがわかる。このことは、祇園祭がそこに住む人々と、その地域に根ざした地場産業によって支えられてきたことを示しているといえよう。

これらの装飾の意義はいったい何であろうか。まず、各建物を飾るという意味をもつ。特にお飾り場については、それが顕著である。前面には傘付あるいは屋根付の高張提灯が立てられ、２階軒下には丸提灯がいくつも連続して飾られる。また提灯の色は他の町屋と違って赤色のものが使われる。また、提灯には各山鉾の文字あるいはマークが入れられている。お飾り場は、人目をひくために様々な工夫がなされており、祇園祭の一つの核となっているのである。装飾のもう一つの意味は、街路空間に整然とした雰囲気を創出することである。街路の両側に建ちならんだ町屋の軒下の釣提灯、あるいは前面の高張提灯は、その連続性によって整然とした雰囲気を創出する。あるいは、一種のリズム感を創出しているともいえる。特に、より目立つ高張提灯のほうがその効果は大きい。このように、建物の前面、軒下に飾られる装飾は、建物の演出と街路の演出という２面性をもつ。そして、お飾り場を除く一般の建物については、街路を演出するという意味が大きい。

このように、空間演出に役立つ提灯、幔幕であるが、その数は年々減ってきている。とびとびに提灯や幔幕があっても、街路に整然とした雰囲気は生まれない。数が減れば減るほど街路を演出するという側面は失われ、建物自体を演出するという側面のみが強調されることとなる。また、数の減少は、親しみやすい空間の演出にも影響するであろう。絶対数の減少とともに、高張提灯から釣提灯への変化もみられる。高張提灯と釣提灯を比較した場合、建物前面に立てられる高張提灯のほうがより目立ち、上で述べたような整然とした雰囲気、リズム感の創出により効果的である。また、高張提灯のほうが少し高く、街路を包み込むような雰囲気をより生み出せる。釣提灯は、高張提灯に比べると、親しみやすい空間を生み出すという点でやや力不足といえるであろう。

このような変化の原因としては、次のようなことが考えられる。まず、観光客の増加、自動車交通の発達による、提灯の破壊である。特に、車の通行可能な東西の通りに面した町では、車が高張提灯を引っかけ、提灯のみならず提灯を固定していた町屋の軒部分までもが壊れてしまうといったケースがみられる。次に、露店によって前面、軒下に提灯、幔幕を飾る意味が失われてしまうことがあげられる。これについては第２節で露店のデメリットとして記述したとおりである。また、露店には食べ物関係の店が多いこともあり、提灯や幔幕に臭いがついてしまうといったこともある。最後にあげられるのは、建物のビル化によって、構造的に提灯を釣ったり、高張提灯を立てたりすることが不可能になっている点である。特に高張提灯は、町屋の軒部分で倒れないように固定していたため、ビル化の波を顕著に受けたと考えられる。もっとも白楽天町では、街路に立てるだけで固定できるように工夫しており、ビル化がかなり進んでいるにも関わらず高張提灯が残されている。しかし、建物と一体となった街路に対する演出という側面は、失われている。

このように、建物の前面、軒下には提灯、幔幕が飾られ、それらは建物と一体となって、

街路に整然とした雰囲気、そしてリズム感を演出している。とりわけ夜には、提灯の灯によって、街路が浴衣で歩けるような親しみやすい空間へと変化するのである。しかし、観光化、自動車交通、露店の増加といった建物以外の変化と、そして建物のビル化の進行という建物自身の変化によって装飾装置の数が年々減少してきており、祭の演出にも影響を与えているのである。

b)ピロティ、ガレージ（半外部空間）

半外部空間の利用について、表6-4-6に示す。この表より、ほとんどの半外部空間が、シャッターを降ろすなどして外部から完全に遮断され、内部空間へと変化していることがわかる。半外部空間として残っている空間もほとんど利用されていない。利用されている例としては、お飾り場としての利用、バーゲンセール会場としての利用などがある。お飾り場として利用しているのは3ヶ町である。お飾りは貴重な文化財であり、その保全を考えるとやや問題があるかもしれない。バーゲン会場としての利用は鯉山町、燈籠町などにみられ、服、傘、バックなどを売っている。バーゲン会場としての利用は、雨が降っても困らない半外部空間の特性をうまく利用したものである。また、イベントと違い、バーゲンールは上部への開放性がなくてもなんら問題ない。その点でもうまい利用法といえるであろう。その他、セットバックスペースと同様に、売り場や休憩所としての利用がみられる。

こういった宵山期間中の利用のほかに、準備期間での利用も見られる。準備段階において一時的な荷物置き場に使われたり、あるいは宵山期間中の空箱置き場として使われたりしている。内部空間のところでも述べるが、このように準備段階での利用や裏方での利用がされるのは、町家を持たない町においてである。町家を持つ町においては町家が利用されるのである。

ピロティ、ガレージといった半外部空間もまた、セットバックスペースと同様、利用の可能性を秘めているといえる。では、どのような利用に適しているのであろうか。それは、実際にお飾り場やバーゲン会場として利用されていることからわかるように、展示、陳列などのいわば「静」の演出に適しているといえるであろう。セットバックスペースがイベントなど、いわば「動」の演出に適しているのとは少し趣を異にする。これは、上部への開放性の有無、つまり自由度の大小が関係している。もっともセットバックスペースでの問題と同様、その利用には半外部空間のある建物の持ち主の許可が必要である。そのため、実際には、会社が自らの持つ半外部空間においてバーゲンセールを開く程度の利用しかできないものと考えられる。また、新しい利用法が生み出されたとしても、その利用が大げさなものにならないように注意が必要な点においても、セットバックスペースの場合と同様である。

このように、半外部空間の利用はほとんど見られず、従って祭演出への寄与もほとんどない。また、利用の可能性もあるが、実現は限られたものになるであろう。しかし、セットバックスペースに比べると、日常の町なみにおいても、そして祭礼時の町なみにおいても、町なみの連続性の分断というデメリットが少ないといえる。

c)室内、土間（内部空間）

内部空間の利用については、大きく準備段階での裏方としての利用と、宵山期間中の展示空間としての利用にわけられる。まず、裏方としての利用について考察してみる。

裏方としての利用については、町家の有無でその利用が大きく変化する。そこで、町家を持つ町と持たない町で比較する。表6-6-は町家をもつ鯉山町と町家をもたない骨屋町における行事日程表である。この表を見比べてみれば、町家をもつ町ではほとんど全ての行事が町家でおこなわれ、町家をもたない町では町内の様々な場所が利用されていることがわかる。鯉山町の町家は、表屋とハナレをもっている。表屋は2階建てであり、2階は祭礼に特に利用されないが、1階は緊急時の山飾りの搬入場所となる。また、裏別棟は1階建てで「ちょうせき」と呼ばれ、お飾り場として利用されるほか、山建ての主力となる大工方・手伝い方の休憩所、厄除け粽の作成場所、吉符入りの場所として利用されている。また、表屋と裏別棟の間にある土蔵は、空箱置き場となる。このように、町家をもっていれば、そこが祭の中心として利用されている。一方、町家のない町では町内の様々な場所を利用しているが、それはその場所の持ち主に許可を得ておこなっており、その持ち主の都合によっては使えない年もあり、場所探しに苦労しているようである。このように、町家が祭の演出に重要な役割を果たしているのである。

次に展示空間としての利用について考察してみよう。展示空間としては、お飾り場としての利用、そして屏風祭の場としての利用の2つがある。まずお飾り場について考察する。お飾り場は、各山鉾に飾り付けるお飾りを展示している。これらのお飾りは、それ自身が非常に価値の高いものが多く、重要文化財に指定されているものもある。これらのお飾りは、最終的には山鉾を飾ることになるが、宵山期間中はお飾り場に飾り付けられ、多くの見物人の目を楽しませている。しかし、お飾り場の意義は、お飾りを展示し、人びとに披露することのみにあるのではない。その答はお飾り場の位置にある。お飾り場の位置は、町の中心であることが多い。これは、お飾り場が山鉾と同様、祇園祭の中心であることを示している。また、山鉾との位置関係においても、両者が近傍に存在している場合が多く、山鉾とお飾り場が一体となって祭礼時の町空間の核となっていることを示している。このように、お飾り場は単なる展示空間としてではなく、祭における町の核としての意味をもつ。それは、室内にお飾りを飾り付けることによって生み出されているのである。

しかし、お飾り場についても多くの問題がある。それを端的に示すのは、町家をもたない町に山鉾とお飾り場が離れてしまうという傾向が多いことである（表4-10）。両者の位置関係が離れると、町空間の核が2つに分散し、核としての効果が薄れてしまう。また、今は山鉾の近くにお飾り場があっても、いつまでもその場所を利用できるわけではない。もし利用を拒否されれば、山鉾から遠く離れた場所を使わざるを得なくなる可能性が、どの町にもある。このように考えてみると、町家をもたないということが、祭の運営・演出

両面でその町にとっていかに障害になっているかがよくわかる。

次に屏風祭について考察してみる。屏風祭について、平成２年度(1991)、平成３年度(1991)の調査により確認できたものを図6-4-8に示す。屏風祭は家宝を展示し、それを見せるという意味があるのは当然である。しかし、屏風祭の意義はそれだけではない。屏風祭は、山鉾やお飾り場のように町の核にはなり得ないが、町中でウインドショッピングを楽しむようなそんな雰囲気を創出するのである。町空間に山鉾やお飾り場しかなかったら、少し味気ない。かといって、露店の大集合もちょっと風情がない。町屋の内部を覗きこみつつ、山鉾へ向かってそぞろ歩くのが楽しいのである。屏風祭は、歩くこと自体を楽しめる空間を演出しているといえる。

こうした屏風祭にも問題点がある。屏風祭はあくまで脇役であり、家宝を飾り付けるといっても、本来は屏風２、３枚に生け花を添える程度のものである。そのような屏風祭は減少傾向にある。代わりに、大きなビル化した会社を中心に、イメージ戦略として質量ともに豊富なお飾りを展示する屏風祭が増加傾向にある。このような屏風祭は、主役であるお飾り場を圧倒してしまう。また、立派すぎるがゆえに構えてみなければならず、ちらっと覗いてそぞろ歩く風情は失われてしまう。こうした屏風祭の増加は、伝統的祭礼演出を変化させているのである。

このように、室内空間は、準備段階での利用、展示空間としての利用がなされている。特に展示空間としての利用においては、そのように利用されることにより、街路空間に対して祭の核を、そして歩く楽しさを演出する。室内の利用が、実は街路の演出につながっているのである。また、日常は外部と遮断された室内が一般に開放されるということは、人々が共有できるコモンな空間がそれだけ広がったといえるであろう。

中庭についても、大きく２つの利用にわけられる。まず、準備の裏方として、大工方や手伝い方の休憩所として使われている。ただし、さほど利用されているわけでもない。

もう一つの利用は、屏風祭の背景としての利用である。今回の調査では、六角町の吉田家、および四条町の「松馬㈱」においてこの種の利用がみられた（図6-4-9）。このように中庭が見えると、お飾りのみならず、家そのものを見せているように感じられる。もっとつっこんでいえば、物体としての家を見ているというよりは、そこに住む人の生活がにじみでてくるのが感じられるのである。中庭がそれだけ京町屋での生活に深く関わっていることを、暗に示しているのかも知れない。

(1)「町」単位でみた空間利用

a)祭礼時における「町」空間の性質

以上のように、個々の空間要素に分類して考察をしてきたわけあるが、ここで気がつくのは、町空間の中に一つのストーリー性が存在することである。まず、町入口には高張提灯がある。それによって祭礼空間へ入ったことを肌で感じ、そして期待感が生まれる。メインの山鉾、そしてお飾り場へと近づいていく過程で、街路の両側の家々に飾られた提灯や幔幕によって生み出された整然とした雰囲気、そしてリズム感によって、徐々に期待感が高まっていく。また、何軒かの家で繰り広げられる屏風祭を楽しみつつ、またそれによっても期待感が高まる。そして山鉾を目の前にし、その美しい姿、圧倒的な駒形提灯の光、そして鉾の場合は飾られた懸装品、そして祇園囃子によって興奮は最高潮に達する。山鉾近傍にあるお飾り場においてもまた、そこにならべられる数々の見事な懸装品によって、興奮がおとずれるのである。そして、山鉾から遠ざかるにつれ、徐々に興奮は醒めていく。町の外にでればまた次の高張提灯があり、次の山鉾への期待感が高まっていく。このように、一つの町の中で、興奮が徐々に高まりそして醒めていくという一つのストーリーが展開される。これは現象としての評価であるが、空間的に評価すると、山鉾とお飾り場を中心に一つの祭礼空間として完結しているといえる。山鉾町35ヶ町すべてがそれぞれに個有なストーリー性をもち、祭礼空間として完結しているのである。

b)町ごとの特色　―ケーススタディー

次に、町ごとの演出の特徴を簡単に検討してみよう。ここでは、街路が拡幅されビル化の進行した函谷鉾町（図6-4-13）、露店、ビルのセットバックスペースの多い山伏山町（図6-4-14）、そして伝統的町屋の数多く残る芦刈山町（図6-4-15）の３町を例として取り上げる。

函谷鉾町の演出の特徴は、街路の広さそして街路を取り囲むビル群に関係する。街路が広いため、非常に間延びした空間となっている。また町の両端の高張提灯もなく、非常にストーリー性・完結性が弱い。いつのまにか町の中に入ってしまい、気づいたら目の前に鉾があったという感じである。さらに、メインの鉾が周囲のビルに圧倒され、やや興ざめである。

山伏山町はどうであろうか。この町の演出を特徴づけるのは、露店の多さである。山伏山は、露店の多さナンバーツーである。街路の両側に隙間なく立ちならぶ露店は、その明るさ、うるささで人を圧倒してしまう。かと思うと、突然ビルのセットバックスペースが広がる。ストーリー性・完結性が崩れている。徐々に興奮を高めるどころか、人を疲れさせてしまう。

最後に、芦刈山町である。芦刈山町は、町屋タイプの建築が多く、屏風祭もかなり残されている。町入口の高張提灯で期待感を高め、提灯、幔幕の織りなすリズム感、屏風祭で徐々に興奮を高める。そして山、お飾り場を目前にし、興奮が最高潮に達する。ストーリー性・完結性ともしっかりしている。

このように、各町によって町全体のストーリー展開に大きな違いがある。その差を生み出しているのは、日常の町なみの状態である。建物のビル化が進行し、町なみの連続性の失われた町においては、ストーリー性・完結性とも崩壊している。一方、町屋タイプの建物が多く残り美しい町なみの保たれた町では、ストーリー性・完結性ともしっかりしてい

る。山鉾、提灯、幔幕、屏風祭などの祭礼装置によって町ごとの個性を出すのが、祇園祭本来の姿である。それを考えると、現在では、祇園祭本来の姿が失われつつあるといえる。また、日常の町なみが祭に対して与える影響が、それほどまでに大きいことを示しているともいえる。

町空間と祇園祭についてその結果をまとめると、次のようになる。

町空間を、細かく9つの空間に分類して検討した結果、祭の演出に重要な役目をしているのは、街路空間、建物の前面および軒下、そして室内であることがわかった。街路空間には、シンボルとしての山鉾、町の入口を示す高張提灯、そして露店が置かれる。山鉾は、街路の中央に置かれ、駒形提灯に彩られて町空間の核となっている。特に鉾にはお囃子もあり、音でも祭を彩っている。高張提灯は、そこから神聖な領域であることを示すとともに、人々の期待感を高める効果を持つ。露店については、祭の演出に対してメリットもあるが、デメリットも多い。メリットとして重要なのは、日常の町なみを規定するラインを変えることにより、ビル化の進んだ不連続な町なみを隠し、ヒューマンスケールな町なみを生み出す点である。しかし、この利点も日常の町なみをそのまま利用したものではなく、日常の町なみをそのまま利用した伝統的祭礼演出とは大きく異なる。

建物前面、軒下については、提灯、幔幕、注連縄などが飾られる。これらの装飾は、町屋および伝統産業用途の建物に多くみられ、祇園祭が、そこに住む人とそして地域に根ざした地場産業によって支えられてきたことを示している。また、これらの装飾によって生み出される空間は、整然とした、そしてリズム感のある空間である。そしてさらに重要なのは、夜になると提灯のほのかな灯が、街路を浴衣で歩けるような親しみやすい空間に変える点である。このように、建物前面、軒下の装飾は、建物自体を飾る効果があるのはもちろん、それ以上に街路空間を祭礼空間へ変貌させる効果が強い。しかし、観光化や露店の増加、あるいはビル化の進行にともないこれらの装飾は年々減少しており、祭の演出にとって大きな打撃である。

建物室内については、お飾り場、屏風祭として利用される。これらの利用についても、お飾りそのものを見せるという側面があるのはもちろんであるが、実は街路に対してなす意味が大きい。お飾り場は、たいてい山鉾の近傍にあり、山鉾と一体となって町空間の核となるのである。また屏風祭は、ウインドショッピングのような、街路空間をそぞろ歩く楽しみを生み出してくれているのである。またこれら室内の開放によって、人々の共有できるコモンな空間が広がりをみせるともいえる。

次に、こうした個々の分析を離れ町空間全体に目をやると、そこにはストーリー性があることがわかる。町入口の高張提灯により期待感が高まり、建物前面の提灯、幔幕が生み出すリズム感、そして屏風祭により興奮が徐々に高まり、山鉾、お飾り場に至って、興奮が最高潮に達するのである。こうした漸次的な興奮の高まりは現象の評価であるが、空間

的に評価すると、各町空間が一つの祭礼空間として完結性をもつといえる。そして、このような各町空間もつストーリー性・完結性が35ヶ町分集まってはじめて、あの祇園祭宵山全体の興奮が生み出されるのである。

しかし、こうしたストーリー性は各町によって大きく異なる。それを決定づけているのが各町の日常の町なみであり、伝統的町なみを残した町ではしかっりしたストーリー性・完結性がみられるが、ビル化の進んだ町では、その不連続性そしてスケール感の不調和などのため、ストーリー性・完結性とも崩壊してしまう。

6－5　都心コミュニティの変容

6-5-1　京都における都心コミュニティの歴史的変遷

(1)「町」共同体の成立

京都における「町」の形成は、遡れば、建都の際に都城制に基づいて設定された条坊制の「町（マチ）」から出発している。条坊制の「町」は、秋山國三氏らの研究によれば、四行八門制による宅地割により東西両面にだけ開口部分をもつ「二面町（マチ）」という地域構造をもった方40丈の一定区画であったが、同氏が「…整然とした規模の下に縦横に通ずる大路小路も住民の生活組織を支える血管とはなりえず、それは単に条坊制による行政上の区画を示す境界線としての意味がより強く意識され、『町』も都城制における基本的区画単位として、外に向っては閉ざされた封鎖的空間を構成していた」[15]とするように、自治組織あるいは生活組織としての「町（チョウ）」が現れるまでには、前段階として「町（マチ）」の地域構造自体が変容を遂げ始める12世紀を待たねばならない。

条坊制の二面町は、平安京の政治的構造・経済的機能の変化に対応しながら、12世紀後半にその地域構造の変化をみる。「町」を取り囲む街路に向かって東西南北四面に開口部分をもつ「四面町」への変容がそれである。さらに13世紀末になると、四面町の各一面がそれぞれ一丁として分立する「四丁町」（片側町）へと構造的変化を遂げる。ここで町の概念は、街路に囲まれた一区画から街路に面する一区間を指すことに転化されており、その意味するところは律令的条坊制の基盤としての「町（マチ）」の解体であり、新しい都市構造の基本的単位としての「町（チョウ）」をもつ中世京都への移行である。

この片側町は、都市経済の基本単位として中世京都の経済発展の基盤となっていた。鎌倉時代における律令制の解体以降、京都は商業的都市として急速に発展を遂げていたが、特に現在の都心地域とも合致する新町と室町を核とした地域－東西は烏丸～西洞院間、南北は三条～五条間－は、室町時代すでに経済的に富裕商人が多く集住していたと考えられ、京都における商工業の中心地域となっていた。その経済力を裏付ける事実として、応仁の

乱（1467～1477）後の山鉾の復活が挙げられる。この地域には、祇園祭の際に山鉾を出す町が多く含まれ、いわゆる「山鉾町」としての勢力を誇っていたが、応仁元年（1467）大乱の勃発により、山鉾巡行は中断されていた。しかし、明応９年（1500）６月、乱前の48基よりは少ないものの39基の山鉾が巡行を再開している（『祇園社記』）。乱後わずか約30年にしてこのような復興を遂げたことは、当時の山鉾町の経済力の蓄積をもってはじめて可能であったと言えよう。

応仁の乱は、山鉾巡行を中絶させたという一面的な側面をもつだけでなく、京都における「町」の地域構造のさらなる変貌と町人による自治組織の結成という社会構造上の大きな転換の契機を示す出来事であった。15世紀半ば当時は、武装蜂起した農民や地侍が徳政を要求して酒屋・土倉を襲撃する土一揆が畿内を中心に横行しはじめ、大乱後も群盗・放火・一揆などにより京都の町人は大きな被害を被っていた。これは結果的に町人の自己防衛に対する意識を高めることになり、自治組織結成のための基盤を固める必要が緊急に高まってきた。この連帯への傾向は、地域構造的には、街路を挟んで向かい合う片側町同士が一体化して形成する「両側町」への変容という形で表された。

両側町は、これまでの商業地域を意味する町に対して、新しく生活組織を表現する町として現れた。それは乱後の廃虚の中で民衆が外部からの暴力に対抗し、生活の安全を確保するために庇をかわす隣人が相寄って結成した隣保団結の地域団体であり、火急の際の比隣相助に最適な地縁的小団結であった。このような町民による共同体－コミュニティー－は、単なる地縁的な結合組織というわけではなく、町民としての特質に支えられるものであった。中世の京都の町民は座商人・金融業者を中心とする商工業者で構成されており、したがって彼らによる共同結合は商工業者としての職能的な共同結集という性格をもつと考えられる。乱後の無秩序は都市生活における彼らの共通の経済的利害を脅かすものであった。よって、共同防衛のための町民による自治活動が活発化し、自治組織としての「町」の結成という形で結実をみた。ここに、京都における地域生活共同体の形成へのまさに第一歩が踏み出されたのである。それ以後の京都は両側町を地域団結の拠点としながら、さらに「町組」制度を確立して、中世都市から近世都市へと傾斜を深めていくことになる。

(2)自治組織の機能の変容

a)近世における「町」共同体

京都における「町」の自衛自治の傾向は、応仁の大乱後、拡大の一途を辿ることになる。町民にとって幕府の権威は全くあてにならず、自分たちの生命や財産は自らの力によって守るしかなかった。こうした戦後の動乱から自分たちの生活の安全を確保するにあたって「町」はまだまだ狭小な地域団体でしかなく、したがって、より広範囲な地域結合体が結成されていったのはごく自然なことであった。彼らは共同して「町組」をつくり、それらの町組はさらに連合して二つの「惣町」－上京惣と下京惣－を結成した。これらの団体は

いずれも自衛自治の機能をもつ近隣生活組織であった[18]。

「町」には宿老、月行事などの代表者が置かれ、自治機関がつくられていた。町々の組織は自立的かつ自主的であり、町と町との間の紛争も彼ら自身の手で処理できるほどの統制力と権威をもっていた。町民をこのような組織として結集させたのは、土一揆の襲撃の対象である土倉などの金融業者や座商人などの富裕層であり、一般町居住者がそれに協同する形をとっていた。したがって、町の結合体である町組を統制したのも、各町の代表者としての彼ら富裕商人であった。町および町組を構成した町民たちは、事あればただちに武装結集し、強固な結束力を示した。

しかし、織豊時代に入り、このような自警自治の機能は変貌することになる。入洛した信長は、町・町組の強固な団結力および組織力を、自家施政の便宜として利用することに着目したのである。彼は町宛あるいは惣町宛に犯罪人の告発逮捕を命じたほか、地子銭の徴収、禁裏造営の労役賦課など、すべての町組の組織を動員して施行し、その責任を彼ら全体に帰せしめている。無論これに対して町民の反抗もあったが、信長の率いる巨大な武力の前にはひとたまりもなかった。こうして自衛自治の組織として発達してきた町組は、信長によって施政の方便として行政機構の一端に組み入れられ、その下部組織ないし補助機関としての位置と機能を与えられ、町組結成当初の性格から大きな変貌を遂げた。

近世、江戸時代に入っても、京都町民の自治組織は所司代・町奉行の支配化に行政の末端機構として完全に掌握されていた。すでに織豊時代を経て太平の世が訪れ、町における自衛や比隣検察の機能は減退しており、それに代わる隣保団結の基底的機能として要請されたのは、互助共済的機能であった。この機能は町単位である程度達成されていたが、町がその自治活動の上で最も力を入れたのは町内秩序の保持についてである。家屋敷の売買、借家の貸借、入町者の職商などに対しては町役の介入のもとに規制が加えられ、防犯防火については町内の協同が厳しく規定された。こうした町内の秩序維持の基底として町内居住者の一体感は必要不可欠なものであり、したがって祭礼行事における協働、御汁、御千度詣りなどの町内年中行事が果たす役割は大きく、町民に対して生活組織の一員としての意識を高めていた。

ここで、江戸時代における「町」の経済について概説しておく。町の収入は、町内各戸の軒役や地の口に応じて賦課徴収し、借家人からも町銀が徴収された。この他、家屋敷買得、息子会所入、養子入、婚礼などの際、臨時の収入があった。特に家屋敷売買は重視され、江戸初期には「分一」といって買値の10分の１を出金し、寛文10年（1670）４月の触以降は20分の１になった。この「分一」は軒役に応じて町内に配分したが、町費に組み込まれることもあった。

町用人は町の使用人として存在し、町内の雑役に従った。彼らは親子相伝の者が多く、町とは主従の如き特殊な関係を結んでいた。京都市内で町用人をもたない町は稀であった。その給銀は町によって異なるが、町居住者の慶弔の場合は心付が与えられた。

町役（年寄・五人組）の担うべき事務としては、秋山國三氏が挙げるところによると、①触の伝達、②警察事務（浪人・耶蘇教徒の取締、外来者の身元調査など）、③町内居住者の整斉、④自衛手段の整備（木戸・番小屋の管理、自身番の指揮）、⑤防犯、⑥防火・消防、⑦訴訟・出願の事務、⑧相続の公証、⑨金銭貸借の保証、⑩戸籍事務、⑪町財政の運営・管理、ということになる。これらは単に町役人が行なう事務を指すのではなく、町が果たすべき公共的業務の内容を示している。こうした業務は近世前期までは町が人間関係に基づき自律的に処理していたものであるが、この時期に至ってこれらの業務の処理が制度的に義務づけられていたことになる。

しかし、自治組織として近世京都の町をみる場合、その機構・運営の衰退化は否定できない。行政の末端機構としての受動的他律的性格をその根底に有していたため、年寄・五人組らによる町自治運営の責任は支配権力に対して負わされることになり、町役の活動は事なかれ主義に流れ、現状維持的で消極的・保守的とならざるをえず、町役の座は羨望の対象を外れるようになった。さらに、町民側の団結の精神も消え去り、隣保団結の組織および町組制度は単なる形骸を残すのみとなった。こうして自治組織としての町は、その機構が衰弱硬化したまま、惰性的に幕末を迎えることになる[17]。

c)維新後の地域構造変化

京都の「町」の地域構造は、両側町の形成後現代に至るまで大きく変化してはいないが、町の結合組織である町組に関しては、明治維新後大きな改正をみている。明治２年（1869）３月まで中央政府が置かれていた京都は、維新後一連の改革に着手し始めていたが、各町組も平均化された町数によって再編されることが考えられた。かくして明治元年（1868）８月、二条通を境界に上京45番組・下京41番組と分けられることとなった。無論、この町組改正に伴い、町組内の運営機関も改変されたことは言うまでもない。

しかし、この時点での改正は、町数の平均化、地域的均整などの面において不徹底なものであった。町組の大小に格差のある場合、行政負担や学校建設などに際し町組の負担が不公平になる恐れがある。そこで第二次の町組改編が実施に移され、明治２年１月、上京33番組・下京32番組ということになった。

この町番組を基礎として同年計64校の小学校が建設され、この学区制を中心に京都の市政は展開された。学区は自治行政・警察・消防などすべての規定の単位とされ、京都市政運営の基底となったのである。番組に関しては、明治５年に市中何番組の称が廃され、区に改称された。明治22年には市政特例が京都市に実施され、町組・町の事務は一切区の管掌に移さることになり、室町時代以来数百年の歴史を誇った町民自治の機能はここに事実上の廃絶をみた[18]。

(3)山鉾町の社会史

京都においては新町通と室町通を核とする地域が中世以降商工業の中心として栄えてきたが、一方でこの地域は祇園祭の際に山鉾を出す「山鉾町」としても繁栄してきた。祇園祭の歴史については数多くの研究で述べられているので、ここでは簡潔に述べるにとどめるが、その起源は９世紀頃始まったと思われる祇園御霊会に存している。御霊会とは、この世に怨みや未練を残して死んでいった人たちの霊魂を慰撫するために営まれる祭礼のことである。平安時代当時は、そうした死者たちの怨霊が疫病をもたらすと信じられており、したがって疫病が流行するとその魂を慰めることにより疫病の拡大を最小限に食い止めようとしたのである。この御霊会は11世紀後半に入り祭礼的要素を強め、庶民の祭としての性格も一層強まっていった。14世紀中頃には初めて造山が現れた記録があり、この頃には鉾や造山や様々な芸能など現在われわれが呼び慣わす「祇園祭」という情景に似た様の姿を表していた。15世紀に入ると山鉾が祭礼の中心となった。そして江戸時代初期から延宝・天和年間にかけて、「吉符入り」など、現在でも多くの山鉾町で行なわれている神事が固定化したようである。

山鉾町はこうした祭礼行事を運営しながら繁栄したわけだが、その背景には当時のこの地域の巨大な経済力が存在していた。それを裏付けるのは先にも述べたように、応仁の乱後の山鉾巡行の復活であった。つまり、商工業の中心として栄え裕福商人を数多く抱えていたことが、祭礼運営の維持発展に大きく寄与していたのである。

それではこの当時、特に近世において、山鉾町は祇園祭の祭礼行事をどのように運営していたのであろうか。

第一に財源の面から考察してみる。室町時代に入って鉾や造山が大型化するにともない、祭礼の運営費を個人で賄うことが不可能になり、町で共同して費用を補う必要が生まれた。当時の町人たちは「所役」を負担するという形で財政的責任を負った。また、応仁の乱後の再興には莫大な費用を要したが、後の史料から類推すると、町衆たちは空地に至るまでの町々の地に「祇園会出銭」を課し、その費用で賄ったようだ。さらに天正19年（1591）、秀吉によって屋地子が免除され、「地之口米制度」が定められた。地之口米制度とは、新しくできた町や山鉾を出さない町を特定の山鉾の「寄町」に指定し、この寄町から「地之口米」と称する拠出をさせ、これを山鉾町の運営資金に当てたものである。この制度は明治５年（1872）に廃止されるまで、多額の費用を要する祇園祭の財政の支えとなった。その他の財源としては、町内の寄付や、宵山に繰り出す人が賽銭として寄付するお金などがあったが、財政的には町外への依存度が高かったようである。また、祭事勘定は町入用勘定とは独立した性格をもっていたが、一部の山鉾町では、運営費の不足分の補填のため祭事費を町入費へ組み入れていたことが史料から窺える。

地之口米制度廃止後は、財政面での山鉾の維持と存続に大きな困難がもたらされることになったが、祭存続の熱意に燃える氏子たちの努力が実り、明治８年（1875）山鉾巡行や神輿渡御の経費を援助する組織として「清々講社」が結成された。しかし、明治から大正にかけて山鉾巡行経費や修理経費が年々増大し、清々講社の援助のみではその負担に耐え

られない山鉾町が続出した。そこで大正12年（1923）、現在の山鉾連合会の前身である「山鉾町連合会」が組織され、初めて京都市からも助成を受けるようになった。

第二に祭礼への参加者という面からみると、家持と借家人とで大きく扱いが異なっていた。家持は町の正規の構成員として祭礼運営の中心となったが、借家人の祭礼への参加を認めなかった町もあったようである。こうした傾向は近代以降少しづつ改善されていくことになるが、財政面はともかくとして、運営に関しては町の排他的性格が強かったと思われる。しかし、山昇きや囃子の演奏などは、近郊農村の人々や専門の囃子方が担当していたようである。

以上にみるように、近世の山鉾町の祭礼運営は、財政的には対外依存的、運営者の面では排他的といった二面性をもっていたと言える。実際の祭礼運営には昇き手や囃子方といった外部者の協力がなくてはならず、「町の祭」としての性格は地域性とその運営者とによって保たれていたと言えよう[19]。

(4)山鉾町コミュニティの歴史的役割

15世紀後半の応仁の乱前後、悪化する一方の治安から生活の安全を確保するために、町民が隣保団結の地域団体を結成したのが、自治組織としての「町（チョウ）」の始まりであった。地域構造的には「片側町」から街路を差し挟む「両側町」へと変容し、自治組織結成の基盤となった。「町」は「町組」「惣」の結成にみられるように地域的拡大を伴いながら発達し、自治機関も整備されていったが、織豊時代に入り次第に行政機構の末端に組み入れられ、治安の正常化とともに団結の精神も衰えていった。その後江戸期を経て、維新後には町組の改正・学区の設置など行政による構造改善の傾向が強まり、明治22年の市制特例により町の事務は一切行政区の管掌に移され、事実上自治機能は廃絶した。

織豊時代以降の町民による自治運営の場として重要な役割を担ったのは町会所であった。町会所は町有の共用施設として京都においては16世紀末に発生し、17世紀中期以降一般に普及した。当時の町会所の機能をまとめると、

①会合の場（奉行所からの触れの伝達、町内の問題処理のための
話合い、正月の初寄合など）
②髪結床　③町用人の居住
④町内の情報の集積場　⑤祭礼・神事の拠点

となる。③において町用人が町の諸業務を請け負っていたことも考えると、①から④までの機能は、当時の山鉾町コミュニティが自分たちの社会の日常的維持管理に如何に力を入れていたかを如実に示している。現代にみられる⑤の機能も近世当初からすでにあった。

このような町会所の機能に、当時の山鉾町コミュニティの性格が反映されていると言える。自治組織自体は幕府の管掌によりその自治機能が骨抜きにされていったものの、町会所は、日常時においても祭礼時においても、町の運営および居住管理のための場として重

要な役割を果たしていた。町コミュニティが町会所を中心の場として日常時にも祭礼時においても地域社会に重要な役割を果たしていたことは疑いない[20]。

7-5-2　現代における山鉾町の社会構造

前章および小結において、戦前までの山鉾町コミュニティが地域社会に対してどのような機能を果たしてきたかが大まかに把握された。この機能を山鉾町に本来備わるものとして評価するとき、戦後から現在に至るまでの山鉾町コミュニティがその社会経済的基盤およびその機能においてどのような変化を遂げてきているか、また、現在そしてこれからの地域住民・社会にとってその機能変化の方向性はどのような価値に向かって進んでいるのか、これらを理解するための分析作業に取り掛からねばならない。

本章以降では、現代の町内自治組織である「町内会（自治会）」と祇園祭の運営組織として財団法人化された「山鉾保存会」といった町の運営に関わる二大組織の相互関連を、主にその機構的関連から全山鉾町について包括的に分析し、さらに祭礼時と日常時それぞれの町コミュニティの機能について各論的に分析することにより、現在の山鉾町コミュニティの地域社会に対する役割を考察する。

(1)戦後の町内自治組織の変遷

戦後の京都市町内会の歴史を、上田惟一氏は以下の４つの時期に区分している[21]。

①町内会の存続期（昭和20年８月～昭和22年５月）
②町内会の「禁止」期（昭和22年５月～昭和27年４月）
③町内会の復興期（昭和27年４月～昭和30年代）
④町内会の変動期（昭和40年代～）

敗戦後、内務省は生活必需品配給の機関として町内会組織の存続を求めたが、占領軍は町内会・部落会を戦意高揚の封建的組織としてその廃止の方針を打ち出した。内務省はこれらが純然たる自治組織であることを主張したが及ばず、昭和22年１月内務省訓令第４号により、町内会の設置を定めた昭和15年の訓令17号を廃止し、さらに５月の政令15号により、町内会・部落会・同連合会などはその類似組織も含めて禁止されることとなった。

しかし、町内会はその機構を失いながらも例えば（元）町内会長の事務連絡などの機能は継続しており、実質上存続していたと言える。町内会の仕事をすべて継承する別の合法的な団体の結成も、いくつかの町で行なわれた。町内会だけでなく、共同募金分会、民生委員会、消防分団、婦人会といった、学区を単位とした各種地域団体もこの時期に生まれている。このような気運を背景として、昭和27年４月対日講和条約の発効とともに政令15

号は失効し、町内会の樹立が解禁された。

政令15号の失効は、行政による町内会の利用が可能になることも意味していた。それを可能にしたのは翌28年執行の市政協力委員制度である。市政協力委員は、行政事務の市民への周知・連絡や、市民の要望の行政側への伝達といった任務を負い、それを担当したのはほとんどが町内会の役員－大半が町内会長－であった。また、この時期は、学区レベルで町内会の連合組織（自治連合会）の復活が進んだ時期でもあった。昭和35年には市政協力委員が学区毎にまとめられ市政協力委員連絡協議会となり、行政側の町内会掌握の試みが制度的完成をみた。

昭和40年代以降の町内会は、総体としては保守的なリーダーシップの下にありながらも、高度経済成長の中で発生した様々なタイプの都市問題にも取り組むようになり、現在に至っている。さらに近年は、町内会の法人化の動きが幾つかの地域で見られ始めており、今後の方向性が注目されている。

(2)山鉾町の戦後の地域構造と人口動態

1991年現在のいわゆる「山鉾町」は合計35ヶ町であり（山鉾が焼失などのため残っていないが御神体・山飾りなどを祭礼期間中に公開している「休みの山」３ヶ町－衣棚町・姥柳町・四条町－を含める）、南北方向は姉小路通から松原通まで、東西方向では東洞院通から油小路通までの間に分布している。各町の地域分布と町名およびそれぞれが出す山鉾名は前節の図6-4-2に示したとおりである。

図6-4-2より、地域的にみて現在の山鉾町は、南北は烏丸通・室町通・新町通、東西は四条通を中心として分布していることがわかる（全35ヶ町中８割の28ヶ町がこれらの通り沿いにあるいはこれらの通りに挟まれて位置している）。大きく分けて、四条通より北の18ヶ町は中京区に、四条以南の17ヶ町は下京区に属しているが、さらに細分化するとこれらは計６つの元学区－元龍池・元明倫・元本能・元成徳・元格致・元豊園学区－に分けられている。元明倫学区には四条より北の室町・新町を中心とする15ヶ町が、元成徳学区には四条以南の室町・新町を中心とする10ヶ町が属しており、西洞院以西の５ヶ町が属する元格致学区と併せた３元学区に８割の山鉾町が集中している。

この山鉾町地域はすでに中世以降、京都を商工業都市たらしめるほどの産業の発展を、富裕商人や金融業者を中心とする地域住民の強大な経済力を背景に成し遂げてきた地域である。特に室町通と新町通とは呉服問屋が数多く存在し、京都だけでなく全国の繊維業の中心として発展しており、地域的にも産業面からみても、早くから京都の都心部を形成してきたととらえられる。

戦争を経た現代においてもこの地域の産業の中心は、繊維・工芸・和菓子製造などの伝統産業である。1991年現在、山鉾町域に存在する居住以外に何らかの業務用途をもつ建物全 737軒のうち、４割以上の 316軒が伝統産業関係の業務を行なっており、そのうちの約

８割－全体の約３分の１－の 249軒が繊維関係である。また、この地域の特徴として、専用住宅より業務併用住宅の方が数多く分布していることが挙げられ、職住の大変近接した地域であるということが言える。しかし、中心業種や職住近接といった基本的産業構造自体に大きな変化はないものの、近年は人口の都心外への流出を背景として、伝統的家屋から非木造ビルへの建て替えや駐車場・マンションの増加などにみられるように、物理的な都市構造および町住民組織にみるコミュニティの社会的基盤は急激な変化の波にのまれている。

京都都心部の人口の空洞化を、戦後の山鉾町の人口動態データから検証してみよう。山鉾町における戦後の人口動態を主に国勢調査によるデータから調べ、その増減の傾向を４つのタイプに分類した（図6-5-1）。それぞれの傾向は、集住型建物であるマンションの存在も考慮に入れると、以下のようになる。

（Ａ）戦後早くから過疎化状態が続いている。

（Ｂ）人口が徐々に減少を続けている。

（Ｃ）人口が減少を続けているものの、マンションなしで今なお 100人以上の人口を保っている。

（Ｄ）近年マンション建設により人口が増加しているか、あるいは減少に歯止めが掛かっている。

ＢとＣとは同じような傾向の減少だが、1990年現在の人口数 100人を基準として分類し、町内居住者が比較的多く残っている傾向にあるとしてあえて３ヶ町をＣタイプとした。Ａ・Ｂ・Ｃタイプの町の人口は1960年をおよそのピークとして徐々に減少を続けており、近年でもその勢いは弱まっていない。戦後における各町の人口数・世帯数の推移と現在のマンション棟数を表9-5-1に示す。ここ５年間あるいは10年間で人口の増加している町は（Ａタイプで０人から１人へ増加した函谷鉾町を除けば）Ｄタイプの11ヶ町である。これが総体的な人口減少の傾向を上回るかどうかであるが、山鉾町全35ヶ町の総人口は戦後1760年の 6,738人（１ヶ町平均 192.5人）をピークとして年々減少を続け、1990年現在の人口は30年前の４割以下である 2,658人（１ヶ町平均75.9人）にまで落ち込んでいる。しかしその減少率は近年わずかに鈍化の傾向を示しており、これは各町の人口数・世帯数の推移と照らし合わせてみると、明らかにマンション居住者の増加が影響しているものと推定できる（各町のマンション建設の時期については詳細に調査していないが、観察によりそのほとんどが最近10年以内に建てられたものと推測される）。

マンション棟数について着目すると、人口数の多い町ほど、マンションを多く町内に抱えていることがわかる。Ｄタイプの町は天神山町・場之町の２ヶ町を除いてほぼ人口 100人以上の町である。このようにＤタイプの町の人口が多いのはマンションが存在するためと考えられるが、元々人口の多い町にマンションが建設されたと考えられる町もあり、マンションが絶対的な影響を持つとは断言できない。しかし、これらの町でマンション入居

者＝新規町入者の総人口に占める割合が近年大きくなっていることは疑いない。

また、年齢別にみると人口の老齢化も指摘される。属する町の半分以上が山鉾町である元明倫学区を例にとると、15歳未満の人口の総人口に対する比率は1980年の14.9%から1985年は11.4%までに減少し（この元学区において１ヶ町あたり７人弱の計算）、対して65歳以上の人口の比率は1980年の18.9%から1985年は21.4%に増加している（数値は国勢調査より）。1991年に筆者が行なったヒアリング調査においても、中学生以下の子供が町内に一人もいないとする町が多いことが確認されている。

このような町構成員の変質は、新たなコミュニティ問題を引き起こしている可能性を示唆するものとして評価されよう。

(3)山鉾町内組織の種類とその機能

現代の山鉾町における町内組織の最たるものは、無論、大多数の町内居住者をその構成員とする「町内会（自治会）」であるが、町内会の下部組織として、あるいはそれ以外に、各種の地域団体が存在している。

それらについてみる前に、現代の山鉾町はどのような人々によって構成されているのかをみてみる。近代に入り家持層の借家層に対する封建的支配がなくなると、町の構成員は多様化し、それが町を運営するコミュニティの性格に大きな影響を与えてきている。現代における町の構成員は、表 7-5-2のように、大きくは居住者と非居住者、不動産所有者と非不動産所有者とに分けられ、それらの割合により町の性格に特徴が表れる。

この構成員の分類に世帯主の妻や未成年は含まれていないが、子供・青年・老人・婦人といった年齢別あるいは性別の層によって町内会の下部組織としての地域団体が組織される場合がある。例えば、子供会・婦人会などは従来多くの町で見受けられたものであるが、近年は居住者の転出の影響もあり、その数自体は減少の傾向にある。学区単位の婦人会などは現在でも存続しているが、町単位で婦人会を組織している町は現在13ヶ町しかなく、比較的人口の多い町に存在している。その活動内容は町内の清掃や互いの親睦などが多いが、祇園祭の際に祭礼行事の運営に協力するなど活発に活動している会もある。また、町単位の子供会をもつ町もわずか９ヶ町しか確認されず、ヒアリングによればやはり「昔は存在した」という町が多かった。子供会も人口の多い町に多く存在する。子供会の活動については一般的なものとして地蔵盆が挙げられるが、実際は子供会がありかつ地蔵盆を行なっている町は４ヶ町しかなく、地蔵盆を行なっている山鉾町が21ヶ町であることを考えると、現代の地蔵盆は大人のための祭になっていると思われる。

その他、青年会など、町内会と山鉾保存会（後述）以外に山鉾町に現存する町内組織を表 7-5-3に示す。このうち、橋弁慶町の「弁慶会」、風早町の「梅杉会」などの青年団体は、祭礼行事の運営におもに労働の面で中心となって協力することを目的として結成された独立組織であり、近世には見られなかったものである。

(4)祭礼運営組織の分化

山鉾町における祭礼の運営は、町民の中でも家持を中心として行なわれてきたが、前項でみたような戦後の人口構造の変化にともない、借家人も祭礼に加わるようになった。しかし、町内居住者の減少は祭礼運営に支障をきたし始め、また、祇園祭自体が無形文化財、無形民俗資料に相次いで指定されたこともあって、祭礼運営維持の必要が一層高まった。

こうした流れのなかで、山鉾町は大正11年の放下鉾（小結棚町）を皮切りに、相次いで財団法人という形で山鉾の保存会を組織化し始めた。財団法人化の最も大きな狙いは、権利義務の諸問題から町会所や収蔵庫を守り、文化財としての山鉾を維持して運営・巡行を保障することである。それまで登記上は個人や複数人の共有名義だった町会所や収蔵庫が財団法人の共有財産となり、保存会によって町有施設が真に町に寄与できるようになった[22]。

この財団法人化の背景には、３つの要因がある。まず、一つめは戦後幾つかの山鉾町で町会所の権利を巡るトラブルが発生したことである。岩戸山町では、戦後の混乱のなか、固定資産税などの支払いのため昭和23年（1948）に町会所が売却されたが、この時点では祭期間中に町会所を行事運営のため開放するという条件がついていた。しかし、買い主が倒産してしまい、町会所の次の持ち主が町会所としての使用を拒否し、訴訟問題にまで発展したうえ、巡行に２年連続参加できなくなるという不祥事が生じた。結局、町会所としての使用を求めた町側の敗訴という形で、岩戸山町には事実上町会所が存在しないこととなった。

白楽天町でも町会所を巡るトラブルが起こっている。ここでは、保存会がその所有する町会所を個人に賃貸していたところ、その人が倒産してしまい、債権者である会社がその家屋を無断使用して、町会所としての使用ができないという事態になった。昭和30年（1955）に保存会は家屋明渡しを求めて訴訟し、34年（1959）に勝訴、翌年地裁が明渡しの強制執行を行なうものの再び占拠されるなどもめ続けた。結局、この年、会社側と保存会とで話し合いが成立し、町会所としての使用が可能となった。この間、白楽天山保存会は訴訟問題の解決策の一案として、昭和31年（1956）財団法人化するに至った[23]。家屋の所有者（登記上の名義人）が明確になったことにより、訴訟も終始保存会側に好都合に進行したようである。このようなトラブルを避けるために、財団法人化は有効な手段となっているが、現在でも、登記上の名義人が死亡して相続問題が複雑化していたり、名義人が行方不明のため手続きができないなど、法人化に踏み切れない町も数ヶ町存在する。

法人化の要因の二つめとしては、経済的要因、つまり町の財政面の問題が挙げられる。戦後、祇園祭が観光化するにともない祭の規模は大きくなり、巡行にかかる費用が増大化した。また、時代が経るに従い山鉾の部材や懸装品に修繕・復元・新調の必要が生じ、しかも技術的問題からそれらにかかる費用が何百・何千万円になるなど、祭礼運営にかかる

費用は町独自ではとても賄いきれないほど巨額になってきた。寄町制度の廃止もこれに拍車をかけていた。こうしたなかで、町会所を保存会の所有とし、それを個人や企業に住宅・店舗として賃貸することにより巨額の賃貸料を得ることが、町財政にとって有効な手段としてとられ始めた。町住民の個人的負担は軽くなり、町会所の借主である町内在住企業が事実上、祭の大きなスポンサーとなる形である。また、巡行や復元・新調に対して、京都府・京都市・京都市文化観光保護財団・京都市観光協会などから補助金が支給されるのも、保存会の組織化の大きなメリットとなった。

第三の要因としては、人的な問題が挙げられる。町内居住者の減少により、もはや純粋に町内に住まう人々だけでは祭礼運営が困難になった町にとって、町内に不動産を所有するかあるいは仕事をもちながら町外に住まういわゆる町外居住者を祭礼運営に参加させるためには、町内会の枠を超える組織構成が必要であった。したがって、祭礼運営を目的とする団体を町内会とは別に独立して組織することが図られたのである。このような、町外者の祭礼運営への組織的編入は、現在、町内居住者の減少とともに強まる傾向にあるが、これは町内会と保存会との構成範囲の比較により明らかになる。これについては次節で詳細に分析する。

以上の諸要因を背景に山鉾町は保存会の財団法人化を押し進め、現在では財団法人化した保存会は23ヶ町（場之町では「財団法人鈴鹿山維持会」と称する）、さらに1ヶ町が法人化を申請中、と全山鉾保存会中8割が財団法人化するに至っている。非法人の保存会では、町有施設の不在や、町会所の登記手続きの煩雑さといった問題がやはりネックとなっているようである。

最後に、「祇園祭山鉾連合会」について簡単に述べておきたい。この団体は、大正12年（1923）に組織化された「山鉾町連合会」を前身とする任意団体であり、八坂神社宮司を名誉会長として主に各山鉾町の代表者を中心に構成されている。その活動は、山鉾巡行の運営、祇園祭関連行事の執行、山鉾部材や懸装品の修繕の認可、関連広報・協賛活動など多岐に渡り、祭礼期間中以外でも多忙を極めている。各山鉾保存会との連絡体系も整っており、行事運営にあたって山鉾保存会全体を統括する役目を果たしている。また、府・市・その他関連団体からの補助金を各保存会に分配するのも重要な役目となっている。このように保存会に対する連合会の役割は極めて大きいが、本論では「町」と各保存会との関連に着目し、連合会と保存会、あるいは連合会と「町」との関連については（後者はあまりないようであるが）考察しないことを付記しておく。

(5)町内自治組織と祭礼運営組織の機構的関連

前節にみるように、山鉾町にはそれぞれの抱える山鉾を保存し祭礼を運営するための山鉾保存会（以下「保存会」とする）が結成され、祭礼時のコミュニティの核となっていることが想定される。これに対して日常時のコミュニティの核となっているのはやはり自治

組織の町内会であると思われるが、それぞれの期間における両組織の機能については次章以降で分析を行なうとして、本節では各組織の大まかな活動と組織構成とを概説し、両者の機構的関連による山鉾町の類型化を試みたい。

この分析は、1991年1月下旬より3月上旬にかけて各山鉾町の代表者に対してとりおこなったヒアリングによるデータに基づくものである。ヒアリングでは、この2種類の社会組織を対象に、各活動内容・構成員・役職・財源などについて調査した（ヒアリングシートは巻末に掲載）。

a)山鉾町内会の活動と組織構成

町内会は「自治会」とも呼ばれる住民の自治組織であり、その活動は、清掃・美化活動、親睦活動、月例会やお祭りなど、多方面にわたっているが、これまでにみたように近年は市の広報物の配布など市政協力的側面が強い。山鉾町においてもこの傾向は強く、町内の主催行事としても、「新年会」「地蔵盆」「御千度詣」くらいしかなく、近隣生活共同体としての機能は概して衰退している状態である。町内会の日常活動について「特になし」と回答した町は8ヶ町にものぼった。

構成員についてみると（以下町内会については表6-5-4、6-5-5を参照）、町内居住者が中心なのは当然として、事業所（法人）や戸建商店店主など非居住者の扱いについては各町で相違が見られる。

一般的に、町内にその不動産を所有している事業所（町内居住者あるいは元町内居住者による経営が多い）は法人として入会させる町が多く、その場合は事業所の代表者が会員扱いとなる。対して事業所の中でも、不動産非所有のテナントについては、町内会に「非加入」「一部加入」とする町が計11ヶ町あり、かなりの町で加入制限を受けていることがわかる。一方、居住者の扱いに関しては、家持と一般借家人とを区別する町は近代以降見られないものの、マンション居住者の加入については各町で異なり、マンションを町内にもつ15ヶ町のうち「非加入」「一部加入」とする町が過半数の9ヶ町あり、町内初のマンションを建設中である骨屋町でもマンション居住者については非加入とする方針を打ち出している。このようにマンション居住者が敬遠される理由としてヒアリングで窺えたのは、彼らが町内の行事に参加せず町内との「つきあい」もなく、「町」に対して何の貢献もしていないからということである。逆に「町」への何らかの貢献を期待して彼らを加入させている町も存在する。その他、小学校・短大などの施設や銀行・ＮＴＴなど大企業を「非加入」とする町がみられるが、これも同様の理由によるようだ。鶏鉾町などでは、町の総面積の半分以上を占める京都産業会館・市営駐車場・池坊を非加入としており、地域的にみても町内会が必ずしも町内のすべてを含むものではないということを示している。

役員構成は、町内会長のほか、それを補佐する副会長や会計といった役職があるが、そうした役職がなくすべて町内会長に一任されている町も少なくない。会長は多くの場合市政協力委員が兼任しており、輪番一年制であるが、他に会長としての適任者がいないため

有力者が長期留任している町が５ヶ町みられる。これらはすべて人口の比較的少ない町であることに留意しておきたい。また戦前からの隣組制度の組分けが、人口の多い町を中心に20ヶ町で依然残っており、その多くが組長を設けている。隣組制度自体はすでに廃止され、日常的には回覧板の単位くらいの機能しか果たしていないが、９ヶ町の組が当番の分担分け・役員の選出など何らかの形で祭礼時に活用されることが確認されている。

町内会の主要財源として会員から徴収する「町費」については、その徴収方式が各町により異なっている。年間の徴収回数は月１回が基本であるが、便宜上半年に１回、あるいは年１回としている町も増えてきている。徴収額を各戸一律としている町は３ヶ町しかなく、他町はいずれもある条件によって町費の額に格差を付けておりその格差の付け方は様々である。敷地条件による賦課基準には間口割（近世の軒役を継承していると考えられる）・面積割があり、建物による基準には容積割の他、表と路地といった配置によって分ける町もみられる。いずれも間口・容積などの大きさに比例して段階的に町費が高くなる（表・路地別では表側の方が高くなる）。建物の居住者・利用者による賦課基準には、法人・世帯別、持家・借家別、法人の従業員数別などがあり、一般的に法人ほど高く、また、借家人ほど安くなっている。かつては徴収額は一律でなければ不公平と考えられていたが、現代では各会員の収入や不動産の規模に徴収額を比例させることこそ公平さを示すという認識があるようだ。そしてその公平さを期するために、各町が独自の賦課基準を工夫しているのだと考えられる。

b)山鉾保存会の活動と組織構成

続いて保存会についてみてみよう（表6-5-6、6-5-7を参照）。

構成員についてみると、大半の山鉾町で町内会のそれとの明確な差が見受けられる。テナントを「非加入」「一部加入」とする町内会は11ヶ町あったが、保存会では19ヶ町と増え、また、マンション居住者の非加入扱いについては町内会９（15ヶ町中）に対して保存会11（14ヶ町中）となっているように、テナントやマンション居住者が町内会に増して敬遠されていることがわかる。これは、山鉾町においては町に日常的に貢献するよりも祭礼時の行事運営に協力することの方が重んじられていることを反映しているのではないだろうか。また、「町外からの加入」に着目すると、10ヶ町が町外者を加入させており、その大部分がかつて町内に居住していて現在は町外に居を構えている人である。このように町外者の加入を許可する理由としては、「希望する者は拒まず」という姿勢によるものがあるが、人口数の多い町ほど町外からの加入が少ないことから考えると、町構成員だけでは活動を維持できない保存会が支援協力を求めて加入してもらっていると推定できる。特に昔の祭礼の仕様について詳しい年長者ならなおさら歓迎されるわけである。しかし、町内の祭礼に町外者を参加させることを良しとしない町もあり、それを「合法」的なものとするために保存会会則に特別会員制をしいている町も２、３ある。その他では、小学校や銀行などは町内会と同様非加入とする町が多く、家持・居住者に加入を限定する町も見受けられる。

機構としては、財団法人は多数の評議員より構成されており（評議員以外の会員が存在する会もある）、理事長（任意団体の場合は会長）・理事・監事などがその中から互選あるいは指名される。理事長（会長）の役歴についてみると５年以下である者が約半数の16人に対し、20年以上である者も８人と多く、会長の歴任年数により各保存会の性格が異なっている可能性が示唆される。他には会計や神事係（祇園祭に関する神事全般を担当する）が多くは輪番あるいは指名によって決定されるが、特に神事係に関しては適任者が限られていることもあり、数年固定している町が多い。また、定年を過ぎた年長者などが相談役や特別顧問として加入している町も多い。

財源については、町会所の果たす役割が大きい。町会所には伝統的町家タイプのものとビルなどの近代建築とがあるが、町会所をもつ町では２ヶ町の例外を除き、それを企業や個人に店舗や住居として貸しており、その賃貸料が保存会にとっての大きな収入源となっている（表6-6-11）。保存会費を各会員から徴収する町は13ヶ町と町内会に比べ少なくなっているように、多くの町で保存会員の財政的個人負担は軽くなっているが、これは町会所賃貸料の徴収によるところが大きいと思われる。つまり、町会所賃貸料で祭運営資金の大部分をまかなっている町の多くは、保存会費を会員から徴収しておらず、保存会費の徴収と町会所賃貸料の徴収とに明確な相補関係がみられるのである。逆に町会所賃貸料のない、あるいは少ない町では、保存会費を主要財源とせざるを得ない町が14ヶ町中９ヶ町と多くなっている。また、人口の少ない町ほど、町会所を経済的基盤として確保している。この他の財源としては、祭期間中の粽などの売上金、府・市・連合会などからの補助金、会社・法人や後援団体からの寄附金などがある。

c)町内会と保存会との関連の類型化

これまでにみたように、山鉾町においては、町内会と保存会との２大組織が、コミュニティを形成するうえでの中核をなしている。この中核部分の実態を明らかにするためには、両組織の関連を総合的に分析することが必要となる。両組織はその構成範囲の関連によって、図6-5-2のような４タイプに類型化できる。Ⅰは両者の構成範囲がほぼ同じもの、Ⅱａ・Ⅱｂは一方が他者を内包しているもの（姥柳町は町内会員の一部により祭礼運営が行なわれているとみなしⅡｂとする）、Ⅲは共通の構成員以外は両者が互いに分離しているものを示す。この類型に、これまでに述べた項目別のデータ、さらに会合場所の相違などの機構的関連を示す項目を加えた形で、全山鉾町についての両組織の関連を表6-5-8にまとめた。

「町内費の祭資金への転用」では、町内会が集めた町費あるいは町内歳入全体の一部を、保存会にまわす形で祭運営資金として使用している町について記述した。「会合場所の重複」では両組織の総会・寄合などが行なわれる場所について、「役職の重複」では会則や約款により両組織の役職の兼任が定められている町について、それぞれ記述した。いずれ

も、両者の機構的関連を評価するうえでの重要な要素として考えた。

構成範囲タイプ別にみていくと、タイプⅢの町では機構的関連はそれほどみられない。Ⅰの町に関しては特におもだった特徴はみられないが、Ⅱａの町では「会合場所の重複」と「役職の重複」の各度合が他のタイプの町にくらべ大きいことがわかる。Ⅱｂの町では人口動態タイプDの町が約半分を占めるが、これは町内会員の中でもマンション居住者が保存会に加入していない町をある程度示していると思われる。また、隣組の組分けが過半数の町で活用されているのも特徴的であり、保存会が町内会員のみで構成される場合、組分けの活用が祭礼運営にとって効果的であることを示唆する。

これらの評価による総合的判断をもとに、各類型の特徴と該当する山鉾町とを表6-5-9にまとめた。

6-5-3　祭礼行事の運営形態

前節にみられるように、現代の山鉾町においては、自治組織である町内会と祭礼運営組織である山鉾保存会とが、多様なレベルの関連性を持ちながら、ひとつの地域社会としての「町」の核を形成している。

これら両組織を内（外）包する町コミュニティは、祭礼時にはいったいどのような機能を町全体に果たしているのだろうか。これに関して、本研究では事例的分析を中心に考察していく。

(1)当番の組織的分担

宵山期間中（７月14～16日）の各行事には、山建て・飾り付け、部材の搬入出、粽の販売準備などの細かい役割分担の仕事があり、保存会が当番の割り振り・指示などを全面的に担当しているが、その手段は各町により異なっている。

傘鉾町では、当番として保存会の実質的運営主体である銀行の総務部が従業員を動員するが、飾り付けは町内の人が総出で行なう。天神山町・三条町では、保存会が事業所を含めた構成員を数組に分け、組ごとに仕事を分担させたり、輪番で祭行事を担当させたりと非常に組織的に当番が割り振られている。このような傾向は、総じて、タイプⅡ・Ⅲの町に多くみられる。特にタイプⅡｂの町では、旧隣組の組分けがうまく活用されている（表6-5-8）。同様に、太子山町では各当番の責任者を保存会代表者が割り振る。他の町では主に「全員参加」がたてまえとなっているが、実情は次に述べるように、町構成員の参加状況が各町で異なっている。

(2)町構成員の参加状況

町構成員、特に事業所従業員・マンション居住者・新規転入者などの祭への参加状況は、

それを要請する組織側と参加者側との双方の態度によって大きく異なる。事業所従業員の積極的参加要請型には、函谷鉾町・長刀鉾町など、タイプⅡａ・Ⅲの町が多い。月鉾町などもこの型であり、事業所従業員に対する組織側の扱いに関しては、タイプⅡａとⅡｂの町とで特に差異が見受けられるというわけではない。他の町では事業所はほとんど手伝いに来ないという状況になるが、事業所１社につき数名当番を出すことを義務づけている町もある。当番制により事業所従業員の参加を義務づけている町はタイプⅠを中心に多いが、積極的な参加であるとは言い難い。

マンション居住者の参加状況については、組織構成上タイプⅡｂが問題となる。木賊山町・小結棚町では一応保存会側から参加を働きかけるという形をとるが、マンション居住者の参加状況は極めて悪い。この点に関しては、マンション居住者を分譲、リースと同時に組織に編入し祭への参加を義務づけるタイプⅠの太子山町でもっとも参加状況が良くなっている。このような動きは山鉾町における町内会とは異なる新たなコミュニティ形成の可能性を示唆すると考えられる。

(3)山鉾町コミュニティの現代的役割・祭礼時

以上の分析を通じて、山鉾町コミュニティが祭礼時にどのような役割を果たすかが、人（運営者・参加者）の側面から把握できた。

6-5-3節では、保存会が祭礼行事をどのように運営しているかについて、町内会役員や外部からの協力者、町内の他の人々などの働きも含めて分析した結果、保存会組織の重要性が確認できた。祭礼行事の運営に際し、組織としての町内会の役割はほとんど確認されなかったが、六角町では構成員の重複という形で個々の町内会員が祭礼運営に寄与していた。町内会と保存会との構成範囲の関連について着目するならば、例えば構成範囲タイプⅡｂの町では、町内会員の一部が祭に参加したくてもできないという場合が生ずる。このような状態を、祭礼に町コミュニティ全体が寄与しているとして評価することはできない。この点で六角町は理想に近い状態を保っていると言えるが、これはマンション・テナントの不在によるところが大きいとも考えられる。

6-5-4　町コミュニティの日常的機能

6-5-3では、町コミュニティの祭礼時の機能について考察した。本項では、祭礼時以外の日常時において、町内会を中心とする町コミュニティが地域社会全体に対してどのような役割を果たしているかについて、再び町会所の機能に着目しながら考察していく。

前章ではおもに事例的分析の形をとったが、本章では町内会の活動が減退しつつあることも見合わせ、山鉾町全体について総体的にとらえた分析を行なった。資料は主に、1991年秋に行なった全山鉾町（35ヶ町）に対するヒアリングデータを用いている。

(1)　町内会の日常活動の現状

山鉾町町内会の活動については、前節において簡単に触れたが、ここで改めて表6-5-3、6-5-4をみながら考察してみよう。

２章で確認したのは、清掃・美化活動、月例会などは山鉾町ではほとんど行なわれておらず、対して、地蔵盆やお火焚きといった祇園祭以外の祭礼行事がかなり多くの町でいまなお行なわれているということだった。すなわち、町の物理的環境を地縁コミュニティで組織的に共同管理しようという試みはあまりみられなく、町全体が集う機会も日常時では（年始の新年会を除く）地蔵盆などの祭礼行事しかないと言える。町内会の日常的会合についてみても、年度末の総会（多くの場合、決算報告を兼ねる）以外は特に行なわないとする町が多くなっている。

これを近世との比較という視点からみると、町コミュニティの地縁的結合の主要な契機が、地域環境の共同管理から祭礼行事の共同運営へと移行したことを意味しているのではないか。無論、祇園祭の運営が近世よりそのような契機の最たるものであったろうと思われるが、借家人が家持との差異なく祭礼に参加できるようになった一方で、マンション居住者やテナントなどが参加制限を受けるなど（これは彼ら側の姿勢に問題があるのだが）、祇園祭の運営が包括的地縁的結合の契機に必ずしもなっていない地域もある。祇園祭以外の祭礼行事では、地蔵盆が近世では子供のための、そして祇園祭に参加できない借家人のための祭として存在してきた。現在でもその運営主体はおもとして町内会であり、参加制限も祇園祭よりは緩いものとなっている。しかも町内の子供が減少していることもあり多くの町では地蔵盆が大人のための祭となってきている。したがって、子供や他の町内居住者の減少の度合いにかかわらず地蔵盆やその他の祭礼行事がいまなおかなり多くの町で残っている理由としては、そのような祭礼行事が町コミュニティによって「求められている」からではないかと考えられる。そしてその原動力となっているのは、地縁的結合を根絶させまいとする、あるいはそれを新しく形成しようとする、町構成員の総体的意識なのではないか。六角町などタイプⅡｂの町を中心として旅行などの町内親睦活動が幾つかの町でいまだ根強く残っていることも、この仮説を支持する事実であろう。

しかし、この傾向を手放しで歓迎する訳にはいかない。近世における地域環境の共同管理は、町会所における月一回の会合を中心として、ほぼ日常的に行なわれてきたものである。したがって、現代における、年一回特定の時期にしか行なわれない祭礼行事による結合が、果たして近世のそれより強いものでありうるかどうかについては、ここで評価を特定することはできない。唯一つ言えるのは、地蔵盆やお火焚き・彼岸詣りなどの行事が消滅し、祇園祭の運営者の大多数が町外者で占められるようになった場合、それが山鉾町の地縁コミュニティの完全な崩壊を示す、ということである。

(2)町内の集会施設の分布

前節にみるように、山鉾町において町内会員が集まる会合は、保存会の会合などに比べても比較的少ないと言える。この原因としては、居住人口の減少により町内会員の数自体が少なくなり、会合を開くほどの活動が行なわれなくなったことが第一に考えられるが、町内に集会に適した場所・施設が少なくなっているのではないかと考えることもできる。

表 4-2-1は、町内の寄合・会合に着目し、山鉾町の各町内会が用いる会合場所と町内に存在する集会場所とをまとめたものである。まず、町内に存在する集会場所の内訳を見てみると（重複あり）、

町会所	17
役員宅（元役員含む）	16
その他個人宅	6
料亭・食堂・喫茶店	5
学校	1
社務所	1
その他	3
なし	1

となっており、町会所と役員宅の割合が圧倒的に多くなっている。

町会所は山鉾町35ヶ町中23ヶ町が所有しているので、約４分の３の町会所が町内の集会場所として使用されていることになる。このうち12ヶ町が、町会所以外の場所を集会場所として用いていない。

個人の居宅あるいは会社を使用する場合は、18ヶ町22ヶ所あり、その内訳をみると（重複あり）、

保存会理事長（会長）宅	9（7）*
元（前）理事長（会長）宅	3
町会長宅	2（4）*
その他役員宅	2
神事係・行事・祭当番宅	4
その他個人宅	2

*保存会理事長兼町会長が２名

となっており、役員の中でも保存会理事長（前・元理事長を含む）宅が多く使用されていることがわかる。神事係や行事など祭の当番の居宅もかなり使われており、町内の集会の目的が、祭礼運営に関わることに偏っていることが推測できる。また、22ヶ所のうち18ヶ所が、町会所を集会場所として使用しない町で使われていることから、個人宅は町会所を使用できない町で多く使われているとも言える。

ここで、町内会の使用する会合場所に着目すると、町会所を使用する町が10ヶ町しかな

いことに気付く。町内の集会場所としての町会所は全部で17軒あるので、残る７ヶ町の町会所は町内会の会合には使用されず、保存会の会合のみに使用されているということになる。データの上からは、これは保存会の財団法人化（町会所の財団法人による所有化）だけによるものではない。原因としては、①所有者である保存会が、保存会の会合以外の共用を許可しない、②町内会で会合を行なうことがない、③町内会の会合としては総会しかなく大勢の人が集まれるようなスペースが町会所の中にないこと、などが考えられる。

以上のことから、山鉾町の半分は集会施設としての町会所を確保しているがそのすべてが町内会の会合に使用されているわけではないこと、町会所を会合に使用できない町は代わりに個人宅－特に理事長宅－を多く用いていること、などが言える。

(3)共用施設の維持管理

会所家の維持管理について述べるためには、各会所家の所有者・借主・清掃管理者についてそれぞれ押えておく必要がある（表6-5-12を参照）。

所有者についてみると、保存会が財団法人化されている町では財団法人所有となり、その他保存会が任意団体である町では町有となっている。財団法人所有は17軒、町有は６軒であり、６ヶ町の財団法人が町会所を持たない。

借主は会社・企業などの法人が13、個人が７の他、個人と法人に借りられているのが１軒ある。太子山町・風早町の２ヶ町では会所家を誰にも貸していない。法人の割合が６割近くと多くなっているのは、法人に貸すことにより賃貸料が多くとれるという経済的理由に大きく起因している。

続いて清掃・管理者と清掃時の内訳をみると（新築中の鶏鉾町会所家を除く）、

会所家借主が日常的に	11
町内の当番（輪番）が定期的に	3
保存会役員、町内会役員が	3
隣人が日常的に	1
会所家使用者が使用後に	1
町外の有志が不定期的に	1
管理会社が定期的に	1
なし（収蔵のみ）	1

となっている。借主による日常管理がほぼ半数を占めており、続いて町内の人による管理が多い。上の分類の他に、鯉山町会所裏庭の掃除や白楽天町会所４階和室（お飾り場として使用される）の掃除は、各町の婦人会によってなされている。町外の人による管理は、車方が不定期に訪れて掃除をする長刀鉾町と、管理・警備会社に会所家の管理を任せている函谷鉾町の２ヶ町である。函谷鉾町会所家はテナントビルであり、企業や文化団体など、借主が複数いるため（また夜間は借主が不在のため）こうした管理手法をとっていると思

われるが、これまでに見られなかった新しい傾向として注目される。

日常において収蔵のみの機能を果たしている町会所は、郭巨山町会所と風早町会所の２軒あるが、祭礼時にお飾り場として利用される郭巨山町会所は保存会役員らによる清掃維持がなされているのに対し、祭礼時の利用のない風早町会所では特に清掃などはされていない。

また、町有（財団法人所有でない）会所家６軒の管理者に着目すると、「町内持回り」「借主」「隣人」「保存会役員」「町会長」「なし」となっており、同一の傾向は窺えない。総体的にみても、町内共同での会所家の管理は、数少ない町でしかなされていないことがわかる。

(4)山鉾町コミュニティの現代的役割（Ⅱ）

本節では、現代の山鉾町コミュニティが地域社会に与える役割について、日常的側面から考察した。

１項では、町コミュニティの地縁的結合の紐帯が、地域環境の共同管理という日常的なものから、祭礼行事の共同運営というハレの日の一時的なものに変わりつつあるのではないかという仮説を立てることができた。六角町などタイプⅡｂの町で、比較的強い親睦機能が残っていることも確認された。

２、３項節では、町コミュニティの機能が反映される町会所の用途について、日常的側面から調べた結果、現代の町会所が日常的には町コミュニティに大きな役割を果たしていないことがわかった。町内会の会合場所として町会所が使用される場合は少なく、日常用途には保存会の会合と借主の営業・居住が多い。保存会の会合、山鉾部材の収蔵、事務局といった機能は、いずれも祭礼運営自体に寄与するものであり、恒常的機能としての家賃の徴収も、その大部分は祭礼運営のためのものである。

このような町会所の日常的機能から、町コミュニティによる地域社会の形成には、日常的観点からみても、祭礼運営が契機となっていることが確認される。

6-5-5　今後の町コミュニティ

(1)町コミュニティの機能の変化とその社会的背景

本節では、町会所の機能を近世当初と現代とで比較することにより、そこにたち現れる山鉾町コミュニティの地域社会に対する役割の変遷をまとめ、現代的役割に対して評価を与えるとともに、その社会的背景についても考察したい。

近世では、髪結床を利用する際の情報収集、町用人の居住、町内の諸問題を巡る話合いなど、町会所は町コミュニティによる地域環境管理の運営の場としての機能を果たしていた。したがって、町会所の町コミュニティに対する日常的役割は極めて大きかったと言う

ことができ、また、町コミュニティが町会所を中心として地域社会の形成に尽力していたとも言える。

これに対し、現代では、日常における町会所の町コミュニティに対する役割は、ほとんど確認されなかった。一方で祭礼時においては、町会所は祭礼運営の拠点として、近世当時においてと同様、いまなお多くの機能を果たしていることがわかった。

このような町会所の機能の変化は、町の自治組織としての活動自体が衰退した結果とも考えられるが、同時に山鉾町コミュニティによる地域社会の形成において、その媒介としての祭礼運営の重要度が近世から現代に至ってますます大きくなっていることも示している。

また、2章でみたように、山鉾町コミュニティを構成する人々同士の横のつながりも、タイプⅡａの町にみられる組織的なものと、タイプⅡｂの町にみられる地縁的なものとに分かれてきた。両者の性格は大きく異なるが、いずれも町と祭礼運営とを結びつけようとする山鉾町組織の尽力によるものと考えられる。その背景には、町構成員の多様化や祭礼運営組織の分化など、山鉾町における社会構造の大きな変化が存在している。

(2)祭礼運営基盤の確立問題

祭礼運営が山鉾町コミュニティの重要な紐帯となっている以上、その基盤を確立することが、コミュニティ維持への有効な方策であることは明らかである。祭礼の社会的基盤としては、運営者や関連技能者（囃子方、作事方など）の後継者といった人的基盤と、町会所という財政的基盤との2種類が挙げられる。また、物理的基盤としては、やはり祭礼運営の拠点である町会所の保存・整備が重要な課題となるだろう。

以下には、これらの祭礼運営基盤について現在山鉾町が抱えている問題を挙げ、それに対しての方策を考えていく。

a)祭関係者の育成

祭の運営スタッフや大工方・囃子方などの祭関係者の後継者不足という大きな問題に関しては、現在、山鉾町35ヶ町中20ヶ町以上が「問題あり」との認識を抱えている。これは居住者数の減少、特に若い人の町外への転出が大きく影響しており、神事に関する知識をもつ居住者（おもに老齢者）の大幅な減少が決定的要因となっている。

この問題を抱える山鉾町は、「自然の流れに任せる」方針の町と何らかの具体的手段を通して後継者の育成に努めている町との2種類に大別できる。後者は独自の対応策をとっている。

祭の手伝いを通じて仕事を覚えさせていくという方針が組織的に実践されている好例が橋弁慶町で、この町では近年「弁慶会」を結成、山建てや飾り付けなど祭の仕事を全面的に担当している。構成員は若い人が中心で、町外の人も多く、この中から将来祭の運営に携わる人物が育っていく可能性が十分ある。同様の動きは近年他の町でも現れ始めており、

後継者育成のための有効な手法として評価される。また、函谷鉾町などタイプⅡａの町では、祭の運営スタッフに町外者を積極的に取り込んでいくという方針が窺える。

さらに類型別にみると、タイプⅡｂの町よりタイプⅠ・Ⅱａの町の方が、具体的対応策をもつ町の割合が大きくなっている。この理由としては、タイプⅡｂの町は構成範囲上、保存会以外の町内の人々を祭礼運営関係者に受け入れる余地がありまだ緊急の対応策に困っていないのに対し、タイプⅡａの町は町外者を保存会に取り込むことになるので何らかの組織的手段が必要となっているということが考えられる。タイプⅠの町については、上記の表には現れていないが、祭礼運営に対する協力を目的とした青年会が結成されている場合があり（郭巨山町、風早町など）、橋弁慶町の例と同様、若い会員の中から祭後継者が現れることが期待されているようである。

□町会所の建て替え問題

寄町制度廃止以降の山鉾町の新たな主要財源として町会所の役割が大きくなっているが、この性格を重視し、老朽化したものに限らず木造の町会所をテナントビルに建て替え、収益の増大を図ろうという計画が数ヶ町でみられる。現在具体的な計画を推し進めている町も含め、将来町会所のビル化あるいは改築を考えている町は6ヶ町にのぼる。他の町においてもいずれは会所家や土蔵が老朽化していくことは避けられず、町会所の建て替えが今後一層広い範囲で進行する可能性は否定できない。

山鉾町の財政事情に照らし合わせれば、こうした動向を一概に否定することはできない。また、建て替えを考えている町はいずれも烏丸通・室町通・四条通といった大通りに面しており、建て替えが周囲の建物のビル化の進行に合わせた自然な流れであるという地域的特性も理解できる。しかし、新しい町会所にどのような機能をもたせるかについては、より慎重に検討されるべきである。現存する非木造の町会所に関する限り、保存会の会合場、山鉾懸装品の展示空間、収蔵庫、保存会の財源といった祭礼に関する機能は確立されているが、歴史的景観の形成に関しては、両隣の建物と軒高を合わせるなど努力の跡は窺えるものの、他の機能に比べ軽んじて考えられているように思われる。街路上のハレ空間の形成も山鉾町地域独自の伝統であり、さらに京都・日本をも代表する文化的資産であることを考えれば、たとえビルが建ち並ぶ町なみと調和せずとも、山との景観上の調和を考慮した外観デザインが今後の町会所に施されるべきであろう。そうすれば、独自が数百年に渡り運営してきた祭礼がその町に確かに存在することが日常時のコミュニティにも意識されることになり、コミュニティ内の連帯を助けることになるのではないか。町内の祭礼時のシンボルである町会所が、日常においてもそれとして意識されることにより、祭礼運営を紐帯とするコミュニティ意識はより一層の結束をみると考えられるのである。

(3)将来予測～祇園祭と山鉾町コミュニティ

以上の分析結果から、山鉾町の町コミュニティが現在進んでいる方向性は、2章の類型

を用いると、以下の２通り表される。

①タイプⅠ→Ⅱａ

夜間人口の減少などにより町内自治組織の日常活動が衰退し、町コミュニティを維持していくために、祭礼運営という機能を保っていくことに重点が置かれている。

②タイプⅠ→Ⅱｂ

失われつつある居住者同士の連帯を保つため、組織的には居住者の一部さえ除外した排他的形態をとっていくが、生活共同体としての町をあくまで祭礼を通した形で維持することに努めている。

タイプⅢの町は、タイプⅠの町から①か②の流れを経てこの状態に達していると推定されるが、保存会と町内会との関係が良好なものとは言えず、決して評価できる状態ではない。これに対してⅡａ・Ⅱｂの両タイプでは、タイプⅠの町に劣らず、保存会と町内会との間に比較的良好な協力関係が保たれていると言える。

しかし、敢えて危惧する点は、祭礼運営組織のやみくもな拡大である。前述の①の方向性（タイプⅡａ）への過度な進行がそれにあたり、その場合、祭礼が町内者不在の組織により運営されることも考えられる。この時、祭礼を通じての町コミュニティの維持は、その意義を失ってしまうことになる。これを避けていくためには、祭礼運営基盤確立への町独自の努力も必要だが、町レベルの対策には限界があり、外部から計画的支援を行なうことが時には必要となると考えられる。例えば、財政的基盤でありかつ祭礼運営のシンボルとしても重要な存在である町会所の保存については、文化財指定などの積極的外的支援がとられることが必要である。

タイプⅠに該当する町の中には、①②のいずれの方向性にも進む可能性を持つ町が多く、今後さらに異なるタイプへ進展していくことも考えられる。しかし、町コミュニティの本来的維持には構成員の居住が前提となる。この見地からすれば、①の方向性に沿って町外者を積極的に取り込んでいく方法よりも、②のように町内居住者が世代を超えて育んできた連帯をそのまま維持していく方向性の方がより望ましいと言える。

しかし、タイプⅡｂの町においても将来的に問題が生じる危険性がないわけではない。すなわち、このタイプの町の地域的特性としてとらえられるマンションの増加により、祭礼に参加しないマンション居住者と祭礼を運営する古くからの町内居住者との間の溝が一層深まるどころか、祭礼自体が町独自のそれでなく数人の有志による独善的なものと化してしまう恐れがある。町独自の伝統を守っていくために永年居住者による祭礼運営に固執する気持ちは理解できるが、彼ら以外の町構成員が町の大半を占めるほど増加した場合、新たな町内層による祭礼運営を考えていくことは極めて自然的なものであると思われる。居住者の減少、自治活動の衰退といった時代の流れの中で、新規転入者を含む町の構成員間により幅広い連帯をもたらし、新たなコミュニティを形成していくことが考えられるべきである。その契機となるのはやはり祇園祭であり、かつその運営組織の充足なのである。

したがって、このタイプの町の今後の課題としては、やはり、町コミュニティ全体による祭礼運営を組織的に確立することが挙げられるだろう。

また、①のように居住性の獲得が期待できない場合でも、事業所やマンション居住者を祭礼活動に積極的に参加させることにより、町コミュニティ全体を活性化させることが可能である。前述した太子山町の例にみられるように、組織側の受入体制が整っていれば居住者側の対応も積極的になり、祭礼への良好な参加状況が形成されることとなる。事業所従業員や新規来入者への対応についても同様に、組織的かつ積極的な参加要請システムが町側でとられるべきである。

(4)地域コミュニティの活性化に向けて

最後に、地域コミュニティの活性化に向けてどのような理念を地域計画に取り込んでいくべきかについて、補足的に考察してみる。

本研究の結論は、ひとつには、居住者の減少という山鉾町の地域的傾向を前提として導かれたものであった。ビル化が進みオフィス街と化している町ではもはや居住者増加の可能性はなく、本章で明らかにした課題はそのまま考慮されていくべきだろう。これに対して、居住者人口が増加しつつある町に関しては、新住民層であるマンション居住者らとの新たなコミュニティ形成の必要性を説き、そのために祭礼運営も従来居住者と協力して行なうべきであるとしている。居住者が増加する分には、コミュニティ維持に対して多様な方策がとられる余地があり、かつ町レベルでの対策が可能となるわけである。

しかし、そうであるからと言って、マンション建設を無条件に推進するわけではない。マンション建設による町内とのトラブル（工事の際の騒音、日照権など）は、近年数ヶ町で確認されているが、協定を結ぶなどして建設側に譲歩させた例は、百足屋町をはじめとして２、３ヶ町しかない。多くは建設者が町内の従来居住者であるなどの理由で、町側が黙認する結果となっている。これに関しては何度も言うが太子山町のように、マンション建設の条件として居住者の祭礼への参加を謳っている例が好例として評価できるが、太子山町のこのようなマンション２棟はいずれも高層建築であり、さらに条件をつけるならば、景観上の問題からマンションの高さを中層（３～５階）に抑えることが考えられただろう。そして、従来の町側で新居住者層に対する受け入れ体制が整っていれば、祭礼運営を通したコミュニティの活性化はスムーズに進行するに違いない。

以上の結論は、京都の山鉾町地域を対象として導かれたものであり、都市祭礼を有しているという点からみれば、コミュニティ活性化のための前述の指針も特殊なものと言えるかもしれない。しかしその地域コミュニティの紐帯が何であるかを推定し、調査・研究によりそれを実証し、その紐帯たるものの基盤の維持を考えていくことは、計画者側が第一に考慮すべき重要な理念として普遍的なものであると思われる。このように考えると、祭礼のない地域においても、例えばその地域に古くから存在する文化財の保存を地域コミュ

ニティ活性化のための有効な方策として考えることが可能であることが理解される。あるいはコミュニティの崩壊しつつある地域に対して地域独自の祭礼を新しく創り上げることが、コミュニティ活性化のための有効な方策になる可能性も生じるのではないか。実際、分譲住宅の形成する新興都市（街）に、新設した神社を核とした祭礼を導入してコミュニティ形成を図る試みが、現在、一部民間企業によってとられている。自身の研究成果と照らし合わせて、この地域のコミュニティの今後の動向を見守っていきたい。

6－6　伝統的共用施設の現代的機能－町会所について－

本節であつかう京都にとどまらず、わが国の歴史的都心は、さまざま要因によって変容し、崩壊の危機に瀕している。こうした歴史的都心の現状を見るとき、いまいちどストックを見直す必要性がある。歴史的都心のストックの存在形態は、物的な要素に限ってみても、さまざまなものがあげられるが、町会所などの共用施設の存在もそのひとつである。本研究では伝統的共用施設の一例として、京都の町会所をとりあげる。

「町」は前近代における制度化された社会集団であり、空間的な基本単位でもあった。京都においては、「町」は中世以来の伝統をもち、近世に展開・変容し、近代にはいって解体されたが、現代社会においてなお、地域コミュニティのあり方に大きくかかわっている。そして、町の社会的中心施設が町会所であった。またその成立事情には若干の相違があるものの、町会所は近世都市（とくに上方）では一般的存在であった。近代になって、町の性格が変わると、町会所は失われていったが、京都の都心部に位置するいわいる祇園祭山鉾町[2]には、いまだ数多くの町会所が現存する。

本節は、これらの町会所の現状調査から、日常的・非日常的（とくに祭礼時）の利用形態を明らかにし、京都の歴史的都心における伝統的共用施設の機能と存在意義を考え、さらにはその再生にどのように位置づけられるかを検討する。

本研究のデータは、1990年、91年に行った祇園祭お飾り場調査[3]および山鉾町各町の代表者に対して行なったヒアリング調査により得たものである。

6-6-1　町会所の成立と変容

京都において町会所が成立したのは16世紀末期のことで、17世紀中期以降に、二日寄合が制度化されたことにより、数多くの町に設けられるようになったと考えられる。つまり町内の家持によって構成される町の会合が毎月定期的に行なわれるようになり、恒常的な会合施設としての町会所の必要性が高まったのである。

近世京都の町会所は、日常的には会合の場として機能をもち、町内の様々な問題を処理する町政執行の場ともなっていた。具体的には町内の用事・防火・掃除などが話合われている。町会所には町用人が居住しており、町内の雑用や町会所の維持管理などに務めていた。町用人の多くは髪結床を兼ね日常の町会所は町内の情報が集まる場でもあった。とくに山鉾町の町会所は、祇園会の際、神事・祭礼の拠点としての役割をはたしていた。しかし明治に入って、町の自治体としての性格が失われ、惣有的な不動産所有形態が認められなくなり、多くの町で町会所が失われていった[24]。

現在、京都の町会所が集中しての残っているのは山鉾町周辺のみで、その山鉾町においても転売・焼失などの理由で失われた町会所もある。京都市都心部における山鉾町の分布を図6-4-6に示したとおりである。現在35ヶ町の山鉾町のうち、27ヶ町が町会所を有している。その所在地は通りの中央寄りであるものが多く、町会所が町の中心としての性格をもつことをうかがわせる。

6-6-2　山鉾町町会所の現況

(1)町会所の建築的特徴

町会所の敷地の形状を見てみると、間口３～４間、奥行20～30間のものがもっとも多く、「鰻の寝床」と呼ばれる、京都における宅地の一般的形状である。

つぎに町会所の建築構成・配置・構造とその日常用途とを表9-6-4にまとめた。敷地内の建築構成は、「会所家」「蔵」「祠・堂」の３つが中心であるが、町有借屋や付属屋が建てられる場合もある。会所家は町内の寄合や祭礼行事運営の専用施設であり、表屋と奥棟のいずれかが利用されている。また、複数の蔵をもつ町が11ヶ町あり、蔵の必要度が高いことがわかる。

建築配置は、表通りに面して会所家が建ち、奥に蔵を配する形式と、表通りに面して町有借屋が建ち、路地を抜けた裏に会所家と蔵とを配する形式との２種類がある。ここでは前者を「表屋型」、後者を「裏別棟型」とよぶ（図6-6-1）。両形式は主要な構成要素の配置により、さらに細かく分類できる。その他、蔵と会所家とを兼ねたビル型の町会所が４棟存在する。

会所家の建物の構造をみると、ビル型町会所以外はほとんどが木造である。表屋型の場合、間口２間半～４間で本２階建、裏別棟型の場合は、桁行が３～５間の平屋建てが多い。例外として、占出山町町会所はＲＣ造２階建であり、太子山町町会所は土蔵を改築して会所家としている。ビル型は３～５階建であるが、木造のものは、景観的にも町家街区に調和している。

続いて蔵についてみると、蔵をもつ町のうちビル型町会所をもつ町を除く全町が、土蔵造の蔵をもつ。階数は１棟をのぞいて２階建である。複数の蔵をもつ町ではブロック造・

ＲＣ造などの蔵を増築しており、その多くは平屋建である。また、祠・堂については、六角町の観音堂（ＲＣ造）以外はすべて木造である。

表6-6-2は、これらの建築年代を示すが、すべて幕末の大火の後に再建されたものである。明治以前の建物は老朽化がはげしいが、文化財（京都市指定登録文化財）として指定されているのは、江戸時代（ただし慶応年間）の２棟と明治前期の会所家のうち２棟のみである。ビル型の町会所はすべて昭和40年代以降のものである。

(2)所有者と借主

町会所の所有者（土地・家屋）と借主、および町会所家賃徴収の実態などについて、表6-6-3にまとめた。

各町に組織された財団法人である山鉾保存会の所有になるものが、27ヶ町中20ヶ町で、残る７ヶ町は一般に町有とされているが、実際の登記は複数の名義人の所有で、中には物故者や所在不明の人もいて、法律上将来に不安を抱えている。山鉾保存会は、文化財である山や鉾を保存するため、昭和40年ごろから各町で生まれた組織で、地縁的な町内会とは性格が異なる。

また戦後の町会所は、借家人を居住させるだけでなく、会社などの法人にも貸し出され、賃貸料を徴収するようになった。現在の借主の内訳は個人９、企業15、その他３、なし４（重複あり）となっており、企業か個人に賃貸されている場合が多い。ただし、祇園祭の期間中（毎年７月中）には、借主は営業を休み、会所家は行事運営のために使用される。

また、保存会が会員から徴収する保存会費の有無をみると、非徴収の町のうち町会所家賃を徴収する町が21ヶ町中16ヶ町あり、保存会費を徴収する町でも家賃収入を必要とする場合も多い。巨額な祭礼運営費（山鉾巡行の費用等）をねん出するための経済基盤として町会所の役割が大きいといえる。

6-6-3　町会所の日常用途と管理形態

(1)集会

ここでは表6-6-4に示した町会所の日常用途・とくに集会利用についてみてみたい。

会所家の日常用途の内訳は業務・店舗15、居住10、集会16、文化活動４、収蔵・物置９などとなっており、借主自身の業務・居住が多いが、集会利用も極めて多いことがわかる。文化活動には、借主の主催によるものが３例あるが、この他に鯉山町で生け花の団体が無料で定期的に利用している。

配置形式・構成要素別に用途の主な傾向をみると、表屋型では表屋が業務・集会に、奥棟が居住に利用され、裏別棟型では表屋が居住用途に、奥棟が賃貸にだされず、集会のみに利用されるのが一般的である。このことは奥棟への動線が路地のみで、賃貸用途にはむ

かないためであろう（表6-6-5）。また、表屋型の表屋では、業務に１階を、集会に２階の座敷を利用する場合が多い[25]。

このように町会所の集会利用が多いことがわかったが、実際に山鉾町内の会合の際に町会所がどれだけ利用されているかを調べてみた。表6-6-6に各町内に存在する集会場所と、町内会・保存会が実際に利用している会合場所とをまとめた。両組織はそれぞれ町内の自治組織・祭礼運営組織として町の運営に重要な役割を果たしており、町会所の利用度が、共用施設としての町会所の重要度を示唆するものと考えられる。

町会所を会合場所として利用している町は16ヶ町で、山鉾町のほぼ半数が町会所を町内の会合場所として確保していることになる。町会所のない、あるいは町会所を会合に使用できない町（多くは借主企業の意向による）では、保存会・町内会の役員の居宅や比較的広い料亭・食堂などを会合場所として利用している。

町会所は16ヶ町のうち、10ヶ町で町内会により、13ヶ町で保存会により会合場所として利用されている。また、町内会の会合場所をなしとする町が６ヶ町と多いことから、町内で行なわれる会合の多くは祭礼運営のための討議に重点をおいており、かつ、祭礼運営のための会合の場として町会所の重要度がわかる。これには、町会所がおもに保存会の管理下にあることが影響していると考えられる。

また町内会、保存会の会合の頻度を図6-6-7に示した。地縁的コミュニティである町内会は居住人口の減少、老齢化などにより、活力が失われつつあるが、町内会の会合頻度は、会合が頻繁な町と、ほとんど会合が行われていない町に両極化する傾向も見られる。この傾向を、人口動態、老齢化との関連でみると、居住人口の減少が緩やかで、老齢人口の比率が高くない町ほど会合頻度が高く、これらの町は、保存会との組織的乖離がすすでいないことも注目される。また保存会の会合は、祇園祭の行われる７月前後に集中している。

(2)収　蔵

町会所は、町有財産の保管場所としても機能している。会所家の収蔵利用については、山鉾部材・懸装品など祭礼関係物品の収蔵場所として蔵を確保している。木造の町会所は、主に借主企業の所有物の収蔵に利用される。これに対し非木造の町会所は多くの場合、本来蔵にあった機能を継承し祭礼に関係する物品を収蔵する。蔵には、祭礼に関係する物品が保管されている。

収蔵品の内容は、信仰の対象となる「御神体」、山鉾の部材、懸装品の３つに大別される。町会所のない町、町会所があっても収蔵機能に問題がある町などは、収蔵場所がつねに問題となっている。現在は表のような場所に保管しているが、その多くが町外である。たしかに、文化財を火災の危険度か高い老朽化した建物で保管することに問題があるが、土蔵の防火性能を再評価するまでもなく、町の文化財を他所で保管することには問題があろう。また町会所に隣接する私立短大の地下倉庫を借用している鶏鉾町のような例もある。

祇園祭関係の収納物品は、御神体、山鉾部材、見送りなどのお飾り類、その他提灯などの細々した物品に大別できる。

まず御神体であるが、町内に収納されている町が23ヶ町、町外に収納されている町が12ヶ町である。町内に収納されている場合、町会所の蔵を用いる町が15ヶ町ともっとも多く、そのほか町会所内のお宮や観音堂、町会所表屋に収納されている町も含めると、18ヶ町が町会所内である。以下、町内のお宮、祠を使用する町２ヶ町、町内会会長宅１ヶ町、町内の蔵を借用が１ヶ町、町内の個人の家が１ヶ町となっている。「火尊天満宮」という町内のお宮を使用している風早町では、町内持ち回りでお宮の掃除や榊の取りかえを定期的におこなっている。また町内会会長宅を利用している芦刈山町では、祭壇を設け御神体の首を祀っている。一方、町外では、町内に収蔵機能を持たない町のために、収蔵施設として円山公園内に昭和43年(1968)に完成した祇園祭山鉾館を、８ヶ町が用いている。以下、銀行の貸し金庫を２ヶ町が、神泉苑裏の倉庫[26]を１ヶ町が、銀行の倉庫を１ヶ町がそれぞれ用いている。

次に山鉾部材についてであるが、町内に収納されている町は22ヶ町、町外に収納されている町が11ヶ町となっている。合計が35にならないのは、焼け山が３ヶ町あり、また１ヶ町が町内外に分散収納しているためである。町内に収納の場合、町会所内の蔵を用いる町が19ヶ町ともっとも多い。この場合、町会所内の蔵のみならず、町会所路地上部にある「埒置き場」と呼ばれる部材収納場所を併用している町もある。町外では、祇園祭山鉾館が８ヶ町である。また、神泉苑裏の倉庫を２ヶ町が用いている。菊水鉾町は、菊水鉾の部材およびお飾り収納のために南区に収蔵庫を建設し、そこに収納している。

お飾り類については、町内が20ヶ町、町外が19ヶ町である。このうち、町内外に分散している町が４ヶ町ある。町内に収納される場合、町会所内の蔵を用いる町が18ヶ町である。以下、町内の蔵を借用が１ヶ町、個人の家が１ヶ町である。町外に収納されている場合、祇園祭山鉾館が11ヶ町ともっとも多い。特徴的なのは、５ヶ町が京都国立博物館を利用していることである。博物館には重要文化財に指定されているお飾り類が収納されているが、祇園祭のお飾り類がいかに価値のあるものかを示しているといえる。また、町内外分散の４ヶ町はすべて博物館を利用している。町外利用は以下、京都府立総合資料館を２ヶ町、神泉苑裏倉庫を１ヶ町、銀行倉庫を１ヶ町、南区の収蔵庫を１ヶ町となっている。

その他提灯などの物品については、町内26ヶ町、町外９ヶ町となっている。町内にある町が多い。これらの物品はあまり重要でなく、また提灯などは地蔵盆にも用いられるため、町内に収納しておいた方が便利だからである。町内では、やはり町会所内の蔵が24ヶ町と多く、町外では祇園祭山鉾館が６ヶ町となっている。

このように、町外に御神体、山鉾部材、お飾り類を収納している町もかなりある。特に、町会所を持たない町においてその傾向は顕著である。やはり祇園祭に関係する物品については、各町内で収納した方が祇園祭に対する愛着もわき、今後の発展のためにもよいであろう。その意味でも、町会所が果たす収蔵機能は、非常に重要であるといえる。

(3)管理形態

会所家の維持管理について述べるためには、各会所家の所有者・借主・清掃管理者についてそれぞれ押えておく必要がある（表6-6-4）。

所有者についてみると、保存会が財団法人化されている町では財団法人所有となり、その他保存会が任意団体である町では町有となっている。財団法人所有は17軒、町有は６軒であり、６ヶ町の財団法人が町会所を持たない。

借主は会社・企業などの法人が13、個人が７の他、個人と法人に借りられているのが１軒ある。太子山町・風早町の２ヶ町では会所家を誰にも貸していない。法人の割合が６割近くと多くなっているのは、法人に貸すことにより賃貸料が多くとれるという経済的理由に大きく起因している。

続いて清掃・管理者と清掃時の内訳をみると（新築中の鶏鉾町会所家を除く）、

会所家借主が日常的に	11
町内の当番（輪番）が定期的に	3
保存会役員、町内会役員が	3
隣人が日常的に	1
会所家使用者が使用後に	1
町外の有志が不定期的に	1
管理会社が定期的に	1
なし（収蔵のみ）	1

となっている。借主による日常管理がほぼ半数を占めており、続いて町内の人による管理が多い。上の分類の他に、鯉山町会所裏庭の掃除や白楽天町会所４階和室（お飾り場として使用される）の掃除は、各町の婦人会によってなされている。町外の人による管理は、車方が不定期に訪れて掃除をする長刀鉾町と、管理・警備会社に会所家の管理を任せている函谷鉾町の２ヶ町である。函谷鉾町会所家はテナントビルであり、企業や文化団体など、借主が複数いるため（また夜間は借主が不在のため）こうした管理手法をとっていると思われるが、これまでに見られなかった新しい傾向として注目される。

日常において収蔵のみの機能を果たしている町会所は、郭巨山町会所と風早町会所の２軒あるが、祭礼時にお飾り場として利用される郭巨山町会所は保存会役員らによる清掃維持がなされているのに対し、祭礼時の利用のない風早町会所では特に清掃などはされていない。

また、町有（財団法人所有でない）会所家６軒の管理者に着目すると、「町内持回り」「借主」「隣人」「保存会役員」「町会長」「なし」となっており、同一の傾向は窺えない。総体的にみても、町内共同での会所家の管理は、数少ない町でしかなされていないこ

とがわかる。

6-6-4　祭礼時の利用

(1)お飾りに使用する建物

いうまでもなく京都祇園祭はわが国を代表する伝統的都市祭礼である。その神事・行事は数多いが、巡行当日に山鉾を飾る胴掛や見送などの「お飾り」を、宵山期間中に飾り付ける「お飾り場」は、祭の重要な見所のひとつである。この時、多くの町会所は、お飾り場として使われる。本章では町会所の祇園祭のお飾り場としての利用を取りあげ、町会所の建築的特色がどのように活用されているか、都市祭礼という非日常的な状況の中での町会所の果たす役割を考察してみたい。

まず、お飾り場として使用される建物について述べたい。使用される建物が、固定されている町は33ヶ町、毎年変わる町が２ヶ町である。変わる町は岩戸山町と四条町である。岩戸山町は町内の８軒で、毎年持ち回りとしている。一方、四条町は町内会会長宅とし、その建物がお飾り場として利用できないときには、町内にあるビルの１階のガレージを利用する。固定されている33ヶ町のうち、町会所を用いる町が22ヶ町、マンションの１室を含む専用住宅を用いる町が３ヶ町、業務または職住併用建物を用いる町が７ヶ町である。その他、神社社務所・拝殿の使用が１ヶ町、町内にある能楽堂の使用が１ヶ町である。百足屋町が２棟の建物を用いているため、合計は34棟となる。

このように、町会所を使用する町が圧倒的に多い。これは、町会所が祇園祭にも深く関わっていることを示すものである。町会所を持ちながら町会所を利用しない町も５ヶ町みられる。これらは、芦刈山町、風早町、菊水鉾町、善長寺町、太子山町である。芦刈山町と風早町は構成要素として蔵しかないため、菊水鉾町は町会所が狭くまた町内に能楽堂という公共的利用が可能な施設を持つため、善長寺町と太子山町は町会所が奥まった所で目立たないため、と考えられる。

(2)お飾りの種類

お飾り場に飾られるお飾りには、御神体、稚児人形、欄縁、水引、前掛、胴掛、後掛、見送、隅房、隅房掛金具、御幣、鳥居などがある。このうち、稚児人形は、鉾独特のお飾りである。鉾では、御神体が鉾の神木にとりつけられているため、お飾り場には飾られず、この稚児人形がお飾り場の中心的存在となる。

(3)　お飾り場の諸形態

祇園祭の期間中に行った調査結果に基づき作成した平面図などを参考にし、特にお飾り場として使用されている空間の配置に注目して、いくつかのタイプに分類することにより考察することとした。

a)表屋型・会所表二階飾り渡廊下付（図6-6-2）

この形式は、長刀鉾町、月鉾町、函谷鉾町、船鉾町、小結棚町、鶏鉾町、六角町、百足屋町などの鉾、曳山を出す町で成り立っている。通りに面した建物の二階部分がお飾り場として使用されれており、見物人は二階に上がり込んで室内のお飾りを見るようになっている。また二階では、囃子方によるお囃子の演奏もされており、天井から竹を吊って、鉦や太鼓などをつけ、囃子方の席を設けている。このように、鉾や曳山においては二階のお飾り場は、見物人が上がり込む、見るための場であり、囃子方の席であるということから、ヒトが主となる場であるいうことができる。

そしてこの形式の特徴ともなっているものに渡廊下がある。会所の二階から直接、鉾に渡るための渡廊下が掛けられており、これは橋掛りとも言われている。この渡廊下を通って、一般の見物客も鉾へ渡ることができ、鉾からの眺めを楽しめるようになっている。また、曳山についても南北両観音山には、これと同様の渡廊下がつけられており、この形式の中に入れることができる。

一方、船鉾には、他の鉾とは違い、神皇皇后、住吉大明神、鹿島大明神、龍神の四体の御神体を持つ。この四体の御神体を一階部分の通りに面した部屋に祠っていて、一般の見物客がここに上がり込むことはなく、土間から見るという形を取っている。このように、他の鉾が二階部分のみをお飾り場としているのと異なり、一・二階の両方をお飾り場としているのは、御神体を祠るということから生じる違いであり、二階部分のヒトの空間と、一階部分の御神体を祠る神聖な空間とを分けると考えられる。

この形式の大半が木造建築の伝統的な町会所であるが、町会所が建て替わってＲＣ造の建物になっている場合でも、函谷鉾や鶏鉾のように、二階部分をお飾り場とし、鉾への渡廊下をつけている町もあり、町会所の構造とは別に、伝統的にこの形式が生きていることを示している。

b)表屋型・表二階飾り（図6-6-3）

この形式は、山伏山町、橋弁慶町、燈籠町といづれも舁山を出す町である。いずれも木造二階建ての伝統的な町会所であり、特徴としては、会所の表通りに面した側の部屋をお飾り場として使用しており、また一・二階の両方をお飾り場として使用している点である。一階部分には山につけるお飾り物を展示しており、二階部分にはそれぞれの町独自の御神体を祠っている。

橋弁慶では、二階に祭の見物客をあげることはなく、この御神体の席のみに二階部分をあてている。またその他の山伏山町、燈籠町については、この御神体の席の奥の部屋にお飾りがしてあり、そのため見物客を二階に上げるが、この部屋と通りに面した御神体の部屋とは別になっている。これらの部屋の内には、長押を廻し、折上げ天井としているものもあり、中でも山伏山町ではこの部屋を神の席として普段から標縄をはり、祭の期間以外には使用しないなど、この部屋が町内の人から神聖な領域としてとらえられており、先に

述べた表二階会所飾り渡廊下付との相違が顕著に現れている。

御神体は通りに向かって置かれており、表通りに面した窓をはずして、見物人が通りから見上げるという形式を取っている。このように同形式では、町内のシンボルともいえる御神体を神聖なものとして崇拝し、見物客などの入る人の空間と御神体を祠る神聖な空間とを厳格に区別していることが分かる。

c)表屋型・表一階飾り（図6-6-4）

この形式は、郭巨山町のみで、通りに面した一階部分がお飾り場として使用されている。伝統的な会所としては珍しく、これは会所表二階飾りを変更したものと思われる。

d)裏別棟会所飾り（図6-6-5、6-6-6）

この形式には、場之町、役行者山町、三条町、鯉山町、占出山町、天神山町、箏町といづれも舁山の町会所で、特徴としては、通りに面した部屋ではお飾りを行わず、通りから奥に入った建物で行っていることである。これは、通りに面している建物が町有借家となっており、その裏の建物を町会所として使用されていたことによるものであり、通りからは、門をくぐって路地を通って入っていく。

特に役行者山町、鯉山町、三条町、天神山町は、表通りに面した門をくぐって中に入ると、幅1.5m程度の石畳を敷いた細い路地が通っており、祇園祭の際には、路地の中央に仕切りが設けられ、これにより左右一方通行として見物客の出入りの動線を分けている。この路地を通り抜けると奥には会所の一階座敷と土蔵があり、この座敷は、「町席」「おざしき」などと呼ばれ、役行者山町の三十畳、鯉山町の二十畳などかなり広いものもある。この役行者山町の会所は、特に葛城会館と呼ばれている。

次に、占出山町では、通りから門をくぐった奥の敷地が広くなっており、町会所と駐車場、町有の蔵そして神功皇后宮というお宮さんがある。お飾り場としては、町会所と駐車場とそして神功皇后宮が使われている。

この形式では、奥の敷地を使うということもあって会所の座敷の他にも、占出山の場合のようにお宮さんをお飾り場としたり、またその他にも蔵をお飾り場としているところが多い。蔵は、本来、山鉾の部材や御神体を安置しておく所であるが、この形式では、奥まで人が入り込むということから、蔵もお飾りの場として使用されたのではないだろうか。三条町では、見送や屏風などを飾り、場之町や役行者山町では、御神体を祠っている。場之町は倉庫兼町会所ということもあって他と異なる。また、その他の町では、蔵の前に標縄をはり、日頃山鉾の部材を安置する所として、扉を開いて内部を公開している。

e)町会所以外のお飾り場

地価高騰などの諸条件により町会所の維持は困難になってきており、町外者の所有になったり、マンションや事務所などに建て替わることが多くなってきている。そのため町会所が存在しない町が山鉾町のなかでも半数ほどになってきている。そのような町内でも祇園祭りの時には、山や鉾を出すのであり、そのためにも臨時の町会所が必要となってくる。

傘鉾町の場合は、銀行のロビーを借りて、お飾り場としている。善長寺町では、大原神社という町内の神社を、菊水鉾では、町内にある能楽堂をお飾り場として使用している。しかしこのような例は少なく、町内の個人住宅を借りてお飾り場としているか、または、ＲＣの建物に建て替わったビル内の事務所などを仮の町会所として、お飾り場とする場合が多い（図6-6-7）。

矢田町では、町内の杉本家という京都市の有形文化財に指定されている明治三年(1870)建築の町家を借りて、お飾り場としている。　この矢田町では、杉本家保存会を結成しており、お飾り場として使用している。以前は通りに面した店の間だけを一般の人に公開していたが、今年から店の間のお飾りを見た後、そのまま通り土間を抜けて、その奥の中庭を回って、もう一方の門から外に出て行くというルートに変更している。これは、市の文化財に指定された杉本家を多くの人に見てもらおうという試みで行われたものだ。このように町会所が消滅しても、町内の町家を利用して祇園祭りにおける町会所とする例は多くある。

これ以外にも焼鉾となった四条町では、町内の町家が毎年交代でお飾りをしており、その他姥柳町、太子山町、芦刈山町、岩戸山町でも同様に、町内の町家でお飾りを行っている。

この転用型では、ほとんどが通りに面した表側の部屋でお飾りをする会所表飾りに属し、中に入って土間などからお飾りや御神体を見るという形式を取っている。

菊水鉾の場合は、能楽堂をお飾り場としており、能舞台が通りから奥に入ったところで行っており、他の物とは異なる。能舞台には稚児人形を置き、その周囲にお飾り物を置いており、舞台前面での客席では、お茶を立てて、祭の見物人をもてなしている。

以上のように、五つの形式に分けることができたが、これをまとめたものが表6-6-9であり、これを見ると、それぞれの形式は、山鉾の形式と密接な関係があるということが分かる。

鉾や曳山では、傘鉾の二町と菊水鉾、岩戸山を除いて全てが会所表二階飾り渡廊下付に属しており、ほとんどの鉾や曳山を出す町がこの形式を維持しているのがわかる

次に、舁山については、郭巨山町を除いては、伝統的遺構である会所が残っている町ではすべてが、会所表二階飾りと裏別棟会所飾りに属しているが、その他の会所では転用会所飾りとなっている。また、舁山を出す二十二町の内半数近くの十町が既に町会所が消滅して、他の建物に建て替わっており、鉾の場合と比べるとその比率に少し開きがある。

転用会所飾りの場合は、本来の町会所ではないということから山鉾形式とは関係が薄く、菊水鉾以外は会所表一階飾りとなっている。

また、舁山が、御神体などを祠るため、お飾り場を神聖な空間としてとらえているのに対して、鉾や曳山ではお飾りの空間が囃子方や見物人と同じレベルにあり、ヒトの空間としてとらえているという点が異なっている。

このように山鉾町の町会所は、構造的にも山鉾形式と密接に結びついていることが分かり、山鉾町における町会所が祇園祭において重要な位置を占めていることが分かる。

(4)街路に対する演出

鉾・曳山がその上にのぼれることは視点にも影響を与えており、室内に上がり込み室内から眺める形式はA型のみである。そのため、お飾りと人とが同じレベルにたつことになる。よって、室内のお飾りを土間や街路といった一段低いレベルから鑑賞するほかの形式と違い、お飾りの展示空間と人の自由に歩ける空間を区別する必要があり、竹の結界を設けている。

また、お飾り場は人目をひく必要があり、すべての形式で前面の装飾がみられる。釣提灯、高張提灯、幔幕が装置として一般的であり、提灯の色を赤色としたり、山鉾の名称を入れるなどの工夫がみられる。装置のうち、釣提灯は前面の軒下に連続して釣られ、高張提灯は前面両端に立てられる。幔幕は前面軒下に張られる。2階のみを使用している表二階飾り渡り廊下付き型では、装飾も2階軒下のみであり、1・2階とも使用している表二階飾り型では、1・2階ともに軒下に装飾がみられる。

裏別棟型のお飾り場では、路地奥にまで人を誘い込む必要があり、路地入口や路地内部にも装飾がみられ、とくに手がこんでいる。路地入口では、高張提灯を立て、幔幕を張るのが一般的であり、路地内部では、提灯を釣り、壁に紅白幕を張るお飾り場が多い。

一方、お飾り場前面の開放性についてみると、基本的に、お飾りに使用する階は建具をはずし、全面を開放する。

これら、前面の装飾・開放性は、お飾り場が展示空間としての意味をもつのはもちろん、街路を演出する意味ももつことを示している。とりわけ表二階飾り型は、1・2階とも装飾がみられ、また全面を開放し、街路演出の意味が大きい。またセットバックスペースに面するお飾り場は街路から離れており、街路演出の効果が弱い。また、路地に面した裏別棟型は、街路演出の意味はもちえないが、そのかわり手のこんだ装飾が施されている。

また町会所は、祭礼期間中、運営事務所としての機能もはたしている。また鉾、曳山をだす町会所では、祇園ばやしの練習場ともなる。

各山鉾町町会所の、お飾り場、事務局、鉾上への通路、収蔵などの祭礼時の機能について表6-6-10に示す。ここでも、前節にみられたような町会所の祭礼時の主要な機能が確認できる。

町会所のない町ではどうなのだろうか。これについては、前節の3つの機能（集会、移動・収蔵、ハレ空間の形成）が、各町でどのように補われているかを調べるという手法をとった。町会所をもたない山鉾町12ヶ町について、表6-6-11にまとめた。

これらの町では、お飾り場を個人の家の持ち回りにしなければならない、多人数での会合に適した場所が町内にない、家賃が得られないため個人の財政的負担が増大する、などの問題を抱えている。いずれも個人負担が大きくなるというところに問題があり、また、町の有力者の町外転居などにともない、お飾り場などの機能が消滅する可能性もある。しかし、矢田町の杉本家など、町有家屋でないものの町会所としての機能をほぼすべて果たしている（賃貸料を除く）家屋もある。こうした家屋を文化財に指定し、町会所としての保存を図っていくことも検討されてよいと思われる。

6-6-5　伝統的共用施設の将来

(1)町会所の現代的機能と意義

以上、京都の町会所について、建築的特徴、日常および祭礼時の機能について明らかにした。最後に町会所が京都の歴史的都心の再生にどのように位置づけられるか検討したい。

たしかに近世に町の集会施設として成立した町会所は、その性格を大きく変えている。近代にはいって、町の自治機能が失われたとき、制度的に町の集会施設としての必要性はなくなり、祭礼や収蔵といった特化した用途のみが重要視されるようになった。山鉾町にしか集中して残り得なかった事実がそれを物語っている。ただ特化した目的である祇園祭そのものは、わが国を代表する都市祭礼であるばかりでなく、歴史的都心としての山鉾町に大きな活気を提供する。また他都市のように人口減少によって都心コミュニティが完全に崩壊してしまうことがなく、「保存会」という形で都心コミュニティ維持されていることは注目されよう。祇園祭が歴史的都心の再生に大きく関わっているのである。町会所が、祭礼の演出および管理運営にはたす役割の大きさは前述した通りであり、都心再生を考えるにあたっても、その積極的維持が必要性である。

また日常的な機能のうち、重要なものは集会機能である。ただ前稿で明らかにしたように、町コミュニティが、地縁的町内会と祭礼運営主体の保存会に乖離する過程は多様であり、いまだ地縁的町内会が日常的にも機能している町も多数あった。歴史的都心の再生を社会組織の面から考えるとき、集会施設としての町会所の役割は重要である。また町会所をを維持することは、従来の地縁的コミュニティと、目的が特化したコミュニティとが併存する、新しい都心コミュニティ醸成の拠点施設となる可能性もある。

(2)保存の問題点と建て替え動向

以上から町会所の保存が重要な課題となるが、調査で明らかになったことだが、木造の町会所をもつほとんどの町が、中高層ビルへの建て替え構想をもっている。町会所の老朽化も理由のひとつであるが、じっさいは中高層化することで賃貸料収入を増やすことが、もっとも重要なねらいある。祭礼運営が目的の保存会が町会所に採算性をもとめるのは当然ともいえるが、その背景には、先に述べたように山鉾巡行費用の増大がある。町会所の伝統的建築それ自身にも価値はあり、一般の京町家の保存が困難な現在、その保存はより実現性が高いと思われるが、老朽化も費用の増大も深刻な事実である。

そこで、やむを得ず建て替えを行う場合、伝統的な町会所から何を継承していくのかを明らかにする必要がある。本研究から得られた知見から新しい町会所に求められる条件をまとめておきたい。

祭礼時に求められる機能としては

・山鉾との関係をたもった特色あるお飾り場として活用できること

・街路への演出効果を大きくすること

・運営スペースの確保

・収蔵庫との動線の確保

があげられ、また日常的には

・防災上安全な収納スペースの確保

・地域の集会スペースの確保

が必要となろう。また京都都心の町なみ景観と、町家街区の相隣環境と調和した形態が求められる。

---

[1] 『大阪市史　史料編３』所収、1932年

[2] 『静岡市史　２・史料編近世Ｉ』1964年

[3] 『大阪府布令集　第１巻』所収、1974年

[4] 小川保「近世京都における間尺改帳」『日本建築の特質』所収、1988年

[5] 小川保「天神山町」『日本都市史入門２　空間』所収1991年

[6] 森谷尅久他編『明治大正図誌　京都』所収、1982年

[7] 同町所蔵文書。京都市歴史資料館架蔵影写本使用。小川保、日向進両氏も復原を行っている。

[8] 日向進『近世京都町屋の形成と展開の過程に関する史的研究』1983年

[9] 谷　直樹、増井正哉ほか:㊀近世町共同体における都市居住システムに関する研究(1)㊁,㊀住宅総合研究財団 研究年報㊁No.16,1989年など多数

[10] 谷　直樹:㊀近世京都における生活共同施設㊁,㊀日本建築学会学術講演梗概集㊁,1975年,pp.1547-8

[11] 伊藤鄭爾:㊀中世住居史㊁,東京大学出版会,1958年,pp.250-261

[12] 伊藤鄭爾:㊀中世住居史㊁,東京大学出版会,1958年,pp.250-261

[13] 日向　進:㊀近世都市における町並規制と景観㊁,㊀人文㊀30号,1982年,pp.84-106

[14] 日向:同上

[15] 秋山國三、仲村研『京都「町」の研究』法政大学出版局、1975

[16] 秋山國三著『近世京都町組発達史』法政大学出版局 1980年

[17] 杉森哲也「町組と町」：高橋康夫、吉田伸之編『日本都市史入門　Ⅱ　町』東京大学出版会 1990年、、菅原憲二「近世京都の町と用人」：高橋康夫、吉田伸之編『日本　都市史入門Ⅲ　人』東京大学出版会 1990年

[18] 京都市編『京都の歴史　第７巻』京都市史編纂所 1974年

[19] 林屋辰三郎、川島将生「祇園祭の歴史」：祇園祭編纂委員会、祇園祭山鉾連合会編『祇園祭』筑摩書房 1976年

[20] 京都大学工学部建築史研究室編『祇園祭山鉾町会所建築の調査報告－本文編－』1975年

[21] 上田惟一「京都市における町内会の復活と変動」：岩崎信彦、鰺坂　学ほか編『町内会の研究』御茶の水書房 1989年

[22] 秋山國三、富井康夫「祭を支えた人々」：祇園祭編纂委員会、祇園祭山鉾連合会編『祇園祭』筑摩書房 1976年

[23] 福井秀一編『白楽天山』財団法人白楽天山保存会 1976年

[24] 谷直樹前掲書

[25] 例えば百足屋町の町会所では１階は和菓子店が使用しているが、２階は「ちょうや」と呼んで集会に利用する。２階平面は、表側に「けいこば」とよぶ床のついた１２畳とその裏に「ぎょうじだまり」とよぶ６畳がある。

[26] 岩戸山町が内紛で町家を失ったときに市有地を借りて建てた木造２階建てモルタル塗り倉庫で、現在は１階を善長寺町が、２階を傘鉾町が利用し、この２ヶ町の所有となっている。

第3部　発展途上国における伝統的環境保全

第7章　パキスタンにおける遺跡保存と伝統的集落の環境保全

ここでとりあげるのは、パキスタン北西辺境州、なかでもペシャーワルPeshawarを中心とする一帯である。パキスタンは、英領時代の言語州を踏襲し、パンジャーブ、シンド、バロチスタン、そして本章でとり上げる北西辺境州North-west Frontier Provinceの４州からなる（図7-1-1）。それぞれ、バロチスタン州をのぞいて、パンジャービ語、シンディ語、そしてプシュト語を話す民族が住民の大部分をなす。

北西辺境州は、文字どうりインド亜大陸の北西部の辺境をなし、中央アジアからみるとインド世界への入り口、インドからみるとインド文化発信の窓口として、独特の文化を形成してきた。中央アジアとインドの交流の複雑な歴史を述べることは本論の趣旨ではないので、くわしくは述べない。ただ、現在の伝統的環境に関わる歴史的事項は、それぞれの節で触れることにする。

7－1　ガンダーラ遺跡の現況

くわえて、北西辺境州ペシャーワル県が重要なのは、この地域が古代ガンダーラの地域であることである。ガンダーラ遺跡の分布を図7-1-3にしめす。

本節では、遺跡の現状をタクティ＝バヒ遺跡を例にみてみたい。タクティ＝バヒ遺跡はマルダーン市の北５KMにある、ガンダーラでも屈指の規模をもつ遺跡である。

7-1-1　タクティ＝バヒ遺跡の概要

ガンダーラGandharaはインダス川の上流、現在のパキスタン北西辺境州ペシャーワル管区Peshawar Divi-sion周辺の古名である。この地域はインド亜大陸の西北にあたり、中央アジアからインドにはいる門戸の位置を占め、西方からの文化を受容し、展開しうる素地をそなえていた。ここにフランスの美術史家フーシェA.Foucherが「ギリシア人を父とし、仏教徒を母とする工人の手になるギリシア風仏教美術」と呼んだガンダーラ美術が生まれ、主として２～５世紀に隆盛をむかえた。数多い仏教遺跡はその証拠である（図7-1-3）。

タクティ＝バヒTakht-i-Bahi寺院もそうした仏教遺跡のひとつで、州都ペシャーワルPeshawarの北西約45km、州第２の都市であるマルダーンMardanの北西約15kmの小高い丘陵上に立地する。この地は古代のガンダーラの領域のほぼ中心にあたる。

遺跡は規模も大きく、保存状態も他の遺跡にくらべて良いため、一般によく知られ見学者も少なくない。また以下にのべるように、その核心部である主塔院まわりはインド考古局によって発掘され、整備されている。しかし全遺跡の面積のわずか10%にすぎず、これ以外の遺構についてはほとんど調査されていなかった。本稿はわれわれが1988年に遺跡全域についておこなった調査の概報とその保存修景計画である。

(1)タクティ＝バヒ遺跡の研究史

この遺跡を最初に紹介したのはフランス人コートCourt将軍である。1836年、彼はこの遺跡を住民の言伝えから、ラジャ・バラRaja Varaによってたてられた古城であると報告している。しかしこの説はイギリス人アボットAbott将軍によって否定された。アボットはその著書（1852）の中で、ラジャバラの城はタクティ＝バヒではなく、ノグランNogranのラニダ・ガトRanid-gat（Nogram、Ranigat）であり、タクティ＝バヒは別の遺跡であるとした。1852年にはマッケセンMackeson大佐らの探検隊がタクティ＝バヒを訪れたが、詳しい記録を残していない[1]。

タクティ＝バヒ遺跡の全容についてもっとも古い記録は、国境警備隊付の医師ベリューH.Bellewの報告である。彼は1864年の『ユースフザイに関する一般報告書』のなかで、2葉のスケッチとともに遺跡を紹介し、これらを山岳都市の遺跡とかんがえ、中央稜線の遺跡群を防御のための境界建物とした。遺構は多数の世俗的な建物のほか、僧房、塔があり、建物には2階建のものが多く、アーチと階段に特徴があることを明らかにした。彼は歴史に関する知識は乏しかったようだが、これらの建物を最初に築いたのは仏教徒であろうと推測した[2]。1871年、ウィルチャーWilcherの率いる工兵隊が多数の仏像を発掘して、ラホール博物館におくったが、彼も遺跡の性格を明らかできなかった[3]。

この遺跡について最初に学術的な調査をおこなったのはインド考古局長官のカニンガムA.Cunninghamであった。カニンガムは1872年にタクティ＝バヒを訪れ、遺跡の全域を踏査して、5枚の図面とともにくわしい報告を残している。彼もやはりこの遺跡を都市遺跡とみたが、仏教寺院がその中心であることを指摘している。そして仏像の出土状況とかんがえあわせ、遺跡が仏塔、大小の祠堂、会堂、僧房等からなることを明らかにした。そして主塔院周辺の建物について実測調査をおこない、上部構造の復原を試みている[4]。

その後、インド考古局長官マーシャルJ.Marshallのもとで、ペシャーワル博物館館長のスプーナーE.Sponerが1907～8年にかけて主塔院の発掘調査をおこない[5]、さらに後任のハーグリーブスH.Hargreavesが1910～11年に主塔院周囲の発掘調査をおこなった[6]。その後1927年まで、インド考古局によって遺跡の発掘と組織的な保存事業が継続しておこなわれた[7]。また1947年に主塔院を中心に大規模な修復がおこなわれている。これらの事業のうち、遺跡のオリジナルの部分と補修部分の境界の鉛板や、ストゥッコで装飾された仏塔の覆屋は、現在でも学ぶべき手法である[8]。

この遺跡の年代を明確にしめす史料はない。ただ当地出土のカローシュティー碑文のなかにパルティア王ゴンドパレースGondopharesの（登位AD19年）26年としるしたものがあること。出土石彫の多くはAD2世紀の作とされていること。玄奘（6世紀中）ら中国から巡礼僧の記録には見えないことの3点を記すにとどめたい。

(2)今回の調査の概要

まず、それぞれの遺構を200分の1で実測し、クリノメーターで方位を測定した。また一部の遺構群については平板で実測した。実測した遺構の数は137であった。その後、各尾根にもうけた7カ所の基準点から、光波測距器で測距をおこない、遺構分布図を作成した。

調査期間は1988年11月14日から27日であった。調査には報告者のほか、丹羽佑一（香川大学助教授・考古学）、ファルザンド・マシイF.Masih（パキスタン考古局調査官・考古学）が参加した[9]。

(3)遺跡の分布

タクティ＝バヒ遺跡の遺構は東西にのびる稜線上と、稜線から北に張り出した尾根の上に分布している。ここでは図7-1-2のように各尾根に名称をあたえる。尾根別に遺構の分布状況についてのべよう。

・主塔院周辺　遺構がもっとも多く分布するのが中央尾根である。インド考古局が調査した主塔院周辺の遺構群もこの尾根に立地する。その他の遺構は、主塔院から東西の稜線上まで連続して分布している。このについては、すでに報告があるので、ここではその概略をのべるにとどめる[10]。

主塔院は、遺跡北側の平地からの比高約200mに立地する。主塔は北面し周囲の3方を祠堂列がめぐる。

主塔院北側の階段下は、矩型の庭になっており、35基の小塔の基壇がならび、西面をのぞく3面を29の祠堂がとりまく。小塔および祠堂は形態、配置とも不規則であり、構築時期に差があることがわかる。ハーグリーブスはこの庭を「多塔の院」とよんだが、ここでは奉献塔院と呼ぶことにする。

この内庭の北には階段があり、その上は僧院となっている。15の僧房が3方をめぐり、東方には集会室、食堂とかんがえられている広間がある。3面僧房の中庭に水ための池があ僧院の西側には4方を高い壁で囲まれた室があり、会堂と呼ばれている。小塔がならぶ

塔院の西側には中央南北に持ち送りのヴォールトCor-belled Vault天井の通路をつけ、その左右東西に小室を5つずつ配する地下室がある。この地下室の天井はちょうど奉献塔院の床からつづくテラスになる。また奉献塔院の西南隅から地下室におる階段がある。

このテラスの南側、主塔院の西側に不整形な壁で囲まれた室内に大塔1基、小塔2基が

あり、「３塔の室」とよばれている。塔にはストゥッコの装飾がよく残り、その様式から主塔院まわりではもっとも新しい塔であるとかんがえられる。

「３塔の室」の南側は「巨人の院Court of Colossi」と呼ばれている。これは「３塔の室」の南側に高さ約4.5mの塑像が５体があったと推定されるからである。

・中央尾根　主塔院の西側祠堂列の西側に奉献塔院から南にのぼる階段がある。ここから尾根の西斜面をのぼる道がつけられている。中央尾根は他の尾根にくらべて東西の幅がひろく、この道沿いに分布している遺構は大規模な基台を築くことなく、平坦な場所選んで建てられている。その多くは僧房である。

尾根の東西の斜面にも遺構がある。西の斜面には大規模な列室型の僧房がその中心である。東の斜面には主塔院まわり遺構から連続して祠堂や僧房がつづく。

東西の稜線上には１辺が16mの基壇(102)があり、塔院があった可能性がある。

・東尾根１　東西の稜線からやや下ったところに３つの基台が築かれ、その上に僧房がたつ。中央尾根からの道は頂上をとおらず、直接この一群に通じている。尾根の中腹には遺構はなく、もっとも低い部分に小規模な遺構群がある。これらは中央尾根の遺構群と関係するとかんがえられる。

・東尾根２　尾根の中腹に遺構が分布する。基台が３段につくられ、遺構はその上に構築されている。南斜面の一段ひくい一群は構造が複雑で、会堂などの機能をもった建物であろう(22～26)。

・東尾根３　尾根の頂上付近に小さな遺構が５つ見つかった。なかでも注目されるのは3角隅持ち送り天井をもつ小室が注目される(30～36)。

・西尾根１　西尾根１は中央尾根についで遺構が多く、48を数えた。この尾根は中央尾根にくらべて幅がせまく、東西の谷へ傾斜が急なため、高い石垣で基台をきずき、その上に構築されているものが多い。それぞれの遺構は小規模で密集している。現在、主塔院西側の「３塔の院」の地下の階段から道がついているが、他に道をつくる適当な場所が見あたらず、当初からの道であろう。東西の稜線上には19×16.5mの基壇があり、その東、石組の円形の井戸のような遺構が注目される。

・西尾根２、３　西尾根２には尾根中央の狭い平坦部に、西尾根１からの道をはさんで、６つの遺構が集中する。キャンチレバーの階段をもった僧房(351)が最大の遺構である。

西尾根３は東西稜線上の平坦部にに大きな矩形の基壇がのこるほか、尾根線上の小さなピークをまくように遺構が分布する。

・稜線西端部　このほか東西稜線の西端、タクティ＝バヒのピークのすぐ東側に平坦地があり、一群の遺構ががのこる。遺構は南北90m、東西60m、三面僧房とそれに向かい合う方10mの大基壇、８角形の基壇など注目すべき遺構がある。遺構のすぐ南側に２つの池があり遺構と関連があるかもしれない。

東西文化が交流し、仏教文化に大きく変化させたガンダーラの地では、いま遺跡の保存が緊急な課題となっている。その破壊の要因をみると、自然力、戦乱、侵入による破壊力なども考えられるが、現在もっとも注目すべきは乱掘と不用意な調査と開発にともなう破壊である。

1960年から京都大学イラン・アフガニスタン・パキスタン学術調査に参加してきた西川幸治によると、60年代と80年代を比べるとき、発掘調査の様相がまったく変わってしまったことにおどろかされるという。仏頭や菩薩像の頭部、仏伝をえがいた浮彫などはまったくといってほど発見されることはない。それほどまでに、乱掘によって遺跡は荒廃しているのである。

東西文化の交流のなかでうまれたガンダーラ文化にたいして、東の人も西の人も、それぞれの異なった観点から関心をいだいてきた。しかし残念なことに、この東西からのつよい関心がガンダーラ美術－仏頭や浮彫－のみに集中し、それがマイナスに作用して乱掘にかりたてらる結果となっているのである。

こうした状況が、なんの計画も規制もなく進行するならば、21世紀をまつことなくガンダーラの遺跡は地上から姿を消してしまうだろう。ガンダーラ文化をうみだした風土のなかで東西文化の交流を追想し、追体験し、新しい東西文化の交流の場をうみだす夢は永久にかなえられなくなるだろう。

(2)ガンダーラの救済と保存修景計画

そこで、荒廃の危機にたつガンダーラの文化遺産を救済し、積極的に地域の開発に役立てる方策をたてる必要があるとかんがえ、ガンダーラ文化開発センター構想を提案した。この構想は、ガンダーラ地域全体を博物館として抱えるガンダーラ博物館地域とかんがえ、その拠点にガンダーラ文化開発センターをおくものである。センターは三部門（交流、展示、保存）をおく。交流部門では地域の住民、観光客への啓発と教育、考古学の学生、考古学局の職員、地元の技能者たちを対象とした訓練、教育、東西の研究者たちの交流と情報集中をはかる。展示部門では、遺跡と遺物が遊離する傾向をあらため、その一体化をはかり、東西文化の交流のなかでうまれたガンダーラ文化をその受信と発信の機能を明かにし、保存部門では各地に点在する遺跡に管理事務所、管理・案内人をおき、地域の住民と協力して遺跡の保存と管理にあたることにし、その中枢的センターとしての役割をはたす。

破壊され、消滅の危機にたつガンダーラの遺跡を救済し、これからの地域開発に積極的に位置づけ役立てようとするものである。つぎに、その保存の一拠点として現在ガンダーラ遺跡のなかでも、もっとも保存整備の事業がすすんでいるタクティ＝バヒについて、その保存修景計画を提示したい。

(3)タクティ＝バヒ遺跡とその周辺の現況

a)遺跡の保存管理体制

さきにものべたように、タクティ＝バヒ遺跡の保存管理体制は他の遺跡と比べて悪くない。パキスタン政府指定のProteted Monumentに指定されており、４人の管理人Chokidarが常駐している。しかし、それでも盗掘は行なわれているし、放牧の動物の進入も防げない。見学者への対応も不十分である。管理人のための事務所もない。

・タクティ＝バヒ集落の現況

遺跡の西約６kmにあるタクティ＝バヒの集落は、幹線道路スワート・ロードSwat Roadにそって形成された街村形態の集落である。スワート・ロードは北西辺境州第２の都市であるマルダーンと北部のスワートをむすぶ道路で、産業道路として、観光道路としても重要であり、タクティ＝バヒのバザールは路線上もっともにぎやかなものひとつである。

またノウシェラからマラカンド管区の中心地ダルガイDargaiにいたるパキスタン国有鉄道の駅があるが、鉄道の利用客は少ない。

またタクティ＝バヒには大規模な製糖工場がある。製糖はこの地方の代表的産業で、マルダーン県でパキスタンにおける砂糖生産の約20%をしめる。バザールは製糖工場に関係する人々をも購買層としている。

また周辺の農村地域は上スワート運河からの灌漑が整備されていて、小麦、砂糖きび、とうもろこしなどの生産がさかんで、1961年のセンサスをもちいた発展指標ではマルダーン県はひとりあたりの生産高はパキスタンの全県中第１位、トラクターの普及率第２位である。

このように地方の中心集落として、一応の発展を遂げているタクティ＝バヒであるが、観光地としての基盤整備はまったくできていない。

宿泊施設は、パキスタン政府文化観光省のさだめる５等級の最下級である１星クラスのホテルもない。鉄道駅、バスターミナル等の施設はもちろん、バザールから遺跡までの交通機関もない。

b)遺跡周辺の現況

タクティ＝バヒのバザールから遺跡を訪ねるにはスワート・ロードからへ東むかう道にはいる。この道は舗装されており、両側に並木がつづく快適な道路である。

さらに３km進んで南におれ、未舗装の道、現地語でカチャ・ロードKacha Roadとよばれる小道にはいる。この小道の周囲には民家が建て込んでいる。この地域はもともと荒れ地で、1961年の地図では集落はまったく見られない。30年の内に新しい集落が形成されたのである。北西辺境州は1960年から79年にかけて人口が約２倍になったが、平地の開墾がすすんだマルダーン県のような場合は、住居の建設用地があまりなく、山裾や川沿いの荒蕪地に民家が建つ例が多い。この集落はタクティ＝バヒの山側と、遺跡に通じるカチャ・ロード沿いに膨張しつつある。また集落の東端には墓地がつくられ、これもひろがりつつある。遺跡の西尾根３の北端の東斜面には採石場があり、遺構と同じ材質の主として建材用の石がきりだされている。

遺跡のある丘陵の北側には荒蕪地がひろがるが、ここにも民家がたち、ウィナWinaとよばれる肥料の加工につかわれている場所もある。遺跡の入口から約１km北に農業用水路が東西にはしり、この両側に耕地ができ民家が建ちはじめている。

このようにタクティ＝バヒ遺跡の周囲は開発によって大きく変容しつつあり、遺跡とその環境の保全のための施策がもとめられている。

(4)保存修景計画

a)調査と整備事業の位置づけ

遺跡のもつ文化的価値を理解している住民はきわめてまれである。イスラム教徒のかれらにはとくに仏教遺跡の理解はむずかしい。もちろんこうした状況の背景には、低い就学率、識字率の問題があり、初等教育を充実する必要があるのはいうまでもないが、ここではタクティ＝バヒをパイロット的な教育啓発の場とすることを提案したい。つまり、タクティ＝バヒで本格的な調査と保存事業が行なわれることによって、地域住民の関心を高め、また事業に参加することによって、遺跡のもつ意味を学ぶ機会もふえよう。また全域を遺跡公園として整備し、見学しやすい環境をととのえて、実地にそくした社会教育の場としたい。

b)調査と整備事業の反復

前２編でのべたとおり、タクティ＝バヒ遺跡はガンダーラでも、ラニガト遺跡とならんで最大級の規模をもつ。遺構も尾根づたいに30haにわたって分布してる。１、２年程度では遺跡全体に事業をひろげることは不可能である。このような遺跡は調査と整備事業を時間をかけて継続していく必要がある。たとえば、年度ごとに地区（たとえば尾根単位）をえらんで、発掘調査を行ない、ひきつづいて保存事業を実施ことがのぞましい。

c)緊急の課題　　土地利用の規制

タクティ＝バヒ遺跡の周辺の公園化の前提として、景観保全と施設整備の用地確保のためにいくつかのゾーンニングをおこなう。当面、西尾根３の北端と丘陵東端から北にのばした線と農業用水路に囲まれた約　1.4平方キロを保全地域として、民家の建設や農地の開墾をみとめない。動物の放牧によって遺跡が壊れるのを防ぐため、丘陵全体を放牧禁止ゾーンにする。

さらに遺跡公園のための植樹ゾーンと遺跡保護のための植樹禁止ゾーンにわける。パキスタンでは緑化運動が全国で積極的に進められており、遺跡の価値を理解しない住民が植樹によって遺跡を破壊する場合が多い。

・新しいアクセス

すでにのべたように現在の遺跡へのアクセスは道路状態が悪い上に、集落のなかをとおるため観光用のアクセスとして利用するには問題がある。そこで東に向かう舗装道路から水路をわたって直接遺跡に通じる新しいアクセスを提案する。水路の周囲にはすでに民家がたちはじめているが、今回の調査で民家の間に道路建設が可能な幅の官有地があることを確認してる。

d)核となる施設の建設

以上の計画のすすめていくためには、主体となる組織とその拠点となる施設が必要である。ここに事業の核となる施設を提案する。また遺構から出土した遺物を現地で遺構との関係を明らかにしながら展示する部門をもたせたい。また適当な宿泊施設も必要である。

7－2　パクトゥン族とブネール県ハド・ヘル地域

7-2-1　パクトゥンの居住地

(1)民族と言語

パクトゥンは、アフガニスタン東部からパキスタン北西部にわたって住む民族である。現在のアフガニスタン・パキスタン国境は1881年に設定されたデューランド線とよばれるものである。当時の英領インドの実効支配線であった。つまり現在の国境はパクトゥンの居住地を縦断するものである。

彼らは自らをパクトゥン、あるいはプシュトゥーンとよぶ。呼称については、地方によって様々であり、彼らの言語の最初の紹介者であるベロウBellowもその辞書のタイトルを『Dictionary of Pashutoon or Pakhtun Language』としている。わが国でよく使われるパターンPathanとはイギリス人からみた呼称である[11]。本論ではペシャーワル盆地で使われているペシャーワル方言により、パクトゥンと表記することにする。ちなみに、本論では、地名・人名についてもペシャーワル（わが国では一般的にペシャワールと表記される。以下同じ）、マルダーン（マルダン）、カーブル（カブール）等、現地でのローマ字表記にしたがう。

パシュトゥ語は、母語人口８％の言語で、主に北西辺境州の主要言語であり、州人口の87%をしめる。またパクトゥン族は「必要のためであるが、生業を求めて移動するという傾向があり、しばしば家族を残して遠くの就業地へ赴く」[12]とされ、カラーチーでは20万人を越えるパクトゥンが居住し、印パ分離独立時に北インドから移住してきたムハージルとよばれるウルドゥ語を母語とする人びとと深刻な言語対立を産んでいる。

またパクトゥンは、世界最大の部族社会を形成していることでもしられる。すなわちパクトゥンは、数十の部族に別れており、各部族の人口は、アフガニスタンのギルザイ系の

１万人以下の小規模なものから、ペシャーワル、マルダーン地域に定住するユースフザイ族のように200万人をこえるものもある。スペインによれば、部族TribeはさらにヘルKhelにわかれる。社会学的見ると、これがほぼ氏族Clanにあたる。ヘルはさらに種々の規模の下位集団に別れる[13]。どの下位集団も、共通の祖先から別れたとされ、理論的には互いにつながっている。ただ、パクトゥン社会におけるこうした集団は、非常に複雑である。ヘルのなかには、一部の部族より規模が大きい場合もあるし、親集団との関係がなくなっている場合もある。さらに、「血縁」的に近い集団が地域的にまとまって定住しているわけでもない。リッジウェイは、彼らの伝説上の祖先であるカイスKais（あるいはアブドル・ラシドAbdul Rashid）からの系統図を作成しているが、この複雑な関係が整理されているとは言いがたい[14]。A．S．アハマドA.S.Ahamadは、プリチャードや、シャリンスらの民族学的な分類を適用して、最上位のTribe（パシュトー語でStar Qam）から、Clan（Qam）、Sub-clan（Khel）、Section（Khel）、Sub-section（khel）を経て、Houschold（Kor）にいたる系統づけを試みているが、アハマド自身、これがすべての部族にあてはまるものではないと述べている[15]。こうした複雑な状態を、細かく叙述することは、本論の趣旨からはなれるので、北西辺境州におけるおおまかな部族別の居住地を図にしめすにとどめたい。なお、この地方について、最初にわが国にくわしく紹介したのは、東亜研究所の昭和16年の報告である[16]。

(2)遊牧パクトゥンと定着パクトゥン

パクトゥンに大きく分けて４つの系統があり、その居住スタイルもことなる。すなわち、アフガニスタンの２系統、パキスタンの２系統である。アフガニスタンの内、ドゥラニ系は古来かアフガニスタンの国王を出してきた名門である。アフガニスタンにおける、他の系統がギルザイ系である[17]。彼らは、パクトゥンの内でも純粋の遊牧民である。パキスタンにおける系統のひとつは、「独立」あるいは「自由」の部族と呼ばれている。つまりアフガニスタン国境の山岳地帯に、一部国境をまたがって居住するものである。部族名でいうと、ユースフザイ、モハマンド、アフリディ、シンワリなどがこれにあたる。またパキスタンのもうひとつの系統は、平地に定住するものである。カタック、バンヌーチーなどがこれにあたる。

ギルザイ系遊牧パクトゥンの生活実態は松井健[18]が報告しているが、定着パクトゥヌワレイの居住スタイルとの相違は大きい。

(3)部族支配地域の内外

パキスタン住むパクトゥンについて、その統治形態から部族支配地域Tribal Areaに住むパクトゥンと一般のパクトゥンにわけることができる。部族支配地域は行政・警察。司法等を、文字どおり部族の支配に委ねるもので、現在アフガニスタン国境周辺に12の地域

があり、15km²に約20万人のパクトゥンが生活している。部族支配地域では、パキスタン国内法は力をもたず、部族の慣習法のみが有効である。部族支配地域では、道路から8m以遠はパキスタン政府及び州政府の統治権がおよばず、パクトゥンの部族支配が優先するのである。ただ、部族支配地域の外側でも、窃盗や傷害などはもちろん、殺人などの凶悪犯罪に足しても、警察権より部族の慣習法が優先することが珍しくない。部族支配地域の内と外にあるアフリディ族の2集落を比較研究したアハマドの報告によると、部族支配地域内では、より伝統的な慣習が残っているが、地域外でも基本的な慣習法がそのまま生きているという[19]。

(4)パクトゥヌワレイー部族の集団規範

パクトゥンはパクトゥヌワレイと呼ばれる独特の社会規範をもつ。直訳すればパクトゥヌーパクトゥンの、ワレイーもの、つまりパクトゥンをパクトゥンであらしめる個性・特質というべきものである。勝藤　猛は、アフガニスタンのパクトゥンを例に、25の項目からなるパクトゥヌワレイを紹介している[20]が、パキスタンでも基本的には同様の内容である。ただ、パクトゥヌワレイは、成文化された規範ではなく、意識的にせよ無意識的にせよ日常的な生活を律する規範である。

さきに述べた、部族支配地域以外の犯罪にたいして、警察権より慣習法が優先することを述べたが、この慣習法こそパクトゥヌワレイであり、彼らの見方にしたがうと、警察も外敵のひとつであり、それに対して、客人保護や復讐するのは当然のことかも知れない。

パクトゥヌワレイのなかで重要なのは、ジルガ、ムサワート、イザットである。

ジルガJirgaー集会　集団の意志決定のために開かれる集会である。大家族内部のジルガから、アフガニスタンの国会にあたるロヤジルガLoya Jirgaまで大小さまざまなジルガが開かれる。

ムサーワートー平等　勝藤猛によると、パシュトー語には「召使い」、「奴隷」にあたる語はなく、「長」があるだけであるという。ムサワートは、集落のジルガで重要な精神である。

イザットー年長者に対する敬意

激変する環境の中で、これらの部族管理規範がどのように機能し、また現状に対応しているかを検討したい。

(5)パクトゥン集落に関する既往研究

「アフリディ族（パクトゥンの部族のひとつ。アフガニスタン国境に住む；筆者注）のハウスワイフが井戸から毎日水を運ぶ回数を明確に答えられる学者を知らない」とは、スペイン[21]の言葉である。じっさいハド・ヘルにかぎらず、パクトゥンに関しては、すぐれた民族誌は少ない。メルマステアにみられるように、パクトゥンは外来者に対してきわめて寛大で、親切であるが、家族内の女性に対しては、きわめて厳格なパルダを求めている。「パタン人にその妻の年齢を聞くことは、命を落とすことである。」とスペインは別書[22]で述べている。カロエ[23]やリッジウエイ[24]の記録は、パクトゥン民族誌として、よく引用されているが、ほとんどの記述が部族の系譜と、勇武の民としての民族の紹介に終始している。それよりも、バーンズ[25]やスタイン[26]の旅行記や、アウフリディ族に嫁いだキャンベル女史の自伝[27]などの方が、集落の生活について詳しい。

集落に関する学術的な調査報告は、地理学のディッチャーDitcherによるものと、社会学者アーマドA.S.Ahmadによるものが詳細である。デッィチャーは、北西辺境州の地理学的研究のなかで、スワート県のサンゴータSangota村とペシャーワル盆地のタンギTangi村に関する詳細な報告を添えている[28]。アーマドは、部族地域の行政監察官Political Agentとしてモハマンド族とともに5年間活動した記録を中心に、部族支配地域内の集落と、地域外の集落について、社会学的に比較考察している[29]。民族学の分野では、リンドホルム女史[30]など、やはり女性の研究者の報告が詳細である。これは、パキスタン人研究にとっても同様らしく、前述のA.S.アハマドも、アハマド夫人からえたデータによるところが多かったと記している。ただ、これらの研究は空間的な諸要素にはあまり関心をしめしておらず、また、近年の農村集落の劇的変化に関する報告も少ない。

こうした領域に関しては、建築家マムタズの研究『パキスタンの建築』[31]がある。パキスタンの建築全般にわたる概説書であるが、この中で、部族支配地域の住居の実測例を載せている。管見ではパクトゥンの住居に関する唯一の報告である。またマムタズは、パンジャーブ州チョーリスタンCholistanの農村の変貌についての著作もある[32]。

7-2-2　ブネール県ハド・ヘル居住地域

(1)ハド・ヘル居住地域の概要

ハド・ヘルは、マルダーンを中心に居住する定着パクトゥン最大の部族ユースフザイ族の一氏族である。ハド・ヘルが集中して居住する地域をハド・ヘル地域と呼ぶことにする。

ハド・ヘル地域Khudo Khel Areaは、北西辺境州ブネール県の南西端スワビ県スワビ郡と境を接し、地域内に23の村がある。ここでいう地域は正式の行政単位ではない。行政区分上は、上位から州Provinceー管区divisionー県districtー郡tehsilー村villageである。しかし、通常の行政はハド・ヘル地域単位で行われる。それは、ハド・ヘルが、スワート・ユースフザイの一氏族であり、現在も氏族単位で行政が行われているのである。じっさい、ハド・ヘル地域では、2～3ヶ村に1名選出されるUnion counsil member（通称member sahib）で構成するジルガjirgaと呼ばれる集会が最高の意志決定機関である。ただ、このユニオン・カウンシルも部族の意志決定機関ではあるが、明確な行政区域をもつわけではない。このユニオン・カウンシルの規模は、英印時代の統治単位タナThanaの規模に相当す

る。タナの区域割を継承しているのが警察の管区割である。トタレイには、ブネール警察の分署Sub-divisional House Officeがあり、この分署の管区が、ほぼハド・ヘルの居住区域に近い。

住民はパクトゥンのユースフザイ族のハド・ヘルであるこはもちろんであるが、トタレイの北約４kmの街道沿いの集落ゴホルゴシュトゥにはパーンジャブ語を母語とするヒンドゥー教徒３家族（14人）と、シーク教徒１人が住んでいる。これらの人びとはいずれも商業を営んでいる。

もともとマルダーンからスワートにかけては、ヒンドゥー教徒、シーク教徒などが数多く住んでいた[33]。もっともこうした異教徒は、パクトゥンの部族社会のなかで、農業生産や牧畜といった主生業に携わることなく、商業やサービス業を営んでいたのである。このほか、北西辺境には仏教徒やキリスト教とも住んでいるが、きわめて少数で、清掃人等の職についている。つまり対象地区の住民は、こうした少数の例外をのぞいては、部族の差こそあれ、ほとんどがスンニー派イスラーム教徒である。

(2)スワートユスフザイ族とハド・ヘルの歴史

この地域は1969年にスワート藩王国がパキスタンに併合されるまで半独立国であり、部族支配地域の扱いを受けていた。じっさい権力の一切をサイドシャリフに住むワリWali（藩王）が握っていた[34]。ハド・ヘル地域は、スワート藩王国にあっても辺境にあたり、ターシルダールTehsil-darを派遣して、統治していた。すなわちパキスタン政府の支配に入った時期が新しく、未だに部族支配地域的な状況が残っているのである。

パキスタンから独立していたスワート藩王国にあっても、ブネールとくにハド・ヘル地域は、サイドシャリフのワリに対しても微妙な関係にあった。それは、ハド・ヘルからムガール朝初代バブルの有力な武将バハコ・ハーンBahako Khanの直系子孫がパンジタールに住んでおり、ハーンとして勢力をもっていたこと[35]、1900年のスワートにおける対英ほう起の際、ブネールの部族が最後まで抵抗したことなどによる。ともあれ、地理的にも、政治的にも、藩王国中央からは離れていたことになる。おなじ旧スワート藩王国領でもマラカンドやサイドシャリフ近郊などに比較して、道路、灌漑設備をはじめとする基盤整備が、著しくたちおくれていることの背景にはこうした事情もあった。

(3)集落

図7-2-2にハド・ヘル地域の集落の分布状況をしめした。この地区はブネール県の南端にあたり、地域の中央をバドライ川Badrai Khwarが流れ、その周囲にわずかな盆地が開けるが、ほとんど標高500ｍ（図中の等高線は1600fts）をこえる丘陵地帯である。ハド・ヘル地域には23の集落があり、丘陵上の平坦地や丘陵端に立地する。集落をつなぐ道路については、バドライ川沿いを南北にはしるスワビ道路Swabi-roadが唯一の幹線道路であり、隣

県スワビ県の県都スワビ市からブネール県の県都ダッガルDuggarまでのバスが走る。集落間をむすぶのは、丘陵を巻いていく比較的良好な馬車道のほか、丘陵上を通る山道である。馬車道が丘陵を大きく迂回するため、従来はショートカットの山道が良く利用された。集落の規模は、人口200人以下の小村から人口１万をこえ、都市的な景観のトタレイまで、さまざまである。

公的施設の設置状況を集落別にみてみると、電気が通じていないもの８集落、自動車によるアクセスが不可能なもの９集落など、基盤施設の整備状況に差がある。また、ハド・ヘル地域では、バドライ川とその一部の支流をのぞいては、すべて枯れ川である。そのため、農業生産基盤についても、灌漑施設の充実がのぞまれるが、いまだに天水灌漑にたよる集落が14ある。

集落の分布状況を見ると、ハド・ヘルは、ペシャーワル盆地、とくにマルダーンを中心に居住するユースフザイ族のなかでも、特異な居住様式であるといえる。すなわち、ユースフザイの他の部族qamは、基本的に平地にまとまって居住し、山麓、山間に集落を営む場合も、平地の居住域の周縁としてである。先に述べたバハコ・ハーンの伝説などを考え合わせても、ハド・ヘルの集落分布の意味は、よくわからない。ただ、こうした相互の連絡が困難な集落分布でありながら、クランとしてのまとまりを現在まで保ち続けていることを、強調しておきたい。

7－3　農村集落における伝統的環境の現状とその問題点－ブネール県ノーグラム村

7-2-1　集落の形態と調査の経過

(1)集落の基本的形態

ノーグラム集落は、ラニガト遺跡をいただく山陵の山腹に立地する。パクトゥンの他の集落と同じように、住居が塊状にあつまっていて、地理学的分類にしたがえば、集村とよぶことができる。

集落へいたる道路は、カチャロードkacha roadとよばれる、未舗装の道路が、居住区域の西縁をはしる。この道路は、南方のトバイコテDubai Kotai村[36]から北方のアマンコートにいたる幹線道路であるが、乗用車の通行はむずかしく、トラックがかろうじて通れる程度である。西側へは、スワビ県アタハーンAtta Khan村から通じるカチャロードがのびる。この道は南北道路より状態は悪い。ノーグラムの住民が、日用品の買い物に出かけるときは、徒歩でドバイコテにゆき（１時間程度）、そこからバスでハド・ヘル地域の中心集落トタレイや、隣県の県都スワビへむかう。

耕地は、居住区域西側にひろがるが、総面積15ha程度の狭いものである。他村との境界

は、それぞれ固有の名をもつ小丘や、けいはん木でしめされている。
東側の山陵には、さきに紹介したラニガト遺跡があるが、ノーグラム住民の家畜放牧場にもなっている。

隣接する旧マルダーンでは、灌漑耕地面積は全耕地の88%を占めるが、旧スワート県では52%で、このうち、水量の多いスワート川流域がその大部分を占めると思われ、ブネール県では、灌漑率はより低くなり、なかでも辺境のハド・ヘルでは、ブネール県の水準以下ということになろう。

トタレイの旧郡庁に残されていた1981年の調査記録によると、ノーグラムの男性人口432人、女性人口386人、合計人口818人であった。戸数に関しては、計算方法がむずかしく、あとで述べることとする。

(2)土地分類

プシュト語では、土地分類に関して次のような用語がある。

(1)可耕地Muzruah

灌漑、非灌漑によって、Chahi,Nal Chahi, Bari、Sadin に細分される

a)Mazruah Aabpashi（灌漑された可耕地）

ChahiとNull Chahiがあり、タバコ、さとうきび、とうもろこし、小麦、野菜にもっとも適する

b)Mazruah Ghair Aabpashi（非灌漑の可耕地）

集落回りのひよくな土地。　集落の居住域からの肥やしや雨水がながれこむ。Bariは2毛作、それ以外の一毛作地Sadinとよぶ。

(2)Ghair Mazruah（非耕地）

森、道、墓、牧草地など、農業に利用されていない土地を指す。

a)Banjar Qadim

石くれだらけの荒ぶ地をさす。

b)Dhaka Rakh

草を育てるための土地。季節の終わりに刈り取り、冬に飼料として利用する。放牧は許されない。刈り取りには、季節労働者Asharが物々交換で雇われる

c)Dhaka Charagah

放牧が認められる土地。

d)Ghair Mumkin

墓地、道等けっして耕作されない土地。

上記の分類にしたがって、ノーグラムの土地を分類したものが図7-2-2である。ただすでに述べたように、ノーグラムには灌漑施設がなく、Mazruah Aabpashiは存在しない。ただ、1987年の北西辺境州の灌漑率は44.4%[37]であり、ノーグラムの状況が特殊ではないことがわかる。

(3)調査の経過

ここでとり上げるノーグラム村は、ハド・ヘル地域でも最南端、スワビ県との境に所在し、集落の居住地域の西側約300mに県境が走る。1969年のパキスタン併合までは、スワート藩王国とパキスタン政府直轄地（当時はマルダーン県）との境界であった。じっさい村の古老は、県境から西側を「パキスタン」とよぶ。とはいえ、藩王国時代でも、相互の往来は全く自由であったという。ただ、当時フリーマーケットであったアフガニスタンから、大量の免税品が藩王国をとおってパキスタン国内に流入していた。そのため主要道路には、パキスタン国内関税のチョンギChonghiと呼ばれるチェックポストが設けられていた。チョンギは現在もピールババ=スワビ道路に存在する。しかし、ノーグラム西側からパキスタンにいたる道は、馬車の通行もむづかしく、チョンギはおかれていなかった。

たしかにノーグラムはパキスタンの一寒村にすぎないが、歴史学者、考古学者の間では、よくしられた地名である。集落背後の山上に残るラニガト遺跡によってである。

最初に、ラニガト遺跡を訪れたヨーロッパ人は、先に述べたパクトゥン文化の研究者ベローである。1864年に当地を訪れたベローは遺跡の特徴と重要性を報告している。その後、19世紀中にガリック、コールらインド考古局から派遣され遺跡の調査を行っている。1891年に、スタインがラニガト遺跡の測量を試みるが、ノーグラムの住民によって妨害されている。美術史家フーシェもラニガト遺跡を訪れ、遺跡が村人によって荒らされている状況を記録している。

1984年からは、ガンダーラ仏教遺跡の総合調査・京都大学学術調査隊（代表：西川幸治教授）が、本格的な発掘調査を行っている。本章は筆者が、調査隊の隊員として、当地を訪れた際に収集したデータに依っている。なお、発掘調査は、1984年、86年、89年の３度、87～88年、90～92年までは補充調査に訪れている[38]。ただ、調査隊の宿舎は、電気と良質の井戸がえられるスワビ県シェワ村におかれていた。夜間発掘調査のデータ整理を行うためである。シェワ村は、ノーグラムの西北約12ｋｍで、自動車で40～60分の距離である。そのため、ノーグラム集落の調査は、発掘調査の休日となる金曜日に毎週行った。また1986年までは、パキスタン政府派遣担当官から「危険である」という理由で、個人的に村に入ることが禁止されていたが、1987年８月に、個人的に村を訪ねて以降、「安全性」が確認され、88年からは遺跡調査期間中の適当な日を選んで、集落調査を行った。

前節でも述べたが、パクトゥン集落の内部を調査するのは、一般的にみて、困難である。パキスタン政府担当官から、個人的な行動を止められたのも、一般常識にしたがったといえる。じっさいノーグラムでも、危険な印象はなかったが、住民の監視の目はきびしいものがあった。だが、筆者がノーグラムに多額の現金を落としている調査隊の一員ということで、とくに集落内を自由に歩くことを許されたのだと考えている。

調査を行った期日は、表7-3-1に示すとおりである。

7-3-2　集落の社会構造

(1)パクトゥン族における系図の意味と大家族制

パクトゥヌワレイのなかに、家系Shajraの尊重があげられている。ハド・ヘルの場合では、パクトゥンのパクトゥンたる最低条件は、土地Zaminと系図の二つをもつこととされている。土地はどんな狭小なものでものよい。系図はパクトゥンの始祖カイスから、ユースフザイの始祖ユセフをへて、自身にいたる流れである。年長の住民は、20代にわたる自身の系譜をはっきり覚えている。

部族社会、とくにパクトゥンのような下部（村レベル）にリネージを包含した氏族（クラン）では、とくにこうした系譜が重要なことはいうまでもないが、ノーグラムにおいては、カイスやユセフとのつながりはともかく、集落の始祖ミアン・ホワジャと関係は、集落内での個々人の立場を、明確に規定するものである。

父系につながる男性とその妻や子供たち、未婚の姉妹などが、1住居の中に暮らしている状態がパクトゥンの典型的な家族形態であるとされている[39]。しかし、ノーグラムにおいては、こうした例は希である。

(2)ノーグラムにおける大家族

ノーグラムに伝わっている集落の起源は次の通りである。

彼らの始祖、ミアン・ホワジャMian Khwajaが西方（村の伝承ではアフガニスタン）から、この土地に移ってきた聖者であった。彼はで、この地で熱心にイスラムの教えを説いた。近隣の住民は深く帰依し、現在のノーグラムに住んでいたシク教徒を追い出し、ミアン・ホワジャに土地を提供した。また、北の隣村アマンコートでは、さらに広大な土地を提供した。ミアン・ホワジャは死後も聖人としてあがめられ、廟がつくられた。これが現在のノーグラム・ババ・ジアラートである。

以上の伝承の真偽は確かめようもないが、現存する老人からわずか5代前のことがらであり、シク教徒云々の真偽はともかく、ノーグラムの住民が現在も隣村アマンコートに土地をもっていること、ノーグラム・ババが近隣の集落の信仰を集めていることなどから、ある程度の事実を伝えていると考えられる。ミアン・ホワジャは、インド・イスラム初期から現在までつづくイスラム聖者の一例といえる[40]。

先述の通り、住民は自身の家系には詳しい。とくに年長者は同一家系のものについては、ある程度の知識をもっている。今回の調査では、年長からのヒアリングから、集落住民の家系図を作成した（図7-3-5）。

ミアンホワジャには3人の男子があり、ノーグラムの住民はすべてその子孫である。そ

して、この3流は父系リネージを構成し、タバルTabarとよばれ、ノーグラムの重要な社会単位である。すなわち、モハマド・ゴースからの流れはガトバリGat Bari（以下ＧＢと表記）、ミアンジからはミアンズラリMianz Lari（同ＭＬ）、パルサからはポリミアガン（同ＰＭ）の3タバルである。ＧＢは最大のタバルで、成員がもっとも多く、近年モハマド・ゴースの2人の男子、アンワルからでた流れとフッサンからでた流れに分かれ、前者をポレカイレイPolai Kalai（ＰＫ）として、独立したタバルとして扱っている（図7-3-6）。ＰＫの分立は、ノーグラムの複雑な事情を反映しているが、この事情についてはあとで詳しく触れたい。

(3)パクトゥン以外の住民

モスレムのパクトゥンにはインド的色彩の強いパンジャーブのようにヒンドゥーから明確な形で受け継がれたカーストはないが、社会経済的な階層秩序が存在する。たとえば、ディッチャーが報告したスワートのサンゴータ村では、120家族のうち、8家族のみがパクトゥン、60家族がサイイドsayyid、残りの大部分は、パクトゥン、サイイドの小作人である。パクトゥンは、最上級の階級で、最大の土地所有者である。そのほか、サンゴータ村には、床屋、鍛冶屋、大工、運送業者などが住んでいた。また、ペシャーワル県のタンギ村では、集落の成員全員が、パクトゥンのカタック族である。この村にも当然、大工、靴屋が居住しているが、彼らも小規模ながら土地所有者でありパクトゥンである。これをみると、パクトゥンをパクトゥンならしめているものは、エブラヒムを始祖とするただしい系譜と、規模の大小に関わらず、土地を所有していることである。

ノーグラムには、大多数をしめるパクトゥンと、グジュランgjranあるいはアワンAwanとよばれる小作人が居住している。グジュランは、シャジャラshijaraと呼ばれる父祖の系図をもたない者とされている。筆者がヒアリングを行った限りでは、たしかに父祖の系図を知らず、代々土地をもたない者が多いが、2戸のグジュランは、当代に没落した者であった。

先ほどらい、集落の居住区域と呼んでいるのは、パクトゥンの住むララキルのことであり、グジュランの住居が集まる区域を指していない。グジュランは集落の北のはずれにある、グジュラノデライ（グジュランの丘）と呼ばれる小丘の麓に集住している。グジュランは、ノーグラム集落の領域内に居住しているが、とくにノーグラムのパクトゥンに隷属しているわけではない。しかし、ジルガに参加する権利はない。
かれらは、父祖の代から系図も持たない者もいるが、当代、土地を失って流れてきた者や、先住地で、トラブルとおこして逃げてきた者もいる。彼らは本来客分melmaであり、優遇されるべき存在である。

土地と系図がパクトゥンのアイデンティティとすれば、パクトゥン社会は均質的で、すべてが農民であることになる。しかし、それでは、社会生活が成り立たず、パクトゥン以

外の住民のサービスを受ける必要がある。

その他の技能手段で重要なものに床屋naiがあげられる。パクトゥン社会において、床屋の果たす役割は大きい。まず、モスレムの重要な人生儀礼・割礼を行うのが床屋である。都市部では病院で割礼する例が増えているが、ハド・ヘル地域では、かならず床屋である。ところが、ノーグラムには床屋は住んでいない。割礼の際はもちろん、日常の散髪、整髪にも、北隣のアマンコートから床屋が出張してくる。これがパクトゥンに一般的に言えるかどうかわからないが、この床屋は、結婚式や葬式の際に、プラウの準備を手伝うことになっている。

石工・大工も本来は、土地所有者であるパクトゥンとは、別の社会集団である。ディッチャーのスワートにおける調査でも報告されている。また、ハド・ヘルのハーンが住むパンジタールでは、太鼓たたきdumが居住しているが、小作人と同様、土地をもたず、ジルガへの参加資格もない。ところが、ノーグラムには専業の石工・大工がおらず、隣村のモグダラから石工をよんでいる。

7-3-3　共有地と共用施設

(1)土地の所有形態と共有地

パクトゥンには、相続時に親の土地をすべて分割してしまうのではなく、いくばくかを共有財産として残し、緊急の時の担保する習慣がある。これをインアームinahmという。インアームの内、耕地以外の共有地はシャミラートShamilatとよばれる。ノーグラムでは、耕地のインアームはなく（伝承によると３代ほど前に細分化つしてしまったという）、タバルごとのシャミラートが存在する。

シャミラートは、居住地内と背後の裏山の裾の分布する。居住環境を考える上で重要なのは、居住地内のシャミラートである。図7-3-8に居住地内のシャミラートの分布をしめす。現在ＰＫのものはなく、図中のＧＢのシャミラートは、かつて外敵とたたかうために築いた砦のあとである。ＭＬのものはＭＬ集住地の背後にあり、農作業やゴミすてばとして利用されている。またＰＭのシャミラートは、かつてのＰＭ集住地からはなれ、新しいＰＭ集住地の中央部にあるが、窪地であり住宅用地には適さないが、やはりゴミすてばとして使われている。

(2)モスク

信仰生活の中心となる モスクは、村に２つある。ひとつは村のモスクkalai Jimatであり、もうひとつは村の４大家族tabarのひとつがもつタバル・モスクtabar jimatである。

a)村のモスク

村のモスクは集落の西側入り口の見晴らしのよい微高地にたつ。東側にアトリウム、西

側にミーラブをもつ本格的なものである。現在地より西側の低い場所にあったモスクが老朽化したため、1972年に建てられたものである。建設時には、ヒサKhissaとよばれる募金システム（あとで詳しく述べる）で資金が集められた。主体構造は土壁に漆喰仕上げ、ミナレットは煉瓦造に漆喰仕上げである。北側に水場をもうけ、参集者が身を清める。この水はラニガト遺跡入り口の谷泉からパイプで引かれている。1988年に電気が通じた際も、最初に送電されたのがこのモスクである。アザーン用の拡声器に使用するためである。

モスク建物の東側には、10ｍ×12ｍの前庭が開けている。沐浴池こそないが、古木が２本しげり、住民の語らいの場となっている。

b)タバルのモスク

４大タバルのひとつポリミアガンがもつモスクである。ノーグラムでは、タバル・ジマットと呼ばれている。1986年に建設がはじまり、1988年に完成した。これもヒサによって募金して資金をえている。主体構造は煉瓦である。また梁には鉄骨が設けられている。村のモスクにくらべて、一回り小さいが、ミーラブのまわりなど、細部に手の込んだ装飾がほどこされている。

(3)フジラ

パクトゥン集落における特異な施設はフジラhujraである。フジラは、複数の家族、通常大家族の共有施設であり、タバルの成員は、ほとんどフジラで一日をすごし、生活の中心となる。年寄から子供まで、ともに集い、夜をすごすのである。そして、パクトゥヌワレイ、とくにイザット（年長者への敬意）を学ぶ。またフジラは、冠婚葬祭などの行事や、ジルガの場ともなり、旅行者には宿となる。英語の報告には、かならずGest Houseと訳されているが、客用のためだけの施設ではない。所帯を構える前の若者はほとんどフジラに寝泊まりする。大家族制のなごりであろう。またアハマドの報告によると、部族支配地域のモハマンド族の例では、イマームの宿所ともなっている。

フジラによく似た施設にベトックがある。フジラが大家族、あるいは集落の共有施設であるのみ対して、ベトックは、個人的なゲストハウスあるいはゲストルームである。パンジャーブ集落にも村長chodoriがゲストハウスを構えるのが一般的だが、これは、村長の私有施設である点が異なる[1]。とちらかというとベトックに近い。

図7-4-6にフジラとベトックの分布をしめす。これからもわかるように、ノーグラムには７つのフジラがある。タバルＰＭ、ＭＬは、それぞれ１つずつ、タバルＧＢは３つのフジラ、ＰＫは２つのフジラをもつ。さきにも述べたが、ＧＢ、ＰＫは他の２タバルにくらべて、成員が非常に多いタバルであるが、彼らはより父系の近いものどうし、フジラを維持している。図7-3-5にしめしたＧＢ、ＰＫの系統番号が図7-3-6の図中に付した番号と対応している。

図7-3-11、12は、タバルＧＫ１、ＰＫ１、２のフジラである。フジラは１室ないし２室

からなり、広い前庭をもつ。建築は非常に質素であり、土壁あるいは石壁には仕上げをしていない。夏期には、石壁の石をはずして孔をあけ、風をとおすこともある。図7-3-18は、パンジタールでみたフジラである。室の前に屋根付のヴェランダをもつ。ノーグラムにはヴェランダ付きのフジラはないが、ハド・ヘル地域では、ヴェランダ付きのほが一般的なようだ。まれに3室をならべるフジラもあるが、この場合フジラとして使われるのは2室で、のこりの1室を店舗dokahnとすることもある。

図7-3-19は、ベトックの例である。ベトックにはフジラのような定形がない。前者は家畜小屋を掃除しただけのもの、後者はベトックとして建設したものである。

(4)学校

学校は、1992年現在で2校ある。ひとつは、1972年に建設されたエレメンタリ・スクールで、8年生までの生徒が学ぶ。もうひとつは、1991年に開校したセカンダリー・スクールで、12年生までが学ぶ。エレメンタリースクールには3人の教師が、67人の生徒を教えている。教師の内二人はトタレイ、ひとりはモクダラから通勤している。セカンダリー・スクールでは、2人の教師が18人の生徒を教えている。

(5)井戸場－シャリク・クエとカリクエ

Sharikは、ウルドゥ語では、親族を意味するが、プシュト語では、「共有の」という意味で使われる。井戸には共有のシャリッククエと個人有のコルクエがある。1987年の調査では、シャリッククエが2箇所で、コルクエはなかったが、1992年には、コルクエが5箇所掘られている。図7-3-13は、その分布をしめす

北西辺境州では、自然の河川から水を安定的に確保することはむずかしい。ノーグラムの西6kmに、上スワートからの灌漑用運河Upper Swat Canalが流れるが、これは旧英印領マルダーン県の耕地へ水を供給するものである。このほか、ペルシャ井戸と呼ばれる牛を動力とした灌漑用井戸も周辺には多くみられるが、ノーグラムの耕地周囲は地下水位が低く、また水量も限られるため、井戸は掘られていない。しかし、南に隣接するトタレイの耕地には、電気ポンプで揚水する井戸が設けられている。電気が開通した今、ノーグラムでも電気揚水の井戸も建設は技術的に可能であるが、細分化した耕地に対して、採算がとれるかどうか疑問である。

a)シャリッククエ

シャリッククエは、集落の北と東の山腹と2箇所にある。北の井戸はタバルＰＭとＧＫ、ＰＫ、東の山腹の井戸はタバルＭＬが使うことが原則となっている。現在のように、各タバルに属する住居がが混在している現状では、一部の住居の女性は、かなり遠方の井戸まで水を汲みにいかねばならない。もともとは、各タバル集住地にあった井戸を使っていたなごりであろう。この使い分けは、きびしく守られているわけでは、なさそうである。

井戸場は、女性が水汲みや洗濯に訪れるため、詳細な調査はできなかったが、村の長老の厚意により、北のシャリクウエで5分ほどの立ち入りが許された。

井戸は2ｍ四方の方形で、かなりしっかりとした石組の井戸である。井戸のまわりは、モルタルの舗装が施してある。かつては、ひどいぬかるみだったが、1987年に種として使用する3タバルのヒサによって、舗装された。その後もヒサによって集められた費用で補修が繰り返されている。つるべはなく、女性は古タイヤを加工してつくったゴムのおけbokhaにロープをつけて水を汲む。水位は低く、地上から15mをこえる深さである。

b)コルクエ

個人的に井戸を掘ることは、ノーグラムの近年の流行のように見える。図にしめしたとおり、その数は急速に増えている。直径1.5m程度の素掘の井戸がほとんどで、つるべを備える井戸もある。井戸の目的は、住居の中の家事用、製粉工場用、洗車用とさまざまである。しかし、水位が低く、水量もさほど多くない。周辺の耕地では、電力で水をポンプアップして、灌漑している例もある。しかし、ノーグラムの耕地は水位が低い上、耕地が狭く、細分化しているために、個人的に井戸を掘って、ポンプアップするのは、採算があわない。共同で井戸を掘る予定もない。

(6)道

プシュト語には、みちに相当する語として、ラールlal、サラックsarakがある。ラールは、いろいろな道の総称で、ある地点にいたる経路の意味もある。サラックは、しっかりした道をさす。ノーグラムでサラックといえば、ドバイコテ=アマンコート道路である。その他の集落内道路、畦道などはラールである。ラールのなかでも、路地のような細い道はとくに区別してクサkwusaという。ラールとクサの区別されるのは、ラールが公的な道一般を指すのに対して、クサは、私的な道というニュアンスをふくむ。つまり、ラールもあるタバルの集住地区にはいると、「これは、タバルＧＢのクサである」といったりする。また住居の入り口の狭い通路も、やはりクサである。

サラック、ラール、クサの区別は、管理方法によっても分けられる。住居内のクサは、もちろん各戸の管理のもとにあり、他人の出入りははばかられる。タバルのクサは、他人の出入りには制限はないが、女性が水汲みに外出するときは、すれちがうスペースもなく、クサに立ち入るのを遠慮すべきとされている。タバルのクサには、石敷きのものもあり、その補修にはタバル内のヒサの募金でまかなわれる。

その他のサラック、ラールは基本的にだれも管理をしていない。ゴミ処理もいっさい行われない。「雨期に雨がもっていってくれる」とのことである。とくに、ドバイコテ=アマンコート道路は、「政府の持ち物government zai」ということで、まったく手を加えることはない。ただ、大水などでサラックが壊れ、生活に支障が出るような場合は、集落の有志が募金をおこなって、緊急に修理する場合がある。1991年にみた事例は、次章で紹介す

る。

(7)聖者廟ziarat

集落の中心地・チョークの南に樹木が茂る一郭があり、そのなかにセメントで固めた墓の周囲に、約4×6m煉瓦の構築物がある。これが、モスクとともに、集落の信仰生活の中心となっている廟ノーグラム・ババNogram Babaである。ノーグラム・ババは、ノーグラム集落の始祖ともいうべきミアン・ホワジャの尊称であり、廟は彼の墓そのものである。

1983年に訪れたときは、周囲の腰壁のみであったが、年々柱が立ち上がっていった。現在は柱の頭をつなぐ梁まで出来ている。ゆくゆくは、屋根をかける予定というが、いわいる賽銭と寄付のみが建設資金であり、完成の期日は定かではない。

こうした廟は、プシュト語でジアラートと呼ばれ、各地でみられる。またウルドゥ語では、ダルガーと呼ばれている[42]。ジアラートは、アフガニスタンでもパクトゥン居住地以外の全域にみられるという。またイランではイマームザーデーといい、シーア派の信仰の対象となっている金属製のホサインの手形が飾られている[43]。また筆者が北方地域Northern Areaを訪れた際にも、多数の聖者廟を調査することが出来た。この地では、アスタンと呼ばれ、一部仏教の僧をまつったされる廟もあった。

モスクとジアラートとの違いは、前者が絶対なるアッラーに対する礼拝の場であるのに対し、後者は、聖者という「実在」した人格に対する祈りの場である点である。モスクが、神への絶対の帰依を確認する場であるとすれば、ジアラートはもっと世俗的な悩みの解消や願いの実現を祈るみじかな信仰の場でなのである。女性の参詣が許されている。とくに毎週木曜日は、隣村のモグダラ、ティガレイからもとくに外出を許された女性が集団で訪れる。

7-3-4　住居の形態と住まい方

パクトゥン住居として、すぐに思い浮かぶのは、高い塀を巡らせた住居に複数の家族が住み、住居の一郭に監視用の望楼を構えたものだろう。じっさい、パクトゥンを紹介した書物のほとんにどに、そうした写真が載せられている。ところが、こうした住居は、部族支配地域のみに見られるものである。アハマドの報告によると、同じモハマンド族でも、部族支配地域内においては、こうした住居が一般的であるが、部族支配地域外では、すくなくとも望楼はなく、複数家族が、同一住居に住む例は少ないという[44]。

ノーグラムの住居は、中庭に面して2つの棟が向かい合う中庭式住居である。わずかではあるが、2つの中庭と3つの棟からなる住居（図7-3-14）もみられた。通常は、入り口に近い棟は家畜やその飼料などを蓄える倉庫であり、奥棟が居住用となる。2室の住居をパルダ壁で仕切り、それぞれは1室住居となっているものも24戸を数えた。父系につなが

る男性とその妻や子供たち、未婚の姉妹などが、1住居の中に暮らしている状態がパクトゥンの典型的な家族形態であるとされている[45]。しかし、ノーグラムにおいては、こうした例は希であり、基本的に核家族であるといってよい。

居住用棟は通常2室からなり、1室は8プット×7プットと決まっている。部屋の前面にはベランダがあり、ASHARとよばれる。壁体は、石壁に泥を塗って仕上げたものである。梁が建築材料中もっとも高価である。従来は、スワート産の松材nakhtarが一般的であったが、都市部での需要が大きく、高値で取り引きされ、松材産地として知られたブネール県でも、一般の住民にはなかなか手が出せない。

たとえば、ハド・ヘルのハーンが住むバンジタールでは、地主と小作の住居には明らかにスタイルの違いがある。すなわち、地主はパッカ（セメント、煉瓦造）の住居、小作はカッチャ（泥と石）の家という階層差があるが、ノーグラムには住居スタイルの階層差はない。

またハド・ヘル地域のパッカの住居の中にはバンガラと呼ばれるものがある。総じて、2階建あるいは平屋で、屋上をベランダにし、個人用の給水塔が建っているものをバンガラと呼ぶようだ。バンガローから転じた呼称であろう。ノーグラムには存在しない。

7－3　近年の社会的変化と環境管理をめぐる問題

7-4-1　社会変化

(1)人口動態

a)パキスタンのおける人口問題

パキスタンにおける人口問題は、他の発展途上国と変わるところはない。ハド・ヘルでも、人口の急増による種々の問題が顕在化してきている。ただ、人口問題を議論する材料である統計が不完全である。

パキスタンにおける人口調査は、英領時代をふくめて今世紀に7度行われている。1931年の調査では、対英不服従運動の結果として過小に、1941年の調査では、ヒンドゥーとモスレムがともに自身のコミュニティ規模を大きくみせるために過大に集計されているという。

パキスタン独立後、1951年、61年、72年、81年、91年に人口調査が行われている。ただ、51年の調査は小規模で全国的なものとならなかった。じっさいハド・ヘル地域の調査は行われていない。61年の調査は過去の統計としては、もっとも信頼できるものである。72年の調査は、選挙区定員を確定する意味もあったため、水増しが多く、とくに与党パキスタン人民党の地盤であった北西辺境州の人口は大幅に水増しされているという。じっさい、

ハド・ヘルの統計も信じがたい数字が残されている。1981年の調査は、比較的信頼に値するものとされているが、調査段階ではまだ、集落単位の統計は出版されておらず、ハド・ヘルのデータは収集できなかった。1991年の調査は、現在整理中であり、全体的な数字は不明であるが、ハド・ヘル地域についての手書き調査記録を、ターシルダール事務所で閲覧することができた。

(2)出稼ぎの実態

先に述べたタラコ・デーリの大理石採石場での仕事は、ノーグラムの住民にとって、需要な現金収入の糧である。また隣県スワビ県の県都スワビ市まで、徒歩とバスで1時間半程度である。ほとんどが山村と言っていいハド・ヘル地域において、他の集落では考えられない有利な立地である。つまり、他の集落に比べて、現金収入の道が多いということである。これは近年のことだが、スワビ県にアフガニスタン難民キャンプが設けられ、たきぎ等の燃料や食糧の提供に依って現金収入がえられる。にもかかわらず、出稼ぎは跡をたたない。

1987年と1992年におけるタバルＰＭ成員の出稼ぎの状況をみてみよう。外国では、ドバイ、サウジアラビアがあり、他のタバルでも、この２国の他、オマーン、アブダビなどに出ている。かつてはリビアへいく者もいたが、1987年以降にはいない。これらの諸国はすべてアラブ産油国であり、雇用機会が多いことと、ともにモスレムであるという点で選ばれている。

出稼ぎは、個人的なコネクションを通してルートを探す例もあるが、多くはトタレイまたはスワビの口利き屋Bepari Walaが、出稼ぎ希望者を募り、団体で受け入れ先に送り出している。

当然、近年は日本で働くことを希望する者も多い。正確な数はわからないが、各地で日本で働いた経験のある者に出会った。日本行きを斡旋する口利き屋は、スワビにあるという。しかし、ノーグラムからは日本での出稼ぎは実現していない。

国内では、県都ダッガルが多い。ついで、多いのがカラーチであることが注目される。カラーチでは、パクトゥンが近郊に大コロニーをつくっていることが知られる。カラーチのスコッター集落を調査したコールL.Koolらオランダ人グループの調査によると、カラーチでは、ハド・ヘル同士助け合いながら生活しているという。コロニー内では、パクトゥヌワレイが集団規範なっていることはいうまでもない。職業については、あくまで伝聞であり、正確なものではないが、土木作業が多い。

パキスタンでは、このような出稼ぎ的流失が、都市人口の急増につながっているのは、いうまでもないが、農村人口の急増のはどめになっていることも事実である。しかし、20～30代の男性が、集落を離れることによって、農村社会は変容を余儀なくされる。ノーグラムを例にみてみると、出稼ぎが農業生産にあたえる影響はほとんどない。耕地の規模から考えて、多数の労働力は必要ないのである。それ以上に問題となるのは、パクトゥヌワレイに代表される伝統的生活環境への影響である。麻薬やアルコールの飲用といった悪弊を持ち込んであることも見逃せない。さいわい、湾岸戦争でアラブへの出稼ぎ者が減ったことにより、現在は、成人人口の大量流失という事態は免れている。

(3)大家族制の再分化

1984年、京都大学の調査隊が、ラニガト遺跡発掘調査をはじめる時、発掘用人夫、資材運搬用ラクダなどは、ノーグラムで調達できると考えていた。ところが、発掘調査を開始してしばらくすると、ノーグラムのマシュランから、人夫は他の集落から選ぶよう申し入れを受けた。理由は、ひとつタバルの肥大化にあった。すでにのべたように、ノーグラムの３タバルのうち、ガトバリは、成員が増え、コル数にして他の２タバルの約10倍になっていた。こうした事態は日常的にはさほど問題とならないが、権利・義務の分担の際には大きく問題となる。発掘調査時に問題となったのは、雇用する人夫の割り当てである。従前はこうした場合、各タバル均等が原則であった。タバル次元では平等が保たれることになる。ところが、各戸korレベルでは、大変な不平等になる。タバルＧＭの成員は、他のタバルのそれと比較して、人夫の割り当てをもらうことが難しくなるのである。そこで、それまでもタバルＧＭ内部では、認められていた新タバルＰＫの独立の承認を、他タバルにもとめたのである。しかし、人夫の割り当てが減ることを恐れた他の２タバルは、強く反対し、ジルガで意見がまとまらず、人夫の提供を辞退してきたのである。結果的には、タバルＰＫの独立は認められることになったが、各戸の権利と義務の平等化という点からみると、当然の結果であった。

7-4-2　空間的変化

(1)パクトゥンの相続法

パキスタンのムスリムは、当然ムスリムの相続法に則って相続が行われることになるが、じっさいは、各民族独自の方法で相続が行われている。すなわち、パーンジャブでは、イスラームに改宗する以前のヒンドゥー相続法の影響がみられるという。ガルデジの報告によると、バロチスタンでは女性は部族法により財産を相続しない。むしろ女性は経済的財産であるという考え方すらある。

パクトゥンにおける相続も、建て前は男女をとわず、平等の相続権をもつが、じっさいには、女性は相続権を他の男子に譲るのが一般的である。ハド・ヘルの集落パンジタールを調査したラブナワズ・ハーンによると、相続にあたって、女子が相続権を男子に譲ることが一般的であるという。ノーグラムにおいても、女性が財産を相続することはない。

1972年の農業センサスによると、中位農地の規模を県別にみた場合、スワート県（ノー

グラムをはじめハド・ヘル地域は、当時同県に属していた。）は５ha以下で、最低のレベルである。またイスラーム相続法によって、土地が相続人の間に均等に分割されるのを原則とする。このことが極端な土地の細分化をもたらしているのである。ノーグラムの場合を地籍図で示す。図からみてわかるとおり、ノーグラムも例外ではなく、個別の平均土地面積は２ha程度であり、農地の生産性の低さを考えると、とても一戸の収入に足りない。周囲の村の耕地を小作として耕すことになる。村の境界南側の土地はほとんど、トタレイかバンジタールの地主の土地である。

また、ノーグラムの住民はすべて、北どなりのアマンコートに土地を所有しているものが多い。その面積を合計すると約80haになる。この土地所有の起源は、聖人として尊敬されていたノーグラム初代のノーグラム=ババが、アマンコートの住民から寄進を受けたものであるという。ただし、こちらの土地も次第に細分化され、なかには土地を手放したものもある。あとで述べるが自分の村の土地を処分することはパクトゥンとしての地位アイデンティティを失いかねないが、他村に所有する土地は問題なのであろう。

(2)土地細分化と共有地の減少

a)農地

財産相続の問題で、集落の環境に関係するのは土地に関するものである。パクトゥヌワレイでは、父祖から受け継いだ土地を他人に譲ることは不道徳とされる。そのため、土地はひたすら細分化されていくことになる。ノーグラムの農地の細分化の状況は図13-2-2にしめした地籍図をみればよくわかる。この地籍図は、ゴホルゴシュトゥのプトワル=ハナの所蔵になるもので、1980年以後の分筆は記されていない。つまり、現状はこの図以上の細分化が進んでいると考えてよい。

b)宅地

地籍図は、農地と山林のみを図化したもので、それぞれの宅地の境界はしめされない。ノーグラム場合、集落の居住地域は地籍図上で赤で塗りつぶされているので、ララキル（赤い部分）と呼ばれている。前節でみたとおり、居住地域ではタバルごとに集住しているが、これはノーグラム=ババの３人の息子に分割された山沿いの土地が、分割を重ねていった結果である。居住区域が山沿いにある理由は、耕作に不適であったためであろう。

現在、居住地域のうち、共有地をのぞくとほとんど住居で充填されつくしている。このため、前章で紹介したグル=ババハダル家のように、ひとつの住居をパルダ=デワルで仕切り、３つの住居に分割されるような事例がふえている。

c)共有地

共有地はシャリクザイと呼ばれる。共有地は、村の共有地とタバルの共有地に別れる。村の共有地は、ノーグラム=ババから３人の息子に相続が行われたときに、共有地として担保された土地で、廟やモスクの用地がそれにあたる。また、背後の山、池なども村の共有

地とされている（登記上は、州政府の土地となっている部分がある）。

タバルの共有地は、３大タバルに分かれてから、共有地として担保された土地である。タバルのフジラ、墓地などのほか、居住地域の空閑地はほとんどタバルの共有地である。これらの居住地域内の空閑地は、過密化がすすむ居住地域にあって、緩衝的な役割をはたしてきた。

宅地が不足してきているため、タバルの共有地を分割しようとする動きある。タバルＧＢとＰＫでは、フジラ用地以外の共有地は、成員に分割され宅地となって、存在しない。タバルＭＬでは共有地分割の動きはないが、ＰＭでは小学校近傍の約1.2haの土地の分割が決まっている。その状況を図7-4-5にしめす。この土地は、ドバイコテ=アマンコート道路に接し、またモスク、学校などが集中する集落の中心地である。分割をうけたＰＭの成員は土地活用について、明確な考えを盛っているものは少ないが、一部には、搬出入の便利さを考えて、商店や製粉工場を建設したいと考えているものもいる。

(3)「環境問題」の発生

ノーグラムでは、人口増、宅地不足、耕地の狭小化などの要因で、従来の伝統的居住環境では考えられなかった問題が生起しつつある。本項では、それを「環境問題」の発生ととらえ、分析を試みる。

a)新しい施設

表7-4-2は、1984年以来、ノーグラムに建設された住宅以外の施設であり、図13-2-5は、その分布状況をしめしている。フジラ、モスク、学校などの公的施設をのぞくと、製粉工場、車庫、倉庫、ベトック等が新しい施設である。これらは、当然のことながら、充填され尽くした居住区域外につくられている。とくにドバイコテ=アマンコート道路の西側は、トラックやトラクターでの搬出入が容易であり、ゴミなどの廃棄物の処理も容易である。ただ、このため、集落西側の枯れ川にゴミが堆積しつつある。

b)相隣問題

前節で述べたとおり、ノーグラム集落の居住区域は、高密度でありながら、ここの住居の境界壁kordewarどうしの空隙が緩衝となり、ゴミや汚物の処理の空間として重要な役割を果たしてきた。また各住居の周囲に広がるシャミラートは、しかし建て詰まりによって、空隙がなくなったり、ふさがれたりしていった。そのためディラーンの処理は大問題になってきている。従来はラクダを、ディラーン脇に乗り付け、搬出を行ってきたが、現在ではそれの不可能になってきている。

とくに平地における、シャミラートがなくなったガトバリ、ボレイカレイの両タバルは、いきおい居住域の東側山側にディラーンを求めざるをえなくなった。ところばが、山側は地盤が高く、雨が降ると汚水が居住区域に流れ込むことになる。

c)農地保全・緑地保全

宅地の不足は、居住区域西側の耕地の宅地転用をうながしている。また製粉工場も耕地内に建てられた。山・居住区域・耕地の土地利用秩序は、高密度なノーグラムの居住環境をある程度快適にささえてきた。とくにディラーンや人畜の排泄物の処理法などは、こうした土地利用秩序があって、はじめて成り立つものである。人口が増え、核家族化が進む現状では、宅地需要は大きくなる一方である。あたらしい土地利用秩序がもとめられている。

7－5　関連プロジェクトとその評価

農村で起こりつつある変化に対して、政府あるいは州政府（実際にプロジェクトに関する権限は中央政府より大きい）が、どのような農村開発のヴィジョンをもっているのだろうか。本節では、パキスタンにおける農村開発政策とその実状を紹介し、つぎにブネール県で行われているブネール開発事業Buner Development Project（以下ＢＤＰと略す）と伝統的環境の関わり方を報告する。

7-5-1　パキスタンの農村開発政策

(1)農業政策

1988年に提出された農業諮問委員会報告は、今までの農業発展と2000年を展望した。展望の中心は農業を経済開発の中心にすえることにあるが、農村インフラの整備、自治組織の強化、小農への支援体制の強化、資源確保などをうたてる。まさに、ノーグラムで見てきた問題がそのまま挙げられている。

ただ、ちょうどこの年、1988年からはじまった第７次５ヶ年計画では、経済開発の中で農業がはたした役割は大きかったにせよ、灌漑率ものびず、道路、上下水道などのインフラ整備はすすまず、他の３つの目標も、数字の上では、とりたてて成果があがっていると思えない。土地改革の不徹底、資金、マンパワーの不足が、その主たる原因である。

(2)土地政策

パキスタンでは、独立後、２度にわたる土地改革が行われた。しかし２度にわたる土地改革による土地所有構造の変化はわずかであり、パキスタンの土地制度はいぜんとして大きな不均衡を残したままである[46]。北西辺境州もその例外ではない。

山中一郎[47]によると、ただこれらの改革がもたらした間接的効果には、注目すべきものがあったとする。すなわち接収を受けなかったとする土地所有者層は自衛措置として、土地名義の分散書換などの対策をたてる一方、機械化農場の拡大のためにトラクターの購入

や動力揚水機の設置を増やしたりした。土地改革は、土地所有関係の変化の面におけるよりも、機械化や生産力の拡大の面に大きな影響をあたえ、農業生産における階層間・地位間格差を拡大する方向に作用したのである。

この傾向は、ノーグラムをはじめハド・ヘル地域でも見られる。とくに隣村トタレイの大規模な土地所有者による動力揚水機の設置は急速である。ノーグラム集落に隣接する耕地でも、動力揚水機のまわりに果樹園ができている。ただノーグラム場合は、先述のとおり、土地所有の規模が小さく、共同で動力揚水機を設置する以外には採算がとれないだろう。ただ、共同作業をふくめ、農業生産における共同化はすすんでいない。

7-5-2　ブネール開発計画

(1)計画の概要

ハド・ヘル地域の属するブネール県ではBuner Development Project（以下ＢＤＰ）が進められている。ＢＤＰは、この地域のアヘン生産撲滅のために、農民の生活向上が必要であるとして、ヨーロッパ共同体（ＥＣ）が共同出資して、はじめられた地域開発事業である。その後、ＥＣの手を離れて、パキスタン政府が主体となって事業が進められている。ちなみに筆者が見聞し、またハーンの報告によってもこの事業目的であったアヘン生産撲滅の目論見は、成功していない。ただ、ＢＤＰの特徴は、集落内の社会組織を事業プロセスの中に取り入れようとしている点である。とくにソシャルワーカーの活動は注目すべきものがある。

(2)計画の実際とその評価

図7-5-1が、1992年までに完工した事業と、次期５ヶ年の事業計画である。灌漑施設の整備、医療センターの建設、上水道の整備等の事業が、各地で行われている事がわかる。県都ダッガルDuggarの周辺に事業が集中ており、ブネール県南半をしめるハド・ヘル地域では、あまり完工事例、事業計画ともみ見られない。明らかに事業は地域的に遍在している。現にノーグラムでは、村の長老はもちろん、中年のリーダー、メンバルサーブも、近隣の集落を訪ねたときに、ＢＤＰについてはじめて知ったということである。

ハド・ヘルでもっとも実際的権威と問題処理の機関であるターシルダール主催のジルガには、ＢＤＰに関連する議事は取り扱われない。３集落合同の政府・州政府のユニオン・カウンシルを通して、事業募集が行われるであるが、先に述べたように、ユニオン・カウンシルよりも、拡大ジルガの権威が高いハド・ヘル地域では、ＢＤＰの事業をスムーズにとりこめない。

このように政府系の正式な行政ルートと、部族社会の伝統的なルートと二つの流れがあるのである。前節のノーグラムにおける道路建設の実際や、ＢＤＰにおけるソシャルワー

カーの活動をみても、実際に事業をすすめる際には、「正式な」ルートはほとんど機能しない。伝統的なシステムが機能している。事業決定レベルでは、あくまで正式のルートにのった方法で、手続きが進められ、実際の実施の段階では伝統的なシステムが機能しているのである。部族社会システムと政府規模のプロジェクトの不整合がここにもみられる。クッヅスS.A.Quddusは、こうした伝統の重要性をみとめながらも、アフガニスタンにおける政治状勢や、パキスタン国内の問題から、パクトゥン社会の近代化の必要性を説いている[48]。

[1] F.Sehrai, A Guide to Takht-i-Bahi, Pehawar, 1982

[2] H.W.Bellow, A General Report on the Yusufzai, Lahore, 1864

[3] List of Ancient Monuments in the Frontier Circle`, Archaeological Survey of India Annual Report, Frontier Circle, Peshawar

[4] A.Cunningham, Archaeological Survey of India Report for the Year 1872-73, Calcutta, 1875, pp.23-36

[5] B.Spooner, 'Excavation at Takht-i-Bahi', Archaeological Survey of India Annual Report 1907-8, Simla, 1911, pp.130-148

[6] H.Hargreaves, 'Excavation at Takht-i-Bahi', Archaeological Survey of India Annual Report 1910-11, Simla, 1913, pp.33-39

[7] Z.Hasan, 'Conservation, North-west Frontier Province', Archaeological Survey of India Annual Report 1928-30, Delhi, 1933, pp.26-27

[8] このほかマクラガン将軍（1865年）、ライトナー（1870年）、クロンブトン大尉（1872年）の踏査が知られているが、遺跡に関するくわしい報告は残していない。

[9] 京都大学では1957年以来、ガンダーラにおいて故水野清一教授を隊長にチャナカ・デリーChanaka-Dheri（1959～67年）、メハサンダMekhasanda（1962～67年）、タレリThareli（1963～1967年）の発掘調査、カシュミルスマストKashmir-Smast石窟の実測調査（1960年）、ラニガト、コトキKotkiなどの一般調査（1962年）をおこなってきた。1970年代は調査の中心をアフガニスタンに移したが、1983年にパキスタンにおける調査を再開し、1984年からスワート県Swat Distt.のラニガト遺跡の発掘調査を継続中である。1988年度は発掘をおこなわず、北方地域のチラスChilas、ギルギットGilgit、フンザHunzaを調査し、ラニガト遺跡において、1986年度発掘区のうち実測が完了しなかった部分の補充調査をおこなったのち、マルダーン南方の都市ノウシェラNowsheraに宿舎をおいて、タクティ＝バヒ遺跡の調査にはいった。報告書は次のとおり、

水野清一、西川他『メハサンダ　パキスタンにおける仏教寺院の調査1962～67』1969年

水野清一・樋口隆康編、西川他『タレリ　ガンダーラ仏教寺院址の発掘報告1963～67』1978年

水野清一、西川他『ハイバクとカシュミール＝スマスト』1962年

西川、増井他『GANDHARA　ガンダーラ仏教遺跡の総合調査概報1983,84』1986年

同『GANDHARA 2　ガンダーラ仏教遺跡の総合調査概報1986』1988年

[10] 小谷仲男「タワティ＝バヒの仏教遺跡－伽藍配置－」『仏教芸術69号』、pp.100-104、1968年

[11] スペイン『シルクロードの謎の民　パターン民族誌』1980年

[12] ジョンソン『南アジアの国土と経済　パキスタン』1988年

[13] スペイン前掲書

[14] Major R.T.I.Ridgway, Pathans, 1983.

[15] Akbar S.Ahmed, Pukhtun economy and Society, Traditional Structure and Economic Development in a Tribal Society, 1980, pp.129-132.

[16] 東亜研究所『印度・アフガニスタン国境－その紛争と民族－』1941年

[17] 勝藤猛「アフガニスタンのパシュトゥン族とパシュトゥ語」『東方学報』第34冊、1964年

[18] 松井健「パクトゥン遊牧民の牧畜生活－北東アフガニスタンにおけるドゥラニ系パシュトゥン族調査報告」『京都大学人文科学研究所調査報告』第33号、1980年

[19] Akbar S.Ahmed, 前掲書

[20] 勝藤猛「パターン人に関するいくつかの問題」、スペイン前掲書所収

[21] Spain, J.W., The People fo Khyber;The Pathans of Pakistan, 1963., p.52

[22] スペイン前掲書

[23] Caroe, O., The Pathans, 1965

[24] Major R.T.I.Ridgway, Pathans, 1983.

[25] Burns, W., Cabul, 1825.

[26] Stein, A., Archaeological Reconnaissances in North-western India and South Iran, 1937.

[27] Cambel, M., My Marigge for Kyber, 1939.

[28] Ditchar, David:The North-west Frontier Province, 1967.

[29] Akbar S.Ahmed, 前掲書　AhmedにはPakistan, The Social Sciences' Perspective, 1990. などパクトゥン社会に関する著作がある。

[30] Lindholm, C., The Swat Pukhtun Family as a Political Training Ground, Anthropology in Pakistan: Recent Socio-Cultural and Archaeological Perspectives., 1982. pp.51-60.

[31] Mumtaz, Kamil Khan, Architecture in Pakistan, 1984. pp.126-145.

[32] Mumtaz, Kamil Khan,'Cholistan' in The Changing Rural Habitat. 1982.

[33] North-west Frontier Province, Imperial Gazetter of India, Provincial Series, 1898, reprinted 1979.

[34] The Last Wali of Swat,An Autobiography as told to Fredrik Barth,1985.

[35] Khan, Rab Nawaz, Ethnographic Study of Village Panjitar Swat, 1987.

[36] ドバイから帰国した出稼ぎ者が建てた邸宅がならぶ。トタレイの枝村。

[37] 平島成望「農業発展の技術的側面」『パキスタンの農業』、1990年、pp.26-41

[38] 西川、増井他前掲書

[39] SpainやDitcher前掲書など、多くの概説書が紹介している・

[40] 荒松雄『インド史におけるイスラム聖廟』1971年

[41] Eglsr, Zekiye, A Punjab Village in Pakistan, 1960.

[42] 荒松雄『インド史におけるイスラム聖廟』

[43] 大野盛雄『アフガニスタンの農村から－比較文化の視点と方法－』p.25、1971年

[44] Ahamad, S. A.前掲書

[45] SpainやDitcher前掲書など、多くの概説書が紹介している

[46] Naqvi, S.N. Haidar, Land Reforms in Pakistan-A Historical Perspective, 1987.

[47] 山中一郎「国民経済」『パキスタン－国土と市場』1985年

[48] Syed Abdul Quddus, The Pathans, 1987.

結　論

本論文では、保存修景計画の概念を、積極的に一般的な既成市街地、集落に広げるとともに、「調査研究手法、評価手法の多様化」を試み、本論文３部７章で次のような成果をみた。

第１章では京都西京区の集落・灰谷上ノ町をとりあげた。上ノ町は民家が急な斜面にはりつき、まわりの自然環境と一体となって独特の集落環境を形成している。このすぐれた集落環境の実態を明らかにし、その保全について、コミュニティがどのようにかかわってきたかを考察した。まず、集落外と集落内の２つの視点から景観分析を行い、その特徴を明らかにした。さらに集落景観の構成要素の維持・保全について、大正年間から現在までの人足帳の分析等から、清掃などの共同慣行が昭和初期からすたれていた反面、水路や屋敷地の石積みなどの構築と補修は基本的に住民の手作りになること、近年、その維持・保全の主体が不明確になっていることを明らかにした。

第２章では、京都府船井郡八木町の美里地区を事例に、集落整備事業策定プロセスのなかで、伝統的環境の活用と保全をどのようにあつかうかを検討した。まず、現圃場の中の藪地について、園部藩の関連の文書、村有文書などを利用して、神社跡地と園部藩ゆかりの武器塚であることを明らかにし、跡地を圃場整備のなかで集落集会施設用地のなかに取り込み、塚を単調になりがちな圃場の景観のアイストップとなるように道路計画を行った。また景観分析の結果を土地利用計画に反映させ、既存建物の外観分析から、集落内の建物更新について、緩やかなガイドラインをもうけた。環境管理については、水路、圃場、道路、山林、社寺等、それぞれにシステムがことなり、しばしば問題をおこしていることを明らかにした。そのうえ、整備事業によって新しい管理対象が増えることになる。関係調整のしくみの必要性を指摘した。

第３章では、京都市近郊の典型的なスプロール地域・山科区西野集落を事例に、スプロールの過程における集落の空間構造の変容、集落近傍のオープンスペースの状況と利用・管理の問題を考察した。大規模な計画的開発がなされなかった分、農村集落とその近傍には、良好な伝統的環境が残されている。とくに寺内町の遺構が断続的に保存されていること、竹林、生産緑地の存在が、伝統的集落においても、周辺市街地においても、景観面、生活面で重要な役割をはたしていることを指摘している。後半はオープンスペースを空間機能・利用機能・管理の面から再評価し、既存のオープンスペースの活用の重要性を指摘し、その管理面のフォローアップの問題点を指摘した。

第４章では、京都と奈良の中間に位置し、学術研究都市関連の開発が進む京都府の南山城地区において、農村集落におけるもっとも身近な伝統的環境ともいうべき「鎮守の森」の保全について考察した。まず歴史的考察から、鎮守
森は、古来から人の手によって固定的に保存されてきたのでなく、樹木の伐採、植樹、施設の建設など、集落社会の側からの積極的な働きかけによって、現環境を形成するに至ったことを明らかにした。現行調査からは、奈良・京都の中間地帯にある対象地区の特性を反映して、社殿などの構成要素をふくむ空間形態が地域性をつよくもつこと、植生には修景の伝統が影響を与えていること、公共施設の立地が空間変容の主な要因であること等を明らかにした。

第５章でとりあげた谷町地区は、大阪では珍しく戦災を免れた戦前長屋街区である。長屋街区の形成過程の歴史的研究、路地と長屋の形態の考察に、ヒアリングによる戦前戦後の環境管理の変化、アンケート調査による住民の環境評価を加えて、高密度居住地から継承すべきストックを明らかした。まず寺嶋家文書を用いて、長屋街区の史的形成過程を明らかにした。戦前・戦後の環境管理の比較から、持家化によって、路地の環境演出が積極的に行われるようになった反面、無秩序な個別更新によって、環境が悪化していることを明らかにした。また路地独特の形態から共有意識が生まれ（実際は共有ではないが）ること、路地の管理も、成文化した規約が存在しないにも関わらず、一定の秩序が保たれているのは、共通の意識（所有感、秩序感）が存在していることによる。その結果住居に対する満足度が低いにも関わらず、路地をふくめた居住環境全般に対しては、高い評価が与えられていた。

第６章では、わが国を代表する伝統的都市祭礼・祇園祭における市街地の空間利用、祭礼を支える社会組織の調査をつうじて、歴史的都心の伝統的環境の活用と保全に関する問題を考察した。まず太子山町文書から近世の居住地の状況を復原し、歴史的都心市街地のプロトタイプとして、同一規模の建物や中庭の連坦などの特性を明らかにした。つぎに当該地区の全建物調査から、歴史的市街地の保全状況を検討し、町ごと、あるいは街区ごとに、保全状況に差異があることを明らかにした。祭礼時の空間利用の調査からは、伝統的京町家における空間演出など、街路、建物とも歴史的都心市街地特性を十分に活用していることを明らかにした。ところが近年増加しているセットバックスペースや、大規模な高層建物の空間活用は十分になされていなかった。社会組織に関する調査からは、近世において居住環境管理の主体であった「町」共同体が、機能を特化された２つの社会組織「町内会」と「山鉾保存会」に分化しており、また、将来的ににも文かが進む傾向が見られることを明らかにした。くわえて、伝統的共用施設「町会所」の保存の問題点についても検討している。

第３部では、パキスタンの農村ノーグラムをとりあげ、発展途上国における伝統的環境の活用と保全に関する問題を考察した。ノーグラムでは、人口増、出稼ぎ、農地細分化、

共有地の減少などによって、居住環境全般にわたる「環境問題」が発生してきた。部族の伝統的管理規範パクトゥヌワレイによって、生活、物的環境両面を律してきたシステムでは、こうした問題に対応できない部分が多い。ただ、政府から持ち込まれる開発事業は、集落内の伝統的秩序にたよらざるをえないとことがある。これらをうまく整合したプロジェクトが成功している。

最後に本論文から明らかになった、一般的集落・市街地の保存修景計画における手法的な課題をまとめておきたい。

・歴史的環境調査の必要性

開発計画全般について、事前に歴史的環境調査をおこなう必要性があり、じっさい開発的計画のなかに有効に位置づけが可能なストックを抽出することができる。

・活用可能なストック抽出手法の多様化

本論文では、いままであまり省みられることがなかった文書・伝承などの分析の有効性をしめした。さらには、住様式、伝統技術あるいは生業技術などの視点からの歴史的環境調査の手法開発がのぞまれる。

・環境管理システムの再構築

前近代の環境管理システムと、現在のシステムの隔たりは大きい。ノーグラムの例にみるように、内的な要因によって伝統的システムが自壊していく場合もあり、「町」共同体のように、上位の近代的システムが伝統的システムを一方的に超克してしまった例もあった。伝統的なシステムと近代的なシステムの特徴と差異をふまえたシステムの再構築が必要である。

本論文に関する既発表論文

●第１章に関するもの

１、「灰谷・傾斜地における伝統的集落環境に関する考察　その１、民家間取りの変遷について」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集27号・計画系』、pp.569-572、1987年5月
２、「灰谷・傾斜地における伝統的集落環境に関する考察　その２、景観構成とその分析」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集27号・計画系』、pp.573-576、1987年5月
３、「灰谷・傾斜地における伝統的集落環境に関する考察　その３、コミュニティと環境保全」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集27号・計画系』、pp.577-580、1988年5月

●第２章に関するもの

１、『農村地域における整備技術調査平成元年度報告書　美里地区』（分担執筆）京都府土地改良事業団体連合会、1990年3月
２、「伝統的ストックを活用した集落整備計画に関する研究　その１、八木町三ケ区地区・集落形成とストックの存在形態」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集30号・計画系』、pp.433-436、1990年5月
３、「伝統的ストックを活用した集落整備計画に関する研究　その２、八木町三ケ区地区・家屋の外観類型と配置類型」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集30号・計画系』、pp.437-440、1990年5月
４、「伝統的ストックを活用した集落整備計画に関する研究　その３　京都府八木町美里地区・集落内水路の現状」（連名）、『平成２年度大会（中国）　学術講演梗概集Ｅ』、pp.927-928、1990年10月
５、「伝統的ストックを活用した集落整備計画に関する研究　その４　京都府八木町美里地区・集落内水路の保存と活用について」（連名）、『平成２年度大会（中国）　学術講演梗概集Ｅ』、pp.929-930、1990年10月
６、『農村地域における整備技術調査平成２年度報告書　美里地区』（分担執筆）京都府土地改良事業団体連合会、1991年3月

●第３章に関するもの

１、「大都市近郊の集落領域における空間秩序の変容について　山科・スプロール地域における環境整備に関する研究　その１」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集29号・計画系』、pp.493-496、1989年5月
２、「大都市近郊集落におけるオープンスペースに関する考察　山科・スプロール地域における環境整備に関する研究　その２」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集30号・計画系』、pp.729-732、1990年5月

●第４章に関するもの

１、「当尾と南山城　歴史の道・保存修景計画」（連名）、『環境文化55号』、pp.92-120、1982年6月
２、「相楽の劇場風社殿」（連名）、『昭和57年度大会（東北）　学術講演梗概集・計画系』、pp.2395-2396、1982年9月
３、「都市近郊地域における神社境内地の変容に関する研究　京都府南部地域のいわい

る「鎮守の森」を例として」、『昭和61年度大会（北海道）　学術講演梗概集Ｆ』、pp.11-12、1986年8月
4、「鎮守の森の立地類型と周辺環境の変容に関する研究　南山城地区の神社とその集落を通じて」、『昭和62年度大会（近畿）　学術講演梗概集Ｆ』PP.397-398、1987年10月

●第５章に関するもの

1、「長屋街区形成過程の史的考察　大阪・谷町の長屋と路地の研究　その１」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集28号・計画系』、pp.469-472、1988年5月
2、「長屋街区における住環境の管理に関する研究　大阪・谷町の路地と長屋の研究　その２」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集28号・計画系』、pp.473-476、1988年5月
3、「谷町・伝統的長屋街区における住環境とその管理に関する研究　その１　長屋街区開発と借家経営者」（連名）、『昭和63年度大会（関東）　学術講演梗概集Ｆ』、1988年10月
4、「谷町・伝統的長屋街区における住環境とその管理に関する研究　その１　戦前における住環境管理」（連名）、『昭和63年度大会（関東）　学術講演梗概集Ｆ』、1988年10月
5、「谷町・伝統的長屋街区における住環境とその管理に関する研究　その２　戦後における住環境の変容とその管理」（連名）、『昭和63年度大会（関東）　学術講演梗概集Ｆ』、1988年10月
6、「長屋街区における居住者の環境評価に関する研究　大阪・谷町の路地と長屋の研究　その３」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集29号・計画系』、pp.497-500、1989年5月
7、「明治期長屋街区の史的前提　大阪三郷隣接部の市街地化に関する事例的考察」（連名）『第25回日本都市計画学会学術研究論文集』、pp.463-468、1990年11月

●第６章に関するもの

1、「都心研究における祭礼　都市祭礼からみた都心居住・1991年祇園祭調査から　その１」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集　31号・計画系』、pp.505-508、1991年5月
2、「祭礼時における共用空間の活用形態に関する研究　都市祭礼からみた都心居住・1991年祇園祭調査から　その２」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集　31号・計画系』、pp.509-512、1991年5月
3、「祭礼時における街区の利用形態に関する研究　都市祭礼からみた都心居住・1991年祇園祭調査から　その３」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集　31号・計画系』、pp.513-516、1991年5月
4、「都心地域における町コミュニティに関する研究　都市祭礼からみた都心居住・1991年祇園祭調査から　その４」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集　31号・計画系』、pp.621-624、1991年5月
5、「歴史都市の都心地域における町コミュニティに関する研究」（連名）『第26回日本都市計画学会学術研究論文集』、pp.1-6、1991年11月
6、「都心市街地の形態と祭礼演出に関する研究　京都・祇園祭山鉾町における伝統と変容」（連名）『第26回日本都市計画学会学術研究論文集』、pp.7-12、1991年11月
7、「町家の現況と日常的利用について　京都山鉾町における町家に関する研究　その１」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集32号・計画系』、pp.453-456、1992年5月
8、「祇園祭のお飾り場について　京都山鉾町における町家に関する研究　その２」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集32号・計画系』、pp.457-460、1992年5月

9、「都心地域における相隣・近隣関係からみた歴史的環境の保全に関する研究　京都都心部における一街区を事例として」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集32号・計画系』、pp.749-752、1992年5月
10、「A Study on the Screen Festival in Central Area of Kyoto, Part 1: Focusing on the Trends in Changing Patterns of Display」（連名）、『平成４年度大会（北陸）学術講演梗概集Ｆ』、pp.173-174、1992年8月
11、「A Study on the Screen Festival in Central Area of Kyoto, Part 1: Focusing in Nagaya Form as an Expression of Life Style」（連名）、『平成４年度大会（北陸）学術講演梗概集Ｆ』、pp.175-176、1992年8月
12、「歴史的都心における伝統的共用施設の現代的機能に関する研究　京都・祇園祭山鉾町の町会所について」（連名）『第27回日本都市計画学会学術研究論文集』、pp.247-252、1992年11月
13、「都市祭礼にみる伝統とその変容－京都祇園祭の空間演出－」（連名）『都市問題研究第45巻・第１号』、pp.14-27、1993年１月

●第９章に関するもの

1、「ガンダーラ仏教遺跡・タクティ＝バヒ寺院　その１、調査の概要と遺跡分布」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集29号・計画系』、pp.729-732、1989年5月
2、「ガンダーラ仏教遺跡・タクティ＝バヒ寺院　その２、建築遺構の類型と伽藍構成」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集29号・計画系』、pp.733-736、1989年5月
3、「ガンダーラ仏教遺跡・タクティ＝バヒ寺院　その３、保存修景計画」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集29号・計画系』、pp.737-740、1989年5月

その他の研究発表

●報告書・著書
1、『杵築の町づくり　歴史文化環境整備計画のための調査報告書』（分担執筆）杵築市、1981年3月
2、『歴史の町なみ　近畿編』（分担執筆）日本放送出版協会、1982年6月
3、『利神城と平福の町なみ』（分担執筆）日本観光資源保護財団、1984年3月
4、『近江八幡市における地域文化財を活用した個性的町づくりのための実践的研究』（分担執筆）トヨタ財団、1985年3月
5、『京都社寺調査報告Ⅳ』（分担執筆）京都国立博物館、1984年3月
6、『京都社寺調査報告Ⅴ』（分担執筆）京都国立博物館、1985年3月
7、『GANDHARA　ガンダーラ仏教遺跡の総合調査概報、1983、1984』（分担執筆）京都大学学術調査隊、1986年3月
8、『京都社寺調査報告Ⅵ』（分担執筆）京都国立博物館、1986年3月
9、『京都社寺調査報告Ⅶ』（分担執筆）京都国立博物館、1987年3月
10、『GANDHARA Ⅱ　ガンダーラ仏教遺跡の総合調査概報、1986』（分担執筆）京都大学学術調査隊、1988年3月
11、『まちに住まう　大阪都市住宅史』（分担執筆）平凡社、1989年8月
12、『仁和寺大観』（分担執筆）法蔵館、1990年2月
13、『都市はステージ　大阪の魅力』（分担執筆）、サントリー不易流行研究所、1992年2月
14、『ラニガト　1984-92　ガンダーラ仏教遺跡の総合調査報告書第１冊』（分担執筆）、京都大学学術出版会、1995年2月出版予定

●研究論文

1、「下つ道と環濠集落　歴史・現状・保存修景計画」（連名）、『環境文化45号』、pp 73-149、1980年6月
2、「連如の道　　寺内町の形成と展開」（連名）、『環境文化58号』、pp.92-148、1983年6月
3、「平福の歴史的環境調査と保存修景計画　　その１・城下町の成立とその遺構について」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集24号・計画系』、pp.497-500、1984年6月
4、「平福の歴史的環境調査と保存修景計画　　その２・町人地の展開について」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集24号・計画系』、pp.501-504、1984年6月
5、「平福の歴史的環境調査と保存修景計画　　その３・町家と町なみの景観」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集24号・計画系』、pp.505-508、1984年6月
6、「平福の歴史的環境調査と保存修景計画　　その４・水環境とその利用形態」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集24号・計画系』、pp.509-512、1984年6月
7、「平福の歴史的環境調査と保存修景計画　　その５・保存修景計画」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集24号・計画系』、pp.513-516、1984年6月
8、「大阪・船場の業務地区化と都心居住の変容に関する研究」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集28号・計画系』、pp.477-480、1988年5月
9、「都心の住環境と居住者の意識に関する研究」（連名）、『日本建築学会近畿支部研究報告集28号・計画系』、pp.549-552、1988年5月
10、「近代初頭の大阪愛日学区における伝統的町内空間　伏見町４丁目・道修町３丁目・平野町における町家と町なみ」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集　31号・計画系』、pp.553-556、1991年5月
11、「近代初頭の大阪北船場における住宅の平面類型と集住の形態、その１　住宅平面の類型化について」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集32号・計画系』、pp.829-834、1992年5月
12、「近代初頭の大阪北船場における住宅の平面類型と集住の形態、その２　集住の形態について」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集32号・計画系』、pp.833-836、1992年5月
13、「Trends and Meaning of Land Ownership in Yatacho and Shin-Kamanzacho in Two Cross Section; Focusing in the Central Area of Kyoto」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集32号・計画系』、pp.845-848、1992年5月
14、「近代初頭の大阪北船場における職住形態」（連名）『日本建築学会近畿支部研究報告集第33号・計画系』、pp.789-792、1993年5月

●日本建築学会大会口頭発表

1、「杵築市伝統的文化都市環境の保全と整備に関する考察　　その１、歴史的風土とその現況」（連名）、『昭和56年度大会（九州）　学術講演梗概集・計画系』、pp.1639-1640、1981年9月
2、「杵築市伝統的文化都市環境の保全と整備に関する考察　　その２、伝統的市街地における街路の認知」（連名）、『昭和56年度大会（九州）　学術講演梗概集・計画系』pp.1641-1642、1981年9月
3、「杵築市伝統的文化都市環境の保全と整備に関する考察　　その３、保存修景計画」（連名）、『昭和56年度大会（九州）　学術講演梗概集・計画系』、pp.1643-1644、1981年9月
4、「平福の歴史的環境とその保存修景計画　　その１・集落形態の変遷とその復原的考察」（連名）、『昭和59年度大会（関東）　学術講演梗概集・計画系』、pp.2197-2198、1984年10月
5、「平福の歴史的環境とその保存修景計画　　その２・町家と町なみ景観」（連名）、『昭和59年度大会（関東）　学術講演梗概集・計画系』、pp.2199-2200、1984年10月
6、「平福の歴史的環境とその保存修景計画　　その３・水環境とその利用形態」（連名）『昭和59年度大会（関東）　学術講演梗概集・計画系』、pp.2201-2202、1984年10月

7、「平福の歴史的環境とその保存修景計画　　その４・保存修景計画」（連名）、『昭和59年度大会　学術講演梗概集・計画系』、pp.2203-2204、1984年10月
8、「歴史的市街地の変容と現状　　伏見における事例的研究　その１、土地利用の史的考察」（連名）、『昭和60年度大会（東海）　学術講演梗概集Ｆ』、pp.377-378、1985年10月
9、「歴史的市街地の変容と現状　　伏見における事例的研究　その２、土地利用変化のパターンと都市景観」（連名）、『昭和60年度大会（東海）　学術講演梗概集Ｆ』、pp.379-380、1985年10月
10、「歴史的市街地の変容と現状　　伏見における事例的研究　その３、町なみ景観の分析」（連名）、『昭和60年度大会（東海）　学術講演梗概集Ｆ』、pp.381-382、1985年10月
11、「歴史的市街地の変容と現状　　伏見における事例的研究　その４、水辺環境の形成とその現況」（連名）、『昭和60年度大会（東海）　学術講演梗概集Ｆ』、pp.383-384、1985年10月
12、「歴史的市街地の変容と現状　　伏見における事例的研究　その5、近年における市街地の変容」（連名）、『昭和60年度大会（東海）　学術講演梗概集Ｆ』、pp.385-386、1985年10月
13、「大阪・船場の居住者とその居住理由について」（連名）、『昭和63年度大会（関東）学術講演梗概集Ｆ』、1988年10月
14、「都心街区の空間構成に関する考察　矢田町・都心街区における歴史的環境保全に関する研究　その１」（連名）、『平成３年度大会（東北）学術講演梗概集Ｆ』、pp.57-58、1991年9月
15、「建物ファサードの特徴と町なみ景観　矢田町・都心街区における歴史的環境保全に関する研究　その２」（連名）、『平成３年度大会（東北）学術講演梗概集Ｆ』、pp.59-60、1991年9月
16、「祭礼時における町空間の利用に関する考察　矢田町・都心街区における歴史的環境保全に関する研究　その３」（連名）、『平成３年度大会（東北）学術講演梗概集Ｆ』、pp.61-62、1991年9月
17、「将来予測と保全のための提案　矢田町・都心街区における歴史的環境保全に関する考察　その４」（連名）、『平成３年度大会（東北）学術講演梗概集Ｆ』、pp.63-64、1991年9月
18、「近代初頭の大阪愛日学区における街区空間に関する研究　裏長屋の建築形態と宅地利用類型」（連名）、『平成３年度大会（東北）学術講演梗概集Ｆ』、pp.529-530、1991年9月
19、「近代初頭の大阪道修町三丁目における集住形態」（連名）、『平成４年度大会（北陸）学術講演梗概集Ｆ』、pp.659-660、1992年8月

●総説

1、「寛永の社寺復興と仁和寺の建築」『清風会報』、1982年6月
2、「ガンダーラ仏教遺跡研究の現状と展望」『建築雑誌　1236号』、1985年8月
3、「ガンダーラ仏教遺跡研究の現状と展望・資料」『東洋の建築的伝統　　研究の現状と課題』（建築歴史・意匠部門研究協議会資料）、1985年10月
4、「都心居住と地域施設としての小学校　　近代大阪の経験に学ぶ」、『季刊教育運動93号』、pp.16-21、1991年３月

謝辞

本論文は、筆者が京都大学大学院に進学以来今日まで、継続して行ってきた保存修景計画に関する研究をとりまとめたものである。本論文をとりまとめるに至るまでには、京都大学工学部建築学教室西川研究室の先生がた、先輩諸兄など、多くのかたがたの、ご指導、ご協力をいただいた。本論文を閉じるにあたり、改めて心より御礼を申し上げたい。

とりわけ京都大学工学部西川幸治教授には、１５年のながきにわたって、ご指導いただいた。また、同教授を主査とする保存修景計画研究会の議論からは多大な啓発を受けた。

研究室在籍中に指導を受けた山崎正史助手（現立命館大学助教授）、岡田保良助手（現国士舘大学助教授）、濱崎一志助手に御礼を申し上げたい。

最後に、本論文執筆のため赴任早々からご迷惑をおかけした奈良女子大学家政学部住居学科（現生活環境学部人間環境学科）の先生がたにも、お詫びと御礼を申し上げたい。

1993年10月　　増井正哉



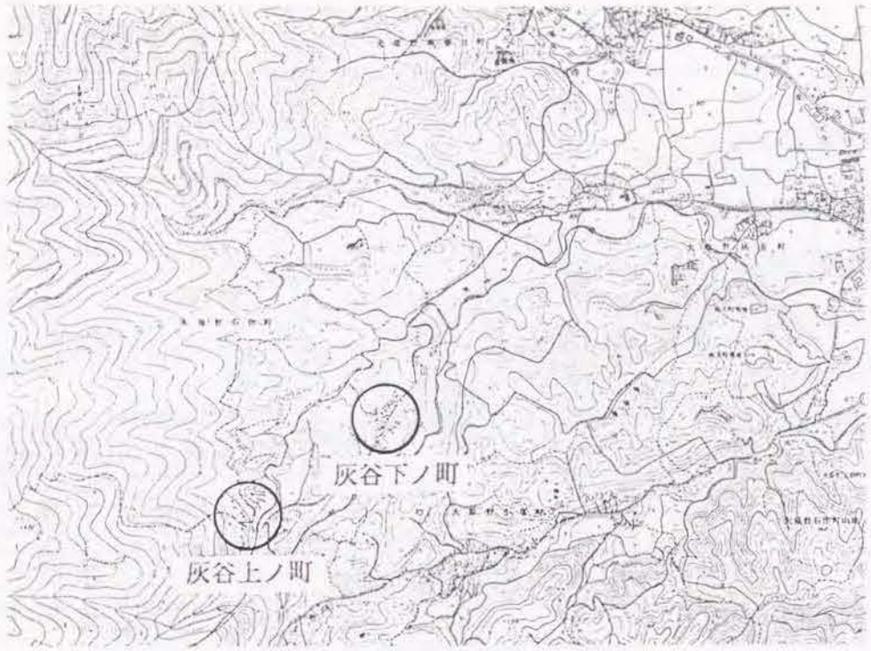


図1-1-1　灰谷位置図

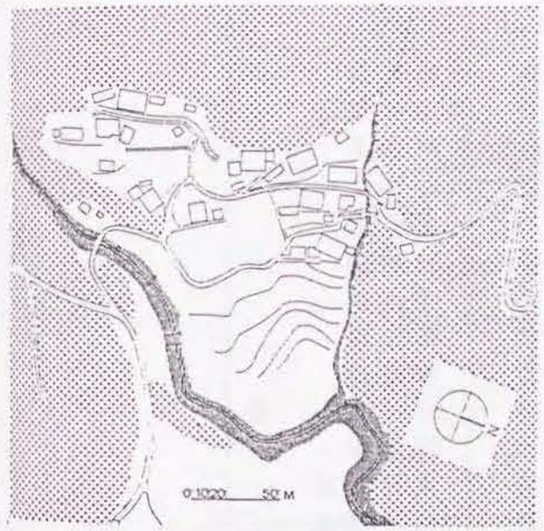


図1-2-1　周辺構成図

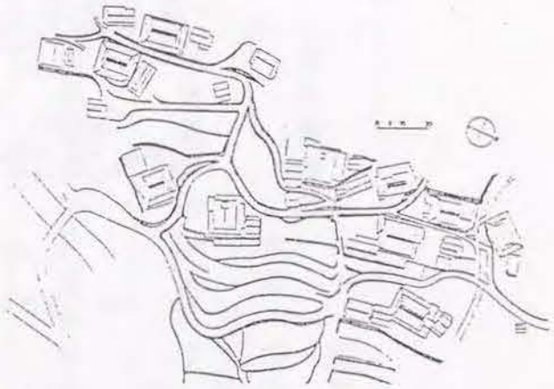


図1-2-2　石垣分布図

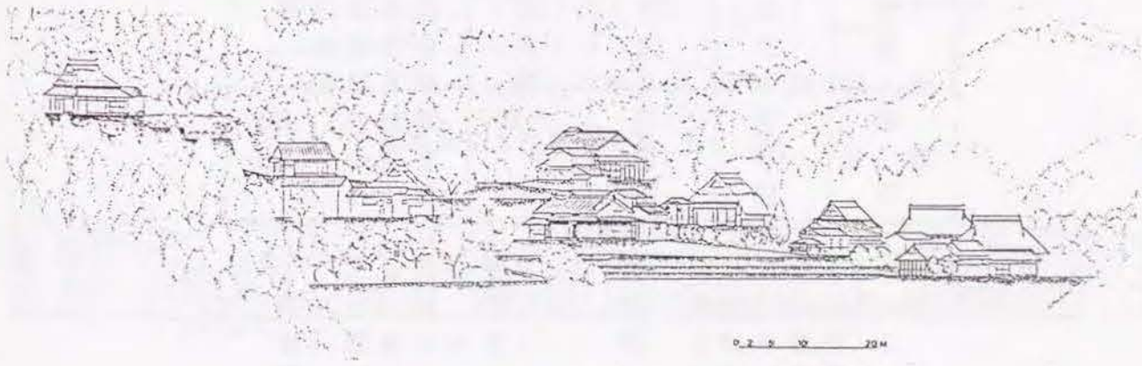


図1-2-3　集落連続立面図１（南－北）

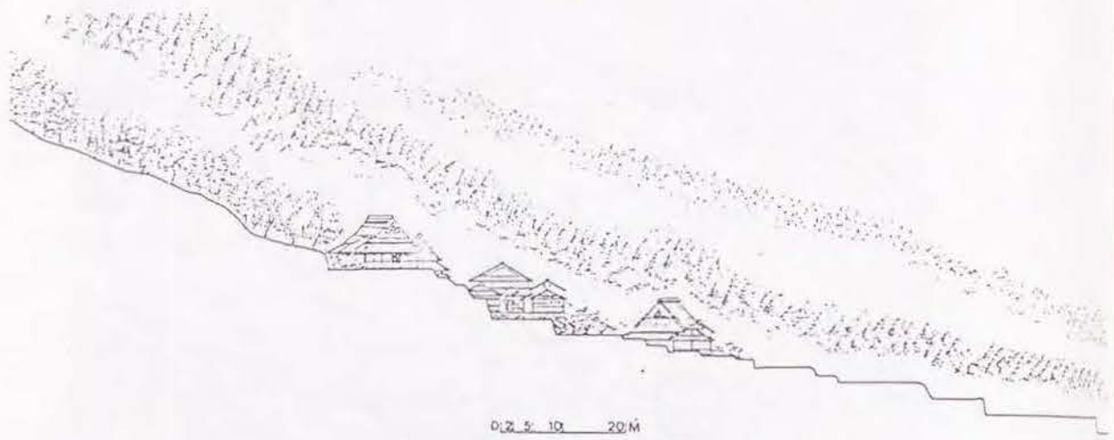


図1-2-4　集落連続立面図２（西－東）

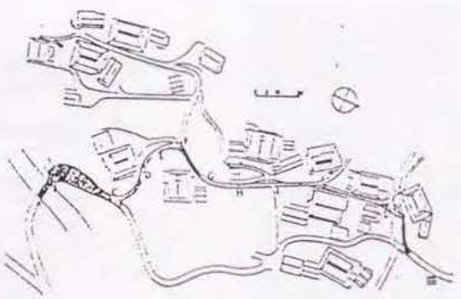


図1-2-5　視界深度調査区域図

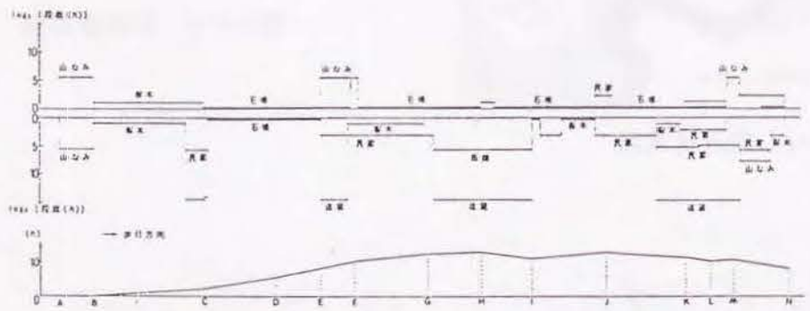


図1-2-6　視界深度および高低差

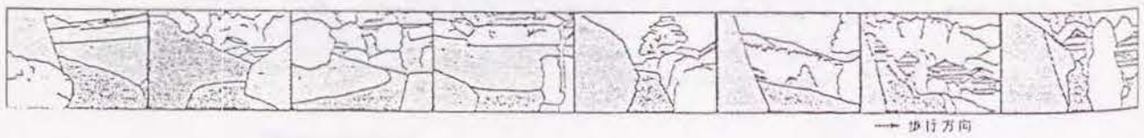


図1-3-7　景観の変化

表1-3-1　戸数・人口の変遷

年代	戸数（コ） 上	下	計	人口（ニン） 上	下	計	専業	兼業	非農業（コ）	史料
元禄2年(1689)	25									『京羽二重織留』
文久元年(1861)	12	11	23							『御祝儀帳』M.S家文書
明治20年(1887)	13	11	24	67	45	118				『蓼平　灰谷』区有文書
昭和15年(1940)	12	11	23	82	74	156	12	11	0	〃　とN.C氏聞き取り
昭和30年(1955)	12	12	24	66	65	131	4	19	1	『覚帳』区有文書
昭和45年(1970)	11	14	25	47	74	121	2	18	5	〃
昭和61年(1987)	9	22	31	36	116	152	1	18	12	本年度調査

表1-3-2　環境とコミュニティ

管理対象	明治以前	昭和戦前	昭和戦後	現在
森　共有林	保	保	保	保
森　三鈷寺山林	保	保	保	区
水　私有神祭	個	個	個	個
水　水給排水	保	保	保	保
川　灰谷水路	?	町	隣	隣
川　用水工事	保	保	保	府・区
道　橋保守	保	保	保	府・保
道　市道内	保	保	保	一
家　集落大	保	保	市	市・区
家　ぜ・小	組	保	市	市・区
風　あ普請	(保)	個・隣	保	個・親
風　あ普請	(町)	(保)	個	個・個
屋　主普請	(組)	(町)	(保)	個・個
屋　納替	(保)	(組)	(町)	個・親
屋　呂修理	(組)	親	(組)	親・個
屋　屋規模	保？	親・個	親	親・個
屋　根規模	—	保	町	隣・親
屋　根大ぜ	—	町	町	個・個
石垣　小あ		個	個	

区　自治会　保　保および旧・保
町　谷町、下ノ町　組　東西、南北の組
親　灰上ノ戚　隣　となり近所
個　個人のレベル　（　）は本文参照

表1-3-3　『人足帳』集計表

年　代	年平均 項目数	年平均 人足数	年平均 出席数	欠席率
昭和4～6年	12.7ケン	240.0ニン	176.3ニン	28.5%
8～11	16.3	311.7	191.8	38.3
15～18	13.0	241.8	150.6	37.9
19～23	8.8	172.5	129.6	34.1
24～29	10.5	207.2	156.7	24.3
30～32	7.0	128.3	111.8	12.9
33～42	10.3	192.2	146.2	24.0
43～52	6.8	108.3	521.1	48.1
53～61	6.4	172.8	841.0	51.3

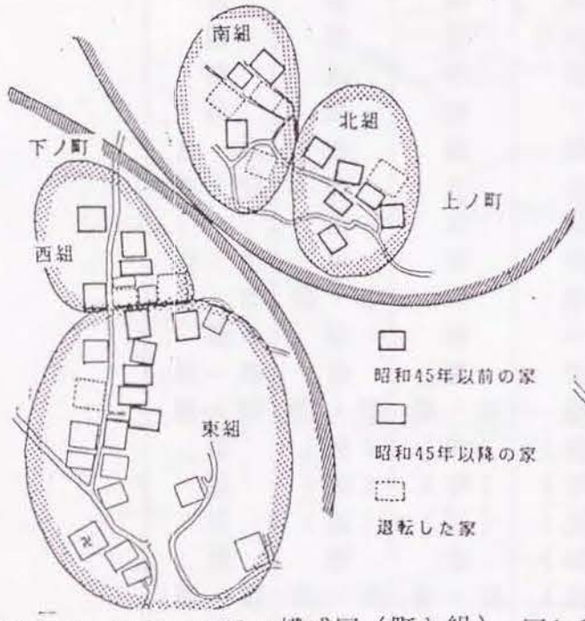


図1-3-1　コミュニティ構成図（町と組）

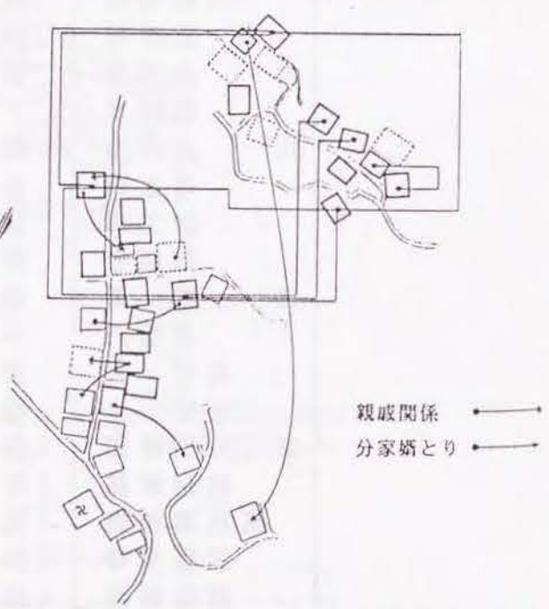


図1-3-2　コミュニティ構成図（親戚と分家婿とり

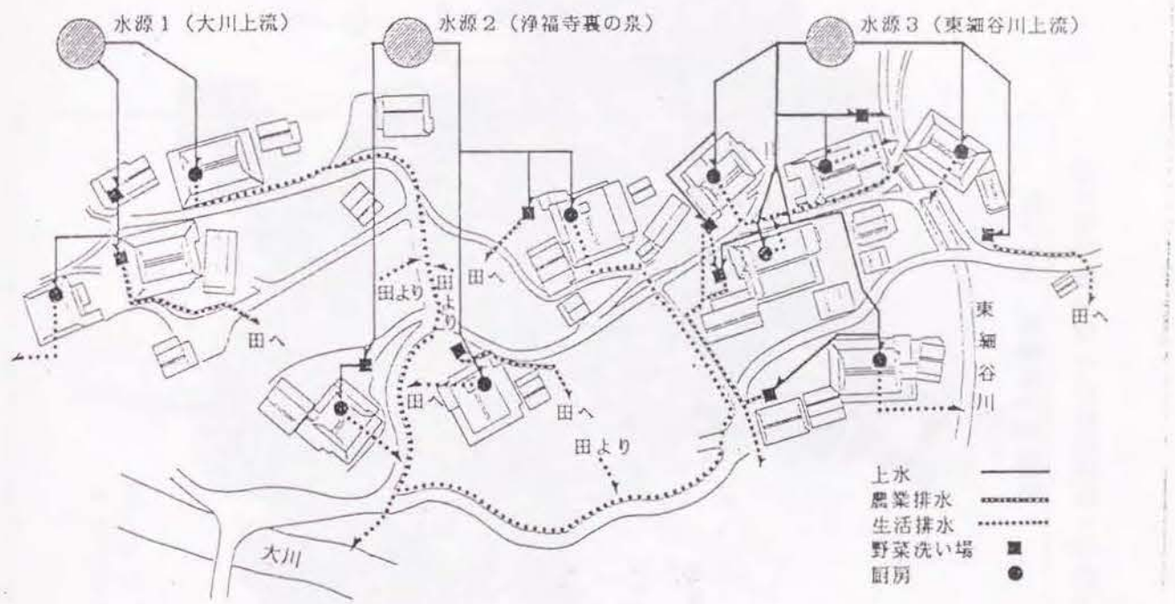


図1-3-3　給排水システム図

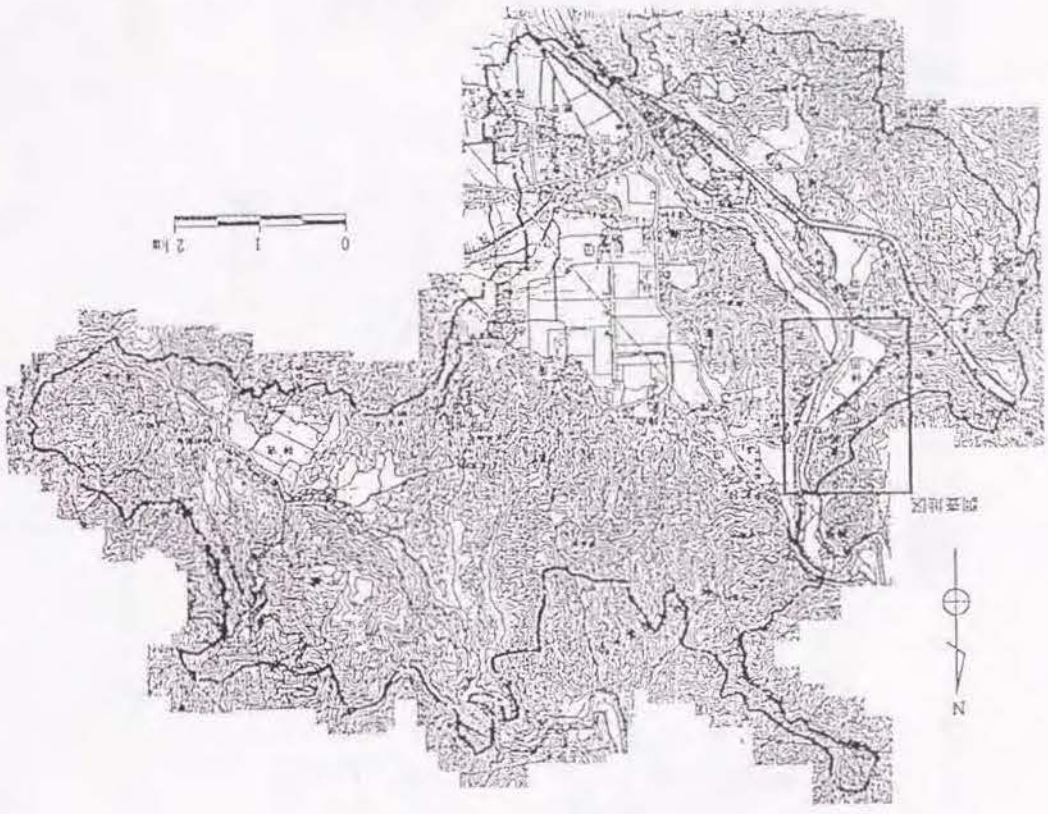


図2-1-1　調査地区位置図



図2-1-2　美里地区の地形概要

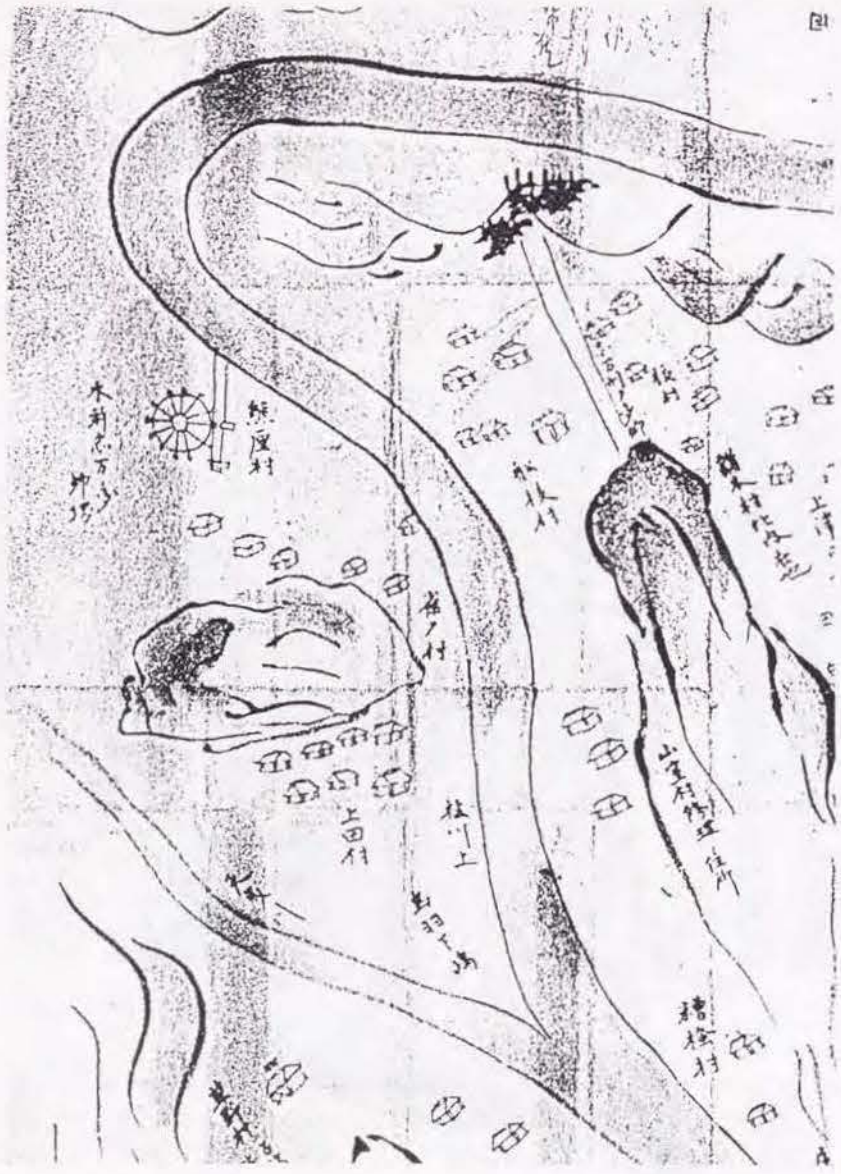


図2-2-1　「丹波国吉富庄絵図」[1]にみえる美里地区

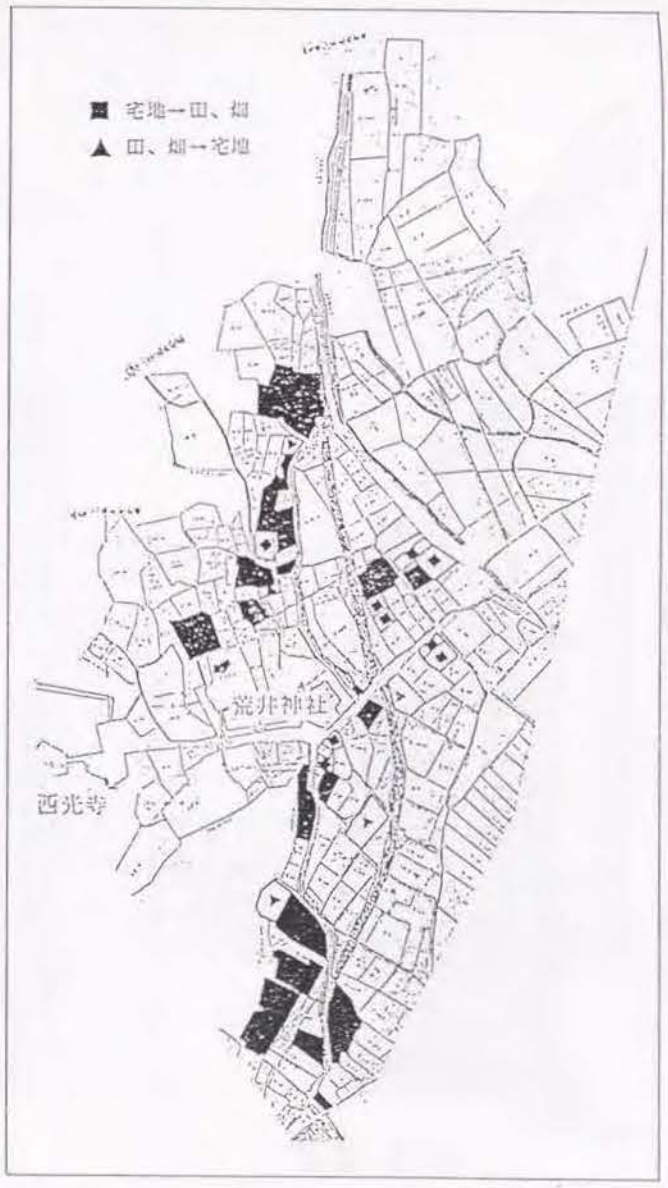


図2-2-2　神田・地籍図にみえる土地利用変化



図2-2-3　建物構造別分布図



図2-2-4　建物伝統区分分布図

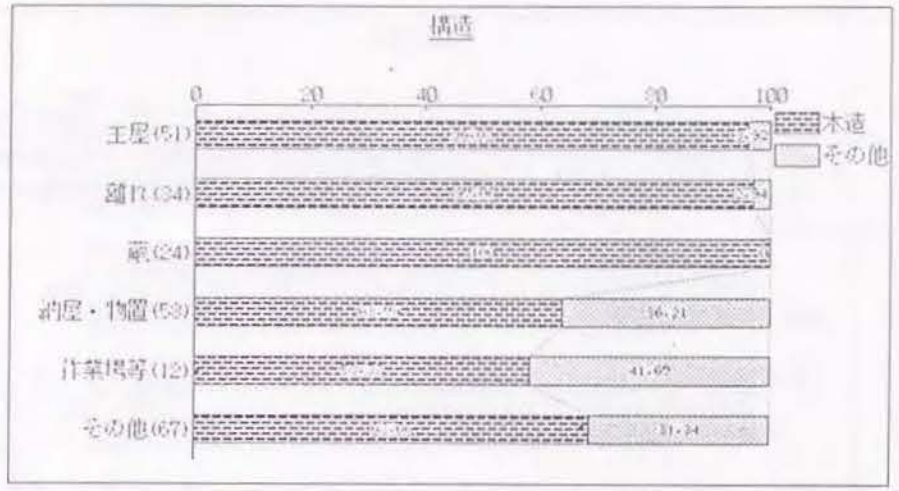


図2-2-5　建物の構造

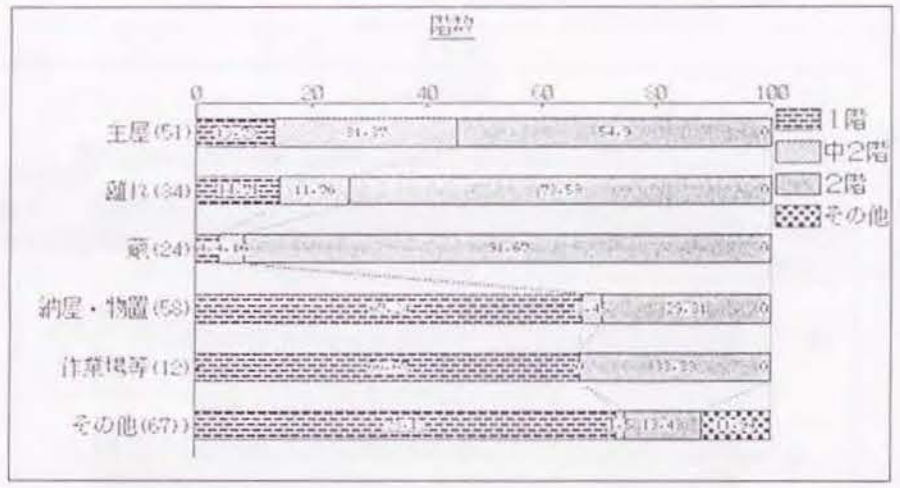


図2-2-6　建物の規模

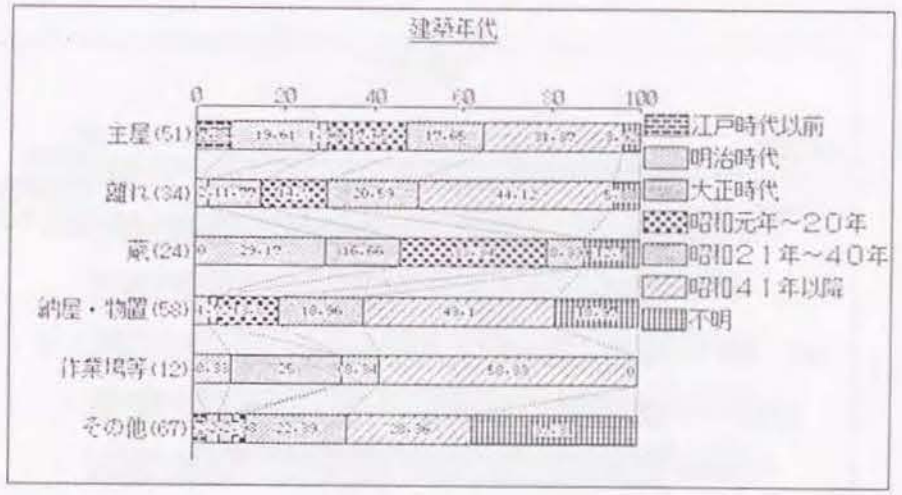


図2-2-7　建築年代

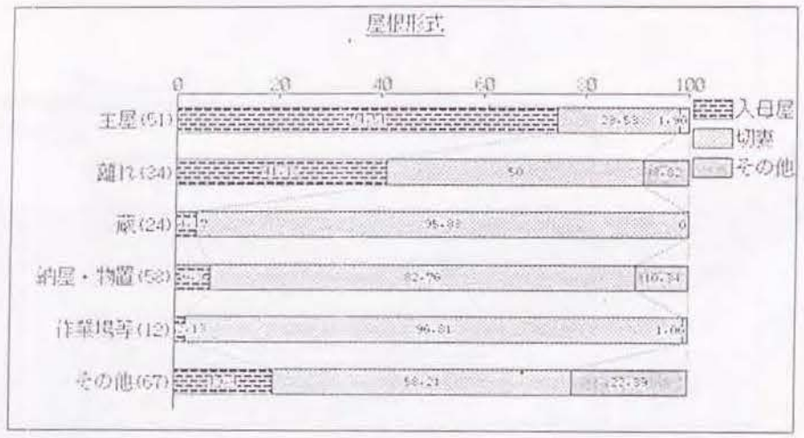


図2-2-8　屋根形式

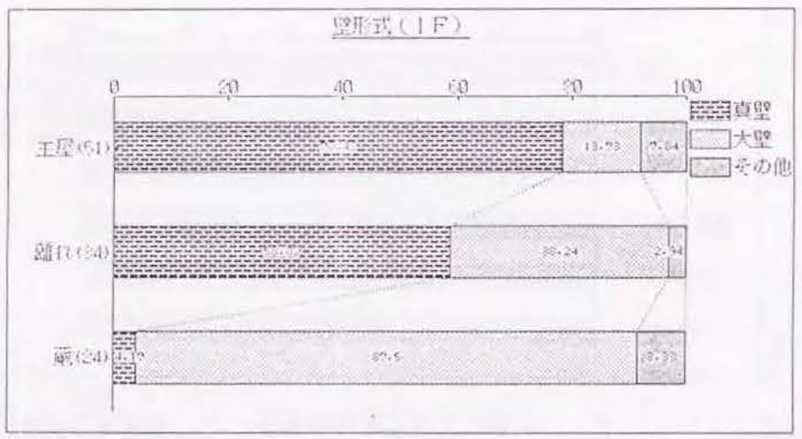


図2-2-9　壁形式

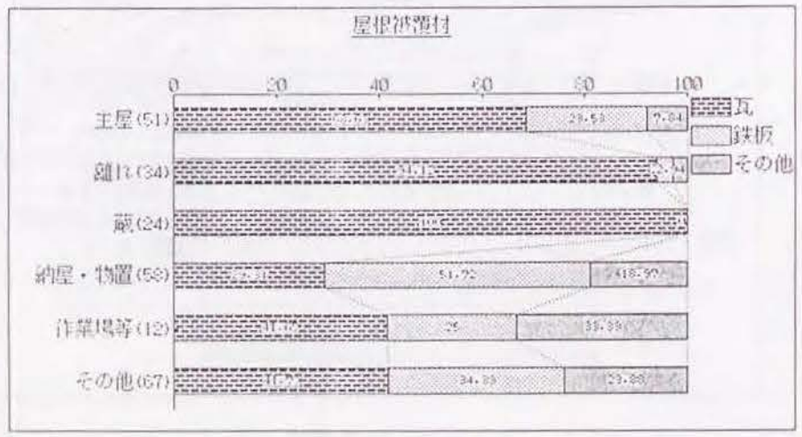


図2-2-10 屋根被覆材

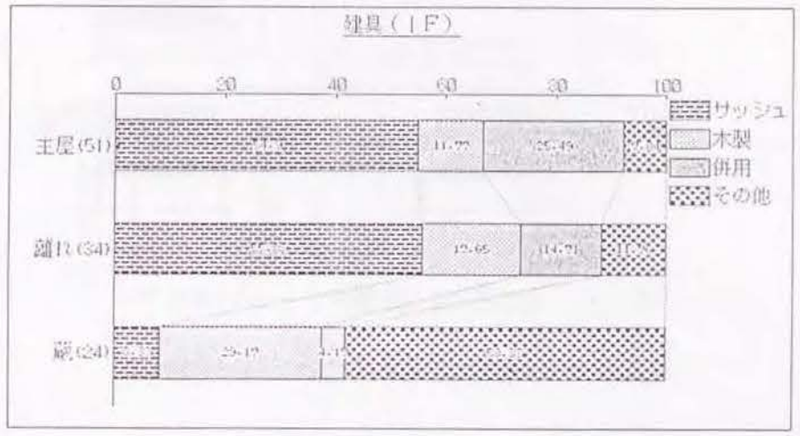


図2-2-11 建具の素材（１階部分）

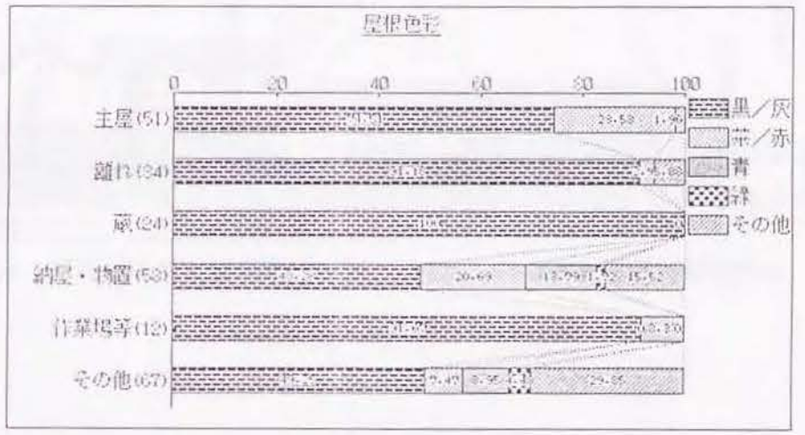


図2-2-12　屋根色彩

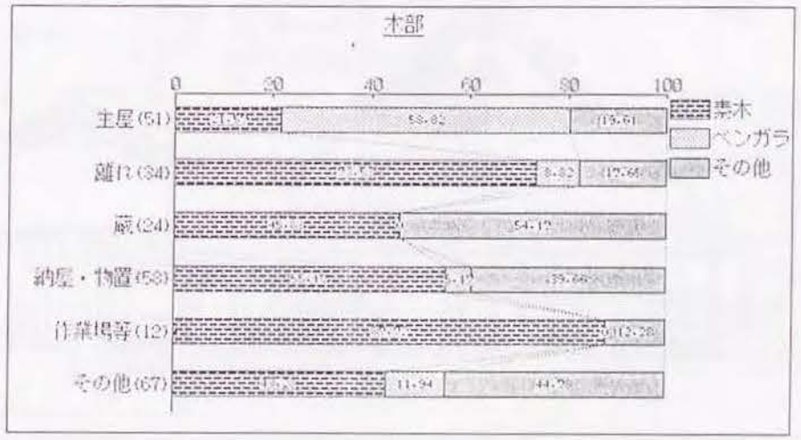


図2-2-13　木部の仕上げ

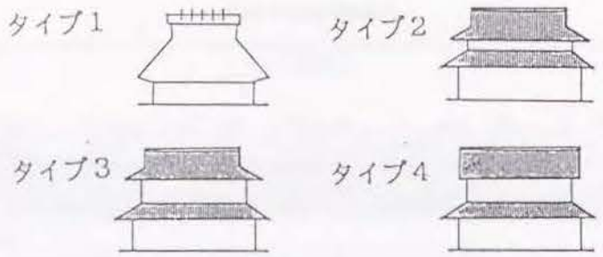


図2-2-14　主屋フレームのタイプ

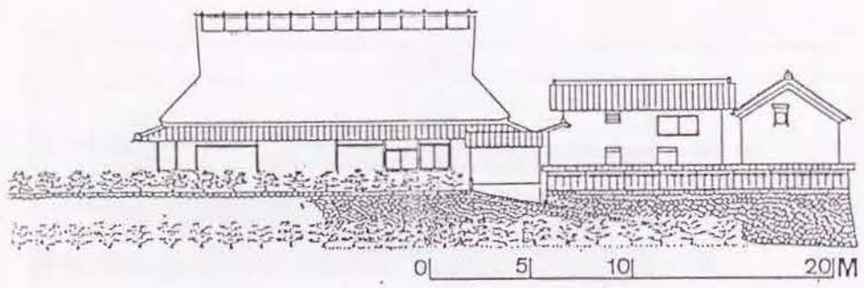


図2-2-15　松本愛之助家立面図（タイプ１）

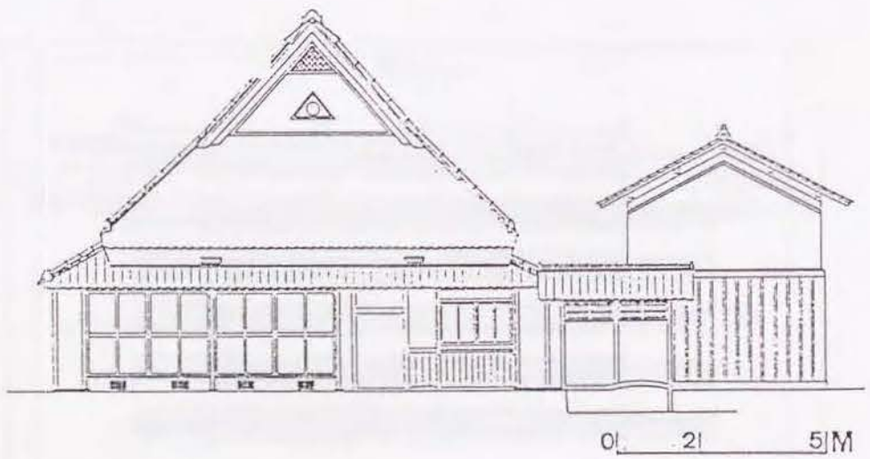


図2-2-16　松本清家立面図（タイプ１）

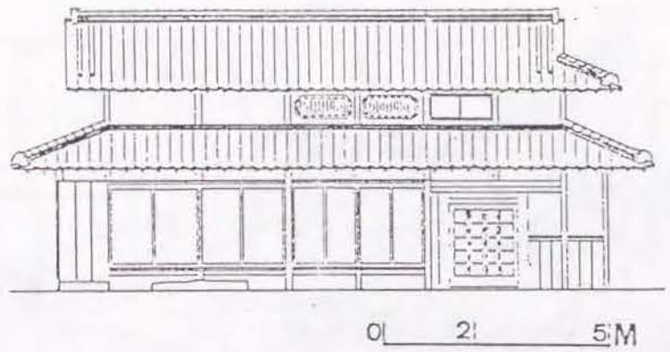


図2-2-17　井上利市家立面図（タイプ２）

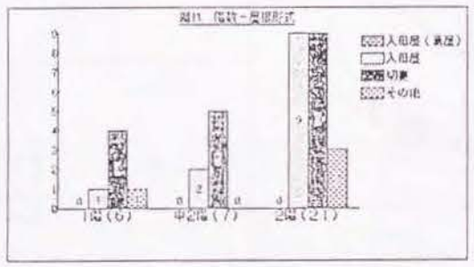


図2-2-18　離れの規模と屋根形式

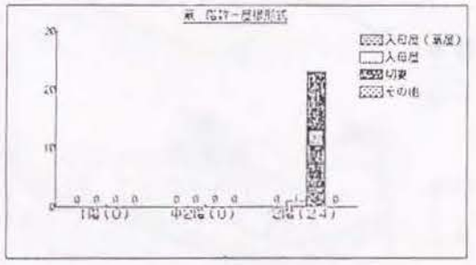


図2-2-19　蔵の規模と屋根形式

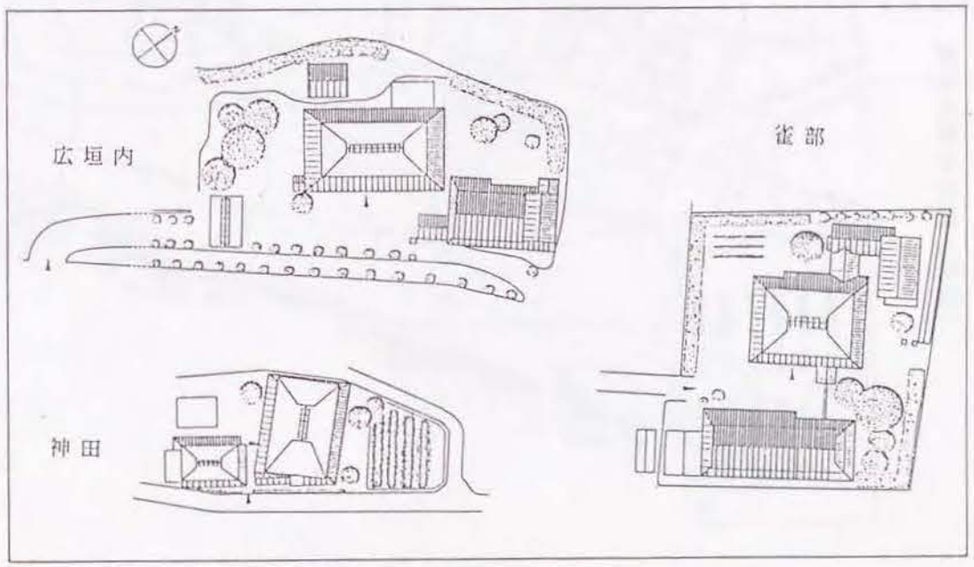


図2-2-20　屋敷地の典型例



図2-2-24　境界要素分布図（広垣内）



図2-2-25　境界要素分布図（神田）

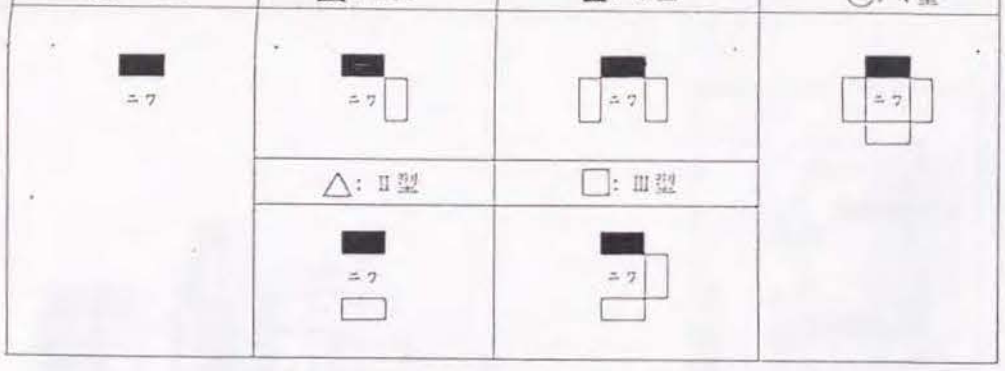


図2-2-21　家屋配置形態の類型

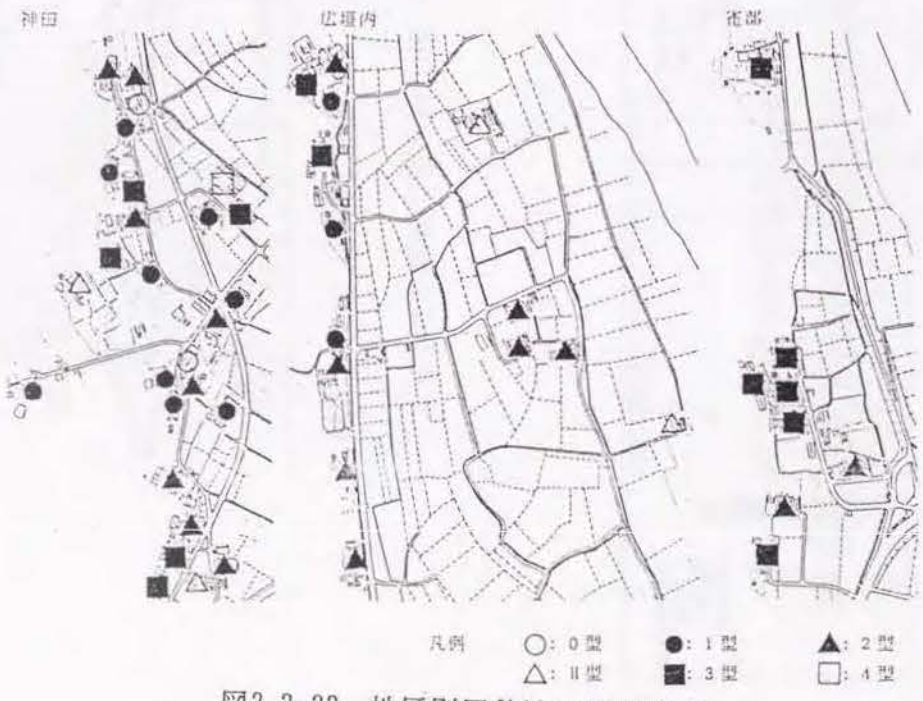


図2-2-22　地区別屋敷地の空間構成

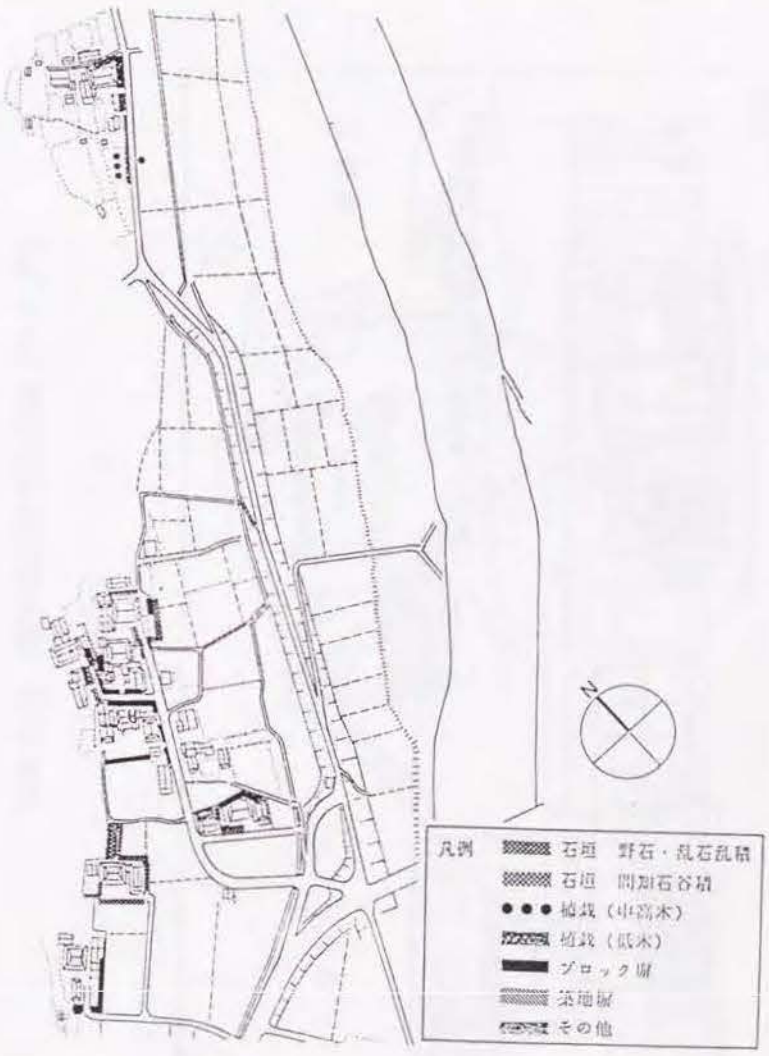


図2-2-23　境界要素分布図（雀部）

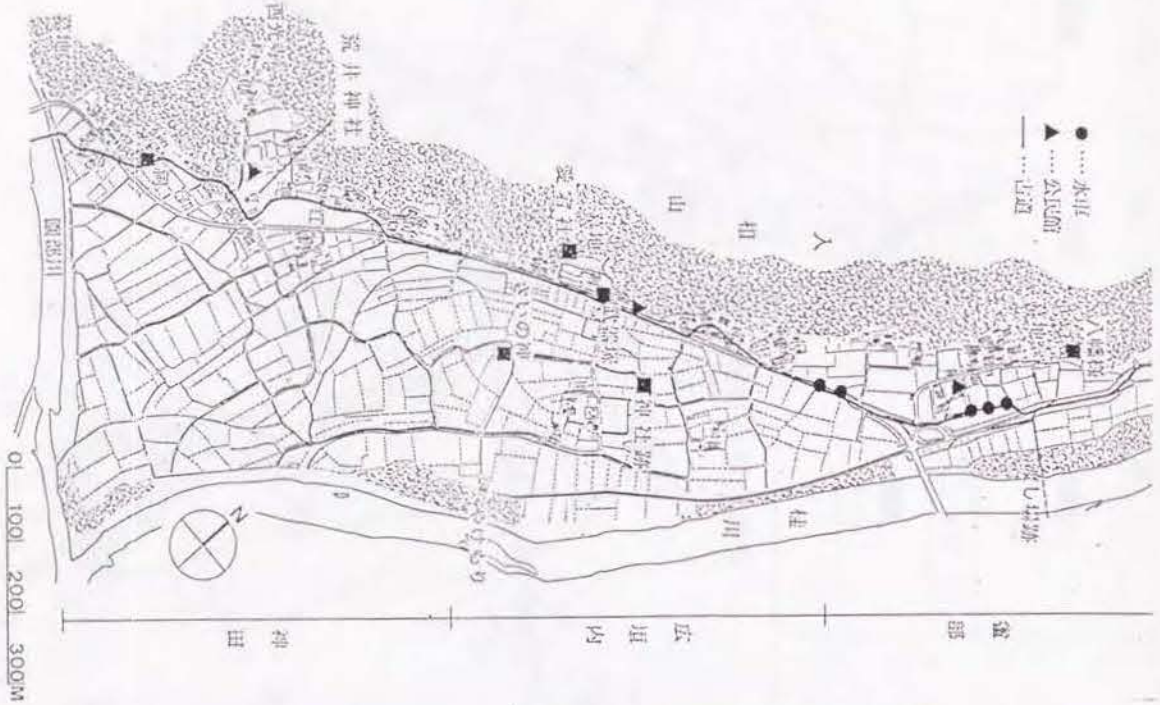


図2-2-26　地域文化財分布図

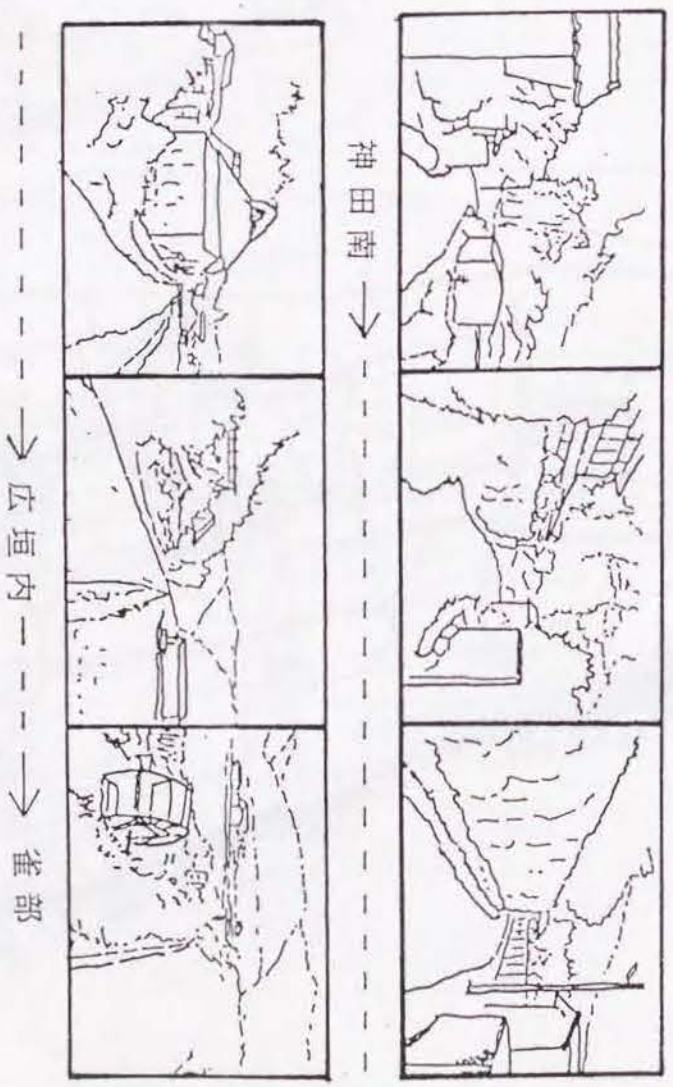


図2-2-27　みち景観の変化

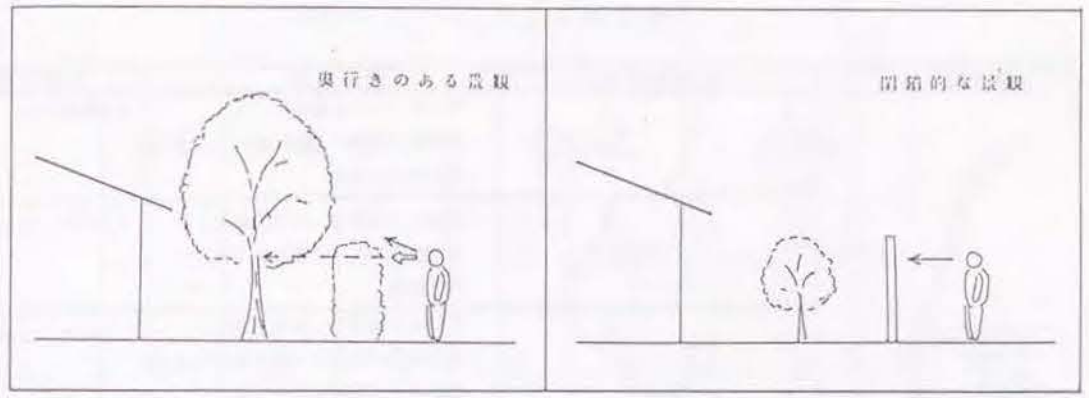


図2-2-28　景観の奥行き

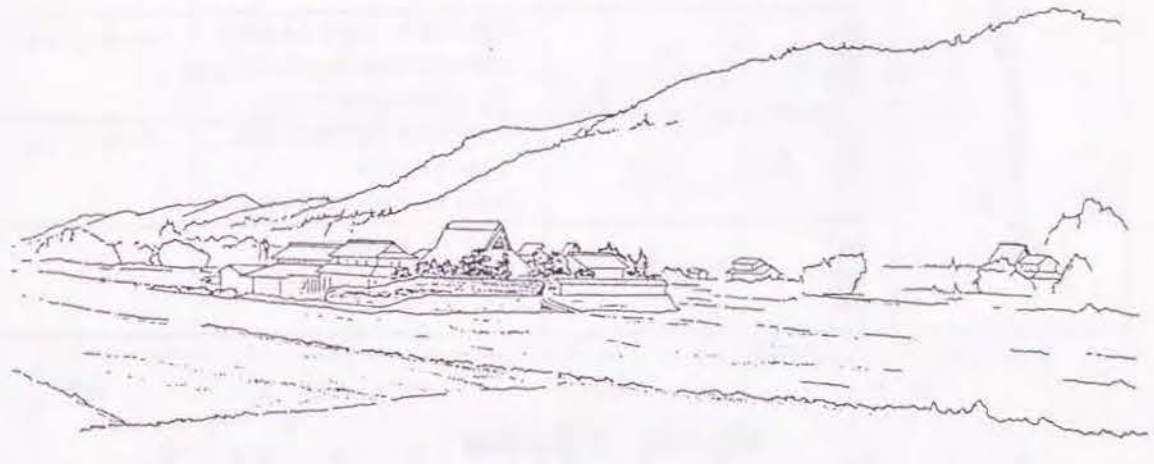


図2-2-29・堤防からの遠景

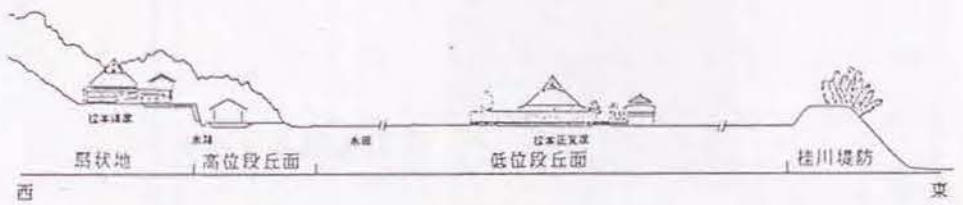


図2-2-30　広垣内集落断面図

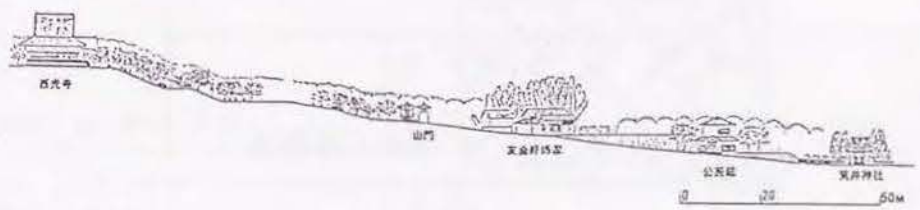


図2-2-31　神田集落断面図

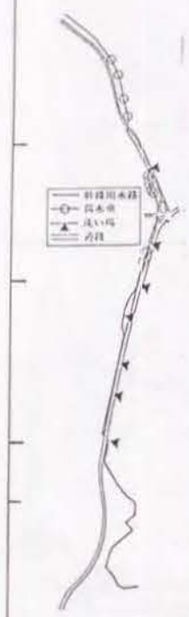
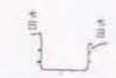
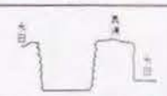
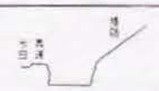
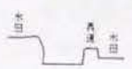
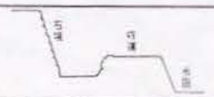
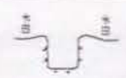
模式図		主要断面形状	護岸様式	水路設備
	雀部東		・コンクリート3面張り ・高位段丘面側の上端に低い石積みが上乗せ	水量調節ゲート
			・石積み2面張り（野石乱積み） ・数カ所間知コンクリートブロックで補強	・揚水車（4カ所）
	雀部南		・石積み2面張り（野石乱積み） ・農道の下の石積みは所々目地がセメントで補強されている	・揚水車（2カ所）
			・石積み2面張り（野石乱積み）	・揚水車が集中 ・洗い場（5カ所）
	広垣内		・民家側石垣は、間知石谷積みが多い ・府道側は野石乱積みだが府道下をくぐる両岸は間知石谷積み	・洗い場（4カ所）
	神田北		・大半が土水路であり野石が補強に用いられている ・竹による補強も1カ所見られる	・洗い場（1カ所）
	神田南		・コンクリート3面張り	

図2-2-32　水路の景観

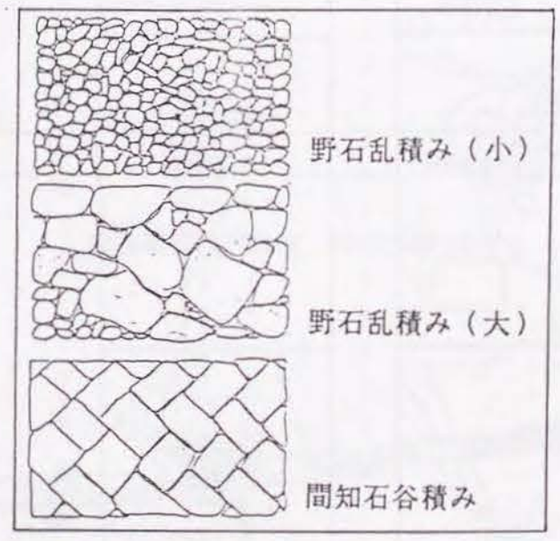


図2-2-33　水路の石積み3態

表2-1-1　人口と世帯数の推移

年次	雀部		広垣内		神田	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
1965	56	9	87	14	131	27
1975	43	9	74	14	110	27
1985	40	8	61	14	118	28

表2-1-2　専業兼業別農家数の推移

年次	雀部				広垣内				神田			
	計	専業	一兼	二兼	計	専業	一兼	二兼	計	専業	一兼	二兼
1960	-	-	-	-	14	3	10	1	25	7	11	7
1970	-	-	-	-	14	0	3	11	24	2	0	22
1975	-	-	-	-	14	0	1	13	24	2	2	20
1980	-	-	-	-	14	0	1	13	25	2	2	21
1985	8	0	4	4	13	0	1	12	24	4	1	19

表2-2-1　近世の基本データ

年代＼村名	神田			広垣内			雀部		
＼項目	石高ｺｸ	戸数ｺ	人口ﾆﾝ	石高ｺｸ	戸数ｺ	人口ﾆﾝ	石高ｺｸ	戸数ｺ	人口ﾆﾝ
I 1700年	115.9885			60.5465			50.345		
II 1795年ﾏﾃﾞ	157.53			100.798			86.368		
III 1809年ﾏﾃﾞ	155.253	33	148	106.525	18	90	86.53	19	85
IV 1834年	180.410			112.583			91.571		
V 1872年		27			16			16	
VI 1888年		32			17			17	

表2-2-2　『寺社類集』（1740）にみえる寺社

村名	寺社名	建物	境内	現在
神田	荻神	社／一間四面	二十四間四方	荻井神社
	荻井大明神	拝殿／二間四面	（馬場一町）	馬場は畑地になる
	関屋跡	－	二間三間	不明
	川岸跡	－	一間半四方	小字川岸ノが残る
	西光寺	北坊／禅学院		水盛を残すのみ
		／良坊		
広河内	龍王荻	－	五間二十一間	現在の荻宮社？
雀部	八幡社	一間四面	四十八間回り	公民館脇→現在地
	明見社	四尺四面	四十五間回り	小字名「妙見ノ杉」が残る
	山神社	二尺四面	四十間回り	不明
	大荒荻社	－	十二間回り	不明

表2-2-3　地籍図にみえる地目変更

地区	地目変化	荻位段丘面	境界
神田	宅→田、畑	1,956a(9)	
	田、畑→宅	2,052 (5)	
	田→畑		2,235a(2) 415a(2)
	山林→田、畑	2,832 (7)	
	その他	1,436 (3)	584 (1)
広垣内	宅→田、畑		1,038 (2)
	田、畑→宅	564 (2)	728 (2)
	田→畑	348 (1)	
	山林→田、畑	2,952 (9)	176 (1)
	その他	1,216 (4)	168 (1)
雀部	宅→田、畑	3,372 (9)	
	田、畑→宅	548 (3)	
	田→畑	1,252 (3)	1,316 (1)
	山林→田、畑	284 (1)	1,140 (1) 368 (1)
	その他	284 (2)	

道路・水路に関係する変化を含まない。（）内は筆数

表2-2-4　建築年代別にみた主屋の外形（フレーム）

	江戸時代	明治時代	大正・戦前	戦後～S40	S40以降
屋根形式	○○○○○ ○○	○○○○○ ○○ ● ◎ ▲	●●●●● ●● ◎ ▲▲▲	◆ ●●●●● ▲	●●●●● ●●●● ▲▲▲▲▲ ▲▲
階数	○○○○○ ○○	○○○○○ ○○ ◎ ●●	○ ◎◎◎◎ ◎ ●●●●	○ ◎ ●●●●●	○○ ●●●● ●●●●● ●●●●
壁形式	○○○○○ ○○	○○○○○ ○○○○○ ○	○○○○○ ○○○○○ ○ ●	○○○○○ ○ ●	○○○○○ ○○○○○ ●●●●● ●

○入母屋，くずや
●入母屋
◎入母屋＋切妻
▲切妻
◆寄棟

○平屋
◎つし2階
●本2階

○荻座
●大座

表2-2-5　建築年代別にみた主屋の材料（エレメント）の現況

	江戸時代	明治時代	大正・戦前	戦後～S40	S40以降
構造	○○○○○ ○○	○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○ ○	○○○○○ ○ ●	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ ●
屋根材料	○○○○○ ○○	○○○○○ ○○ ●●●	●●●●● ●●●●● ●	●●●●● ● ▲	●●●●● ●●●●● ●●●●● ▲
壁材料	○ ●●● ○○○	○○○ ●●●● ○○ ▲	○○○○ ●●●●● ●●	○○○○ ○ ▲ ◆	○○○○ ●●●● ○○ ▲▲▲▲ ◆◆
建具	○○○○ ●●●	○○ ○○○ ●●●●●	○○○ ○○○ ●●●●●	○ ○○○ ●●●	○○ ●●●●● ●●●○○ ●●●●

○木
◎併用
●サッシュ

表2-2-6　建築年代別にみた基本タイプ

	江戸時代	明治時代	大正・戦前	戦後～S40	S40以降
タイプ	○○○○○ ○○	○○○○○ ○○ ◎ ▲ ◆	●●● △△△△ ◆◆◆◆	◎ △△△ ▲▲ ◆	△△△△△ △△△ ▲▲▲▲▲ ◆◆◆

○ タイプ1
◎ タイプ2
△ タイプ3
▲ タイプ4
◆ その他

表2-2-7　地区別アプローチのパターン

雀部	近接	アプローチ	通らず	合計
接する	2	3	0	5
つきあたり	1	1	0	2
高低差	0	1	0	1
合計	3	5	0	8
広垣内山側	近接	アプローチ	通らず	合計
接する	1	2	0	3
つきあたり	1	0	0	1
高低差	0	5	0	5
合計	2	7	0	9
広垣内平地	近接	アプローチ	通らず	合計
接する	0	3	0	3
つきあたり	1	1	0	2
高低差	0	0	0	0
合計	1	4	0	5
神田	近接	アプローチ	通らず	合計
接する	9	10	5	24
つきあたり	1	1	0	2
高低差	0	1	0	1
合計	10	12	5	27
全体	近接	アプローチ	通らず	合計
接する	12	18	5	35
つきあたり	4	3	0	7
高低差	0	7	0	7
合計	16	28	5	49

表2-2-8　景観の特徴（その１）

地区・景観	景観の特徴	構成要因	阻害要因
雀部 居住区域外	開放的な景観	両側の視界の確保 点景としての水車	（建て詰まり）
居住区域内	閉鎖的な景観	築地塀 アイストップとしてのくずや屋根 屋敷地内の植樹	（ブロック塀）
広垣内 山側	集落基本構成の知覚 立体感のある景観	両側の視界の確保 アプローチ 階段状石垣と植栽	府道沿いの倉庫等 （バラ建ちの恐れ）
	変化のあるみち景観 長屋門 水路	石垣と水路 長屋門 主屋屋根の意匠	不調和な色彩 （バラ建ちの恐れ）
皿場	変化のあるみち景観	町道の適度なワインディング	
神田	変化に富むみち景観	町道の適度なワインディング 土蔵、小祠、荒井神社 社叢等のアイスップ 点景としての植樹	府道沿いの倉庫群 （バラ建ちの恐れ） 手入れの悪い前栽 金網、ブロック塀
	屋敷景観の奥行き	道路との距離をおいた建物配置 自然と調和した家屋の形態、色彩	道路に接した建物 不調和な色彩

表2-2-9　景観の特徴（その２）

景観の種類	景観の特徴	構成要因	阻害要因
遠景	重層的景観 完結性の高い景観	視界の確保 意匠のすぐれた建物 建物の配置・方向性観 堤防の竹林	作業用建物の外観 規模の大きい建物 （バラ建ちの恐れ）
水路	様々な場所で知覚 親しみのある景観	水路の配置 多様な石積み護岸 水路の配置・断面 水車 あらいば等の親水施設	（暗渠化） コンクリート３面貼

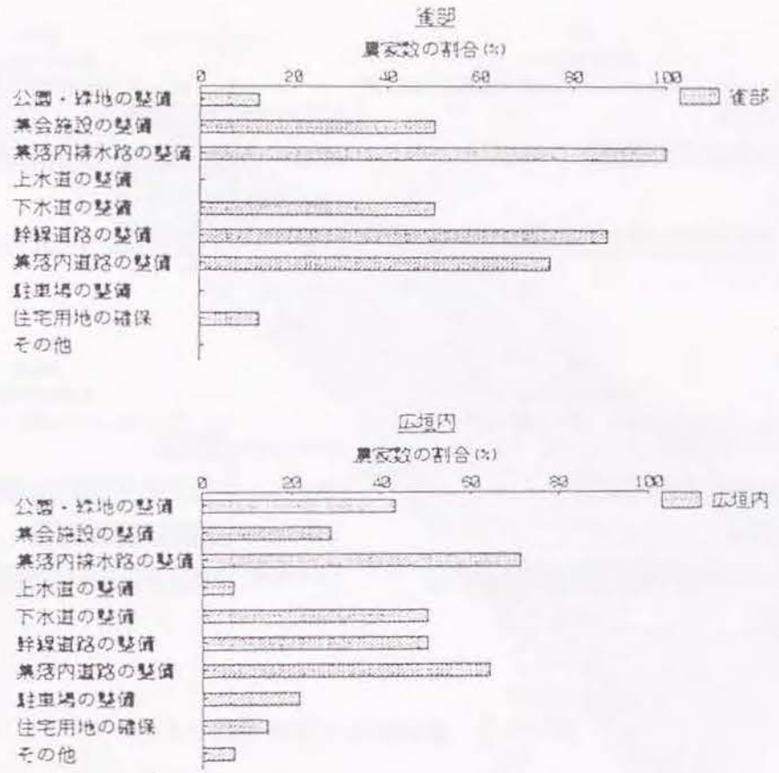


図2-3-1 生活環境整備に関する要望

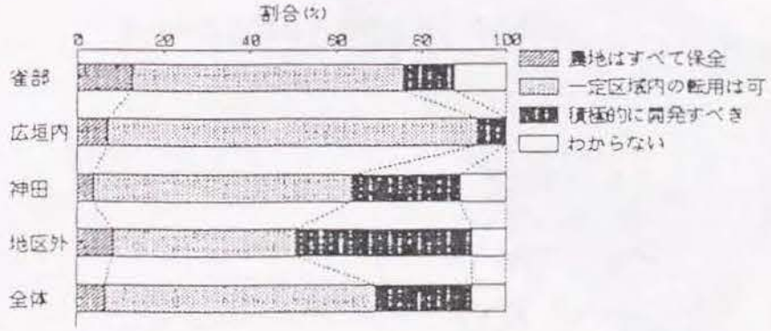


図2-3-2　今後の土地利用や地域整備について

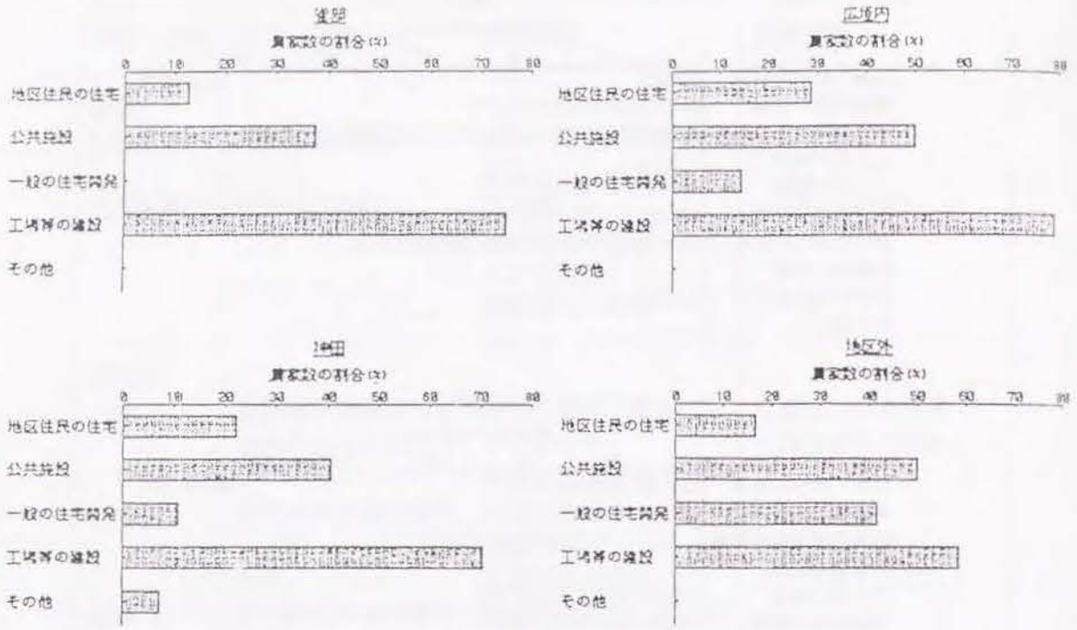


図2-3-3　農地転用で認められるもの

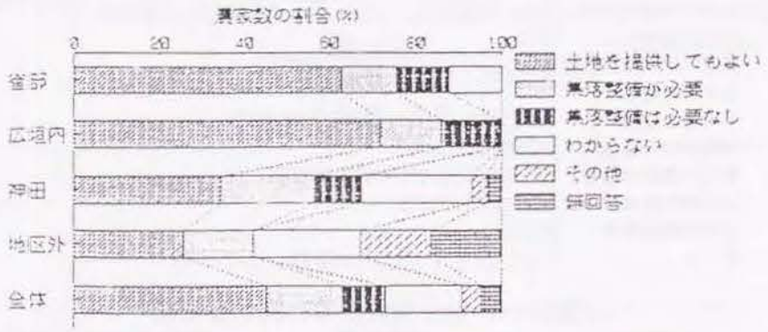


図2-3-4　集落整備の必要性について

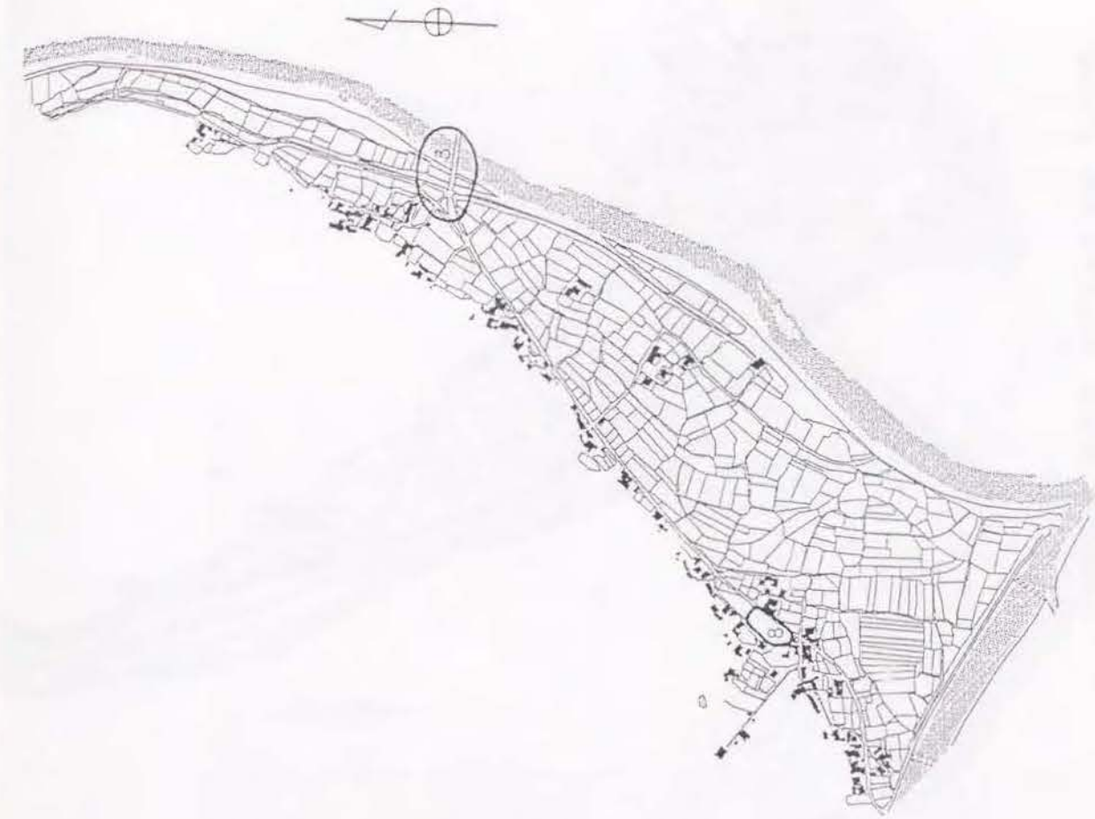


図2-3-6　景観上問題があり修景を中心とした整備が必要な箇所

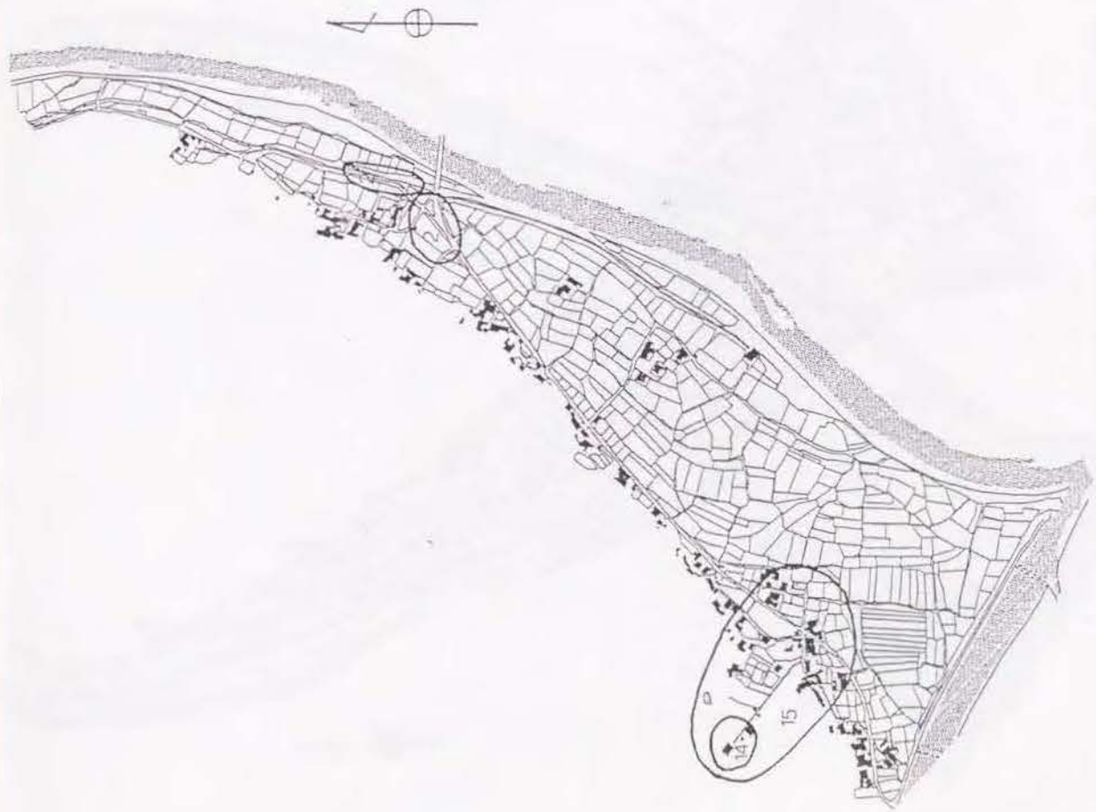


図2-3-5　集落の顔として景観上優れていると思われる箇所

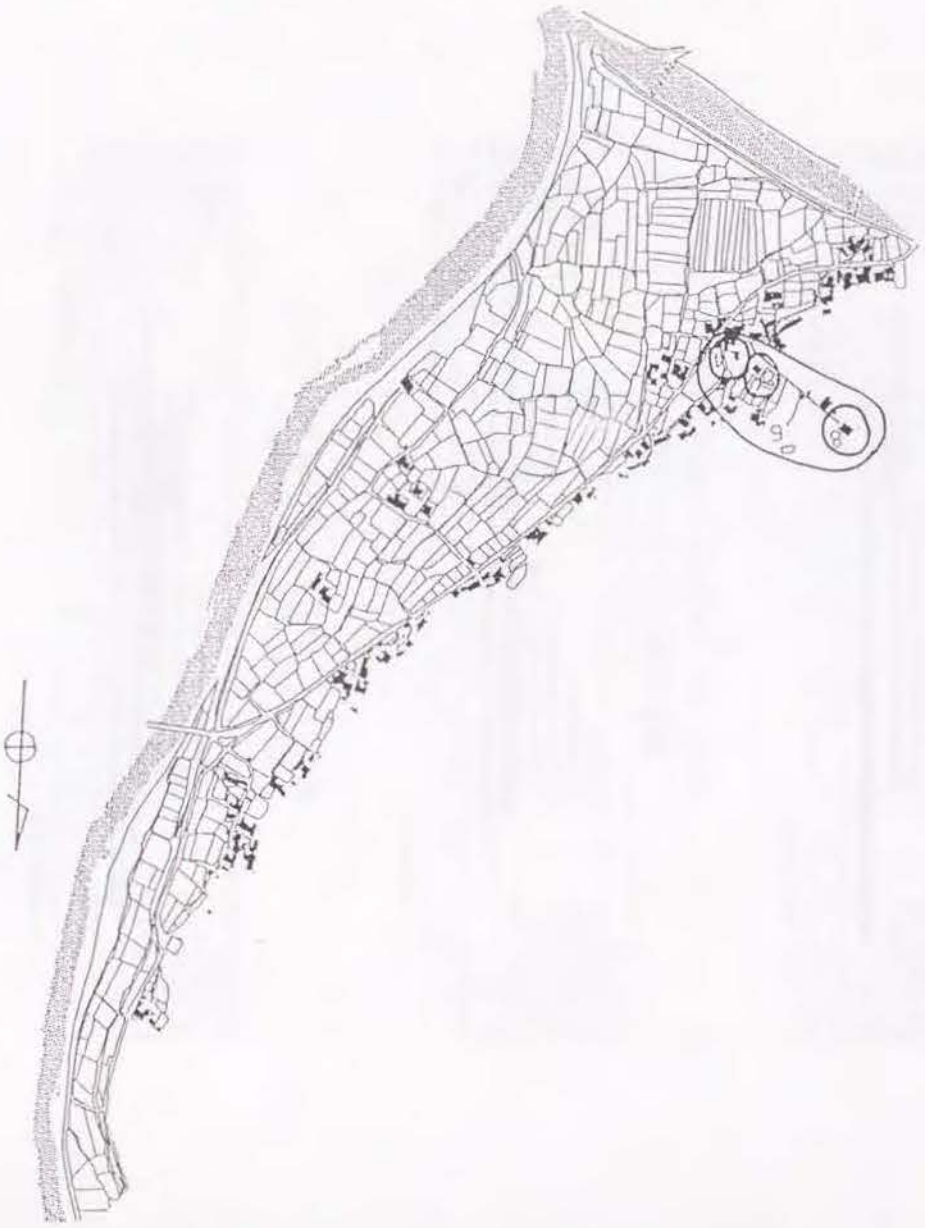


図2-3-9　最もよく使用し、親しんでいる道

図2-3-10　最もよく訪れ、親しんでいる場所

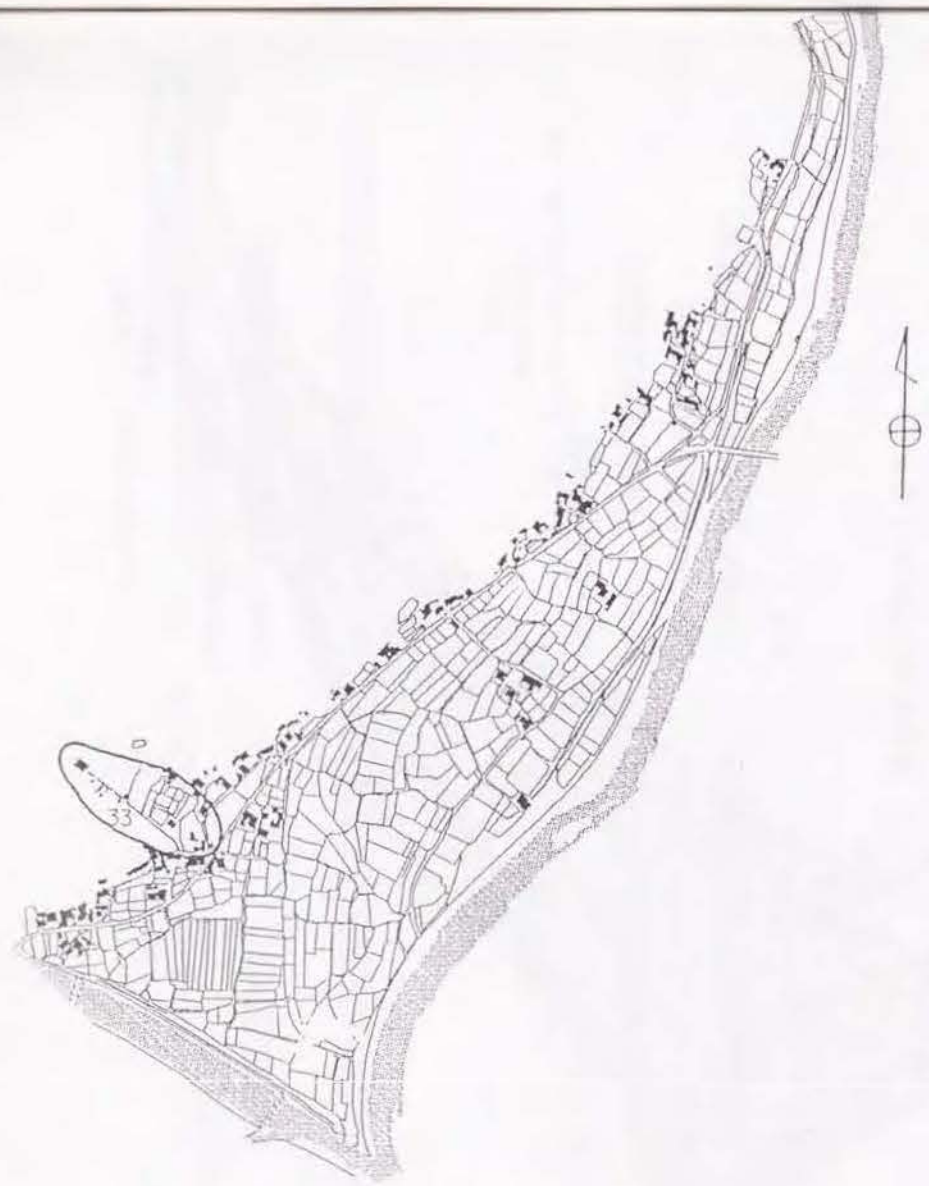


図2-3-7　保存すべき史跡、記念碑、文化遺産



図2-3-8　印象深い景観（視点、方向）

有効回答者数 = 49

項　　目	49	◇ 8 ◇ 16 ◇ 24 ◇ 32 ◇ 40	(%)
01:ブロック積み	18		36.7
02:コンクリート	16		32.7
03:パイプライン	10		20.4
04:わからない	4		8.2
05:石積みがよい	1		2.0
06:その他	0		0.0

図2-3-11　用水路の素材

有効回答者数 = 49

項　　目	49	◇ 10 ◇ 20 ◇ 30 ◇ 40 ◇ 50	(%)
01:コンクリート	20		40.8
02:ブロック積み	19		38.8
03:わからない	4		8.2
04:石積みがよい	4		8.2
05:土水路のまま	1		2.0
06:その他	1		2.0

図2-3-12　排水路の素材

有効回答者数 = 52

項　　目	52	◇ 14 ◇ 28 ◇ 42 ◇ 56 ◇ 70	(%)
01:土地出し合う	35		67.3
02:土地出さない	7		13.5
03:農地売りたい	5		9.6
04:その他	2		3.8
05:わからない	2		3.8
06:必要なし	1		1.9

図2-3-13　工場設置について

有効回答者数 = 50

項　　目	50	◇ 16 ◇ 32 ◇ 48 ◇ 64 ◇ 80	(%)
01:地区で1つ	40		80.0
02:集落に1つ	8		16.0
03:必要なし	2		4.0
04:その他	0		0.0

図2-3-14　公園・広場の整備について

有効回答者数 = 50

項　　目	50	◇ 10 ◇ 20 ◇ 30 ◇ 40 ◇ 50	(%)
01:統合施設新築	25		50.0
02:神田施設使用	14		28.0
03:現在のまま	9		18.0
04:集落ごと新築	2		4.0
05:その他	0		0.0

図2-3-15　集会施設の整備について

有効回答者数 = 50

項　　目	50	◇ 8 ◇ 16 ◇ 24 ◇ 32 ◇ 40	(%)
01:統合施設新築	17		34.0
02:現在のまま	13		26.0
03:施設建てかえ	13		26.0
04:わからない	7		14.0
05:その他	0		0.0

図2-3-16　集出荷施設の整備について

有効回答者数 = 49

項　　目	49	◇ 10 ◇ 20 ◇ 30 ◇ 40 ◇ 50	(%)
01:景観より機能	24		49.0
02:多少修景する	10		20.4
03:整然景観良い	8		16.3
04:景観保存重視	5		10.2
05:わからない	2		4.1
06:その他	0		0.0

図2-3-17　圃場整備と景観整備について

有効回答者数 = 52

項　　目	52	◇ 8 ◇ 16 ◇ 24 ◇ 32 ◇ 40	(%)
01:保存必要なし	18		34.6
02:新農地に設置	11		21.2
03:資料館に保存	10		19.2
04:公園内に保存	9		17.3
05:どちらでも	3		5.8
06:現状のまま	1		1.9
07:その他	0		0.0

図2-3-18　水車灌漑施設の保存について

有効回答者数 = 51

項　　目	51	◇ 10 ◇ 20 ◇ 30 ◇ 40 ◇ 50	(%)
01:貴重な所だけ	21		41.2
02:資料館に保存	18		35.3
03:必要なし	6		11.8
04:どちらでも	4		7.8
05:そのまま保存	2		3.9
06:その他	0		0.0

図2-3-19　地域文化財の保存について

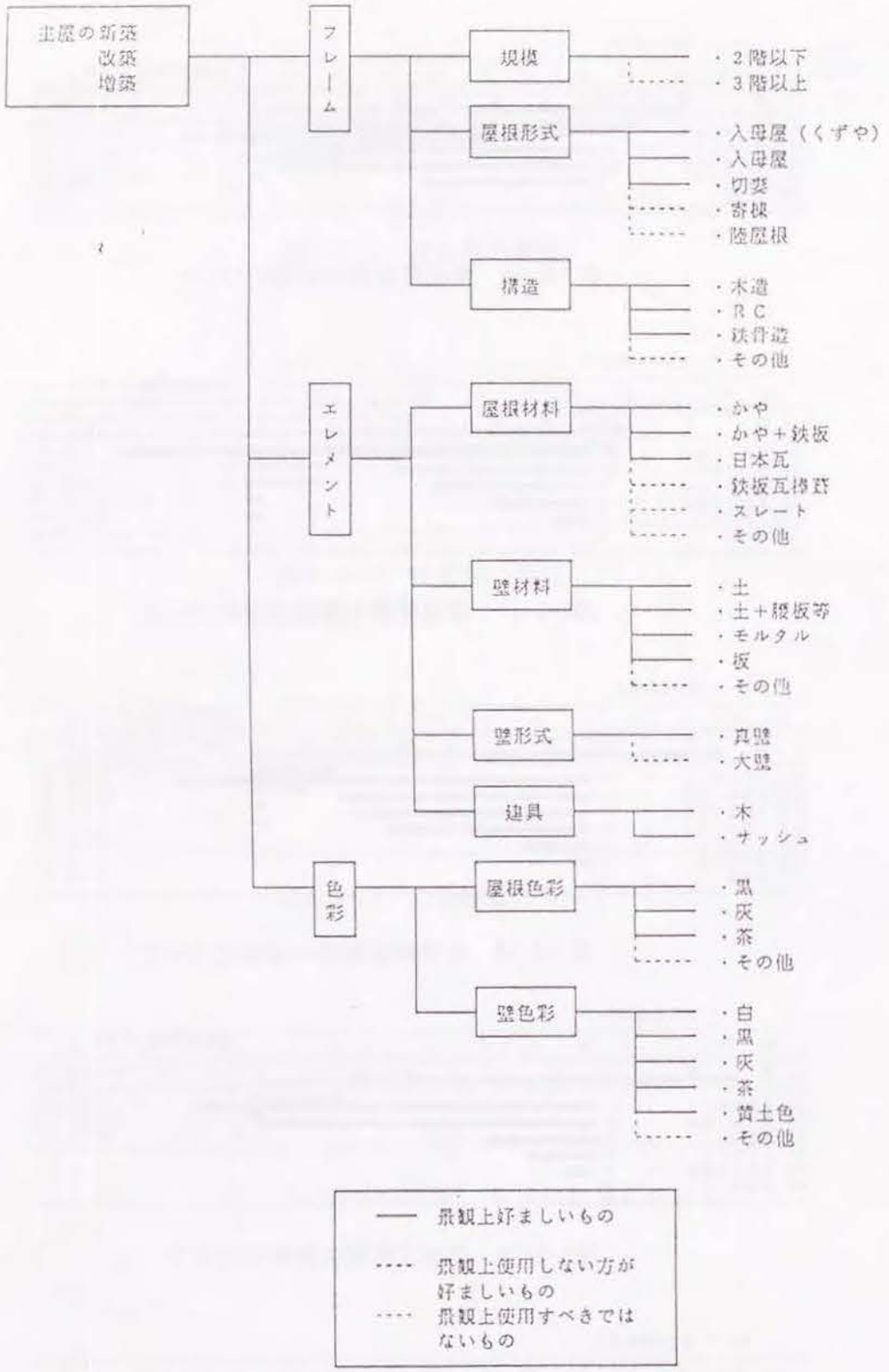


図2-4-3　推奨外観メニュー

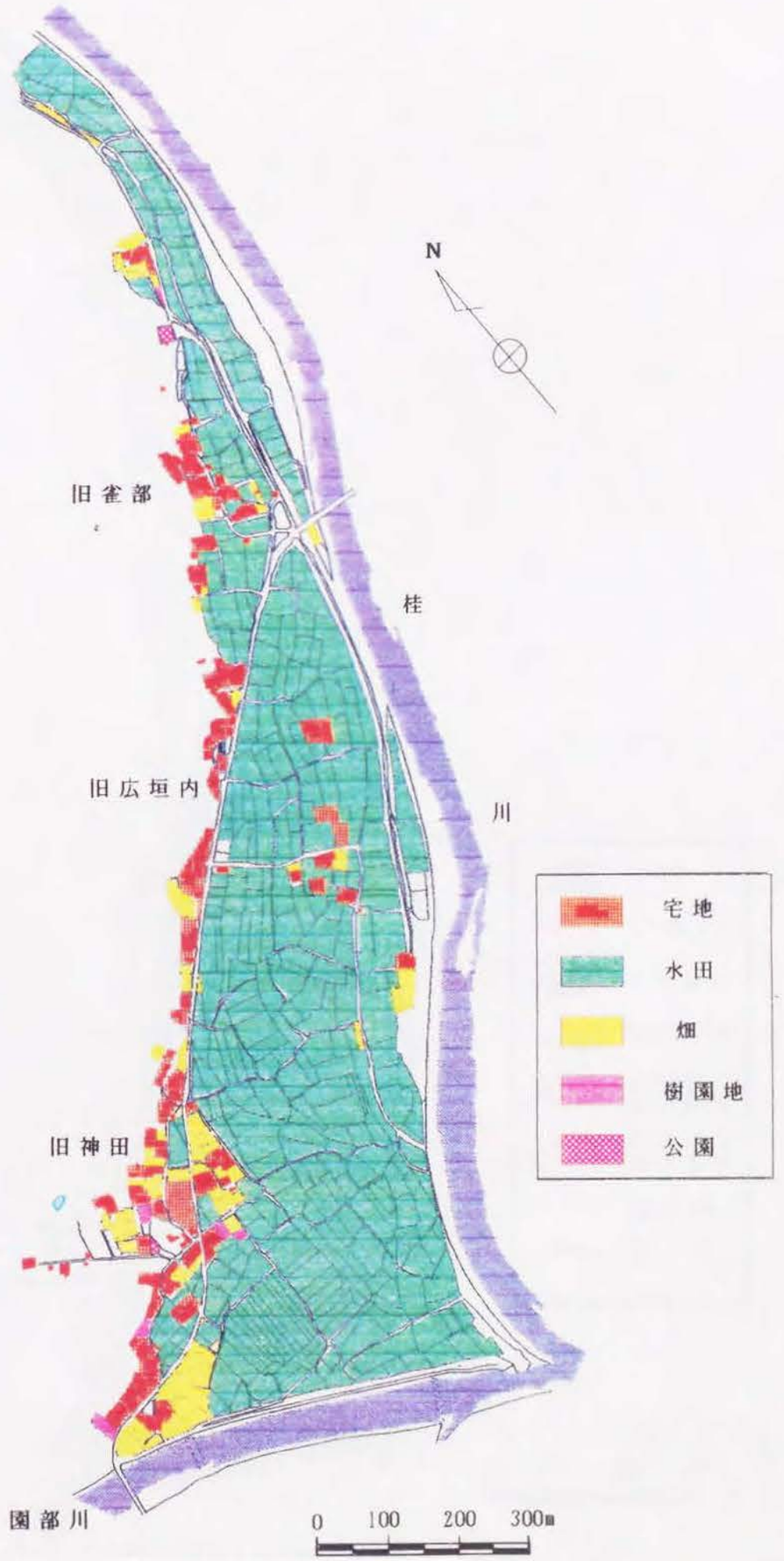


図2-4-1　総合土地利用計画図


N
桂
川
園部川
田
畑
住宅用地
集会所用地
農産加工施設用地
集落排水施設用地
用水路
排水路
0
100
200
300m

図2-4-2　圃場整備計画

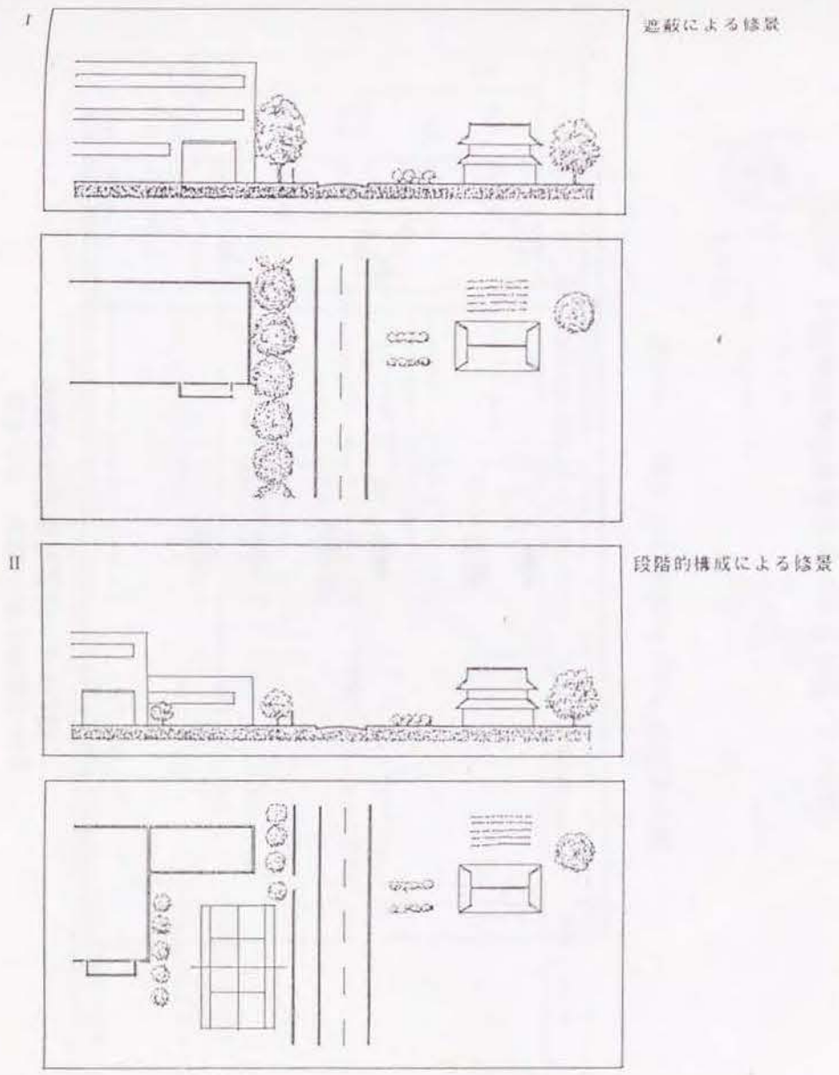


図2-4-5　大規模建築物の修景手法（その２）

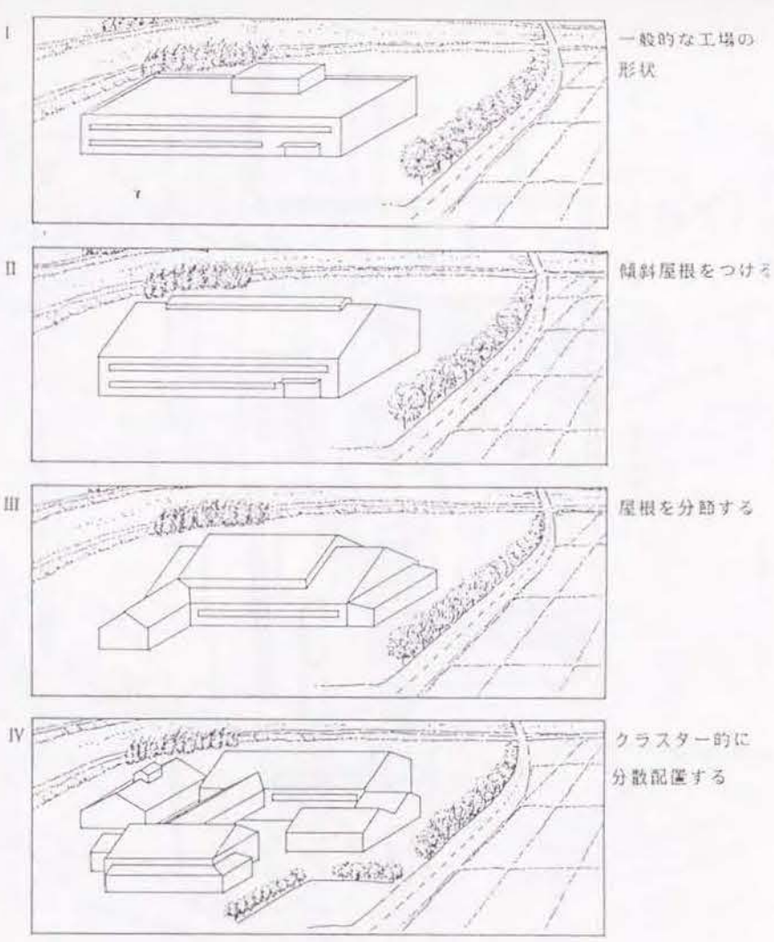


図2-4-6　農村公園・多目的集会施設構想図

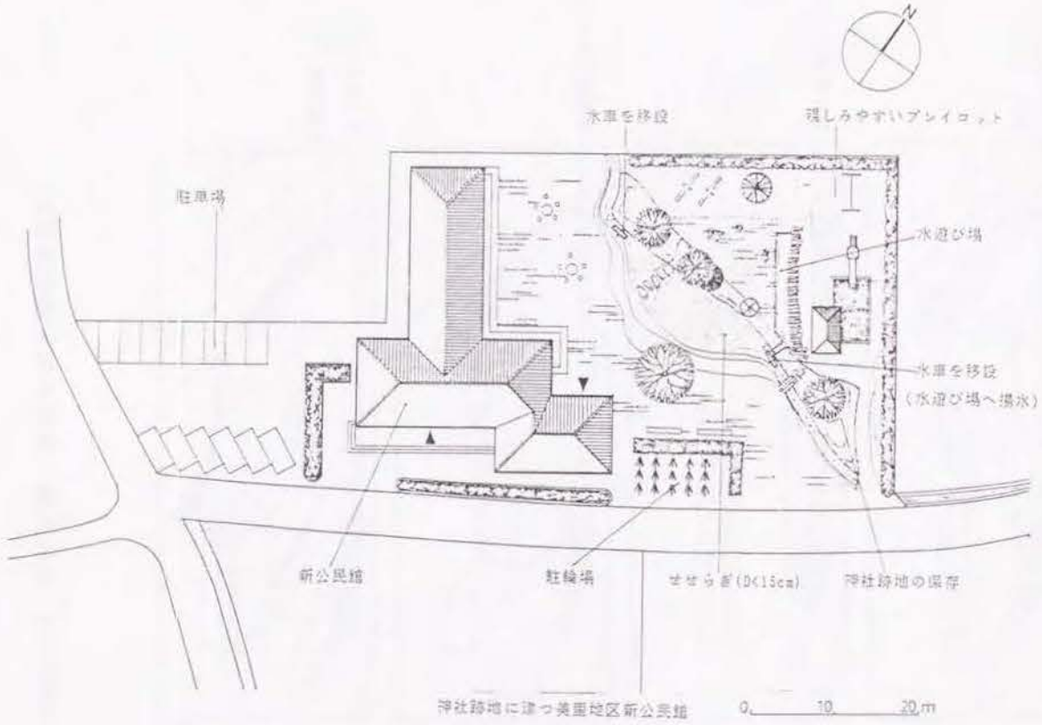


図2-4-6　農村公園・多目的集会施設構想図

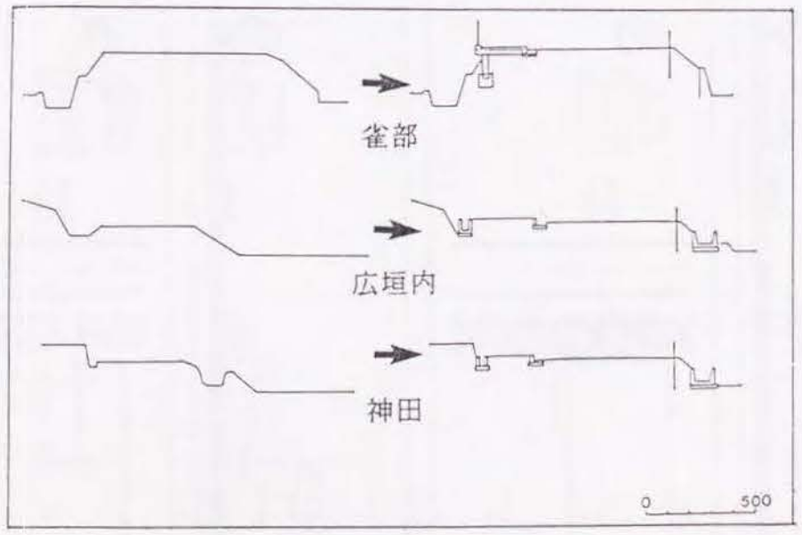


図2-4-7　府道拡幅計画の概要

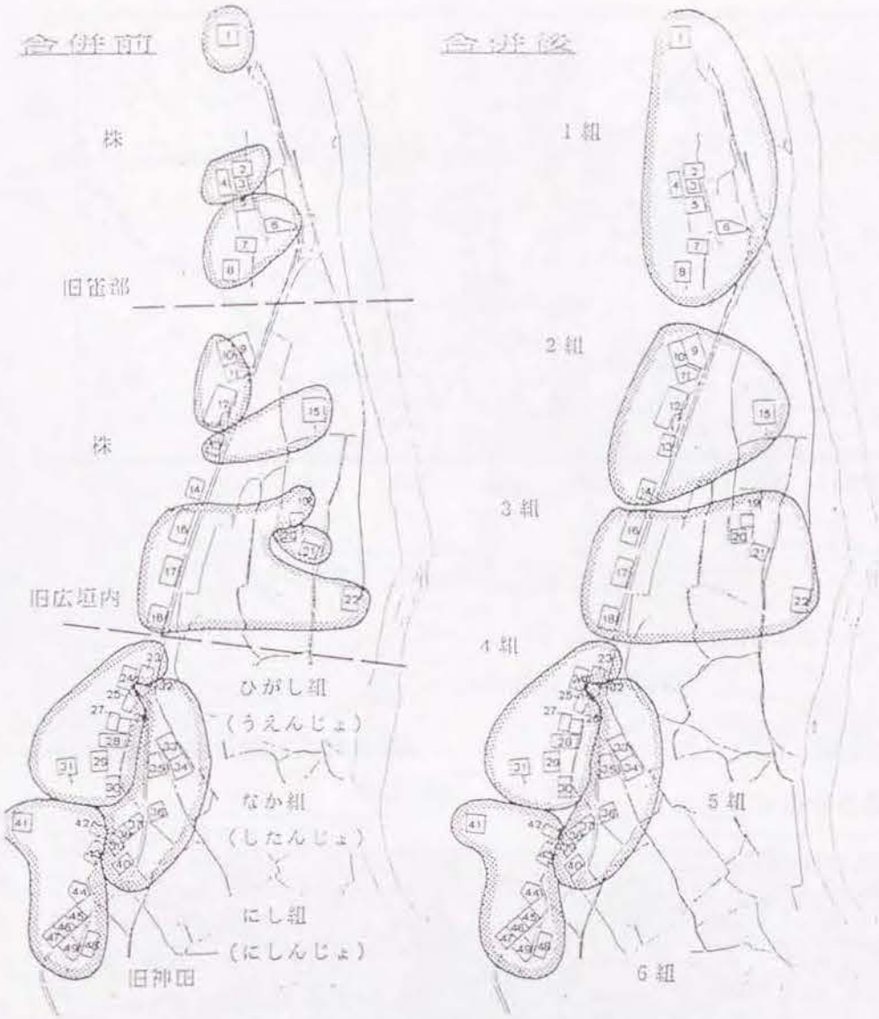


図2-5-1　地区合併前後の「組」の組織変容



図2-5-2　水路の保存活用の構想

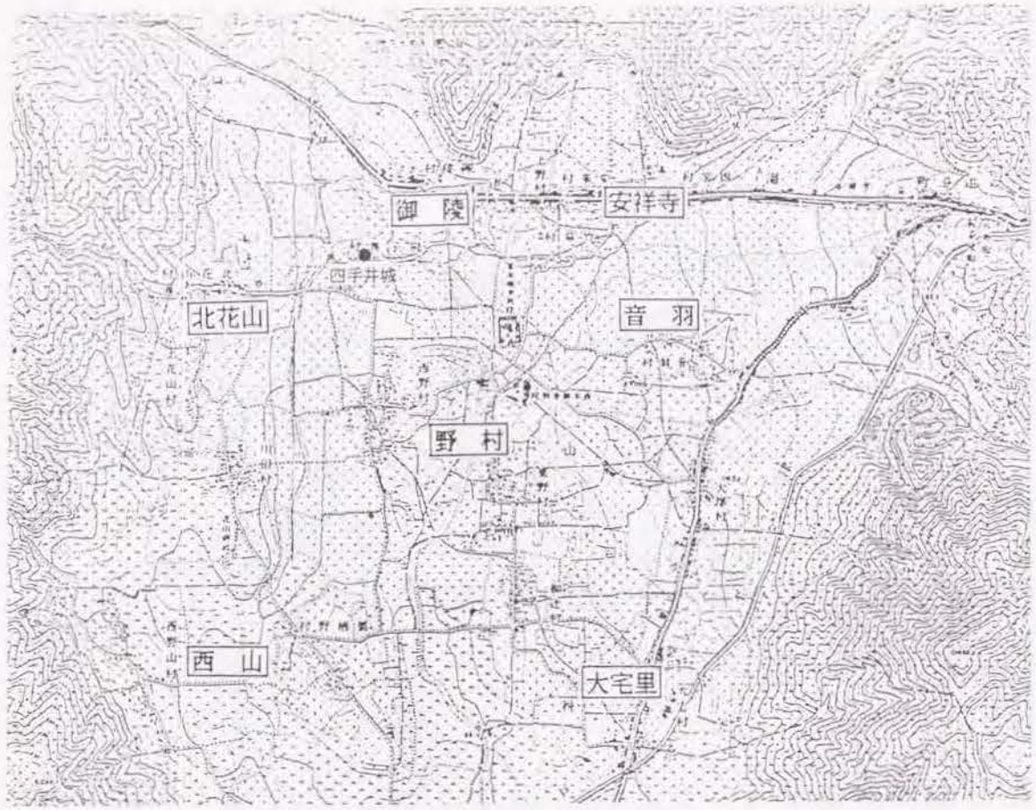


図3-2-1　山科七郷

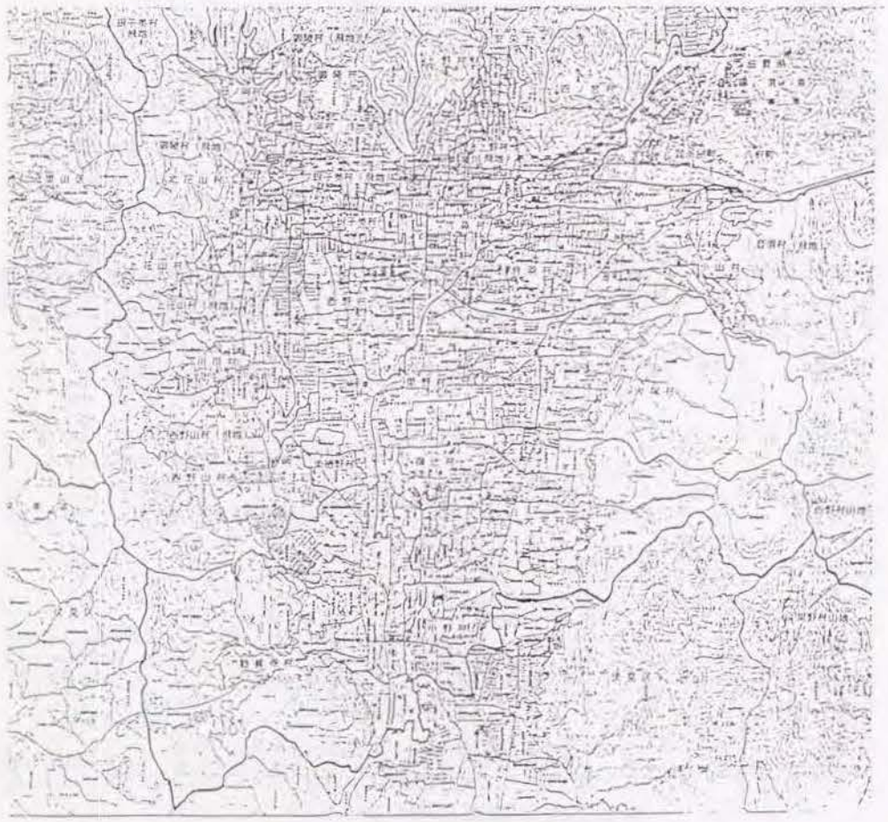


図3-2-2　山科十七ヶ村

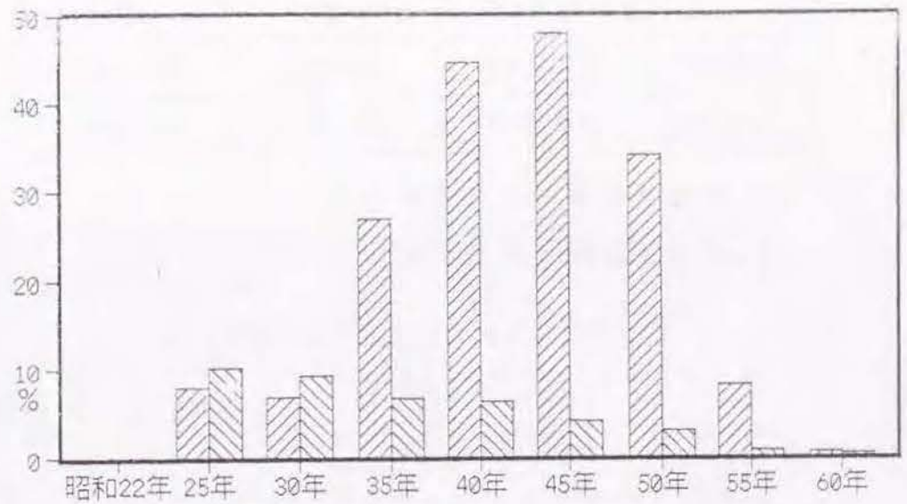


図3-2-3　山科区と京都市の人口増加率

表3-2-1　明治以降の都市基盤整備

年号	事項
明治13年	京都大津間鉄道開通（旧ルート）
明治18年	京都疏水工事着工
明治22年	東海道線全通
明治23年	第１疏水完成
明治25年	京都疏水分水・四ノ宮分水完成
明治26年	大宅、東野の用水完成
明治42年	山科川改修工事
大正元年	京津電気鉄道株式会社線開通
大正２年	京阪電気鉄道株式会社線宇治支線開通
大正10年	東海道新線開通
大正11年	山科自動車合資会社設立
	山科駅－六地蔵線開通
昭和33年	名神高速道路着工
昭和34年	東海道新幹線着工
	五条バイパス着工
昭和38年	名神高速道路開通
昭和39年	東海道新幹線開通
	外環状線開通
昭和41年	国道１号・五条バイパス完成

表3-2-2　山科区と京都市の総人口と人口増加率

年次	山科区		京都市	
	総数（人）	増加率（%）	総数（人）	増加率（%）
昭和22年	29.976		999.660	
昭和25年	32.341	7.9	1.101.854	10.2
昭和30年	34.567	6.9	1.204.084	9.3
昭和35年	43.878	26.9	1.284.818	6.7
昭和40年	63.508	44.7	1.365.007	6.2
昭和45年	94.005	48.0	1.419.165	4.0
昭和50年	126.124	34.2	1.461.059	3.0
昭和55年	136.318	8.1	1.473.065	0.8
昭和60年	136.954	0.5	1.479.218	0.4

表3-2-3　常住地による15才以上の就業者数および通学者数

	総数①	②	③
山科区	73,187	33,392	39,795
京都市	840,618	745,310	95,308

②：当地で就業または通学の者

③：他市区町村で就業または通学の者

表3-2-4　山科の公営住宅建設年表

年度	団地別建設戸数
昭和27	音羽36
昭和28	御陵20　音羽千本20　日ノ岡12
昭和29	御陵14　音羽千本12　大宅38
昭和30	勧修寺第1 139　大宅10　東野40
昭和31	東野43　勧修寺第1 17
昭和32	椥辻114
昭和33	勧修寺第2 58　椥辻2
昭和34	勧修寺第2 12　椥辻3　東野2 勧修寺第1 6
昭和35	醍醐東386
昭和36	醍醐東110　醍醐中194
昭和37	醍醐中23　醍醐西217
昭和38	醍醐西116
昭和39	醍醐西51
昭和40	醍醐西115
昭和41	勧修寺北140　醍醐西42
昭和42	西野山64
昭和43	西野山480
昭和44	西野山45
昭和45	山科318　醍醐南165
昭和46	山科754　醍醐南240
昭和49	醍醐中山377
昭和50	醍醐中山385
昭和58	椥辻西60
昭和59	椥辻西100
昭和61	醍醐西80
昭和62	音羽60
昭和63	音羽千本42

表3-2-5　農家戸数・耕地面積・山林面積の変遷

年次		1960	1965	1970	1975	1985	
						山科区	東山区
農家数			830	631	518	444	3
農家人口			4,531	3,277	2,664	2,170	10
（＊）			1,802	1,260	971	711	3
耕地面積	総面積	50,150	37,073	31,123	22,670	19,285	89
	田	37,190	29,710	23,462	16,495	13,287	15
	畑	11,230	4,222	5,138	3,840	3,000	34
	樹園地	1,730	3,141	2,523	2,335	2,998	40
山林面積	保有農家数			198	145	74	
	面積			40,116	29,853	16,062	

（＊）；自家農業に主として従事した世帯員数
１９７５年までは東山区としての数値である。

単位　農家数：戸
人員　：人
面積　：アール

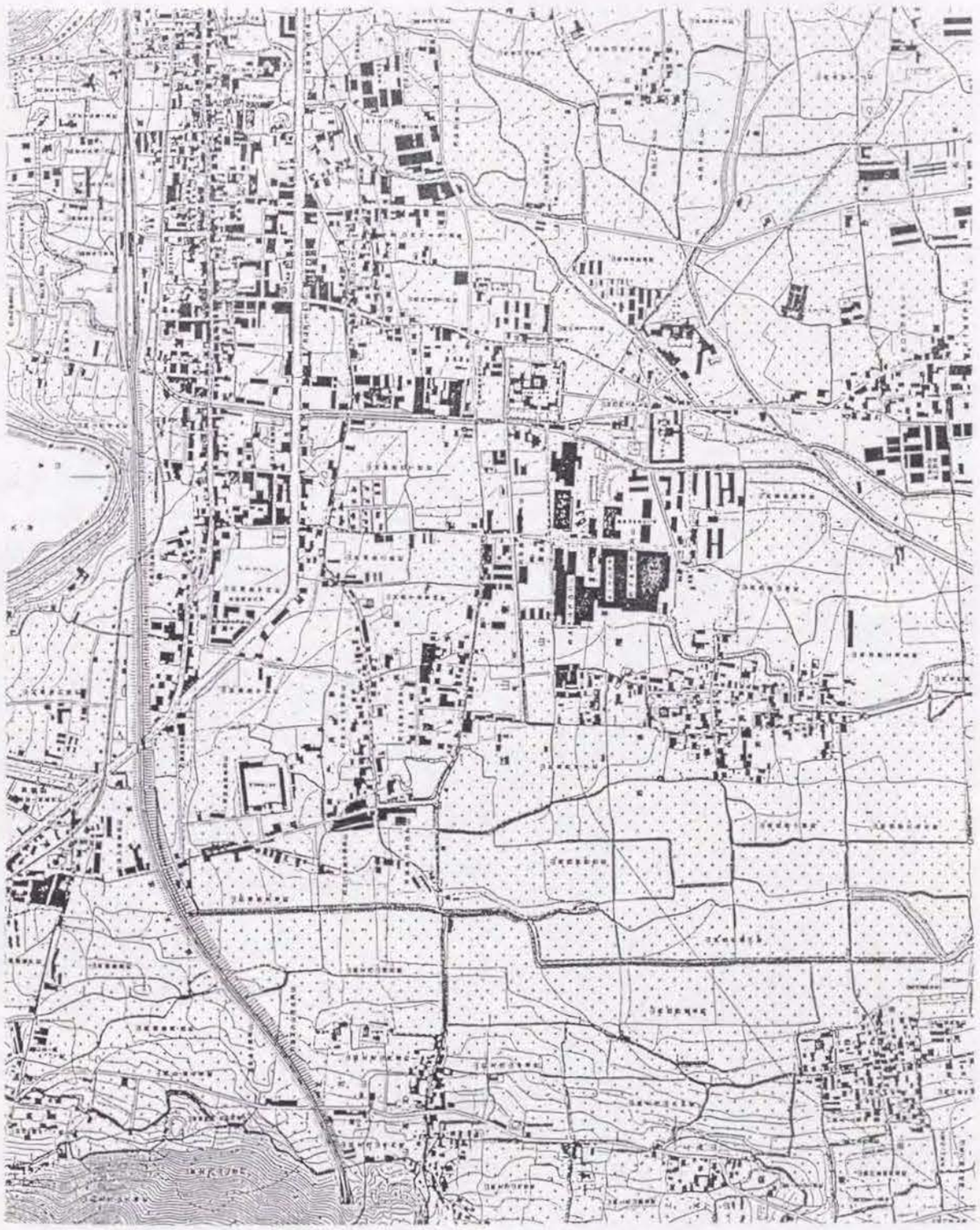


図3-2-4　1952年の周辺図（北部）

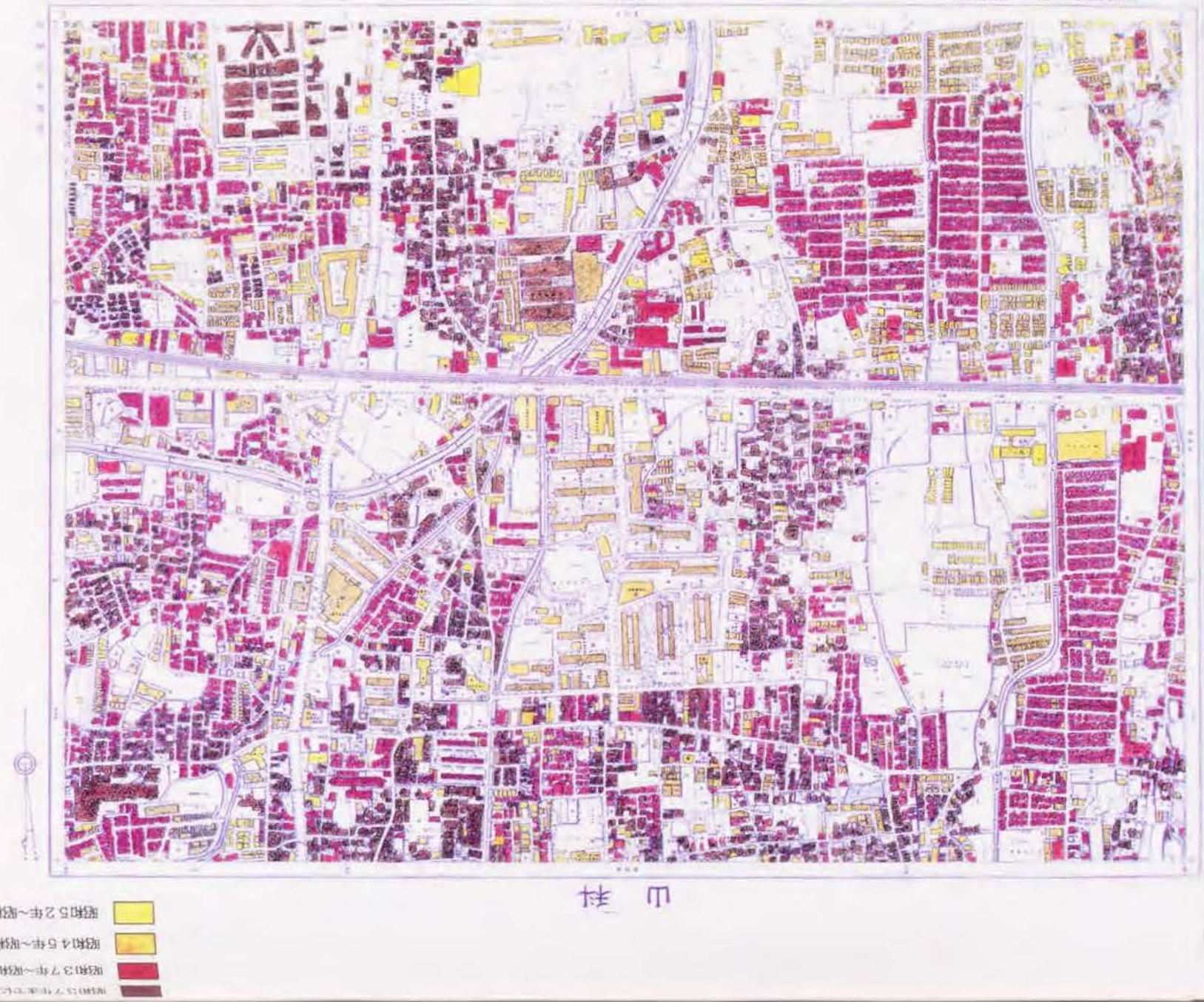


図3-2-6　西野周辺の市街化過程（北部）

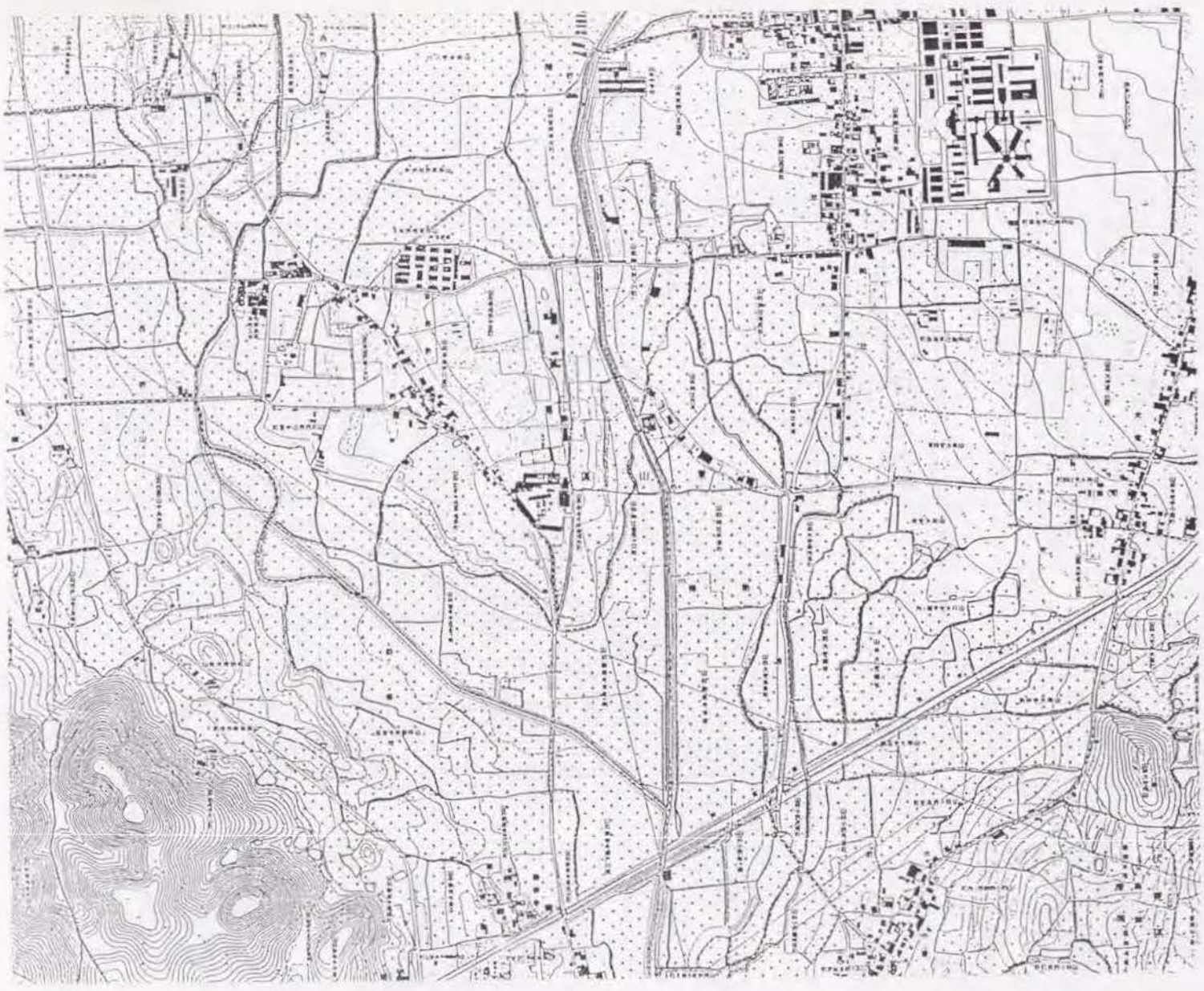


図3-2-5　1952年の西野周辺（南部）

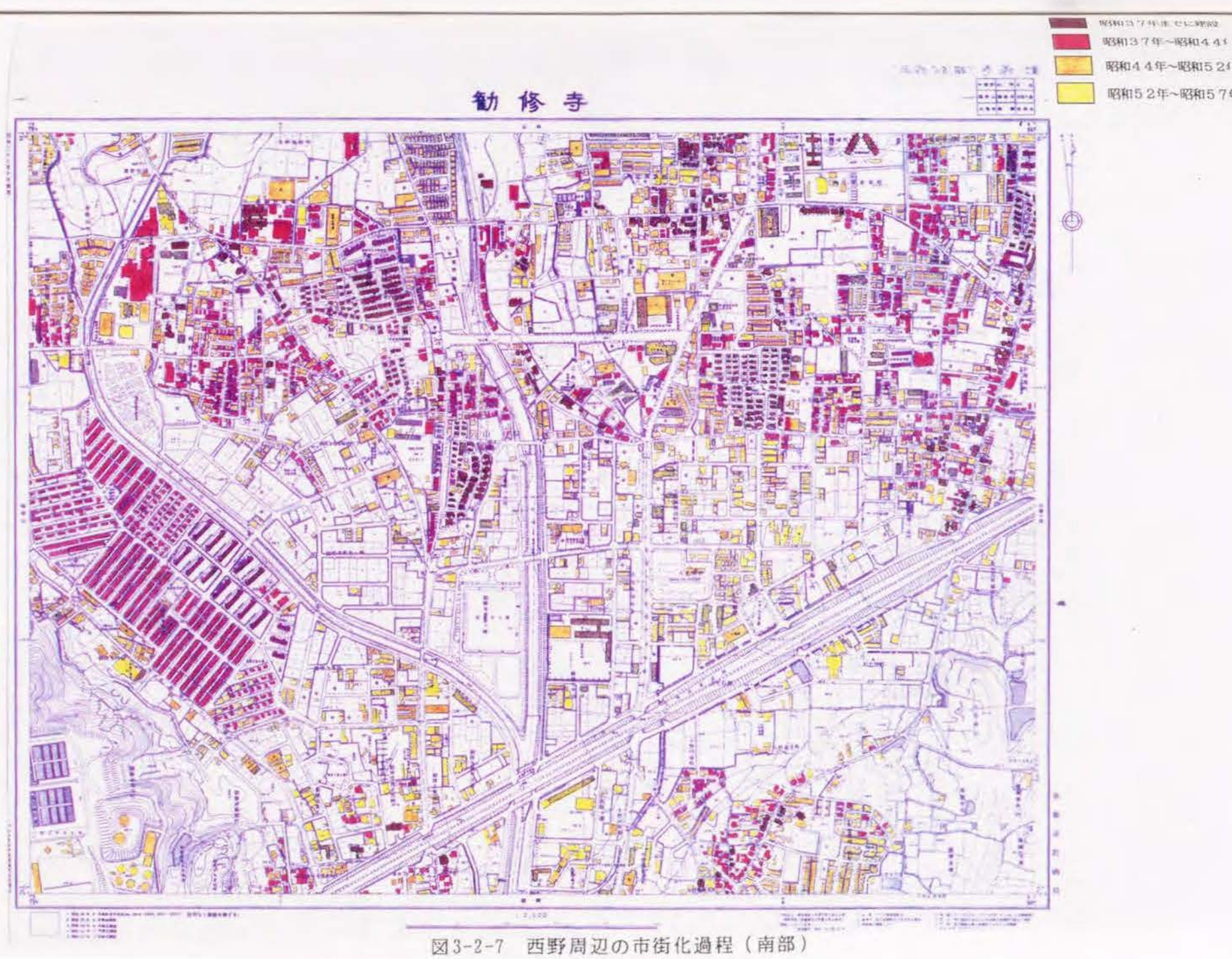


図3-2-7　西野周辺の市街化過程（南部）

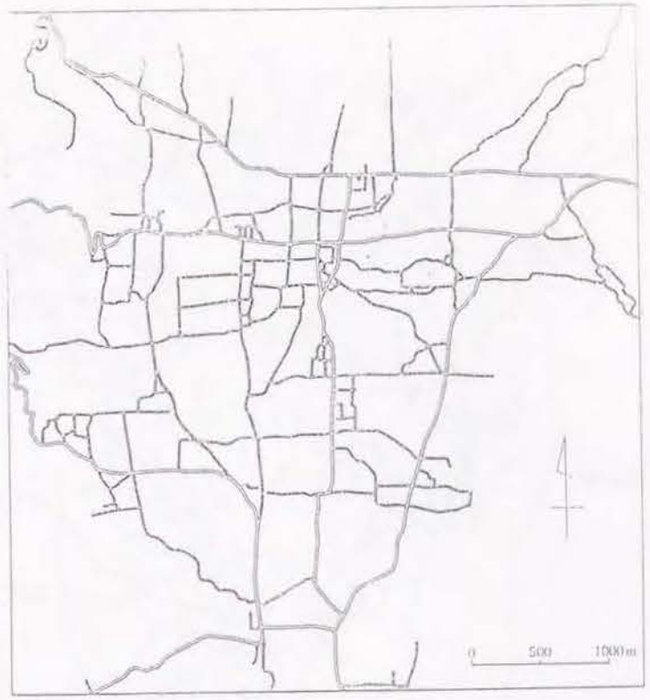


図3-2-8　1952年段階の幅員２ｍ以上の道路

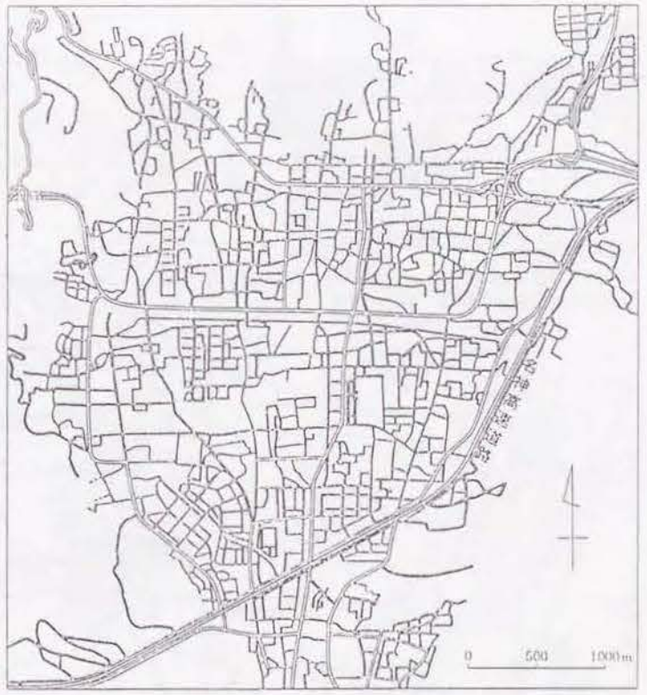


図3-2-9　1987年段階の幅員２ｍ以上の道路



図3-2-10　1946年の樹林地分布

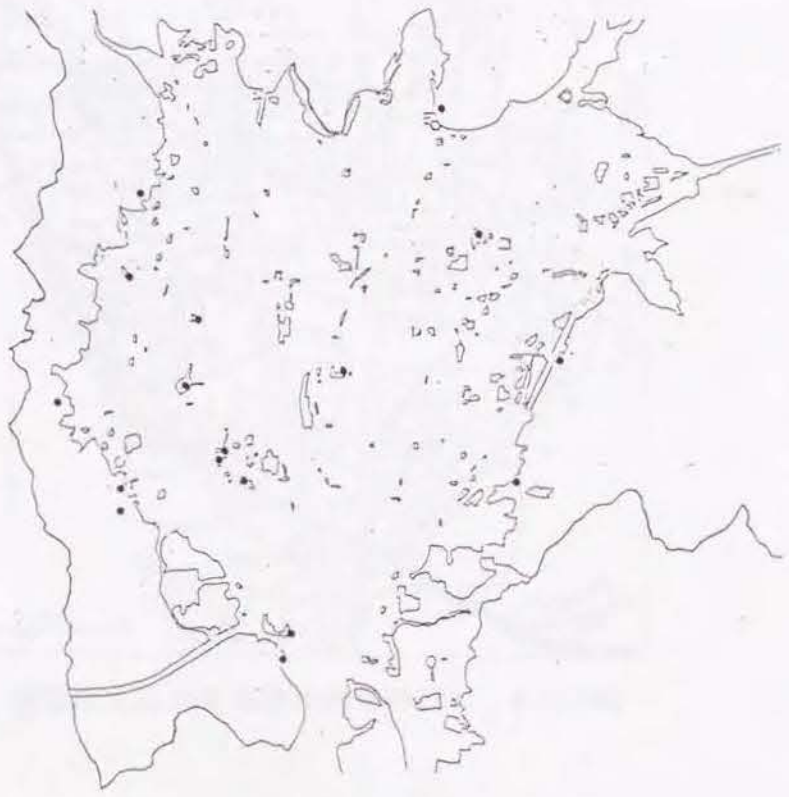


図3-2-11　1967年の樹林地分布



図3-2-12　1987年の樹林地分布

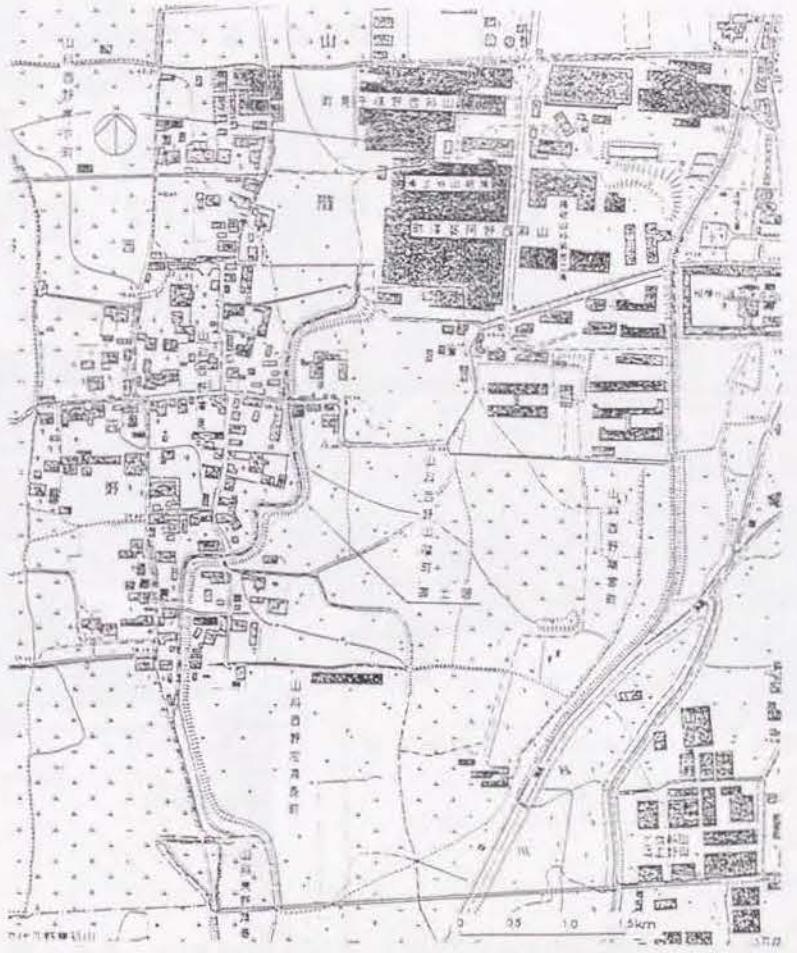


図3-2-13　1952年の西野周辺

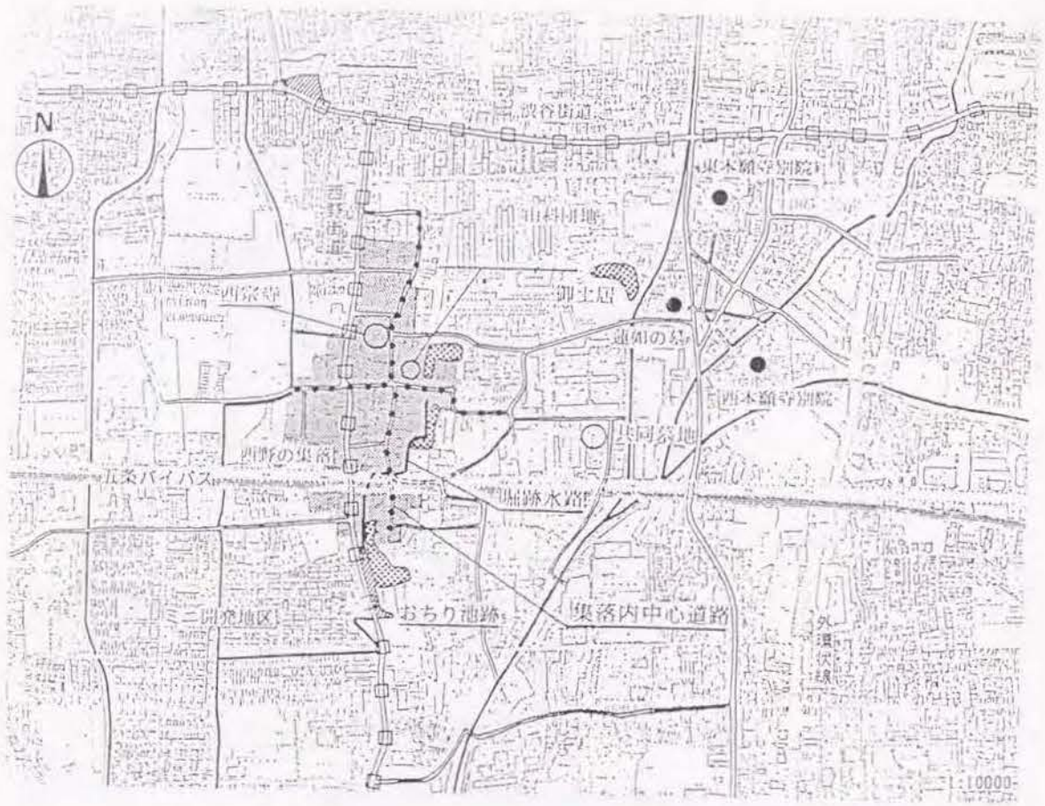


図3-3-1　西野集落の基本構成

表3-3-1　土地利用変化のパターン

A　敷地からの転用

A 11	→	工場			
A 12	→	空地	→	工場	
A 13	→	工場	→	宅地	
A 21	→	田畑	→	宅地	
A 22	→	田畑	→	空地	→ 宅地
A 23	→	宅地			
A 24	→	空地	→	宅地	
A 31	→	田畑	→	商業施設	
A 32	→	田畑	→	駐車場	→ 商業施設
A 41	→	田畑	→	駐車場	
A 51	→	田畑			
A 61	→	田畑	→	学校	
A 62	→	田畑	→	公園	

B　田畑からの転用

B 11	→	空地	→	工場
B 21	→	宅地		
B 22	→	空地	→	宅地
B 31	→	商業施設		
B 32	→	宅地	→	商業施設
B 33	→	駐車場	→	商業施設
B 41	→	駐車場	→	公園
B 51	→	学校		

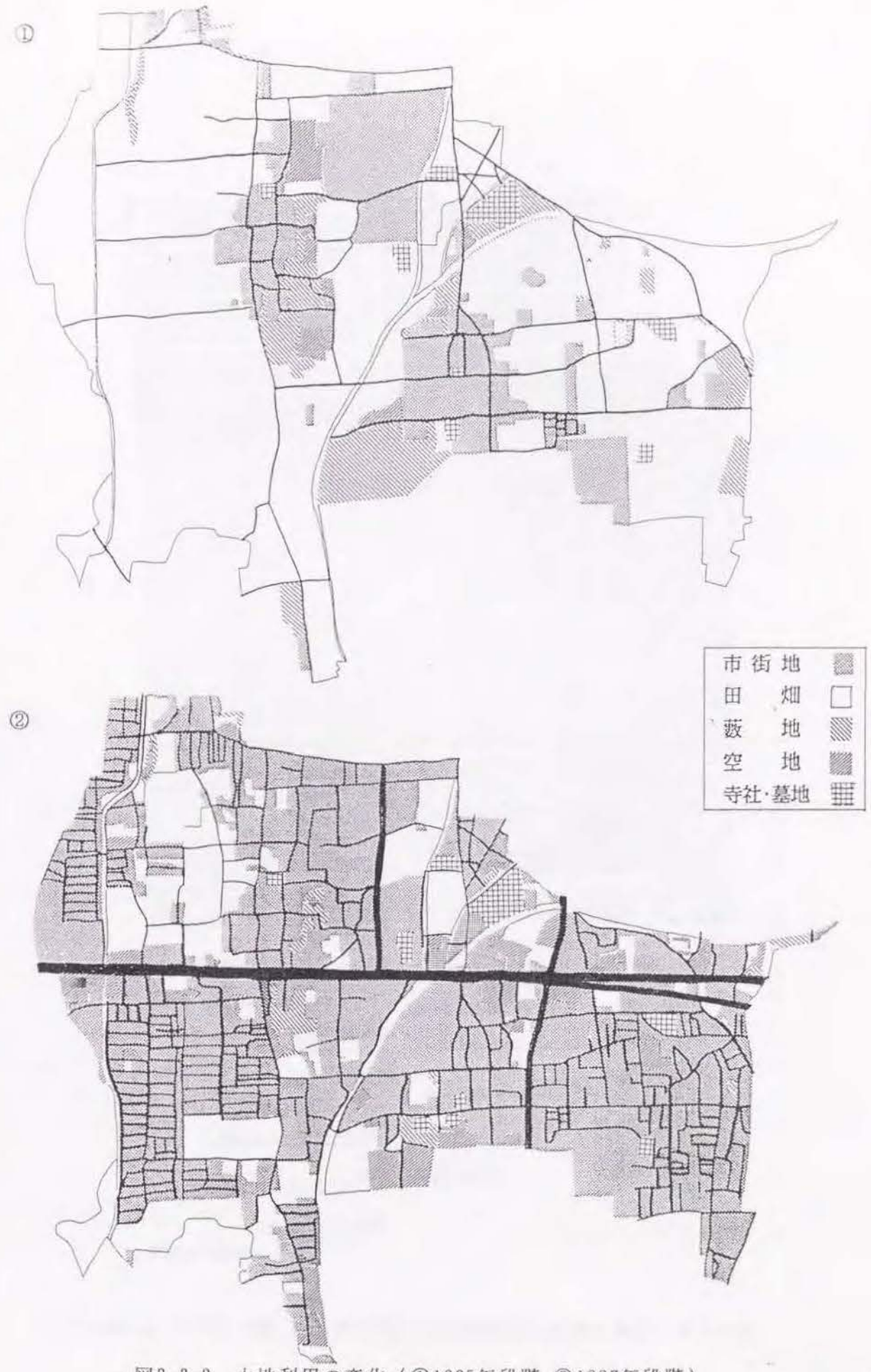


図3-3-2　土地利用の変化（①1935年段階 ②1987年段階）

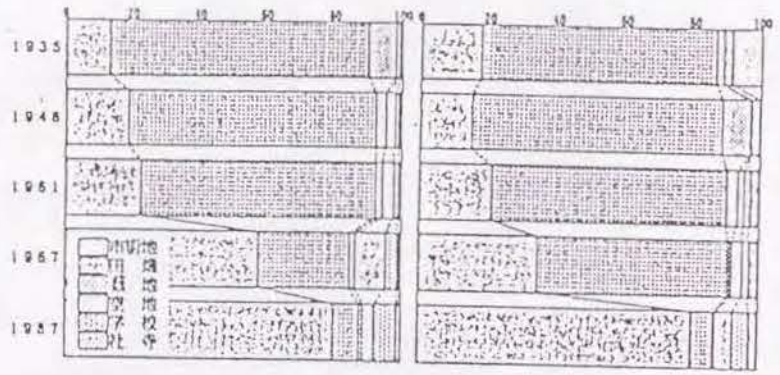


図3-3-3　土地利用の変化

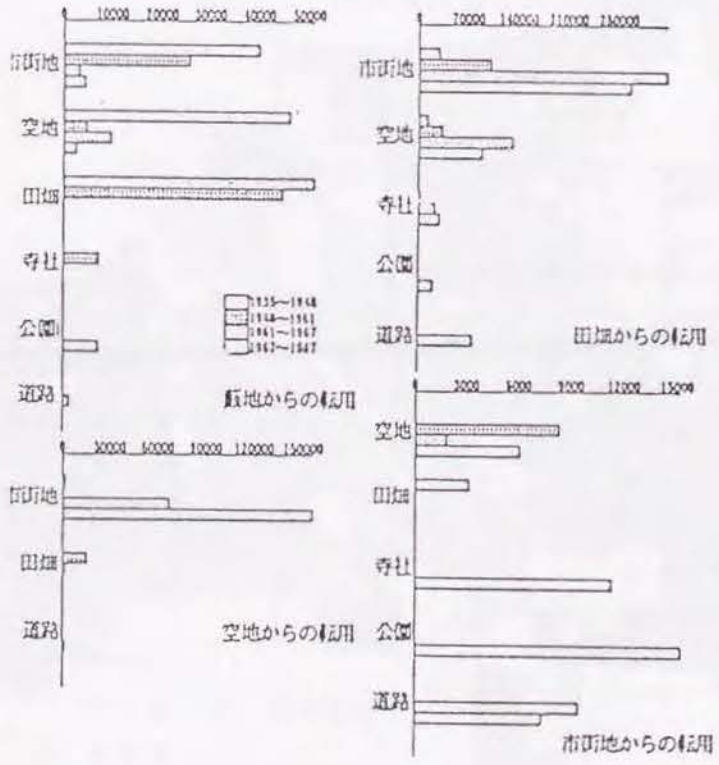


図3-3-4　土地の転用（①薮地から ②空地から ③田畑から ④宅地から）

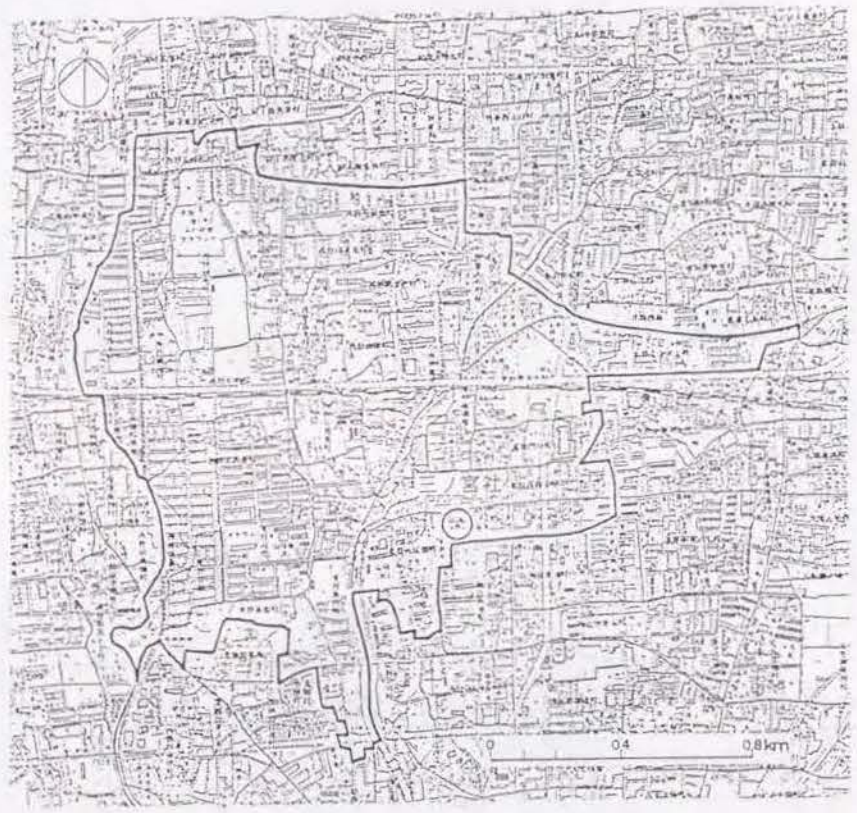


図3-3-5　三ノ宮の氏子区域





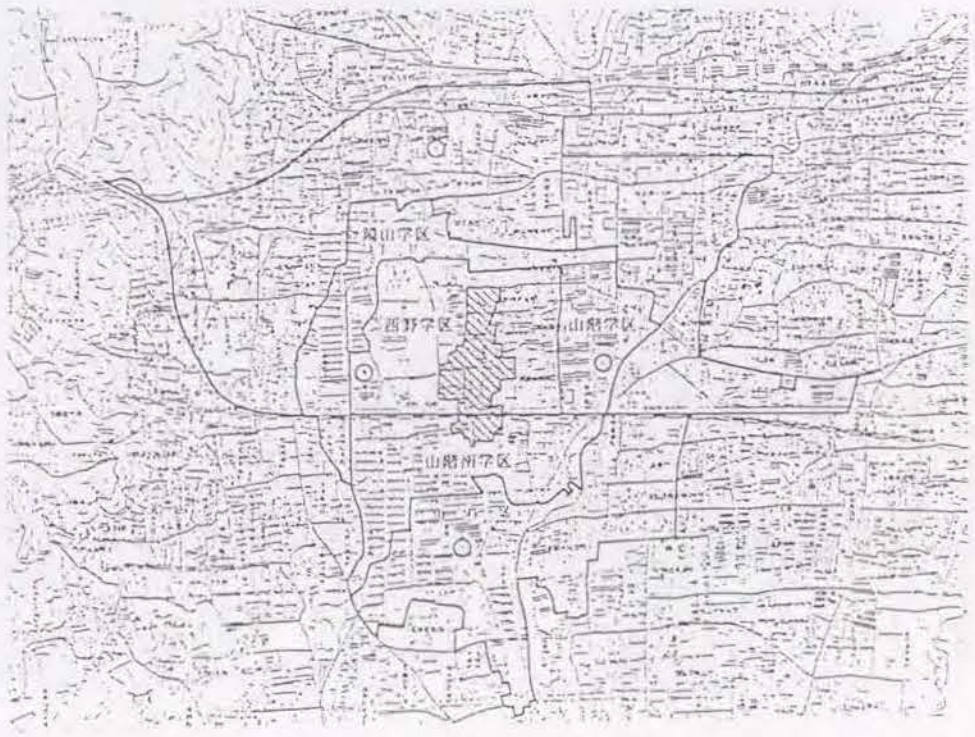


図3-3-6　小学校区の変遷

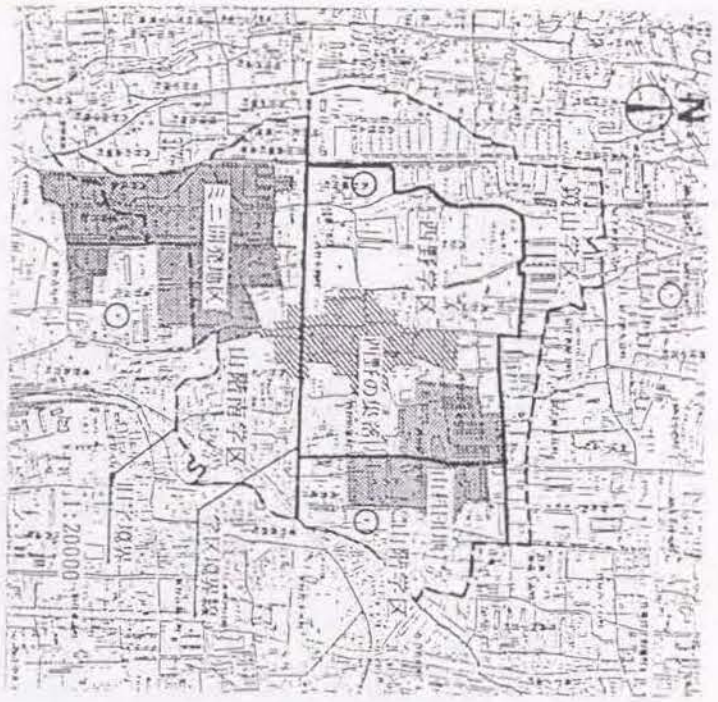


図3-3-7　居住区域と小学校区

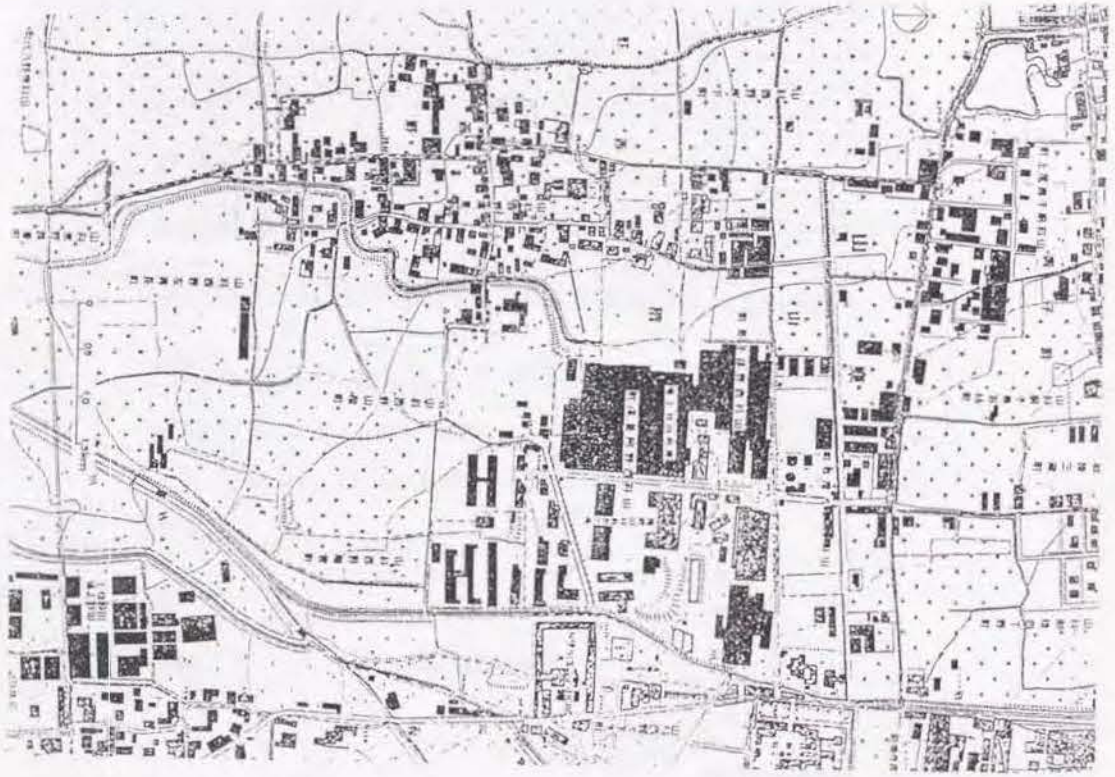


図3-3-8　西野の集落構成（1952年）

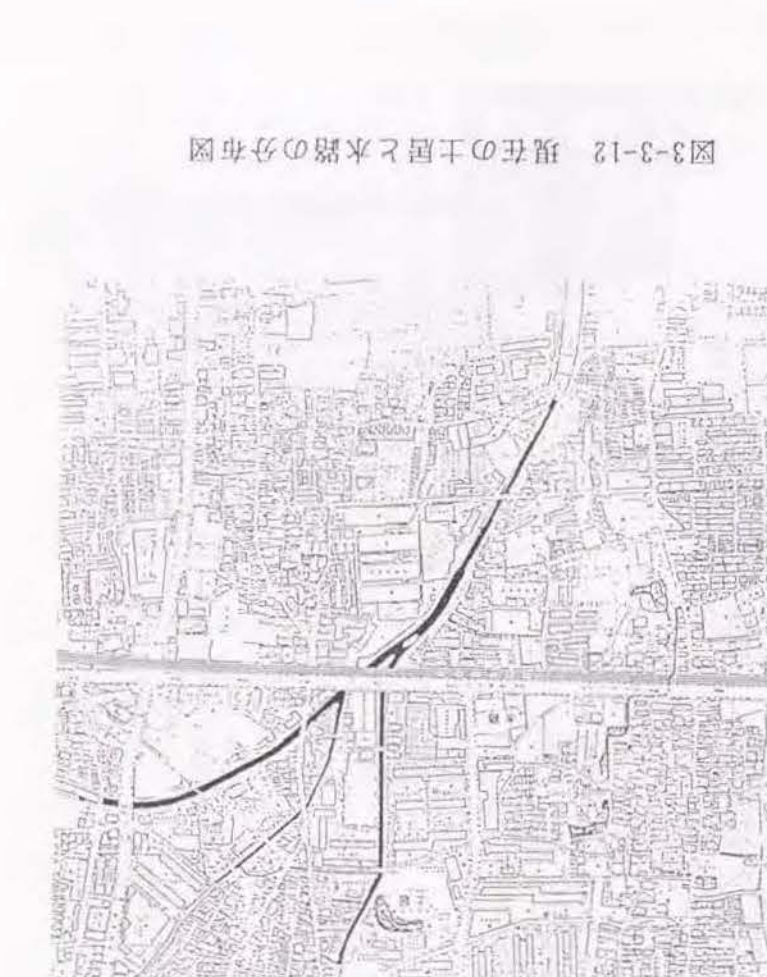


図3-3-10　光照寺本による寺内町復原図（濱崎一志作成）



図3-3-9　洛東高校本、西宗寺本による寺内町復原図（濱崎一志作成）

図3-3-11　旧公図による山林と水路の分布図

図3-3-12　現在の土居と水路の分布図

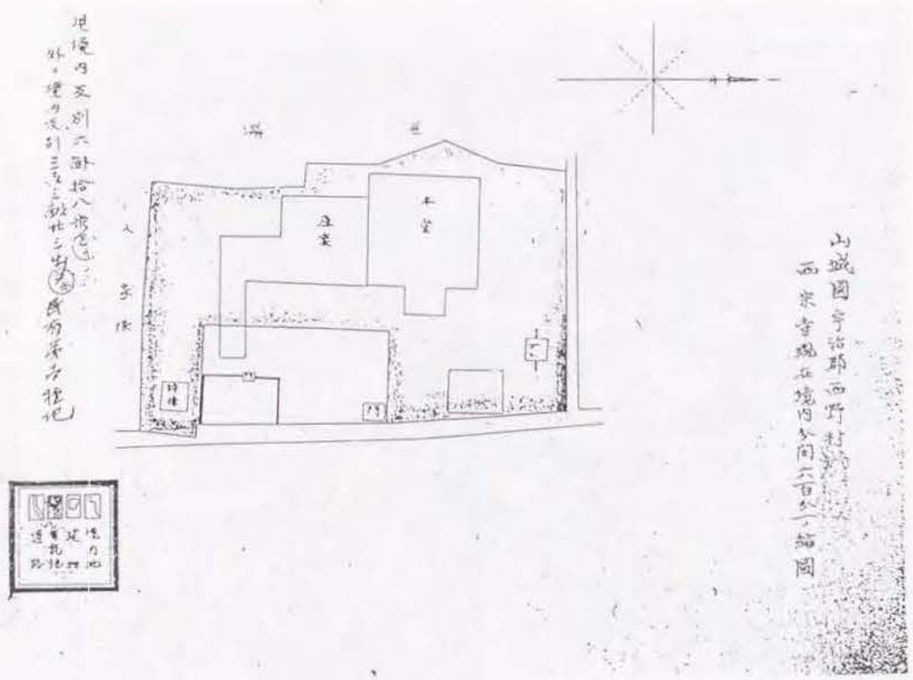


図3-3-13　西宗寺境内図（『明治十六年宇治郡社寺境内外区別取調帳』より）

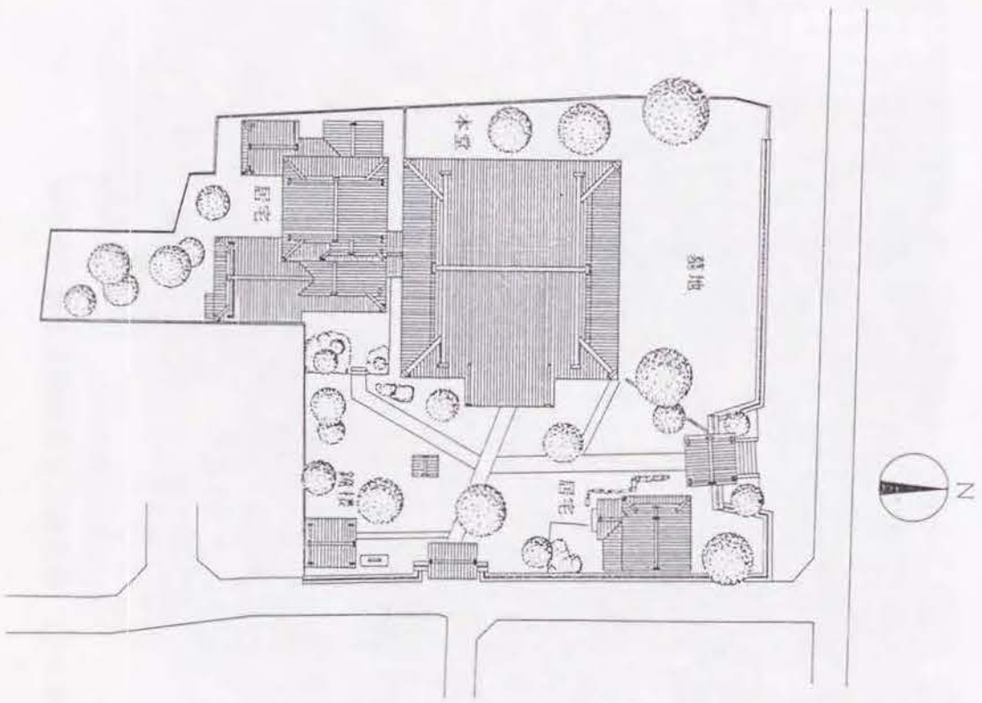


図3-3-14　西宗寺屋根伏図

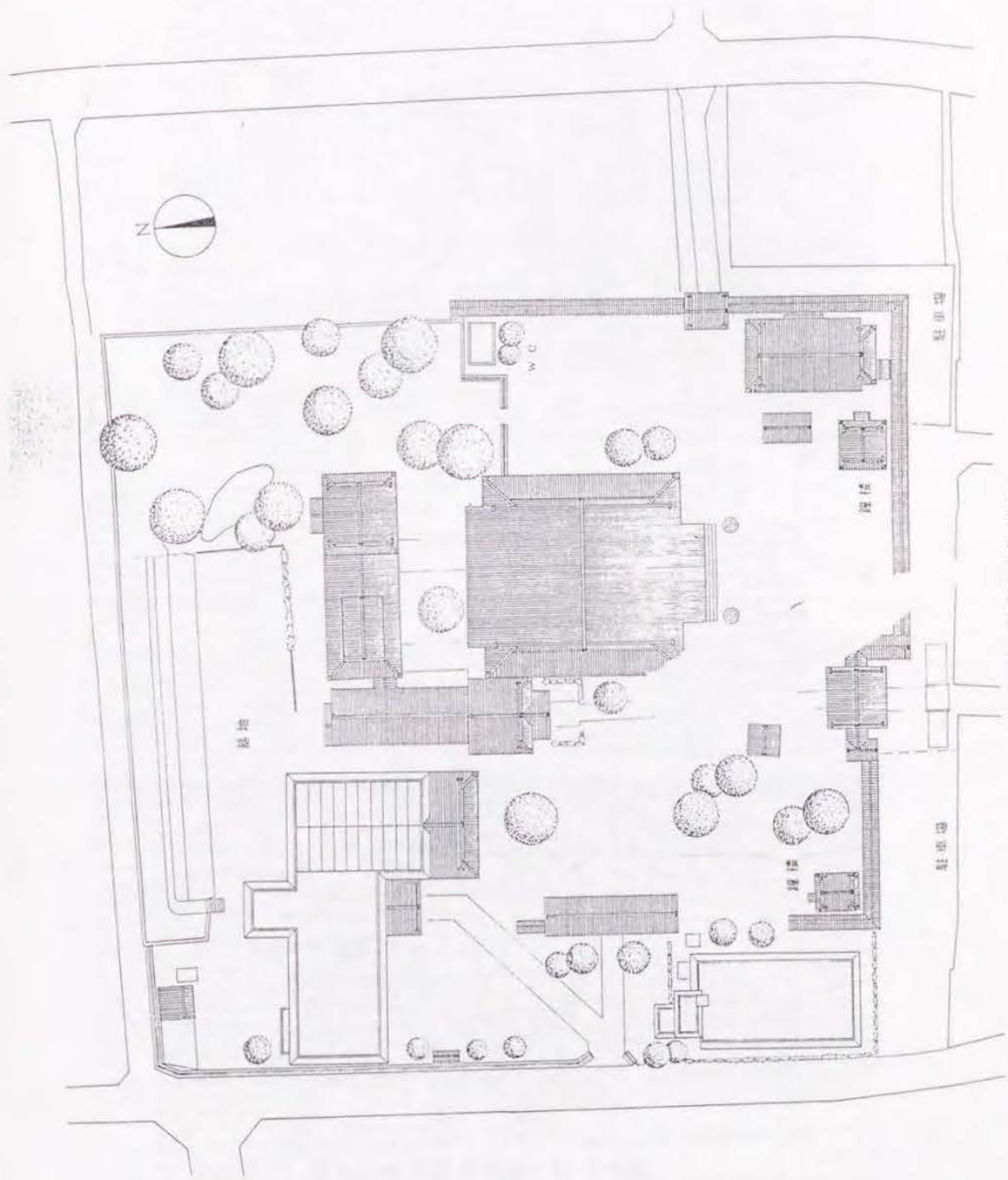


図3-3-15　東本願寺別院屋根伏図

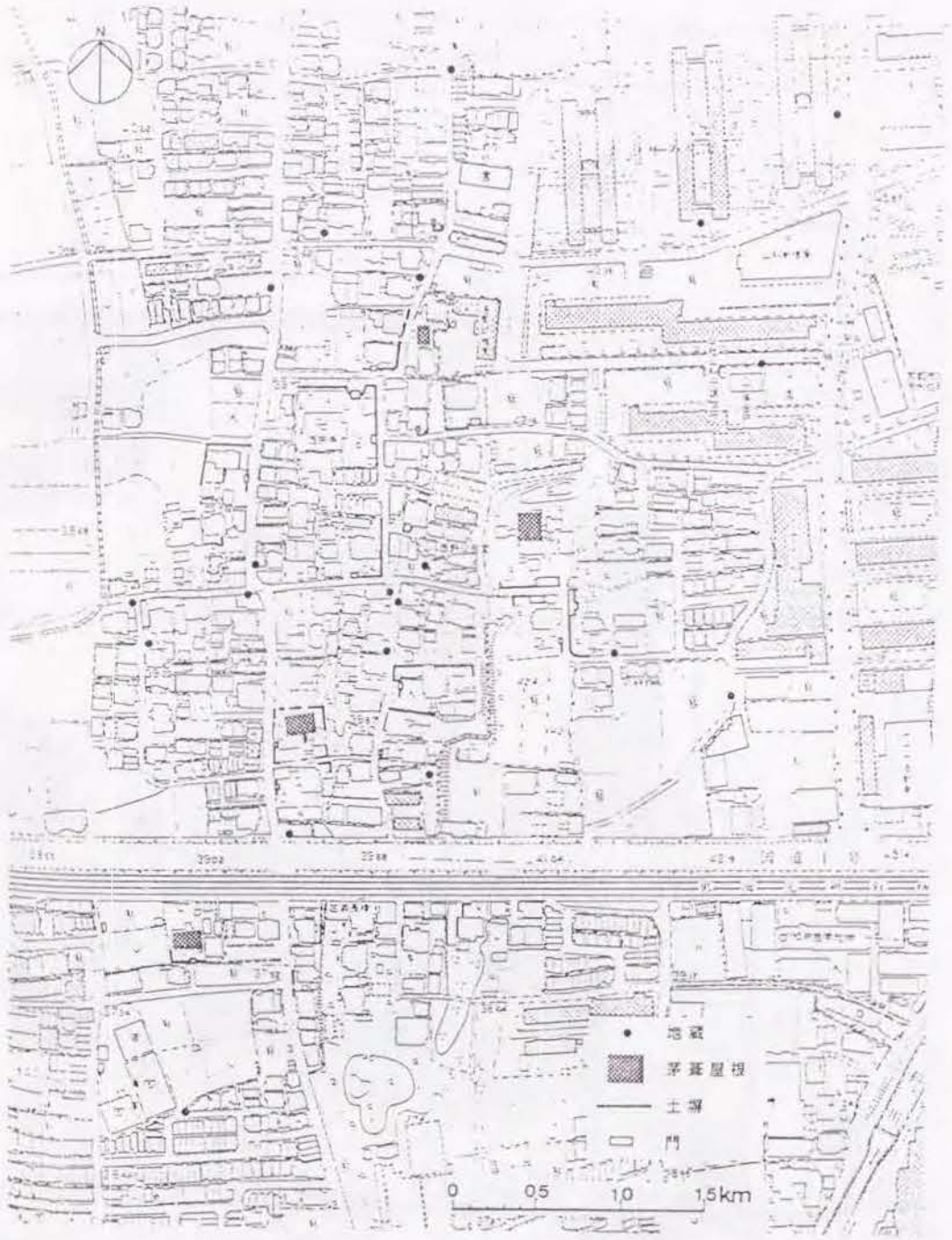


図3-3-16　街路景観要素の分布

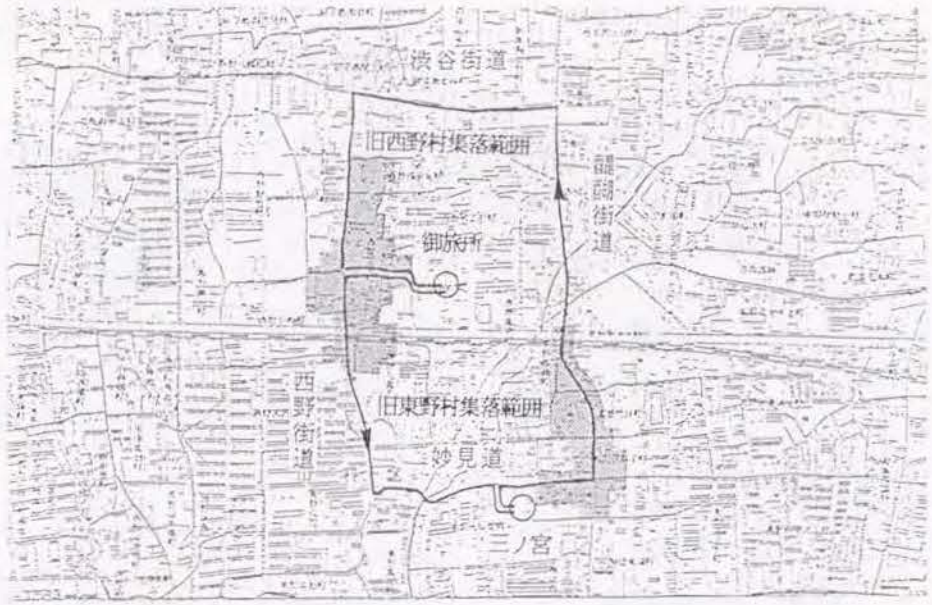


図3-3-17　市街化以前の巡行経路

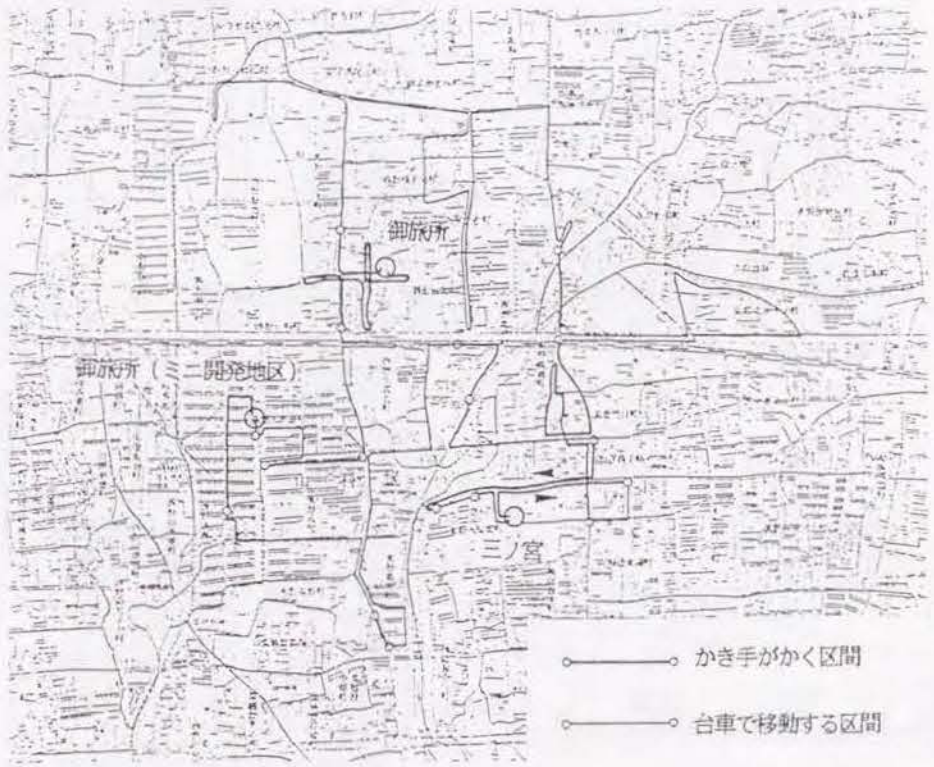


図3-3-18　現在の巡行経路

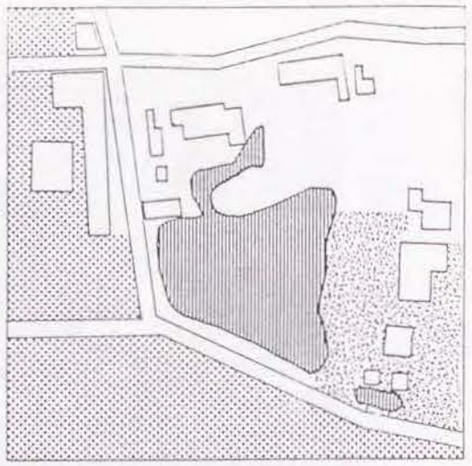
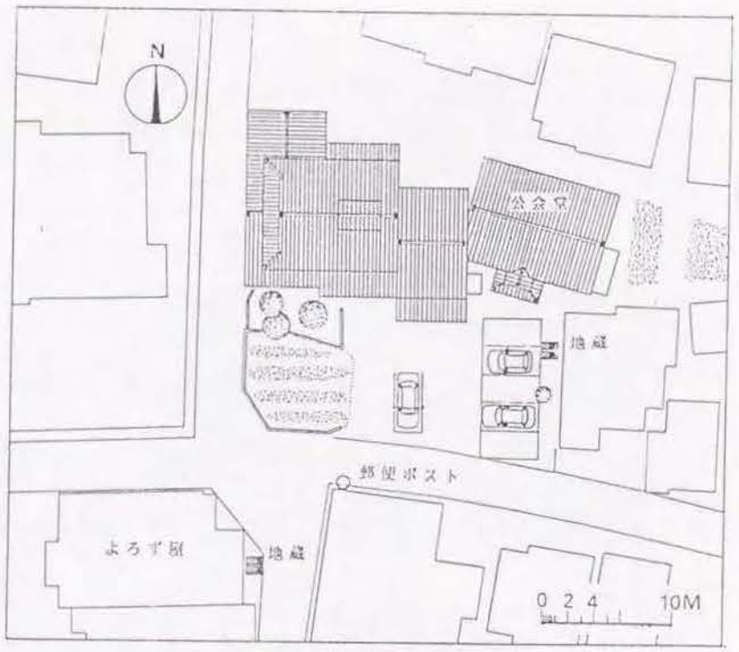
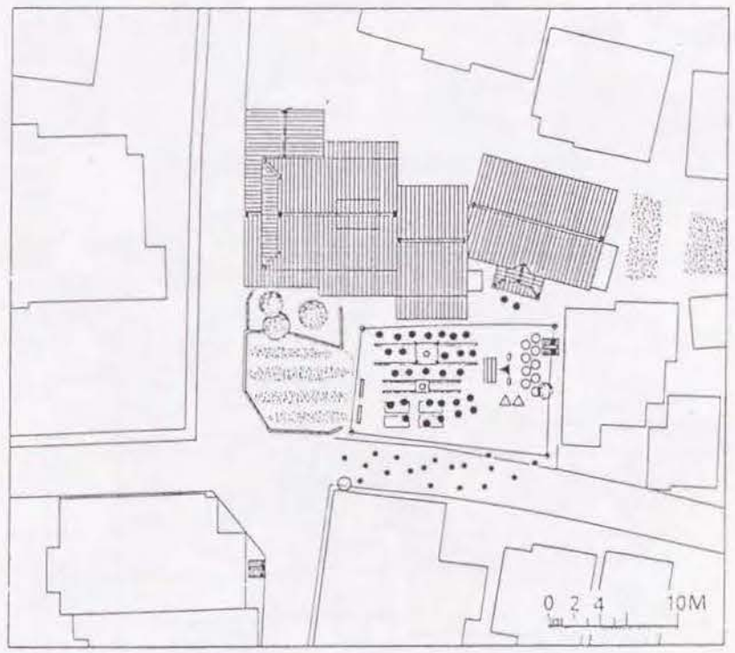


図3-3-19　市街化にともなう六兵衛池の変容



①日常の空間利用（駐車場）



②氏子祭の時の空間利用

図3-3-20　公会堂と御旅所の配置と空間利用

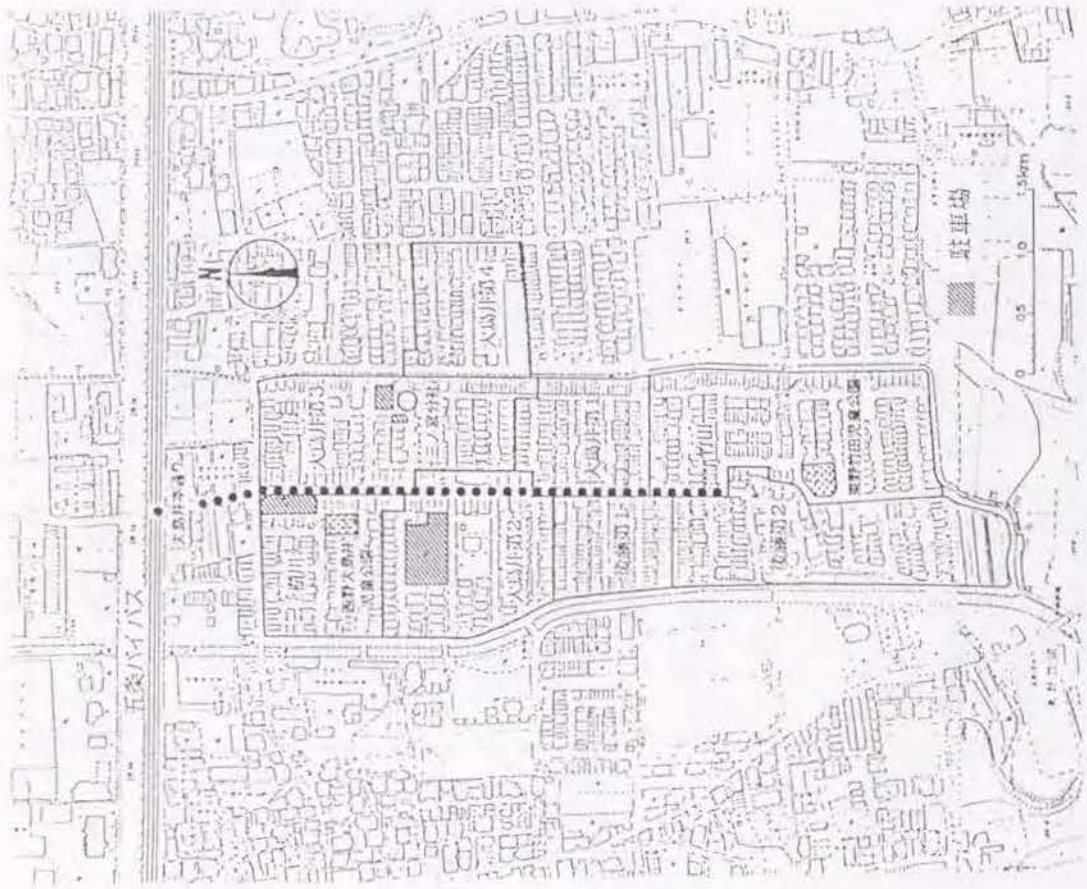


図3-4-1　大鳥井西部地区の構成

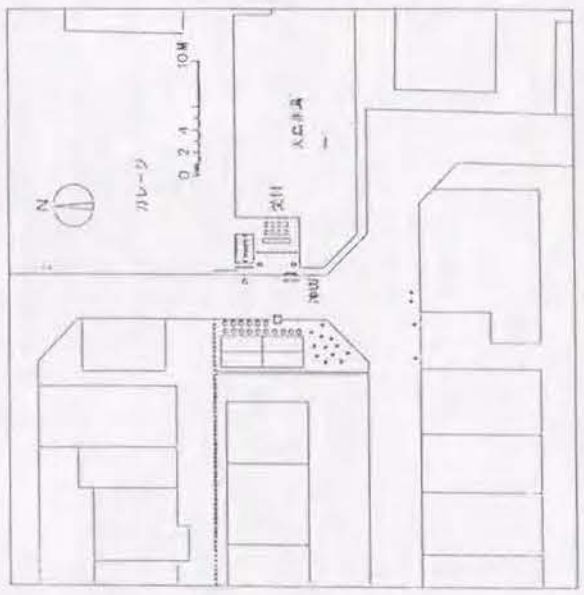


図3-4-2　祭礼時の空間利用

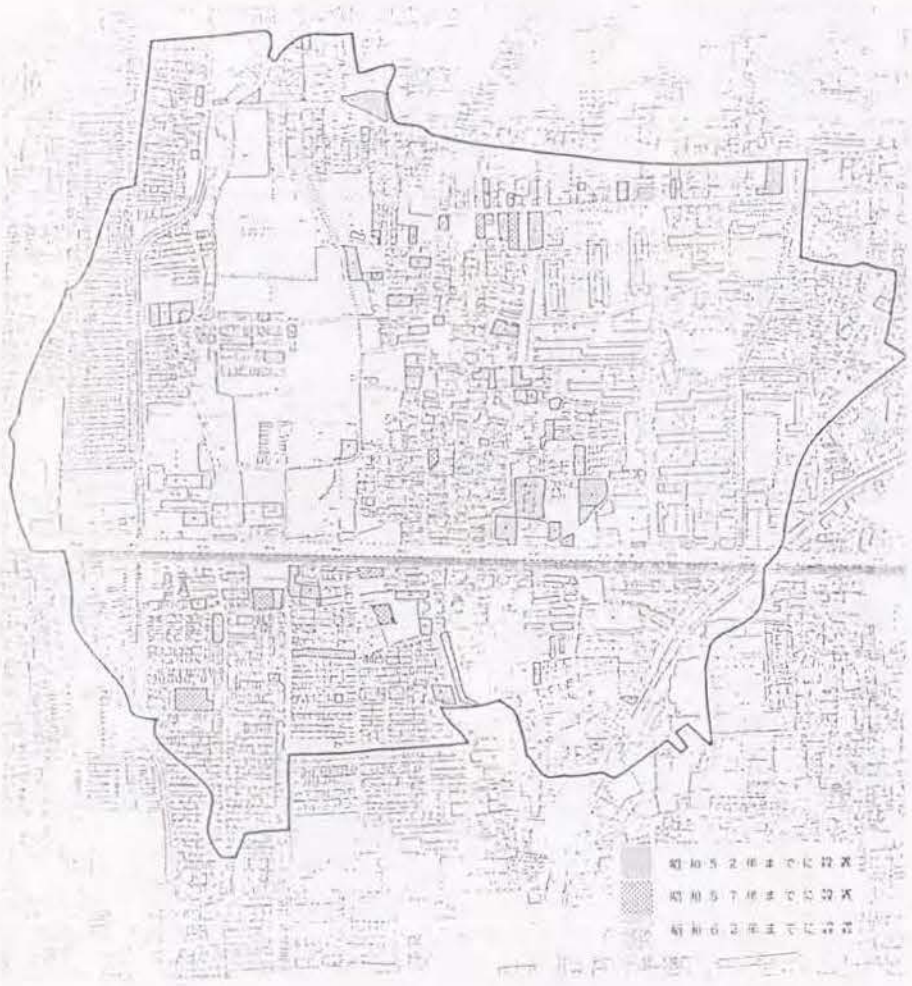


図3-3-22　西野地区の月極駐車場の分布

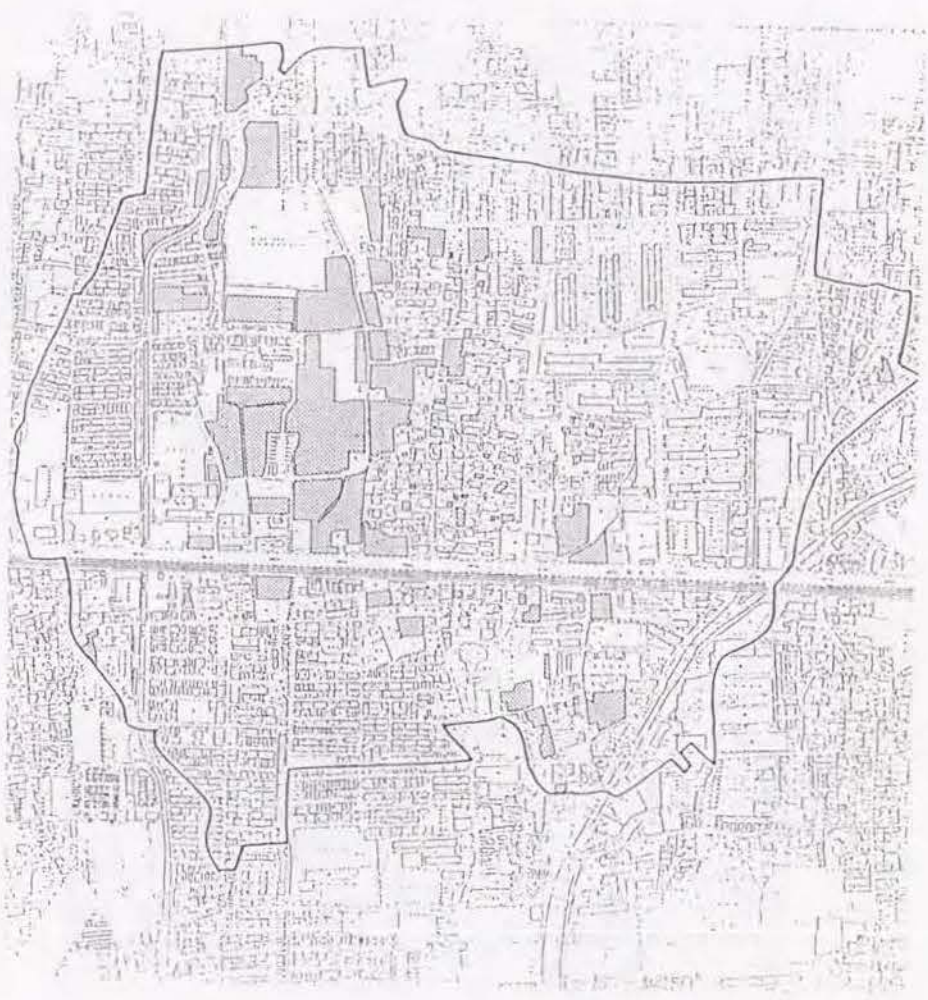


図3-3-21　西野地区の生産緑地の分布

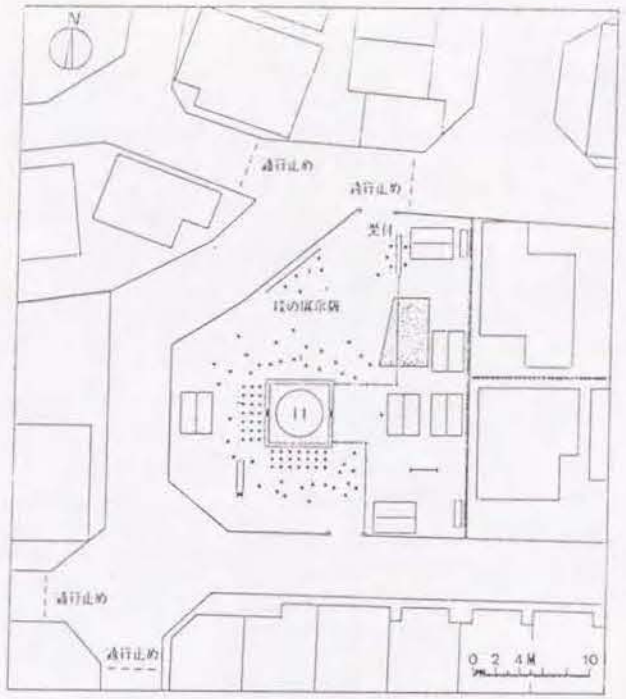


図3-4-3　公園利用一例

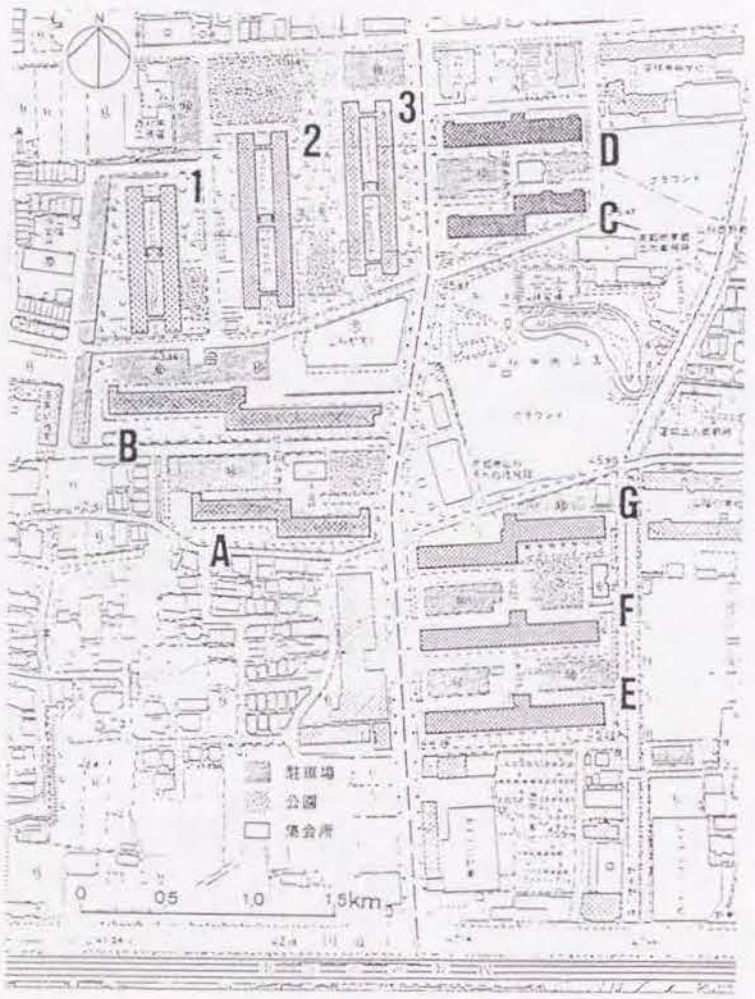


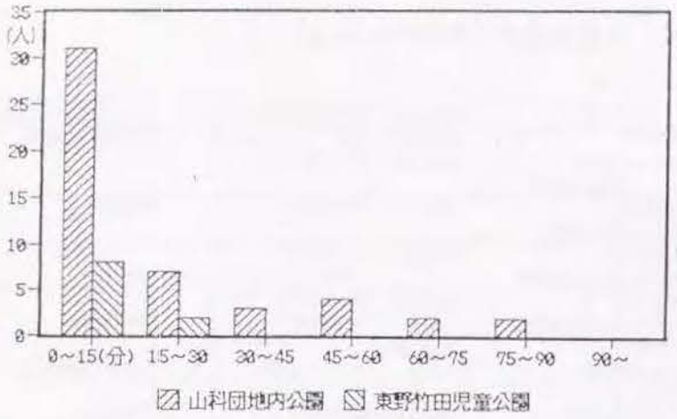
図3-4-4　山科団地構成図

表3-5-1　西野集落の共同空間の特徴

	所有	管理	利用形態	利用主体	空間形態の変化	オープンスペース機能
道空間　西野街道 集落内道路	共→公	共	多目的利用 多目的・多重利用 （神輿巡行路）	限定せず 集落住民	拡幅　アスファルト化 アスファルト化	（生活道）機能低下↘
土居堀跡水路	共→私	共→私	一部再利用 （農業用水路→道路）	集落住民	一部埋め立て	機能消滅×
六兵エ池	共	共	一部再利用 （農業用ため池→駐車場）	周辺住民	フェンス設置 一部埋め立てアスファルト化	機能低下↘
おちり池跡	共	共	再利用 （農業用ため池→駐車場）	周辺住民	埋め立てアスファルト化 一部暗渠化	機能消滅×
御旅所広場	私（神社）	共	複合利用 （広場＋駐車場）	学区住民 氏子	アスファルト化	（広場）機能低下↘
集会所	土地　私 建物　共	共	多重利用 （会合 葬式など）	学区住民	建て替え	機能増大↗
西宗寺	私（寺）	私（寺） （共）	利用縮小 （児童公園・老人施設なくなる）	集落住民 （檀家）	境内地縮小 門閉鎖	（広場）機能消滅×

表3-5-2　新市街地のオープンスペースの特徴

		所有	管理	利用形態	利用主体
ニュータウン開発地区	児童公園	公	公	多重利用 （遊び場 祭りの舞台）	地区住民
	駐車場 （一部）	私	私	多重利用 （駐車場 祭りの休憩所） 多目的利用	地区住民
	地区内道路	公	公	（交通 遊び場など）	地区住民
山科団地	集会所	共	共	多重利用 （集会 葬式）	団地住民
	児童公園	共	共	多重利用 （遊び場 祭りの舞台など）	団地住民



◇平均滞在時間

山科団地内公園

20.6分

東野竹田児童公園

8.6分

図3-5-2　児童公園の滞在時間の分布

表3-5-3　年齢層別利用人数

	山科団地内公園		東野竹田児童公園	
男女別	男	女	男	女
幼児	12	15	1	1
小中学生	5	5	3	4
青・壮年	5	12		
老人	6	1		1
男女別計	28	33	4	6
計	61（人）		10	

表3-5-4　利用者の組み合わせと利用内容

	組合わせ	1人	子供どうし	幼児と親・祖父母
	組数	14（組）	6	12
	内容	通り抜け ・買物帰り ・下校 散歩・休息 犬の散歩	施設で遊ぶ キャッチボール	幼児 施設で遊ぶ 砂場で遊ぶ 親・祖父母 遊びの相手・見張り
	組数	1（組）	3	1
	内容	砂場遊び	施設で遊ぶ バレーボール	施設遊びと その見張り



図4-1-1　調査地区・調査対象

表4-1-1　調査対象社一覧表

		神社名	所在地	旧社格
宇治	1	宇治神社	宇治山田	村社
治	2	下国神社	宇治下国	村社
市	3	神明宮社	神明宮西	村社○
	4	宇治上神社	宇治山田	村社○
	5	原神社	宇治蔵primary	村社
	6	白山神社	白川堂裏山	村社
	7	巨椋神社	小倉町辛内	村社○
	8	伊勢田神社	伊勢田町宮林	村社○
	9	日椋神社	大久保町	村社○
	10	蜂子皇神社	神島町石橋	村社○
	11	蔵王神社	菱道町中	村社
	12	十八神社	宿通奥ノ池	無格社
	13	許波多神社	五ヶ庄古川	郷社
	14	許波多神社	大蔵堂中	郷社
城	15	浜見神社	蔵野浜見田	村社○
陽	16	平井神社	平川東向外	村社○
市	17	久世神社	久世芝ヶ原	郷社
	18	大原神社	寺田水窓後	郷社
	19	日吉神社	観音寺田開	村社○
	20	天満宮社	社殿ノ上大堤	村社○
	21	水主神社	水主宮馬場	郷社
	22	賀茂神社	奈島久保野	郷社
	23	天満神社	市辺堀ノ下	村社○
	24	天満宮	下奈良奥田内	村社○
八	25	石田神社	岩田里	村社○
幡	26	石田神社	上神屋里内外	村社○
町	27	石田神社	岩田条屋ノ前	村社○
	28	内神社	内里内	村社○
	29	八幡神社	戸津北小路	村社○
久	30	豊栄神社	佐山反栗	郷社
御	31	荒見神社	田井荒見	村社○
山	32	帝釈神社	野村野村	村社○
町	33	岩窟八幡宮	佐古大原数	無格社
	34	細倉薬神社	田辺勝倉	村社
辺	35	菅神社	菅里ノ内	村社
町	36	月読神社	入住酒平	村社○
	37	春宮神社	興戸宮前	村社○
	38	天神社	松井岡山	村社○
	39	日山神社	宮津日山	村社
	40	須賀神社	打田宮本	村社
	41	宋智神社	天王島ヶ峰	郷社

		神社名	所在地	旧社格
田	42	出雲神社	早内宮ノ後	村社○
辺	43	出雲神社	鳥岡東原	村社○
町	44	佐牙神社	宮津佐牙垣内	郷社
1)	45	高神社	多賀天王山	郷社
	46	玉津岡神社	井手東垣内	郷社
宇	47	大宮神社	高木天皇	村社○
治	48	御葉神神社	南宮ノ上西	郷社
田	49	三宮神社	辺川辺川	村社○
原	50	天神社	奥山田宮垣内外	村社○
町	51	大宮宮神社	瑞原神宮荘	無格社
	52	雲雀天神社	宮山上田	村社○
	53	連蘇神社	神宝寺里藤	村社○
山	54	両社宮神社4)	平尾里屋敷	郷社
城	55	綺田神社5)	綺田出屋	村社○
町	56	天神神社	神童子ヶ原谷	村社○
	57	松尾神社	椿井松尾	郷社
木	58	井堰神社	井堰清水	村社○
津	59	常盤坂神社	山坂常磐坂	村社○
町	60	御霊神社	木津宮ノ裏	村社○
	61	岡田国神社	木津大谷	郷社
加	62	岡田鴨神社	北鳥井	郷社
茂	63	春日神社	長谷宮ノ谷	村社
町	64	春日神社	里ノ小手口	無格社
	65	白山神社	宮船上ノ門	無格社
	66	八幡宮	森脇屋敷田	村社
	67	祭仁神社	宮宮ノ里	村社
	68	勝手神社	大野大野	村社○
	69	白髭神社	高田上垣内	無格社
	70	春日若宮社	里口菱井	村社○
	71	八幡宮	九山反魂	村社
瀬	72	栗栖神社	笠置栗栖	村社
町	73	三神社	笠置宮通	村社
	74	国津神社	有市平ノ畑	村社
2)	75	天満宮	隈入塚	郷社
精	76	春日神社	菱田宮田原	村社○
華	77	祝園神社	祝園神ノ森	郷社
町	78	式内神社	北椿八幡北東外	郷社
	79	奥畑神社	奥畑獄ヶ谷	村社○
	80	新殿神社	山田原王子	村社○
	81	東谷神社	敦 周内	村社
3)	82	六所神社	野殿宮前	村社○

1)井出町　2)和束町　3)南山城村
4)和束町天王大鳥居神社
5)綺宗像神社・伊那太比神社

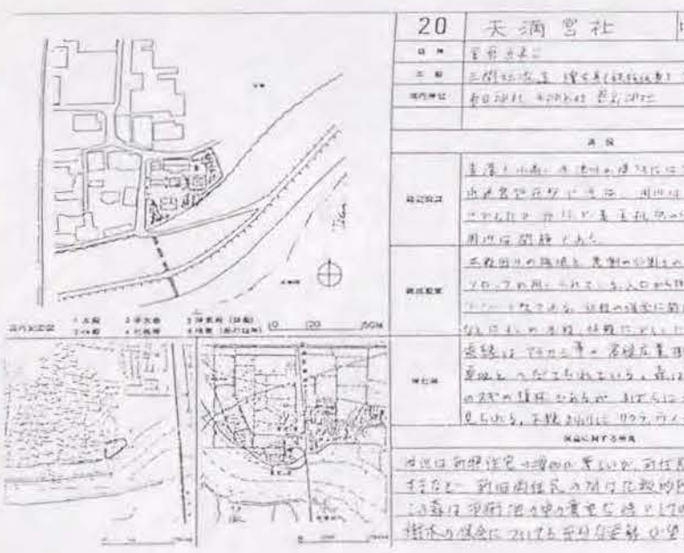


図4-3-1　集落・神社立地の類型

20　天満宮社　城陽市観音寺



44　佐牙神社



21　水主神社　城陽市水主宮馬場



45　高神社

図4-1-2　調査カードの例

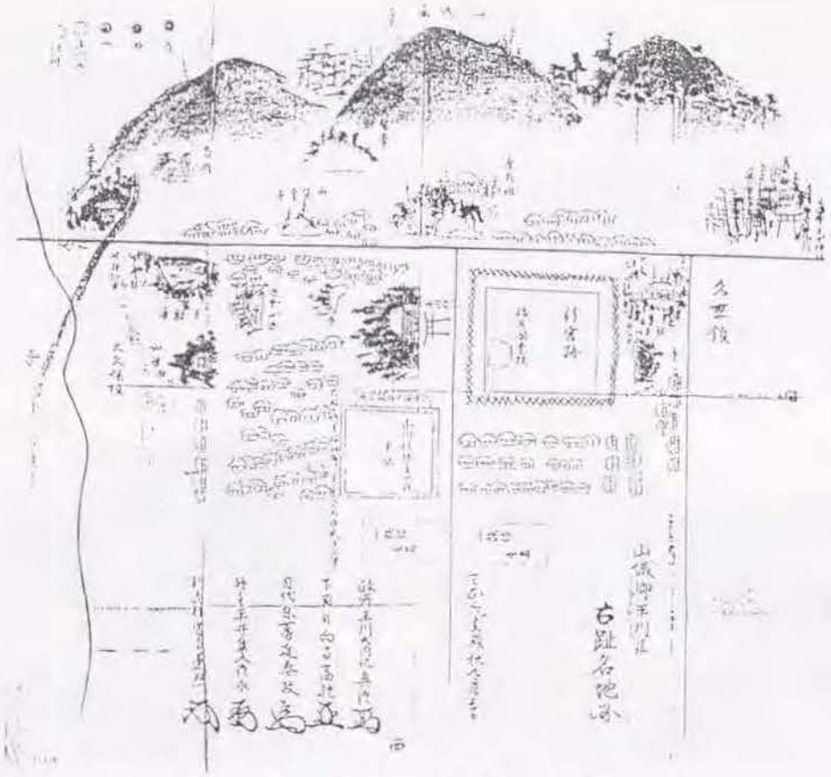


図4-2-1　山城国平川荘古址名地図



図4-2-2　山城国佐賀庄庄図全図

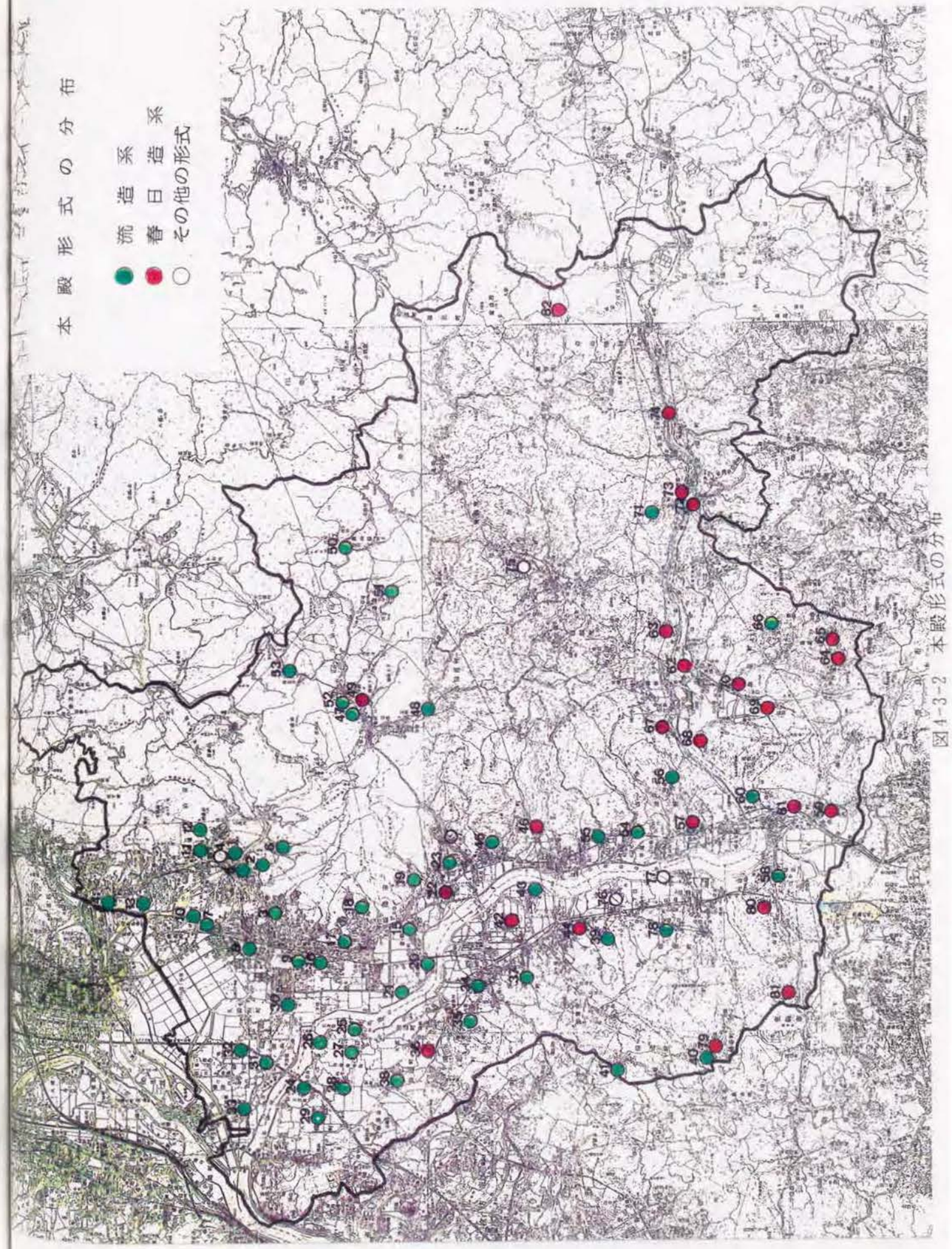


図1-3-2　本殿形式の分布

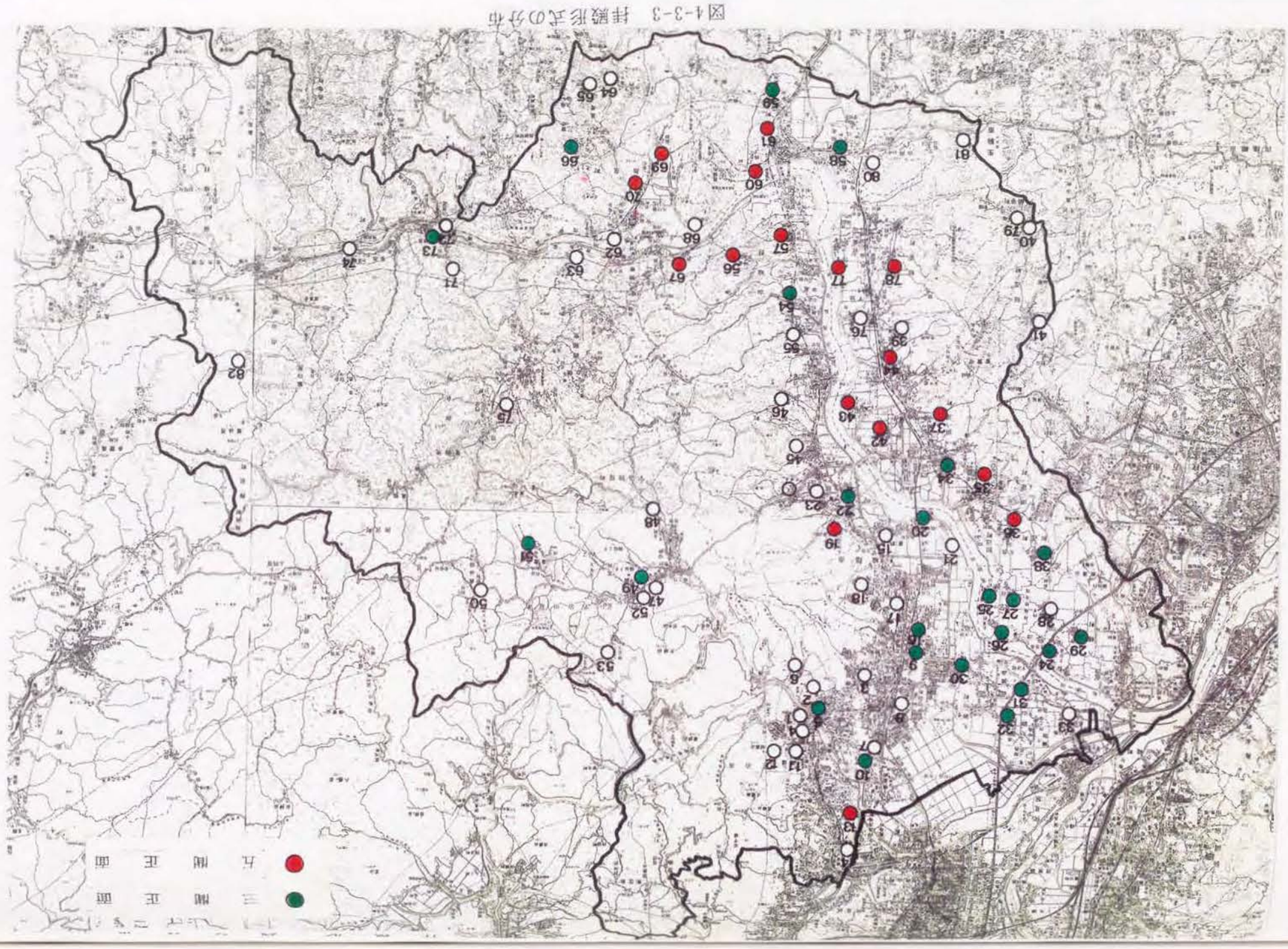


図4-3-3　拝殿形式の分布

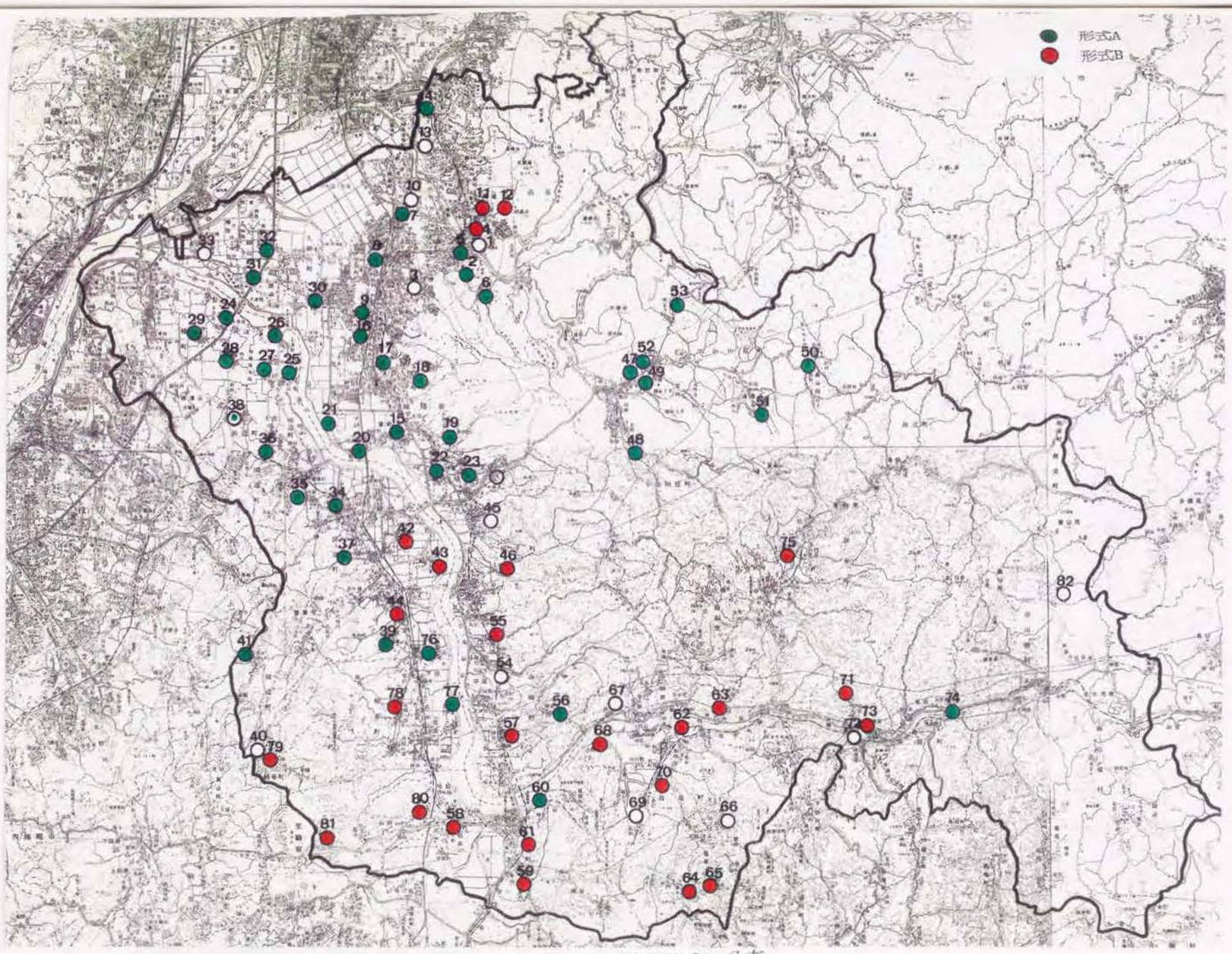


図4-3-4　神域形式の分布

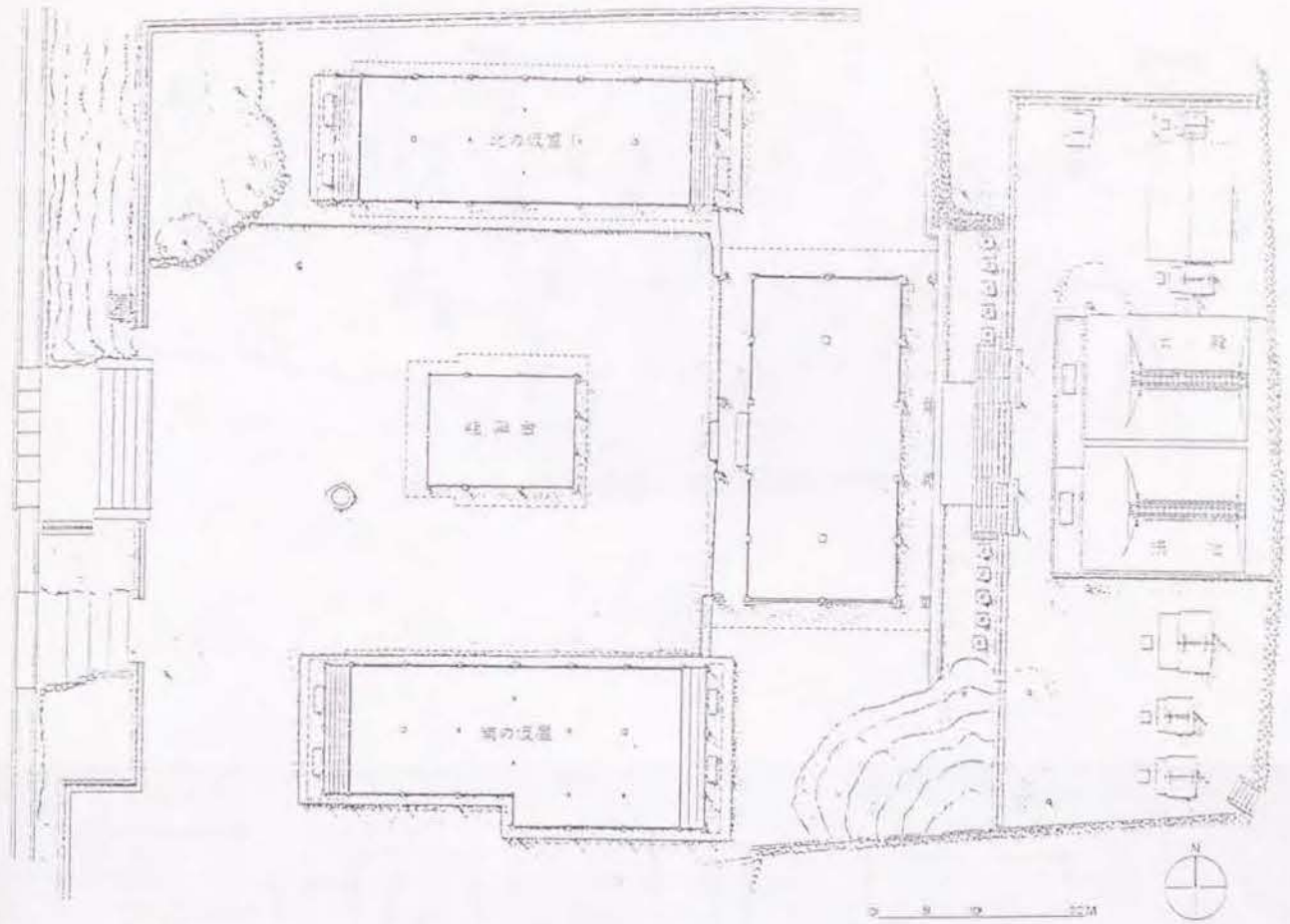


図4-3-5　岡田国神社境内平面図



図4-3-6　岡田国神社境内断面図

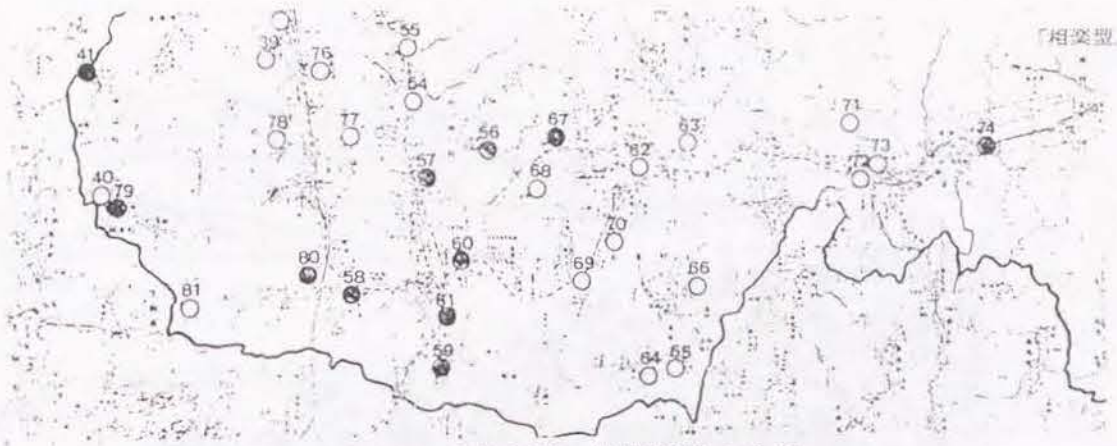


図4-3-7　「相楽型」社殿配置の分布

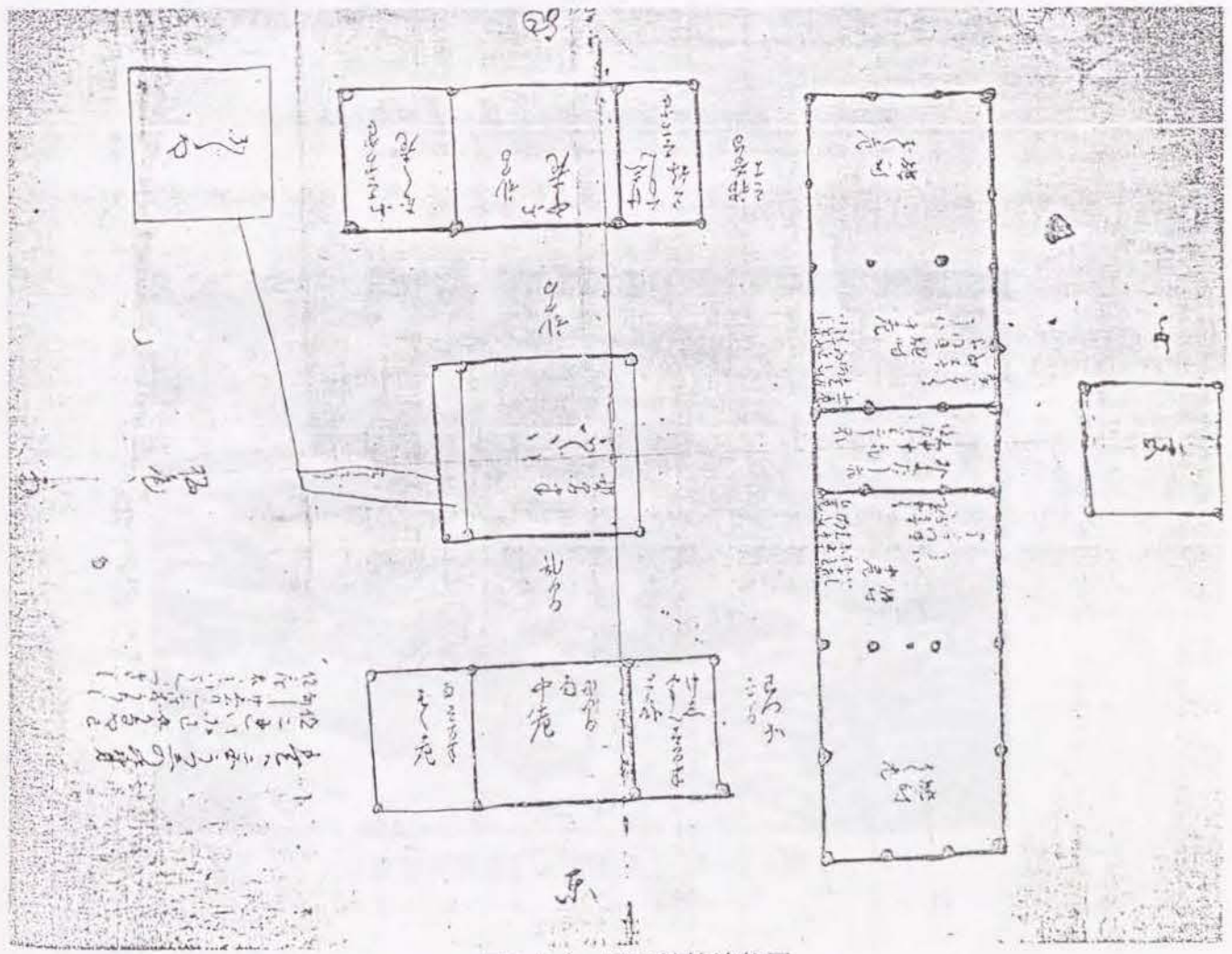


図4-3-8　松尾神社演能図

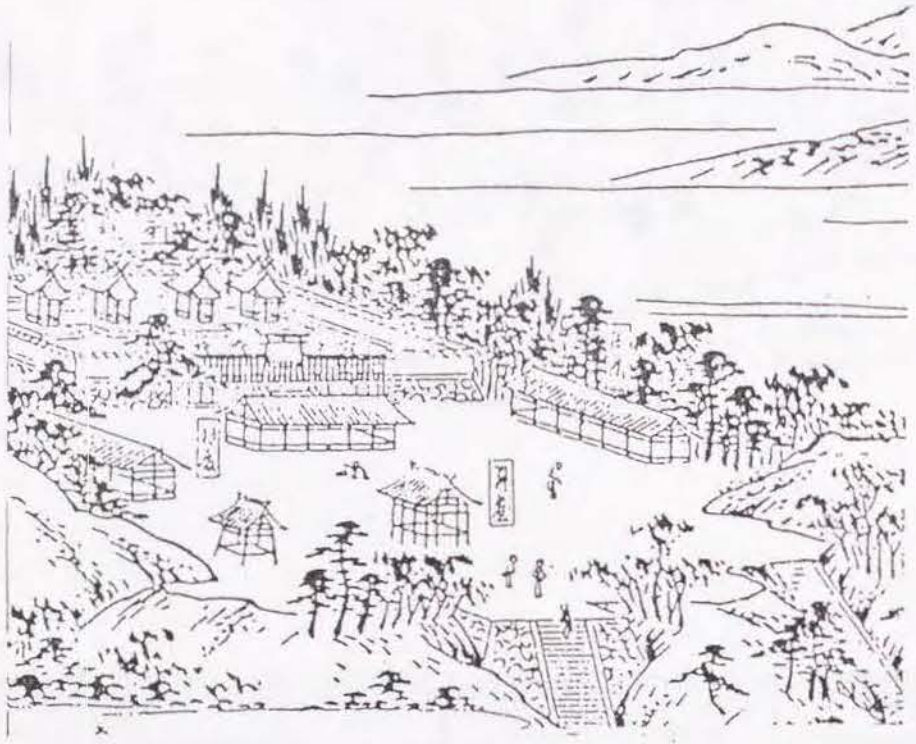


図4-3-9　『拾遺都名所図会』に描かれた幣羅坂神社

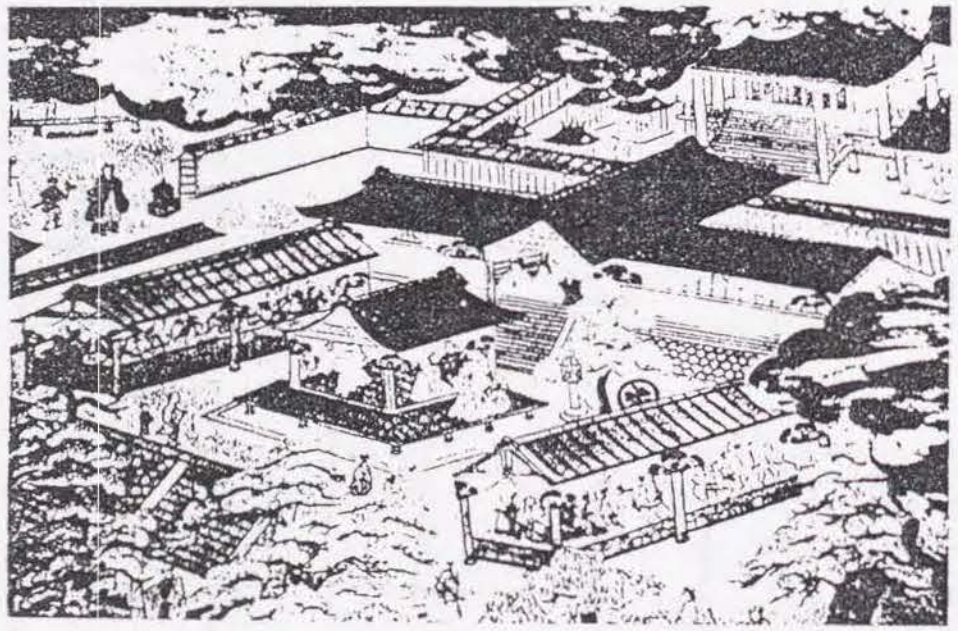


図4-3-10　「演能図」（新殿神社蔵）

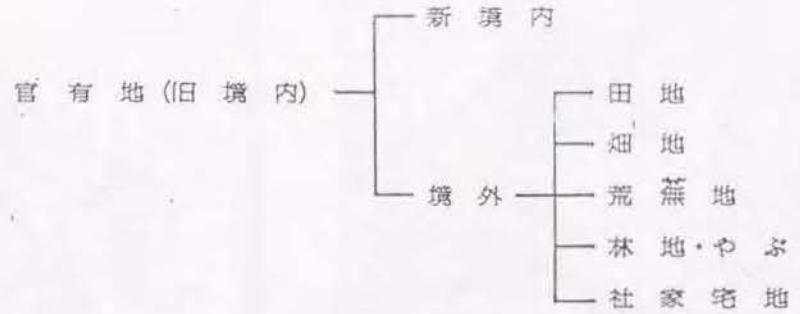


図4-3-11　官有地（旧境内の内訳）

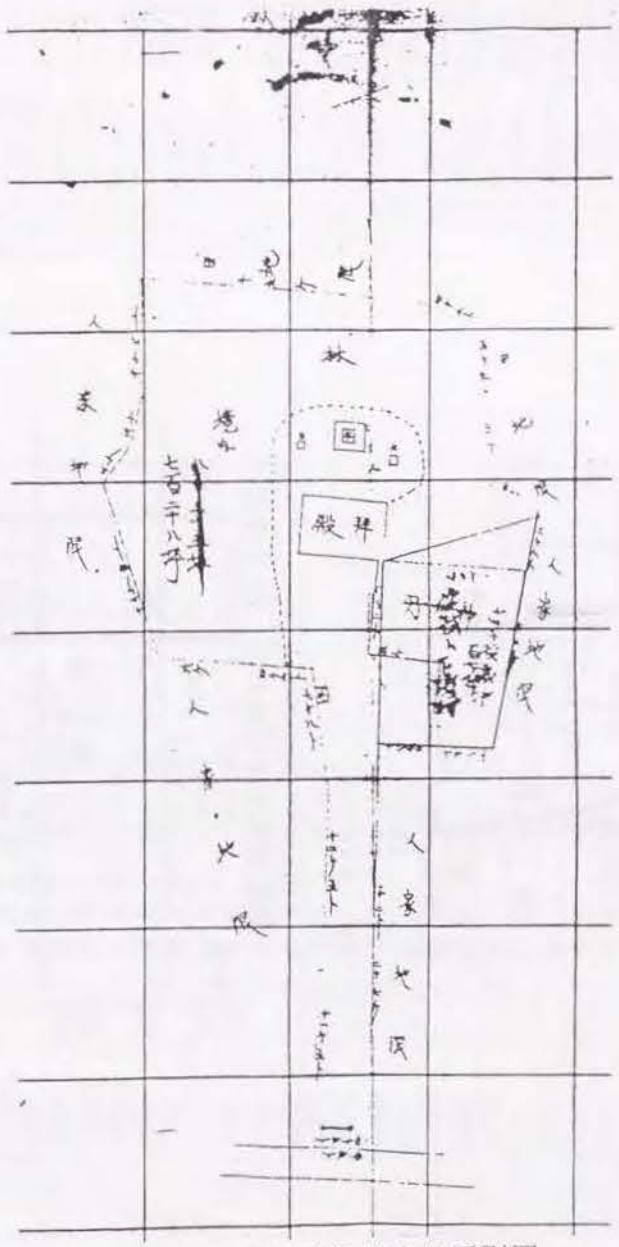


図4-3-12　賀茂神社境内外区別図

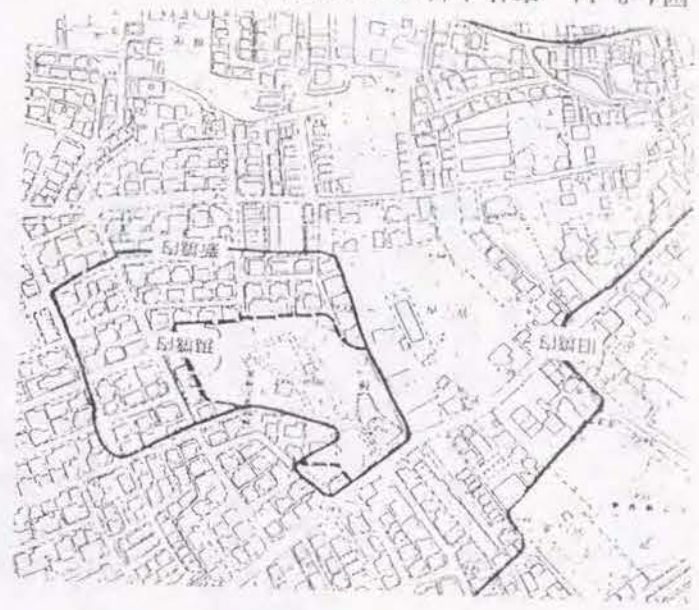


図4-3-14　宇治市神明の神明神社(3)の現況平面図

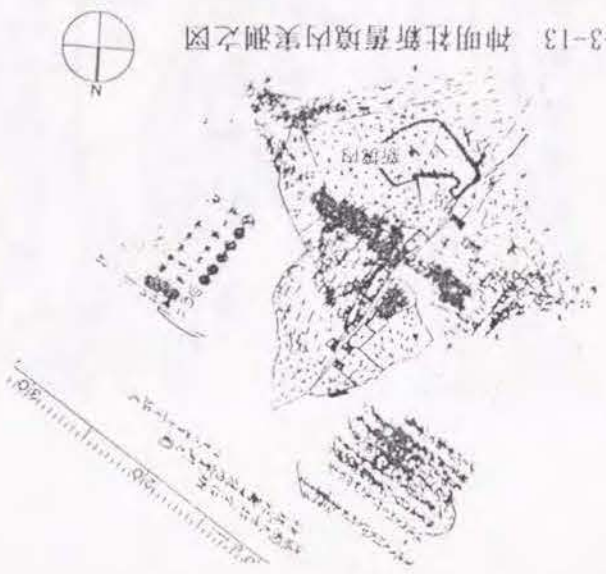


図4-3-13　神明社新旧境内実測之図



図4-3-16　八幡市西岩田の石田神社(27)の現況平面図

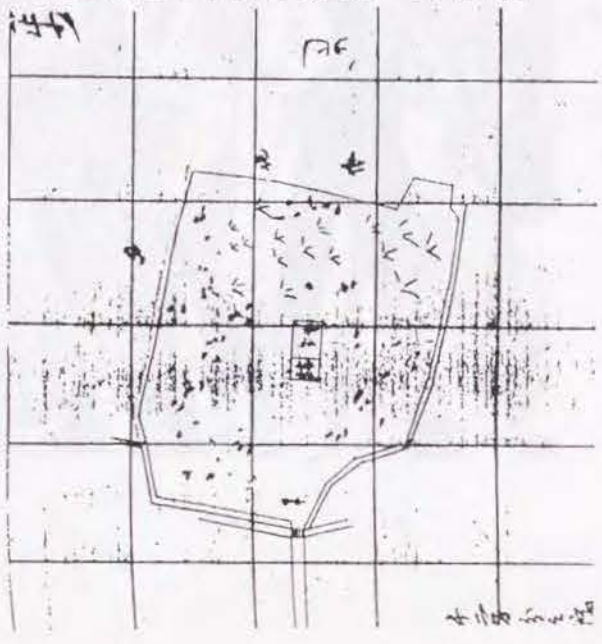


図4-3-15　石田神社境内外区別図

表4-3-1　本殿形式一覧表

本殿形式

		神社名	指定	本殿形式	年代	備考
宇	1	宇治神社	重文	3・流　檜	鎌倉期	
治	2	下居神社		3・流　桟瓦	明暦2(1656)	棟札
市	3	神明神社		神明檜	明治期	
	4	宇治上神社	国宝	一重流　内殿3社	平安後期	
	5	県神社		1・流　檜	江戸末期	正面千鳥破風軒唐破風付
	6	白山神社	重文	3・流　(銅)	江戸末期	
	7	巨椋神社		3・流　檜	江戸中期	幣殿付
	8	伊勢田神社		1・流　檜(鉄)	桃山～江戸中	
	9	且椋神社		1・流　檜	江戸初期	
	10	蜉子島神社		1・流　檜	江戸中期	
	11	蔵島神社		5・流　柿(鉄)	元禄10頃	
	12	十八神社	重文	3・流　柿	長享1(1487)	墨書
	13	許波多神社	重文	3・流　檜	永禄5(1562)	厨子名
	14	許波多神社		1・流　檜(銅)	江戸中期	
城	15	荒見神社	重文	3・流　檜	慶長9(1604)	棟札・末社八幡社
陽	16	平井神社		1・流　檜(鉄)	桃山～江戸初	
市	17	久世神社	重文	1・流　檜	室町中期	
	18	水度神社	重文	1・流　檜	文安5(1448)	棟札・正面千鳥破風付
	19	且椋神社		2・流　柿	桃山期	
	20	天満宮社		3・流　檜(鉄)	寛永4(1627)	棟札
	21	水主神社		1・流　桧	明治初期	
	22	賀茂神社		1・春隅木　檜	江戸中期	
	23	天満神社		1・流　桧	桃山期	
八	24	天満宮		3・流	江戸期	RC覆屋付
幡	25	石田神社		1・流　銅板	不明	
町	26	石田神社		1・流　檜(鉄)	江戸末期	
	27	石田神社		1・流	不明	
	28	内神社		1・流　銅板	江戸中期	
	29	八幡神社		1・流	不明	
久	30	雙栗神社	重文	3・流　檜	明応3(1494)	
御	31	荒見神社		3・流　檜(鉄)	江戸初期	
山	32	常盤神社		1・流　檜	江戸初期	
町	33	若宮八幡宮		1・流	昭和35(1960)	
田	34	棚倉孫神社		1・流　檜	桃山期	
辺	35	薭神社		1・流	江戸中期	
町	36	月読神社		1・春	明治26(1893)	
	37	酒屋神社		1・流　檜	明治9(1876)	正面千鳥破風・軒唐破風付
	38	天神社		2・流　銅	享保2(1717)	一町史
	39	白山神社	重文	1・流　板	安永5(1772)	
	40	須賀神社		1・流　檜(銅)	享保頃か	
	41	朱智神社		1・流　檜	慶長17(1612)	棟札

		神社名	指定	本殿形式	年代	備考
田	42	昨岡神社		1・春　檜	江戸初期	軒唐破風付
辺	43	昨岡神社		1・流　銅板	江戸中期	
町	44	佐牙神社	重文	1・春　檜	天正13(1585)	
1)	45	高神社		3・流　檜	桃山期	
	46	玉津岡神社		1・春　檜	貞享4(1688)	
宇	47	大宮神社		3・流　檜	江戸初～中期	
治	48	御栗栖神社		1・流　檜	明治期	
田	49	三宮神社		1・春　檜	江戸初期	
原	50	天神社		1・流　檜	桃山～江戸初	
町	51	大神宮神社		1・流		
	52	雙栗天神社		1・流	江戸末期	
	53	建藤神社		1・流　檜	江戸中期	同時期の拝所付
山	54	涌出宮神社4)		1・流　檜(銅)	元禄5(1692)	
城	55	綺田神社5)		1・流	江戸期	
町	56	天神神社		3・流　檜(鉄)	室町中期	
	57	松尾神社	重文	各1・春　檜	文化5(1808)	棟札・旧春日大社若宮社
木	58	相楽神社	重文	3・流　檜	室町前期	
津	59	幣羅坂神社		1・春　桧	昭和52(1977)	
町	60	御霊神社		1・流　檜	江戸初～中期	
	61	岡田国神社		1・春　檜	江戸中期	
加	62	岡田鴨神社		1・春　檜	江戸中期以後	旧春日大社第一殿
茂	63	春日神社		1・春　桧	文政頃	
町	64	春日神社		1・春	江戸期	
	65	白山神社	重文	1・春　檜	嘉吉期	棟札12枚
	66	八幡宮		3・流　檜	元禄頃	
	67	恭仁神社		1・春　檜	元治1(1864)	旧春日大社第一殿・旋宝珠銘
	68	勝手神社		1・春　檜	江戸期	鉄骨造スレート葺覆屋付
	69	白蟹神社		1・春　檜(鉄)	18世紀初頃	
	70	春日若宮社		1・春　檜(銅)	江戸中期以後	
笠	71	八幡宮		3・流　柿(鉄)	江戸期	
置	72	栗栖神社		1・春　檜(銅)	江戸初期	
町	73	三神社		1・春　檜(鉄)	江戸末期	
	74	国津神社		1・春　檜(銅)	正徳1	棟札・旧春日大社第一殿
2)	75	天満宮	重文	1・流　檜	貞和4(1348)	棟札
精	76	春日神社	重文	1・入母屋　檜	室町期	春日大社若宮社旧殿と伝える
華	77	祝園神社		3・流　桧	明治期	
町	78	武内神社		1・流　檜	江戸中期	
	79	東畑神社		1・春　桧	文化13	
	80	新殿神社		2・流　檜	桃山期	
	81	東谷神社		1・春　銅	江戸期	
3)	82	六所神社		1・春　厚板段		木造茅葺覆屋付

1)井出町　2)和束町　3)南山城村

4)和伎座天乃夫岐売神社　5)綺宗座健伊那太比神社

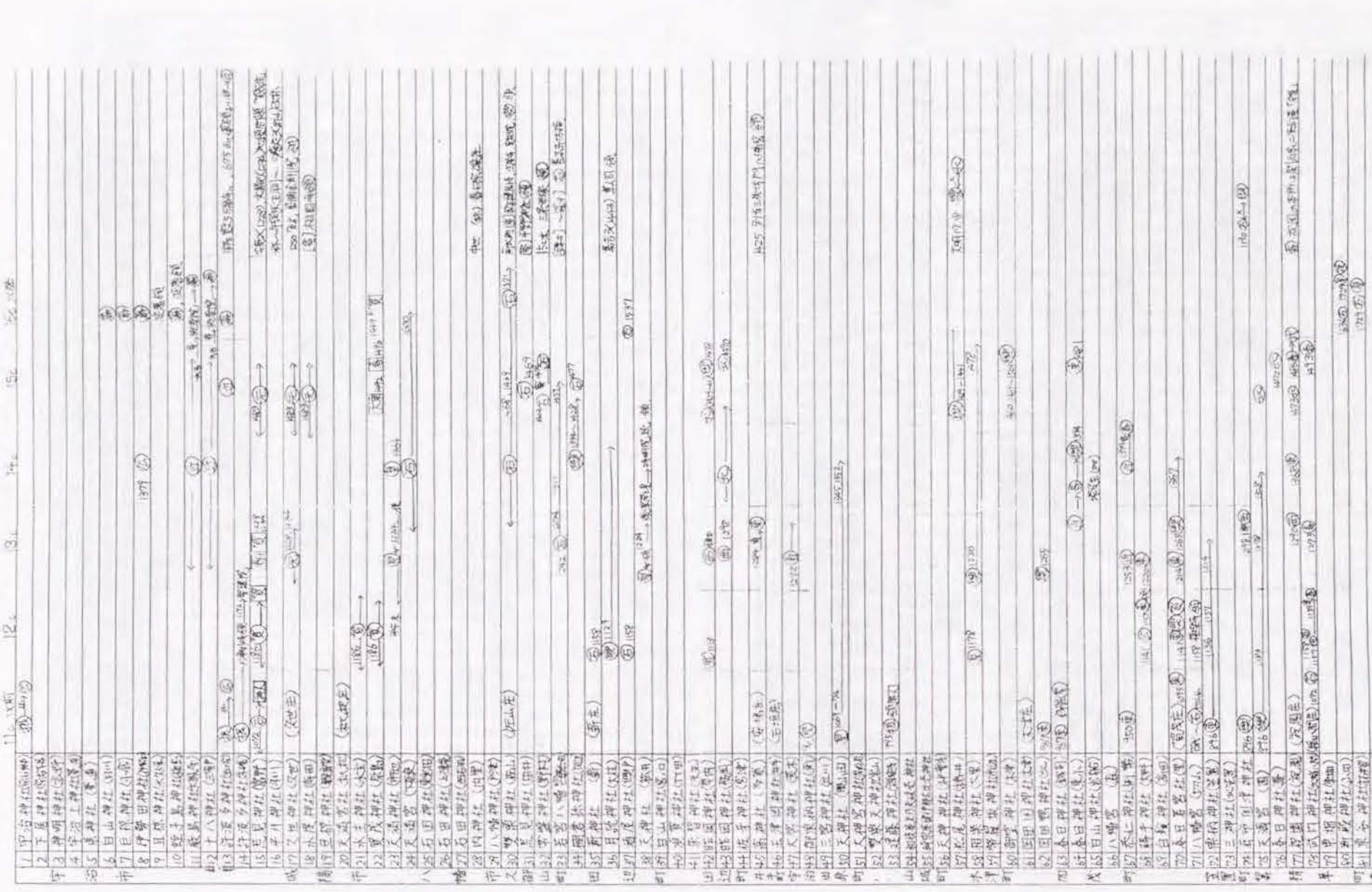


表4-3-3　調査対象地所領関係年表

表4-3-2　拝殿形式一覧表

		神社名	規模	屋根	床		建具		備考
					両側	中央	両側	中央	
田	42	酢岡神社	5×3	切妻・カ	○	×	○	×	門風
辺	43	酢岡神社	5×3	切妻・カ	○	×	○	×	
町	44	佐牙神社	5×3	入母屋・カ	○	×	○	×	
1)	45	高神社	5×2	切妻・カ	○	×	○	×	正面破風付 1×1の舞殿をもつ
	46	玉津岡神社	1×1	入母屋・ヒ	○	○	×	×	正面千鳥破風付
宇	47	大宮神社	なし						
治	48	御栗栖神社	2×2	切妻・カ	○	○	○	○	
田	49	三宮神社	3×2	入母屋・カ	○	×	×	×	
原	50	天神社	1×1	入母屋・ヒ	○	○	×	×	
町	51	大神宮神社	3×2						
	52	雙栗天神社	1×1(1.5)	切妻・カ	○	○	×	×	
	53	建藤神社	2×2	入母屋・	○	○	×	×	
山	54	神出宮神社4)	3×2	切妻・カ	○	○	○	○	
城	55	綺田神社5)	なし						
町	56	天神神社	5×3	切妻・カ	○	○	×	×	側面壁
	57	松尾神社	5×3	切妻・カ	○	○	×	×	側面壁
木	58	相楽神社	3×2	入母屋・ヒ	×	×	○	×	
津	59	幣羅坂神社	3×2	切妻・ヒ	○	×	○	扉	正面唐破風付
町	60	御霊神社	5×3	切妻・ヒ	○	×	○	扉	正面唐破風付
	61	岡田国神社	5×3	切妻・カ	○	○	×	×	
加	62	岡田鴨神社	1×3	入母屋・ヒ	×	×	×	×	幣殿等配置
茂	63	春日神社	なし						
町	64	春日神社	なし						
	65	白山神社	なし						
	66	八幡宮	3×2	切妻・カ	○	×	○	×	
	67	恭仁神社	5×3	切妻・カ	○	○	×	×	1×1の舞殿をもつ
	68	勝手神社	なし						
	69	白髭神社	5×3	入母屋・カ	○	×	○	×	西半間ビザシ
	70	春日若宮社	5×3	切妻・カ	○	×	○	×	門の機能をもつ
笠	71	八幡宮	なし						
置	72	栗栖神社	1×1	切妻・カ	○	○	×	×	本殿前になし
町	73	三神社	3×2	切妻・カ	○	×	○	×	
	74	国津神社	1×1	入母屋・ヒ	○	○	×	×	
2)	75	天満宮	7×3	切妻・カ	○	×	○	×	正面唐破風付
精	76	春日神社	7×3	切妻・カ	○	×	○	×	
華	77	祝園神社	5×2	入母屋・カ	○	×	○	×	
町	78	式内神社	5×2	入母屋・カ	○	×	○	×	
	79	東畑神社	1×1	入母屋・カ	○	○	×	×	
	80	新殿神社	7×2	切妻・カ	○	×	○	×	正面唐破風付 1×2の舞殿
	81	東谷神社	なし						
3)	82	六所神社	1×1	入母屋・ワ	○	○	×	×	

1)井出町　2)和束町　3)南山城村　　カ：瓦葺
4)和伎座天乃夫岐売神社　　ヒ：檜皮葺
5)綺原座健伊那太比神社　　ワ：藁葺

		神社名	規模	屋根	床		建具		備考
					両側	中央	両側	中央	
宇	1	宇治神社	3×3	入母屋・カ	○	○	○	○	
治	2	下居神社	なし						
市	3	神明神社	なし						
	4	宇治上神社		入母屋・カ	○	○	○	○	
	5	県神社	3×2	切妻・カ	○	×	○	×	正面唐破風付
	6	白山神社	3×3	寄棟・カヤ	○	○	○	○	
	7	巨椋神社	4×2	切妻・カ	○	×	○	扉	幣殿と接続
	8	伊勢田神社	なし						
	9	旦椋神社	3×2	切妻・カ	○	×	○	扉	
	10	蛭子島神社	3×2	入母屋・カ	×	×	×	×	
	11	厳島神社	なし						
	12	十八神社	なし						
	13	許波多神社	5×3	入母屋・カ	○	×	×	×	側面壁付
	14	許波多神社	3×2	入母屋・カ	×	×	×	×	
城	15	荒見神社	1×1	入母屋・カ	×	×	×	×	1×1の拝所付
陽	16	平井神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	×	
市	17	久世神社	なし						1×1の拝所のみ
	18	水度神社	1×1	入母屋・カ	○	○	×	×	
	19	旦椋神社	5×3	切妻・カ	○	×	○	扉	正面切妻破風付
	20	天満宮社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	×	
	21	水主神社	なし						
	22	賀茂神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	×	幣殿に接続
	23	天満神社	1×1	入母屋・カ	○	○	×	×	本殿前になし
八	24	天満宮	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
幡	25	石田神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
町	26	石田神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
	27	石田神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
	28	内神社	2×2	入母屋・カ	○	○	×	×	
	29	八幡神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
久	30	雙栗神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
御	31	荒見神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	小規模
山	32	常盤神社	3×1	入母屋・カ	○	×	○	扉	小規模
町	33	若宮八幡宮	なし						
田	34	棚倉孫神社	3×2	入母屋・カ	○	×	○	扉	
辺	35	薪神社	5×3	切妻・カ	○	×	○	×	
町	36	月読神社	5×3	入母屋・カ	○	×	○	扉	2×2の舞殿をもつ
	37	酒屋神社	5×3	入母屋・カ	○	×	○	×	長屋門風
	38	天神社	3×3	入母屋・カ	○	○	×	×	
	39	白山神社	なし						
	40	須賀神社	4×2	入母屋・カ	○	×	×	×	1×1の舞殿 由義神社型割拝殿
	41	朱智神社	なし						

表4-3-5　南山城地区の地域特性

A地区	宇治市 城陽市	木津川右岸、京阪宇治線・近鉄京都線沿線で平野部、丘陵部ともに市街地化がすすむ。
B地区	八幡市 久御山町	木津川左岸、京阪本線・国道１号線沿線（北部）は古くから市街地化がすすむ。
C地区	田辺町 精華町 木津町	木津川左岸、近鉄京都線沿線を中心に急速に市街地化がすすむ。学術研究都市構想にそって、生活基盤整備が急がれている。
D地区	井出町 山城町	木津川右岸、交通機関が未発達のため、市街地化が進んでいない。山麓部分はほとんどが大扇状地。
E地区	加茂町 笠置町	東南部。ここ10年で急速に大阪大都市圏に組み込まれる開発行為が大規模なのが特徴。
F地区	宇治田原町 和束町 南山城村	東部山幹部。ほとんどが茶生産を中心とした農業集落。開発行為もみられず、過疎化も進行している。狭い盆地に集落が立地する。

表4-3-6　『神社明細帳』記載神社の社格・地区別分類表

社格／地区	A	B	C	D	E	F	小　計
府社　以上	4	2	4	4	1	2	17
村　　社	24	15	27	4	16	14	100
無 格 社	16	10	26	7	33	26	118
明治16年計	44	27	57	15	50	42	235
現 在 計	42	25	53	9	45	37	213

単位：社

表4-3-7　社格と境内地の規模（『神社明細帳』による）

社格／面積	～3000坪	～1000坪	～500坪	～100坪	100坪～
郷社　以上	10	5	2	－	－
村　　社	－	8	12	72	8
無 格 社	－	－	－	27	53
合　　計	10	13	14	99	61

表4-3-4　鎮守の森の植生

	神社名	周辺の植生	主植生		疎林			神	木	供	木
			自然林	植林	参道	境内					
宇治市	1 宇治神社	ｱﾗｶﾝ	ｶｼ		ｻｻﾀﾞ	ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ					ｻｻｷ
	2 下居神社	ｱﾗｶﾝ		ｽｷﾞ	ｽｷﾞ・ｻｻﾀﾞ	ｶｴﾃﾞ					
	3 神明神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ	ﾋﾉｷ		ﾏﾂ					
	4 宇治上神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ・ｶｼ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ	ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			
	5 県神社	市街地	ｻｻ	ﾌｼﾞ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ		ｴﾉｷ			ﾏｷ
	6 白山神社	ｱﾗｶﾝ			ｶｼ			ｻｻｷ			
	7 巨椋神社	市街地				ｸﾛﾏﾂ					
	8 伊勢田神社	市街地	ｻｻ・ｼｲ		ﾏﾂ						ｻｻｷ
	9 且椋神社	市街地	ｼｲ		ｻｻ	ｻﾗ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	10 姥子島神社	市街地	ｻｻ			ｴﾉｷ・ﾏﾂ					ｻｻｷ
	11 厳島神社	ｼｲ	ｶｼ・ｱﾗｶﾝ			ﾏﾂ		ｻｻｷ			
	12 十八神社	ｼｲ	ｶｼ	ﾏﾂ		ｼﾛﾏﾂ					
	13 許波多神社	ｼｲ	ｶｼ	ﾏﾂ		ﾅﾝﾃﾝ					
	14 許波多神社	ｼｲ	ｶｼ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ・ﾏﾂ	ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
城陽市	15 荒見神社	ｼｲ	ｻｻ		ｶﾔ・ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ			ｻｻｷ			ｷｬ
	16 平井神社	市街地	ｻｻ・ｼｲ		ﾏﾂ	ｸﾛﾏﾂ・ｶﾔ					
	17 久世神社	ｼｲ	ｼｲ・ｱﾗｶﾝ		ｻｻﾗ	ｷｬ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	18 水度神社	ｼｲ	ｱﾗｶﾝ・ｼｲ	ﾋﾉｷ		ｻｻﾗ					
	19 目椋神社	ｱﾗｶﾝ－落葉	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ﾏﾂ			ｻｻｷ			ｷｬ
	20 天満宮社	水田	ｱﾗｶﾝ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ		ｻｻﾗ・ﾊｾﾞ		ｻｻｷ			ｷｬ
	21 水主神社	水田	ｼｲ	ｽｷﾞ		ｸﾛﾏﾂ・ｷｬ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	22 賀茂神社	水田	ｼｲ・ｶｼ			ｸﾛﾏﾂ・ｻｻｷ・ｲﾁｮｳ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	23 天満神社	水田	ｻｻ・ｶｼ	ﾋﾉｷ・ｽｷﾞ		ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			
八幡市	24 天満宮	水田		ﾋﾉｷ・ｽｷﾞ		ｽｷﾞ・ｲﾁｮｳ					
	25 石田神社	水田	ｶｼ	ｽｷﾞ		ﾋﾉｷ					
町	26 石田神社	水田	ｻｻ	ｶﾔ・ｷ	ｲﾁｮｳ・ｴﾉｷ	ｲﾁｮｳ・ｶｴﾃﾞ					
	27 石田神社	水田	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ	ﾏﾂ		ｻｻｷ・ｲﾁｮｳ			
	28 内神社	水田	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ	ﾏﾂ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	29 八幡神社	水田	ｻｻ	ﾋﾉｷ	ｶﾔ	ﾋﾉｷ・ｸﾛﾏﾂ		ﾋﾉｷ・ｸﾛﾏﾂ			ｻｻｷ
	70 春日若宮社	ｸﾛﾏﾂ－常針	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｸﾛﾏﾂ・ｶﾔ	ｶﾔ		ｻｻｷ・ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ			ﾋﾉｷ
久御山	30 豊満神社	水田	ｼｲ	ｽｷﾞ	ｽｷﾞ	ｽｷﾞ		ｸﾛﾏﾂ・ｻｻｷ・ｶﾔ			
町	31 荒見神社	水田		ﾏﾂ		ｶﾔ		ｻｻﾗ・ｶﾔ			ｻｻｷ
	32 常盤神社	水田		ﾏﾂ		多種		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	73 三神社		ｶｼ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ	ﾅﾝﾃﾝ・ﾂﾊﾞｷ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	33 若宮八幡宮	水田		ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ	ﾏﾂｶﾞｴ		ﾋﾉｷ・ｻｻｷ			ﾋﾉｷ
田辺町	34 樫倉孫神社	市街地	ｻｻ	ｸﾛﾏﾂ・ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｼｲ・ｴﾉｷ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	35 新神社	市街地	ｻｻ・ｶｼ	ﾋﾉｷ		ﾏﾂ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	36 月読神社	市街地	ｶｼ	ｽｷﾞ		ｶﾔ・ｶｴﾃﾞ		ｸﾛﾏﾂ			ｻｻｷ
町	37 酒屋神社	市街地	ｶｼ・ｼｲ	ｽｷﾞ		ｶﾔ・ﾋﾉｷﾌﾞ		ｽｷﾞ			
	38 天神社	ｱﾗｶﾝ－常針	ｻｻ・ｼｲ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ	ｽｷﾞ					
	39 白山神社	市街地	ｻｻ・ｶｼ	ｻｻ		ｲﾁｮｳ・ｻｻﾗ		ｻｻｷ・ｻｻｷ			
	40 須賀神社	市街地	ｼｲ・ｶｼ	ｽｷﾞ		ｸﾛﾏﾂ					
	41 朱智神社	市街地	ｻｻ・ｶｼ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｽｷﾞ	ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			
	42 許智神社	水田	ｶｼ	ｷﾐｶﾞ		ｸﾛﾏﾂ・ｻｻﾗ					ｻｻｷ
辺町	43 許智神社	市街地	ｼｲ	ﾋﾉｷ		ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ					
	44 佐牙神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｻｻﾗ	ﾏﾂ					
町	45 高神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ・ｶｼ	ｽｷﾞ	ｶｴﾃﾞ	ｻｻｷ					
	1) 46 玉津岡神社	ｱﾗｶﾝ・ｸﾛﾏﾂ	ｻｻ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ	ｴﾉｷ					ﾏｷ
宇	47 大宮神社	ｱﾗｶﾝ	ｱﾗｶﾝ・ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｻｻﾗ	ｻｻｷ					
治	48 鎮座神社	ｱﾗｶﾝ	ｶｼ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｻｻﾗ	ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			
田	49 三宮神社	常針	ｻｻ								
原	50 天神社	常針	ｶｼ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ	ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			
町	51 大神宮神社	常針	ｶｼ	ｽｷﾞ		ﾏﾂ		ｻｻｷ			
	52 鷺森天神社	ｱﾗｶﾝ・常針	ｱﾗｶﾝ・ｼｲ	ｽｷﾞ		ｼﾛﾏﾂ					
	53 建勲神社	ｱﾗｶﾝ・常針・ﾂｶﾞ		ｽｷﾞ・ｶﾔ		ﾅﾝﾃﾝ					
山	54 加茂宮神社(4)	ｶｼ	ｽｷﾞ		ｶﾔ・ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ	ｼﾀﾞﾚﾔﾅｷﾞ・ｶﾗ		ｷｬ			
城	55 綺田神社(5)	ｶｼ・ｶｼ	ｽｷﾞ		ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｸﾛﾏﾂ・ｶﾔ		ｷｬ			
町	56 天神神社	ｶｼ	ｼｲ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ		ﾋﾞﾜﾉｷ					
	57 鞆渕神社	ｶｼ	ｶｼ・ｱﾗｶﾝ	ﾋﾉｷ		ｽｷﾞ		ｽｷﾞ			ｻｻｷ
木	58 椎尾神社	ｱﾗｶﾝ・ｼｲ	ｱﾗｶﾝ・ｼｲ	ﾋﾉｷ		ｶﾔ・ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			ｷｬ
津	59 常楽寺神社	ｱﾗｶﾝ	ｶｼ・ｶｼ	ﾋﾉｷ	ｻｻｷ・ｲﾁｮｳ	ｻｻｷ・ｻｻﾗ		ｻｻｷ			ｷｬ
町	60 鎮座神社	水田	ｼｲ・ｶｼ	ｽｷﾞ		ｶﾔ		ｽｷﾞ			ｷｬ
	61 岡田坐神社	ｱﾗｶﾝ・ｸﾛﾏﾂ	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｻｻﾗ	ｶｴﾃﾞ・ｷｬ		ｽｷﾞ			ｻｻｷ
加	62 岡田坐神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ	ｽｷﾞ		ｸﾛﾏﾂ・ｻｻｷ・ﾂﾊﾞｷ					ｻｻｷ
茂	63 春日神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ	ﾋﾉｷ		ｶﾔ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
町	64 春日神社	ｱﾗｶﾝ		ﾋﾉｷ・ｽｷﾞ		ｶｴﾃﾞ					
	65 白山神社	ｱﾗｶﾝ	ｶｼ	ｽｷﾞ		ﾋﾉｷ					
	66 八幡宮	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ・ｴﾉｷ	ｲﾁｮｳ・ｶｴﾃﾞ					
	67 荘厳神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ﾋﾉｷ	ﾏﾂ		ｻｻｷ・ﾂﾊﾞ			
	68 勝手神社	ｱﾗｶﾝ・ｸﾛﾏﾂ	ｼｲ・ｶｼ	ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ	ﾏﾂ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	69 白椒神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ・ｶｼ	ﾋﾉｷ	ｻｻﾗ	ｶﾔ		ﾋﾉｷ			ｻｻｷ
	70 春日若宮社	ｱﾗｶﾝ－常針	ｼｲ	ﾋﾉｷ	ｸﾛﾏﾂ・ｶﾔ	ｶﾔ		ｻｻｷ・ｻｻﾗ・ｶｴﾃﾞ			ﾋﾉｷ
笠	71 八幡宮	ｸﾛﾏﾂ－常針	ｼｲ	ﾋﾉｷ		ｶﾔ		ｽｷﾞ・ｻｻｷ			
置	72 楽務神社	常針・ｱﾗｶﾝ・ｶｼ類	ｼｲ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ		多種		ｻｻｷ			ｻｻｷ
町	73 三神社		ｶｼ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｲﾁｮｳ	ﾅﾝﾃﾝ・ﾂﾊﾞｷ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
	74 国津神社	常針	ｻｻ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ﾏﾂ	ｻｻｷ		ﾋﾉｷ・ｻｻｷ			ﾋﾉｷ
	2) 75 天満宮	常針		ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ﾏﾂ	ｻｻﾗ		ｻｻｷ			ｻｻｷ
精	76 春日神社	ｱﾗｶﾝ	ｶｼ	ｽｷﾞ		ｶﾔ・ｷ・ｶｴﾃﾞ		ｻｻｷ			ｷｬ
華	77 宮脇神社	ｱﾗｶﾝ	ｻｻ	ｽｷﾞ	ﾋﾉｷ	ｶﾔ・ｶｴﾃﾞ					
町	78 武内神社	ｱﾗｶﾝ	ｼｲ・ｶｼ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ		ｶﾔ・ｷ・ﾋﾉｷﾌﾞ		ｽｷﾞ			
	79 東畑神社	ｱﾗｶﾝ	ｻｻ	ﾋﾉｷ		ｻｻﾗ・ﾂｷ					
	80 朝宮神社	ｱﾗｶﾝ	ｻｻ・ｼｲ		ｻｻﾗ	ｲﾁｮｳ・ｻｻﾗ		ｷｬ・ｻｻｷ			
	81 東谷神社	ｱﾗｶﾝ	ｶｼ	ｽｷﾞ							
	3) 82 六所神社	ｱﾗｶﾝ		ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ	ｽｷﾞ	ｻｻﾗ		ｽｷﾞ			

1) 井出町　2) 和束町　3) 南山城村
4) 和伎坐天乃夫岐売神社
5) 綺原坐健伊那太比神社

表4-3-8　公的施設による変容

用　途	事例数	対象神社 No.
公民館	7	6,7,14,22,26,29,78
学校 (保育園，幼稚園等含む)	6	26,36,50,54,58,80
公営住宅	3	3,25,26
児童公園 (遊戯器具をおいてあるもの)	23	3,7,8,9,13,16,20,22,24 26,28,29,31,32,35,37 38,39,40,41,43,53,69
郷土資料館	2	40,79
道路	1	40
その他	1	28　(野菜洗い場)
計	43	32個所

表4-3-9　私的施設による変容

用　途	事例数	対象神社 No.
駐車場	4	16，18，24，44
ゴルフ場	2	60，70
結婚式場	1	61
農協の建物	1	49
鉄工所	1	24
農地	1	24
その他	1	74
計	11	9個所

表4-3-10　立体的変容と平面的変容

地区／変容種別	立体的変容	平面的変容	計
A、B、C地区	47 (82)	10 (18)	57例 (100%)
D、E、F地区	3 (16)	16 (84)	19　(100.)
合　計	50 (66)	26 (34)	76　(100)

表4-3-11　立地類型と変容状況

社格／類型	平地立地					山麓立地				その他	計
	内	境	外-1	外-2	外-3	内	境	外-1	外-2		
A 村社以上	5	3-3	7-6	2-2	4-4	−	2	2-2	2	−	27-1
無格社	4-1	3-1	1-1	−	−	2	2	6-2	1	−	19-5
B 村社以上	3	4-1	10-9	−	−	−	−	−	1-1	−	18-1
無格社	3-1	3-1	1-1	−	−	−	−	−	−	−	7-3
C 村社以上	2	3	3-2	2-2	2-1	−	4-2	8-3	3-1	−	27-1
無格社	7-1	2	4-2	1-1	−	2-1	2-2	2-1	2-1	3-1	25-1
D 村社以上	−	−	2	−	1	−	−	−	1-1	1	8-1
無格社	1	−	1	−	−	−	−	−	−	−	2
E 村社以上	−	−	4-3	1-1	1	−	5	4-2	−	−	15-6
無格社	2	2-1	1-1	1	−	−	6-3	4-2	2	−	18-7
F 村社以上	−	−	4-2	2-1	−	−	4	3	2	−	16-3
無格社	3	2	−	−	−	1	1	6	4	2	19
合 郷社以上	−	2-1	5-3	3-2	3-2	−	3-1	2-2	1-1	1	18-1
村社	10	8-3	25-19	4-4	5-3	−	12-1	15-5	8-2	−	89-3
計 無格社	20-3	12-3	8-5	2-1	−	5-1	11-5	18-5	9-1	5-1	90-2
総計	30-3	22-7	38-24	9-7	8-5	5-1	26-7	35-12	18-4	6-1	197-76

単位：社（神社数－変容事例数）

単位：社（神社数－変容事例数）

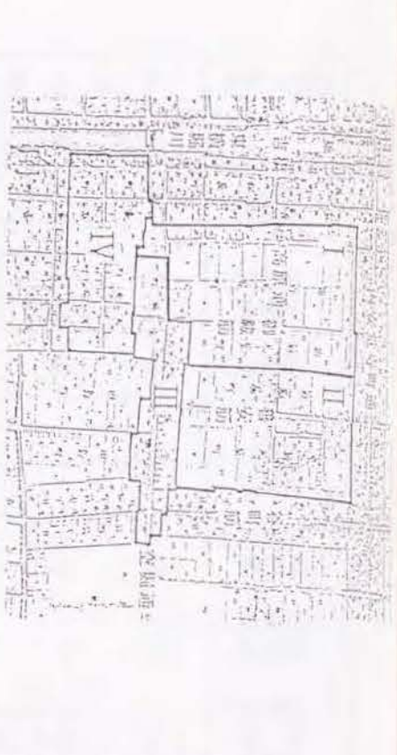


図5-1-5　近世における市街化過程

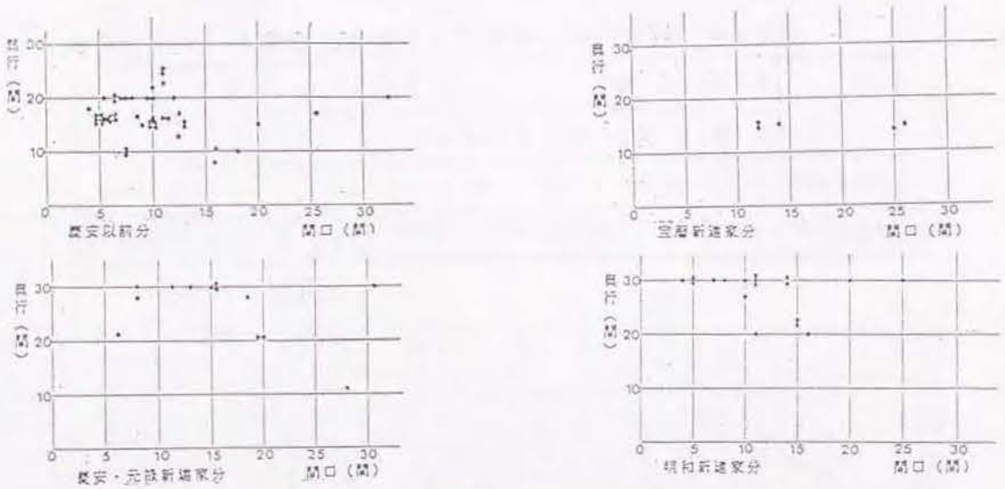


図5-1-6　時期別にみた宅地割規模（寛政期水帳より作成）

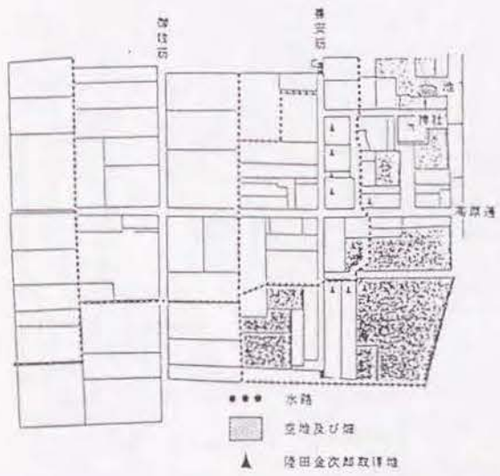


図5-1-7　文政４年(1821)の瓦土取場

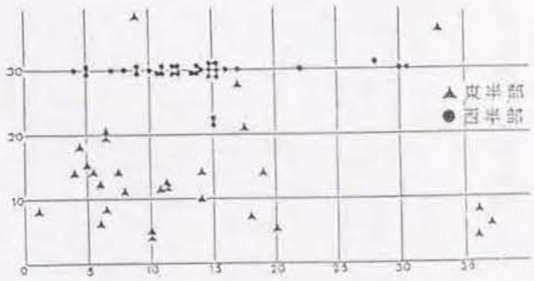


図5-1-8　文政４年(1821)の宅地規模

図5-1-1　瓦土取場および周辺図（明治２１年内務省大阪実測図より）

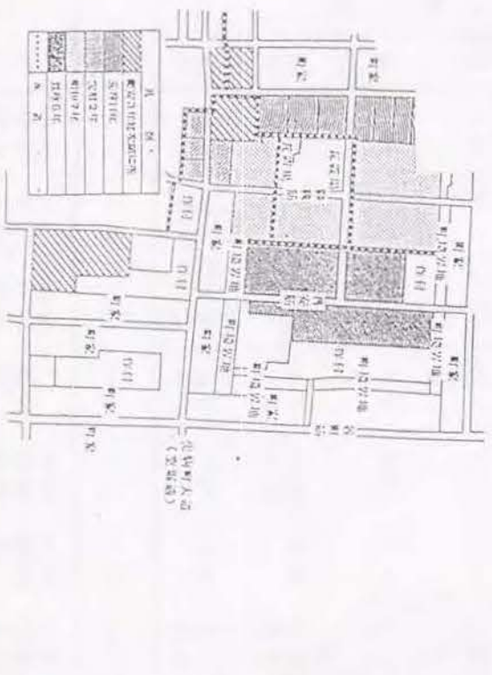


図5-1-2　瓦土取場および南瓦屋町一丁目・町名変遷図

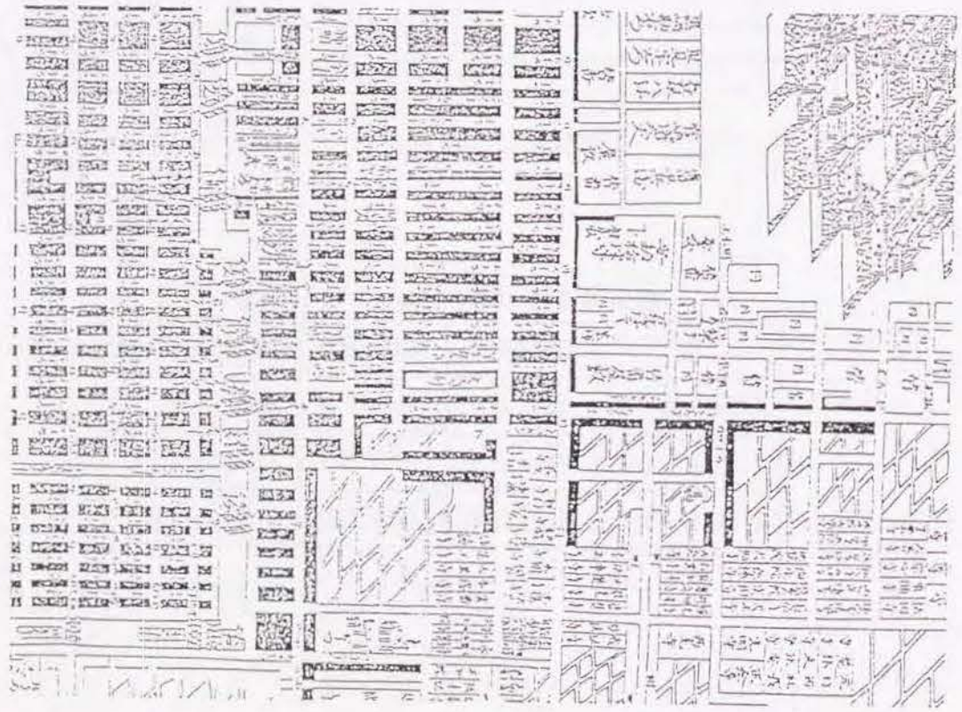


図5-1-3　大阪瓦屋町地図（寛政期）

図5-1-4　「明暦三年新板大坂之図」(1657)に描かれた瓦土取場周辺

表5-1-1　明治15年(1882)ごろの居住者の職業

	製造業						商業										その他		
	製糸業	家具製造	製紙業	指物業	左官業	諸色	酒類問屋	繊維製品問屋	酒類販売	薪炭商	貴金属商	陶器商	正油販売	旅館	金物商		旅館業	土地建物業	質商
西新五軒町	12	2	0	1	0	1	1	2	0	0	3	1	0	1	1		0	1	1
東新五軒町	2	3	1	1	1	1	0	3	1	1	4	0	1	1	5		1	0	0

表5-1-2　明治37年(1904)ごろの地主の職業　（）内は町外

	無職	卸		小売		製造業	その他	不明	合計
	金融	食品	その他	食品	その他				
西新五軒町	12(6)	4(2)	1(1)	0	1(0)	1(0)	0	8(2)	27(12)
東新五軒町	8(7)	3(2)	7(6)	3(2)	2(2)	7(2)	2(1)	13(7)	45(30)



図5-2-2　対象地区説明図

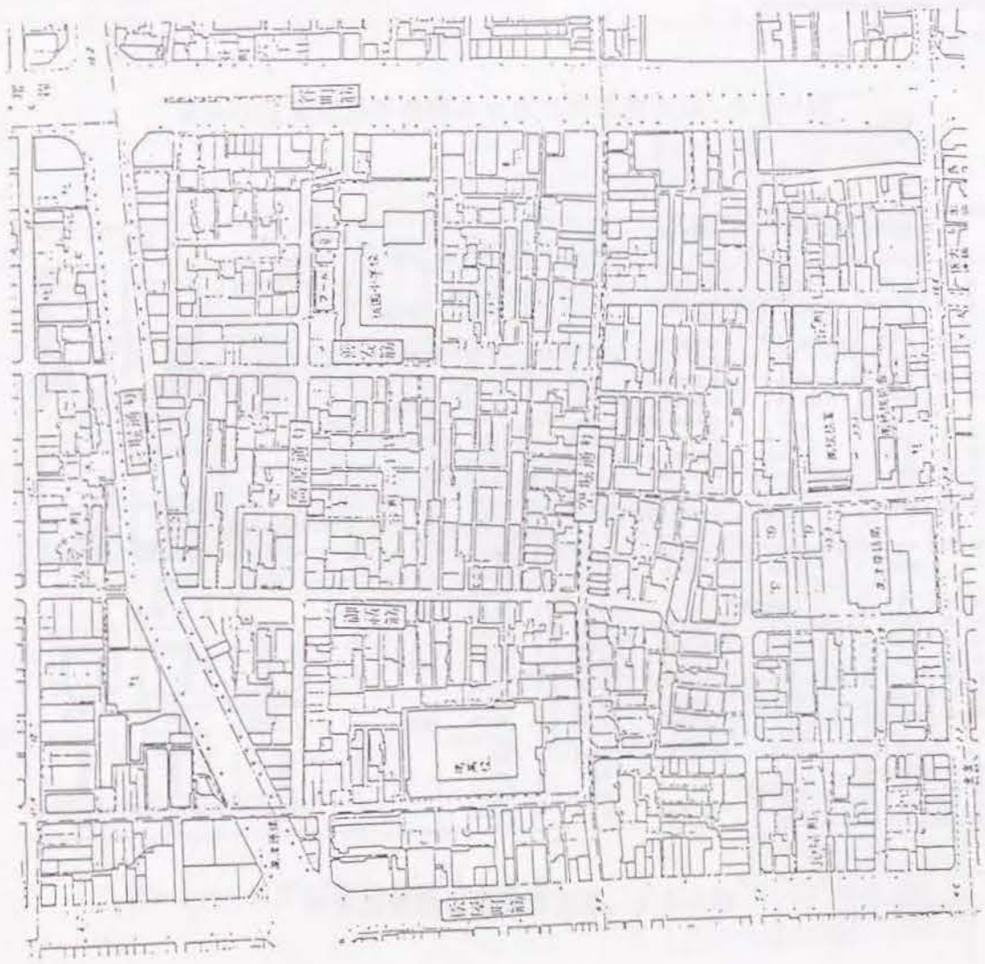


図5-2-1　谷町六丁目周辺図

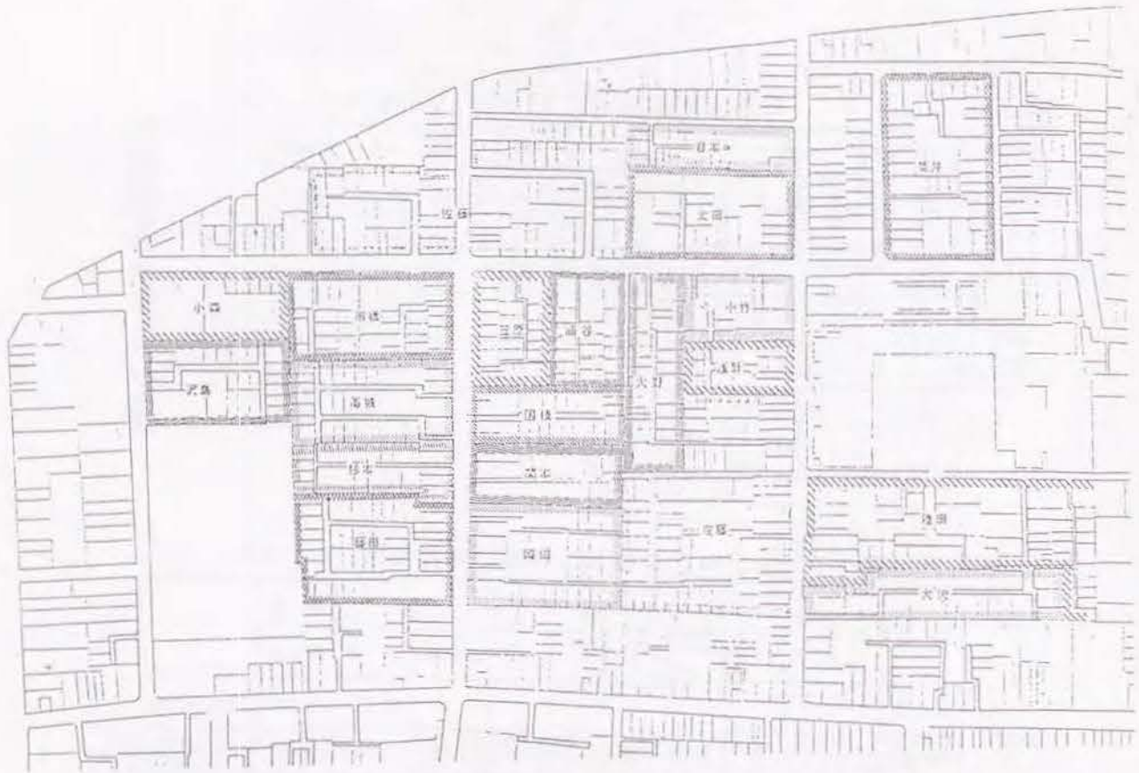


図5-2-3　昭和戦前期における開発単位別家主の分布

家主名	路地形式	路地入口	吸取路地の有無	長屋の形式	百尺長屋 階数	間口	平面形態	建築年代
沢　島	ループ		あり	しもたや	本2階	2間	鉤土間a	
市　崎	道路2列+L字	トンネル	共同便所	高2階防火	本2階 中2階	2	台所	昭和初
高　城	ループ	トンネル	有り	中2階町家	本2階	2 2.5	トオリニワ	明治42
杉　本	T字	トンネル	あり	中2階町家	本2階	2	片土間	
藤　田	ループ	トンネル	あり	中2階町家・明治40 しもたや・安政3	本2階		片土間	明治10
佐　藤	L字		あり	しもたや	本2階	2	台所	昭和7
三　原	L字		あり	高2階防火昭和初	本2階	2	鉤土間c	
浦　谷	道路	裏口のみ	あり	中2階町家	中、本2	2	トオリニワ	
田　住	L字		あり	高2階防火昭和初	中2階	2	片土間	
関　本	道路		あり	高2階防火昭和初	中2階	2 2.5	片土間	
岡　田	道路	トンネル	あり	中2階町家	3形式H	2	鉤土間c	
一	道路		あり	高2階防火	本2階	2	片土間、トオリニワ	
菅　本	L字		共同便所	－	中2階	2	片土間	
大　田	道路	トンネル	あり	中2階町家	中2階	2	片土間	
大　野	道路	トンネル	あり	中2階町家	中2階	2	片土間	
浅　野	T字		あり	中2階町家	本2階	2	台所	大正末
佐　藤	ループ	トンネル	あり	中2階町家	中2階	2	片土間	
佐　藤	ループ		あり	中2階町家	中2階	2	鉤土間a	
黒　井	道路		あり	中2階町家	本2階	2	鉤土間トオリニワ	昭和10
一	道路		あり	中2階町家	中2階	2	鉤土間c	
陸　田	道路		あり	－	平屋	2	片土間	
陸　田	道路		共同便所	－	中2、平	2	片土間	
大　矢	道路		あり	中2階町家	本2階	2	片土間	

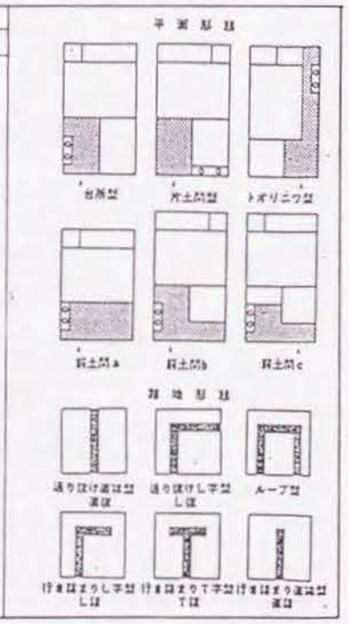


図5-2-4　路地と長屋の形態説明図



図5-2-5　大正４年における水道



図5-2-6　大正13年における下水道

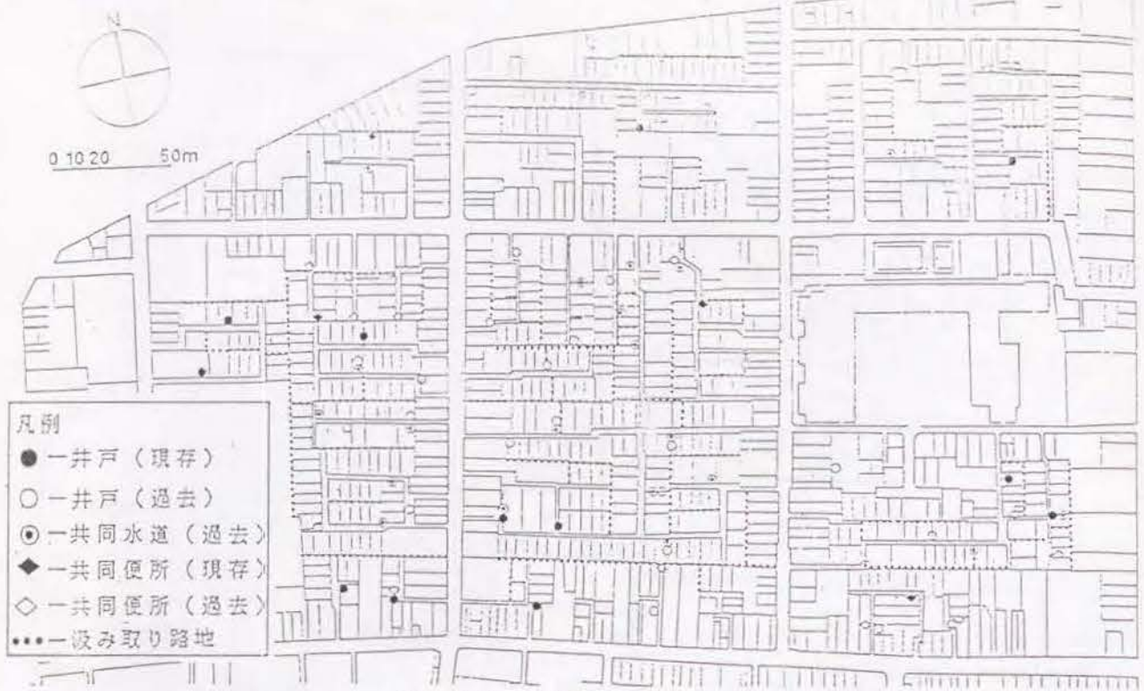


図5-2-7　基盤施設分布図





図5-2-8　明治44年「大阪地籍地図」の東瓦屋町・西瓦屋町

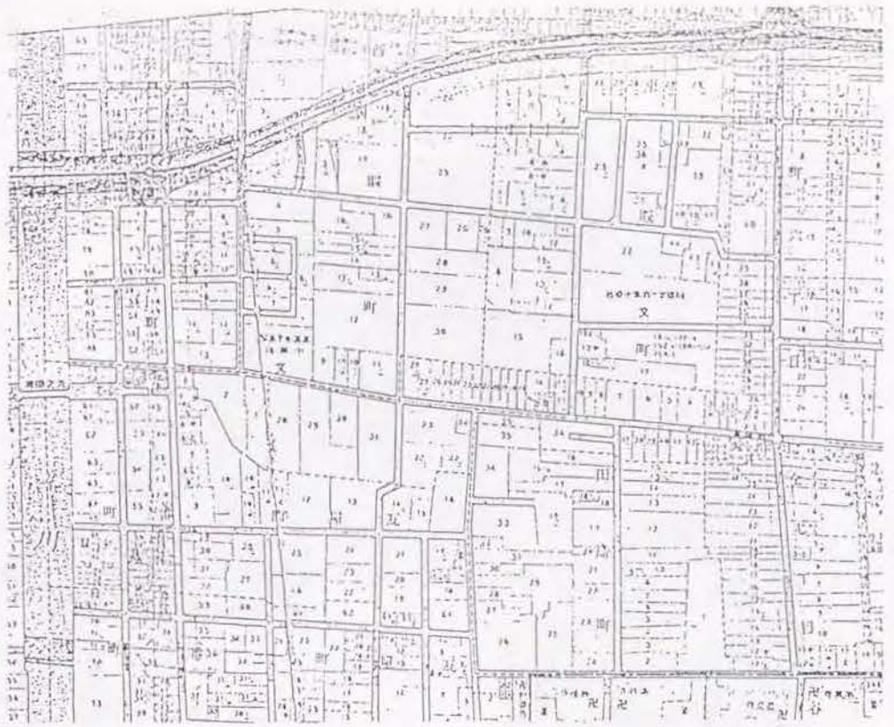


図5-2-9　大正７年「大阪西部逓信地籍図」にみえる対象地区周辺

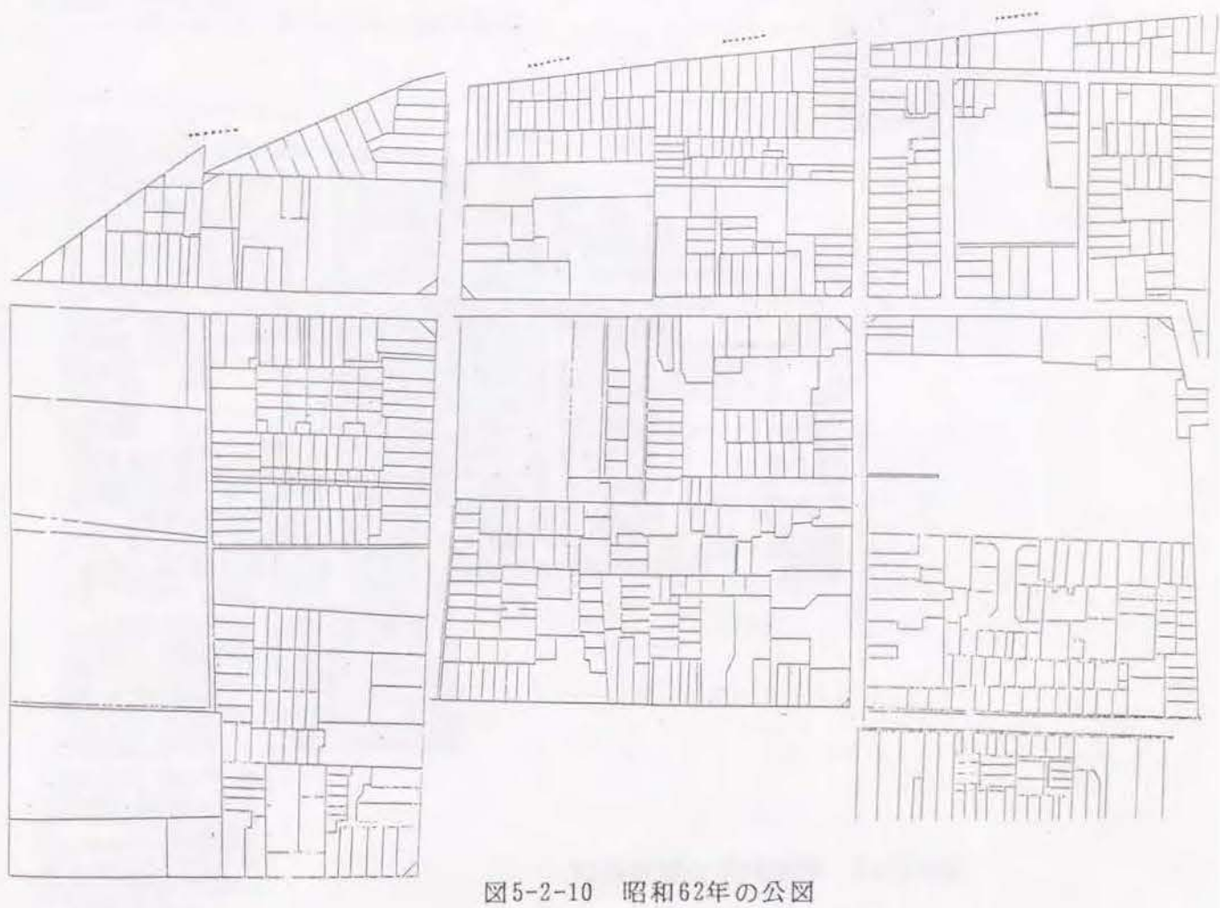


図5-2-10　昭和62年の公図



図5-2-11　昭和17年の屋根伏図



図5-2-12　昭和35年の屋根伏図



図5-2-13　昭和57年の屋根伏図

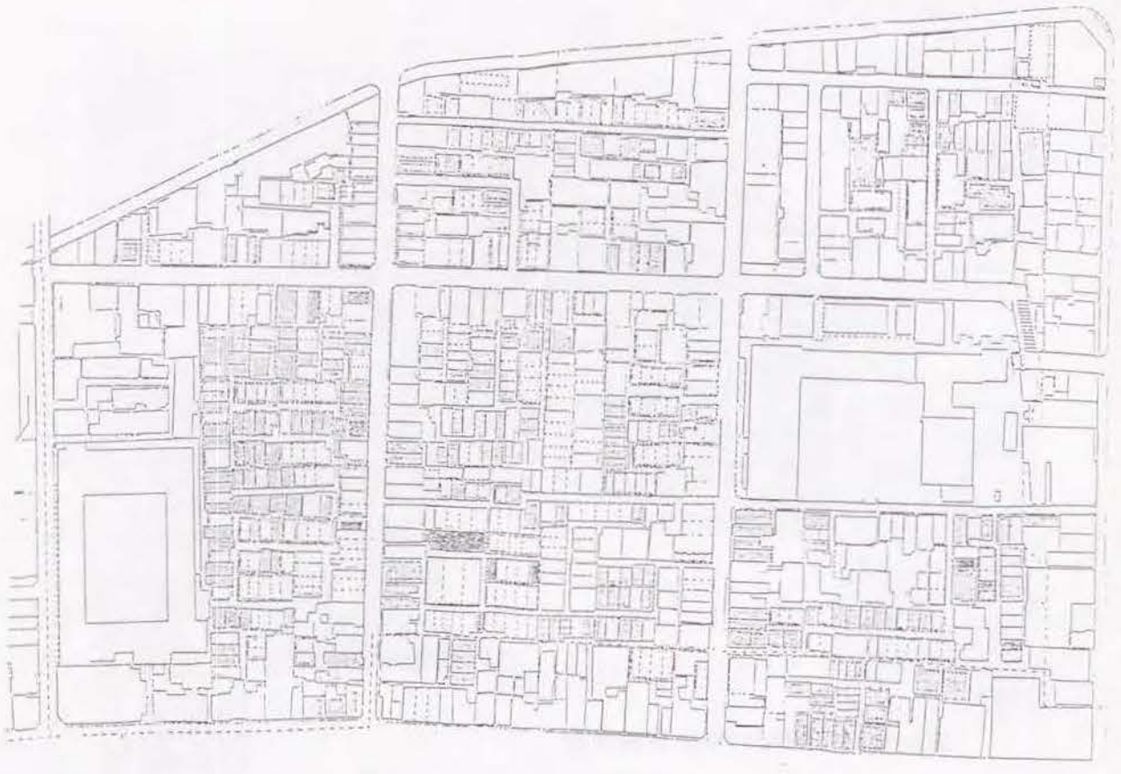


図5-2-14　住宅現況図（街区Ⅰ～Ⅵ）

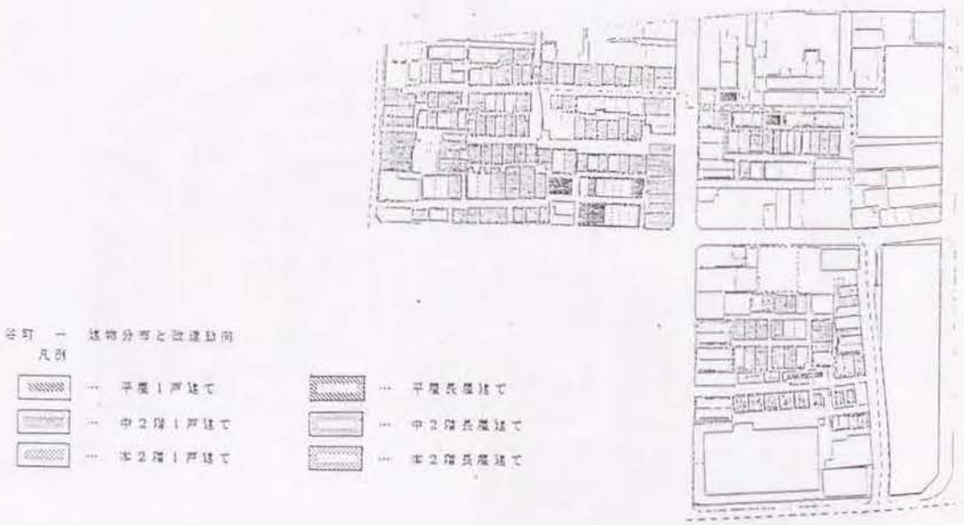


図5-2-15　住宅現況図（街区Ⅶ～Ⅸ）

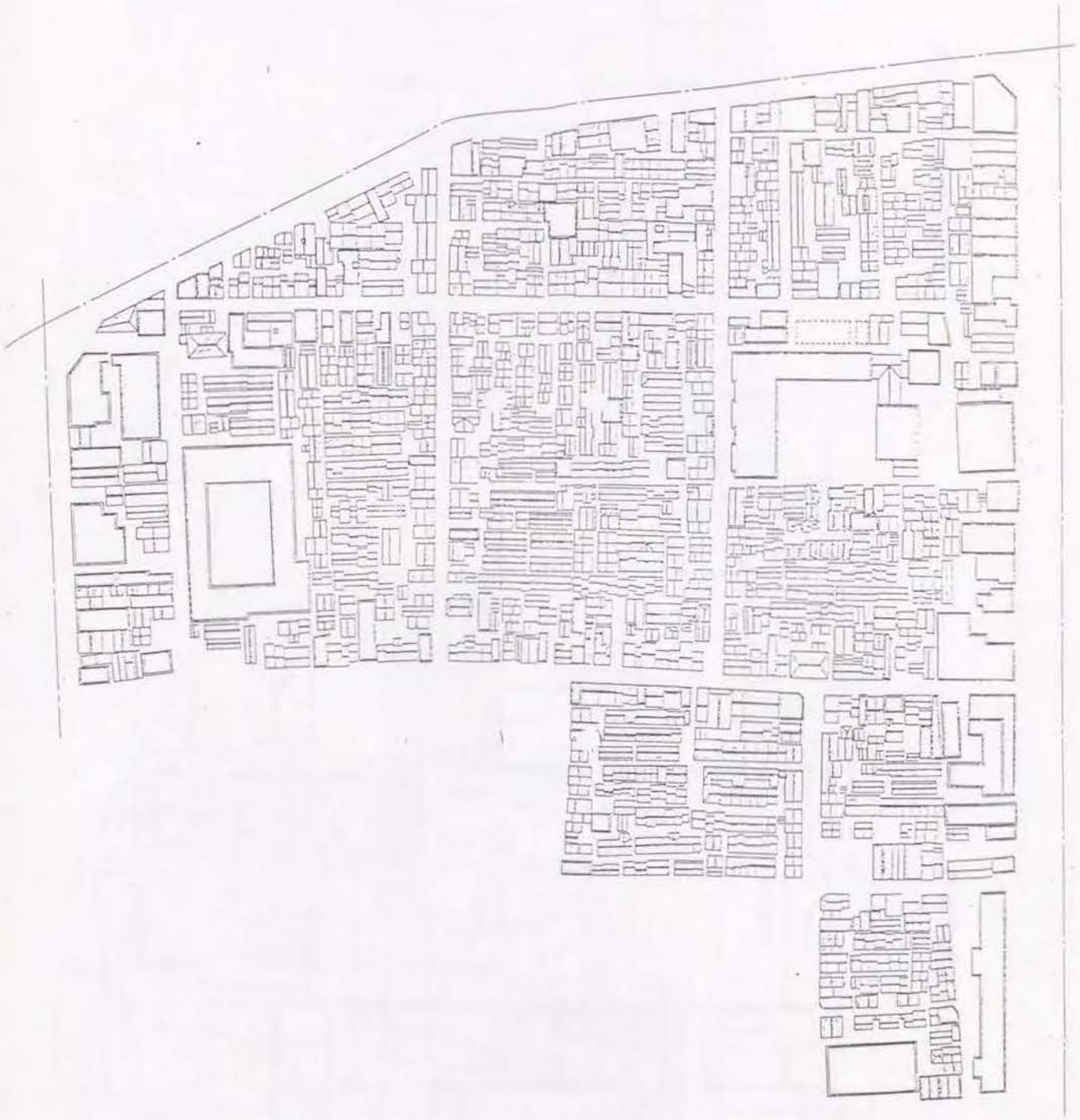


図5-2-16　昭和17年以来、増改築されず現存する長屋

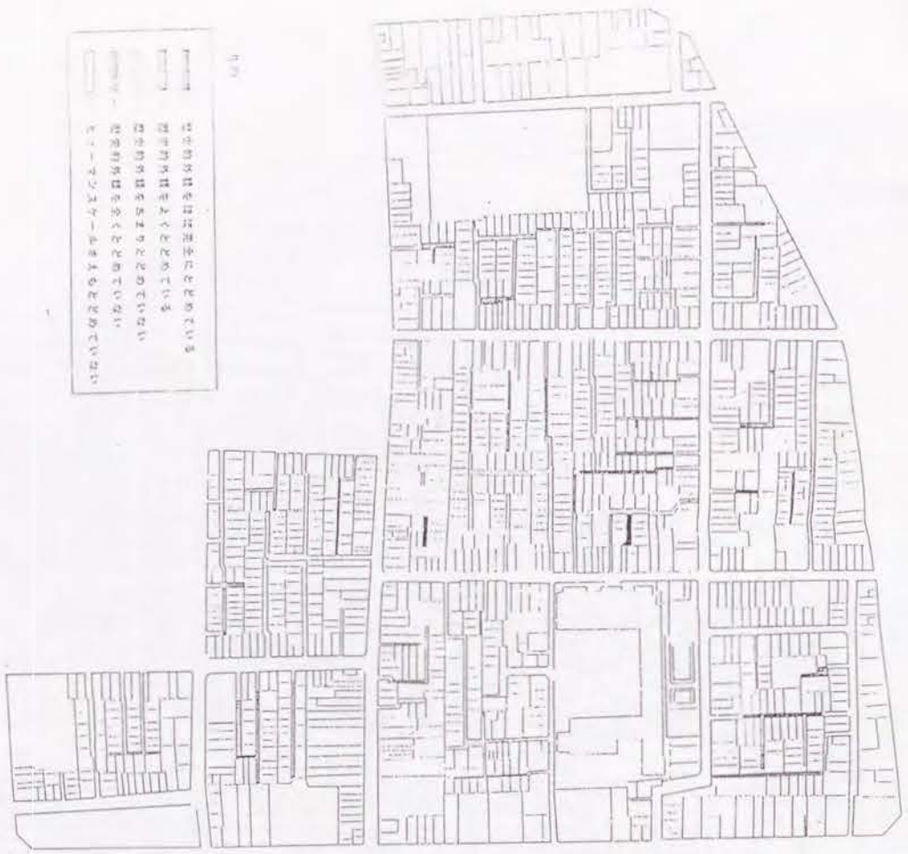


図5-3-1　路地の景観

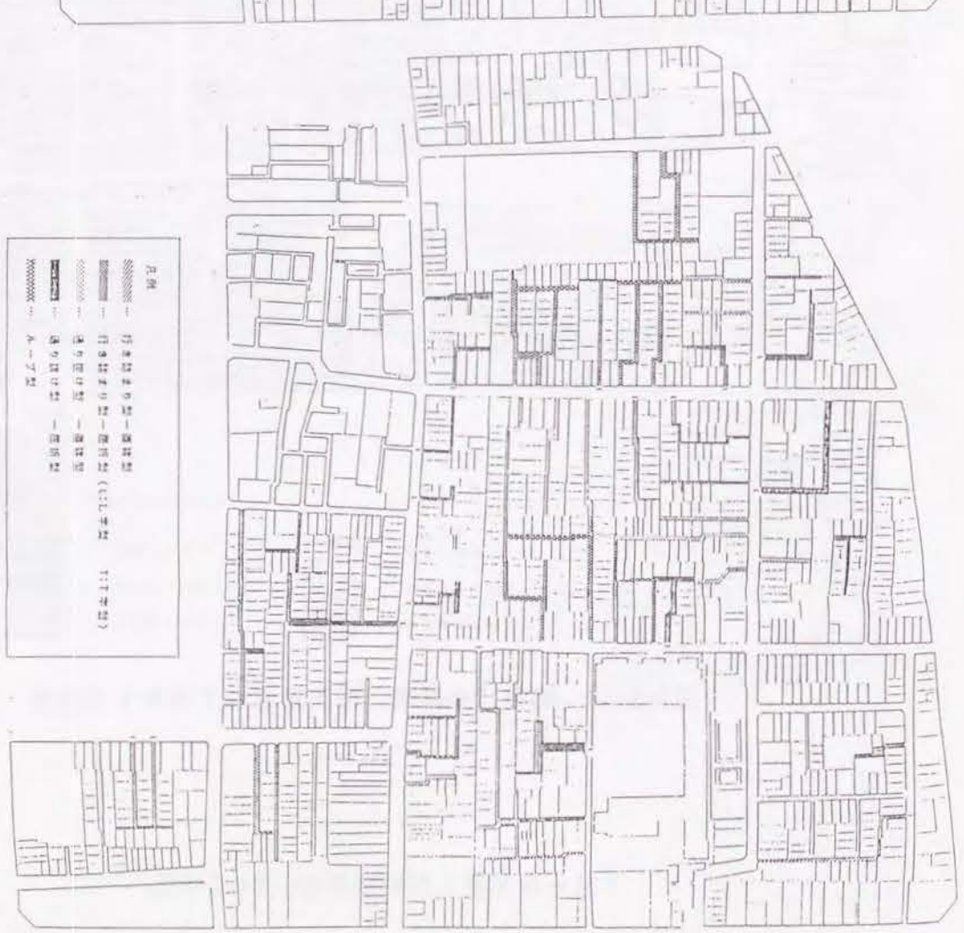


図5-3-2　路地の類型別分布図

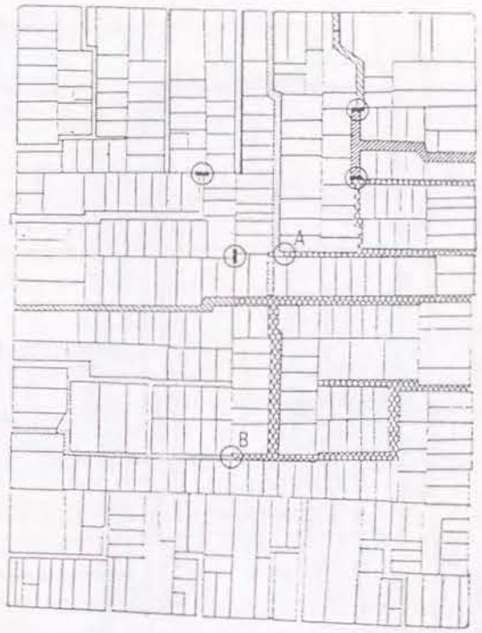
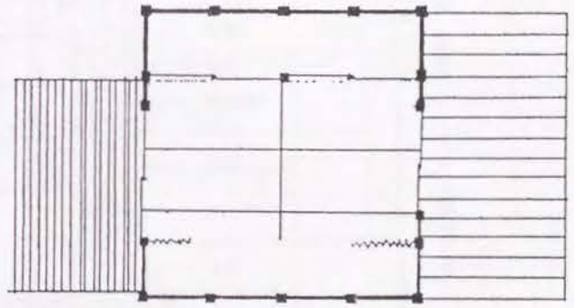


図5-3-3　街区Ｖにおける切り戸の分布



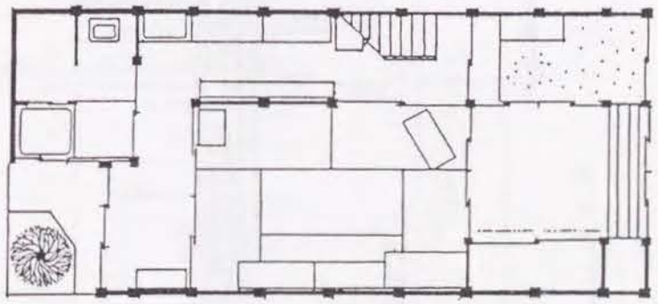
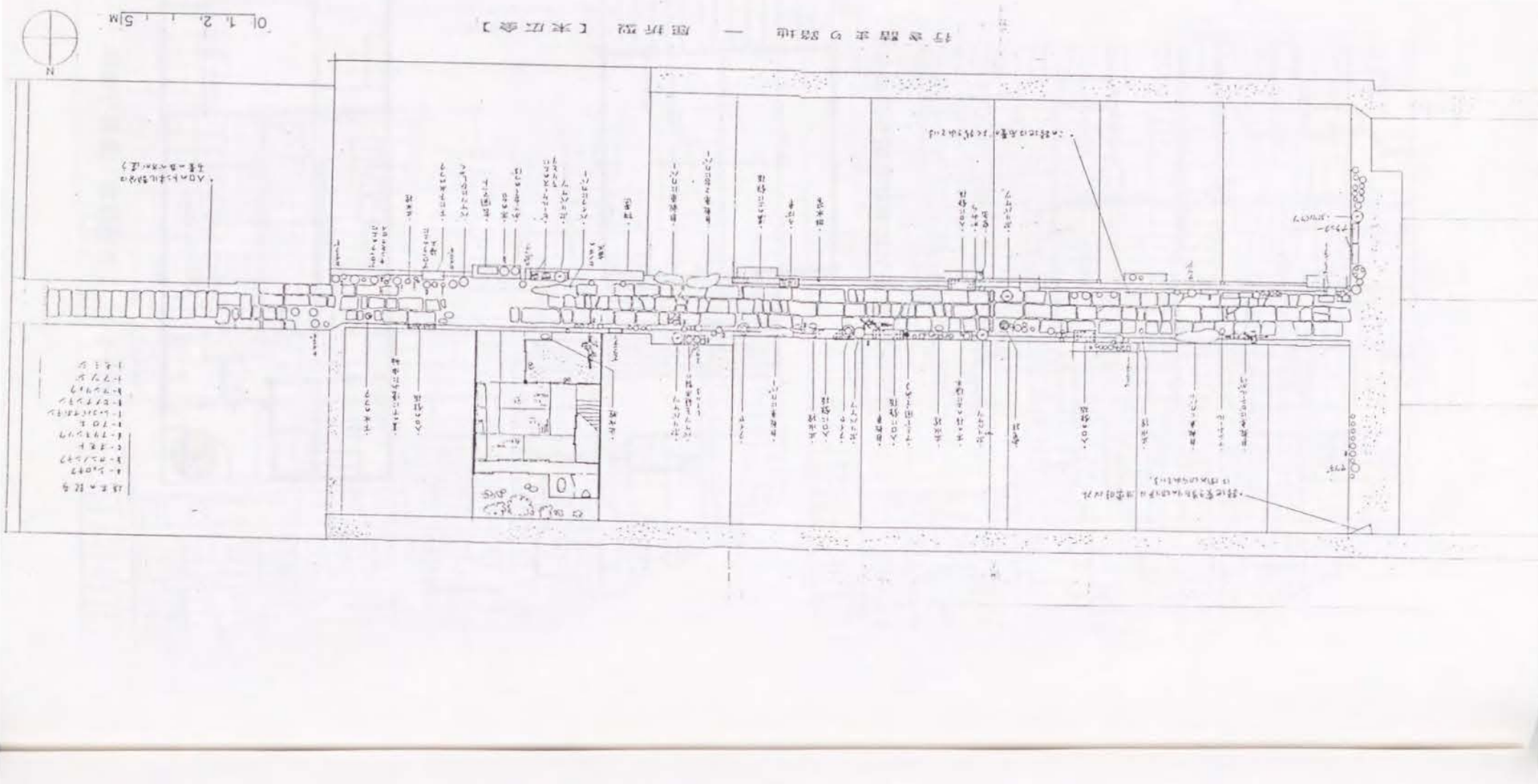


図5-3-4　Ｉ字型路地・長屋平面図

図5-3-5　T字型路地現況平面図



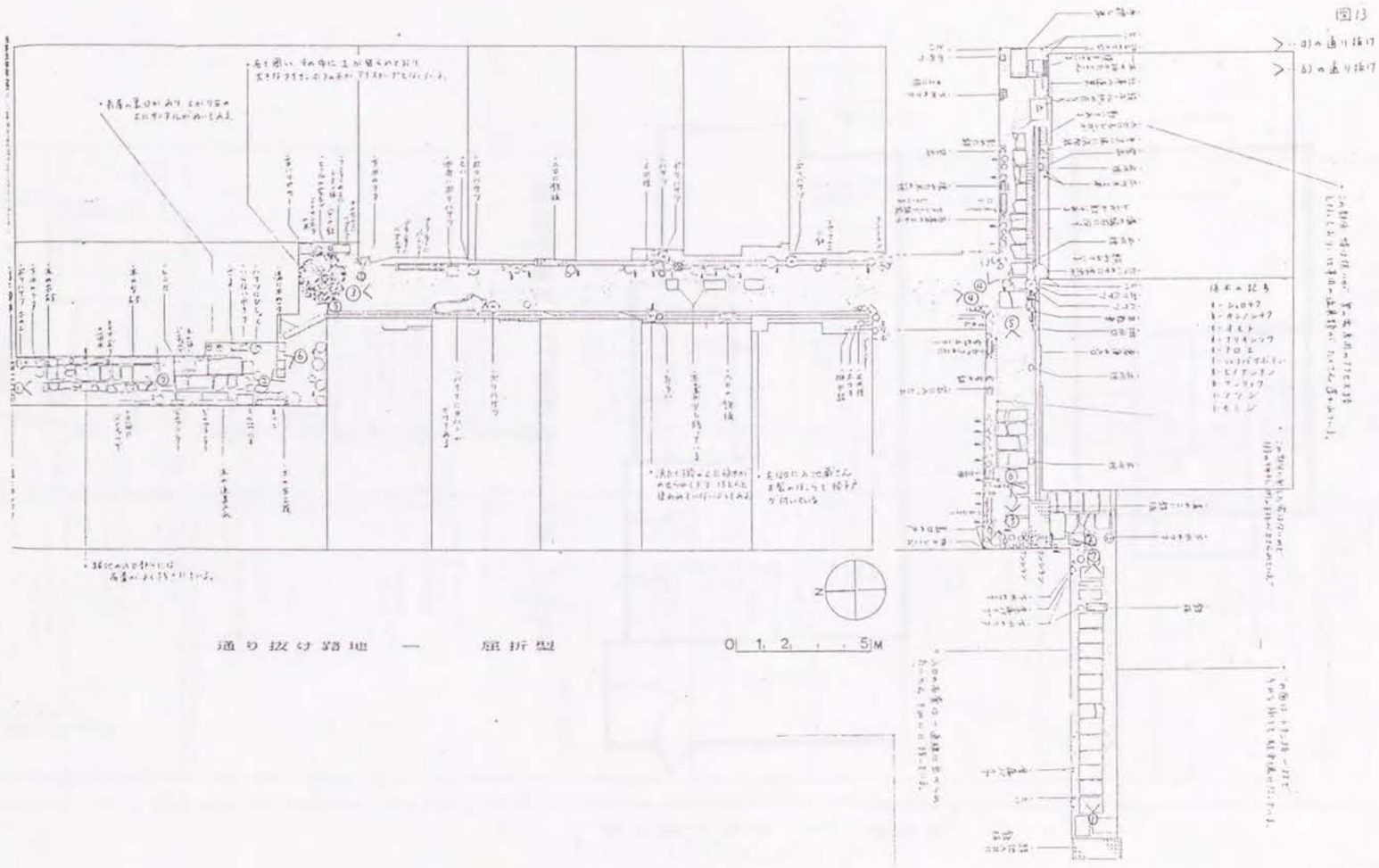


図5-3-6　通り抜け型路地(1)現況平面図

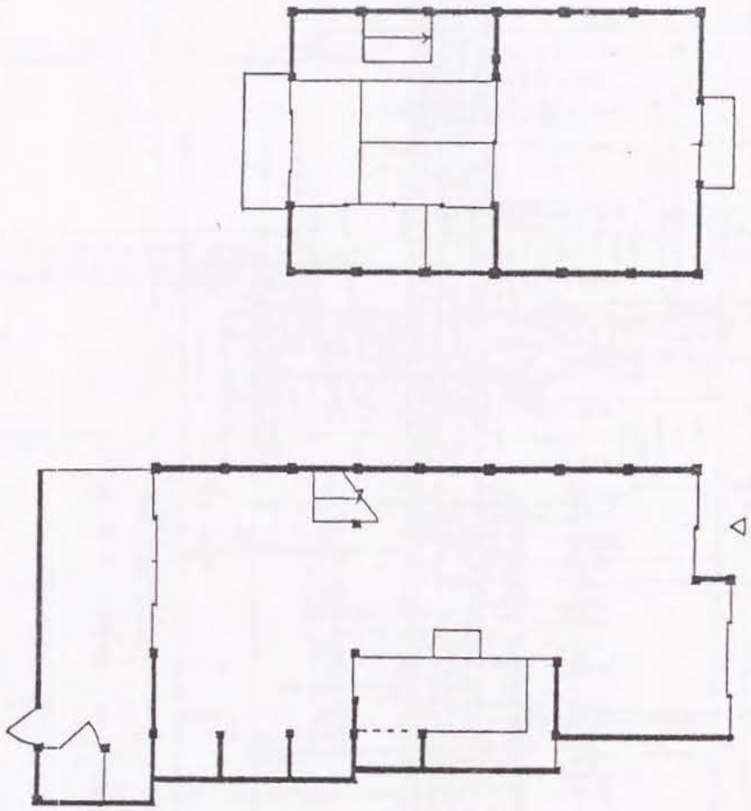


図5-3-7　通り抜け型路地(1)・長屋平面図

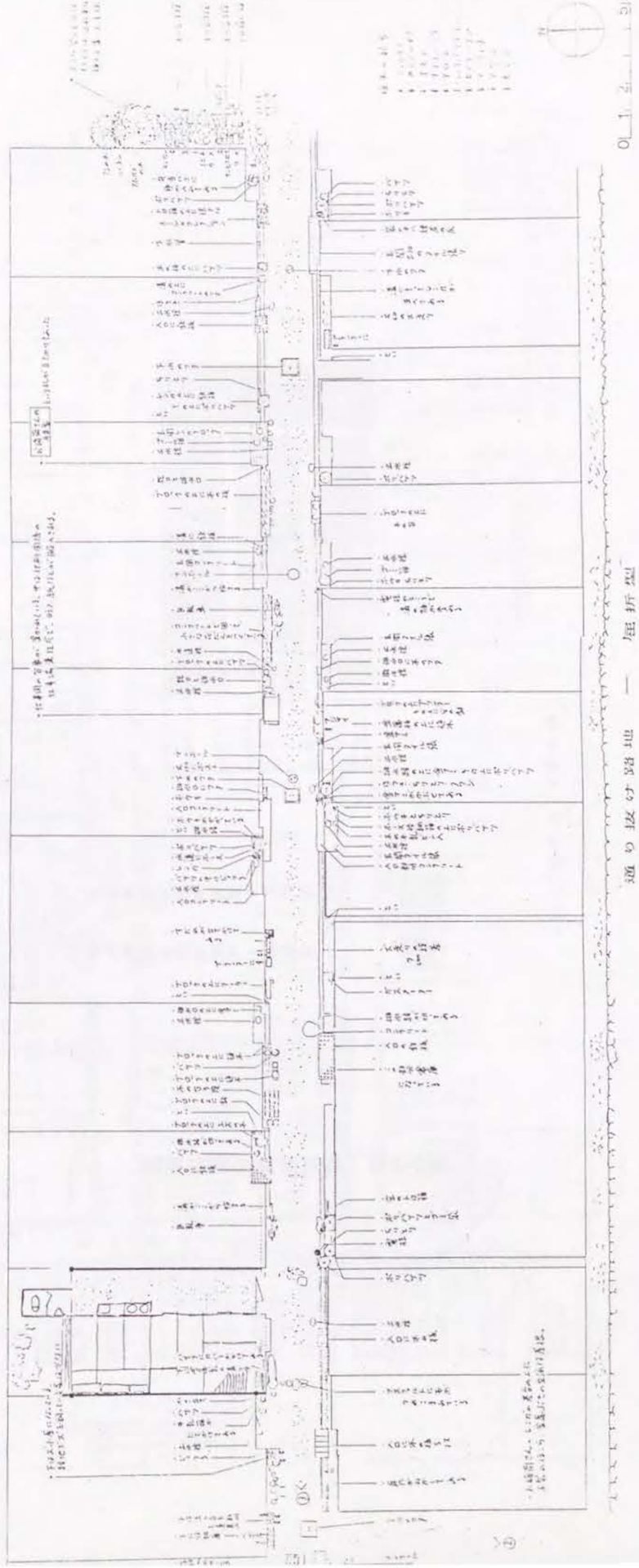
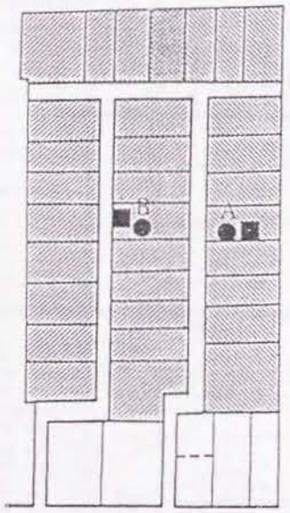


図5-3-8　通り抜け型路地(2)現況平面図



A の井戸・共同水道を利用する

B の井戸・共同水道を利用する

図5-3-9　共同水道の利用範囲

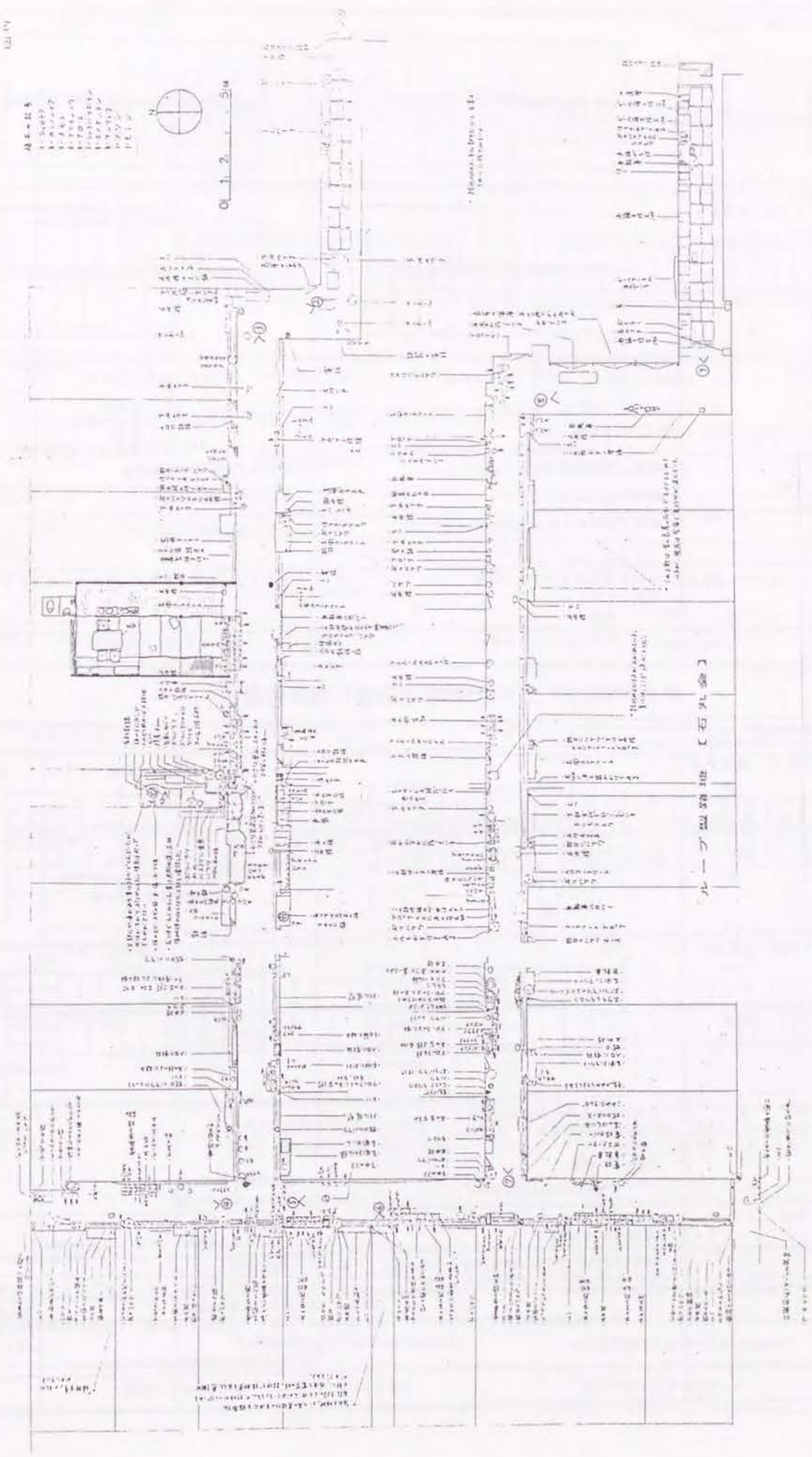


図5-3-10　ループ型路地現況平面図

表5-3-1　I字型路地・生活と環境管理

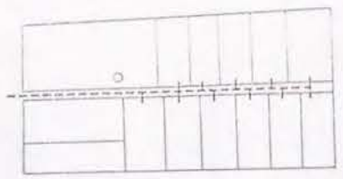
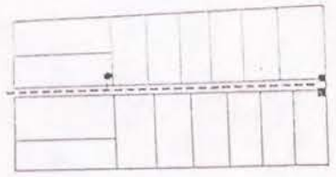
長屋の生活		現在	戦前
施設	上水道　共同水道 井戸 下水道　生活排水 雨水		
維持・管理のシステム	当番	3カ月に3軒（実質1カ月1軒）	1日交替（拍子木が目印）
		女性が働きに出るようなって消滅 ← 女性の仕事 [1.溝掃除 2.路地の掃除 3.夜回り 4.路地入口の戸締り]	
		1.地蔵の世話 2.積立金の徴収　→地蔵の維持費 戦後（昭和23年）地蔵盆はじまる	月2回6軒共同で下水掃除
	規則	特別な規則はない	特別な規則はなかった
路地の景観		植木・自転車などの生活用具が出ている	植木も何も出ていなかった
コミュニティのシステム		嫁は長屋の古人が決定	当番が冠婚葬祭の費用（1軒あたり定額）を集金
つきあい		旅行に行くこともない	長屋人どうしで年2、3回旅行に行く

表5-3-2　T字型路地・生活と環境管理

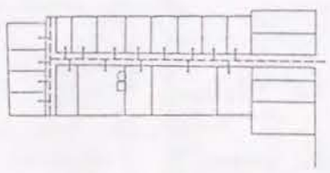
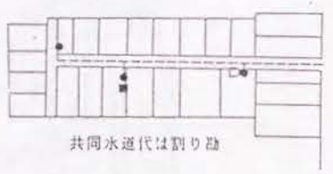
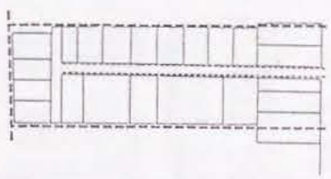
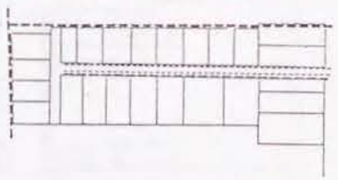
長屋の生活		現在	戦前
施設	上水道　共同水道 井戸 下水道　生活排水 雨水		 共同水道代は割り勘
			
維持・管理のシステム	当番	1日おきの当番ー共有地の掃除 月当番ー会費の集金 年当番ー班長	
		借家時代は石炭を避く	金銭関係ー男性の仕事 手伝いー女性の仕事
	規則	長屋姑がいなくなる ← 長屋姑がまとめ役 特別な規則はない　引越しは金の稼でくるな　（石炭の搬積）	
路地の景観		昭和25年～30年に植木鉢が出され始める ← 植木を出していない 各戸の前にポリバケツが置かれている	各家の前に木製ゴミ箱が置かれていた
		現在も変わらず続いている ← 1.長男・長女の出産 2.寄前・初七日・切上げ・1年目の法事 3.結婚 [末広会から金一封を贈る]	
			葬式の時はその家で炊出しをする
つきあい		なくなる ← 年に1～2回は末広会で旅行	

表5-3-3　通り抜け型路地(1)・生活と環境管理

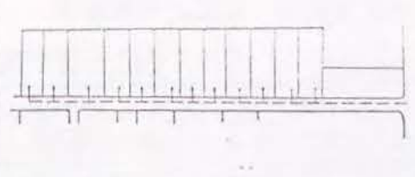
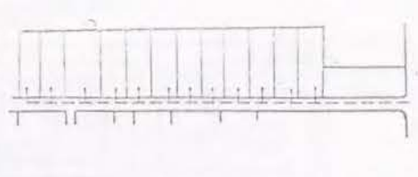
施設	上水道　共同水道 井戸 下水道　生活排水 雨水		
維持・管理のシステム	当番	1月ごとに交替 月に1回（月末）	1月ごとに交替 溝当番ー溝掃除の声掛け役 月に2回（1日と15日）　全員が共同で掃除する
	規則	特別な規則はない	特別な規則はなかった
路地の景観		昭和38年頃から出されてきた	植木は出されていなかった
コミュニティのシステム		現在も変わらず続いている	当番・班長等がまとめ役 冠婚葬祭の際に贈るお金「つなぎ」（お返し無し） 1.長男の結婚 2.出産　3.葬式　4.お見舞い　5.厄年
つきあい		なくなる	年に1回旅行に行く

表5-3-4　通り抜け型路地(2)・生活と環境管理

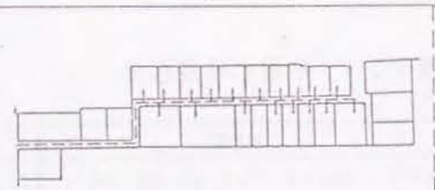
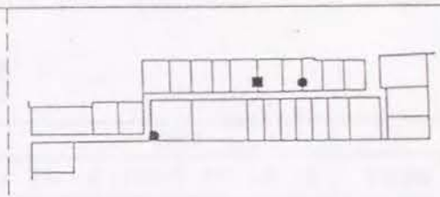
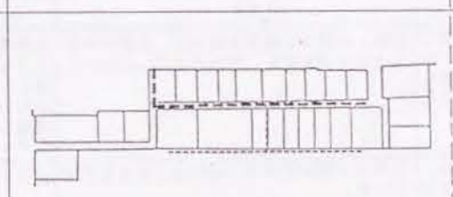
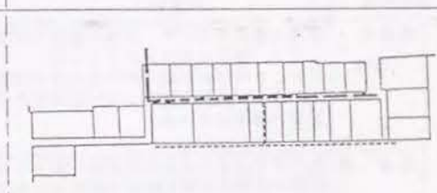
長屋の生活		現在	戦前
施設	上水道　共同水道 井戸 下水道　生活排水 雨水		
			
維持・管理のシステム	当番	各自が家の前を掃除するようになる 植栽の掃除（月に1日・2日の2回） 変わっていない	路地の掃除当番（毎日）ー木の札が印 植栽の掃除（月に1日・2日の2回） 班長ー対外的 月当番の仕事ー対内的 1.回覧板を回す 2.町会費を集める 3.3月の初午に備える
	規則	特別な規則はない	特別な規則はなかった
路地の景観		土地家屋の買取り後、物が置かれ始めた 路地に面して洗濯物を干さない	植木などものは置かれていなかった
コミュニティのシステム		月当番が冠婚葬祭の際にお金を集める	月当番が冠婚葬祭の際にお金を集める
		変わらない	旅行に行くことはなかった

表5-3-5　ルーブ型路地・生活と環境管理

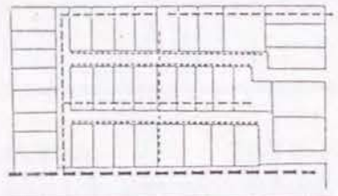
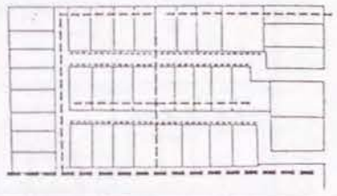
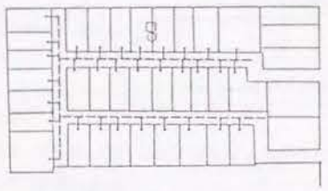
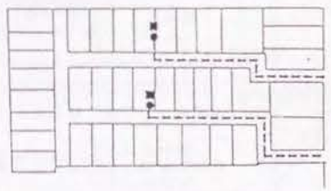
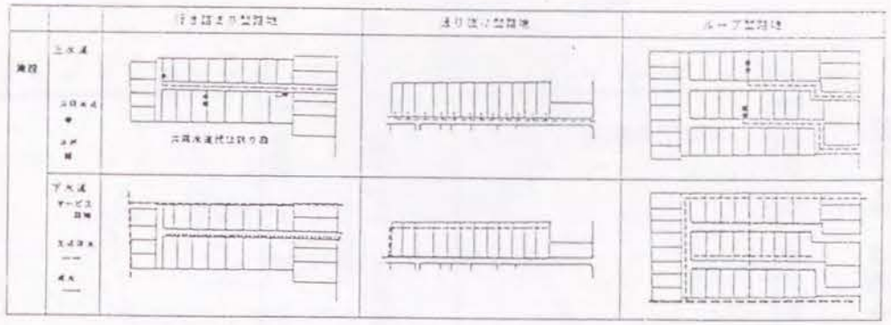
長屋の生活		現在	戦前
施設	上水道　井戸 ■ 共同水道 ●		
	下水道　生活排水 —— 雨水 - - -		
維持・管理のシステム	当番	石丸会の２つの当番 1.路地の当番（毎日２回） 2.稲荷の当番（毎日１回） 修理費は石丸会から 路地の電灯代…路地に面して所有する家の数で決まる 稲荷の行事　　特別に徴収する	石丸会の３つの当番 1.水道炊事場の当番（毎日１回） 2.路地の当番（毎日２回） 3.稲荷の当番（毎日１回） 修理費は割り勘 稲荷の行事
	規則	特別な規則はない	特別な規則はなかった
路地の景観		植木・自転車などが置いてある	何も置いてない
コミュニティのシステム		長屋の総別に計５人の役員と２人の相談 （約１５年前より選挙） 会員の徴収ー運動会費 冠婚葬祭の際には会と全戸から５００円	戦時中３つの隣組の影響 長屋の総別に計５人の役員 冠婚葬祭の際は会と各戸から金一封
つきあい		春の運動会	春秋の運動会（石丸会総会）

表5-3-6　路地の管理形態

	家主型	店子型	家守型
街区番号	II1　III4　IV2　V1・3・5　VI2　VII1　X3	III1・2・3　V2・4　VII1　VII2　VIII1	VI3　VI4　X1
建替規模	小さい	小さい	大きい
管理 長屋の修理	屋根と建具について、家主の負担が建前であるが、店子の負担が大きかった。「てったい」と呼ばれる修理専門の大工が修理した。大工は長屋に居住していた場合とそうでない場合があった。	屋根と外回りの建具を含めて、大部分の修理は家主が負担し、専属の大工が存在した。	大規模な家主は、建て替え専門の請負大工と修理専門の手伝い（「てったい」）を雇用していた。雨漏りなどの修理は手伝いが行っていたのである。 長屋における修理はほぼ全額を家主が負担していた。
管理 路地・溝	各戸がそれぞれ自分の家の前を掃除した。当初は日毎の当番で路地や溝の掃除を行おうとして、木の札を印に当番をまわした長屋もあったが、確実ではなかった。	日毎に当番が変わり、木の札をまわして印とした。 溝の掃を共同で掃除することがあった。	住民が当番制で行ったが不確実であった。 家守も当番の中に入っていた長屋も存在した。
管理 井戸・共同水道	住民がそれぞれ随時行っており、当番制による管理は確実にはされなかった。	多くのところが特別に当番を決めて管理することはなかったが、水道炊事場の当番として維持しているところもあった。	明確な取り決めはなく住民が随時行っていた。
管理 地蔵・稲荷	借家形態であった時に、稲荷が存在した例が一つあり、これは月に二回、１日と１５日に住民の当番制で管理していた。	地蔵や稲荷が存在した例は少なく、存在したところでは当番制によって管理していた。	稲荷を家守が管理していた例があった。
管理 店子	家主と店子は親密なつきあいを行い、長屋に入居時にも家主は店子の素性を調べた。 家主と店子の相互の信頼度は高かった。 冠婚葬祭には住民が相互扶助を行った。	家主が長屋敷地内に居住しないため、店子と家主の関係は非常に薄い。 冠婚葬祭の際の相互扶助は確実に整っており、普通月当番が集めた。	家守は、家主と店子の間にあって重要な役割を果たしていた。 冠婚葬祭には住民が相互扶助を行った。

表5-3-7　路地の共用施設



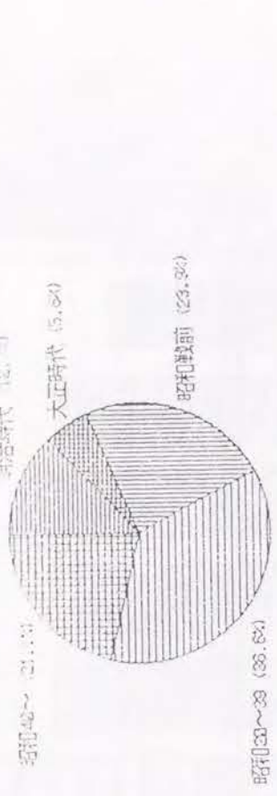


図5-4-5　居住開始年代

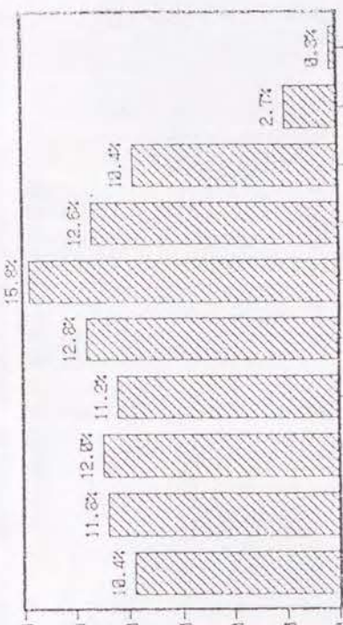


図5-4-6　年齢別人口構成

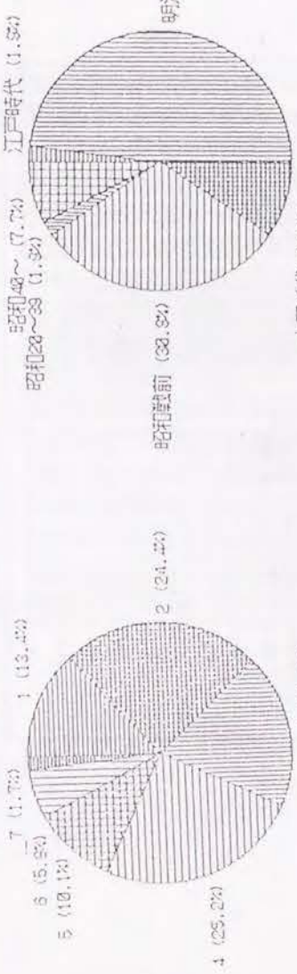


図5-4-7　世帯規模

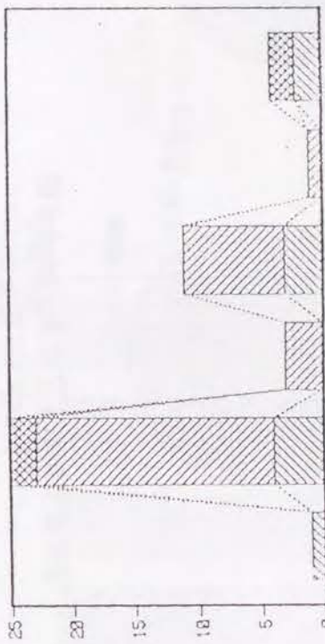


図5-4-8　家屋の建築年代

図5-4-9　家屋の形式と建築年代

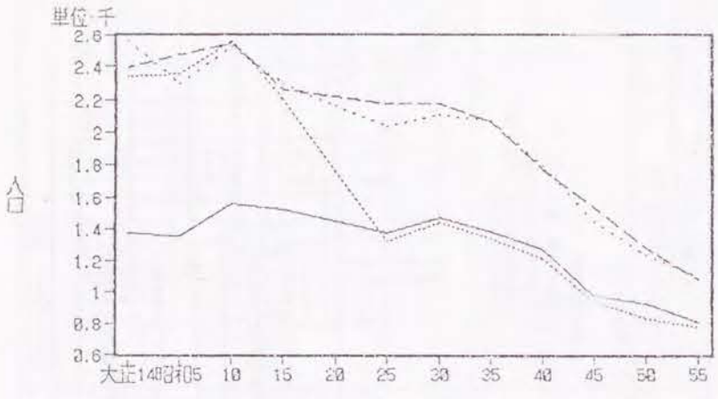


図5-4-1　谷町各町の人口の変遷

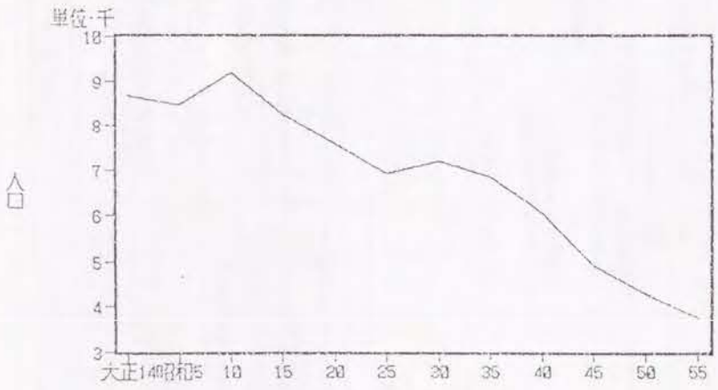


図5-4-2　谷町４ヶ町の人口の変遷

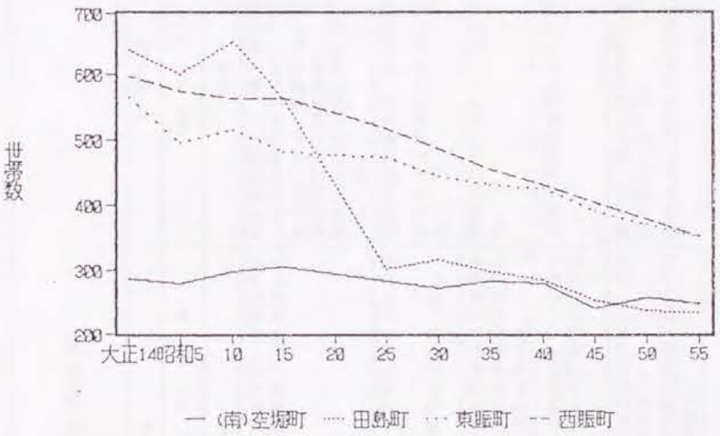


図5-4-3　谷町各町の世帯数の変遷

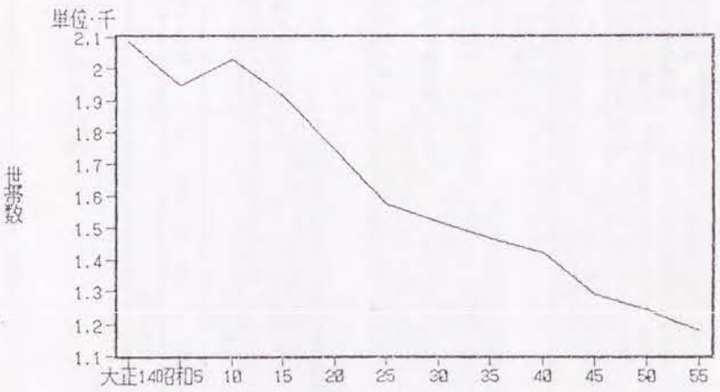


図5-4-4　谷町４ヶ町の世帯数の変遷

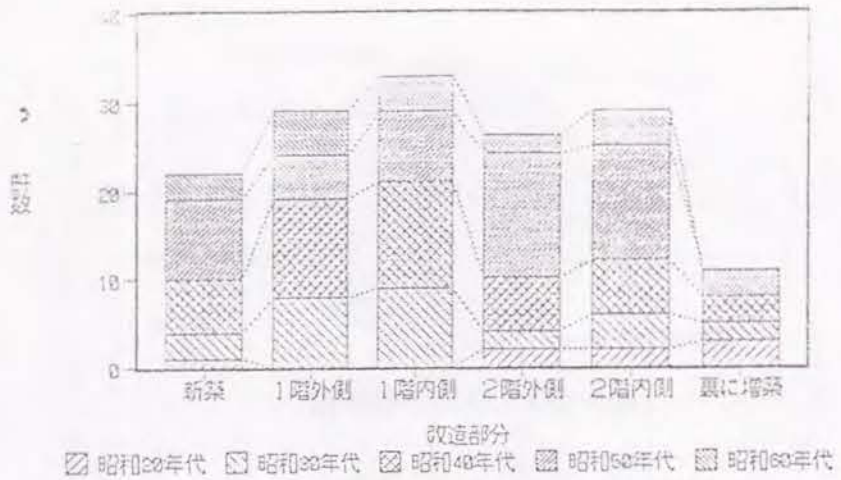


図5-4-10　家屋の改造年代

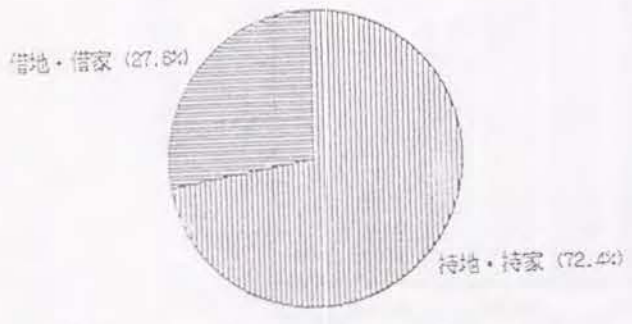


図5-4-11　家屋と土地の所有関係

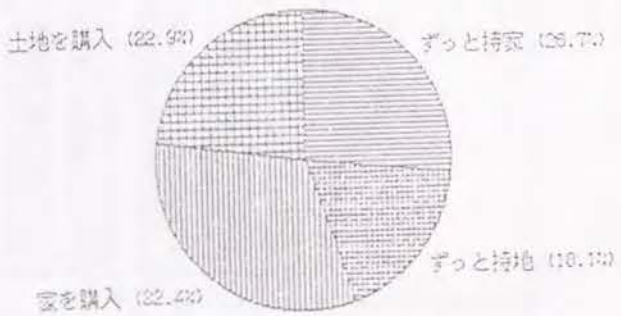


図5-4-12　家屋と土地の入手状況

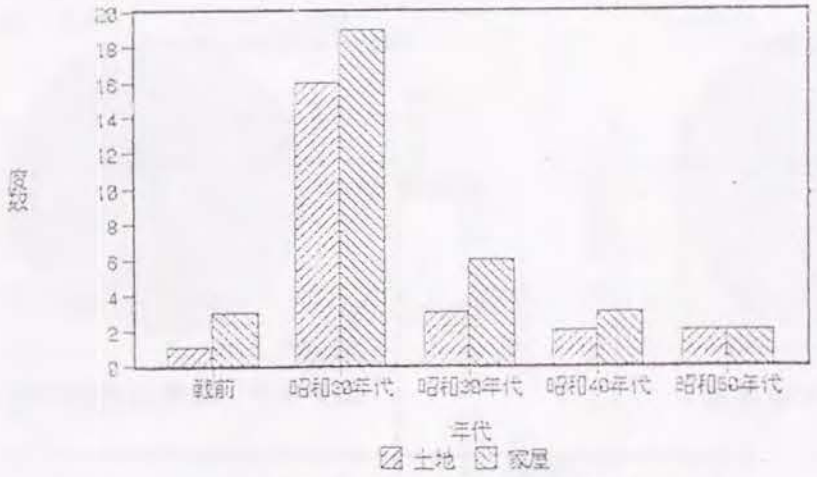


図5-4-13　家屋と土地の入手年代

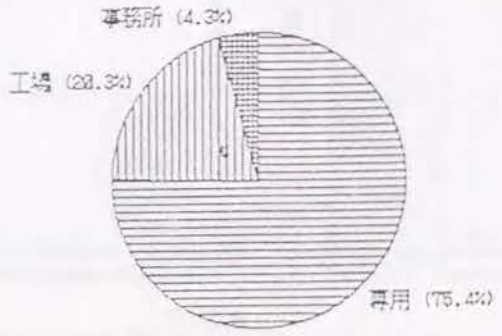


図5-4-14　家屋の用途

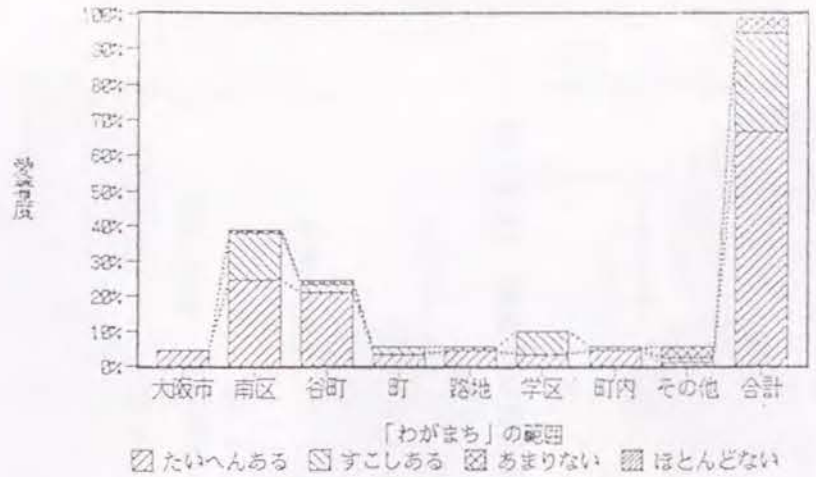


図5-4-15　地域への愛着度

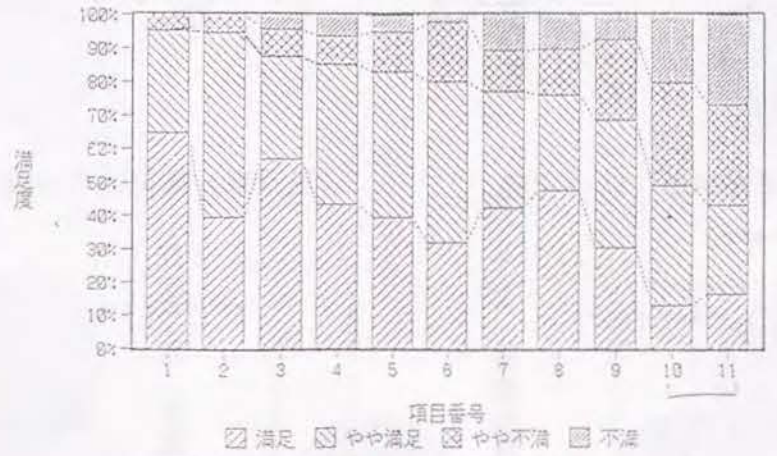


図5-4-16　路地環境への満足度

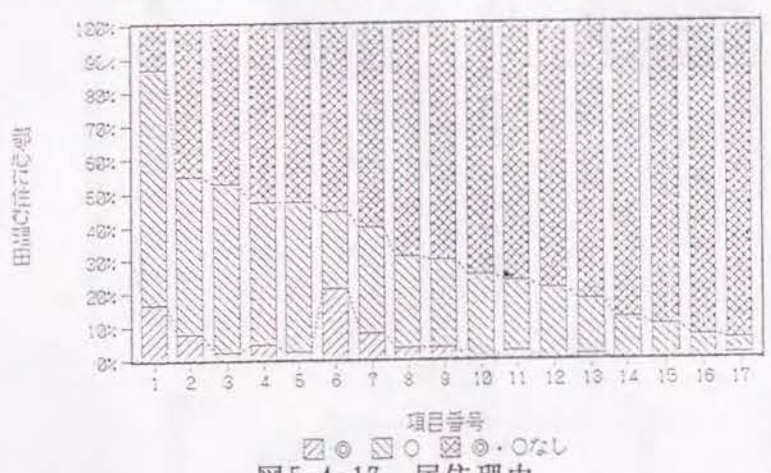


図5-4-17　居住理由

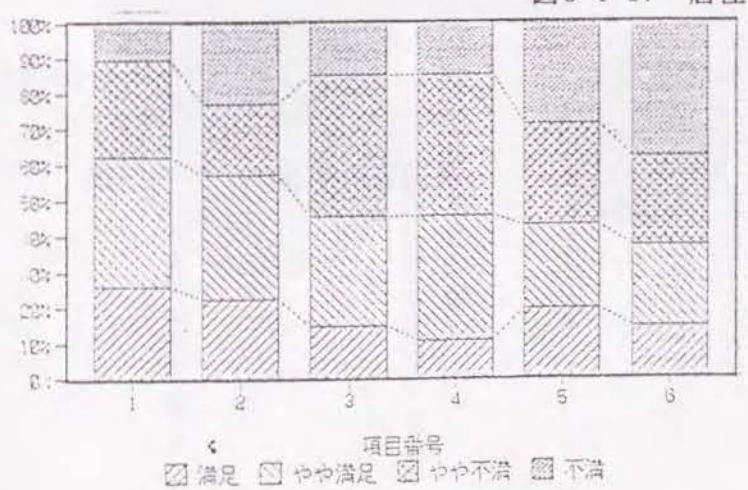


図5-4-18　長屋の居住環境評価

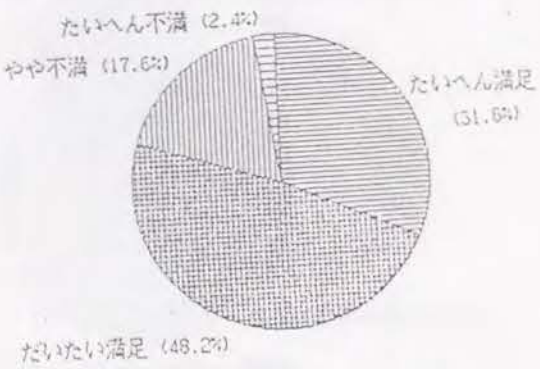


図5-4-19　長屋と路地の総合評価

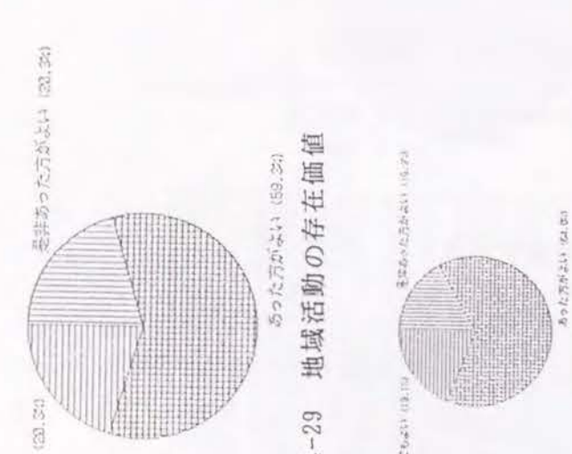


図5-4-29　地域活動の存在価値



図5-4-30　地域活動の存在価値（裏長屋）



図5-4-31　地域活動の存在価値（表屋）

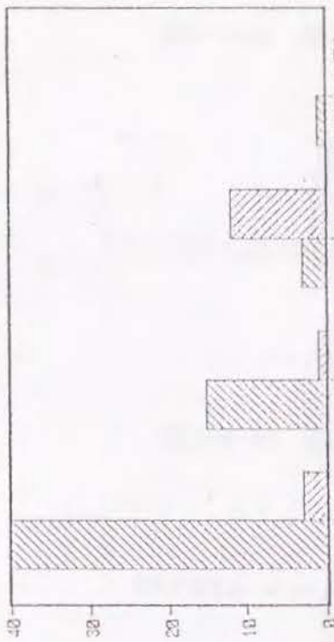


図5-4-32　地域活動の満足度

図5-4-33　地域活動の満足度（裏長屋）

図5-4-34　地域活動の満足度（表屋）

図5-4-35　路地の所有関係

図5-4-36　土地・家屋の所有と路地の所有

図5-4-37　路地や溝の掃除

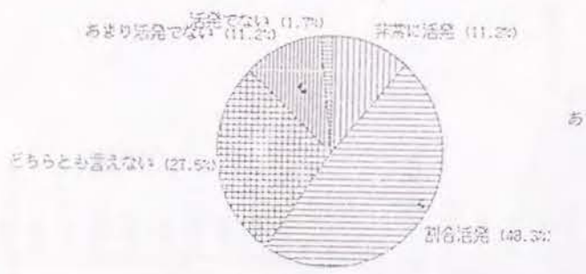


図5-4-20　谷町の地域活動

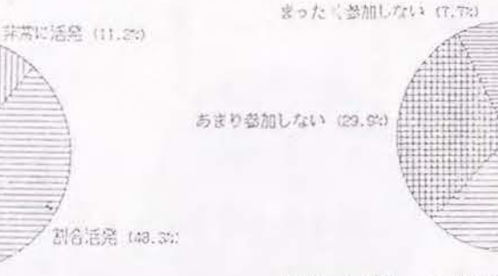


図5-4-23　地域活動への取り組み

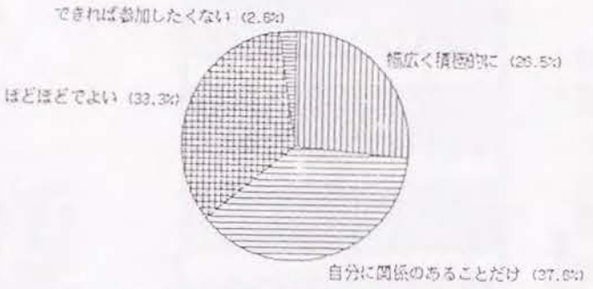


図5-4-26　地域活動への姿勢



図5-4-21　谷町の地活動（裏長屋）



図5-4-24　地域活動への取り組み（裏長屋）

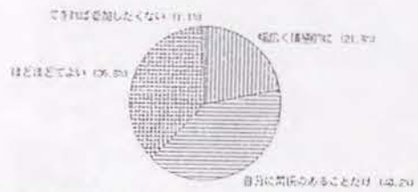


図5-4-27　地域活動への姿勢（裏長屋）



図5-4-22　谷町の地域活動（表屋）

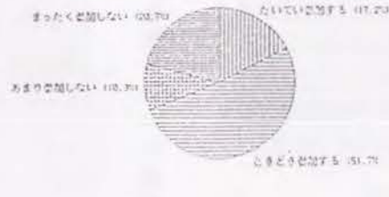


図5-4-25　地域活動への取り組み（表屋）

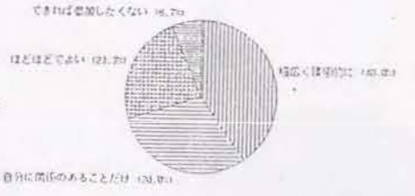


図5-4-28　地域活動への姿勢（表屋）

図5-4-38　共有財産の修理

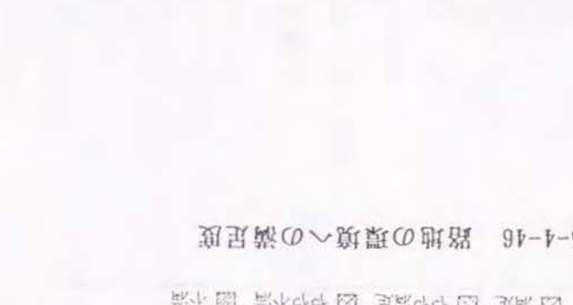


図5-4-39　稲荷・地蔵の所有関係

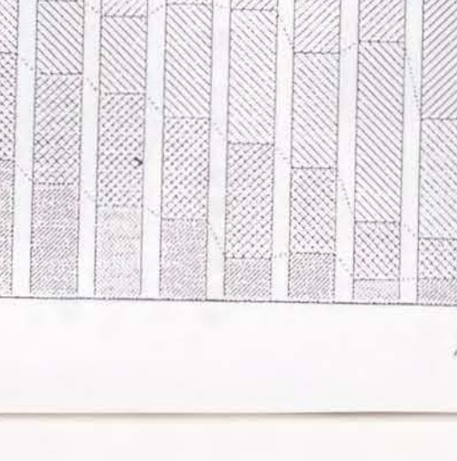


図5-4-40　稲荷・地蔵の世話

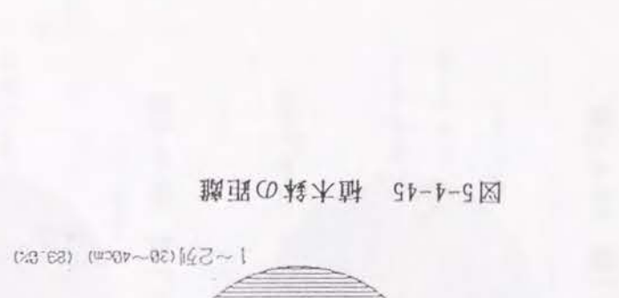


図5-4-41　稲荷・地蔵の存在価値

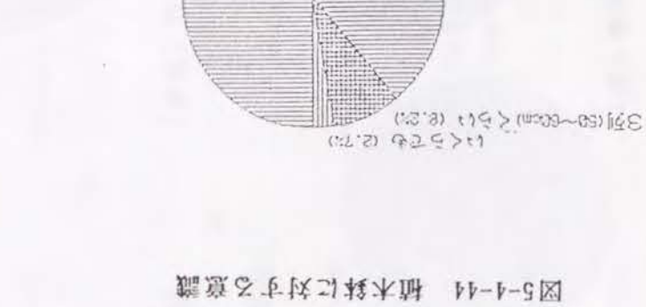


図5-4-42　稲荷・地蔵の存在理由

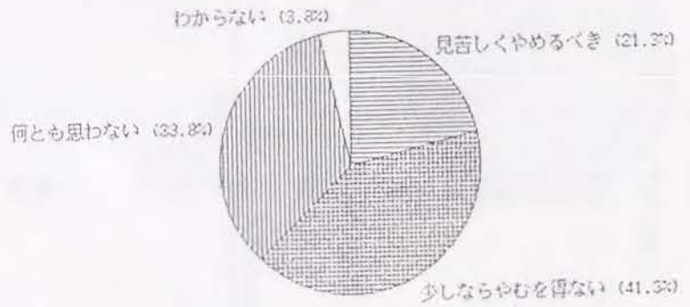


図5-4-43　路地の洗濯物



図5-4-44　植木鉢に対する意識

図5-4-45　植木鉢の距離

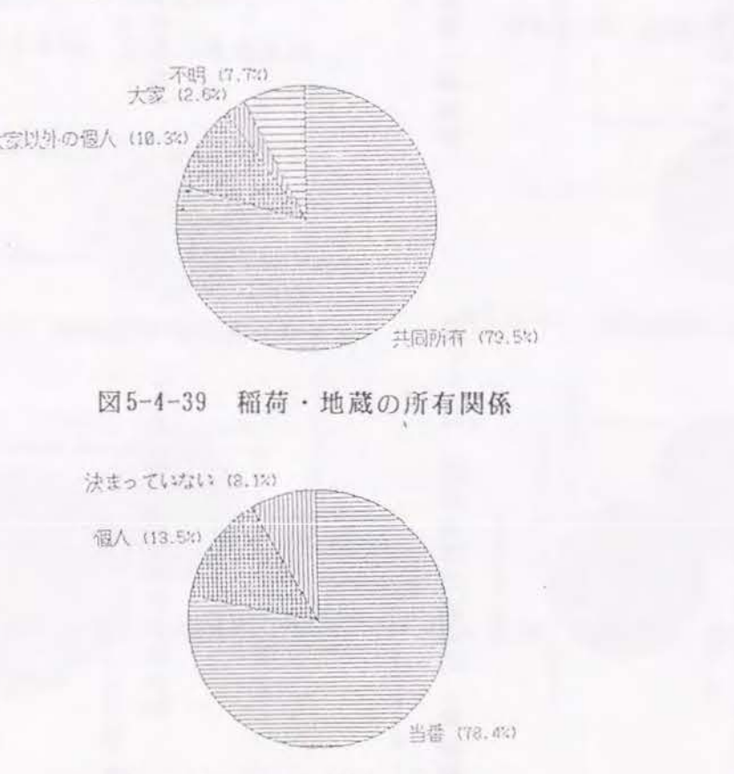


図5-4-46　路地の環境への満足度

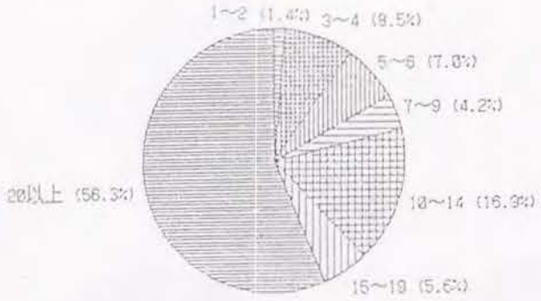


図5-4-47　あいさつの軒数

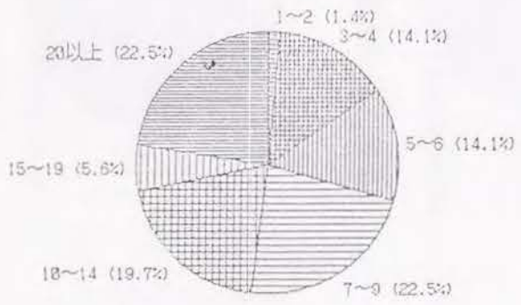


図5-4-48　立ち話の軒数

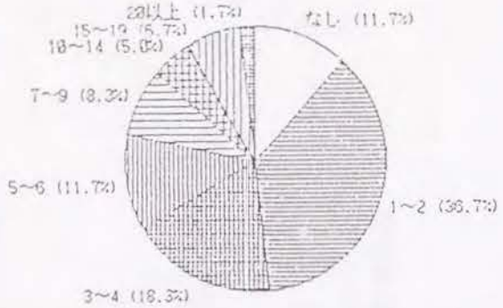


図5-4-49　親しい家の軒数（路地）

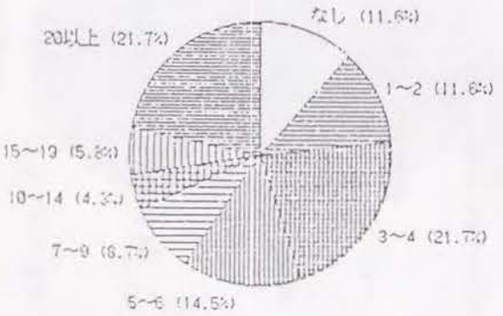


図5-4-50　親しい家の軒数（班）

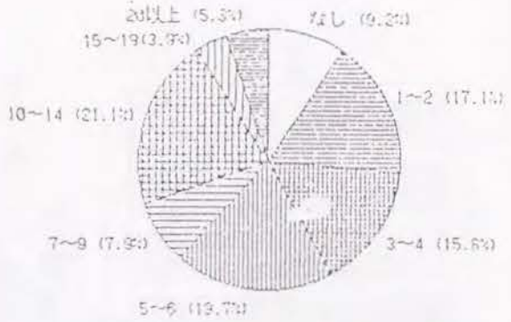


図5-4-51　親しい家の軒数（町内）

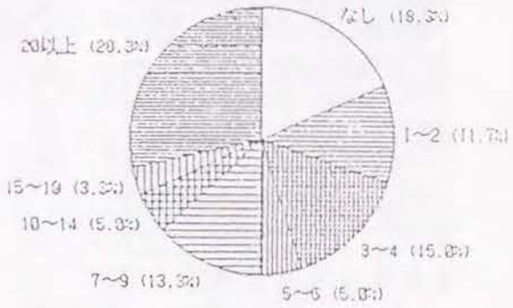


図5-4-52　親しい家の軒数（学区）

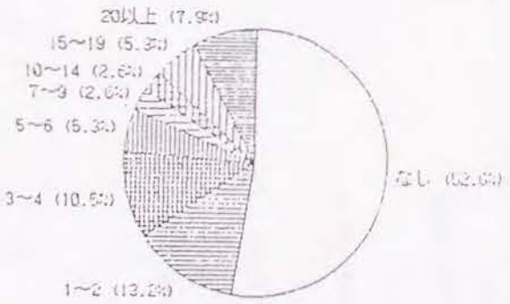


図5-4-53　親しい家の軒数（同業者）

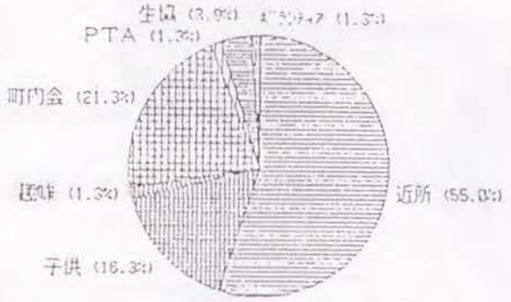


図5-4-54　親しくなったきっかけ（路地）

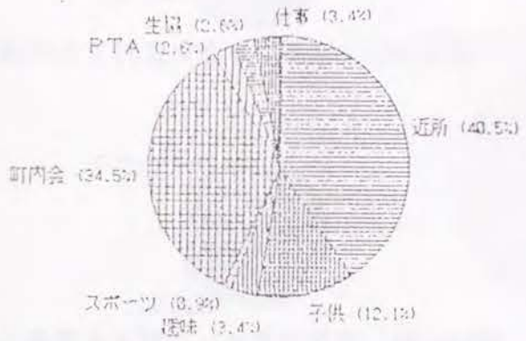


図5-4-55　親しくなったきっかけ（班）

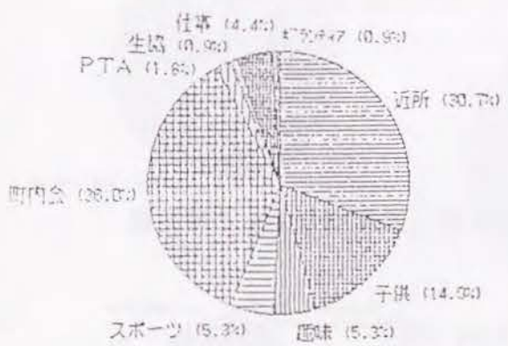


図5-4-56　親しくなったきっかけ（町内）

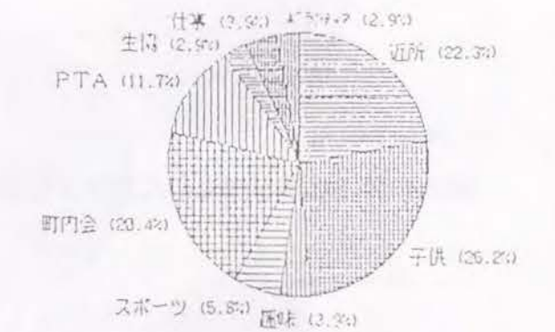


図5-4-57　親しくなったきっかけ（学区）

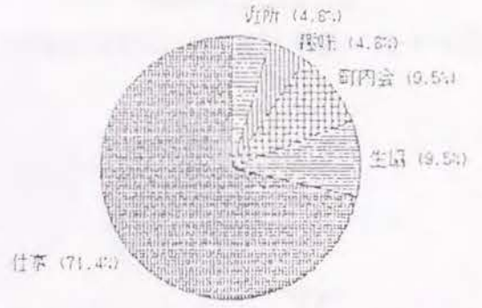


図5-4-58　親しくなったきっかけ（同業者）

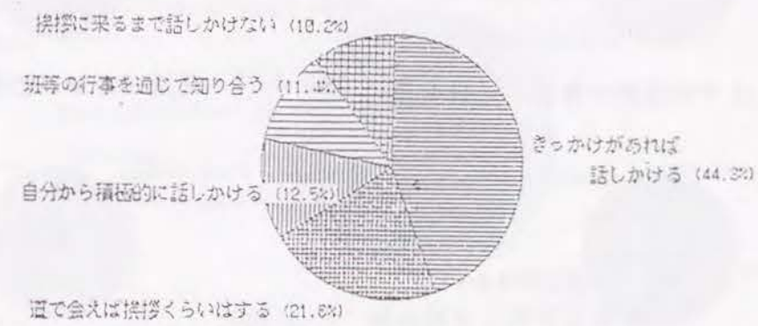


図5-4-59　新入居者への対応

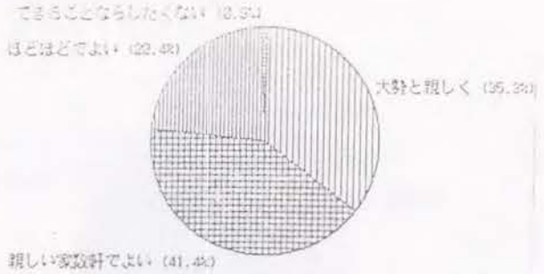


図5-4-60　近所づきあいに対する姿勢

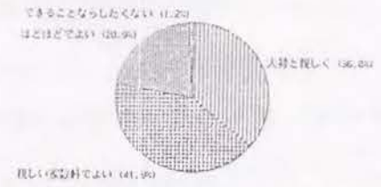


図5-4-61　近所づきあいに対する姿勢（裏長屋）



図5-4-62　近所づきあいに対する姿勢（表屋）

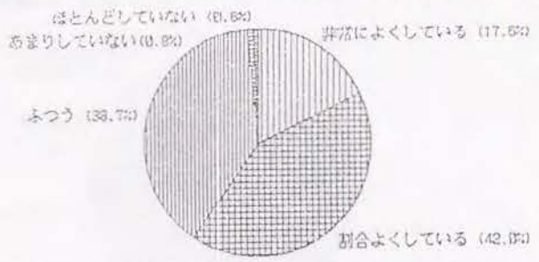


図5-4-66　家庭単位での近所づきあい



図5-4-67　家庭単位での近所づきあい（裏長屋）

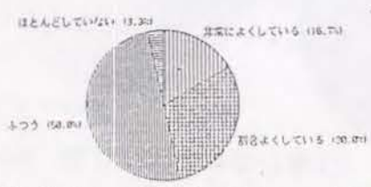


図5-4-68　家庭単位での近所づきあい（表屋）

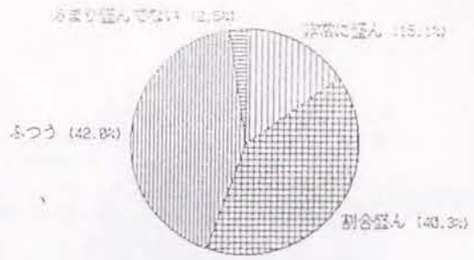


図5-4-63　近所づきあいに対する評価



図5-4-64　近所づきあいに対する評価（裏長屋

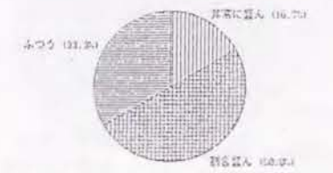


図5-4-65　近所づきあいに対する評価（表屋）

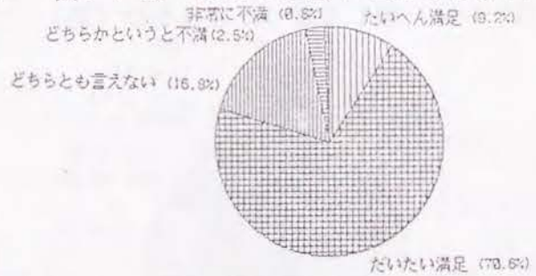


図5-4-69　近所づきあいの満足度

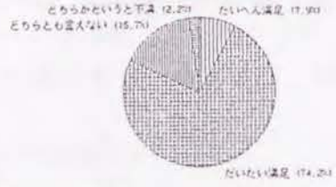


図5-4-70　近所づきあいの満足度（裏長屋）



図5-4-71　近所づきあいの満足度（表屋）

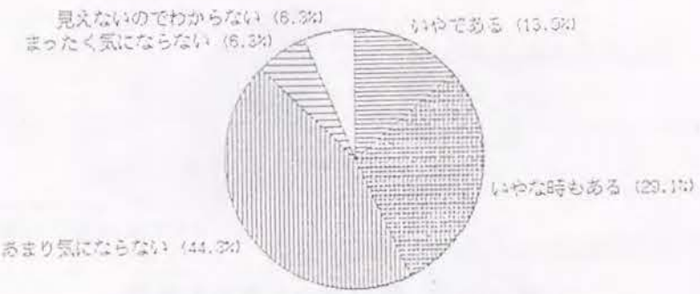


図5-4-72　プライバシーへの評価

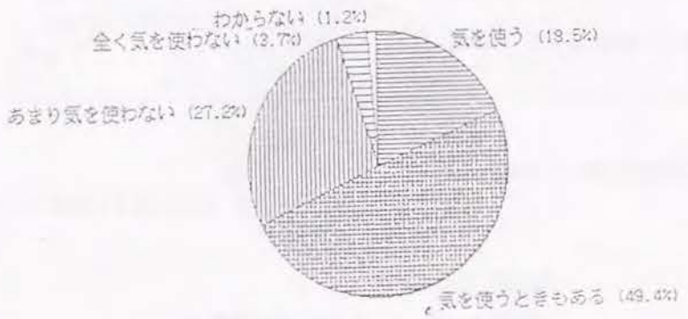


図5-4-73　音への気配り

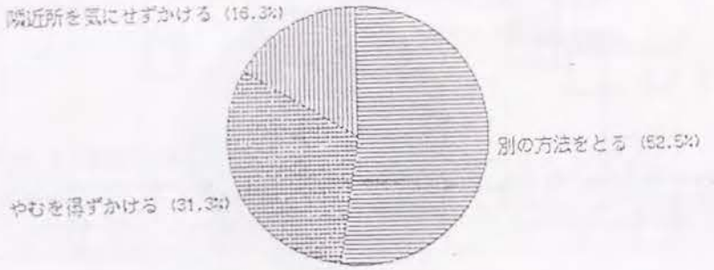


図5-4-74　夜中の掃除機

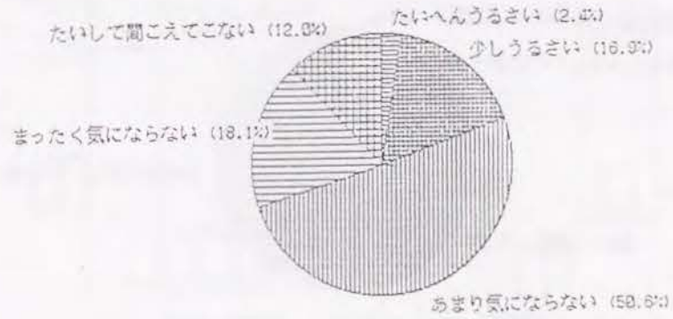


図5-4-75　隣の騒音に対する意識

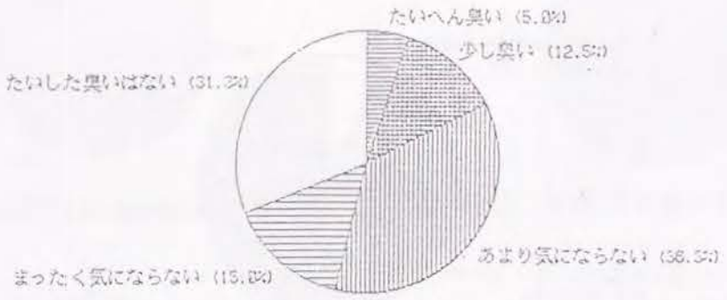


図5-4-76　隣の臭いに対する意識

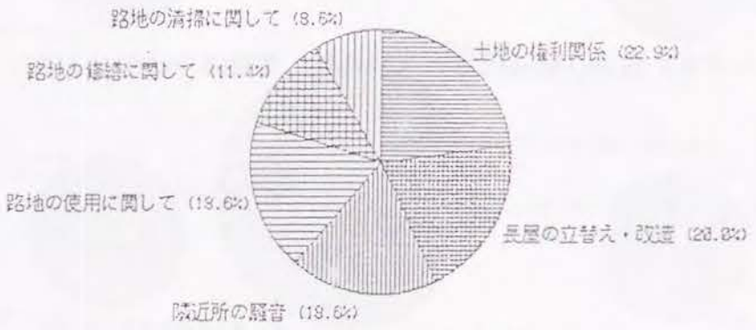


図5-4-77　トラブルの種類

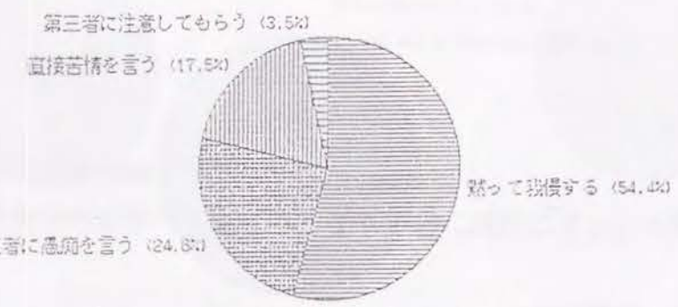


図5-4-78　騒音の処理

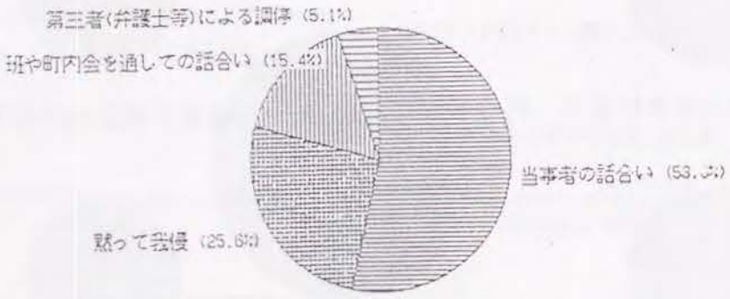
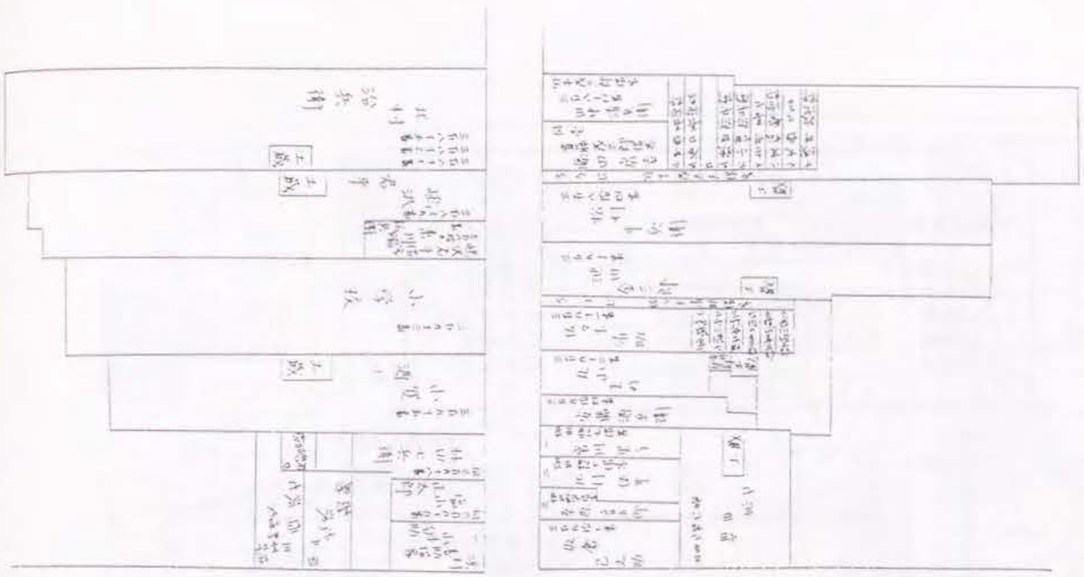


図5-4-79　トラブルの解決方法



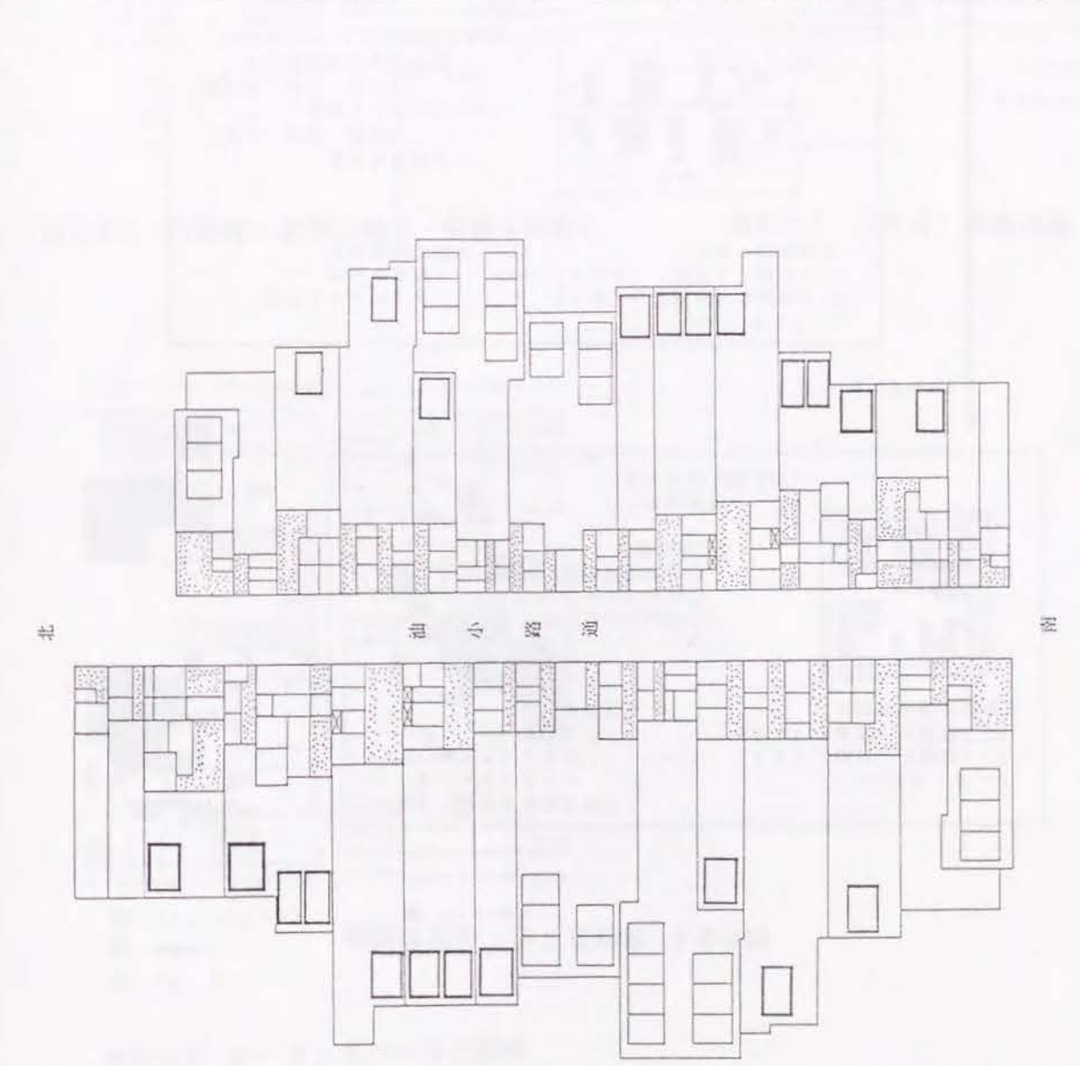


図6-2-1　天保末年の太子山町
※間取りは『太子山町家並順住人軒数等取調書写』（文久2年）より作成し、『太子山町家屋敷買得出銀勘定帳』（宝暦4年～明治4年）から宅地を特定した。

図6-2-2　明治初年の南四条町の状況

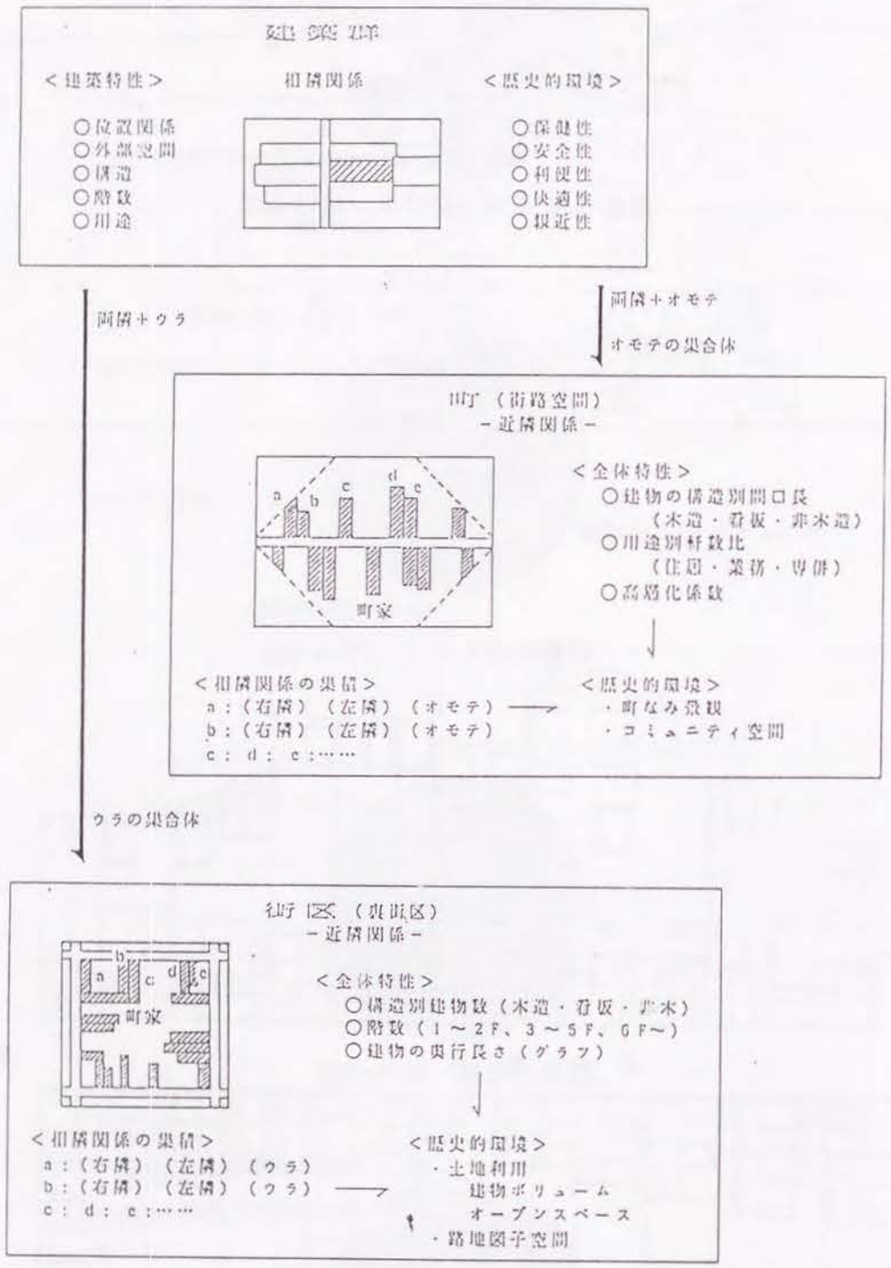


図6-3-1　建築群と町・街区の関係

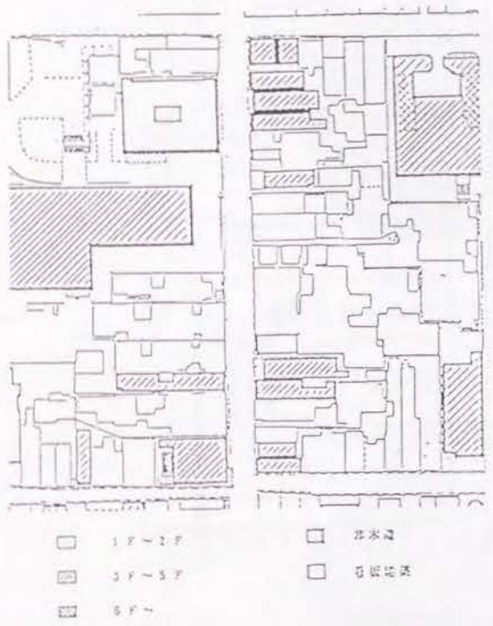


図6-3-2　六角町・建物の構造・規模（階数）

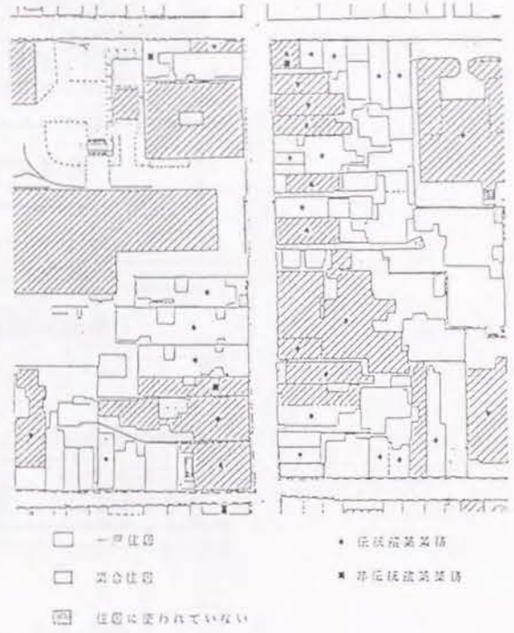


図6-3-3　六角町・建物用途

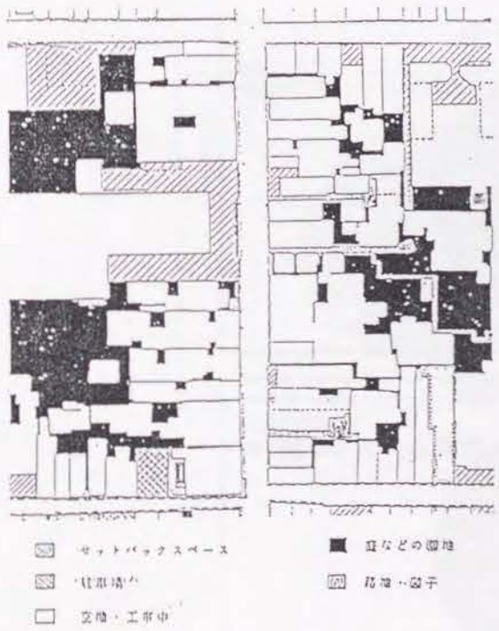


図6-3-4　オープンスペースと路地

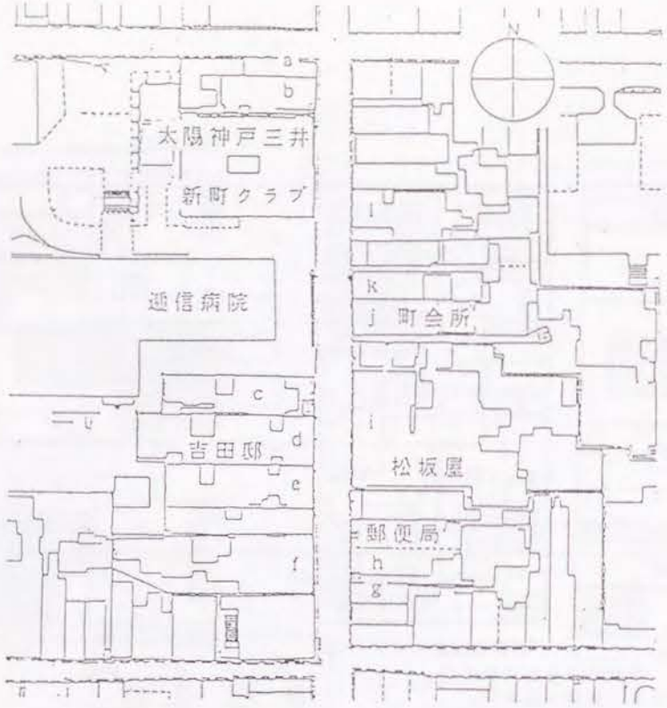
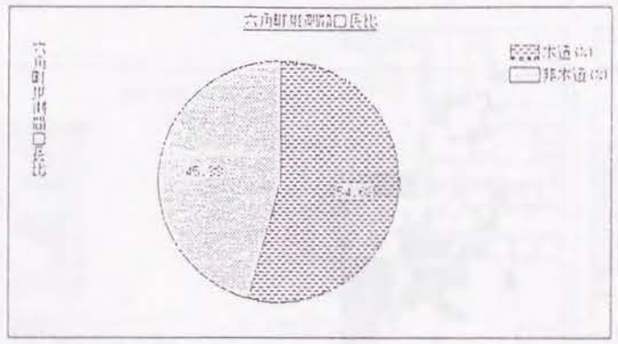


図6-3-5　六角町の主要建物



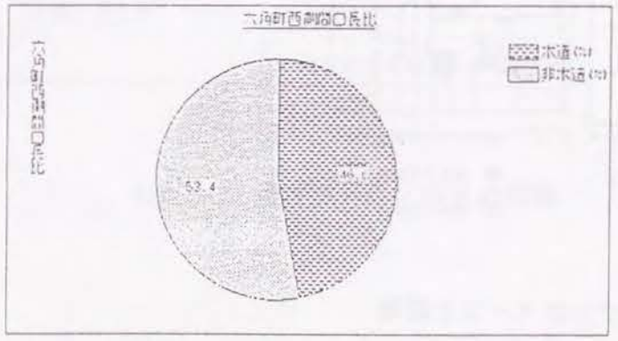


図6-3-6　六角町構造別間口長比

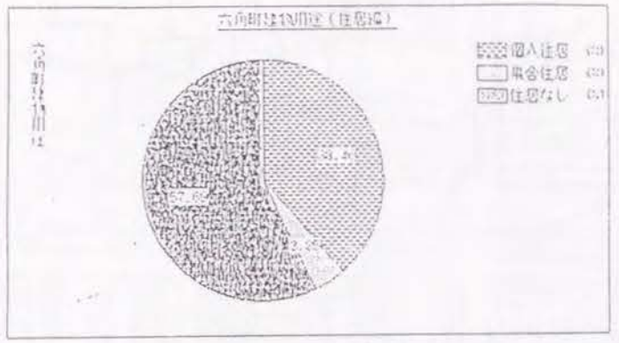


図6-3-7　六角町・建物用途（住居）

図6-3-8　六角町・建物用途（産業別）

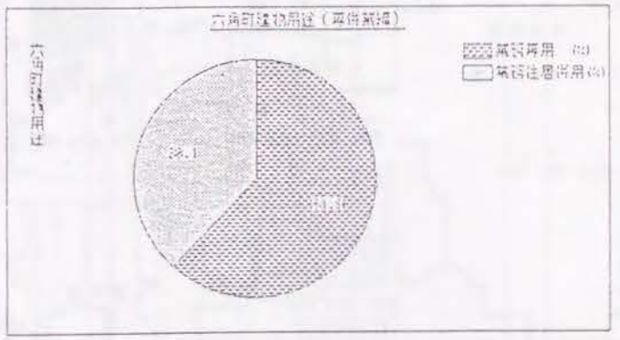


図6-3-9　六角町・建物用途（専用併用別）

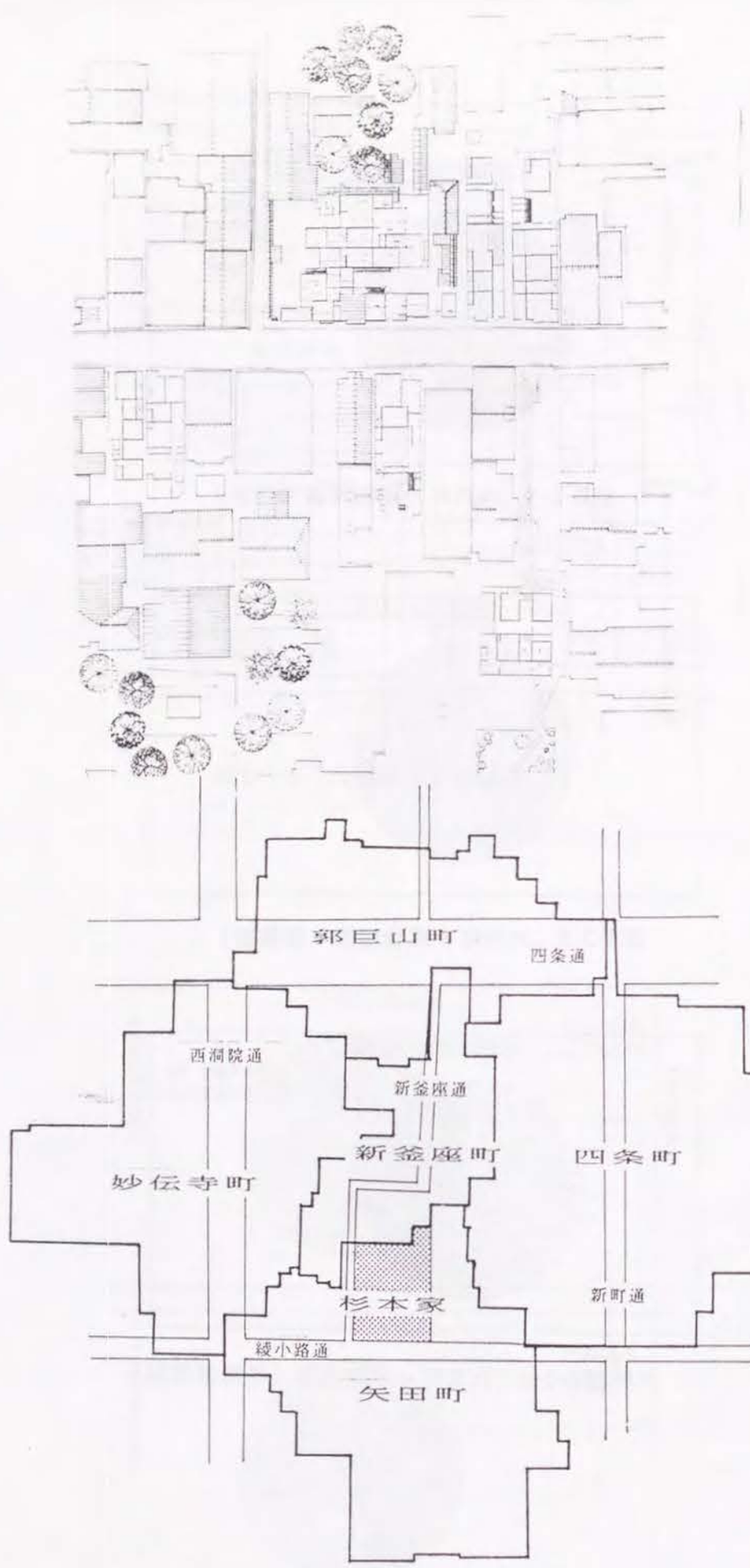


図6-3-10　矢田町・連続平面図

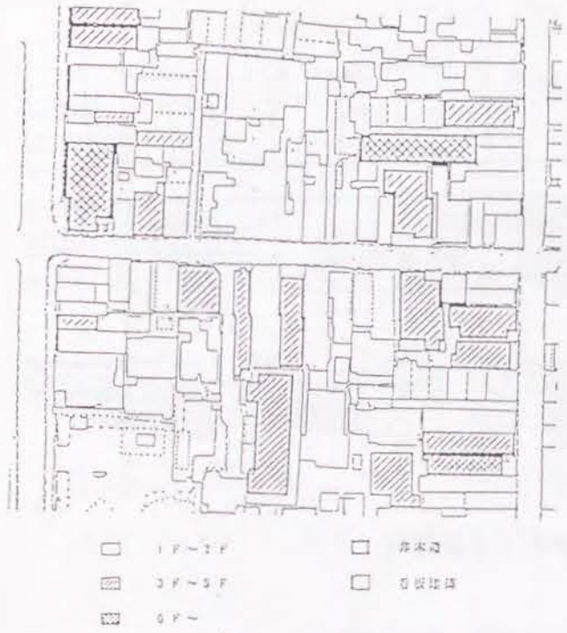


図6-3-11　矢田町・建物の構造・規模（階数）

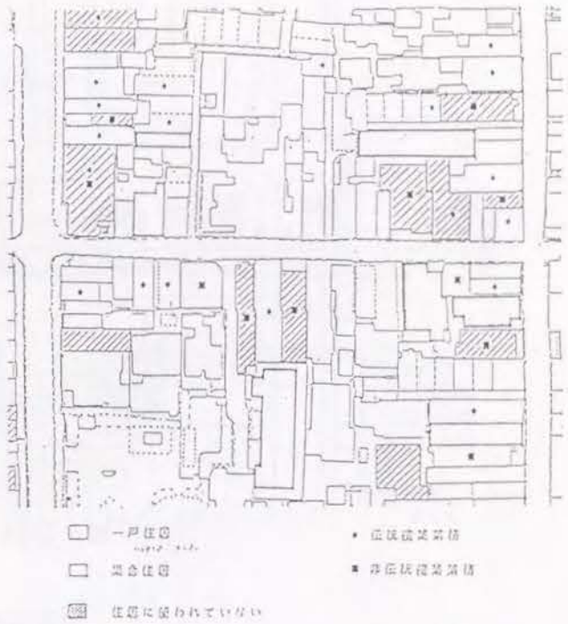


図6-3-12　矢田町・建物用途

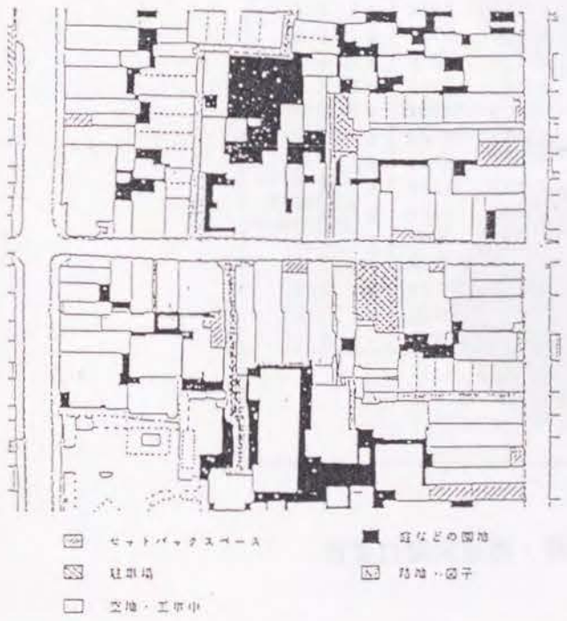


図6-3-13　矢田町・オープンスペースと路地

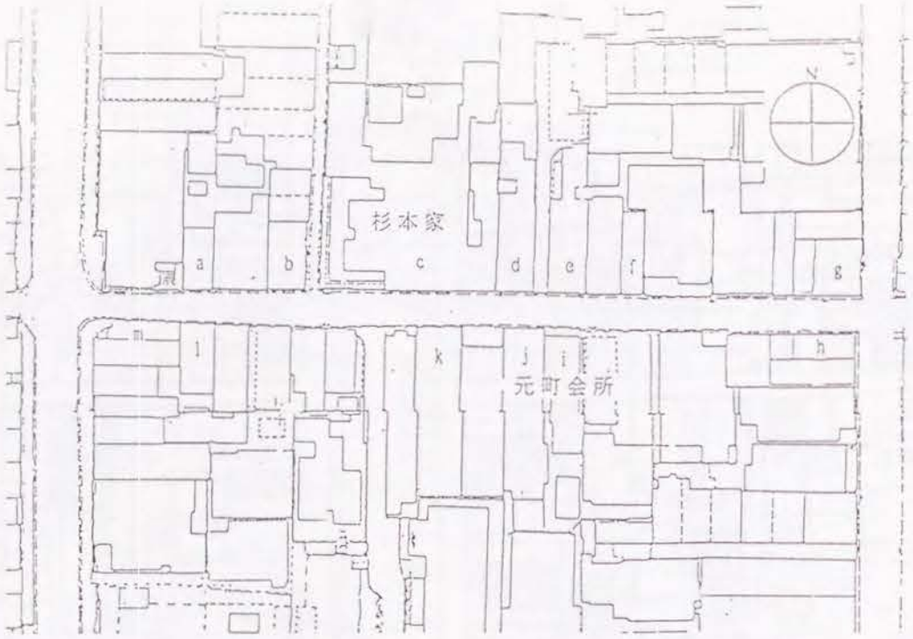


図6-3-14　矢田町・主要建物

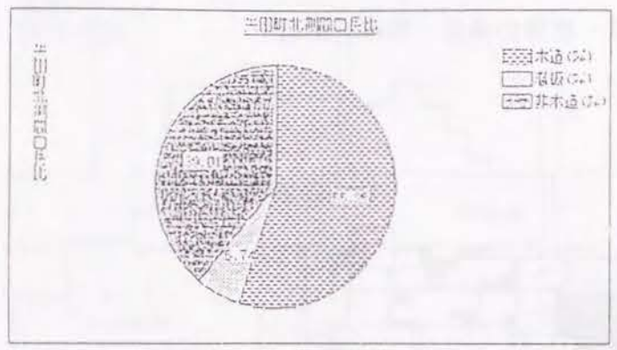


図6-3-15　矢田町・構造別間口長比

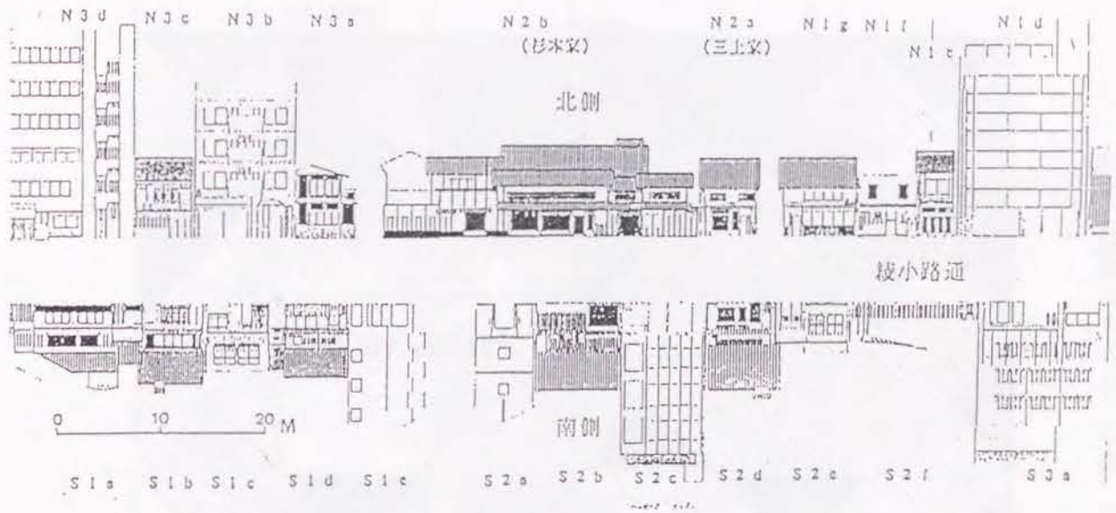


図6-3-16　矢田町・連続立面図

表6-3-1　矢田町・建物１、２階軒高

	一階	二階(xx)		一階	二階(xx)
SE 1a	2100	4450	NE 1a	他町	
SE 1b	2230	4270	NE 1b	石灰	6460
SE 1c	石灰	6240	NE 1c	石灰	7710
SE 1d	2240	3950	NE 1d	RC4階	16300
SE 1e	RC4階	11600	NE 1e	2850	5620
SE 2a	RC3階	11100	NE 1f	石灰	5490
SE 2b	2530	4440	NE 1g	2500	4180
SE 2c	RC4階	14000	NE 2a	2430	4040
SE 2d	2340	3820	NE 2b	2460	4450
SE 2e	石灰	4460	NE 3a	3140	4100
SE 2f	駐車場		NE 3b	RC4階	14200
SE 3a	RC4階	13800	NE 3c	2450	5120
SE 3b	他町		NE 3d	RC6階	18800
SE 3c	他町				

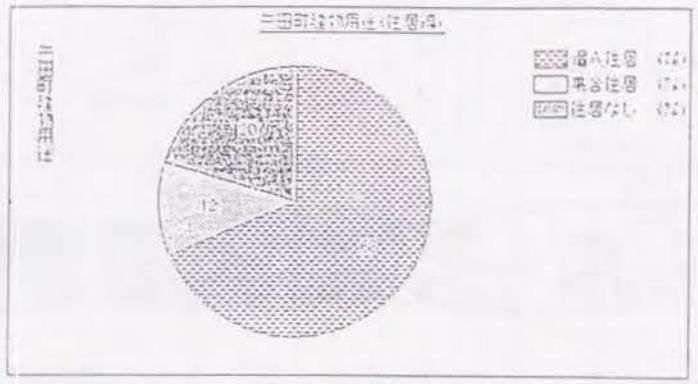


図6-3-17　矢田町・建物用途（住居）

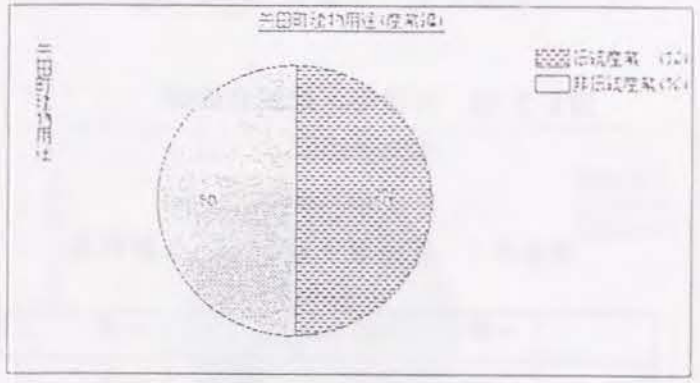


図6-3-18　矢田町・建物用途（産業別）

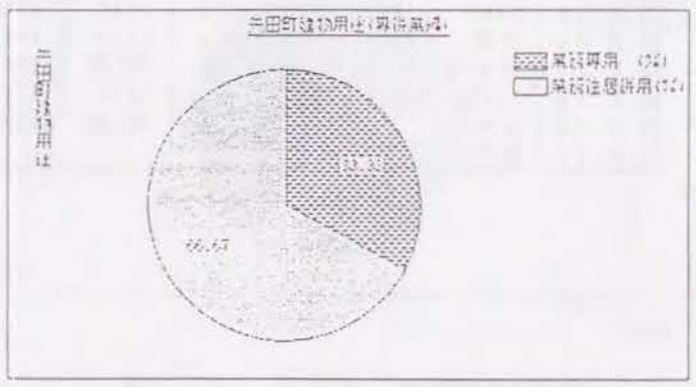


図6-3-19　矢田町・建物用途（専用併用別）

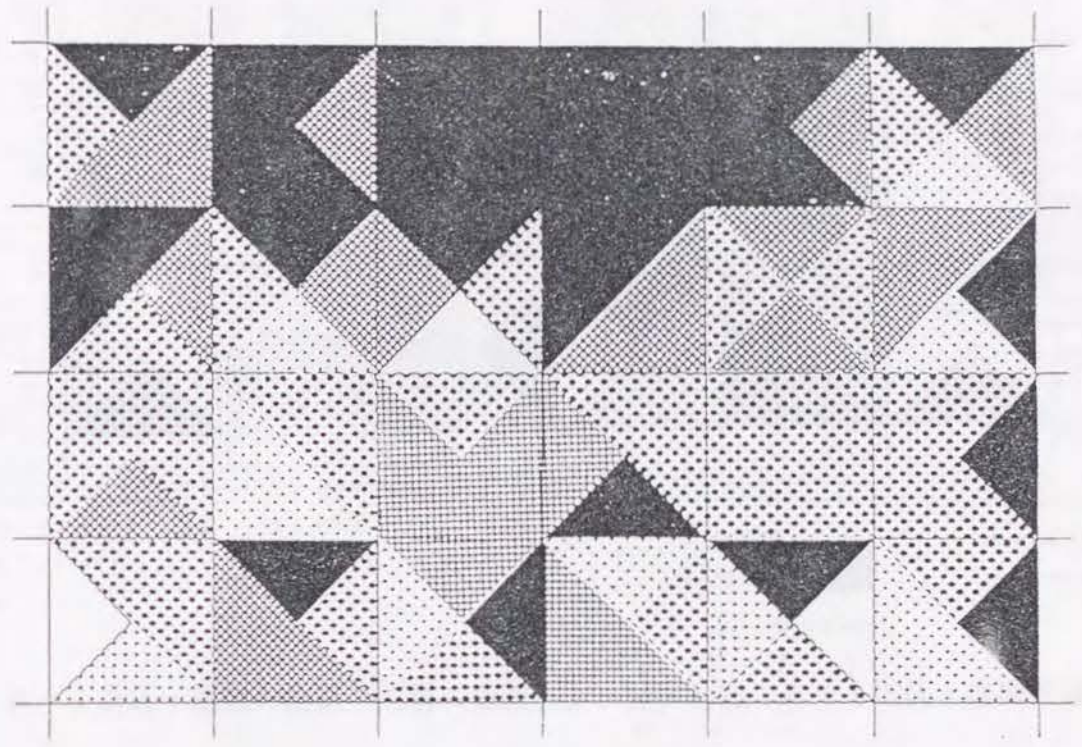


図6-3-21　町ごとにみた木造間口長比

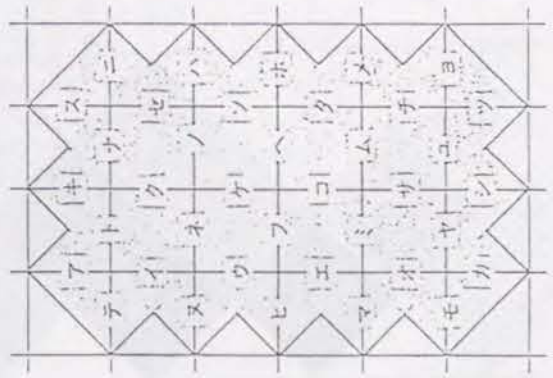


図6-3-20　各町と通りの位置

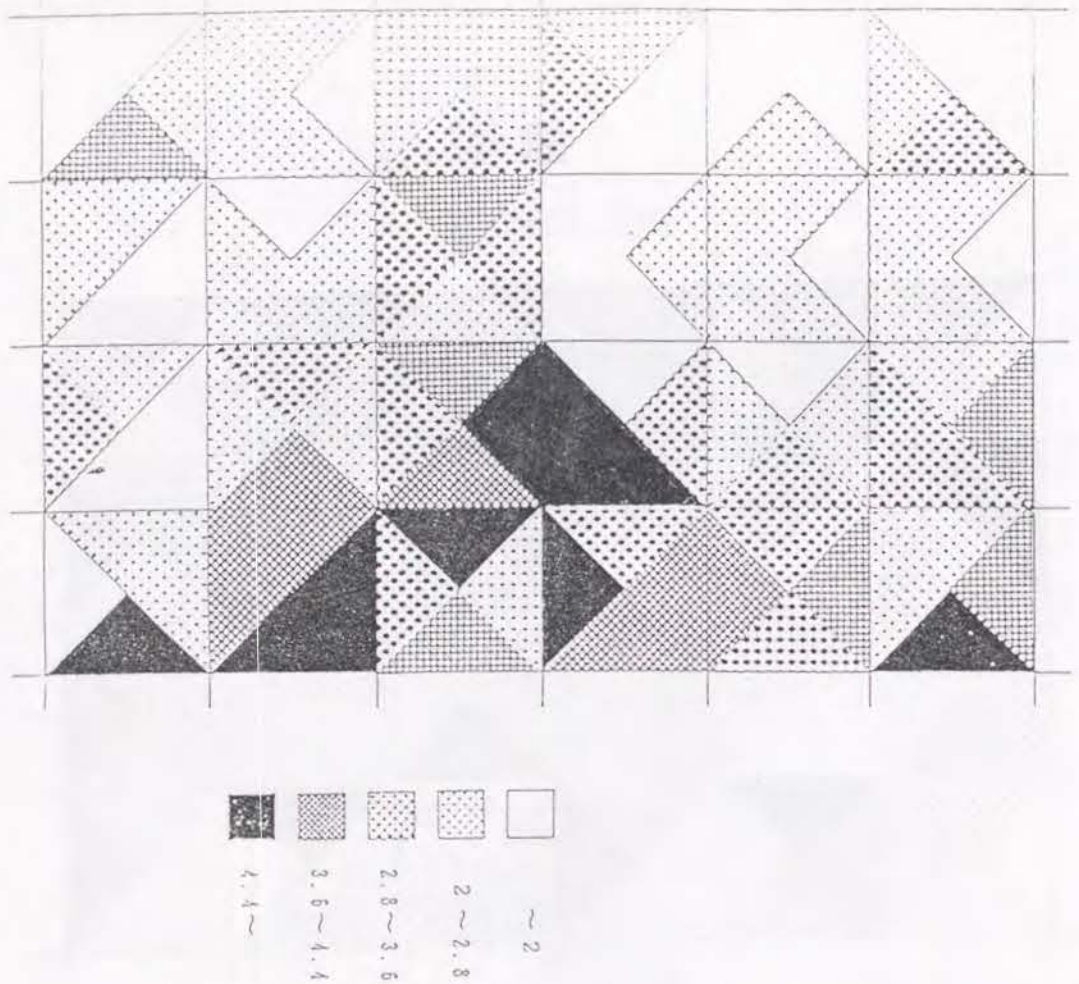


図6-3-22　町ごとにみた高層化係数

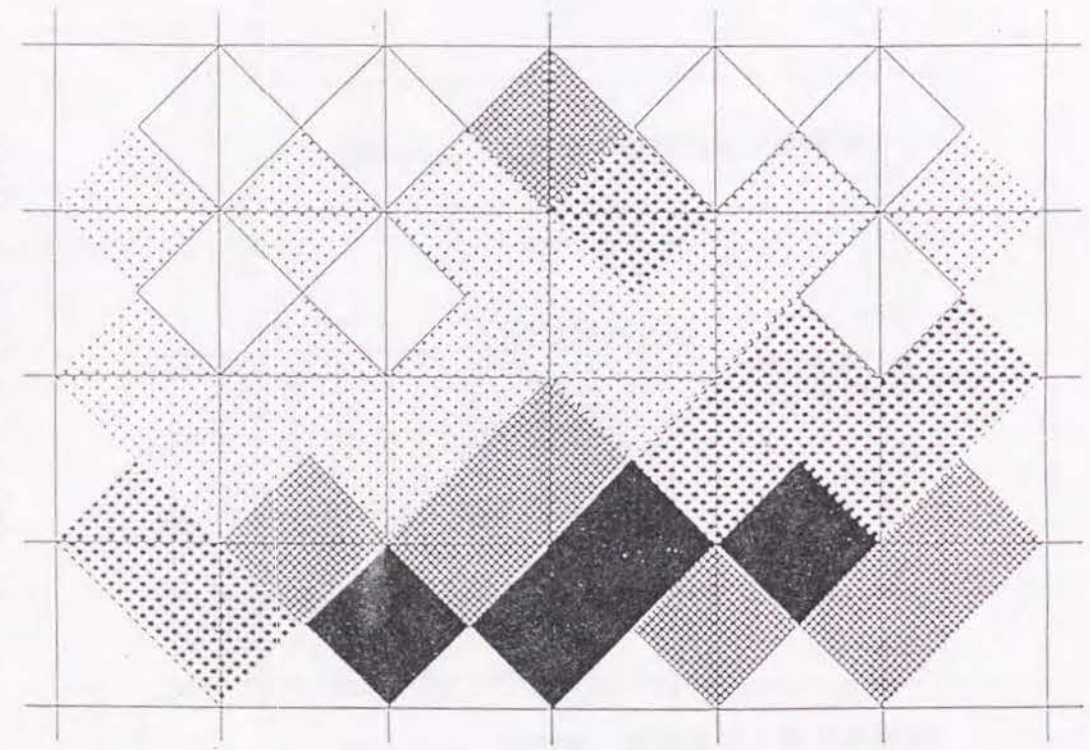


図6-3-23　町ごとにみた住居比率

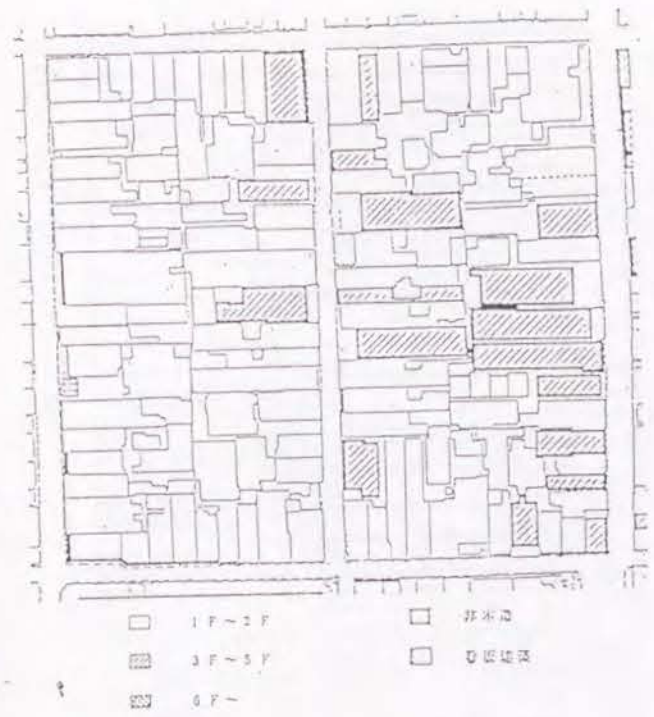


図6-3-24　A－1街区・建物の構造・規模（階数）

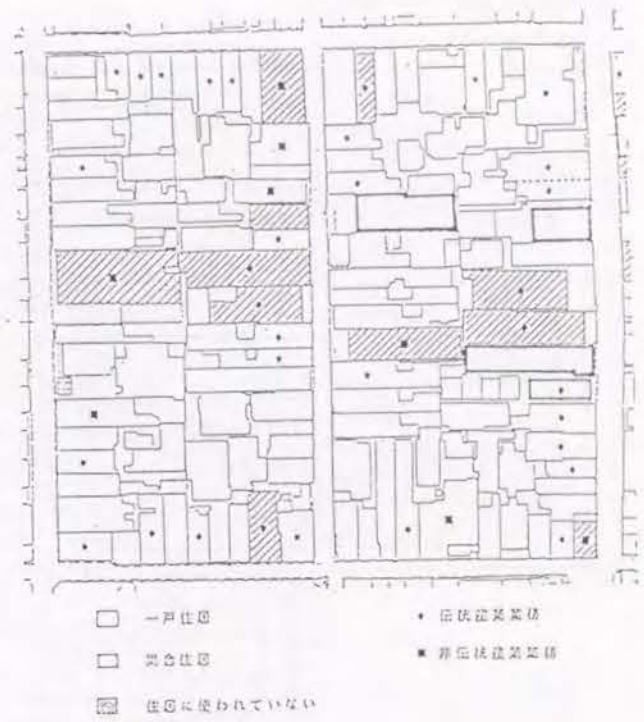


図6-3-25　A－1街区・建物用途

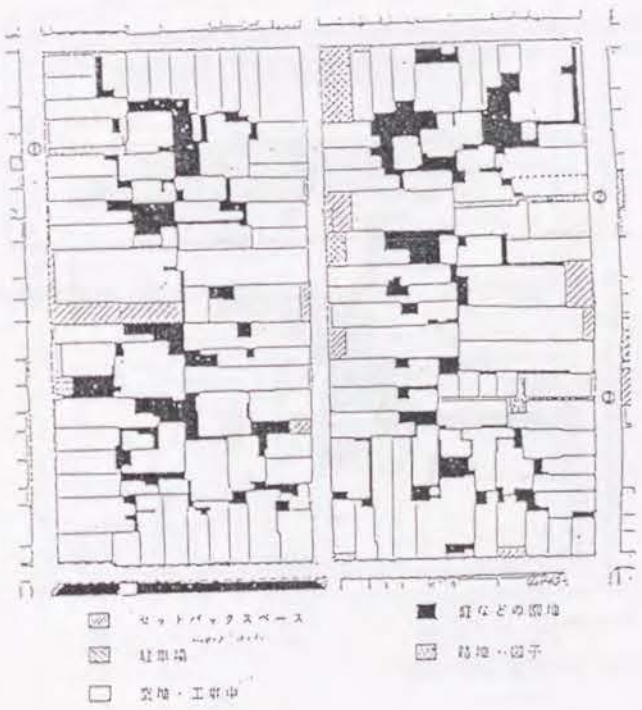


図6-3-26　A－1街区・オープンスペースと路地

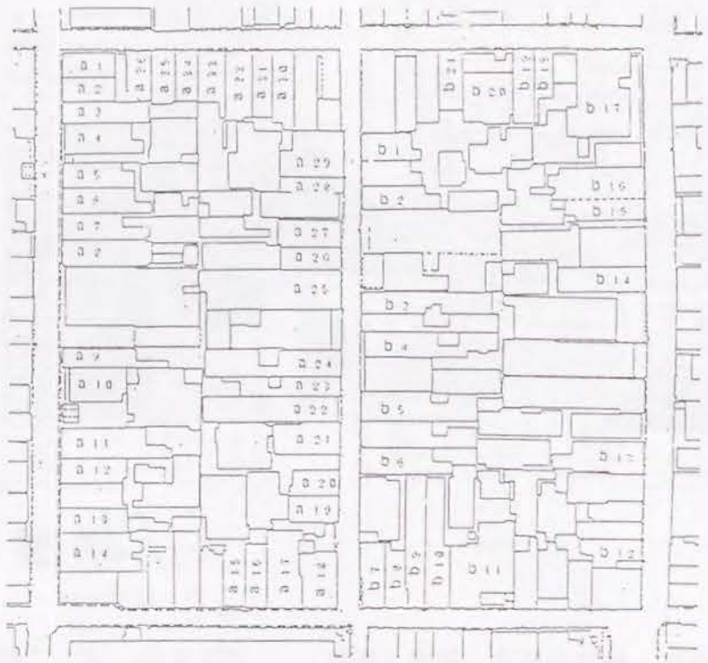


図6-3-27　A－１街区・木造表家の分布

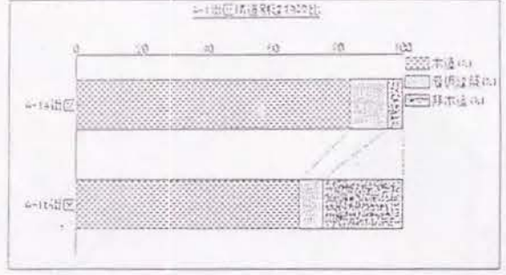


図6-3-28　A－１街区・構造別建物数比

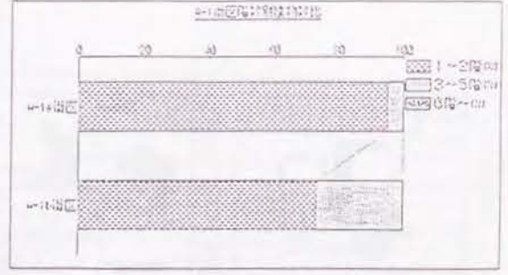


図6-3-29　A－１街区・規模（階数）別建物数比

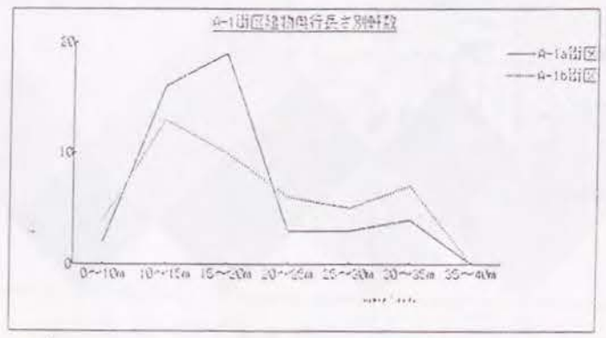


図6-3-30　A－１街区・建物の奥行き長さ別棟数

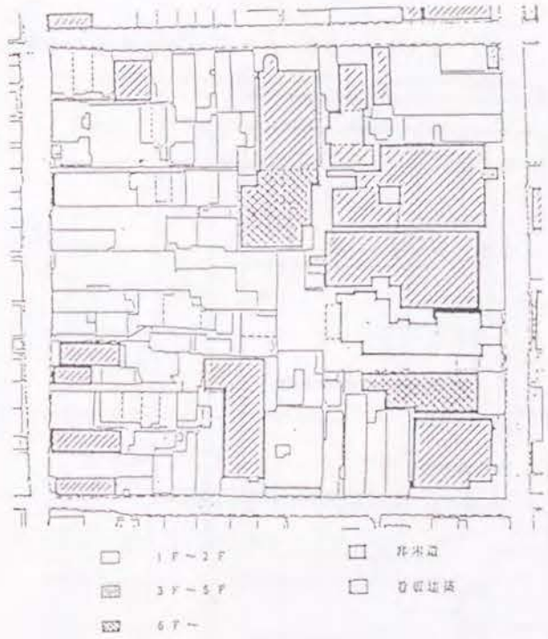


図6-3-31　B－２街区・建物の構造・規模（階数）

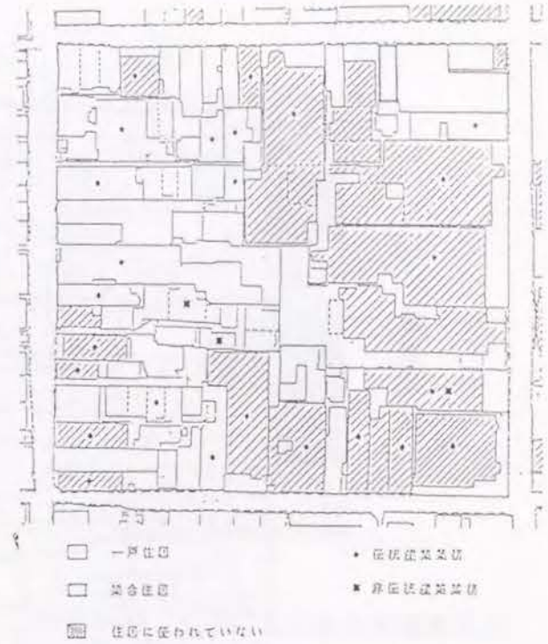


図6-3-32　B－２街区・建物用途

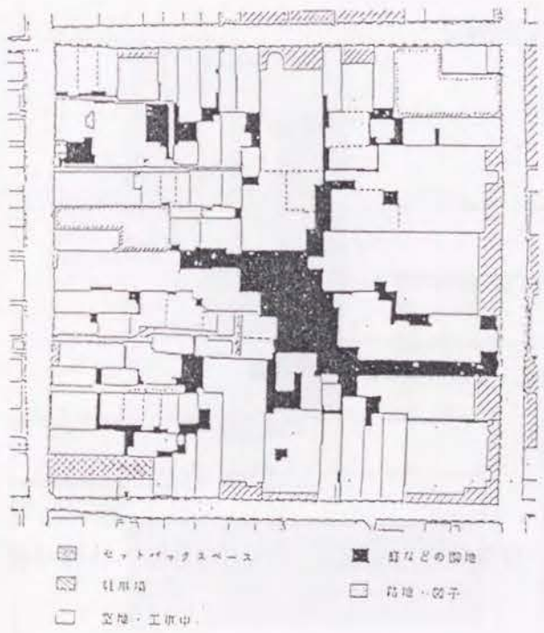


図6-3-33　B－２街区・オープンスペースと路地

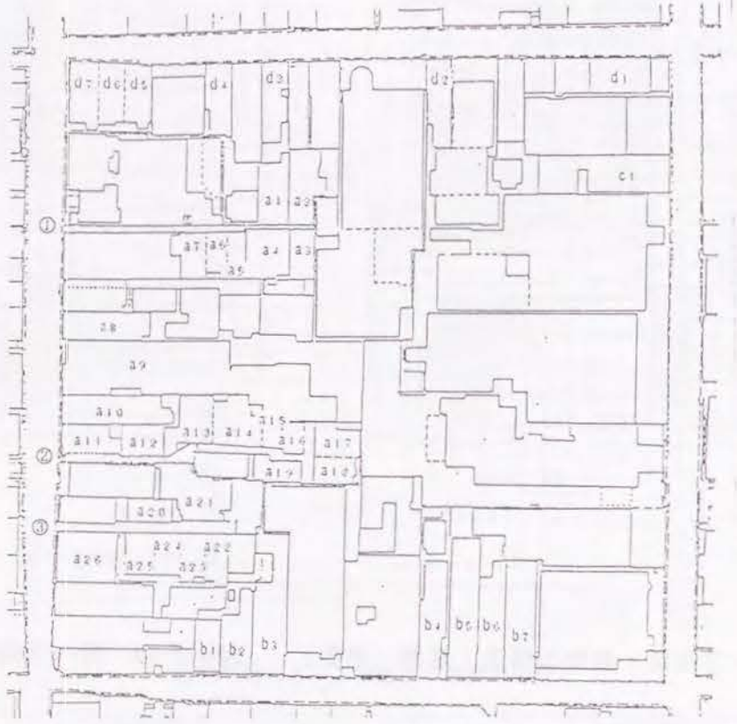


図6-3-34　B－2街区・木造表家と裏長屋

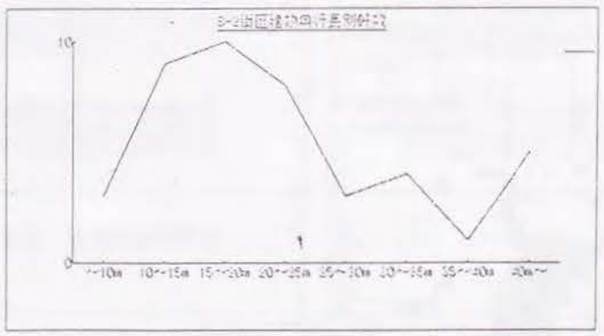


図6-3-35　B－2街区・建物の奥行き長さ別棟数

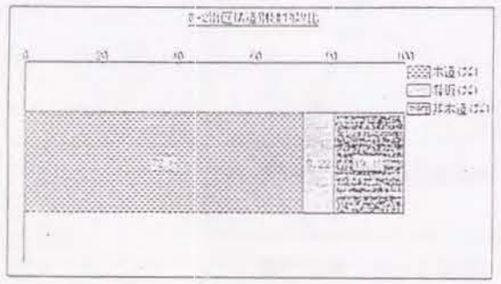


図6-3-36　B－2街区・構造別建物数比

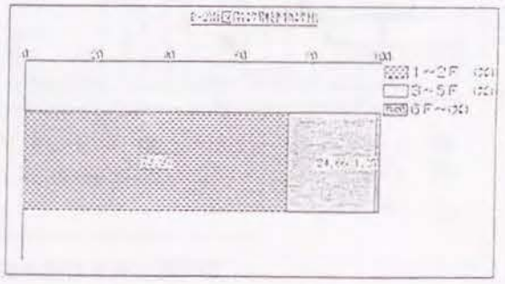


図6-3-37　B－2街区・規模（階数）別建物数比

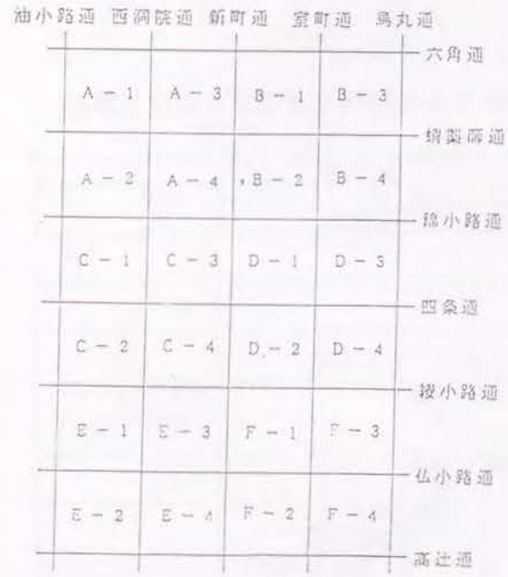


図6-3-38　対象地域の通りと街区名

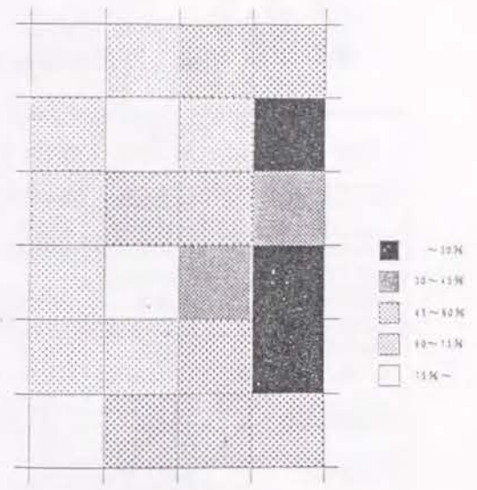


図6-3-39　街区ごとにみた木造棟数比

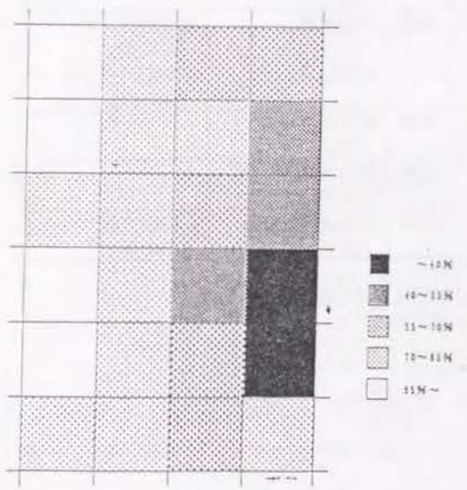


図6-3-40　街区ごとにみた低層建物棟数比

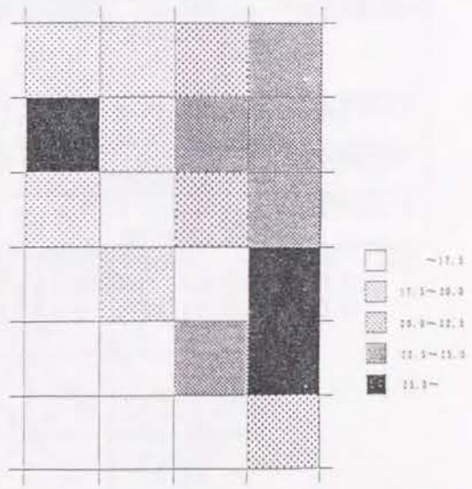


図6-3-41　街区ごとにみた建物奥行き長さ平均値

表6-4-1　絵画・写真史料にあらわれた町なみの特徴と祇園祭における演出

名称	成立年代	町家・町なみの特徴	装飾装置				
			町家				街路
			室内	軒下	前面		
洛中洛外図[1]（上杉本）	永禄初年頃（1560年頃）	うだつ・アゲミセ 縦格子・角組格子					
洛中洛外図[2]（舟木本）	元和２年頃（1616年頃）	２階建てみられる					
祇園祭礼図[3]（出光美術館蔵）	慶長期（1600年頃）	２階建て定着					
祇園祭礼図[3]（八幡山保存会蔵）	明暦期（1655年頃）	軒ひさしみられる 祭礼時１階開放 ２階デザイン様々	屏風	幔幕 簾			幔幕・しめなわ（町木戸に付く）
祇園祭礼図巻[3]	元禄期（1690年頃）	２階も開放 ２階デザイン統一感	屏風	幔幕 簾			
山鉾由来記[*1]	宝暦７年（1757年）	不明		幔幕	木柵 高張提灯（木柵と一体化） 軒釣提灯？		
都名所図会[*1]	安永９年（1780年）	不明		幔幕	木柵 提灯（木柵と一体化）		
諸国年中行事図会[*2]	文化３年（1806年）	うだつみられず 軒が揃い整然		幔幕	木柵 高張提灯（木柵と一体化） 高張提灯（独立）		
京都祇園会図絵[*3]	明治27年（1894年）	同上		幔幕	高張提灯（独立）		
小結棚町写真[4]	明治中期（1890年頃）	電柱みられる		幔幕	高張提灯（独立） 軒釣提灯		高張提灯（鉾の前） 左卿通行立て札（鉾の前）
六角町写真[4]	大正10年頃（1921年頃）	同上		幔幕	高張提灯（独立）		
円福寺町写真[4]	昭和初期（1930年頃）	アスファルト舗装		幔幕	高張提灯（独立）		
太子山町写真[4]	昭和35年頃（1960年頃）	同上		幔幕	高張提灯（独立）		山の案内板（山の前）

補注：*1京都大学蔵　*2京都歴史資料館蔵　*3京都府立資料館蔵
1)『近世風俗図譜３　洛中洛外(1)』より　2)『近世風俗図譜４　洛中洛外(2)』より
3)『近世風俗図譜８　祭礼(1)』より　4)『写真記録　祇園祭』より

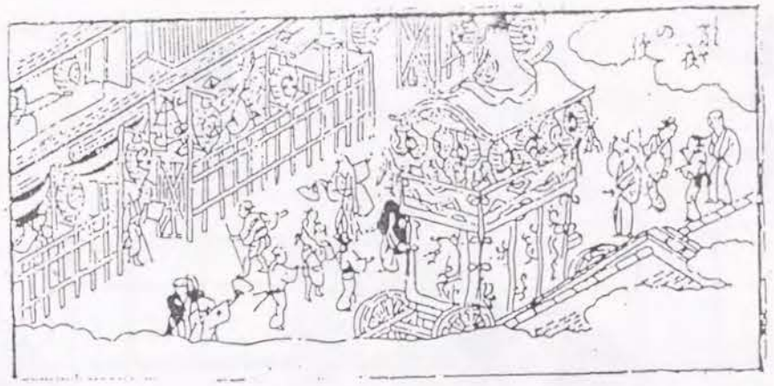


図6-4-1　宵夜の体（『山鉾由来記』より）

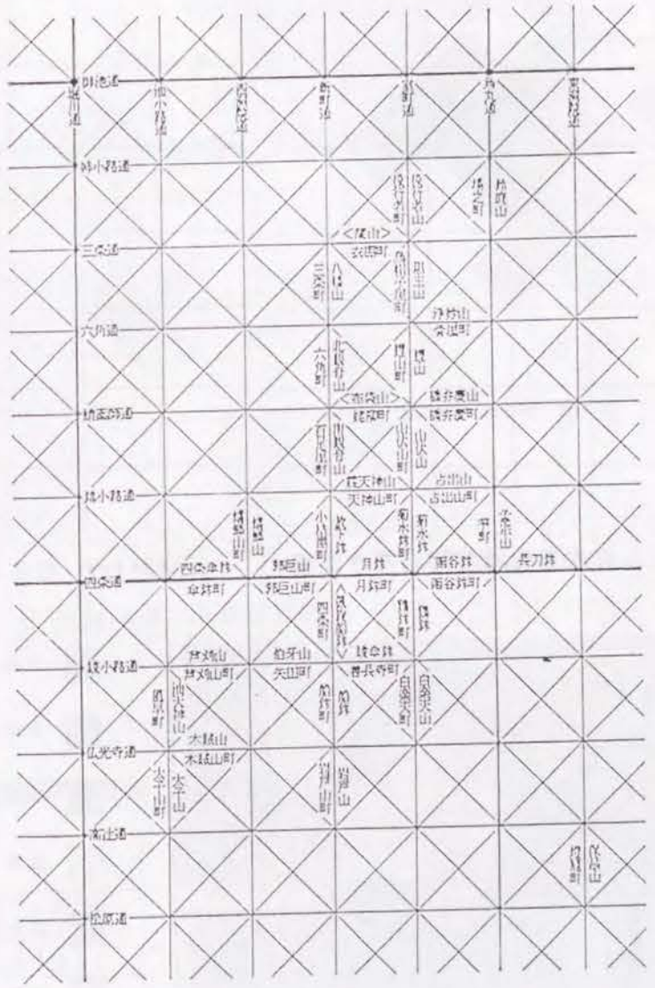


図6-4-2　山鉾町全体図（〈山鉾名〉は休み山鉾）

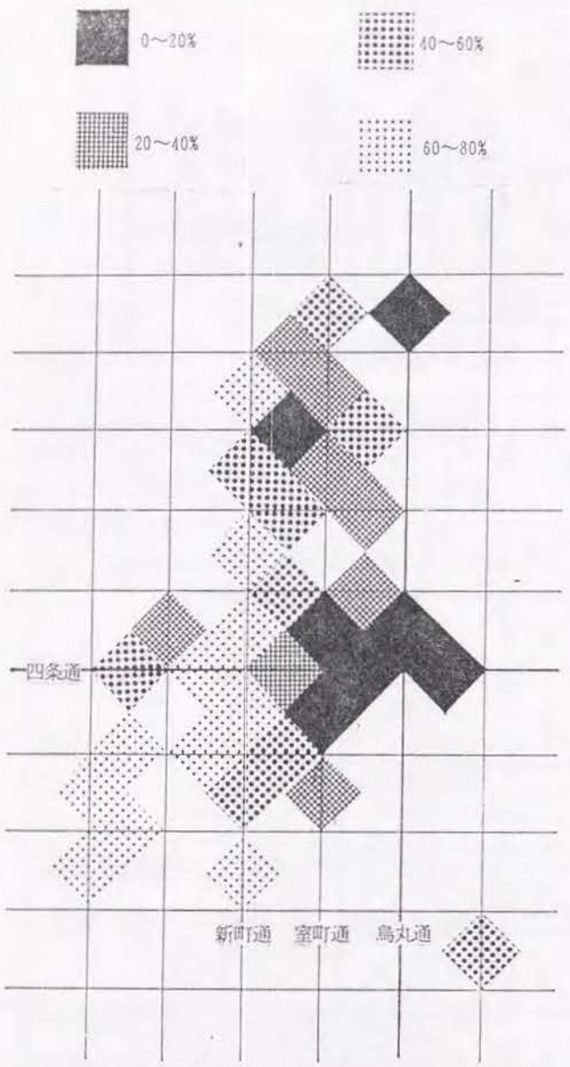


図6-4-3　町ごとにみた木造建物の間口長さ比率

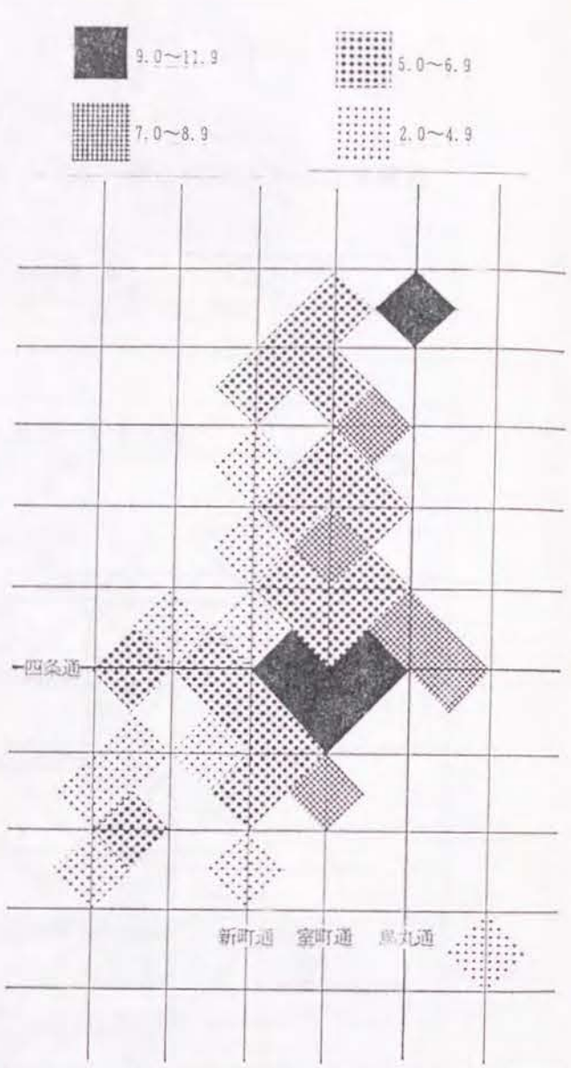


図6-4-4　町ごとにみた高層化係数

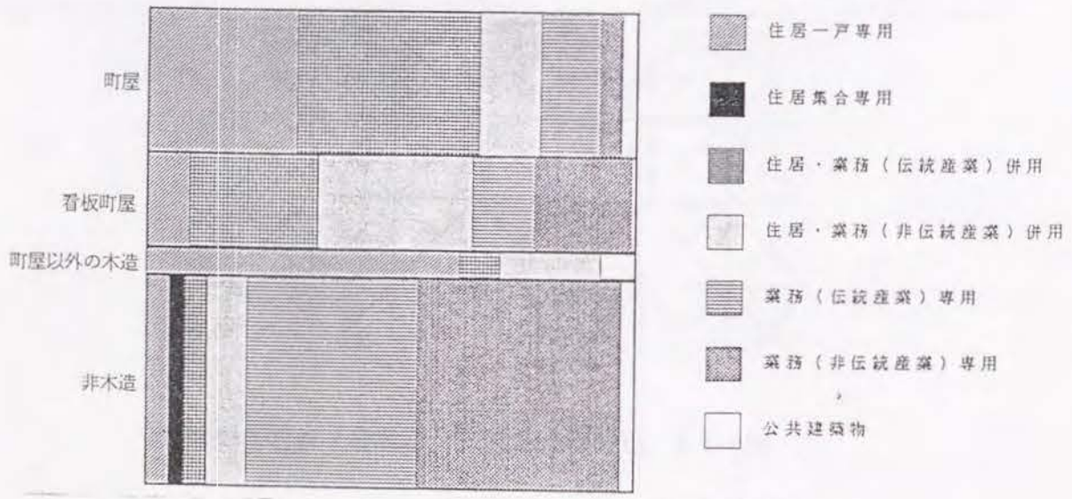


図6-4-5　山鉾町内建物の構造用途関連図

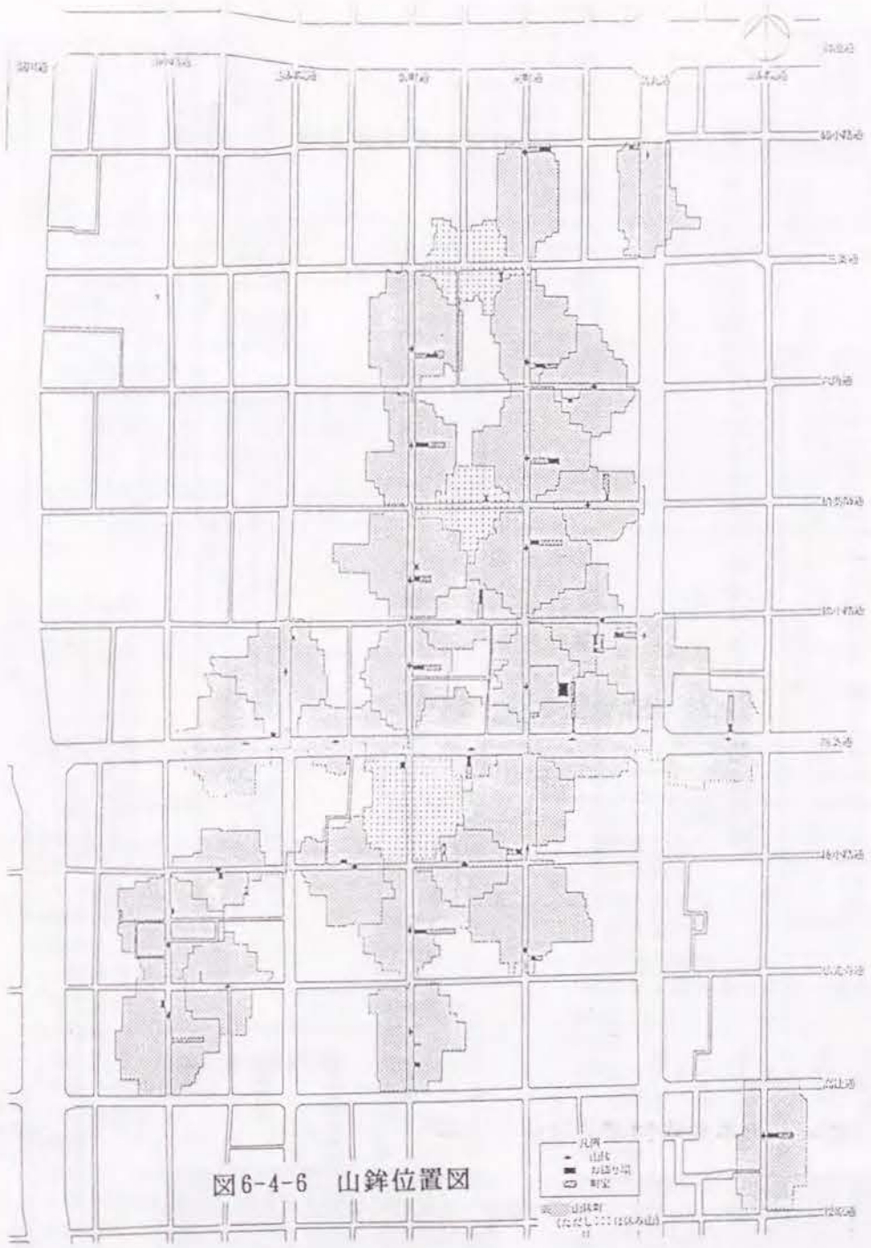


図6-4-6　山鉾位置図

表6-4-2　日常時の路地、駐車場、セットバック、ピロティ、ガレージの状況

		戸閉鎖	トンネル	なにもなし		計
				通り抜け可	通り抜け不可	
利用する	軒下に釣提灯	1	2	――	――	3
	前面に高張提灯	――	1	――	――	1
	お飾り場入口	6	1	――	――	7
利用せず		10	13	22	13	58
計		17	17	22	13	69

注：路地内の建物に提灯などによる装飾がみられたのは、4ヶ所である。

表6-4-6　祭礼時におけるピロティ・ガレージの利用状況

利用する		利用せず
町のテント（休憩所）	…4ヶ所	
お飾り場として	…3ヶ所	立ち入り可　…50ヶ所
町のテント（売り場）	…2ヶ所	
バーゲンセール会場	…2ヶ所	立ち入り不可　シャッター・柵による…94ヶ所
荷物置き場	…2ヶ所	駐車による…21ヶ所
町のテント（関係者の詰め所）	…1ヶ所	
屏風祭へのアプローチ空間	…1ヶ所	
山ミニチュア飾り付け	…1ヶ所	
露店スペース	…1ヶ所	
17ヶ所		165ヶ所

表6-4-7　主要神事・行事開催場所

主要行事	場所	
	鯉山町<鯉山> （町家あり）	骨屋町<浄妙山> （町家なし）
告符入り	町家ハナレ	行事当番宅
くじ取り式	京都市議事堂	京都市議事堂
稚の作製	町家ハナレ	行事当番宅
蔵出し	町家蔵	旅園祭山鉾館
→荷物置場	町家蔵	町内8ヶ所のガレージ・通り庭など
材木読い	町家路地	街路
山建て	街路	街路
→大工方・手伝い方の休憩場所	町家ハナレ	不定（ガレージなど適当に）
お飾り場飾り付け	町家ハナレ	中山㈱
→空箱置場	町家蔵	町内8ヶ所のガレージ・通り庭など
薄板	町家ハナレ	中山㈱
符山	町空間全体	町空間全体
→緊急時（雨など）の街飾り置場	町家表屋1階裏の間	不定（ガレージなど適当に）
山鉾巡行	市街空間全体	市街空間全体
お飾り場片付け	町家ハナレ	中山㈱
→荷物置場	町家蔵	町内8ヶ所のガレージ・通り庭など
山鉾解体	街路	街路
→大工方・手伝い方の休憩場所	町家ハナレ	不定（ガレージなど適当に）
謡仕舞い	町家蔵	旅園祭山鉾館
足洗い	料亭	料亭

表6-4-3　祭礼時の路地の利用状況（単位；ヶ町）

①路地

路地種類				計
戸閉鎖	トンネル	なにもなし		
		通抜可	通抜不可	
17ヶ所	17ヶ所	22ヶ所	13ヶ所	69ヶ所

②駐車場

駐車場種類			計
一般	ビル裏	立体	
43ヶ所	17ヶ所	6ヶ所	66ヶ所

注：地下駐車場は含まない

③セットバック

利用種別		計
駐車	その他	
110ヶ所	53ヶ所	163ヶ所

④ピロティ

利用種別				計
駐車	ﾌﾟﾛｰﾁ	作業	その他	
125ヶ所	31ヶ所	12ヶ所	14ヶ所	182ヶ所

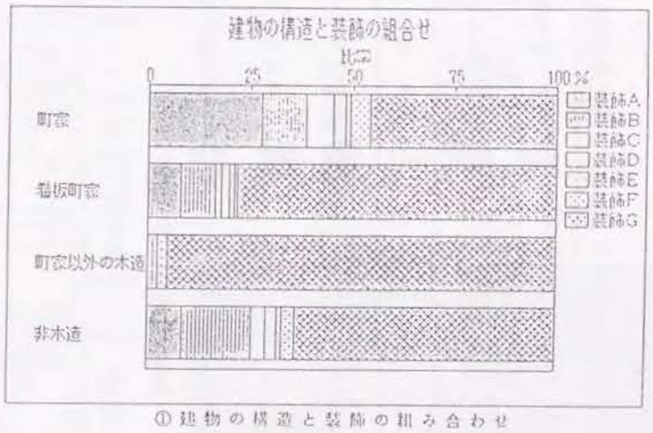
表6-4-4　祭礼時における駐車場の利用状況

利用する		利用せず
警備本会会場	…1ヶ所（矢田町内）	
無料休憩所	…1ヶ所（橋弁慶町内）	
町のテント（売り場として）	…1ヶ所（三条町内）	62ヶ所
町のテント（関係者詰め所として）	…1ヶ所（燈籠町内）	

表6-4-5　祭礼時におけるセットバックスペースの利用状況

利用する		利用せず	
露店スペース	…8ヶ所		
お飾り場入口	…6ヶ所	立ち入り不可能	鎖・柵などによる…29ヶ所
町のテント（売り場）	…5ヶ所		駐車による　…12ヶ所
町外のテント（警察・消防の詰め所）	…4ヶ所		街路の露店による…8ヶ所
町のテント（休憩所）	…3ヶ所		
イベントステージ	…1ヶ所	立ち入り可能	…86ヶ所
物置	…1ヶ所		
28ヶ所		135ヶ所	

装飾A……1階軒下に提灯を釣る
装飾B……建物の前面に高張提灯を立てる
装飾C……1階軒下に幔幕を張り提灯を釣る
装飾D……1階軒下に幔幕を張る
装飾E……1階軒下に注連縄を張り提灯を釣る
装飾F……その他すべての装飾
装飾G……装飾なし



①建物の構造と装飾の組み合わせ

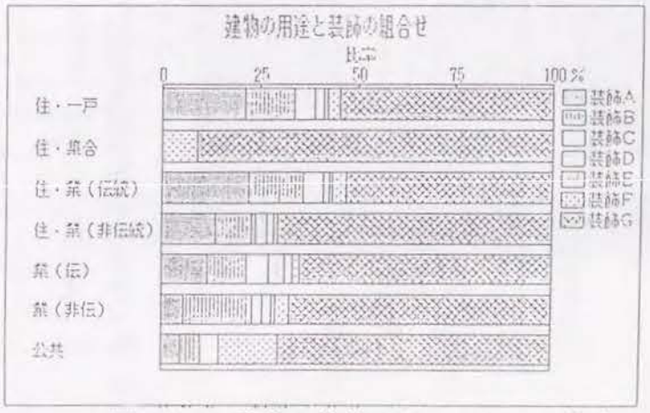


図6-4-7　建物の装飾パターンとその比率

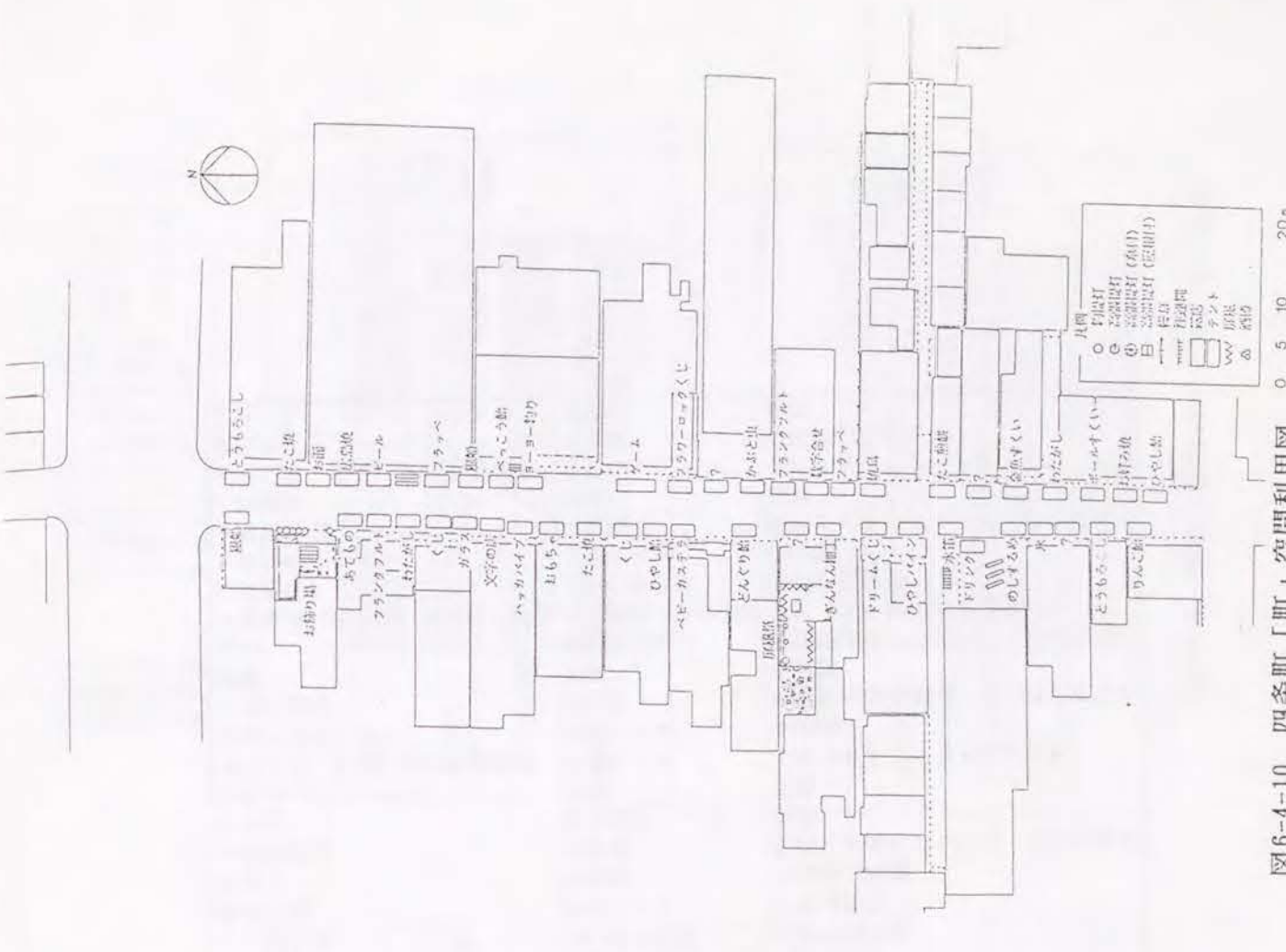


図6-4-10　四条町「町」空間利用図

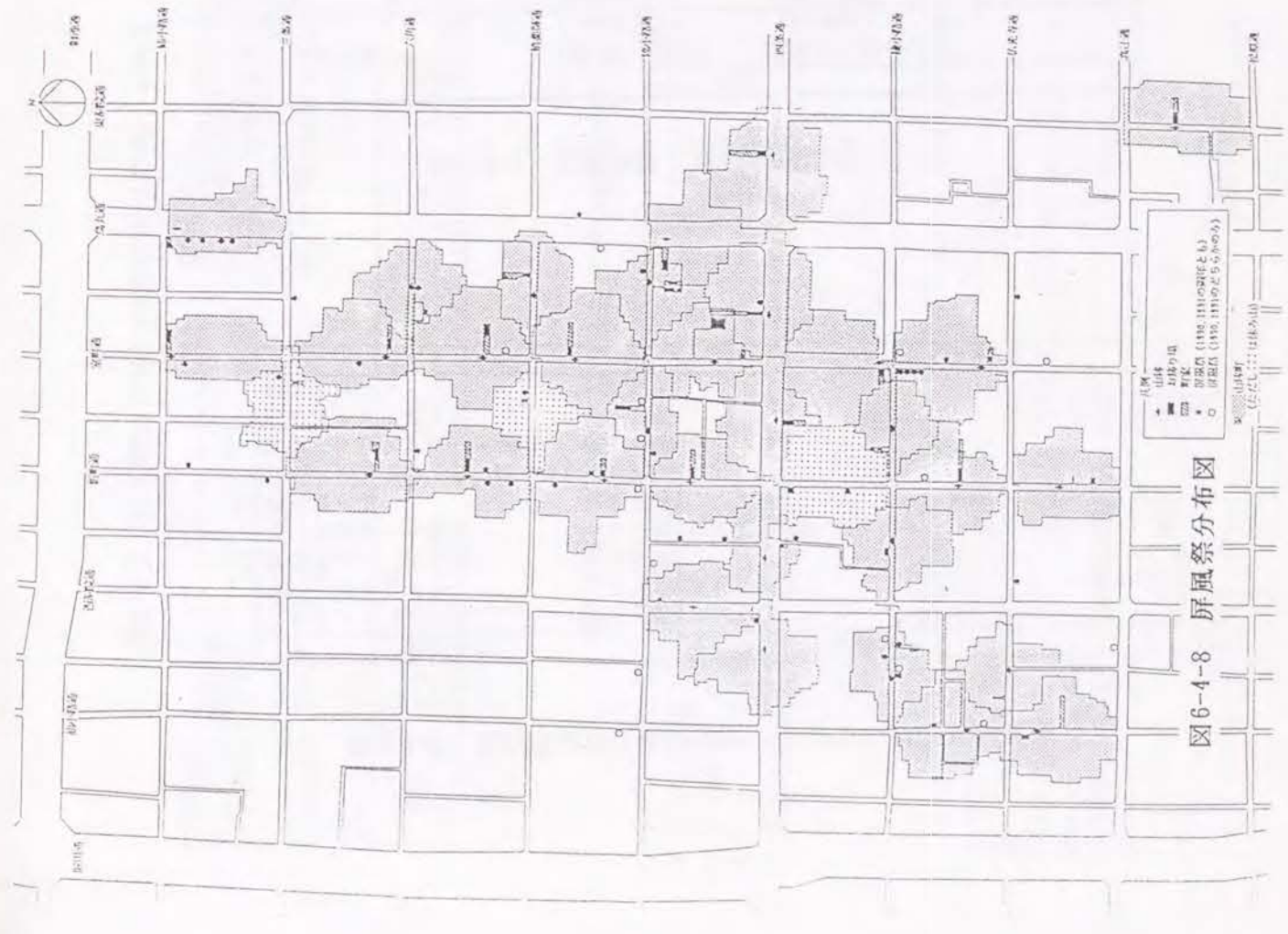


図6-4-8　屏風祭分布図

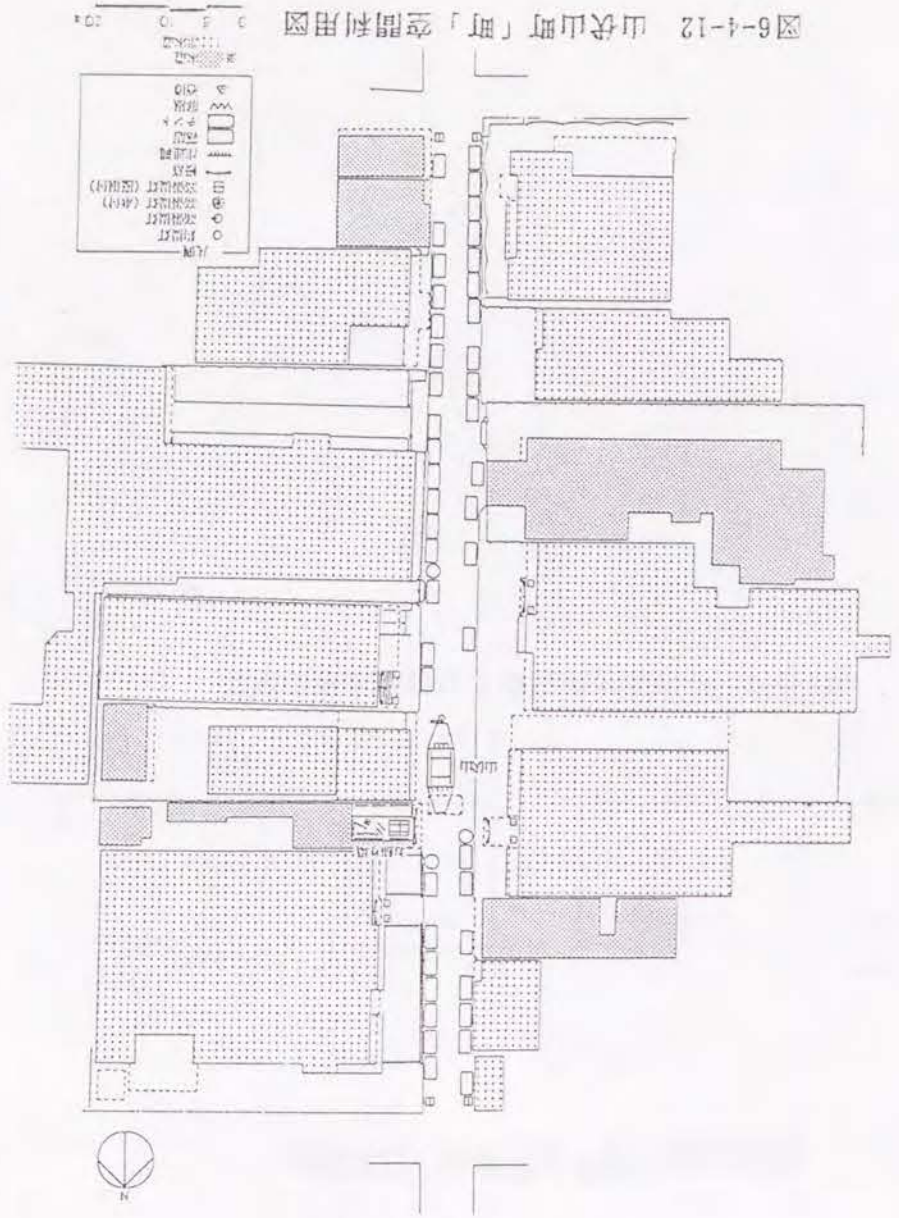


図6-4-12　山伏山町「町」空間利用図

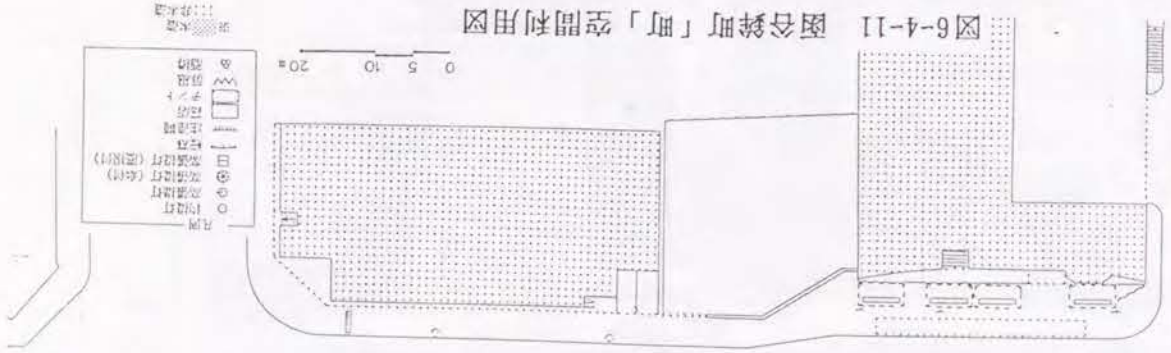


図6-4-11　函谷鉾町「町」空間利用図

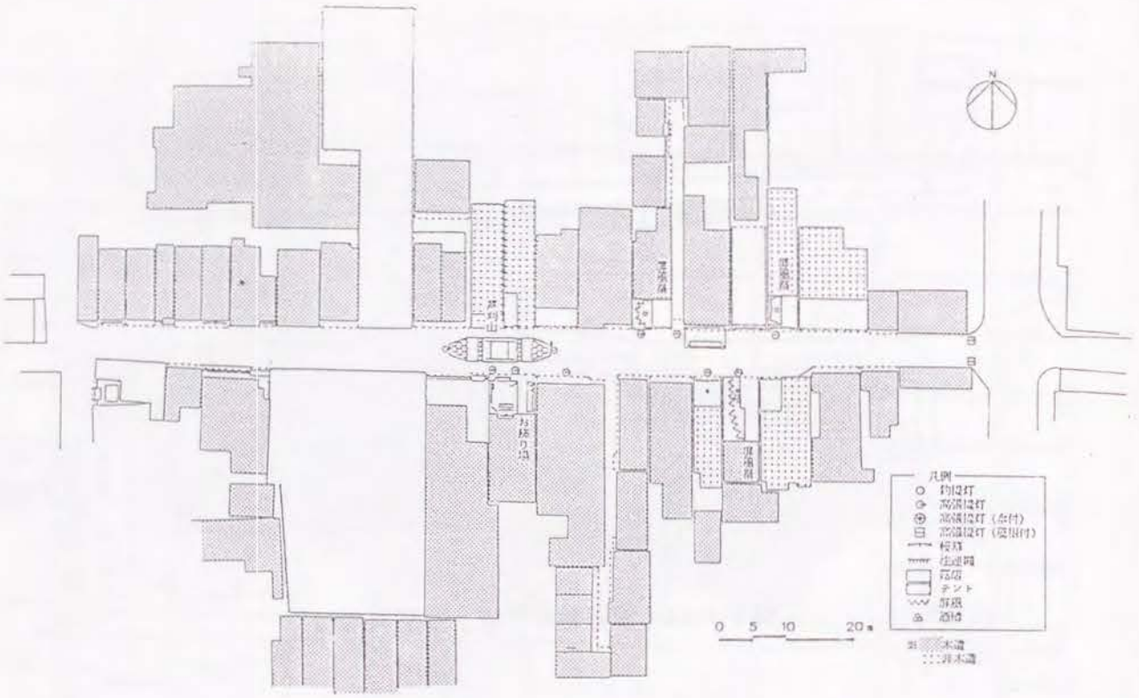
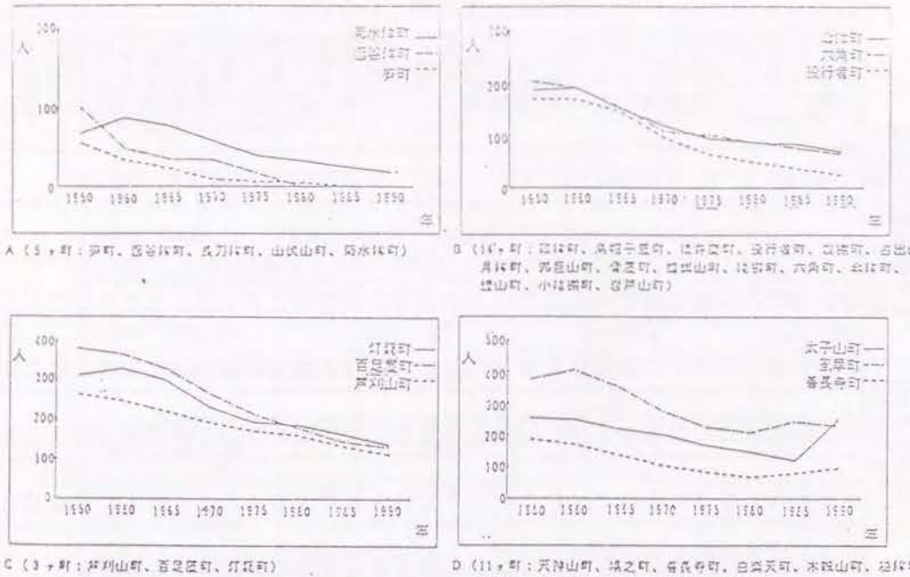


図6-4-13　芦刈山町「町」空間利用図



注）各タイプのうち任意に3ヶ町を選んでグラフに示した。CはBと同傾向だが、1980年現在の人口数 100人を基準として分類した。数値はいずれも国勢調査による。

図6-5-1　山鉾町・戦後の人口動態

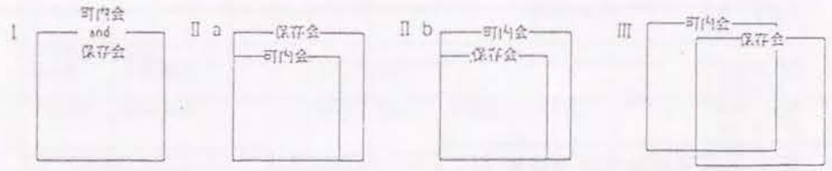


図6-5-2　町内会と保存会との構成範囲の関係

表6-5-4　町内会の組織

町名	旧学区	町内会長	役員	班組織	チンダイ	その他	町会費の徴収回数	改修積立金
				世帯数	の加入	少額住器の加入		
芦町	明倫	佐藤雄造	古くから	7	非加入	—	ガレージ別管理・変動下加入	管理別
頭谷鉢町	成徳	岡本信男	30年以上	11	加入	—	町内住金徴収は年1回	月1回、半期1回、年1回	面積別等
長刀鉢町	堂園	山本	2年交代	32	一部非加入	—	三井3年以上加入	年1回	あり
山伏山町	明倫	村中正男	約20年（留任中）	11	非加入	—	小学校・幼稚園非加入	年1回	基本料＋（経費×面積比）
菊水鉾町	明倫	猪田		18-9	加入	—	駐車場所有者加入		定額負担別
鶴鉾町	成徳	西村一郎	古くから	14	非加入	—	商業会館・市営住・地坊非加入	—	—
鳥帽子屋町	明倫	大田	1年交代	12	加入	—			定額別
橋弁慶町	明倫	平井佐六	1年交代	20	非加入	—	銀行・公地・民宅非加入		面積別
役行者町	龍池	成迫	約10年	20	非加入	—			開口別、定額負担別
衣棚町	明倫	梅田	1年交代	25	一部非加入	—		半期1回	開口別、商業
占出山町	明倫	伊勢松	1年交代	40	加入	—		年1回	3段階
月鉾町	成徳	関根	1年交代	80	加入	—		年1回	面積別
郭巨山町	成徳	田中常雄	1年交代（数軒で持回り）	42	加入	—		月1回	開口別
天神山町	明倫	粟田昌宿	1年交代	19	加入	非加入		年4回	面積別、個人・法人別等
骨屋町	明倫	松田	1年交代	16-7	非加入	—（非加入）			面積別等
蟷螂山町	本能	小谷宗一郎	1年交代（保存会長と副会長と兼任）	23	非加入	銀行、空地、駐車場、マンション所有者加入	年1回、月1回	借家人云々、転入者等
浄妙町	明倫	今江	1年交代	20	加入	加入	公営ガレージ非加入	月1回	面積別、持家・借家別
六角町	明倫	竹中	1年交代	20	—	病院・松坂屋加入／別扱い、留学会員非加入	年1回、半期1回、年1回・借家人云々	3階建以上容積別、間口別、借家人云々	
孟宗町	修徳				—				
橿山町	明倫	越口		28	加入	—			面積別、定額負担別
小結棚町	明倫	小沢		42-3	加入	非加入			持家・借家別、戸・地別等
菊水鉾町	成徳	舟新	1年交代	約50	加入	非加入	ガレージ所有者加入	半期1回	面積別、業務規模別等
芦刈山町	修徳	大西		45	一部加入	—	駐車場所有者加入		個人・法人別
鯉之町	龍池		1年交代	7	非加入	非加入	ビル所有者（維持会費の一部）		（容積別）
亘理鷹町	明倫	木村正元	1年交代	40	加入	—	加入	半期1回	5段階
岩戸山町	堂園	前川	1年交代（買任なし）	50	加入	—			金と、ビル、マンション、戸建、敷地
菅長寺町	成徳	大理		35	加入	一部非加入		月1回	法人規模別
白楽天町	成徳	西島	1年交代	50	加入	加入		半期1回	個人・法人別
木賊山町	修徳	奥金	1年交代	約50	加入	加入			一律
船鉾町	成徳	古川		48	—	一部加入			開口割等
三条町	明倫	熊木		34	加入	非加入		半期1回	面積別、借家人云々
矢田町	成徳	加藤 明	1年交代（数軒で持回り）	34	加入	非加入	業態加入	年1回、半期1回	持家・借家・会社別5段階
四条町	成徳	林 健三	1年交代（組で持回り）	39	非加入	非加入	他坊加入	月1回、年1回等	チェント、自家ビル、持家、マ持
太子山町	修徳	北行	1年交代（前年副会長）	110	非加入	加入	小学校非加入	月1回	一律
風早町	修徳	野野	1年交代	100	加入	加入			一律（マ管法巻は約1/3）

表6-5-1　山鉾町・戦後の人口動態とマンション棟数

町名	人口動態タイプ[1]	戦後の人口動態(人)[2]								マンション棟数
		1950	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	
芦町	A	55	34	23	9	7	5	2	-	0
頭谷鉾町	A	101	49	35	34	17	-	1	1	0
長刀鉾町	A	47	35	33	78	14	13	10	2	0
山伏山町	A	164	141	70	24	17	17	17	14	0
菊水鉾町	A	67	87	77	58	40	33	25	18	0
鶏鉾町	B	95	118	98	76	45	41	36	18	0
鳥帽子屋町	B	139	157	95	66	55	34	34	24	0
橋弁慶町	B	111	177	123	89	53	30	29	27	0
役行者町	B	158	169	144	94	65	49	37	25	0
衣棚町	B	173	168	119	93	55	53	51	43	0
占出山町	B	160	191	129	107	75	68	47	41	0
月鉾町	B	152	145	106	100	74	69	48	41	0
郭巨山町	B	128	134	125	115	102	81	72	46	0
骨屋町	B	146	146	129	118	91	88	65	55	0
蟷螂山町	B	203	239	188	148	118	106	105	44	2
浄妙町	B	164	150	103	80	68	63	63	57	1
六角町	B	202	191	153	107	100	88	76	64	0
鯉鉾町	B	186	190	150	118	94	87	84	69	0
橿山町	B	174	223	167	142	66	56	49	50	0
小結棚町	B	173	191	149	143	96	85	72	66	1
岩戸山町	B	212	251	232	222	160	118	88	86	1
芦刈山町	C	263	246	220	191	172	161	134	113	0
百足屋町	C	379	364	327	264	214	179	146	131	0
北観町	C	311	328	297	229	194	186	163	138	0
天神山町	D	94	148	94	81	44	39	30	46	2
鯉之町	D	65	63	46	20	13	8	56	42	1
菅長寺町	D	189	172	138	106	85	69	80	98	4
白楽天町	D	149	236	149	114	74	56	86	109	1
木賊山町	D	218	276	263	271	202	187	149	170	1
船鉾町	D	231	265	252	212	116	101	82	115	3
三条町	D	300	327	298	253	181	146	144	146	3
矢田町	D	163	156	184	165	173	181	134	134	4
四条町	D	273	316	302	264	206	130	120	142	2
太子山町	D	255	251	221	203	170	147	120	253	2
風早町	D	376	404	354	277	228	209	243	230	4

1　人口動態タイプは図 2-2-2に準ずる。
2　数値は国勢調査より。「-」は0を表す。

表6-5-2　現代の「町」構成員

- 居住者
  - 不動産所有者
    - 戸建住宅居住者
    - 分譲マンション居住者
    - 戸建商店居住者
  - 不動産非所有者
    - 賃貸マンション居住者
    - 借家居住者
- 非居住者
  - 不動産所有者
    - 戸建商店店主（通勤者）
    - 土地所有・管理者（空地・駐車場）
    - 家屋所有・管理者（業務ビルなど）
  - 不動産非所有者
    - 事業所経営者（代表者）
    - 事業所従業員

表6-5-3　町内会・保存会以外の町内組織

町名	保存会・町内会以外の町内組織
菊水鉾町	子供会／婦人会（名目のみ）
鯉山町	子供会
芦刈山町	子供会／「長月会」（青年会）／婦人会
太子山町	子供会／体育同好会
風早町	子供会／「梅杉会」＜青年会；有志＞
占出山町	婦人会（有志）
天神山町	婦人会＜祭に深く関わる＞
骨屋町	婦人会
蟷螂山町	女性会
百足屋町	青年会／婦人会
菅長寺町	婦人会＜町グッズの作成＞
橋弁慶町	「橋友会」（町内会下部組織；有志） 「弁慶会」＜祭のための青年会；若手、町外の人中心＞
六角町	親睦会
小結棚町	婦人会
四条町	婦人連＜祭用＞
長刀鉾町	「（財）長刀鉾奉賛会」＜祭の資金援助＞

表6-5-5　町内会の活動内容とその他の町内組織

町名	集会場所（役会）	その他	運動会	盆踊り	旅行	主な行事	子供会	婦人会	老人会	その他町内組織	回覧板配布場所
算町	町会所	町会所	なし	あり	なし	新年会等	なし	なし	なし	なし	町会所
函谷鉾町	町会所2F会議場	（なし）	なし	なし	なし	新年会等	なし	なし	なし	「あすの函谷鉾をつくる会」（後援団体；町外者多数）	町会所
長刀鉾町	料亭	（なし）	あり	なし	あり	四条寄合会との連絡	なし	なし	なし	なし（昨年まで「基督会」）	理事長の会社
山伏山町	（なし）	（なし）	なし	あり	あり	新年会等	なし	なし	なし	なし	町会所2F（役）、1F（地蔵講）
菊水鉾町	料亭	（なし）	なし	あり	なし	年1回リクレ	あり	あり	なし	なし	（金剛能楽堂；個人宅）
鶏鉾町	料亭	会長宅	なし	あり	あり	旅行、料理会等	なし	なし	なし	なし	町会所（新築中）、会長宅
鳥帽子屋町	（なし）	料亭	なし	あり	あり	新年会、愛宕詣り等	なし	なし	なし	なし	町会所
橋弁慶町	町会所2F	（なし）	なし	あり	なし	旅行（「橋友会」）	なし	なし	なし	「橋友会」（町内各下部）、「弁慶会」（某の手伝い）	町会所、役員宅等
役行者町	会長宅ビル集会場	会長宅ビル集会場	なし	あり	なし	旅行（有志）	なし	なし	なし	旅行同好会（町内会下部）	町会所、会長宅ビル集会場
孟宗町	（なし）	（なし）	なし	あり	なし	特になし	なし	なし	なし	なし	倉庫
占出山町	町会所	町会所	あり	あり	なし	特になし	なし	あり（会費も町内会とは別）	なし	なし	町会所
月鉾町	（なし）	（なし）	なし	あり	あり	新年会等	なし	なし	なし	なし	町会所
郭巨山町	料亭等	保存会副会長宅等	あり	あり	あり	特になし	なし	なし	あり（「郭巨山会」；某の手伝い）	なし	保存会副会長宅等
天神山町	町会所	町会所	あり	あり	あり	各種懇親さかん	なし	あり（「女性会」）	なし	老人会（「明友会」）	町会所
音羽町	ホテル会議室等	（なし）	なし	あり	あり	ハイキング等	なし	あり（役員なし）	なし	なし	前理事長宅、理事長宅、行事役等
役小角町	前保存会会長宅	前保存会会長宅	あり	あり	あり	特になし	なし	あり（「女性会」）	なし	なし	前保存会会長宅
岩戸山町	町内料亭	（なし）	なし	あり	あり	特になし	なし	なし	なし	なし	料亭、今江邸
六角町	三井クラブ	三井クラブ	なし	あり	なし	新年会、彼岸詣り等	なし	なし	なし	なし	町会所、三井クラブ、神職宅
放下鉾町			あり	あり	あり						銀行会議室、元会長宅（喫茶店）
理山町	町会所	（なし）	あり	あり	あり	特になし	あり	あり	なし	なし	町会所
小結棚町	（なし）	（なし）	なし	あり	あり	新年会	なし	あり（「女性道」）	なし	なし	町会所
岩戸山町	町内料亭	町内料亭	なし	あり	なし	新年会、おせがき等	あり	なし	なし	なし	料亭
芦刈山町	不定	不定	なし	あり	あり	新年会、運動会、各種スポーツ大会	あり	あり（「女性会」）	あり（「長月会」）	なし	理事長宅
湯之町	（なし）	（なし）	なし	あり	あり	新年会	なし	なし	なし	なし	某当屋宅
言足屋町	町会所2F	町会所2F	あり	あり	なし	運動会（隔年）	あり	あり	なし	なし	町会所
灯籠町	町会所2F	町会所2F	なし	あり	あり	リクレーション	なし	なし	なし	なし	町会所
菅長寺町	料亭	町内神社社務所	あり	あり	あり	運動会、神社の管理等	なし	あり	なし	なし	神社境内、個人宅
白楽天町	町会所4F	（なし）	なし	あり	あり	新年会、愛宕講	なし	あり	なし	なし	町会所
木賊山町	料亭	（なし）	あり	あり	なし	特になし	あり	なし	なし	なし	理事長宅
船鉾町	料亭	料亭	なし	あり	なし	新年会	なし	なし	なし	なし	なし
三条町	（なし）	（なし）	あり	あり	なし	特になし	あり	なし	なし	なし	理事長の会社、某行事宅
矢田町	ホテル会議室	保存会会長宅	あり	あり	あり	観音の管理	なし	なし	なし	なし	保存会会長宅
四条町	町内食堂	町内食堂、町会長宅等	あり	あり	あり	新年会、敬老会、防火運動等	なし	あり（「婦人道」）	なし	なし	食堂、町会長宅、保存会長宅
太子山町	（なし）	町会所	あり	あり	あり	各種スポーツ活動等	あり	なし	あり（「仏育同好会」）	なし	町会所、小学校
観音山町	町内集会所	町内集会所	あり	あり	あり	観音の管理等	あり	あり（「婦形会」）	あり（「婦形会」；某の手伝い）	なし	喫茶店兼食堂、個人宅

表6-5-6　山鉾保存会役員の経歴

町名	鉾名	保存会	会長氏名	年齢	居住歴	役歴	職業	会則（約款）
算町	孟宗山	任意	佐藤桂造	77	－(?)	30	画商	あり（不使用）
函谷鉾町	函谷鉾	（財）	岡本信男	70	－(41)	21	公認会計士	あり
長刀鉾町	長刀鉾	（財）	広瀬和一郎	68	－	2	呉服卸	あり
山伏山町	山伏山	（財）	福井善七	75	－(?)	33	繊維	あり
菊水鉾町	菊水鉾	（財）	金剛性天	50		7	能楽師	あり
鶏鉾町	鶏鉾	（財）	西村一郎			38	不動産	あり
鳥帽子屋町	黒主山	（財）	橋本清次	67	31	2	繊維卸	あり
橋弁慶町	橋弁慶山	（財）	平井佐太郎	68	58	5	不動産	あり
役行者町	役行者山	（財）	渡辺　篤					あり
孟宗町	西山	任意	西村大治郎			8	繊維卸	なし
占出山町	占出山	任意	北川忠三郎	60	－(?)	5	呉服卸	なし
月鉾町	月鉾	（財）	斎藤慎一	75	－(43)	26	宝石商	あり
郭巨山町	郭巨山	任意	田中常雄	75		30年以上	鉄鋼	あり
天神山町	霰天神山	（財）	富田　彰			18		あり
音羽町	浄妙山	（財）	加藤新次郎	65	65	4	繊維卸	あり
役小角町	鐘馗山	任意	森　新次	82	－(64)	1	無職（町外）	あり
岩戸山町	布袋山	なし	－	－	－	－	－	－
六角町	北観音山	（財）	山田浩三	58	33	5	繊維卸	あり
放下鉾町	四条傘鉾	任意	大嶋幸一	71	－(?)	1	諸納具	あり
理山町	理山	（財）	中島敏雄	77	38	（代理）		あり
小結棚町	放下鉾	（財）	岸本伊蔵	73	5(?)	12	不動産	あり
岩戸山町	岩戸山	（財）	馬渕武一	74	－(10)	8	発破	あり
芦刈山町	芦刈山	（財）	中村正二郎	61	60	3	着物下絵	あり
湯之町	鈴鹿山	（財）維持会	福井藤兵衛	71	45	15	扇舗	あり
言足屋町	南観音山	（財）	小島新三	76	52	20	会社員	あり
灯籠町	保昌山	（財）	出島昭男	62	30	9	建築	あり
菅長寺町	被甲鉾	任意	片山敬男	63	58	13	呉服	あり
白楽天町	白楽天山	（財）	岡市田		昭和以降	1年交代		あり
木賊山町	木賊山	（財）	出呂町勇	61	20	2	呉服卸	あり
船鉾町	船矧	（財）	品川吉夫	64	54	3	ゆのし	あり
三条町	八幡山	（財）	森田　功	74	－(?)	4	繊維製造販売	あり
矢田町	伯牙山	任意	杉本秀太郎			12	文学	不明
四条町	凱旋船鉾	任意	林　健三	72	72	20	諸納具	なし
太子山町	太子山	任意	北村			1		あり
観音町	油天神山	任意	山貫　昇	65	60	1	無職	あり

注）会長居住歴の「－」は、現在町外に居住していることを示す。
（　）内の数値はかつて町内に居住していた年数。

表6-5-7　山鉾保存会の組織と会合場所

町名	鉾名	保存会	構成員数	テナントの加入	マンション居住者の加入	町外からの加入	その他	会費の徴収回数	徴収額の格差	会合場所（総会）	（その他）
夷町	孟宗山	任意	7	非加入	−	なし	ガレージ管理者加入	−	−	町会所	町会所
函谷鉾町	函谷鉾	（財）	30	加入	−	元町内居住者・有志約10名		月1回、平常1回、年1回	面積割	町会所ビル2F会議場	町会所ビル2F会議場
長刀鉾町	長刀鉾	（財）	20	一部加入	−	元町内居住者2名以上	端子方・車方・追て方各代表含む	−	−	料亭	理事長の会社
山伏山町	山伏山	（財）	14	非加入	−	なし	小学校・幼稚園非加入	−	−	料亭	料亭
菊水鉾町	菊水鉾	（財）	18-9	加入	−	なし（特別会員制あり）	駐車場借主（大丸）非加入		従業員数別	料亭	（月1回理事会）顧問宅（町外）
鶏鉾町	鶏鉾	（財）	14	非加入	−	なし	貸館会館・市営駐・渡坊非加入	−	−	料亭	理事長宅
烏帽子屋町	黒主山	（財）	31	加入	−	名義人9名（町外居住者）		−	−	料亭	町会所ビル内一室、料亭等
橋弁慶町	橋弁慶山	（財）	19	非加入	−	なし	銀行・丸池萬井・女性所帯非加入	−	−	料亭	役員宅等
役行者町	役行者山	（財）	21	非加入	−	元町内居住者1名（顧問）		−	−	会長宅ビル貸会場	会長宅ビル貸会場
衣棚町	傘山	任意	約25	一部非加入	−	なし		−	−	町内食堂	（なし）
占出山町	占出山	任意	40強	加入	−	元町内居住者数名（会費免除）	借家所有者（町外）加入	年1回	法本科＋従業員数別（3段階）	町会所	町会所
月鉾町	月鉾	（財）	22	非加入	−	なし	ビル所有者（大部分）・銀行非加入	−	−	料亭など	町会所2F、保存会事務所
郭巨山町	郭巨山	任意	42	加入	−	なし		月1回	個人・法人別	料亭など	（なし）
天神山町	菅天神山	（財）	20	加入	非加入	なし		−	−	町会所	町会所
骨屋町	承妙山	（財）	15-7	非加入	−（非加入）	元町内居住者1名		月1回	一律	ホテル会議室等	前理事長宅等
蟷螂山町	蟷螂山	任意	25	非加入	非加入	特別会員2名（元町内居住者）	銀行、空地・駐車場・マ所有者加入	−	−	故前会長宅	故前会長宅
鯉山町	布袋山	なし	−	−	−	−	−	−	−	−	−
六角町	北観音山	（財）	15	−	−	なし	松坂屋・病院・財価学会員非加入	−	−	三井クラブ	町会所2F
鯉山町	鯉山	（財）	28	加入	−	なし	会戸加入		従業員数別	町会所	町会所
小結棚町	放下鉾	（財）	15	非加入	非加入	なし	家持・居住者のみ加入	−	−	町会所2F	町会所2F
岩戸山町	岩戸山	（財）	約50	加入	非加入	なし	ガレージ所有者加入	半期1回	一律	町内料亭	町内料亭
芦刈山町	芦刈山	（財）	45	一部加入	−	なし	駐車場所有者加入	−（「協力積立金」非強制）		ホテル	理事長宅
場之町	鈴鹿山	（財）維持会	7	非加入	非加入	なし	家持のみ加入／ビル所有者・NTT非加入		面積割＋満さ割	（なし）	系当番の会社
百足屋町	南観音山	（財）	60	加入	−	元町内居住者20数名（準会員は会費免除）		半期1回	個人・法人別	町会所2F	町会所2F
灯籠町	保昌山	（財）	40	非加入	−	なし	在住者のみ加入／借家（寮）居住者非加入	−	−	町会所2F	町会所2F
菩長寺町	被被鉾	任意	40	加入	一部非加入	元町内居住者4-5名			一律／マ居住者は所有者が一括（半額）	料亭	町内神社社務所
白楽天町	白楽天山	（財）	17	非加入	非加入	なし	借家人非加入	−	−	町会所4F	町会所4F
木賊山町	木賊山	（財）	34-5	加入	非加入	なし	駐車場所有者加入	月1回	一律	料亭	理事長宅、銀行会議室等
船鉾町	船鉾	（財）	20弱	加入	非加入	なし	駐車場所有者非加入	−	−	料亭	料亭
三条町	八幡山	（財）	34	加入	非加入	なし	マ所有者は町内居住者のみ加入	−	−	不定	理事長の会社、行事宅等
矢田町	伯牙山	任意	9	非加入	非加入	なし	マ管理者一部非加入	−	−	会長宅	会長宅
四条町	凱旋船鉾	任意	9	非加入	非加入	なし	池坊非加入	−	−	町内食堂	会長宅、町内食堂等
太子山町	太子山	任意	110	非加入	加入	なし	小学校非加入	月1回	一律	（なし）	町会所、小学校（人数多い時）
風早町	油天神山	任意	100	一部加入	加入	なし		−	−	町内喫茶店兼空室	町内喫茶店兼空室

表6-5-3　町内会と保存会の機構的関連

町名	構成範囲タイプ	人口動態タイプ	町会所有無a)	会長の兼務b)／役職の重複	会合場所の重複c)	隣組の活用d)	町内費の保存会への転用
夷町	I	A	○	◎	◎	−	
山伏山町	I	A	○		−	−	
菊水鉾町	I	A	−		▲（料亭）	−	
鶏鉾町	I	B	−	◎	○（料亭・会長宅）	−	
衣棚町	I	B	○		−	−	
郭巨山町	I	B	○	○	○（保副会長宅等）	×	
鯉山町	I	B	○		◎	×	
岩戸山町	I	B	−		○（料亭）	○	
芦刈山町	I	C	−		×	○	
場之町	I	D	−		−	−	
三条町	I	D	○		−	×	
太子山町	I	D	△	○	◎	×	
風早町	I	D	△	／隣組長＝保理事	○（喫茶店兼空室）	○	
函谷鉾町	II a	A	○	◎	◎	−	
烏帽子屋町	II a	B	○		▲（料亭）	×	
役行者町	II a	B	○	◎	○（会長宅）	−	町内費の一部
占出山町	II a	B	○		◎	×	
天神山町	II a	D	○	／町会長＝神事係	◎	−	剰余金の一部
骨屋町	II a	B	−		▲（ホテル等）	−	
蟷螂山町	II a	B	−	／町会長＝保副長	○（保前会長宅）	×	
百足屋町	II a	C	○		◎	×	
菩長寺町	II a	D	−		○（社務所等）	×	
橋弁慶町	II b	B	○	○	×	−	「修理積立金」
月鉾町	II b	B	○		−	○	
鯉柳町	II b	B	−	−	−	×	
六角町	II b	B	○		△（三井クラブ）	−	剰余金の一部
小結棚町	II b	B	○		−	○	
灯籠町	II b	C	○		◎		
白楽天町	II b	D	○		◎	−	
木賊山町	II b	D	−		▲（料亭）	×	
船鉾町	II b	D	○		●（料亭）	○	
矢田町	II b	D	−		△（保会長宅）	○	町費の半分
四条町	II b	D	−	○	○（食堂・会長宅）	○	
長刀鉾町	III	A	○		▲（料亭）	−	
鉾鉾町	III	B	−		△（銀行）	−	

［凡例］a)「○；あり」「△；あるが賃貸料なし」「−；なし」。
b)「◎；長期兼任」「○；現年度のみ兼任」「−；片方会長不在」。
c)「◎」は町内会と保存会の会合場所が「重複」し、それが「町会所」であることを示す。
以下、「○；重複・町内の他の場所」「●；重複・町外」「△；一部重複・町内」
「▲；一部重複・町外」「×；異なる」「−；片方が会合なし」。
d)「○；何らかの活用あり」「×；組はあるが主な活用なし」「−；組なし」。

表6-5-9　町内会と保存会の関連類型と該当町名

タイプ	概況	町名
I	保存会が町内会と同時に、あるいは町内会との何らかの組織的関係を通して祭を運営しており、両者が祭運営の共同主体として比較的良好な協力関係を保っている。	夷町　山伏山町　菊水鉾町　鶏鉾町 衣棚町　郭巨山町　鯉山町 岩戸山町　芦刈山町　場之町 三条町　太子山町　風早町
II a	保存会が町外者にまで組織を拡張している。この理由としては、祭礼運営維持のための組織面の需要が大きいと考えられるが、その結果、同じ会合場所の使用や役職の重複など、両組織の関連はタイプI以上に深まっている。	函谷鉾町　烏帽子屋町　役行者町 占出山町　天神山町　骨屋町 蟷螂山町　百足屋町　菩長寺町
II b	祭を町独自のものとしてとらえる意識を背景に、町構成員を限定した形で保存会が構成されているが、祭の運営を通しての町コミュニティという視点からみればコミュニティ構成員間の結束が形態はどうあれより強まっていると考えられる。	橋弁慶町　月鉾町　鯉柳町　六角町 小結棚町　灯籠町　白楽天町 木賊山町　船鉾町　矢田町　四条町
III	祭運営の実質的主体としての居住者が極めて少なくなり、保存会の祭運営主体としての機能は保たれながらも、町内会からの乖離は重度に進んでいる。町民の連帯を助長するという祭礼のもつ機能が比較的薄れていると言える。	長刀鉾町　鉾鉾町

表6-5-10　祭礼運営後継者の育成

タイプ	町名	方針および具体策
Ⅰ	亀町	町外の子供に手伝わせる
Ⅰ	岩戸山町	若い人を副神事係につける
Ⅰ	芦刈山町	若手を理事にして仕事を覚えてもらう
Ⅰ	三条町	評議員数を増やす／若い人を行事に参加させる
Ⅱa	函谷鉾町	企業からの当番ローテーション制／後援会の組織
Ⅱa	鳥帽子屋町	神事を若い人に見せて覚えてもらう
Ⅱa	占出山町	近隣の子供に応援を要請
Ⅱa	蟷螂山町	仕事を町外の人へ依頼していく方針
Ⅱb	橋弁慶町	「弁慶会」の結成一祭の手伝い
Ⅱb	月鉾町	行事参加者の待遇を良くする
Ⅲ	傘鉾町	踊り手の子供を近隣の小学校から告知募集

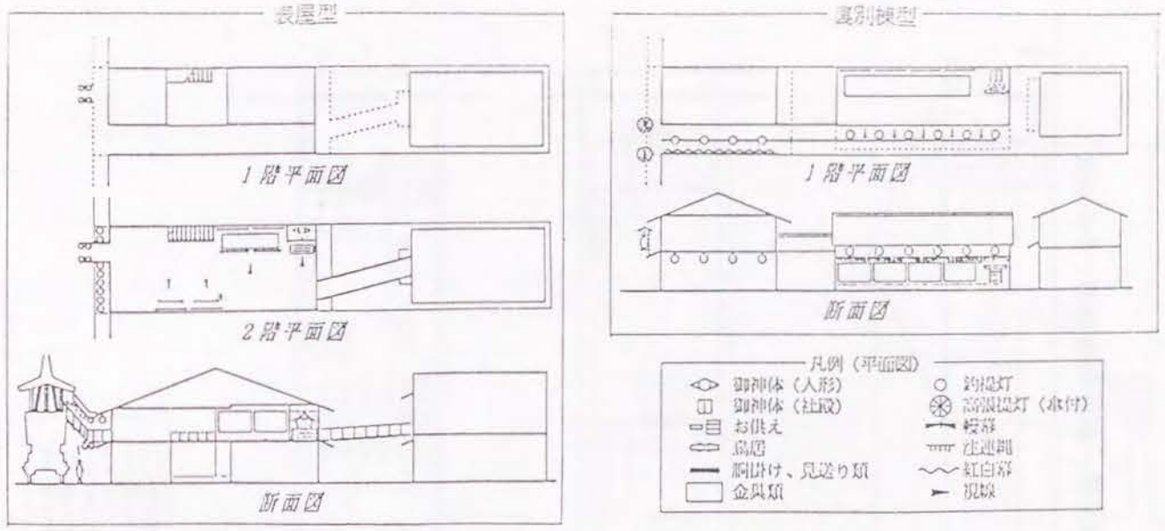


図6-6-1　町会所の２形態（①表屋型、②裏別棟型）

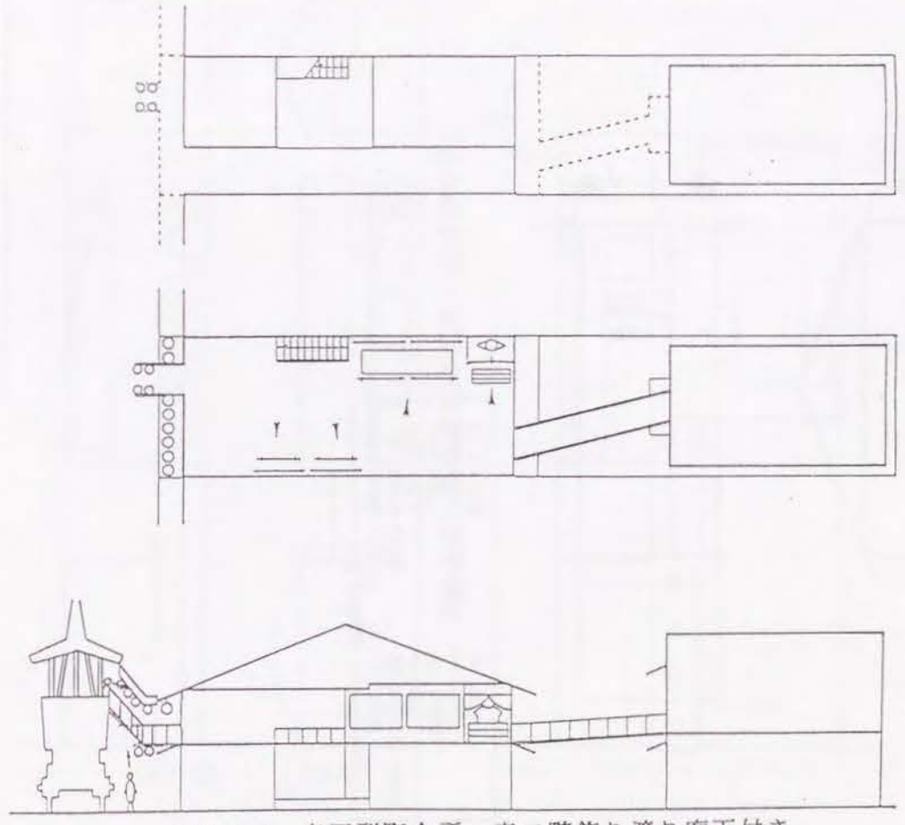


図6-6-2　表屋型町会所・表二階飾り渡り廊下付き

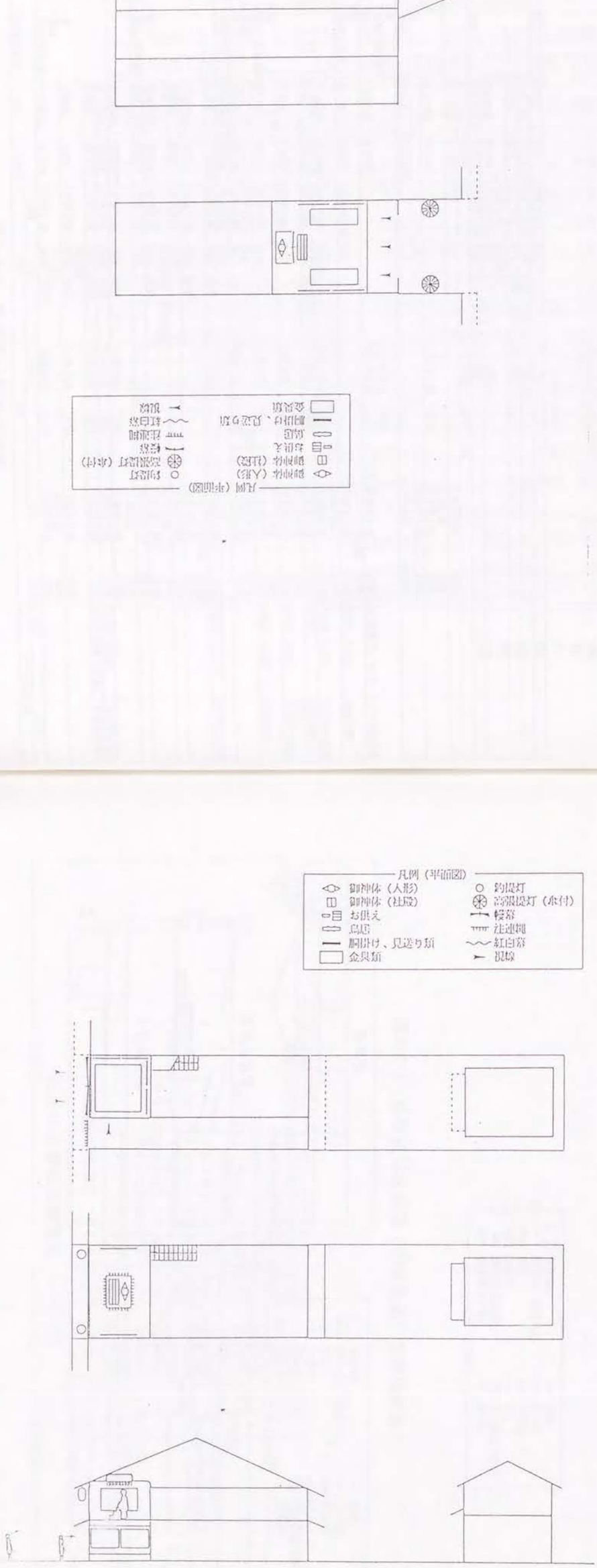


図6-6-3　表屋型町会所・表二階飾り

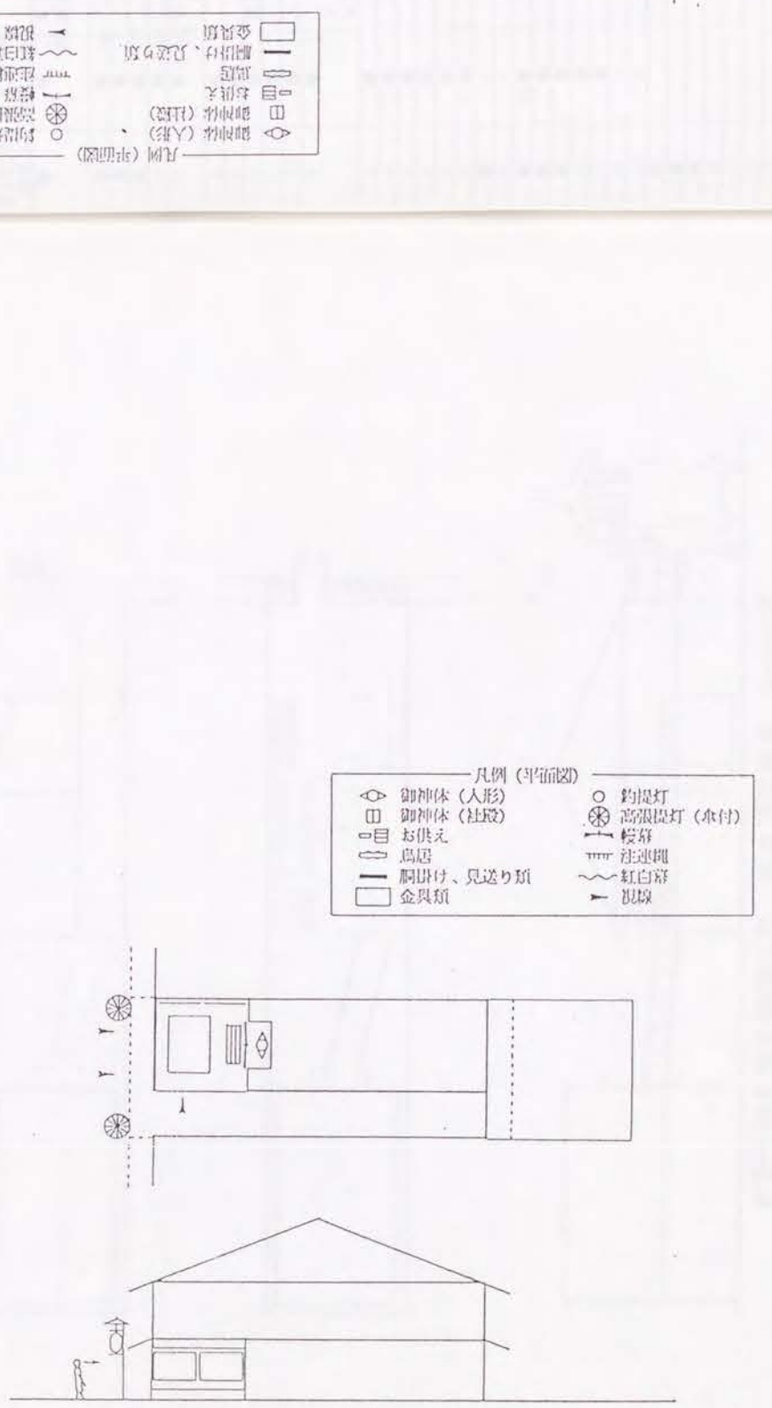


図6-6-4　表屋型町会所・表一階飾り

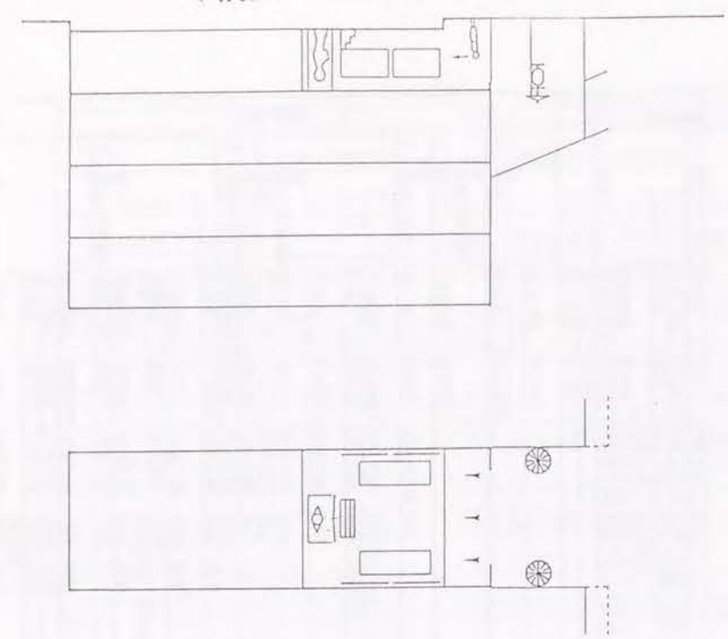


図6-6-5　兼別棟型町会所・会所飾り①

表6-6-1　町会所の建築的構成

祝祭	主要構成要素	町名	土俵名	本体		建物		土俵		その他の施設	
				構造	主な用途	構造	主な用途	構造	屋外	構造	主な用途
祭礼	1：土俵〈会所家〉＋屋根＋蔵	小結綱町	綾下俵	木造2階	集会、事務局	木造平屋	集会	二段造2階＋木造平屋	収蔵		
		月俵町	月俵	木造2階	店舗、集会、事務局	木造2階	居住	土蔵造2階	収蔵		
		横綱町	横山俵	木造2階	居住、集会	木造平屋	居住	土蔵造2階	収蔵	横綱大明神（木造）	横綱神社勧請
		長刀俵町	長刀俵	木造2階	店舗、物置	木造平屋	居住	土蔵造2階	収蔵	太日堂（木造）	太日如来安置
		百足屋町	南観音山	木造2階	店舗、集会	木造2階	居住	土蔵造2階＋木造平屋	収蔵		
	2：表屋〈会所家〉＋蔵	鶏冠山町	鶏冠山	木造2階	物置			土蔵造2階	収蔵		
		横井慶町	横井慶山	木造2階	居住、集会、文化活動、宗教活動			土蔵造2階＋木造平屋	収蔵		
		鯰俵町	鯰俵	木造2階	業務			土蔵造2階	収蔵		
		山伏山町	山伏山	木造2階	業務、集会			土蔵造2階＋ブロック造平屋	収蔵		
		六角町	北観音山	木造2階	業務、集会			土蔵造2階	収蔵	観音堂（RC造）	観音如来安置
	3：表屋	朝水俵町	朝水俵	木造2階	業務						
興行施設	4：路地＋表屋＋裏屋〈会所家〉＋蔵	役行者町	役行者山	木造2階＋木造2階	居住＋居住	木造一部2階	物置、集会、文化活動	土蔵造平屋＋土蔵造2階	収蔵		
		鯉山町	鯉山	木造2階	業務	木造平屋	集会、文化活動	土蔵造2階＋RC造平屋	収蔵	祖蔵堂（木造）	祖蔵安置
		三条町	八幡山	木造2階	居住	木造平屋	居住	土蔵造2階＋RC造平屋	収蔵	八幡宮（木造）	石清水八幡宮勧請
		笹町	笹清山	木造2階	店舗、住居	木造平屋	集会	土蔵造2階	収蔵	祖蔵堂	祖蔵安置
		天神山町	雄天神山	木造2階	更衣室、ガレージ	木造一部2階	集会	土蔵造2階＋木造2階	収蔵	太日堂（木造）	太日如来安置
	5：路地＋表屋＋蔵	場之町	鈴鹿山	RC造2階	物置			土蔵造平屋＋ブロック造平屋	収蔵	祖蔵堂（木造）	祖蔵安置
	6：路地＋裏屋〈会所家〉＋蔵	占出山町	占出山			RC造2階＋RC造2階	ガレージ、居住＋集会	土蔵造2階	収蔵	神功皇后宮（木造）	神功皇后安置
	7：路地＋蔵	風早町	油天神山					木造2階＋土蔵造2階	収蔵		
		太子山町	太子山			土蔵造2階	集会	土蔵造2階＋木造平屋	収蔵		
		芦刈山町	芦刈山					土蔵造2階	収蔵		
その他	8：	源氏寺町	鏡鉢俵			木造2階	居住、収蔵				
建物のみ	9：蔵あり	烏帽子屋町	黒岩山	RC造5階	業務、集会、収蔵（1階一部）						
		函谷鉾町	函谷俵	RC造5階＋地下1階	業務、集会、収蔵（二・2階一部）、文化活動						
		放駒町	真山	S造3階	居住、店舗、収蔵（1階一部）						
		白楽天町	白楽天山	RC造4階	業務、集会、収蔵（二・4階一部）						
	10：蔵なし	鶏鉾町	鶏鉾	木造2階	業務						

表6-6-2　町会所の建築年代

建物＼年代	江戸	明治	大正～昭和戦前	昭和戦後	不明	なし	合計
会所家	2	11	1	5	6	2	27
蔵	11	4	3	6	7	0	31

表6-6-3　町会所の所有者・借り主・家賃収入

町名	町会所有無	所有者	借主	町家賃貸料の徴収	保存金員の徴収
函谷鉾町	あり	（財）	複数企業、文化団体等	●	●
鯉山町	あり	（財）	企業	●	●
菊水鉾町	あり	（財）	企業	●	●
百足屋町	あり	（財）	個人	●	●
月鉾町	あり	（財）	個人	●	×
小結棚町	あり	（財）	企業、町内団体	●	×
長刀鉾町	あり	（財）	企業	●	×
山伏山町	あり	（財）	企業	●	×
鶏鉾町	あり	（財）	複数企業	●	×
烏帽子屋町	あり	（財）	企業	●	×
橋弁慶町	あり	（財）	個人	●	×
役行者町	あり	（町）	個人2、企業、文化団体等	●	×
六角町	あり	（財）	企業	●	×
天神山町	あり	（財）	企業	●	×
観音寺町	あり	（財）	個人	●	×
白楽天町	あり	（財）	企業	●	×
船鉾町	あり	（財）	企業	●	×
三条町	あり	（財）	個人	●[1]	×
場之町	あり	（財）	なし	×	●
芦刈山町	あり	（財）	なし	×	×
占出山町	あり	町	企業	●[2]	●
郭巨山町	あり	町	企業	●	●
善長寺町	あり	町	個人	●	●
笠鉾町	あり	町	個人	●	×
放駒町	あり	町	個人	●	×
太子山町	あり	町	なし	×	●
風早町	あり	町	なし	×	×
骨屋町					●
鉄鉾町					●
岩戸山町					●
木賊山町					●
保昌山町					×
放下町					×
四条町					×
浄妙町					×

注）表体み山鉾：「（財）」財団法人（保存会）　●：収収
「×」非徴収「－」保存会がない：[1]駐車料も徴収　[2]駐車料のみ

表6-6-4　町会所の日常用途と管理形態

町名	町会所の有無	構造	所有者	借主	賃貸料の徴収	主な用途	鍵の保管者
笋町	あり	木造2階建1階	町	個人	あり	店舗、集会	
函谷鉾町	あり	RC5階地下1階	（財）	複数企業、文化団体等	あり	業務、文化活動、集会、収蔵	町会所ビル管理者
長刀鉾町	あり	木造2階建1階	（財）	企業	あり	店舗	
山伏山町	あり	木造2階	（財）	企業	あり	業務、収蔵（地蔵盆等）	
鶏鉾町	あり＜新築中＞	鉄骨5階地下1階	（財）	複数企業	あり	業務、集会、収蔵	
烏帽子屋町	あり	RC4階	（財）	企業	あり	業務、収蔵	
橋弁慶町	あり	木造2階	（財）	個人	あり	居住、集会、文化活動、宗教活動	
役行者町	あり	木造2階	（財）	個人2、企業、文化団体	あり	居住、収蔵、集会、文化活動	
六角町	あり	鉄骨3階	町	個人	あり	居住、店舗、収蔵	
天神山町	あり	RC2階	町	企業	なし（駐車料あり）	集会／駐車場	
観音寺町	あり	木造2階	（財）	個人	あり	店舗、居住、集会、事務局	
月鉾町	あり	木造2階	町	企業	あり	収蔵	
郭巨山町	あり	木造2階	町	企業	あり	集会、ガレージ、事務室	
天神山町	あり	木造2階建1階	（財）	企業	あり	業務、集会、文化活動	
六角町	あり	木造2階	（財）	企業	あり	業務、集会	
鯉山町	あり	木造2階建1階	（財）	企業	あり	業務、集会、文化活動	
小結棚町	あり	木造2階建1階	（財）	企業、任意団体	あり	業務、集会、平務	
芦刈山町	なし	—	町	なし	なし	—	
場之町	なし	—	（財）	なし	なし	—	
百足屋町	あり	木造2階	（財）	個人	あり	店舗、居住、集会	
船鉾町	あり	木造2階	（財）	個人	あり	居住、集会	
船鉾町	あり	RC4階	（財）	企業	あり	業務、集会	
三条町	あり	木造2階	（財）	企業	あり	業務	
太子山町	あり……	木造2階建1階	町（路地を除く）	個人	あり	居住／駐車場	
風早町	あり	木造2階	町	なし	なし	収蔵	

表6-6-5　木造会所家・表屋と奥棟の日常用途

町名	表屋		奥棟	
	構造	日常用途	構造	日常用途
小結棚町	木造２階	業務、集会、事務局	木造平屋	業務
月鉾町	木造２階	店舗、集会、事務局	木造２階	居住
燈籠町	木造２階	居住、集会	木造２階	居住
長刀鉾町	木造２階	店舗、物置	木造平屋	居住
百足屋町	木造２階	店舗、集会	木造２階	居住
郭巨山町	木造２階	物置		
橋弁慶町	木造２階	居住、集会、文化活動、宗教活動		
船鉾町	木造２階	業務		
山伏山町	木造２階	業務、集会		
六角町	木造２階	業務、集会		
役行者町	木造２階 木造２階	居住 居住	木造一部２階	物置、集会、文化活動
鯉山町	木造２階	業務	木造平屋	集会、文化活動
三条町	木造２階	居住	木造平屋	居住
笋町	木造２階	店舗、住居	木造平屋	集会
天神山町	木造２階	更衣室、ガレージ	木造一部２階	集会

表6-6-6　町内の会合場所

	町名	町内にある集会場所	町内会の会合場所	保存会の会合場所
町会所のある町	函谷鉾町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	鯉山町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	菊水鉾町	能楽堂	(料亭)	(料亭・副会長宅)
	百足屋町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	月鉾町	〈町会所〉	なし	〈町会所〉・(料亭)
	小結棚町	〈町会所〉	なし	〈町会所〉
	長刀鉾町	理事長会社	(料亭)	(料亭)・理事長会社
	山伏山町	〈町会所〉	なし	(料亭)
	鶏鉾町	理事長宅	(料亭)・理事長宅	(料亭)・理事長宅
	烏帽子屋町	〈町会所〉	(料亭)	(料亭)・〈町会所〉一室
	橋弁慶町	〈町会所〉・役員宅	〈町会所〉	(料亭)・役員宅
	役行者町	〈町会所〉・会長宅ビル	会長宅ビル集会場	会長宅ビル集会場
	六角町	〈町会所〉・銀行施設	銀行施設	〈町会所〉・銀行施設
	天神山町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	燈籠町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	白楽天町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	船鉾町	なし	(料亭)	(料亭)
	三条町	理事長会社・祭当番宅	なし	理事長会社・祭当番宅
	場之町	祭当番宅	なし	祭当番宅
	芦刈山町	理事長宅	不定	(ホテル)・理事長宅
	占出山町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	郭巨山町	保存会副会長宅	(料亭)・副会長宅	(料亭)
	善長寺町	神社社務所	(料亭)・神社社務所	(料亭)・神社社務所
	笋町	〈町会所〉	〈町会所〉	〈町会所〉
	衣棚町	食堂	なし	食堂
	太子山町	〈町会所〉・小学校	〈町会所〉	〈町会所〉・小学校
	油天神町	喫茶店奥空室・個人宅	喫茶店奥空室	喫茶店奥空室
町会所のない町	骨屋町	前・現理事長宅等	町外ホテル	(ホテル)・前理事長宅
	蟷鉾町	銀行会議室・元会長宅		銀行会議室
	岩戸山町	料亭	料亭	料亭
	木賊山町	理事長宅	(料亭)	(料亭)・理事長宅
	蟷螂山町	故前保存会会長宅	故前保存会会長宅	故前会長宅
	矢田町	保存会会長宅	(ホテル)・保会長宅	会長宅
	四条町	食堂・会長宅[町・保]	食堂・会長宅	食堂・会長宅
	诸卿町	料亭・町会長会社	料亭	−

注）（ ）内は町外の場所を示す。

表6-6-7　町内会・保存会の会合頻度

組織＼頻度(回)	～21	20～11	9～5	4～1	0	合　計(町)
町内会	4	4	12	13	2	35
保存会	0	22	11	2	0	35

表6-6-8　町会所以外の収蔵場所

	町名	御神体	山鉾部材	お飾り
町会所のある町	芦刈山町	○町内会会長宅	○町家蔵	×祇園祭山鉾館 ×国立博物館
	凪早町	○お宮	○町家蔵	×祇園祭山鉾館
	善長寺町	×市有倉庫	×市有倉庫	×市有倉庫
	郭巨山町	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	函谷鉾町	○町家一体蔵	○町家一体蔵	○町家一体蔵
	菊水鉾町	○町内の祠	×保存会所有蔵	×保存会所有蔵
	烏帽子屋町	×祇園祭山鉾館	○町家一体蔵 ○町家内物置	×祇園祭山鉾館
	太子山町	○町家蔵	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	鶏鉾町	○学校収蔵庫	○学校収蔵庫	○学校収蔵庫
	船鉾町	×銀行貸金庫	○町家蔵	○町家蔵
	小結棚町	○町家蔵	○町家蔵	○町家蔵
	笋町	×祇園祭山鉾	○町家蔵	×国立博物館 ×祇園祭山鉾館 ×総合資料館
町会所のない町	蟷鉾町	×銀行倉庫	×市有倉庫**	×銀行倉庫
	岩戸山町	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	骨屋町	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	矢田町	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	木賊山町	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	蟷螂山町	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館	×祇園祭山鉾館
	四条町	×銀行貸金庫*	―――	×総合資料館
	诸卿町	○今江邸	―――	○今江邸

○:町内　×:町外　※休み山鉾

表6-6-9　会所飾りの形式

分類形式	町名	山鉾名称	山鉾形式	構造規模	日常の用途	その他のお飾り場
表屋型 表二階飾り 庇廊下付	長刀鉾町	長刀鉾	鉾	木造２階		
	月鉾町	月鉾	鉾	木造２階		
	函谷鉾町	函谷鉾	鉾	ＲＣ５階		
	船鉾町	船鉾	鉾	木造２階		
	小結棚町	放下鉾	鉾	木造２階		
	鶏鉾町	鶏鉾	鉾	木造２階		
	六角町	北観音山	曳山	木造２階		
	百足屋町	南観音山	曳山	木造２階		隣家
表屋型 表二階飾り	山伏山町	山伏山	舁山	木造２階		
	橋弁慶町	橋弁慶山	舁山	木造２階		
	燈籠町	保昌山	舁山	木造２階		
表屋型 表一階飾り	郭巨山町	郭巨山	舁山	木造２階		
	衣棚町	霰山	舁山	木造２階		
	白楽天町	白楽天山	舁山	ＲＣ３階		
囲別棟型	場之町	鈴鹿山	舁山	木造１階		蔵
	役行者山町	役行者山	舁山	木造１階		蔵
	三条町	八幡山	舁山	木造１階		蔵
	占出山町	占出山	舁山	ＲＣ２階		蔵、ｶﾅﾚ
	鯉山町	鯉山	舁山	木造１階		
	天神山町	菅天神山	舁山	木造１階		
	笋町	孟宗山	舁山	木造１階		
その他	善長寺町	棟鉾鉾	鉾	木造２階		社務所
	烏帽子屋町	黒主山	舁山	ＲＣ５階		
町会所以外	蟷鉾町	四条蟷鉾	蟷鉾	ＲＣ４階	銀行ロビー	
	四条町	凱旋船鉾	*	木造２階	個人住宅	
	骨屋町	浄妙山	舁山	ＲＣ５階	商社ビル	
	诸卿町	市弥山	*	ＲＣ６階	商社ビル	
	蟷螂町	蟷螂山町	舁山	ＲＣ７階	マンション	
	矢田町	伯牙山	舁山	木造２階	個人住宅	
	芦刈山町	芦刈山	舁山	木造２階	個人住宅	
	凪早町	烟天神山	舁山	木造２階	商社	
	木賊山町	木賊山	舁山	ＲＣ３階	個人病院	
	太子山町	太子山	舁山	木造２階	個人住宅	
	岩戸山町	岩戸山	曳山	木造２階	個人住宅	2軒使用
	菊水鉾町	菊水鉾	鉾	木造２階	金剛能楽堂	

＊休み山鉾

表6-6-10　町会所の祭礼時の機能

町名	集会	移動・収蔵		ハレ空間の形成	
	会合・事務局	鉾上への通路	部材等の収蔵	お飾り場	伝統的外観(鉾前)
菊水鉾町	能楽堂	街路から	町外	能楽堂	
骨屋町	個人宅(固定)	−	町外	個人宅(固定)	残っている
蟷螂山町	個人宅(固定)	−	町外	個人宅(固定)	
姥柳町	個人宅(固定)	−	町外	個人宅(固定)	−(焼山)
傘鉾町	銀行	−	町外	銀行	
岩戸山町	理事長会社	街路から	町外	個人宅(持回)	残っている
善長寺町	神社社務所	−	町外	神社社務所	
木賊山町	理事長宅	−	町外	個人宅(固定)	残っている
矢田町	会長宅	−	町外	会長宅	会長宅
四条町	会長宅	−	町外	個人宅(持回)	−(焼山)

表6-6-11　町会所をもたない山鉾町における町会所機能への対応

町名	集会	移動・収蔵		ハレ空間の形成	
	会合・事務局	鉾上への通路	部材等の収蔵	お飾り場	伝統的外観(表側)
芳町	●	−	●	●	
函谷鉾町	●	●	●	●	
長刀鉾町		●	●	●	●
山伏山町		−	●	●	●
鶏鉾町	●	●	●	●	
烏帽子屋町		−	●	●	
橋弁慶町		−	●	●	●
役行者町		−	●	●	●
衣棚町			●		
占出山町	●		●		
月鉾町	●		●	●	
郭巨山町	●		●		
天神山町	●		●		
六角町	●		●		
鯉山町	●		●		
小結棚町	●		●		
芦刈山町	(町蔵のみ)		●	●	●
場之町	(町蔵のみ)		●	●	●
百足屋町	●		●		
燈籠町	●		●		
白楽天町	●		●		
船鉾町		−	●	●	●
三条町		−	●	●	●
太子山町	●		●		
凮早町			●		



図7-1-1　パキスタン概略図



図7-1-2　パキスタン北西辺境州概略

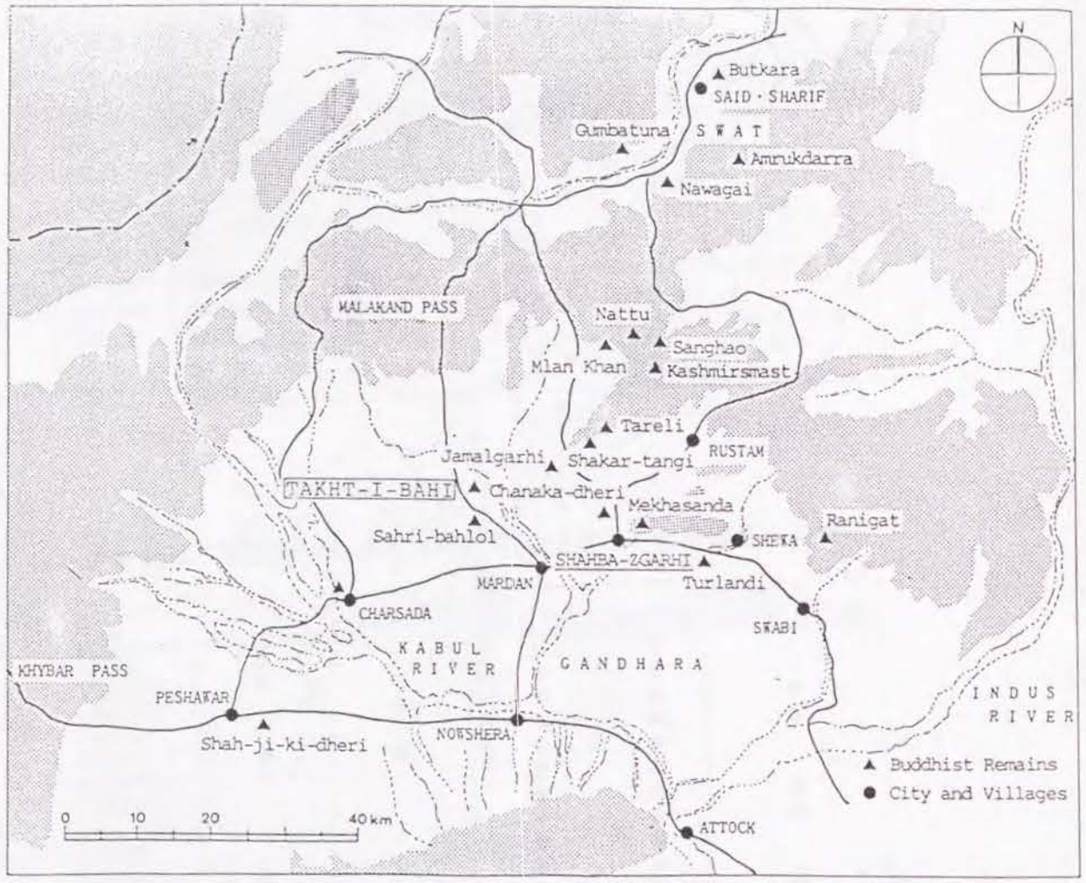


図7-1-3　ガンダーラ遺跡分布図

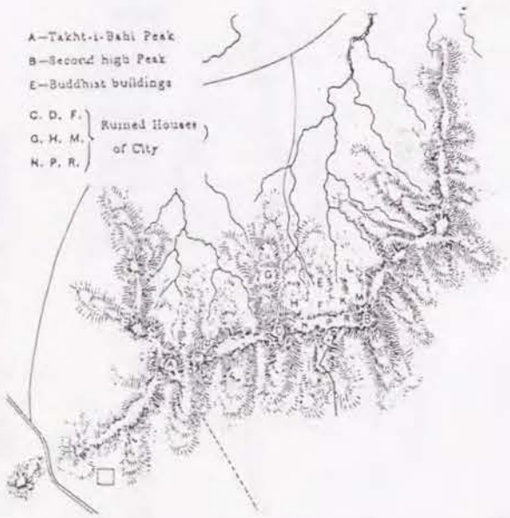


図7-1-4　カニンガム作成の遺構分布図

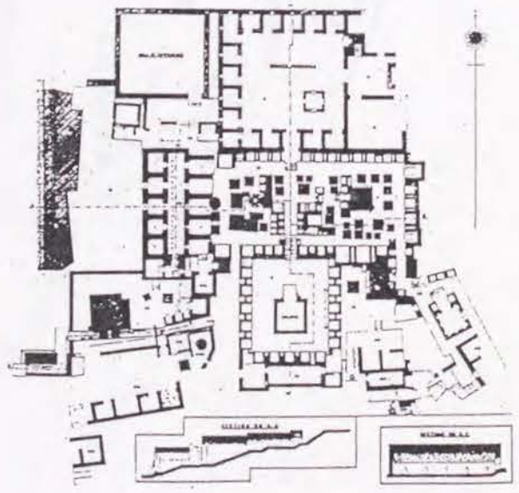


図7-1-5　主塔院まわり平面図（1911年）



図7-1-6　タクティ＝バヒ遺跡遺構分布図（1988年）

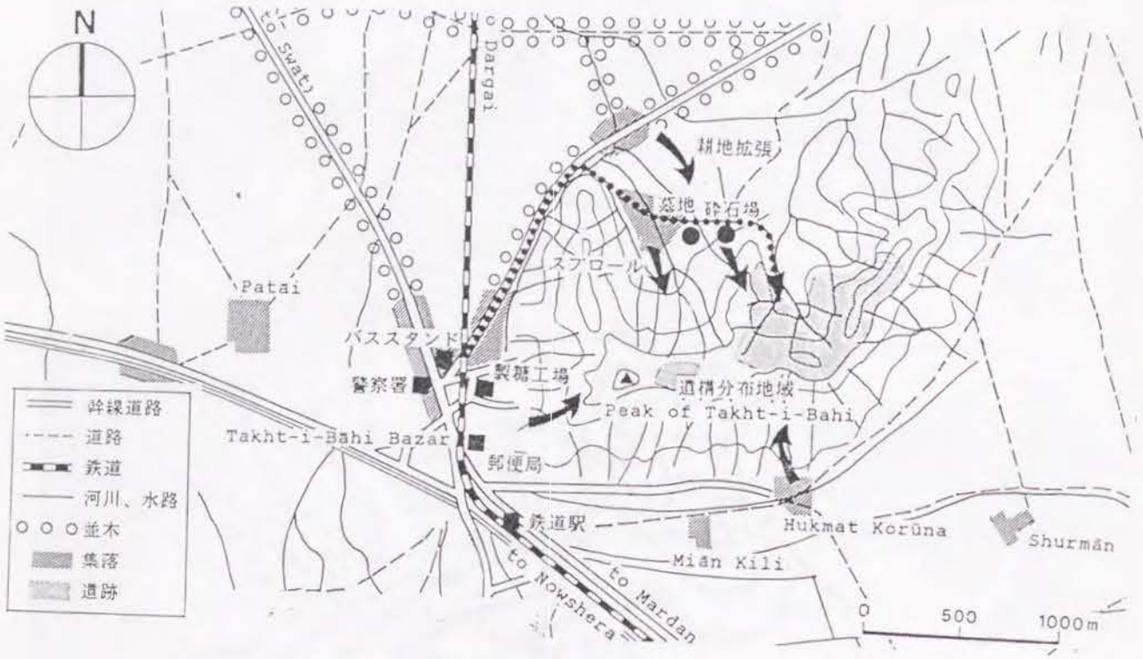


図7-1-7　タクティ＝バヒ周辺現況図

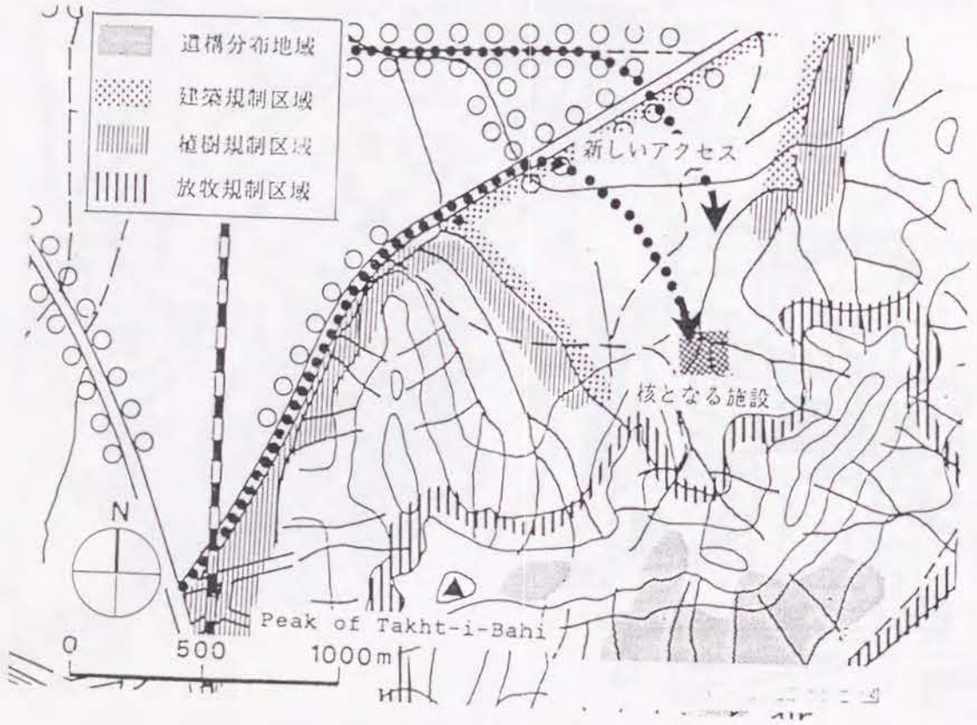


図7-1-8　タクティ＝バヒ遺跡保存計画図

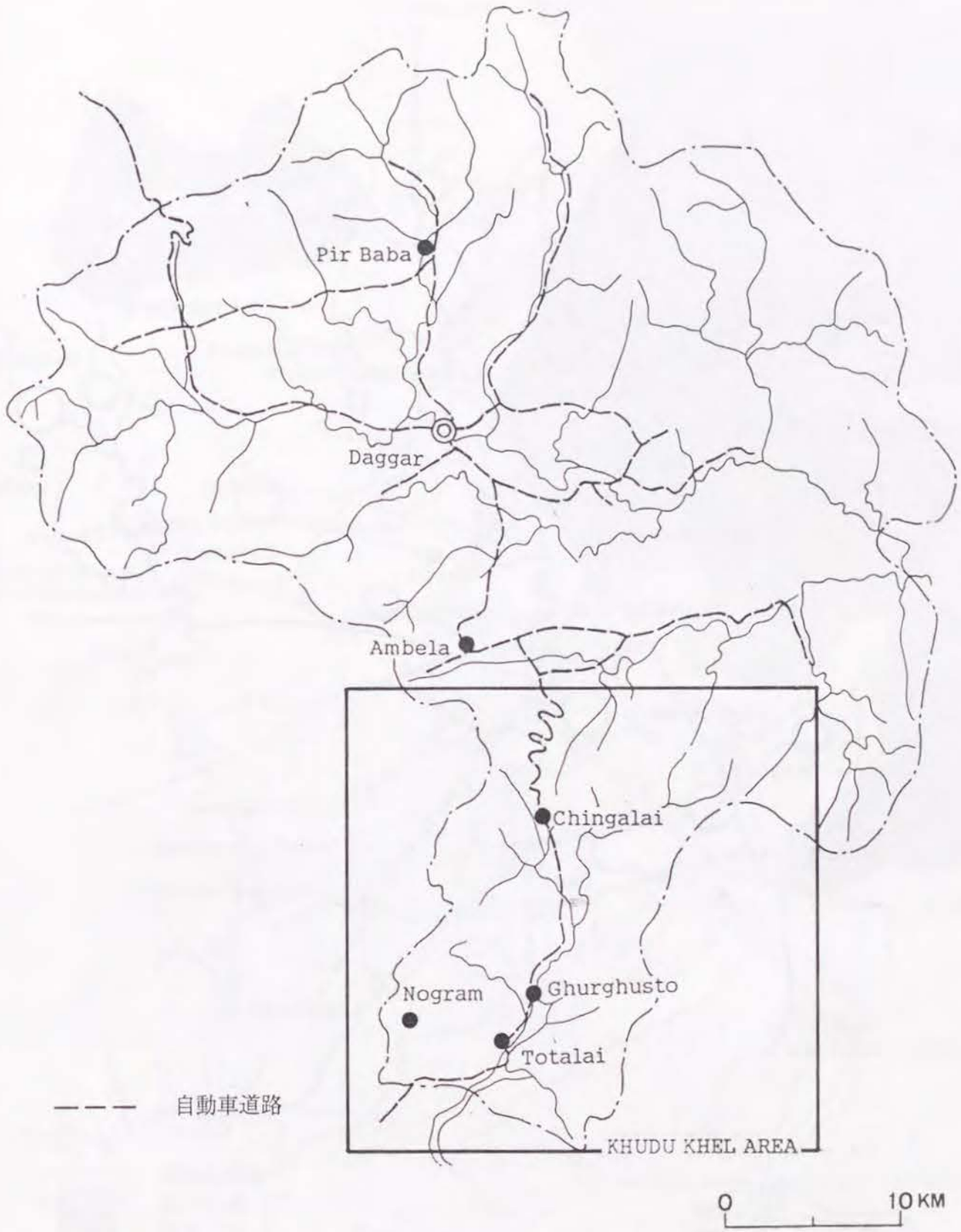


図7-2-1　ブネール県概要図（枠内：ハド・ヘル地域）

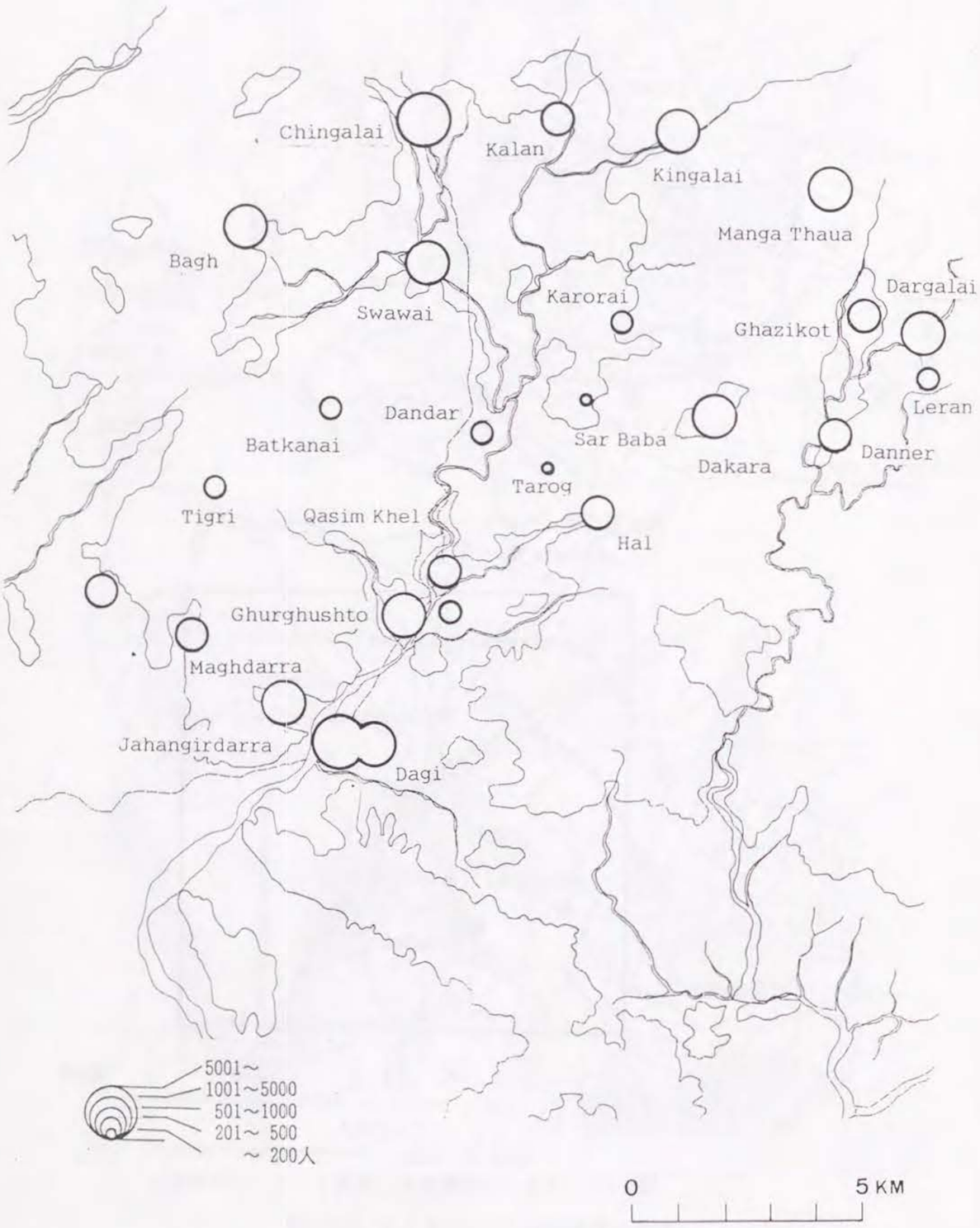


図7-2-2　ハド・ヘル地域概要図

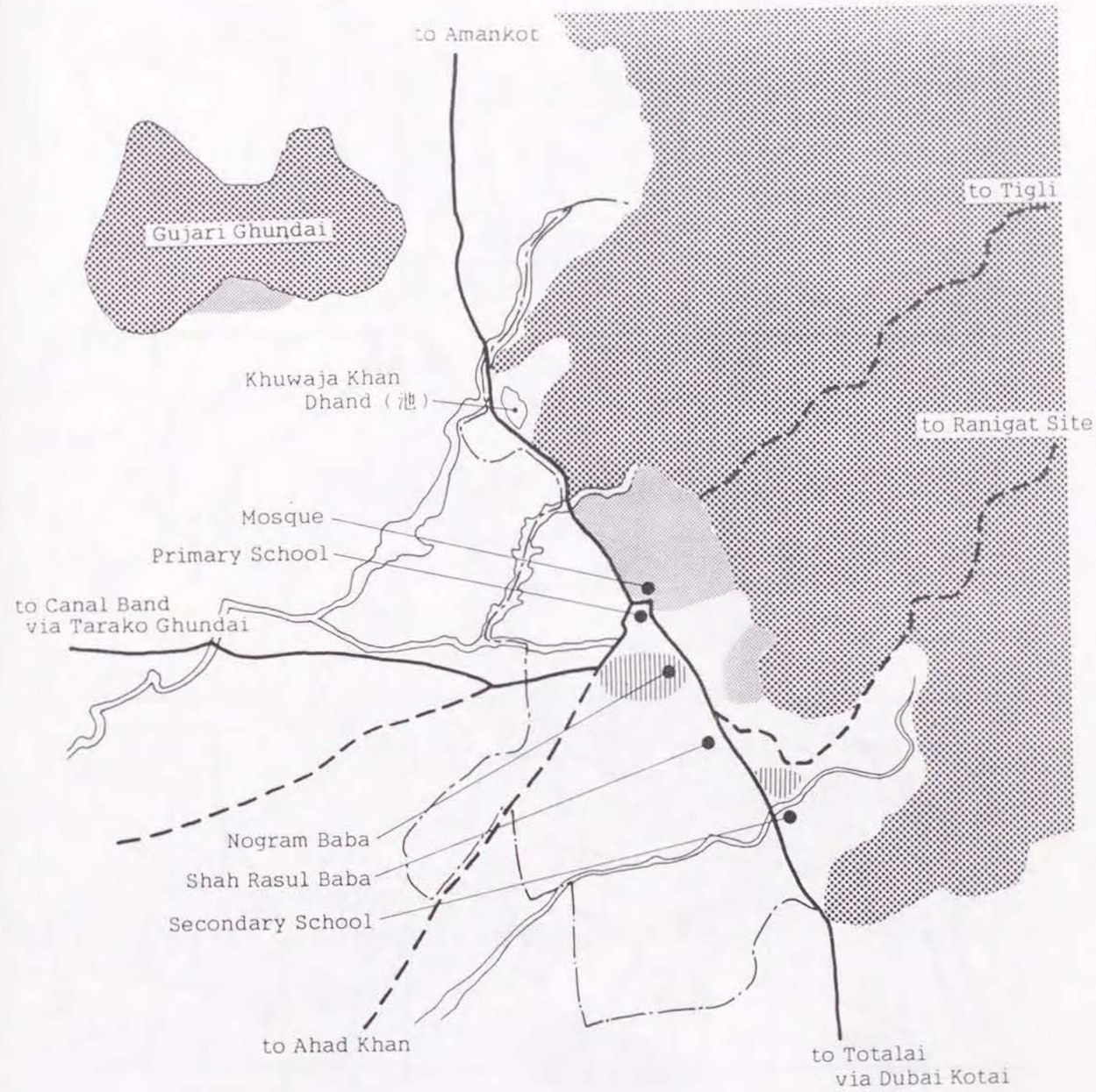


図7-3-1　ノーグラム集落概念図

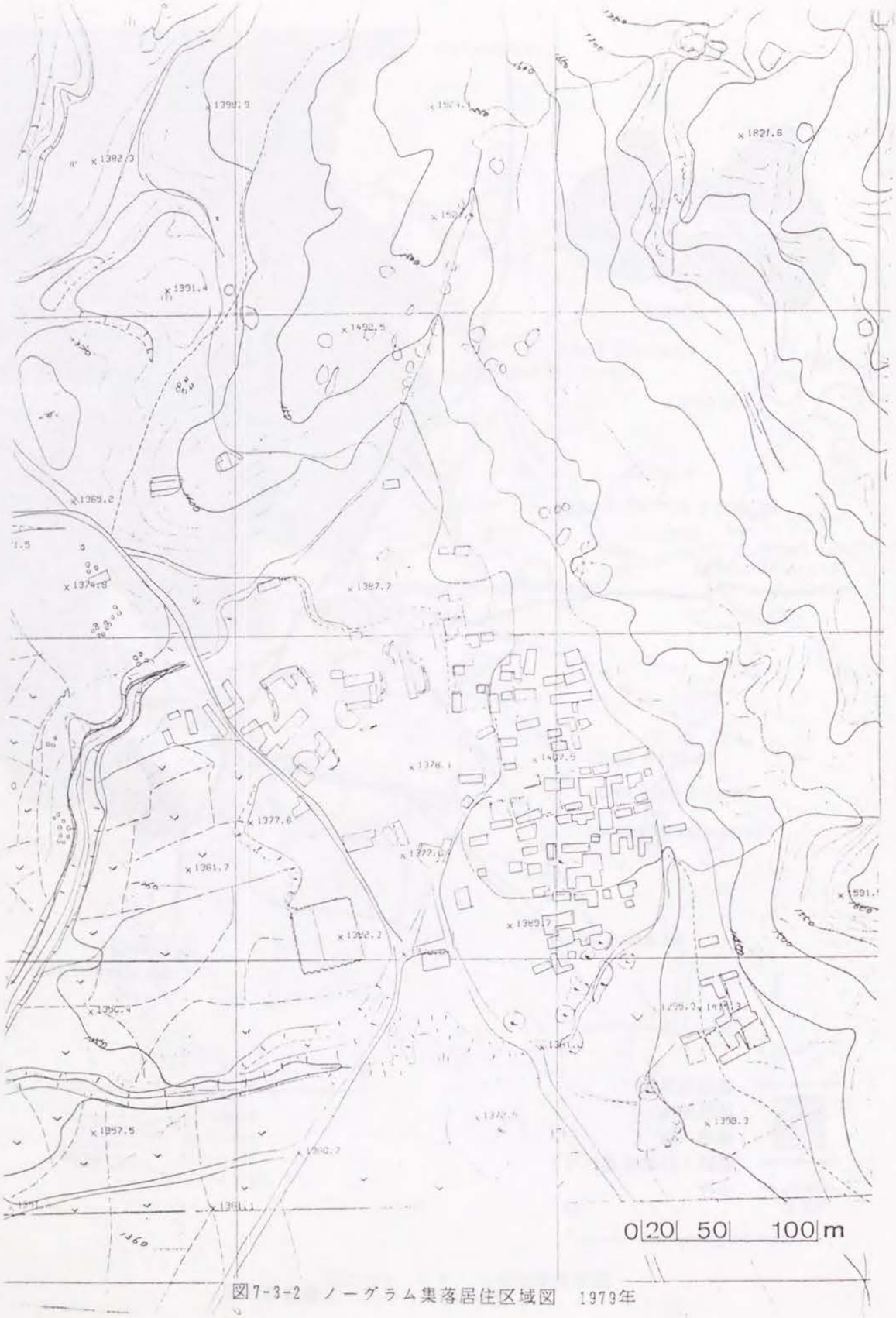


図7-3-2　ノーグラム集落居住区域図　1979年

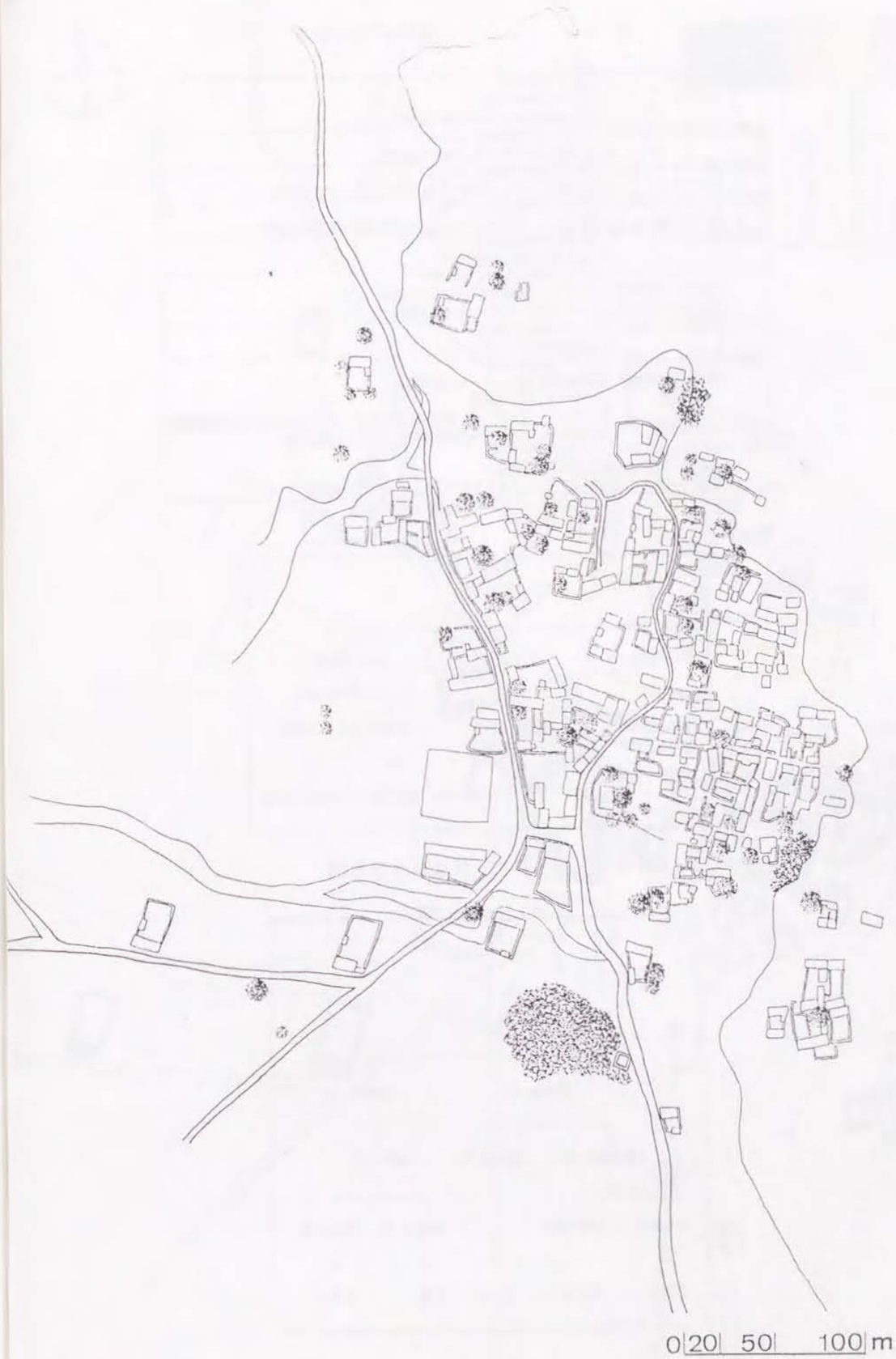


図7-3-3　ノーグラム集落居住区域屋根伏図　1992年

表7-3-1　ノーグラム調査日時一覧表

1983年9月23日	ラニガト遺跡下見
10月5日	ラニガト遺跡略実測
	この年集落内の立ち入り認められず
1984年10月8日～12月8日	ラニガト遺跡発掘調査（第1次）
	この年も集落内の立ち入り認められず
1986年10月4日～12月11日	ラニガト遺跡発掘調査（第2次）
11月8日	はじめてノーグラム集落に入る。ミアンズラリフジラ実測
1987年8月15日～8月11日	ラニガト遺跡補充調査（単独）
8月5～8日	ノーグラム・ミアンズラリフジラに滞在夜間ヒアリング調査
1988年10月7～15日	ラニガト遺跡補充調査
	この年集落内調査できず
1989年10月10日～12月11日	ラニガト遺跡発掘調査（第3次）
10月21日、10月28日	ノーグラム・民家実測調査、フジラ調査
11月4日、11月18日	モグダラ集落、トタレイバザール踏査
1990年10月25日～11月14日	ラニガト遺跡補充調査
	この年集落調査できず
1991年10月22日～11月12日	ラニガト遺跡補充調査
11月13日～11月15日	遺跡調査終了後　ハド・ヘル集落踏査
	トタレイ・バザール調査
11月16日	バクトゥン・アカデミー、農村開発アカデミー（ペシャーワル）にて文献調査
1992年10月19～22日	遺跡調査前、ブネール開発事業調査、ノーグラム集落調査
10月23日～11月12日	ラニガト遺跡補充調査
11月3日、10日	ノーグラム集落調査
11月14～15日	工科大学、バンジャーブ大学（ラホール）で文献調査

注）アミ：ハド・ヘル、ノーグラム調査

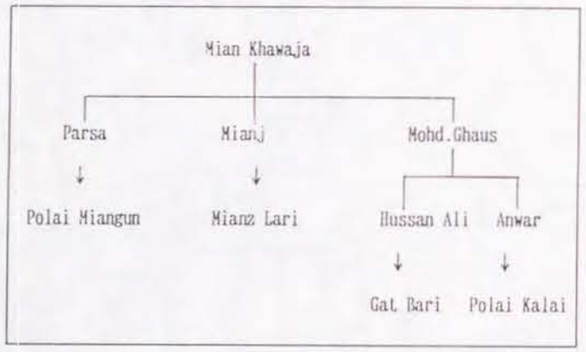


図7-3-4　ノーグラム集落基本家系図

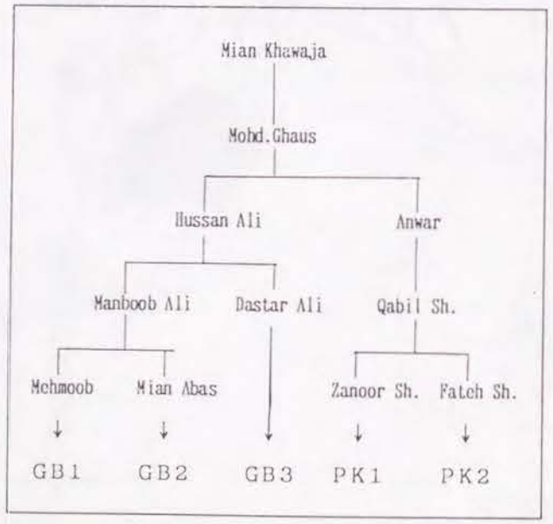


図7-3-5　ガトバリ、ポレカレイ基本家系図

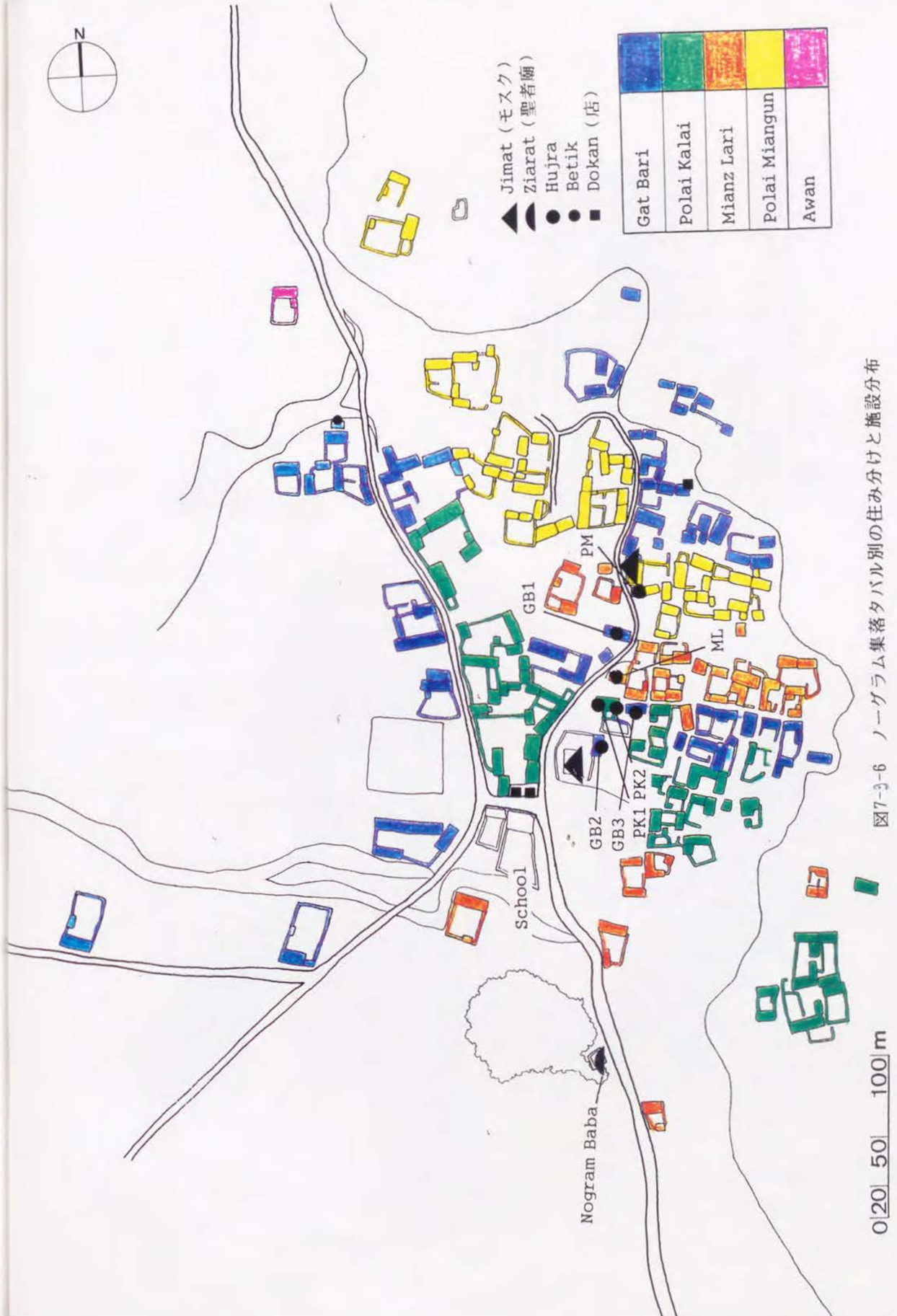


図7-3-6　ノーグラム集落タバル別の住み分けと施設分布

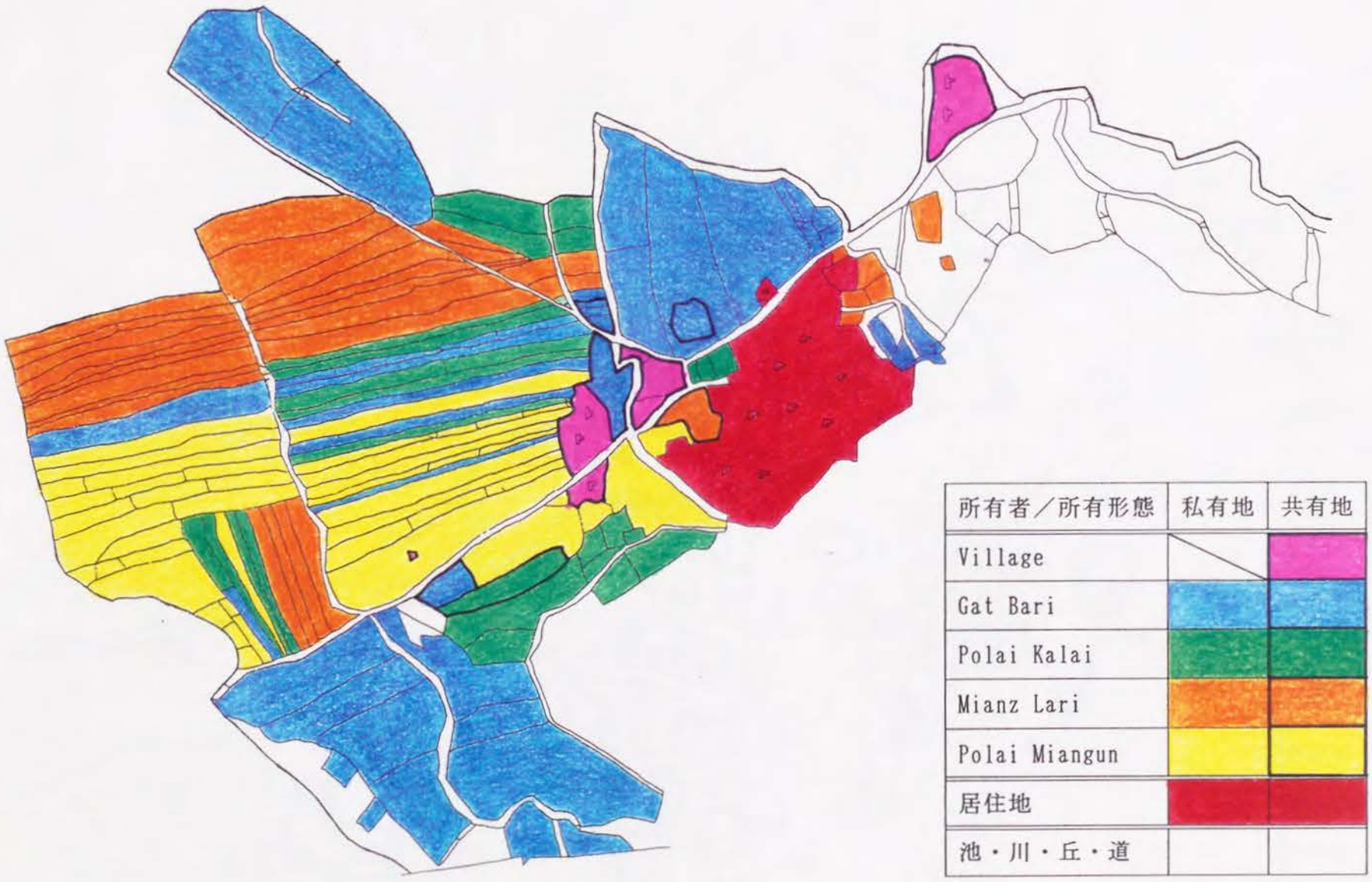
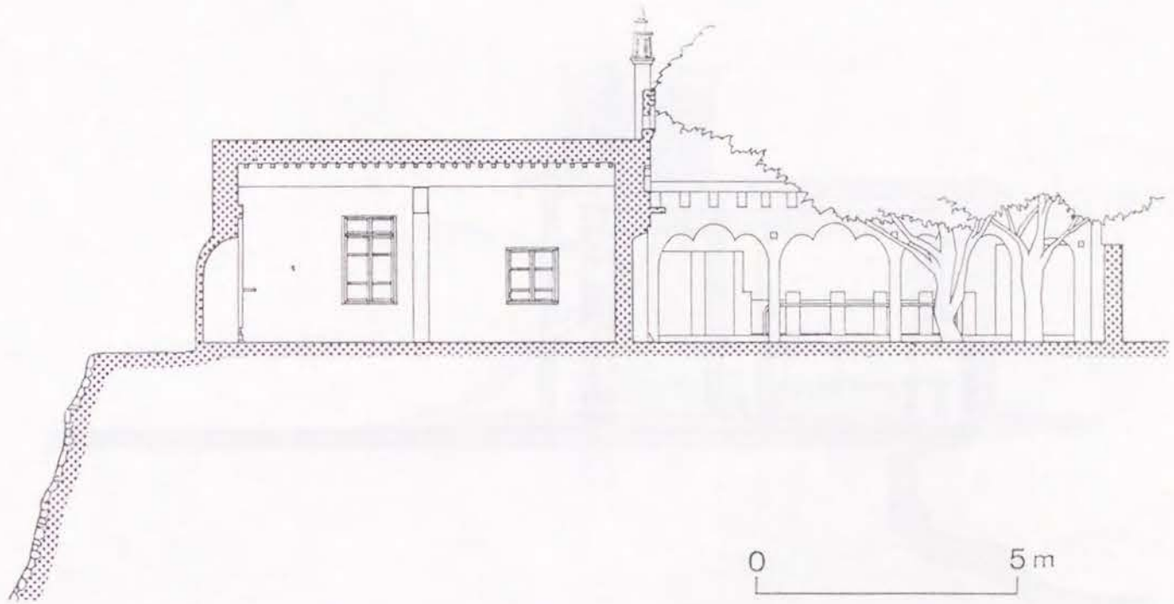


図7-3-7　ノーグラム集落地籍図



図7-3-8　ノーグラム集落の共有地分布図



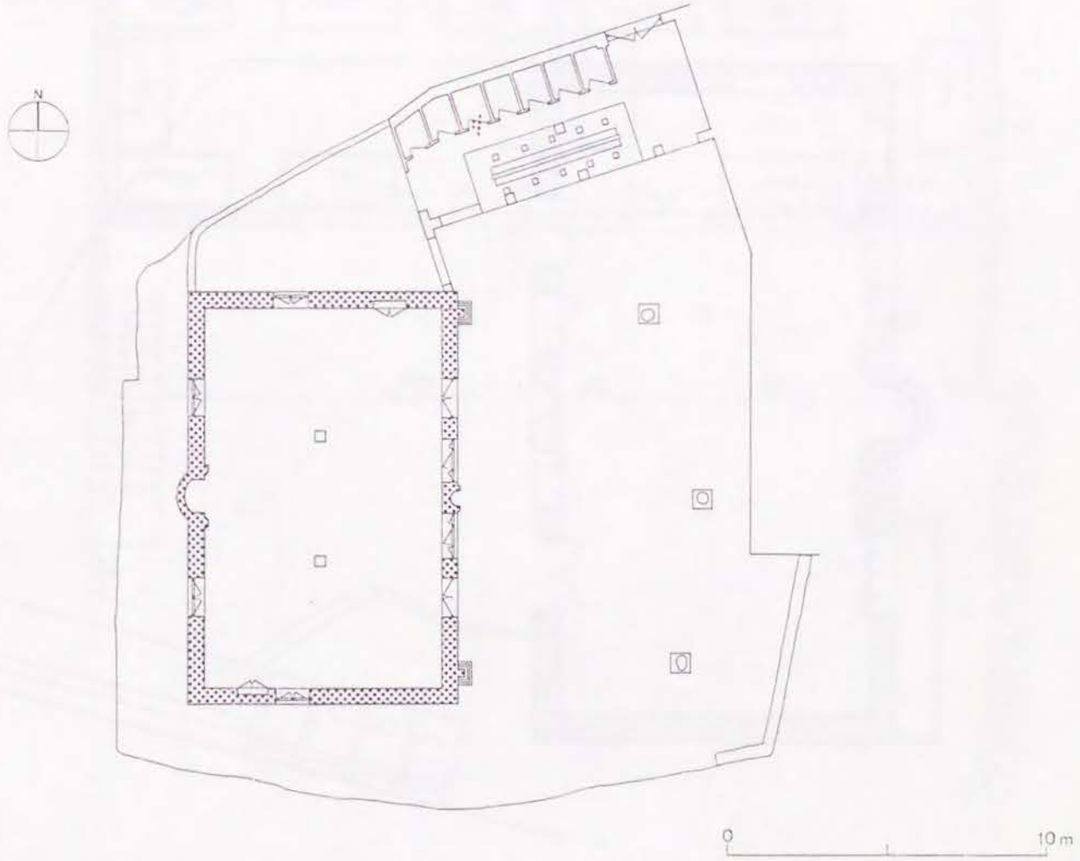


図7-3-9　村のモスク

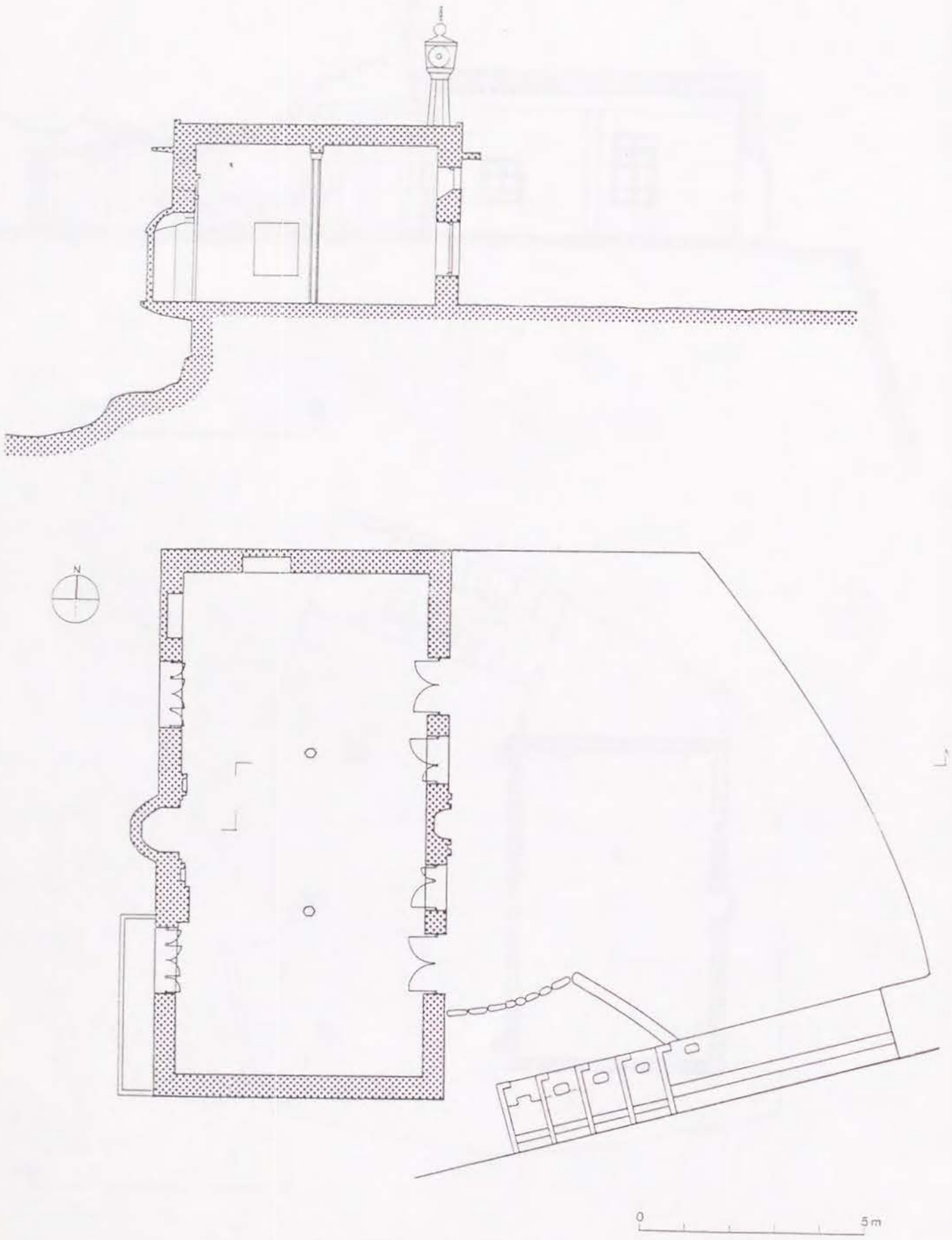


図7-3-10　タバル（ポリミアガン）のモスク

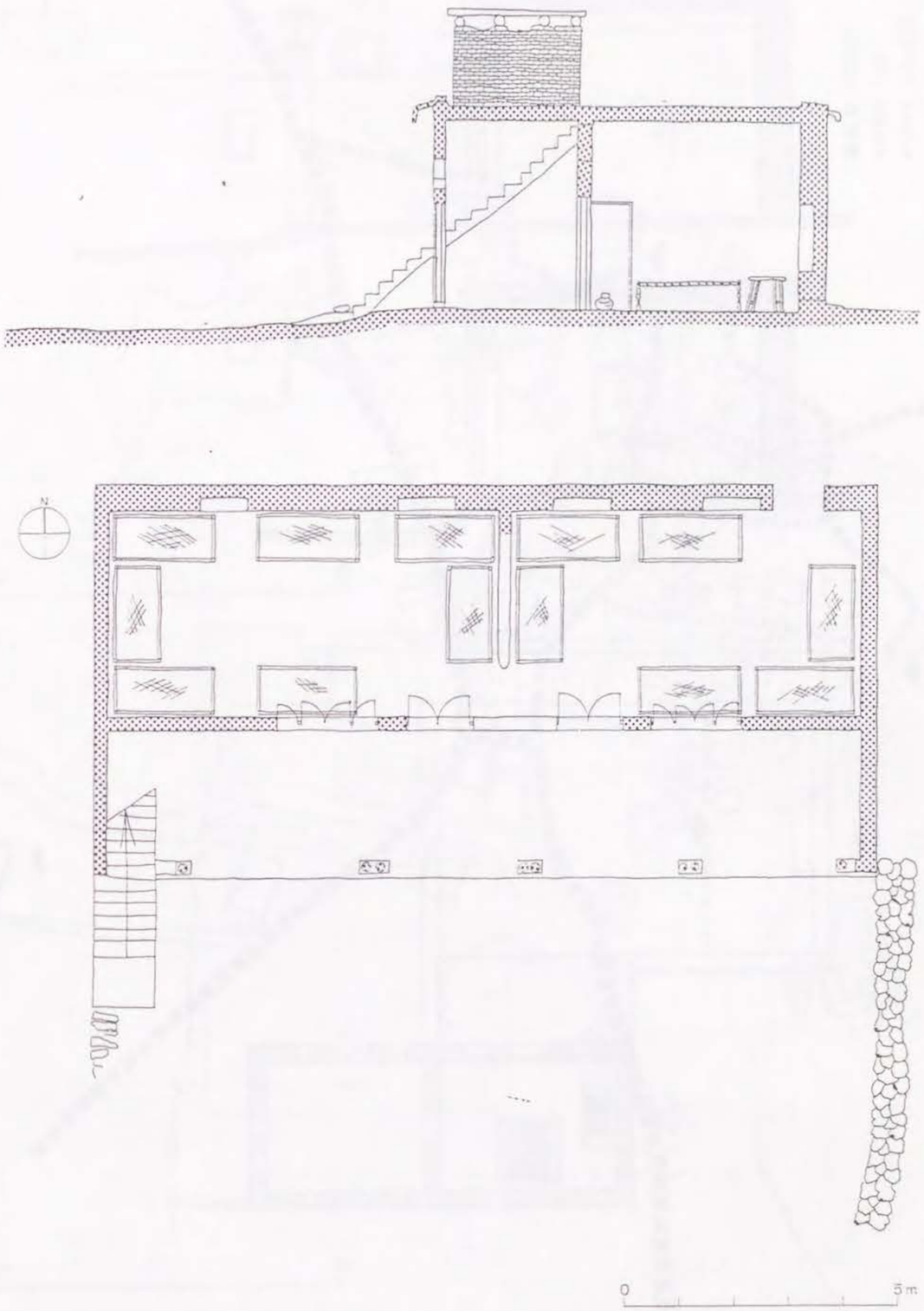


図7-3-11　ガトバリ（ＧＫ１）のフジラ

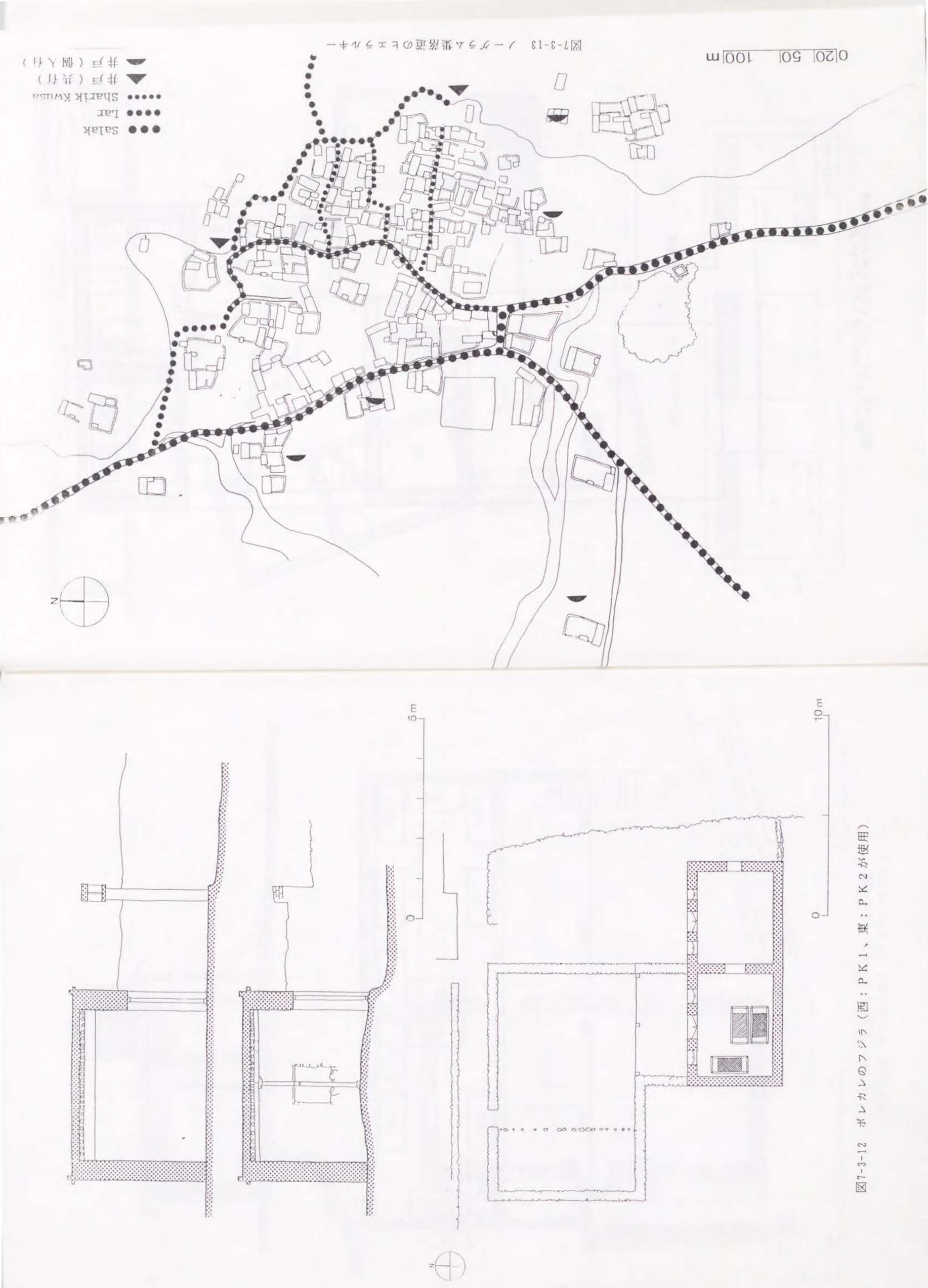


図7-3-12　ボレカレのフジラ（西：ＰＫ１、東：ＰＫ２が使用）

図7-3-13　ノーケラム集落道のヒエラルキー

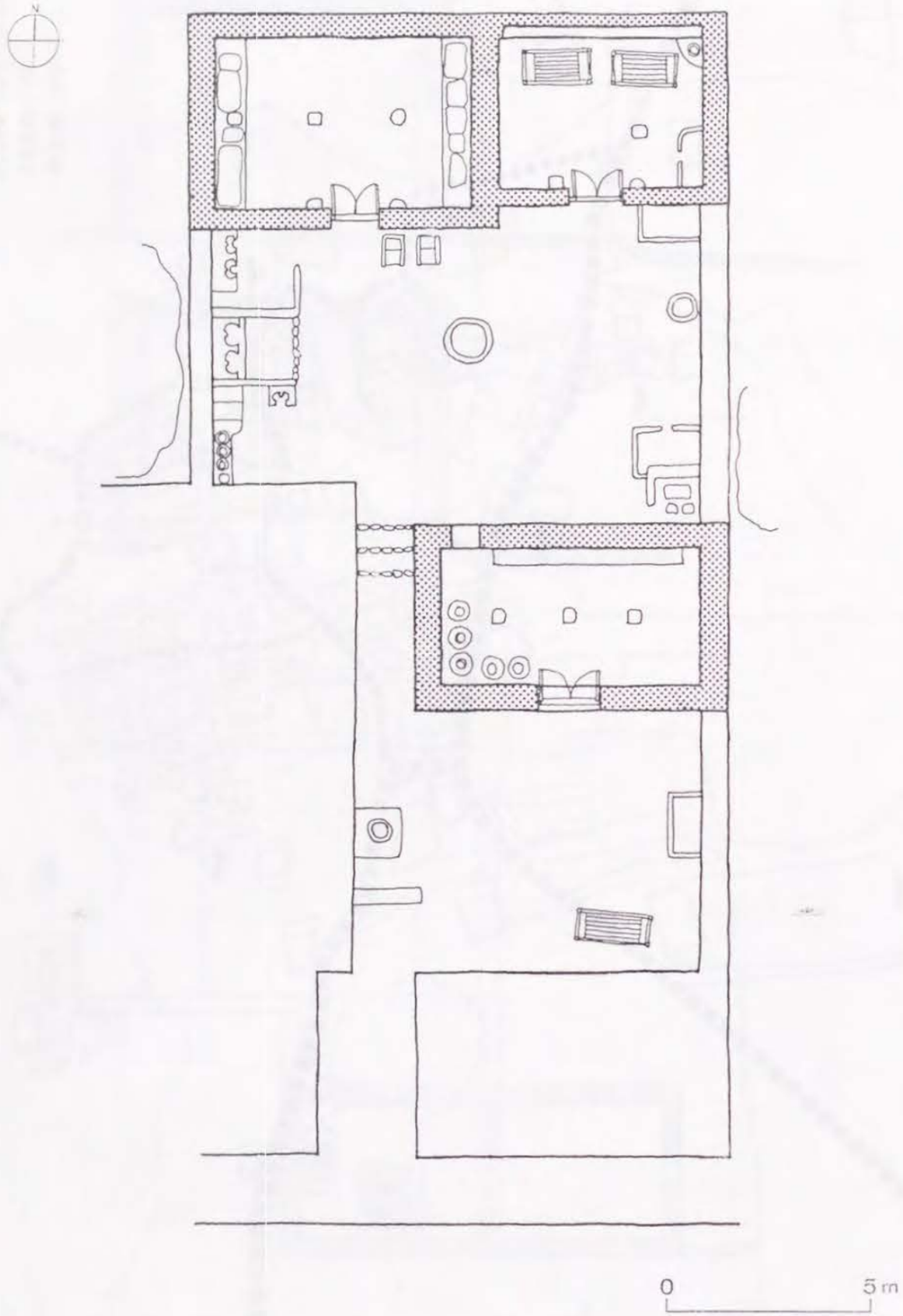


図7-3-14　セイド・バク・シャー家

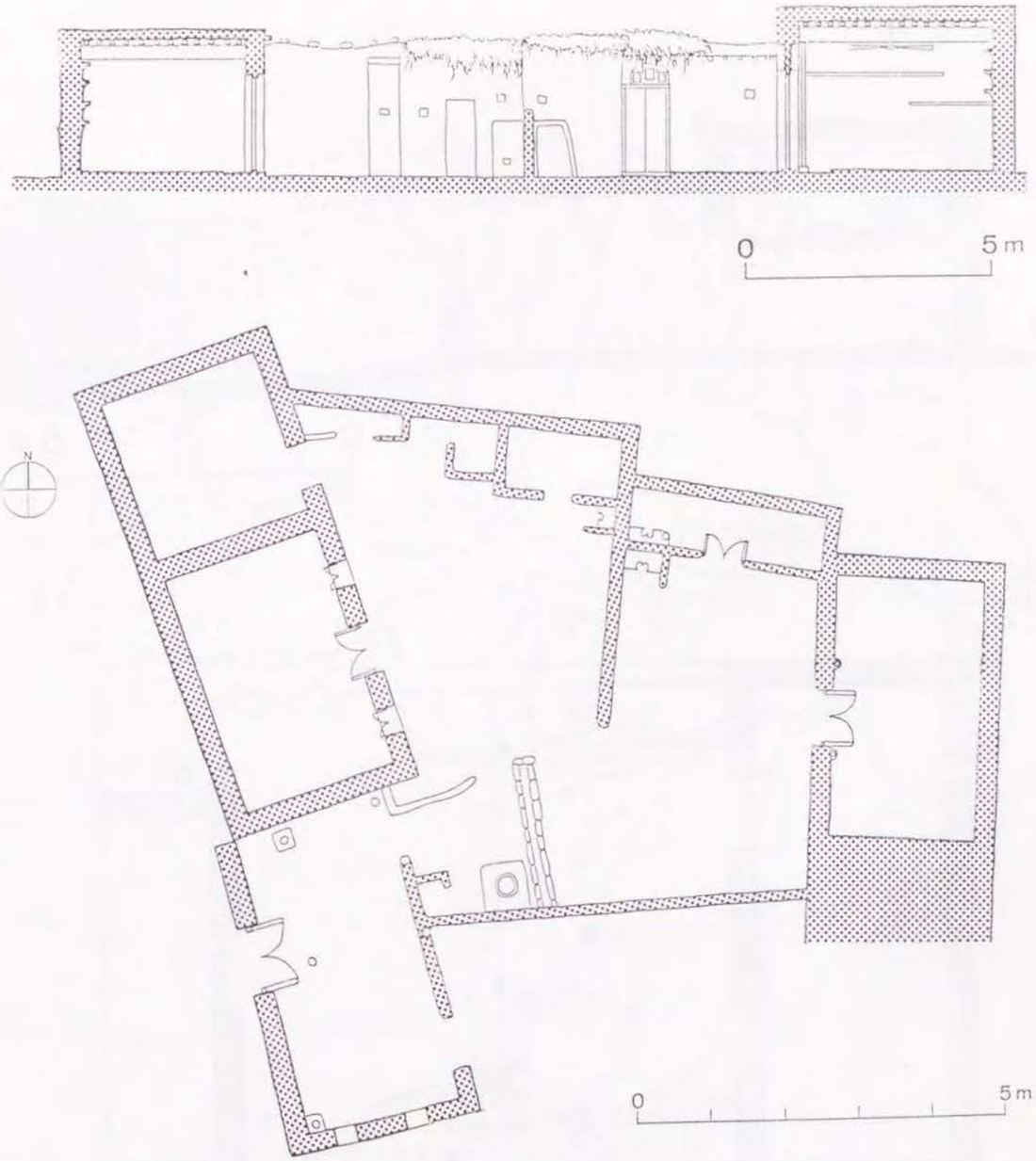


図7-3-15　グル・バハダル兄弟家

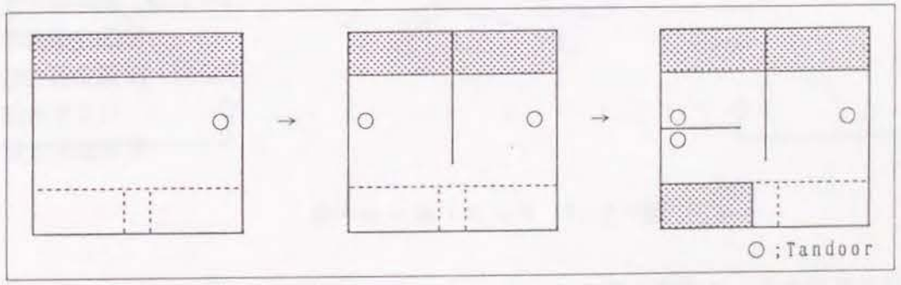


図7-3-16　グル・バハダル兄弟家の分割過程

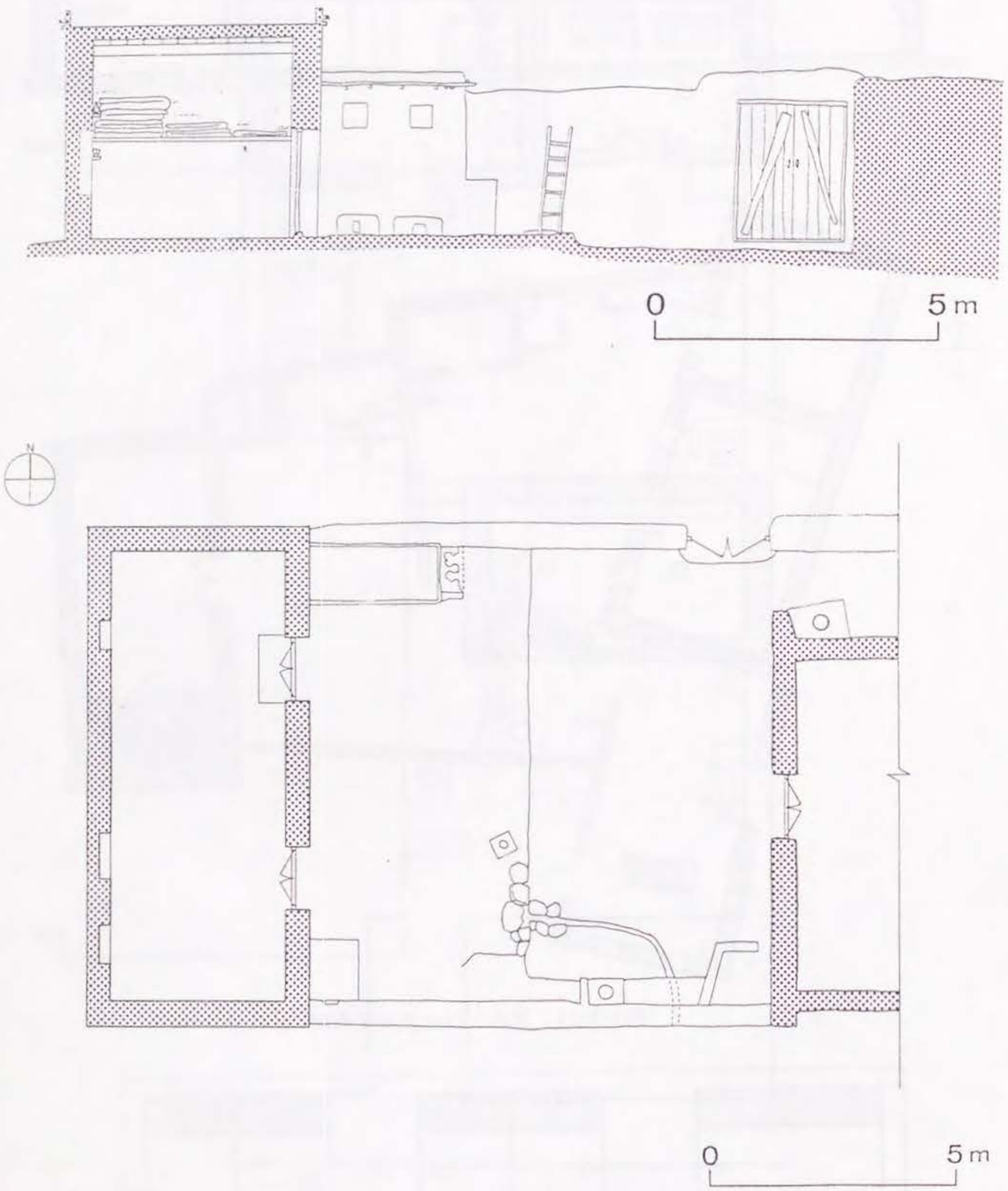


図7-3-17　タージ・モハマド家

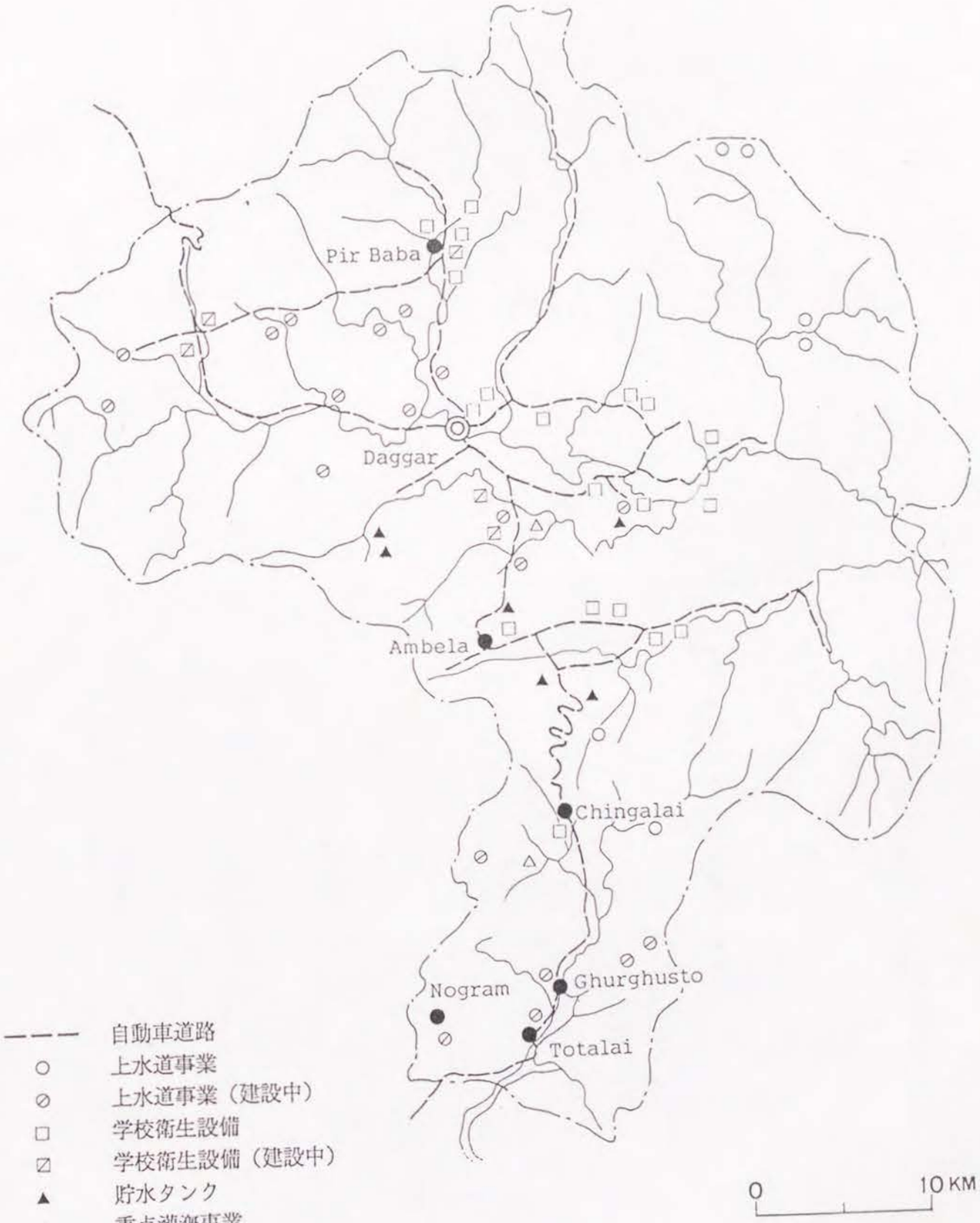


図7-5-1　ブネール開発事業 完工した事業と次期５ヶ年の事業計画